

福井県地域防災計画

(本 編)

福 井 県 防 災 会 議

昭和38年	8月	作成
昭和41年	3月	修正
昭和44年	11月	修正
昭和46年	2月	修正
昭和47年	3月	修正
昭和49年	3月	修正
昭和54年	4月	修正
昭和58年	3月	修正
昭和62年	3月	修正
平成3年	6月	修正
平成8年	5月	修正
平成10年	3月	修正
平成11年	3月	修正
平成13年	2月	修正
平成14年	2月	修正
平成15年	5月	修正
平成17年	8月	修正
平成19年	5月	修正
平成20年	9月	修正
平成21年	11月	修正
平成22年	11月	修正
平成23年	12月	修正

目 次

第1章 総則	
第1節 計画の目的	1
第2節 福井県の概況	2
第3節 計画の基本	5
第4節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	6
第2章 災害予防計画	
第1節 水害予防計画	12
第2節 高波等災害予防計画	15
第3節 土砂災害予防計画	16
第4節 農業災害予防計画	18
第5節 火災予防計画	19
第6節 建築物災害予防計画	21
第7節 災害に強いまちづくり計画	22
第8節 電気通信施設、放送施設災害予防計画	23
第9節 電気施設、ガス施設災害予防計画	24
第10節 上下水道施設災害予防計画	25
第11節 交通施設災害予防計画	26
第12節 防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画	27
第13節 緊急事態管理体制整備計画	32
第14節 医療救護予防計画	36
第15節 広域的相互応援体制整備計画	37
第16節 防災訓練計画	39
第17節 防災知識普及計画	41
第18節 自主防災組織等整備計画	43
第19節 災害時要援護者災害予防計画	45
第20節 ボランティア活動支援計画	47
第3章 災害応急対策計画	
第1節 緊急活動体制計画	48
第2節 防災関係機関応援計画	58
第3節 通信計画	62
第4節 防災気象計画	67
第5節 情報および被害状況報告計画	80
第6節 災害広報計画	91
第7節 災害救助法の適用に関する計画	93
第8節 避難計画	95
第9節 救出計画	100
第10節 災害時要援護者応急対策計画	102
第11節 食糧供給計画	103

第12節	衣料、生活必需品その他物資供給計画	105
第13節	給水計画	106
第14節	応急仮設住宅および住宅の応急修理計画	107
第15節	医療助産計画	109
第16節	ボランティア受入計画	113
第17節	死体の捜索および処理ならびに埋葬等計画	114
第18節	障害物の除去計画	117
第19節	文教対策計画	118
第20節	生業に必要な資金の貸与計画	120
第21節	輸送計画	121
第22節	交通対策計画	123
第23節	要員確保計画	125
第24節	食品衛生栄養指導計画	126
第25節	防疫計画	127
第26節	廃棄物処理計画	130
第27節	流木対策および在港船舶に対する措置計画	131
第28節	物価対策計画	132
第29節	自衛隊災害派遣要請計画	133
第30節	警備計画	135
第31節	消防応急対策計画	136
第32節	航空防災活動計画	139
第33節	電気通信施設、放送施設災害応急対策計画	141
第34節	電気施設、ガス施設災害応急対策計画	142
第35節	上下水道施設災害応急対策計画	143
第36節	交通施設災害応急対策計画	144
第37節	水防計画	145
第38節	土砂災害応急対策計画	149

第4章 災害復旧計画

第1節	公共施設の災害復旧	151
第2節	民生安定計画	152
第3節	経済秩序安定計画	156
第4節	復興計画	158

第 1 章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、福井県防災会議が作成する計画であって、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、県土ならびに県民の生命、身体、財産を災害から保護するため、県の地域（石油コンビナート等災害防止法に基づく福井臨海地区石油コンビナート等特別防災区域を除く。）にかかる災害予防、災害応急対策および災害復旧の諸施策を明示するとともに、市町地域防災計画作成のための諸基準を示し、総合的かつ計画的な推進を図り、県土保全と県民福祉の確保に万全を期することを目的とする。

第2節 福井県の概況

第1 自然的条件

(1) 位置

本県は、本州日本海側のほぼ中央にあって、北西は日本海側に面し、北は石川県、南東は岐阜県、南西は京都府、滋賀県に接している。

極東 大野市油坂峠 東南1, 550m 東経136度49分56秒
極西 大飯郡高浜町鎌倉 西北 500m 東経135度26分58秒
極南 大飯郡おおい町名田庄染ヶ谷 東南2, 000m 北緯35度20分36秒
極北 あわら市北潟砂丘北端 (見当山北750m) 北緯36度03分55秒

(2) 面積 4,189.25 k m² 耕地面積 41,900 h a 林野面積 312,354 h a

(3) 地勢

本県は、木の芽峠 (標高628m) および山中峠 (同389m) の約10kmにわたる山嶺を境として嶺北地区と嶺南地区に分かれる。

嶺北地区には、岐阜県境方面に広く連なる越美山地、石川県境にそばだつ白山火山地とそれに続く川越山地、中央に越前中央山地、西部に丹生山地、南に南条山地の谷山が配列している。このうち白山火山地がもっとも高峻で、1,600mから2,000mの火山岳が並び、谷も深く、冬の季節風を受けて、最も多く雪を降らせる。

越美山地は、古生代、中生代の古い生成でかなり削磨されて1,000m余の走高性をもつ高原性山地となっている。その他の山地は数百mの中山性ないし低山性山地で、南条山地は古い、その他は第3紀の新しい山地である。

川越山地と中央山地北部の西側が断層で落ちて福井平野を形成し、その南には、丹生、南条、中央の三山地に包まれ、山ろくと島状小山地に沈降の特色をみせる武生盆地が続き、両平地は文珠山の突出部で境されている。また、越美、白山、川越、中央の諸山地の間に陥没の大野、勝山盆地があり、福井平野とは地溝状九頭竜河谷でつながっている。

これらの低地の内部は、いずれも河川の沖積物で埋められているが、大野盆地は、九頭竜川、真名川、清滝川による扇状地堆積と一部は火山噴出物で埋められている。武生盆地は主に日野川により、福井平野は九頭竜川、足羽川により、それぞれ緩い扇状地とそれに続く三角州によって埋積されている。ただし、福井平野の北部には、洪積期の隆起による川越台地が30~40mの高さで石川県南部に続き、西北には三里浜砂丘が生成して平野の下手をふさいでいるので、福井平野は軽い盆地状となり、湿田が多い。

嶺南地方は、木の芽山嶺西側から南下する柳ヶ瀬断層と、敦賀湾東岸の甲楽城断層とにより、嶺北より一段低く落ちこみ、山地も700~800mの走高性に下がっている。その上、若狭湾の陥没によってリアス式海岸と幅狭い沈降山地を主体とする地勢となり、しかも小浜、熊川を結ぶ熊川断層線以東は、主に南北性の数多くの断層で切られ、琵琶湖から続く破碎帯となって小山塊に分裂されている。

敦賀平野、三方平野、小浜平野はいずれもこの山塊の間の小平野であり、三方湖は、沈降山地の谷間に水を湛えた沈水湖である。

海岸線は、嶺南は典型的なリアス式海岸をなし、それに伴う豪壮な海食断崖が各所にみられる。

敦賀湾東岸の若い断層海岸、干飯崎以北の隆起性の岩石海岸、三里浜砂丘、陣ヶ岡の安山岩柱状節理海岸北潟砂丘など多彩に変化し、県下の海岸が若狭湾国定公園、越前・加賀海岸国定公園として指定を受けている。

(4) 河川の現況

本県には1級河川159、2級河川41の河川がある。水系列にみると1級河川は九頭竜川水系と北川水系に分けられ、2級河川は笙の川、耳川、南川など22水系に分けられる。

九頭竜川水系は、水源を福井・岐阜県境の油坂峠に発し、打波川、真名川、日野川、足羽川、竹田川など嶺北地方のほとんどの河川を合流し、坂井市において日本海に注ぐ本県における最も大きな河川である。九頭竜川水系の流域面積は、2,930k m² (本県面積の約70%) に及び、その治水、利水は本県の社会、経済、文化の基礎をなし、極めて大きな意義をもっている。

北川水系は、水源を滋賀県北部山岳地帯に発し、10支川を合流して小浜市を横断し、若狭湾に注ぐ嶺南地方における最も大きな河川である。

嶺南地方には、笙の川が敦賀湾に注ぎ、耳川、早瀬川、南川が若狭湾に注いでいる。

河川概要表(流域面積100km²以上)

等級別	水系別	河川名	河川延長(km)	流域面積(km ²)
1級河川	九頭竜川	九頭竜川	111.4	2,930
	〃	石徹白川	18.5	150
	〃	打波川	21.2	120
	〃	真名川	41.5	352
	〃	日野川	65.5	1,269
	〃	天王川	25.7	153
	〃	浅水川	29.9	170
	〃	足羽川	57.0	416
	〃	竹田川	41.9	213
	〃	北川	18.2	215
2級河川	大聖寺川	大聖寺川	0.5	209
	笙の川	笙の川	18.3	163
	南川	南川	32.4	211

(資料) 1級河川：国土交通省近畿地方整備局(基準年平成7年度末)「河川現況調査」

2級河川：福井県河川課調(平成21年度末)

(5) 気象の概要

本県の気象は、月降水量が12月または1月に最大となるいわゆる日本海側気候で、全国的にみて多雨多雪地帯に属し、年間降水量は、少ない所で2,000ミリ、多い所では3,000ミリを超える。

年初からの気候を概観してみると、冬はほとんど北西の季節風に支配され、シベリアからの寒気の吹き出しによりたびたび大雪となる。中でも各方面に大きな被害をもたらした大雪として、昭和38年1月から2月にかけての『昭和38年1月豪雪』(福井市最深積雪213cm)、昭和55年12月から昭和56年1月にかけての大雪(福井市最深積雪196cm)、昭和60年12月15日から16日にかけての大雪(坂井市三国町15、16両日の合計降雪量121cm、最深積雪119cm)、平成17年12月から平成18年1月にかけての『平成18年豪雪』(福井市12月の降雪量150cm)がある。

春には、日本付近を高気圧と低気圧が交互に通過し、時には低気圧が日本海で急速に発達することがある。この低気圧に向って強い南風が吹き込み、本県地方はフェーン現象によって空気が乾燥し高温となり、時として大火を発生させる要因となる。また積雪の多かった年には、雪解けが進み低気圧に伴う雨も加わって、融雪洪水が起こることもある。

梅雨期は、6月上旬から7月下旬ごろまでであるが、特に梅雨末期、南方洋上にある熱帯低気圧や台風が北上する場合は、本州付近に停滞する梅雨前線が活発となって大雨をもたらすことがある。

平成16年7月18日の『平成16年7月福井豪雨』(福井市美山町総降水量285ミリ)では、嶺北を中心に1時間80ミリ以上の猛烈な雨を観測し、平成18年7月15日から19日にかけての『平成18年7月豪雨』(勝山市総降水量477ミリ)では、嶺北を中心に激しい雨が断続的に降り続いた。

太平洋高気圧の勢力が強まり梅雨前線が日本付近から北上すると夏となり、年間を通して最も天気安定した時期に入る。

8月も半ばを過ぎると大陸には冷たい高気圧が現われ始め、梅雨明けのとき北上した前線は再び南下し、9月上旬ごろから10月中旬ごろまで本州南岸付近に停滞(秋雨前線)するようになる。ちょうどこのころ台風が南方洋上から本土に接近してくる。福井県に影響を与える台風は、平均して1年に2個程度、多い年は数個である。台風で直接に災害にあった回数を調べてみると、6月から10月の期間に多く、中でも9月に大きな災害が集中している。

台風による災害は、台風の強さ、経路、通過する土地の地形的条件や、台風接近前の前線の位置によりかなり差異があるが、一般的にみて、風は台風が進行方向にある土地の西側を通る場合のほうが東側を通るときより強くなり、台風通過後の吹き返しで再び強くなる。

また、雨は台風本体、前線および地形的影響等の条件が重なると大雨となり、災害が起こることがある。

地形的に大雨が降りやすいのは、奥越山間部と若狭地方で、昭和40年9月14日から15日の奥越地方の集中豪雨は、元大野郡西谷村本戸(県営笹生川ダム)で日雨量844ミリを観測した。これは、台風24号前面の前線が台風の北上に伴って活発化し、驚異的な大雨となったものである。続いて9月17日から18日にかけて、若狭地方を中心に300～500ミリの豪雨があった。これは、台風24号自体の雨もあるが、それよりも台風の経路が若狭地方の比較的近くの南方を通り、強い北風による地形の影響が加わったためである。

秋になると太平洋高気圧の勢力が弱まり、代わって大陸の高気圧が発達するようになり、高気圧と低気圧が交互に日本付近を通り、天気は周期的に変化するようになる。

しかし、低気圧が日本海で発達して通過する時、西寄りの強風のため県下の海岸では高波による被害が発生することがある。昭和51年10月28日から29日と昭和55年10月26日から27日には越前海岸から若狭湾にかけて大きな被害が出た。

第2 社会的条件

(1) 人口

平成22年10月の国勢調査によれば、本県の人口は806,314人で、平成12年以降はマイナスになっており、前回(平成17年)に比べ1.9%減少した。

福井県の人口の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人 口 数	817,633人	823,585人	826,996人	828,944人	821,592人	806,314人
対 前 回 増 加 率	2.9%	0.7%	0.4%	0.2%	▲0.9%	▲1.9%

(資料：国勢調査)

年齢別人口の構成比では、老年人口が25.2%であり、老年人口が増加する傾向が続いている。

福井県の年齢別人口の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
年 少 人 口 (0～14歳)	176,135人	155,998人	140,593人	130,143人	120,745人	112,192人
構成比	21.5%	18.9%	17.0%	15.7%	14.7%	14.0%
生 産 年 齢 人 口 (15～64歳)	536,679人	545,297人	539,592人	529,017人	513,858人	485,409人
構成比	65.6%	66.2%	65.3%	63.8%	62.7%	60.8%
老 年 人 口 (65歳以上)	104,794人	121,940人	146,728人	169,489人	185,501人	200,942人
構成比	12.8%	14.8%	17.7%	20.5%	22.6%	25.2%
全 国 老 年 人 口 構 成 比	10.3%	12.1%	14.6%	17.4%	20.2%	23.0%

ただし、年齢不詳人口を除く。

(資料：国勢調査)

(2) 土地利用

平成21年における県土面積4,190km²の土地利用形態は、農用地や森林を合わせた農林業的土地利用が約84%を占め、宅地、道路等を合わせた都市的土地利用が約8%となっている。

本県における都市化の進展を人口集中地区面積で見ると、昭和60年に55km²であったものが、平成22年には78km²と、25年間で1.4倍に増加した。県土面積の1.9%に当たるこの地域に県民の42%、337千人が住んでいる。こうした著しい都市化の進展はさまざまな分野で影響を及ぼしている。

(3) 産業

本県の県内総生産およびその産業別構成比をみると、昭和60年度に21,850億円で、第一次産業3.4%、第二次産業32.0%、第三次産業64.7%であったものが、平成21年度には31,132億円で、それぞれ1.1%、25.0%、73.9%と産業の規模、構造とも大きく変化している。

第3節 計画の基本

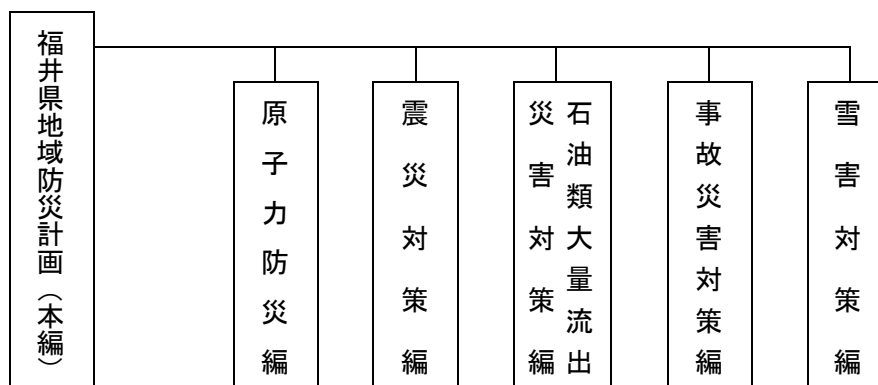
第1 計画の構成

この計画の構成は、次の4章からなる。

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策計画
- 第4章 災害復旧計画

なお、この計画を含む福井県地域防災計画の体系は次のとおりである。

福井県地域防災計画の体系図



第2 計画の周知徹底

この計画は、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関に対し周知徹底するとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。

また、各機関においてはこの計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第3 市町地域防災計画との関連

市町地域防災計画の作成または修正に当たっては、この計画を基準とするものとし、特に必要な事項については各市町で具体的な計画を定めておくものとする。

第4 防災アセスメントの推進

県および市町は、防災アセスメントを推進し、地域の災害特性や災害危険性を地域防災計画に十分反映させるとともに、必要に応じ、コミュニティ防災カルテ等を作成し、きめの細かい防災対策の推進と地域住民の防災活動の活性化を図る。

第5 計画の効果的推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を行う県民運動の展開に努めるものとする。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

第6 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画の修正が行われた場合など、修正する必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

防災関係機関は、修正を必要とする場合は修正事項を福井県防災会議に提出するものとする。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

第1 各機関の責務

(1) 県

県は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、災害が市町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町および指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

(2) 市町

市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、当該市町の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体および住民の協力を得て防災活動を実施する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県および市町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県および市町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急対策を実施する。

また、県、市町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 住民

住民は、日頃から災害に備え、県、市町、その他の防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに「自らの身の安全は自らが守る。」という意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

第2 処理すべき事務または業務の大綱

県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関しおおむね次の事務または業務を処理するものとする。

(1) 県

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
福 井 県	(1) 福井県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育および訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災者の救護 (8) 災害応急対策および災害復旧資材の確保と物価の安定 (9) 災害時における交通、輸送の確保 (10) 災害時における文教対策 (11) 災害時における公安警備 (12) 被災産業に対する融資等の対策 (13) 被災施設の復旧 (14) 被災県営施設の応急対策 (15) 災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 (16) 市町が処理する事務、業務の指導、指示、あっせん (17) 義援金、義援物資の受入れおよび配分

(2) 市町

市 町	(1) 市町防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育および訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災者の救護 (8) 災害応急対策および災害復旧資材の確保 (9) 災害対策要員の動員、借上 (10) 災害時における交通、輸送の確保 (11) 災害時における文教対策 (12) 被災施設の復旧 (13) 被災市町営施設の応急対策 (14) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (15) 義援金、義援物資の受入れおよび配分
-----	--

(3) 指定地方行政機関

1. 中部管区警察局 (福井県情報通信部)	(1) 管区内各県警察の指導・調整に関すること (2) 他管区警察局との連携に関すること (3) 関係機関との協力に関すること (4) 情報の収集および連絡に関すること (5) 警察通信の運用に関すること
2. 北陸総合通信局	(1) 電波の監理および有線電気通信の確保 (2) 災害時における非常通信の確保
3. 北陸財務局 (福井財務事務所)	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会 (2) 地方公共団体の災害復旧事業の起債に係る貸付 (3) 地方公共団体に対する災害短期資金(財政融資資金)の貸付

	(4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示 (5) 災害に関する財政金融状況の調査
4. 近畿厚生局	(1) 国立病院の避難施設等の整備と防災訓練の指導 (2) 災害時における国立病院収容患者の医療等の指示・調整 (3) 災害による負傷者等の国立病院における医療、財政、その他救助の指示・調整
5. 福井労働局	(1) 事業場における災害防止の監督指導 (2) 事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導
6. 北陸農政局 (福井地域センター)	(1) 国営農業用施設等の整備と防災管理 (2) 国営農業用施設の災害復旧 (3) 農地および施設の災害対策に関する県および本省との連絡調整 (4) 農地および農業施設の緊急査定 (5) 災害時における米穀および応急用食糧等の確保と引渡
7. 近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	(1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備 (2) 国有林における予防治山施設による災害予防 (3) 国有林における荒廃地の復旧 (4) 災害対策用復旧用材の供給 (5) 林野火災の予防
8. 中部経済産業局	(1) 電気の供給の確保に係る指導・要請
9. 近畿経済産業局	(1) 防災関係物資の供給体制の整備 (2) 防災関係物資等の適正な価格による円滑な供給の確保 (3) 事業者の業務の正常な運営の確保 (4) 電気・ガス・工業用水道の供給の確保に係る指導・要請
10. 中部近畿産業保安 監督部	(1) 電気の保安の確保
11. 中部近畿産業保安 監督部近畿支部	(1) 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の防災についての保安の確保
12. 北陸地方整備局 (敦賀港湾事務所)	(1) 港湾区域内の直轄、港湾施設の整備ならびに防災施設の施行 (2) 被災港湾施設の災害復旧
13. 中部地方整備局 (岐阜国道事務所)	(1) 直轄道路の災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興
14. 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所、足羽川ダム工事事務所、九頭竜川ダム統合管理事務所)	(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理 (2) 直轄公共土木施設の災害の発生防禦と拡大防止 (3) 国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 (4) 直轄公共土木施設の災害復旧 (5) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施
15. 中部運輸局 (福井運輸支局)	(1) 災害時における自動車運送事業者に対する運送協力要請 (2) 災害時における自動車の調達および被災者、災害必需物資等の運送調整 (3) 災害による不通区間における回輸送、代替運送等の指導 (4) 所轄する交通施設および設備の整備についての指導 (5) 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 (6) 災害時における貨物輸送確保にかかる内航海運事業者に対する協力要請 (7) 特に必要があると認める場合の輸送命令
16. 大阪航空局 (小松空港事務所)	(1) 飛行場および飛行場周辺以外の航空災害の処理
17. 東京管区気象台 (福井地方気象台)	(1) 気象、地象 (地震にあつては、地震動に限る。)、水象に関する予報及び警報・注意報の発表及び解除、ならびに台風・大雨・竜

	巻等突風に関する情報等の発表 (2) 前項について定められた関係機関等への通知および報道関係等の協力による公衆への周知 (3) 防災気象業務の整備強化
18. 第八管区海上保安本部 (敦賀海上保安部)	(1) 海難の際の人命、積荷および船舶の救助ならびに災害における避難対策、救援物資輸送等の援助、排出油等の防除等に関する指導 (2) 船舶交通の障害の除去および規制 (3) 海上衝突予防法および港則法の励行指導 (4) 沿岸水域における巡視警戒 (5) 海象の観測および通報
19. 中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集および提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(4) 自衛隊

自衛隊	(1) 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣
-----	------------------------------

(5) 指定公共機関および指定地方公共機関

1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(株) (福井支店) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDD I (株) (北陸総支社)	(1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 災害時における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧
2. 郵便事業株式会社 北陸支社 (各支店)	(1) 災害時における郵便業務の確保 (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
3. 郵便局株式会社 北陸支社 (各郵便局)	(1) 災害時における郵便局の窓口業務の維持
4. 日本赤十字社 (福井県支部)	(1) 災害時における被災者の医療救護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の受付 (4) 支部備蓄の救援物資の配分 (5) 安否調査 (外国人)
5. 電力関係機関 北陸電力(株) (福井支店) 関西電力(株) (原子力事業本部) (小浜営業所) 電源開発(株) (九頭竜電力所) 日本原子力発電(株) (敦賀発電所) (独)日本原子力研究開発機構 (敦賀本部)	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧
6. ガス関係機関 (社)福井県エルピーガス協会	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧
7. 鉄道軌道機関 西日本旅客鉄道(株) (金沢支社)	(1) 施設等の整備と安全輸送の確保 (2) 災害時における輸送の確保

福井鉄道(株) えちぜん鉄道(株)	(3) 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 (4) 被災施設の復旧
8. 自動車輸送機関 日本通運(株) (福井支店)	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資等の輸送 (3) 転落車輛の救出等
9. 中日本高速道路(株) (福井保全・サービスセンター) (敦賀保全・サービスセンター) 西日本高速道路(株) (福知山高速道路事務所)	(1) 道路および防災施設の維持管理 (2) 被災施設の復旧 (3) 交通安全の確保
10. 日本銀行 (福井事務所) (金沢支店)	(1) 災害時における現地金融機関の指導 (2) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施 (3) 災害時における損傷通貨の引換え
11. 土地改良区	(1) 土地改良事業によって造成された施設の維持管理 (2) 災害復旧事業、湛水防除事業および各種防災事業の調査 ならびに測量設計業務
12. 報道機関 日本放送協会 (福井放送局) 福井放送(株) 福井テレビジョン放送(株) 福井エフエム放送(株) 福井新聞社 (株)日刊県民福井	(1) 県民に対する防災知識の普及および予警報等の迅速な 周知 (2) 県民に対する災害応急等の周知 (3) 社会事業団等による義えん金品の募集、配分等の協力
13. 福井県医師会	(1) 災害時における医療救護活動の実施

(6) 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

1. 農業協同組合	(1) 市町が行う被害状況調査および応急対策の協力 (2) 農作物の災害応急対策の指導 (3) 被災農業に対する融資、あっせん (4) 農業生産資材および農家生活資材の確保、あっせん (5) 農作物の需給調整
2. 森林組合	(1) 県、市町が行う被害状況調査その他応急対策の協力 (2) 被災組合員に対する融資またはそのあっせん
3. 漁業協同組合	(1) 組合員の被災状況調査およびその応急対策 (2) 漁船、共同利用施設の災害応急対策およびその復旧 (3) 被災組合員に対する融資またはそのあっせん (4) 防災に関する情報の提供 (5) 県、市町が行う被害状況調査その他応急対策の協力
4. 商工会議所 商工会	(1) 商工業者への融資あっせん実施 (2) 災害時における中央資金源の導入 (3) 物価安定についての協力 (4) 救助用物資、復旧資材の確保、協力、あっせん
5. 病院等医療施設 管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における病人等の収容、保護 (3) 災害時における負傷者等の医療、助産救助
6. 社会福祉施設 管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における利用者の保護
7. 金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資
8. 学校法人	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 被災時における応急教育対策計画の確立と実施 (3) 被災施設の災害復旧
9. 文化事業団体	(1) 県、市町等の応急対策等に協力

10. 危険物関係施設の 管理者	(1) 危険物施設の防護施設の設置 (2) 安全管理の徹底
11. 原子力施設の 管理者	(1) 原子力施設の防災管理 (2) 放射能災害対策の実施
12. 水上貯木場使用者	(1) 水上貯木場における流木防止対策の強化

第2章 災害予防計画

第1節 水害予防計画

台風、集中豪雨等による水害の防止を図るための計画である。

第1 治山対策の推進

山地災害防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、治山に関する計画を樹立し、山地治山、防災林整備、水源地域整備等の治山事業を推進する。

(1) 山地治山事業

山地災害を防止するため、局所的な短時間豪雨などの天然現象等によって発生した荒廃地および荒廃危険地が存する一定地域において、治山施設、森林の整備を緊急かつ総合的に実施する。

(2) 防災林整備事業

- ① 積雪地帯で発生する雪崩の被害や海岸等で飛砂、潮風、高潮、強風等による被害を防止する。
- ② 地味劣悪、被害等により機能の低下した保安林を整備し、水源かん養および土砂流出、土砂崩壊等防災機能の高度発揮を図る。

(3) 水源地域整備事業

ダム上流等の水資源の確保上重要な水源地域に存する荒廃した森林の復旧と周辺森林の整備を緊急かつ総合的に実施する。

(4) 事業実施の留意事項

- ① 山林地帯において治山行政と土木行政との境界面についても総合的視野より考慮する。
- ② 砂防法の砂防指定地と森林法の保安林等との調整を行うよう考慮する。
- ③ 環境および景観へも配慮する。

第2 治水対策の推進

(1) 河川改修事業

足羽川などの大河川については、狭部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸、水制等の施工、河積の拡大および河道の安定を図り、上流ダム群等により洪水調節を行う。

中小河川および都市河川についても同様の整備を図るほか、内水河川としてポンプ場等の整備も併せて実施する。

(2) 河川維持修繕事業

平常から河川を巡視して河川施設等の状況を把握し、異常が認められたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持、護岸、水制および根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。

(3) 治水ダムの建設促進

流域の市街化等により改修の困難な河川については、上流に洪水調節を目的としたダムを建設することとし、これらの調査の推進を図るとともに、九頭竜川水系吉野瀬川ダム、北川水系河内川ダム、佐分利川水系大津呂ダム、九頭竜川水系足羽川ダムの早期完成を図る。

(4) 事業実施の留意事項

- ① 水源より河口にいたる水系一貫した危険箇所の実態を把握するとともに、特にダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化等慢性的、持続的な破壊作用等についても考慮する。
- ② 利水施設の設置は、治水との総合調整を考慮し、水源より河口までの一貫した観点より適切に行うよう考慮する。
- ③ 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。
- ④ 総合治水的見地より都市の下水道事業、農地排水等排水改良事業との調整を行うよう考慮する。
- ⑤ 環境および景観へも配慮する。

第3 防災体制の強化

県、水防管理団体、その他の防災関係機関は、水防に関する組織、動員体制、情報連絡体制等の整備充実を図り、水防体制の万全を期するものとする。

第4 河川等の管理強化

河川、ダム、ため池等の管理者は、ダム、堰、水門等その管理する施設の操作にあたっては、下流

地域における異常増水の防止に十分配慮して行うものとする。

第5 水防施設および資機材等の整備、備蓄および点検

- (1) 河川管理者は、河川水位、雨量等の観測施設、警報施設、河川管理用進入路、水防拠点等の整備を図るとともに、平素から安全を踏まえた計画的な点検整備を行い、施設の改善等機能の維持に努めるものとする。また、増水時の堤防等施設の監視体制および内水排除施設の耐水機能の確保に努めるとともに、下水道等の管理者と連携し、増水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等洪水被害の軽減に努めるものとする。
- (2) ダム管理者は、ダム水位、雨量等の観測施設および警報施設の整備を図るとともに、平素から計画的な点検整備を行い、施設の改善等機能の維持に努めるものとする。
- (3) 県および水防管理団体は、重要水防区域等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な資機材の整備を図るとともに、平素から計画的な点検整備を行い、補充等に努めるものとする。
また、水防管理団体が行う点検には、所轄土木事務所係員が立ち会うものとし、その結果については、土木事務所を経由して県河川課に報告するものとする。
なお、地理的状況等を踏まえ、土のう、スコップ等防災資機材の適正配備および水防倉庫のあり方について検討を行うものとする。
- (4) 県は、その管理する河川における水位計の増設により、水位情報収集体制の強化に努める。

第6 警戒避難体制の整備

- (1) 県および近畿地方整備局福井河川国道事務所は、市街地の浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努めるものとする。
- (2) 県および近畿地方整備局福井河川国道事務所は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。
- (3) 市町は、浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。
- (4) 市町は、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設または社会福祉施設、病院、幼稚園等の災害時要援護者関連施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに洪水予報の伝達方法を定めるものとする。
- (5) 浸水想定区域をその区域に含む市町は、市町地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。
- (6) 市町は、地域の実情に即した河川の水位の状況、降雨の度合等から総合的に判断し、あらかじめ、避難勧告指示の基準ならびに避難経路および避難先等を具体的に定めるものとする。
- (7) 市町は、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。また、中小河川および内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。
さらに、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。
- (8) 水防管理者は、水防活動の必要性が高い区域を、水防計画書で重要水防箇所として記載するとともに、一般に周知するよう努めるものとする。
- (9) 県は、インターネットにより、雨量および県の管理する河川における水位情報の提供を行う。
- (10) 県は、气象台と連携し、県の管理する河川における洪水予報システムの整備に努める。

第7 地下空間の浸水対策

- (1) 県および市町は、地下街、ビルの地階などの地下空間について、浸水防止施設の設置を推進するため、施設の具体的事例等、必要な情報を地下空間の管理者等に提供するよう努める。
- (2) 地下空間の管理者等は、浸水防止施設の設置に努めるとともに、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導計画等の整備に努める。また、市町と地下空間の管理者等が共同して、浸水災害の発生を想定した訓練の実施に努める。

第8 親水施設利用者の安全確保

河川、ダム、ため池等の管理者は、親水施設の管理者と連携して、施設の安全性および利用者の安全確保のため、施設の点検や定期パトロール等の充実を図るとともに、急激な河川等の増水による水難事故を防止するため、平常時の啓発を行い、必要に応じて看板や警報装置等の設置を行う。

第9 アンダーパス部等の冠水対策

- (1) 道路管理者は、アンダーパス部等前後に比して局部的に急低下している区間に関する情報について把握するとともに、豪雨時に冠水する可能性がある旨掲示板等により周知する。
- (2) 道路管理者は、アンダーパス部等の情報について、所轄の警察や消防等の関係機関と情報を共有するとともに、連絡体制を整備して、通行止めや救助等の活動に遅れが生じないよう措置する。

第2節 高波等災害予防計画

海水による侵食または冬期波浪、高潮等から海岸地帯を保護するための計画である。

第1 海岸事業の推進

海水による侵食または冬期波浪、高潮等から海岸地帯を防護するため、高波対策事業、侵食対策事業等の海岸事業を実施し、県土の保全を図る。

(1) 高波対策事業

冬期波浪、高潮等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮樋門等の新設または既存施設の補強改修等を実施する。また、近時海岸地域の開発により冬期波浪の越波による塩害が甚しくなっているため、護岸・消波工等による越波防止を行い、後背地の保全を図る。

(2) 侵食対策事業

侵食による被害が発生するおそれのある海岸に侵食防止対策を行い、後背地の保全を図る。

(3) 事業実施の留意事項

- ① 海岸事業は、後背地、管理区分により建設海岸（国土交通省河川局所管）、港湾海岸（国土交通省港湾局所管）、漁港海岸（農林水産省水産庁所管）、農地海岸（農林水産省農村振興局所管）に分かれて実施しているため、事業実施に当たっては、各管理者間の緊密な連絡調整を図る。
- ② 観光レクリエーションの将来需要を配慮した海浜利用と調和のとれた海岸事業を実施するよう考慮する。
- ③ 環境および景観へも配慮した海岸事業を実施するよう考慮する。

第2 高潮防災対策の推進

国、県および市町は、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれの必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

第3 警戒避難体制の整備

- (1) 沿岸市町は、波浪、高波、高潮等に備え危険地域の住民に対する情報伝達、避難、海面監視等の体制を整備する。この場合において観光客等の短期滞在者に対する対応も考慮するものとする。また、避難訓練を実施し万全を期するものとする。
- (2) 沿岸市町は、高潮災害のおそれがある区域について、高潮による危険箇所、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

第3節 土砂災害予防計画

台風、集中豪雨等による土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害の防止を図るための計画である。

第1 土砂災害対策

荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土砂災害（土石流災害、がけ崩れ災害、地すべり災害等）から人命、財産を守るため、本節第3による土砂災害警戒区域において、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業および地すべり対策事業を推進する。特に、土砂災害特別警戒区域内に保全人家のある箇所、保全人家の多い箇所、災害時要援護者関連施設がある箇所を優先する。

(1) 砂防事業

山地の荒廃、集中豪雨等による土石流、土砂流出災害に対処するため、これらの発生のおそれがある溪流およびその流域について、砂防法の基準に基づく「砂防指定地」に指定し、砂防堰堤等の砂防施設の整備を図る。また、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上の地域で、かつ急傾斜地の崩壊により危害の生ずるおそれのある人家が5戸以上ある箇所、または5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館、社会福祉施設等に危害が生ずるおそれがある箇所について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の基準に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」に指定し、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難または不相当と認められるものについて、擁壁工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を図る。また、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する。

(3) 地すべり対策事業

土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こし、その面積が5ha、市街化地域にあって2ha以上の地域で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、または鉄道、道路、公共建物（官公署、学校または病院等）および10戸以上の人家に被害を及ぼすおそれがある箇所について、地すべり等防止法の基準に基づく「地すべり防止区域」に指定し、排水施設等の整備を図る。また、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する。

(4) 事業実施の留意事項

砂防、治山、河川改修、農地防災等の各種事業で実施されている各防災事業と相互に調整を行い、事業執行の適正化、効率化を図るとともに、環境および景観への影響を考慮する。

第2 山地災害対策の推進

山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が現に発生し、または発生するおそれのある保安林で、その危害が直接人家または公共施設に及ぶ危険性がある地域について、森林法に基づき、治山事業による治山施設の整備や森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図る。また、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する。

第3 土砂災害警戒区域の指定等

県は、土砂災害のおそれのある区域について警戒避難体制を整備するため、土砂災害警戒区域を指定し、インターネット等により公表する。あわせて、市町へ警戒区域に関する情報を提供する。

(1) 土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、次の措置を講ずる。

- ① 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- ② 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ③ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ④ 勧告による移転者への融資および資金の確保

- (2) 土砂災害が発生し土砂の流出状況が変化した場合や、土砂災害対策工事が実施された場合など、あらためて基礎調査を実施し、調査結果に基づき速やかに警戒区域等の解除または再指定を行う。

第4 規制区域および対策施設の管理

県は、それぞれの法令の規定により、災害を助長または誘発する原因となる行為の制限を行うため、砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域・保安林区域（以下、規制区域とする）や保安林において、行政パトロール等により現状を把握し、違法行為の中止や現状復旧を命ずる。

また、当該区域内における災害の未然防止および被害の軽減を図るため、特に梅雨期、台風期の前、融雪期等に防災関係機関等の協力を得て、合同パトロールを実施し、対策施設の点検を行う。

第5 警戒避難体制の整備

市町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発令・伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。

特に、警戒区域内に社会福祉施設、病院、幼稚園等の災害時要援護者関連施設があるときには、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに予警報の伝達方法を定めるものとする。

(1) 規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の周知

市町は、地域防災計画に規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区を掲載し、関係住民に周知を図る。

(2) 情報の収集および伝達体制の整備

県および市町は、日頃から過去の経験を基にどの程度以上の雨量があれば災害発生の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、雨量計や警報装置等の整備に努めるものとする。また、インターネット等を活用し、土砂災害警戒情報、気象情報、雨量情報等の伝達体制を整備する。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(3) 避難勧告等の発令基準の設定

市町は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民への避難勧告等の発令基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

(4) 土砂災害ハザードマップ等の作成

市町は、土砂災害警戒区域や避難経路、避難場所の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するものとする。

(5) 自主防災組織の育成

市町は、災害情報の収集および伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、住民の協力を得て、自主的な防災組織の育成に努めるものとする。

第4節 農業災害予防計画

風水害等の災害による農地、農作物の被害の防止を図るための計画である。

第1 農地保全事業の推進

農地および農業用施設の災害の発生を未然に防止するため、湛水防除、老朽ため池整備、用排水施設整備、防災ダム整備、および土砂崩壊防止事業を推進し、農業生産の維持および農業経営の安定を図り、併せて県土の保全に資する。

(1) 湛水防除事業

流域の開発環境の変化により湛水の被害のおそれのある地域において、これを防止するため、排水機、樋門、排水路等の新設、改修を図る。

(2) 老朽ため池整備事業

農業用のため池のうち老朽化による決壊を防止するため、早急に整備を要するものについて、堤体の補強その他必要な管理施設の新設、改修を図る。

(3) 用排水施設整備事業

自然的社会的環境の変化に伴い、効果の低下した用排水施設の機能回復を図るため、排水機、樋門、用排水路等の新設、改修を図る。

(4) 防災ダム整備事業

洪水調節により農業関係被害等を防止するため、防災ダム新設を図る。

(5) 土砂崩壊防止事業

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するため、擁壁、土砂溜堰堤、水路等の新設、改修を図る。

(6) 事業実施の留意事項

農地防災、河川改修事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。また、環境および景観へも配慮する。

第2 防災営農対策の推進

各種災害による農作物等の被害（病害虫を含む。）の減少を図り、防災営農を推進するため、防災営農指導体制の確立ならびに防災営農技術の確立および普及を図る。

(1) 防災営農指導体制の確立

県は、防災営農技術の普及ならびに気象および災害対策事項等諸情報の末端への迅速な伝達に努めるものとする。このため、市町、農業関係団体等と緊密に連携をとる。

(2) 防災営農技術の確立および普及

県は、防災営農技術についてそれぞれの部門ごとに災害に対応した技術指導を確立し、市町および農業関係団体等に示すとともに、研修会等を開催して、これの普及を図る。

第5節 火災予防計画

消防体制の充実強化、防火思想の普及徹底等火災予防のための計画である。

第1 総合的な消防計画の策定

市町は、「市町消防計画の基準」に基づき、地域の火災その他の災害等の危険度および消防力を勘案した総合的な消防計画を策定する。

第2 消防力の強化

(1) 消防体制の強化

市町は、複雑多様化、大規模化する火災その他の災害に対処するため、広域消防体制の整備を促進するとともに、消防に関し協定を結び、相互に応援する体制を充実強化する。

県は、消防組織法第44条に基づく広域的応援体制の整備に努めるものとする。

(2) 人的消防力の強化

① 消防職団員の充足

市町は、「消防力の整備指針」に基づき、消防職員の充足および消防団員の確保を図るものとする。

② 消防団の活性化対策の推進

市町は、消防団への青年、婦人層の参加を促進し、消防団の施設、装備の充実強化を図るとともに、啓発活動を積極的に行うものとする。

③ 消防職団員の教育訓練

県は、消防職団員の防災に関する高度の知識および技術の向上を図るため、県消防学校において教育訓練を行うとともに、市町が行う一般教養訓練について指導するものとする。

市町は、消防職団員の防災に関する知識および技術の向上を図るため、これらの者を県消防学校および消防大学校に派遣するほか、一般教養訓練の計画を作成し、実施するものとする。

(3) 物的消防力の強化

① 消防施設の強化

市町は、「消防力の整備指針」に基づき、消防施設の拡充強化を図るものとする。

ア 市街地においては、自然的、社会的状況に応じて、消防署等を設置し、所要の消防ポンプ自動車等必要資機材を配置する。

イ 市町の実情に応じて、はしご付き消防自動車、化学消防自動車等を配置する。

また、消火薬剤についても同様とする。

ウ 初動および活動体制を確保するため、引き続き消防庁舎の耐震化ならびに消防機動力、無線通信施設および個人装備の充実を図る。

② 消防水利の強化

市町は、「消防力の整備指針」および「消防水利の基準」に基づき消防水利の強化を図るものとする。

ア 消火栓および防火水槽の整備を促進するとともに、自然水利の整備確保を図る。

防火水槽については、耐震化を推進するものとする。

イ 消防水利の不足または道路事情により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設および可搬式動力ポンプの整備を促進し、地域の消火体制の強化を図る。

③ 消防施設等の整備点検

市町は、火災その他の災害に際して行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備および点検を実施することにより、常に性能の維持向上を図り、即応体制の確立を期する。

第3 火災予防対策

(1) 一般建築物の不燃化

火災の延焼を阻止し、最小限の被害にとどめるため、一般建築物の不燃化を図る。

① 木造の建築物について、屋根の不燃措置および外壁の延焼防止措置による不燃化の指導を行う。

② 不特定多数の人の用に供する火災荷重の大きい建築物、火災発生危険度の大きい建築物および危険物の貯蔵または処理の用に供する建築物について、耐火構造または準耐火構造とするなど、建築物の不燃、耐火化の指導を行う。

③ 不特定多数の人の用に供する特殊建築物、3階以上の建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建

建築物、無窓建築物および火気使用室等は、その壁および天井の仕上げについて、防火材料を使用するよう指導を行う。

(2) 火災予防査察の強化

消防機関は、消防法に規定する予防査察を消防対象物の用途および地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の強化を図る。

(3) 防火管理者制度の推進

消防機関は、消防法第8条の規定に基づき、選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(4) 消防設備士の資質の向上

県は、消防設備士に対し、消防用設備等に関する技術の進歩に対応した資質を備えさせるため、消防設備士講習を実施する。

(5) 自主防火体制の強化

消防機関は、事業所等の自衛消防組織の育成を図るとともに、自主防災組織の育成等地域ぐるみの自主的防火体制づくりを積極的に推進する。

(6) 住宅防火対策の推進

県および消防機関は、住宅火災の発生防止や住宅火災による被害を軽減するため、関係機関や団体と協力して防火意識の啓発や住宅防火診断の実施等の住宅防火対策の推進を図るものとする。

(7) 防火思想の普及

消防機関は、関係機関や団体と協力して、あらゆる機会を利用し、地域住民に対し、防火思想および知識の普及徹底を図る。

第4 文化財火災予防対策

指定建造物の防火施設と管理上の注意事項について、県教育委員会、市町教育委員会、消防機関等は、協力して所有者、管理者等を指導し、周知徹底を図るものとする。

(1) 防火施設の整備

- ① 消火設備、警報設備等を整備する。
- ② 避雷装置を設置する。
- ③ 消防用水の確保措置を講ずる。
- ④ 消火活動を容易にするため進入道路を確保する。
- ⑤ 防火扉、防火帯、防火壁、防火戸等を設け延焼防止の措置を講ずる。

(2) 自主防火体制の整備

- ① 防火管理体制を整備し管理の万全を図る。
- ② 環境の整理、整とんを図り、火気の発見を容易にする。
- ③ 火気の使用を制限し、または禁止させる。
- ④ 火災危険箇所の早期発見と改善改修を図る。
- ⑤ 火災警戒は定時に巡視し厳重に実施する。
- ⑥ 自衛消防組織を結成し計画的な訓練を実施する。

第6節 建築物災害予防計画

災害に対する建築物の安全性を高めることにより被害の発生を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性、浸水対策等を強化することにより、災害対策の円滑な実施を図るための計画である。

また、民間の施設および一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底を行うとともに、日常の点検等を促進し防災対策を図る。

第1 防災上重要な建築物

県および市町は、所管施設のうちから、災害応急対策上の重要性、有効性等を鑑みて、防災上重要な建築物を指定する。

これらの建築物については、耐震診断を実施し、必要なものは、順次耐震補強を図るとともに、浸水防止対策等を推進し、安全性の向上を図る。

第2 一般建築物

県および建築主事を置く市町は、災害時における建築物の安全性を高めるため、既存建築物の耐震性の向上を推進するとともに、特殊建築物については次の対策を講ずる。

- (1) 学校、病院、興業場、百貨店等の特殊建築物およびその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させ、または実地に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。
- (2) 特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについては、特に査察を実施し、その結果に応じて、改修等必要な助言、勧告を行う。
- (3) 一定規模以上の特殊建築物およびエレベーター、エスカレーター、特定の建築設備については、定期的にその状況を調査資格者に調査させ、その結果の報告を求め、防災上必要な助言、勧告を行う。

第3 その他の構造物

県および市町は、地震時におけるブロック塀の倒壊防止、窓ガラス・看板等の落下防止、家具等の転倒防止、アーケードの安全対策、地下街等の浸水対策等について必要な措置を講じる。

第4 防災集団移転促進事業およびがけ地近接危険住宅移転事業

(1) 防災集団移転促進事業

市町は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域または建築基準法第39条の規定により指定された区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。

(2) がけ地近接危険住宅移転事業

市町は、がけ地の崩壊、土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の危険住宅の移転を促進する。

第7節 災害に強いまちづくり計画

防災空間の確保等都市防災の総合的推進を図るとともに、積雪時にも配慮した災害に強いまちづくりを推進するための計画である。

第1 都市防災構造化対策事業計画の策定推進

県は、県民の生命、身体の安全確保を図るために必要な都市の防災施設を計画的に整備するためのガイドラインを作成する。

市町は、このガイドラインに従い、都市防災構造化対策事業計画を策定し、計画の推進を図る。

第2 都市防災の推進

県および市町は、市街地再開発事業や地区計画などを活用し、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐震性、耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業などの実施により災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。

第3 建築物の不燃化

防火、準防火地域の指定、建築物の不燃化の推進等により、災害時の被害防止に努める。

(1) 防火、準防火地域の指定

① 防火地域は、容積率が400%以上の商業地域については、原則として指定を行う。

② 準防火地域は、建ぺい率80%以上の商業地域、近隣商業地域について指定を推進する。

(2) 公営住宅の不燃化推進

既存の公営木造住宅は、逐次耐火構造に建て替えるものとする。

第4 防災空間の整備

県および市町は、都市公園、都市緑地、道路空間、河川空間、港湾空間の整備を進め、災害時ににおける避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。

(1) 都市公園の整備

県および市町は、災害時の避難場所あるいは防火帯の用に供する都市公園の整備を推進する。

(2) 都市緑地の整備

県および市町は、緩衝、避難等の用に供する都市緑地および街路樹の整備を推進する。

(3) 道路空間の整備

① 広域的な防災体制および地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を推進する。

② 幹線道路については、災害時の緊急物資輸送ルート、避難ルート等としての機能を考慮し整備する。

③ 幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な避難を考慮し整備する。

(4) 河川空間の整備

県および市町は、河川敷にヘリポート、緊急用道路、船着場等を整備し、防災空間としての活用を図る。

(5) 港湾空間の整備

国、県は、耐震強化岸壁の整備を図り、港湾背後市街地内での避難地と連携して、港湾区域内に避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、市町とともに避難地や緊急物資の保管用地として震災時の防災拠点としての利用を図る。

第5 災害に強い県土づくり推進体制の整備

県は、災害に強いまちづくりについて、幅広い観点から意見を交換するため、「安全で快適なまちづくり懇談会」を早急に設置する。

第6 被災宅地危険度判定士の養成

県は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減および防止ならびに被災宅地の円滑な復旧に資するための被災宅地危険度判定士を養成する。

第8節 電気通信施設、放送施設災害予防計画

電気通信施設および放送施設の災害予防のための計画である。

第1 電気通信設備災害予防対策

西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸およびKDD I(株)は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期するものとする。

(1) 災害予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次のとおり防災設計等を行い万全を期する。

- ① 豪雨、洪水または津波等のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐水構造化
- ② 暴風または豪雪の恐れがある地域に設置されている電気通信設備の耐風または耐雪構造化
- ③ 地震、火災災害に対する重要電気通信設備の耐震、耐火構造化
- ④ 主要な伝送路の多ルート構成またはループ構成

(2) 災害対策用機器の配備

災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器等を配備する。

- ① 非常用無線衛星通信装置、非常用無線装置
- ② 移動電源車、発電発動機
- ③ 非常用移動電話局装置、車載型基地局装置
- ④ 応急復旧用ケーブル
- ⑤ その他災害対策用機器

(3) 災害時措置計画の整備

災害が発生した場合において通信不能地域をなくし、電気通信サービスを確保するため、次の災害時措置計画を作成する。

- ① 伝送措置（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）
- ② 交換措置（う回路変更、利用制限等）
- ③ 手動台措置（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）

第2 放送施設災害予防対策

日本放送協会福井放送局、福井放送(株)、福井テレビジョン放送(株)および福井エフエム放送(株)は、非常災害が発生し、または発生するおそれのある場合における放送電波の確保を図るため、あらかじめ定められた計画により、放送設備、局舎設備について予防措置を講じるとともに、災害報道体制を整備するものとする。

(1) 放送設備等の耐震対策および浸水防止対策を強化する。

(2) 非常用資機材および消耗品等を定量常備する。

(3) 放送設備等の整備、点検

災害警戒時には、次の設備について整備、点検を行う。

- ① 電源設備
- ② 給排水設備
- ③ 中継、連絡設備
- ④ 放送設備、空中線関係設備

第9節 電気施設、ガス施設災害予防計画

電気施設およびガス施設の災害予防のための計画である。

第1 電気施設災害予防対策

電気事業者は、災害による電気設備の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、災害の種別ごとにあらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備、管理を行うとともに、応急復旧体制の整備を図るものとする。また、電気施設の耐震性および浸水防止対策の強化を図るものとする。

(1) 風水害、地震対策

① 発電設備および変電設備

施設、付属設備およびその防護施設について点検、整備を行うとともに、非常用電源を整備する。

② 送配電設備

ア 重要設備、回線等に対する災害予防対策を実施する。

イ 土砂採取等に対する鉄塔基礎周辺の保全対策を推進する。

ウ 橋梁および建物取付部における耐震性の強化を図る。

エ 電線路付近における飛来物に対する予防対策をとる。

(2) 落雷対策

変電設備に耐雷遮へいおよび避雷器を重点的に配置するとともに、系統保護継電装置を強化する。

送配電設備については、架空地線および避雷器を設置して雷害対策を強化する。

(3) 通信設備の強化

主要通信系統の二重ルート化、健全回線の切替えによる応急連絡回線の確保、無停電電源および予備電源の確保および移動無線応援体制の整備等を図る。

(4) 電気設備予防点検の実施

電気設備に関する技術基準の定めるところにより、定期的に工作物の巡視、点検を実施するほか、自家用需用家を除く一般需用家の電気工作物の調査等を行う。

(5) 災害対策用資機材の整備および輸送体制の確保

① 資機材の整備

本店、支店、営業所およびその他の業務機関は、地域的条件を考慮して、災害対策用資機材の必要数量を整備しておくものとする。

② 資機材の輸送

本店、支店、営業所およびその他の業務機関は、災害対策用資機材の輸送計画を作成するとともに、輸送力を確保しておくものとする。

第2 ガス施設災害予防対策

ガス事業者は、災害発生の未然防止を図るとともに、被災時のガス設備の被害を軽減し、さらに、ガスによる二次災害の防止を図るため、ガスの製造、供給に係る施設、設備の整備、管理を行うとともに、応急復旧体制の整備を図るものとする。

(1) 製造設備および供給設備の充実ならびに維持管理

ガス発生設備、石油類貯蔵槽およびガスホルダー等について耐震性を十分に考慮して設置し、防油、防液堤、消火設備および保安電力設備等の拡充に努める。

これらの設備については、保安規程に定めるところにより、定期的に点検、検査、見回りを実施する。

(2) 導管および付属設備の整備

導管、整圧器およびバルブ等の付属施設については、保安規程に定めた方法で設置するとともに、導管については、耐震性を考慮したものを使用する。また、これらの設備については、保安規程に定めるところにより、定期的に点検、検査、見回りを実施する。

(3) 災害対策用資機材の整備

緊急事態が発生した場合に早急に応急復旧措置ができるよう、移動無線系による通信体制を強化するとともに、導管材料等必要な資機材を整備し、定期的に確認を行う。

(4) 防災関係機関との相互協力体制の確保

市街地においてガス漏れによる爆発事故が発生した場合に、迅速、的確に対処できるよう、あらかじめ関係機関と協議しておくものとする。

第10節 上下水道施設災害予防計画

水道および下水道施設の災害予防のための計画である。

第1 上水道施設災害予防対策

県および市町は、災害による水道施設の被害を最小限に止め、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強および給水体制の整備を推進する。

(1) 施設等の整備

県および市町は、水道整備事業および配水管整備事業等の実施について、水道施設設計指針および水道施設耐震工法指針等により、施設の耐震化を図るものとする。飲料水兼用耐震性貯水槽の整備に努めるものとする。

(2) 応急復旧用資機材の整備

県および市町は、原水処理薬剤や応急復旧用資機材の整備、備蓄を推進する。

(3) 応急復旧体制の整備

県および市町は、災害により被災した水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

第2 下水道施設災害予防対策

県および市町は、早急に進む市街化に対応して、浸水災害等の被害を防止し、市街地の環境整備および公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道施設の整備増強を図るとともに、応急復旧用資機材の整備、備蓄および応急復旧体制の整備を図る。

第11節 交通施設災害予防計画

鉄道、道路、港湾および空港施設の災害予防のための計画である。

第1 鉄道施設

鉄道事業者は、鉄道施設の防災構造化を推進するとともに、応急復旧体制の整備を図るものとする。

(1) 施設、整備の防災構造化

- ① 風水害による浸水または盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土や法面改良を実施する。
- ② 耐震性を考慮した線区防災強化を推進し、橋梁等について要注意構造物を解消するよう努める。
- ③ 列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動列車制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

(2) 列車防護装置の整備

- ① 地震発生時の列車安全運転確保のため、感震器の設置を推進する。
- ② 列車無線を整備する。
- ③ 線路保守上、特に危険性のある箇所または工事中等で一般路線に比べて強度が低い線路構造物の近くに特殊信号装置を設置する。

(3) 防災関係資機材の整備および点検

クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、発電機、レール、電線等を整備、点検するとともに、重機械類については、民間企業から緊急に協力が得られるようあらかじめ体制を整える。

(4) 避難誘導および応急復旧体制の整備

異常事態発生時に旅客の避難誘導を円滑に行うとともに、鉄道施設の応急復旧体制を整備する。

第2 道路施設

道路管理者は、道路施設の防災構造化を推進するとともに、災害が発生した場合の応急復旧体制の整備を図るものとする。

(1) 道路施設の整備

災害時における道路施設の機能を確保するため、道路路面等の路面への崩落および路体の崩壊が予想される箇所、橋梁、横断歩道橋、隧道、アンダーパス部等について調査を実施し、補修箇所等対策工事の必要箇所の整備を促進する。

(2) 道路啓開用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能の確保のため、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材を確保できる体制の整備に努める。

第3 港湾施設等

災害時の、被災直後の緊急物資および避難者の海上輸送に充てるとともに、被災した港湾施設等が復旧するまでの間、最小限の港湾施設等の機能を保持するため、港湾施設等の防災構造化を推進する

(1) 港湾施設等

県は、航路および泊地の機能維持に努めるとともに、必要に応じて耐震性を備えたけい留施設の整備を図る。また、台風、高潮災害による被害を防止するため、必要となる防災施設の整備、拡充を図る。

(2) 漁港施設

県および市町は、荷捌き時や荒天時における漁船の避難等のため、静穏な泊地および漁船のけい留施設の機能維持に努めるとともに、必要に応じて耐震性を備えたけい留施設の整備を図る。また、台風、高潮災害による被害を防止するため、必要となる防災施設の整備、拡充を図る。

第4 空港（公共用ヘリポート）施設

県は、災害時における空港施設を緊急空輸基地として活用する。

第12節 防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画

防災関係機関が、応急対策の円滑な実施のために必要とする施設、設備の整備および緊急必要物の確保についての計画である。

第1 情報通信施設の整備

防災関係機関は、災害の初動期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報通信施設設備の整備を推進するとともに、通信設備の運用体制の強化を図る。

(1) 無線通信施設の整備

① 県

福井県防災行政無線

災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、県庁、県出先機関、市町、消防本部および国の出先機関に設置した無線通信設備である。

《整備目標》

- (ア) 防災行政無線を有効に機能させるため、夜間の運用体制の確立を図る。
- (イ) 気象予警報等を迅速かつ正確に伝達するため、ファックスの整備・拡充を行う。
- (ウ) 災害時における通信のふくそうを軽減するため、通信統制等必要な措置を充実する。
- (エ) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動多重無線装置の整備および携帯無線機の増強を図る。
- (オ) 通信回線の信頼性を向上させるため、多ルート化に努める。
- (カ) 県内の主要防災関係機関への通信回線の確保に努める。
- (キ) 各種テレメーター回線の一元化を図る。

② 福井県警察本部

警察無線

警察本部、警察署等に設置した無線通信設備である。

《整備目標》

- (ア) 災害時における通信のふくそうを軽減するため、通信統制等必要な措置を充実する。
- (イ) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、衛星通信の高度化の推進および各種無線機の増強を図る。

③ 市町

ア 市町防災行政無線

災害時における応急対策および地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、市町が設置する無線通信設備である。

《整備目標》

- (ア) 防災行政無線を有効に機能させるため、夜間の運用体制の確立を図る。
- (イ) 災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災行政無線の整備、充実を促進する。
- (ウ) 地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報用受信設備の充実を図る。
- (エ) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動無線車の整備および携帯無線機の増強を図る。
- (オ) 市町内の主要防災関係機関への通信回線を設置する。

イ 市町業務用無線

水道およびガス事業等を行うため、市町が設置する無線通信設備である。

《整備目標》

- (ア) 業務用無線を有効に機能させるため、夜間の運用体制の確立を図る。
- (イ) 業務用無線を有効に機能させるため、移動無線車の整備および携帯無線機の増強を図る。

ウ 消防無線

消防および救急活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防本部が設置する無線通信設備である。

《整備目標》

- (ア) 県内の各消防本部と相互に通信することができる共通波の充実を図る。
- (イ) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動無線車の整備および携帯無線機の増強を図る。

(ウ) 消防広域応援体制の確立に備え、全国共通波の充実を図る。

④ 指定行政機関等の無線通信設備

ア 敦賀海上保安部

海上保安業務を実施するために、海上保安庁が設置した無線通信設備である。

イ 福井地方気象台

気象業務を実施するため、気象庁が設置した無線通信設備（衛星携帯電話）である。

ウ 近畿地方整備局福井河川国道事務所、足羽川ダム工事事務所、九頭竜川ダム統合管理事務所
河川、道路等の管理および防災対策を実施するため、国土交通省が設置した無線通信設備である。

エ 消防庁（県危機対策・防災課）

災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、消防庁が、消防庁、都道府県に設置した無線通信設備である。

⑤ 指定公共機関等の無線通信設備

ア 西日本電信電話㈱

災害時における加入電話のバックアップ装置として、必要最小限度の公衆通信を確保するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等に設置する無線通信設備である。

イ その他の無線通信設備

西日本旅客鉄道㈱、日本赤十字社、電気事業者、金融機関、放送機関、新聞通信社、鉄道事業者および漁業協同組合等が設置する無線通信設備がある。これらの無線通信設備についても、必要に応じて設備の充実を努めるとともに、運用体制の強化を図るものとする。

⑥ 無線従事者資格者の養成

無線通信設備の管理者は、無線局の適正な運用を図るため、無線従事資格者の養成を図る。

(2) 有線通信設備の整備

防災関係機関は、災害時優先電話の有効な活用体制を強化する。

このため、防災関係機関は、内部構造において災害時優先電話の位置付けを明確にするとともに、電話番号を関係機関に通知するものとする。また、西日本電信電話㈱福井支店は、電気通信設備の整備と防災管理に努めるとともに、電話網運営体制を整備する。

(3) 防災相互通信用無線の整備

防災関係機関は、災害時に相互に通信することのできる防災相互通信用無線の重要性を認識し、整備、増強に努めるものとする。

《整備目標》

(ア) 防災関係機関は、無線局の整備、増強を図る。

(イ) 防災関係機関は、想定される災害に応じた運用体制の整備を図る。

(4) 衛星携帯電話の整備

県は、被災地域において既設の通信ルートが遮断した場合や県防災行政無線のバックアップ用として、市町および消防本部に衛星携帯電話を配備する。

(5) 防災情報システムの整備

防災情報の一元化および高度情報化に資する防災情報システム構築の重要性を認識し、整備、充実を行う。

① 河川・砂防総合情報システム

県内の降雨量、河川水位、土砂災害警戒情報などをインターネット、携帯サイトに配信するシステム

ア 県内各地に設置された観測装置にて、降雨量や河川水位などの情報を提供する。

イ 福井地方気象台から提供された雨量や注意報・警報などの気象情報を提供する。

ウ 県と福井地方気象台が共同して県管理の5河川（足羽川、竹田川、日野川（中流）、笙の川、南川）の洪水予測を行い、それに基づき発表する洪水予報の情報を提供する。

エ 県と福井地方気象台は共同して大雨による土砂災害が発生するおそれが高まったとき、土砂災害警戒情報を提供する。また県はその補足情報として土砂災害の危険度を県ホームページ等で提供する。

② 道路交通情報システム

異常気象による災害を未然に防止するため、道路の状況や道路交通の状況を収集伝達するシステムである。

③ 防災システム導入上の留意事項

(ア) 県は、災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、的確な応急対策を実施するため、総合的な防災情報システムの構築を検討する。

(イ) 防災関係機関は、所掌する業務についてシステム化を行う場合には、他機関への情報の提供に留意するものとする。

(6) 緊急警報放送受信機の普及

県、市町および関係機関は、緊急警報放送受信機の普及に努めるものとする。

第2 気象等観測体制の整備

気象等観測施設の設置者および管理者は、常に観測が正確に行われるよう、観測設備を準備するとともに、観測者の観測技術の習熟および制度の向上を図り、観測体制の整備充実に努めるものとする。

また、観測した気象資料の提供について、他の防災関係機関の求めに応ずる体制を整えておくものとする。

第3 防災資機材等の整備、調達

防災関係機関は、応急対策の実施のため、災害用装備資機材等を、あらかじめ整備充実するとともに、保有資機材等は随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。

(1) 整備資機材等

① 警備、救助用舟艇の増強

② 特殊車両の増強

③ その他の災害用装備資機材

ア 空気呼吸器等の救助用資機材

イ エンジンカッター等の工作用資機材

ウ トランジスターメガホン等の工作用資機材

エ ろ水器等の後方支援用資機材

(2) 保有資機材等の点検

① 点検に際して留意すべき事項

ア 機械類

(ア) 不良箇所の有無

(イ) 機能試験の実施

(ウ) その他

イ 物資、機材類

(ア) 種類、規格および数量の確認

(イ) 不良品の有無

(ウ) 薬剤等効能の確認

(エ) その他

② 点検整備結果と措置

点検実施の結果は、常に記録しておくとともに、資機材等に損傷、欠落等が発見されたときは、修理、補充等必要な措置を講じるものとする。

第4 災害対策用ヘリポートの整備

市町は、災害時の救助救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑にするため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定および整備に努めるものとする。

(1) ヘリポートの選定

ヘリポートは、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から、次の事項に留意して選定するものとする。

① 十分に平坦であり、ヘリコプターの離着陸に耐えうる地盤堅固な土地であること。

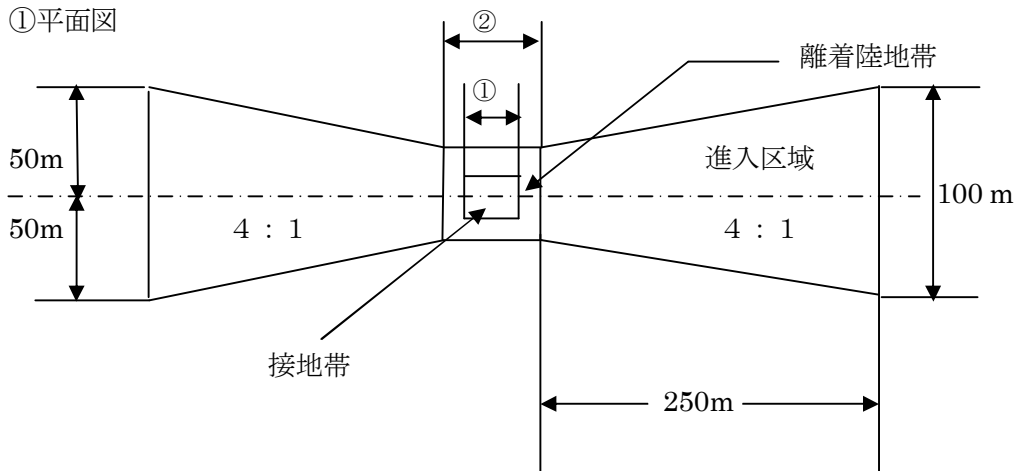
② 最大縦断勾配および最大横断勾配は、それぞれ5%以内であること。

③ 車両の進入路があること。

④ 図の斜線上に障害物がないこと。

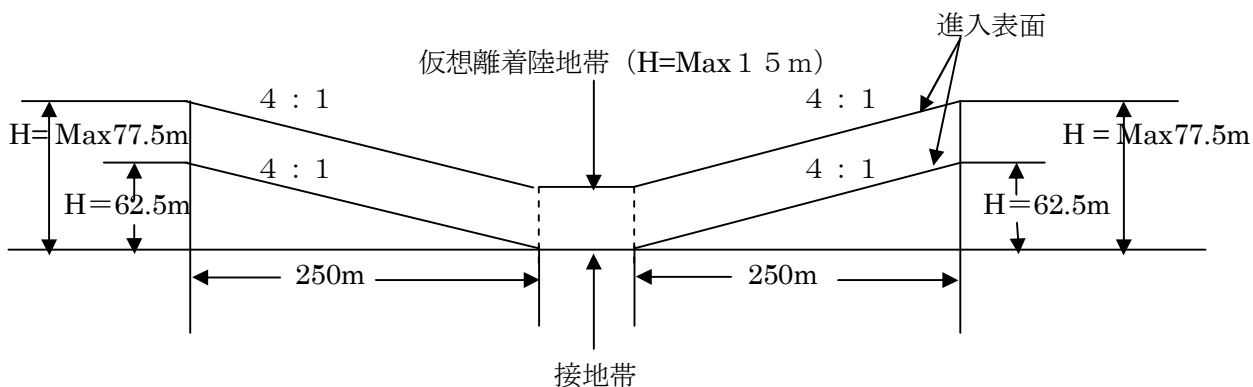
回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、仮想離着陸地帯の略図

①平面図

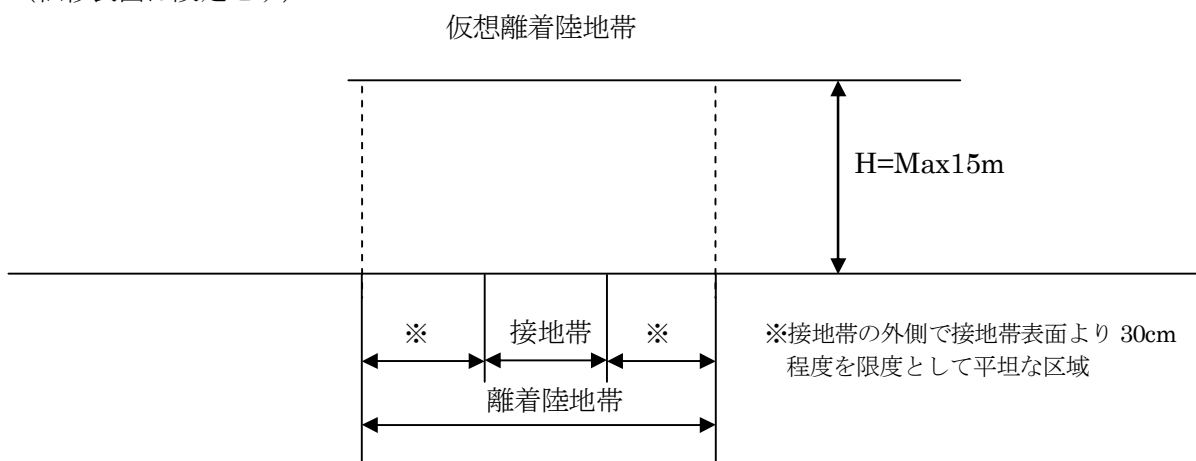


- ①接 地 帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。
- ②離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に20m以上を加えた長さとする。
 ※全長が20mを越す機材については全長の2倍以上の長さとする。
- ※離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

②進入表面断面図



③転移表面断面図
(転移表面は設定せず)



(2) 林野火災における空中消火基地

林野火災における空中消火基地は、(1)ヘリポートの選定によるほか、特に次の事項に留意して選定するものとする。

- ① 水利、水源が近いこと。
- ② 複数の駐機が可能であること。
- ③ 補給基地が設けられること。
- ④ 気流が安定していること。

(3) 県への報告

市町は、新たにヘリポートを選定した場合には、市町地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告するものとする。また、既存のヘリポートについて、随時、点検を行い、変更を行う必要がある場合も同様とする。

- ① ヘリポート番号
- ② 所在地（緯度、経度）および名称
- ③ 施設等の管理者および電話番号
- ④ 無障害地帯面積（○m×○m）
- ⑤ 付近の障害物等の状況（略図添付）

(4) ヘリポートの管理

市町は、選定したヘリポートの管理について、平素からヘリポートの管理者と連絡を保ち、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるように配慮しなければならない。

第5 避難場所等の整備

市町は、災害から人命の安全を確保するため、関係機関と連携して地域の災害特性や災害危険性を踏まえ計画的に避難対策の推進を図る。

なお、避難場所、避難路および避難施設は、次の事項に留意して選定、整備するとともに住民に対し周知徹底を図る。また、避難場所における救助施設等の整備に努める。

(1) 避難場所の指定

市町は、耐震性建築物および空き地等を調査し、避難場所をあらかじめ指定しておくものとする。

なお、避難場所の指定に当たっては、地域の人口、地形、浸水防止機能等災害に対する安全性を考慮し、港湾・漁港やヘリコプターの緊急離着陸場との調整を図りながら、必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

(2) 避難所の施設等の整備

避難所は次の表の各地域ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努めるものとする。

地 域	施 設 ・ 設 備
自 治 会	・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。 ・鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄。
小 学 校 区	・小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。
中 学 校 区	・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを災害時要援護者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。（二次避難所）

第13節 緊急事態管理体制整備計画

緊急事態に備えるため、機能的な活動体制の整備を図るための計画である。

第1 階層的防災生活圏構想の推進

消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、自治会、小学校区（必要な場合には中学校区等）、市町、広域ブロック、県といった階層構造を防災生活圏として設定し、それぞれの防災生活圏ごとに包摂する下位の防災生活圏を支援する。

このために必要な機能（応援部隊・ボランティアの活動調整、支援物資の集配、備蓄）を備えた防災活動拠点や地域情報センターとなる施設を原則として小学校区にそれぞれ整備し、応援部隊・ボランティアの活動調整や支援物資の集配に当たるほか、平常時における備蓄等の機能を分担する。

また、小中学校等が避難所となった場合に備えて、教職員の緊急時の活動マニュアルを作成するとともに、避難所受入れ体制の整備として、避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用・運営方法等を定める。

表 防災生活圏の階層ごとの役割

階 層	役 割
自 治 会	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の基礎的単位 ・避難所を設定 ・基本的な防災資機材等を備蓄
小 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の中核的単位 ・拠点避難所、地域情報センターを設定 ・拠点避難所は、避難所への物資等の供給拠点の役割も果たし、地域情報センターは区域内の情報収集・提供の拠点となる ・耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、防災資機材等を備蓄
中 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対するサービスの拠点である老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターの設置の単位 ・災害時要援護者に対するサービスの基本的単位ともなる
市 町	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動の司令塔的単位 ・災害時における拠点避難所に対する食糧、生活必需品の供給等の調整やそのための備蓄に当たる
広 域 圏	<ul style="list-style-type: none"> ・県内を福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の4圏域に分けて設定 ・市町間における物資調達の調整、備蓄の融通を図る
県	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動に関して、市町、防災関係機関、他都道府県、国との連絡調整に当たる

表 階層ごとの施設、設備

階 層	施 設 ・ 設 備
自 治 会	<ul style="list-style-type: none"> ・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定 ・鋸やパールなど基本的な防災資機材等を備蓄
小 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄
中 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを災害時要援護者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄
市 町	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動や拠点避難所、地域情報センターに対するコントロールタワーとして、指揮命令機能や情報通信機能等を有する総合防災センターを整備 ・拠点避難所等に対する食糧、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄

広 域 圏	・圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備 ・広域的に融通できるよう食糧、生活必需品等を備蓄
県	・県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報パソコンネットワークを整備

第2 地域防災活動体制

市町は、住民や自主防災組織が災害時に活動できる施設や資機材の整備に努める。

(1) 防災資機材の概要

初 期 消 火 用	可搬式動力ポンプ、消火器、組立型水槽等
救 助 活 動 用	携帯用無線機、ハンドマイク、発電機等
救 護 活 動 用	濾過器、救急医療器セット、防水シート、簡易トイレ等
訓 練 用	ビデオ、映写装置、訓練用消火器具等

(2) コミュニティ防災拠点施設の概要

研修、会議、備蓄を行うことができる防災の拠点施設

第3 市町防災活動体制

市町は、物資の集積、救急、救援活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした地域防災拠点、市町防災行政無線等の情報通信施設、食糧・日用生活品等の備蓄倉庫、避難所や庁舎等の非常用電源等の整備に努める。

また、災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校や防災活動の中心となる庁舎については、耐震化を図る。

第4 市町消防活動体制

市町は、応急活動の中核となる消防における防災資機材等の整備充実に努める。

また、災害時に避難誘導および情報伝達、救助等の防災業務の中心となる消防庁舎については、耐震化を図る。

消 防 水 利	耐震性防火水槽の整備
車 両	消防自動車、特殊車両（緊急消防援助隊用を含む。）等の整備
資 機 材	ファイバースコープ、音響探知器等の救助用資機材

策5 県の緊急事態管理体制

(1) 総合防災センターの機能充実

災害対策を強力に推進するためには、総合防災センターの機能の充実を図ることが必要であることから、雨量および降積雪量の影響、地震の被害想定結果等幅広い対応を考慮し、職員に対する防災研修の実施、総合防災センターの設備等の充実等を推進する。

① 職員に対する防災研修の実施

災害対策本部を早急に立ち上げ、迅速かつ円滑に機能させるとともに、職員自身が自覚と責任を持って行動できるようにするため、本部に従事する職員だけでなく全ての職員に対する幅広い防災研修を実施する。また、専門的な人材の育成確保を図ることが重要であることから、研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等人材育成を体系的に図る仕組みを構築する。

② 総合防災センターの設備等の充実等

災害発生後、迅速に災害対策本部を設置し、その業務を円滑に遂行できるよう、県は、総合防災センターの設備等の充実を図るとともに、県庁舎の被災に備えて、そのバックアップ機能を有するサブセンターの設置について検討する。

③ 情報収集システムの整備

災害情報を迅速に収集するため、震度情報ネットワーク、津波警報受信システム、ヘリコプターテレビ電送システム、無線電話、携帯電話等を有効に活用するとともに、大型のテレビ画面、地図情報等を用いた総合防災システムの整備を推進するほか、高層ビル屋上、山頂等へのテレビカメラの設置について検討する。

④ 広域的防災拠点となる地域防災基地の整備

県は、災害時に必要な物資の備蓄および各地から集まった支援物資の集積、配送を行うための施設として、広域圏ごとに地域防災基地を整備する。

この地域防災基地は、耐震耐火備蓄倉庫や執務室、宿泊室等を備え、備蓄機能のほか災害対策連絡事務所としての支援機能を備えたものとするよう配慮する。

また、福井市の総合防災センターおよび九頭竜防災ステーション等各市町が整備する地域防災拠点施設との緊密な連携を図り、物資等の広域的な集積、配送に努める。

(2) 防災関係機関相互における通信連絡設備の整備

災害時には、防災活動の円滑な推進とともに住民に対する適切な情報提供のため、情報通信手段・経路の多様化を図る必要があることから、県および市町の防災行政無線の整備や多様な媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等を推進する。

① 県および市町の防災行政無線の整備

県防災行政無線については、地上系と衛星系の2重ルート化により防災関係機関との確実な通信連絡回線を確保し、災害時における有効な活用を図る。

市町の防災行政無線については、移動系未設置町村の解消に努めるとともに、同報系の設置を促進する。

さらに震度情報についても、防災行政無線によるネットワーク化を図る。

② 多様な媒体の活用

防災を目的とする情報通信手段、経路の多様化を図るため、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体や西日本電信電話㈱等の電話回線、農協等の有線放送、さらには、テレビやラジオ、CATV等の放送媒体など多様な媒体の活用を進める。

(3) 住民に対する情報連絡・伝達設備および体制の整備

① 多様な媒体の活用

災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、コミュニティー放送局、FM文字多重放送、携帯端末による電子メール、地上デジタル放送等新たな媒体の活用を図り、コミュニティー放送局についても、災害時に活用するため、その設置の検討を進める。

また、その他の媒体として、現在、広報に用いている電光掲示板、有線放送や県が構築した災害情報インターネット通信システムの活用を図る。

さらに、県内で設置されているCATV局の活用を図ることとし、緊急時における利用や平常時のネットワーク化を進める。

② 伝達媒体との連携強化

県は、現在、放送要請協定により放送機関と協力体制をとっているが、あらゆる伝達媒体との連携を図るため、災害時における相互の情報交換、協力および情報提供のあり方等の検討を進める。

③ 災害時要援護者に対する情報連絡・伝達設備および体制の整備

災害時要援護者に対する情報連絡・伝達設備および体制の整備については、本章第19節「災害時要援護者災害予防計画」によるものとする。

(4) 緊急輸送路の確保体制の整備

消火、救出、医療等の防災活動を強力に実施するためには、広域的な体制の確立が不可欠であることから、陸海空による緊急輸送路の確保等について、積雪時等にも配慮しながら施策を推進する。

① 陸海空による緊急輸送路の確保

県は、緊急輸送物資の種別による優先順位などの基本方針を確立するとともに、道路、鉄道、海路、空路の利用を相互に補完させるよう調整した総合的な緊急輸送路確保計画を早急に策定する。

② 公共交通機関による輸送の確保対策

速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込み）代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制等について、交通事業者、県、市町等の関係機関においてマニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要な車両や乗務員の迅速な確保および義援物資受入の際に地理、交通情報を伝達する手段の確保を図る。

(5) 市町等との連携強化

災害時に防災活動を強力かつ円滑に推進するため、市町トップセミナーや市町防災担当者実務研修会を開催するとともに、円滑な防災活動のために地域別広域調整連絡会議の開催や市町間の相互広域応援体制の充実を図る。

また、企業等と行政の連携の強化を図るため、事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制を整備するほか、企業の初期活動マニュアルの整備を促進する。

① 市町トップセミナーの開催

県は、防災に関する第一線の行政機関である市町の首長などの幹部職員を対象に、県や国の防災に対する基本的な考え方や主要な施策を紹介し、防災行政に対する理解を深めるためのセミナーを開催する。

② 市町防災担当者実務研修会の開催

市町地域防災計画の改定を推進するため、県は、実務担当者に対して、計画に関する研修会を開催するとともに、各種の情報を提供する。

また、定期的な実務研修会の開催により、市町の防災行政の積極的な推進を図る。

③ 広域的調整

県は、市町地域防災計画が他の市町や県の計画と整合性をもって作成されるよう、広域的調整に配慮する。

④ 市町間の広域応援協定の締結

県内で災害が発生した際、全ての市町が相互に協力し、広域的に各種の応援を実施、受け入れるため、県と全市町による包括的な相互広域応援体制を充実する。

⑤ 企業の初期活動マニュアルの整備促進

商工団体、業界団体等は、福井県地域防災計画を基本とし、発災時の初期消火、避難誘導、負傷者の救出救護、関係組織への通報等の初期活動マニュアルを始めとする各事業者の防災計画の作成を指導する。

各事業者は、積極的に防災計画の作成を図る。

⑥ 事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制の整備、連携の強化

県は、被災後、早急に産業復旧対策を講じるため、各事業者、各業種の被害状況について、パソコンネットワークやファックス等による連絡ルートの確立を図るとともに、営業再開に向けた復旧対策および支援体制等の整備、緊急雇用対策等を推進する。

また、災害時において、農林水産関係施設等の被害状況を早急に把握するため、県と市町、関係団体等との連絡体制および役割分担を定めたマニュアルを策定し、毎年更新する。

さらに、県内の市場における物資の保管、輸送および産地との連携調整等県内の市場間で相互支援が可能な体制を整備する。

⑦ 金融機関等との連携の強化

災害時の緊急な資金需要に対応するため、県および関係機関、金融機関等は、相互に連携しながら、必要な現金の引き出しに配慮するとともに、低利融資、信用保証の拡充等を図る。

(6) 県は、国民保護の対応と併せて、夜間・休日等に発生する災害の非常事態に対処するため、24時間即応できる体制の整備を検討する。

第6 公共建物等における番号標示

(1) 標示番号の周知

県は、近隣府県、自衛隊等のヘリコプターによる上空からの建物の識別を容易にするため、公共建物等の屋上に整備した識別番号について、各建物の名称、所在地、識別番号等を記載した一覧表を県警察本部、近隣府県、自衛隊、県内市町および消防本部等にあらかじめ送付し、周知を図る。

(2) 標示番号の管理

各建物の管理者は、災害時において他府県、自衛隊等のヘリコプターが上空から容易に当該建物を特定できるよう、標示番号が識別できる状態を確保する。

第7 活動体制の整備

活動体制の整備に当たっては、地域の実情に応じ計画的に整備する。

また、事業の実施に当たっては、防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業、国庫補助事業、県費補助事業等の活用を図りながら整備を進める。

第14節 医療救護予防計画

災害時の医療救護活動の確保について、初期医療体制、後方医療体制および広域的救護体制の整備を図るための計画である。

第1 医療救護活動体制の確立

(1) 初期医療体制の整備

市町は、応急救護所の設置、救護班の編成、出動について地元医師会と協議して、あらかじめ計画を定めるとともに、自主防災組織等の軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定めておくものとする。

県は、市町からの要請があったとき、または必要があると認めたときに、市町との連携のもと、医療救護所の設置、医療救護班の派遣を行うための計画をあらかじめ定める。

この場合において、救急告示病院等を医療救護所の拠点と位置付け、建物の耐震構造の強化、医薬品の備蓄体制の整備を指導する。

県は、災害が発生した際に、救出・救助部門と合同して、災害現場で速やかに救命活動を実施する体制の導入について検討する。

(2) 後方医療体制の整備

県は、救護所における救護班で対応できない重傷者等を収容するため、災害拠点病院および災害医療協力病院を後方支援病院と位置付け、重篤患者の受入れ施設の確保体制の整備を促進する。

また、県立病院は、後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たる。

(3) 医薬品等の確保

県は、災害直後に必要となる麻酔、消毒薬、包帯などの一次医療医薬品等の備蓄について、医薬品等卸売業者等と協定を締結している。

今後、救護班および後方医療機関の行う医療活動実施のために必要な医薬品および衛生材料等を円滑に供給できる体制の整備を図る。

(4) 広域的応急医療体制の確立

広域応急医療体制を確立するため、医療救護班の派遣、患者の受入れ、連絡体制等災害時の広域的な医療体制を整備する。

このため、医師会、公的病院等で構成する福井県地域医療推進会議を開催し、本県における医療救護システムのあり方や県、市町、関係機関・団体等のネットワーク化について検討を行う。

(5) 医療救護所間の情報通信体制の整備

県、市町等は、医療救護所の予定施設として、病院や健康福祉センター、保健センター等に設置されているパソコンの端末化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。

こうした端末のオペレーターの確保、育成の面から、医療関係者に対する広報を進める。

さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。

第15節 広域的相互応援体制整備計画

大規模災害における広域の相互応援体制を整えるための計画である。

第1 県内広域相互応援体制

- (1) 福井県・市町村災害時相互応援協定
県および市町は、市町独自では十分な応急措置が実施できない場合に備え、当該市町が他の市町に要請する応急措置を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、密接な連携体制を整備する。
- (2) 福井県広域消防相互応援協定
県および市町（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）は、県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画する「福井県広域消防相互応援協定」を活用し、消防広域応援体制を整備する。

第2 県外広域相互応援体制

県域を越えた広域的防災体制を確立するため締結した関係府県との相互応援協定に基づき、密接な連携体制を整備する。

- (1) 近隣県との協定
岐阜県と締結している「災害時の相互応援に関する協定」
- (2) ブロック単位の協定
石川県および富山県と締結している「北陸三県災害相互応援に関する協定」
中部9県1市と締結している「災害応援に関する協定」
近畿2府7県と締結している「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」
- (3) 全国都道府県の協定
全国知事会の「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定書」

第3 関係機関との協定

現在締結されている協定は次のとおりであるが、県内における災害応急対策が適確かつ円滑に行われるようにするため、必要に応じ、県域を統括する民間団体等とあらかじめ応援協定を締結するものとする。

- (1) 放送要請
日本放送協会福井放送局、福井放送株式会社、福井テレビジョン放送株式会社、福井エフエム放送株式会社、福井県ケーブルテレビ協議会、NPO法人たんなん夢レディオおよび敦賀FM放送株式会社それぞれと締結している「災害時における放送要請に関する協定」
- (2) 医療救護
社団法人福井県医師会と締結している「災害時の医療救護に関する協定」
社団法人福井県薬剤師会と締結している「災害時における医療救護活動に関する協定」
福井県医科器械商組合と締結している「災害時における医療材料等の供給等に関する協定」
福井県医薬品卸業協会と締結している「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」
- (3) 応急生活物資供給
福井県生活協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」
福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、福井市中央卸売市場協会、株式会社ユース、福井県米穀株式会社、有限会社南部酒造場、株式会社ハイピース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、キリンビバレッジ株式会社北陸支社、および株式会社ローソンおよび株式会社ファミリーマートそれぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」
- (4) その他
日本レスキュー協会と締結している「災害救助犬の出動に関する協定書」
社団法人福井県産業廃棄物協会と締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」
中日本高速道路株式会社と締結している「福井県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」
社団法人福井県電業協会と締結している「災害時における県有電気施設の応急対策業務に関する

協定」

第4 関係機関との合同訓練等

応援協定の締結機関に対する応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡方法・窓口等を取り決めておき、それらに基づく通信訓練等を含めた合同防災訓練を実施する。

第16節 防災訓練計画

災害に際し応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう各種の防災訓練を行い、防災体制の確立と防災意識の高揚を図るための計画である。

第1 実施責務および協力

- (1) 災害予防責任者は、個別にまたは共同して、必要な訓練を行うものとする。
- (2) 災害予防責任者の属する機関の職員、従業員は、防災計画等の定めるところにより、防災訓練に参加するものとする。
- (3) 住民その他関係諸団体は、災害予防責任者の行う防災訓練に参加、協力するものとする。
- (4) 災害予防責任者は、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。

第2 訓練の種別

(1) 実地訓練

① 水防訓練

県および市町水防管理団体は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、個別にまたは相互に協力して水防訓練を実施するものとする。

② 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、独自にまたは相互に協力して訓練を実施するものとする。特に学校、病院、工場、興業所など多数の者が出入りし、勤務し、利用する場所における自衛消防組織等の訓練の実施を推進するものとする。

③ 救助救護訓練

県および市町等災害救助実施機関は、災害発生の際、迅速かつ的確な救助、救護を実施するため、おおむね次の事項等について訓練を実施する。

ア 避難

イ 炊き出し、給水

ウ 物資輸送

エ 医療助産

オ 救出

④ 通信連絡訓練

県、市町および各防災関係機関は、災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に実施するため、平素より連絡体制の整備と通信手段、機材の操作等について万全を期するため、訓練を適時実施するものとする。

⑤ 災害情報連絡訓練

気象予警報その他災害に関する情報、指示、命令および報告等を円滑に実施するため、連絡体制の強化を主に実施するものとする。

⑥ 非常通信連絡訓練

災害時において、有線通信系統が不通となり、または利用することが著しく困難になった場合、無線通信系統の円滑な利用を図るとともに、北陸地方非常通信協議会の構成機関が所有する無線局によって、県、市町および各防災関係機関との通信確保のための訓練を実施する。

⑦ 非常招集（参集）訓練

県、市町および防災関係機関は、応急活動を実施するために必要な職員の招集または参集が迅速かつ確実に実施できるよう、平素より非常招集（参集）訓練を実施するものとする。

⑧ 避難訓練

災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、病院、青少年教育施設、事業所、交通機関等においてあらゆる状況を想定した避難訓練を実施するものとする。

⑨ 航空偵察訓練

県および防災関係機関は、応急活動を実施するために必要な情報を収集できるよう、航空偵察訓練を実施するものとする。

⑩ 海上保安訓練

海上保安機関は、海上保安業務遂行上必要な溺者救助、海路による避難、防火、排出油等防除、見張り、通信等諸訓練を実施するものとする。

⑪ 図上訓練

災害予防責任者は、個別にまたは共同して、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、図上において訓練を実施するものとする。

(2) 総合的防災訓練

県は、市町その他防災関係機関および住民が一体となって、相互に連携協力し、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、総合的な防災訓練を毎年1回以上実施するものとする。

(3) 自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練

県および市町は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう合同訓練の実施について指導助言を行うものとする。

(4) 関係機関との合同訓練等

自衛隊、海上保安部等に対する派遣要請等が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の分野ごとに、要請手順、連絡方法・窓口、連絡班の受入れ・活動拠点等を取り決めておくこととし、これらに基づく通信訓練や図上訓練等を含めた合同防災訓練や定期協議を実施する。

(5) 広域防災訓練

広域的な応援協力を前提とする県域を越えた近隣府県等との合同による総合的な防災訓練を定期的に実施する。

第3 防災訓練に関する普及啓発

県防災総合訓練や市町、事業所等による防災訓練の参加者となる住民に対して、県や市町の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

第4 訓練のための通行規制

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止または制限するものとする。

第5 災害時要援護者に対する配慮事項

災害時要援護者に対する配慮事項については、本章第19節「災害時要援護者災害予防計画」によるものとする。

第17節 防災知識普及計画

防災業務に従事する関係職員および地域住民に対し防災に関する教育、広報を実施し、防災知識の普及を図るための計画である。

第1 防災知識普及計画

(1) 県民に対する防災知識の普及

県および市町は、県民の防災意識の高揚を図るため、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、県民に対する社会教育などを通じて、防災に対する関心を高め、防災知識を普及させる。

① 普及の方法

- ア 県の広報媒体の活用
- イ 講習会、研修会等の開催（災害時要援護者にも十分配慮する。）
- ウ 報道機関を通じた広報
- エ 防災知識啓発行事の開催
- オ 防災週間に合わせての防災訓練の実施
- カ 防災パンフレット、ハザードマップ、災害発生時の行動マニュアル等の配布
- キ 県民運動としての地域的取組みの推進
- ク メールマガジンの携帯電話等への発信

② 普及の内容

- ア 災害に関する一般知識
- イ 県地域防災計画および各機関の防災計画
- ウ 過去の主な被害事例
- エ 本県における被害想定
- オ 浸水想定区域、土砂災害危険箇所等
- カ 平常時の心得（非常持出品の準備）
- キ 2～3日分の水・食糧等の備蓄
- ク 早期避難の重要性等災害発生時の心得
- ケ 各機関の防災対策
- コ その他必要な事項

(2) 防災関係職員の防災研修

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、職員動員等の非常対応マニュアルを活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。また、専門的な人材の育成確保を図ることが重要であることから、研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等人材育成を体系的に図る仕組みを構築する。

① 研修の方法

- ア 講習会、講演会等の開催
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 防災活動手引書等の配布
- エ 訓練による実践的研修

② 研修の内容

- ア 県地域防災計画およびこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 気象、水象、地象等災害発生原因についての知識および各種災害の特性
- エ 防災知識と技術
- オ 防災関係法令の運用
- カ その他必要な事項

(3) 学校における防災教育

① 児童生徒に対する防災教育

児童生徒に対する防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の修得等を図る。

ア 学校教育における防災知識の指導

イ 防災訓練の実施

ウ 学校行事等における指導

② 教職員に対して防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。

(4) 自動車運転者等に対する防災教育

県警察は、自動車の運転者および使用者に対し、災害時における自動車の運行措置について各種講習会等により防災教育を実施する。

(5) 防災上重要な施設の管理者等の防災教育

県、市町および防災関係機関は、防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や災害時の防災教育を実施する。

(6) 事業者等に対する防災知識の普及啓蒙

県は、事業者等が防災活動を円滑に実施できるよう、市町および商工団体、事業者団体、地域団体等を通じて防災計画の作成を指導する。

(7) 災害時要援護者に対する防災知識の普及

災害時要援護者に対する防災知識の普及については、本章第19節「災害時要援護者災害予防計画」によるものとする。

第2 防災意識調査の実施

県は、県民の震災対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等を必要に応じ実施する。

第18節 自主防災組織等整備計画

地域住民で組織する自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう自主防災体制の確立を図るための計画である。

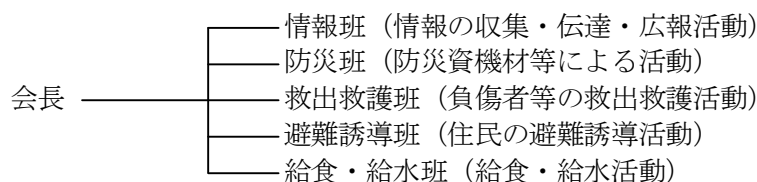
第1 組織の種類

自主防災組織は、次のものとする。

- (1) 地域の防災組織
町内会、自治会等で地域住民が自主的に組織し、設置するもの
- (2) 施設、事業所等の防災組織
学校、病院、事業所、興業所等の施設および危険物等を取り扱う事業所において、管理者が組織し、設置するもの
- (3) 各種団体の防災組織
婦人団体、青年団体、アマチュア無線関係団体等の各種団体が自主的に組織し、設置するもの

第2 組織の編成および構成

- (1) 自主防災組織の編成
 - ア 自主防災組織は、小学校区を中心に地域の実情に応じ、自治会活動に防災活動を組み入れることや、婦人団体や青年団体等その地域で活動している組織の活動に防災活動を組み入れることによりその組織化を図る。
 - イ 通勤者が多い地域においては、昼間の活動に支障のないよう在宅者中心の組織を編成する。
 - ウ 施設、事業所における自衛消防組織は、地域を構成する一員として地域における自主防災組織に協力参加する。
- (2) 自主防災組織の規約
自主防災組織を運営していく上で基本的な事項は、規約で定める。
- (3) 自主防災組織の構成
自主防災組織の構成は、それぞれの規約で定めるところであるが、例示すると次のとおりである。



第3 組織の活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時および災害時において、効果的な防災活動を行うよう努めるものとする。

- (1) 平常時の活動
 - ア 防災関係機関と住民との間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立する。
 - イ 防災意識の普及を図る。
 - ウ 防災訓練（避難誘導、初期消火、救出救護等）を実施する。
 - エ 火気使用設備器具等の点検を指導する。
 - オ 防災用資機材等の早急な整備および点検を実施する。
 - カ 住民が非常食・救急医薬品等を常時、備蓄するよう指導する。
 - キ 住民参加のもとで地域ぐるみの安全点検を実施する。（町内防災点検の日）
- (2) 災害発生時の活動
 - ア 地域内の被害状況および必要な情報を収集し、市町等に通報する。
 - イ 防災関係機関からの災害に関する情報を地域住民に伝達する。
 - ウ 被災者の救出救護に当たる。
 - エ 各家庭に対し、出火防止を呼びかける。
 - オ 出火した場合は、一致協力して初期消火に当たる。
 - カ 傷病者、障害者、老人等にも十分配慮し、地域住民の避難誘導に当たる。
 - キ その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

第4 市町の措置

- (1) 市町は、地域ごとの防災組織の設置および育成を図り、自主防災組織の活動資機材・設備の整備、リーダーの養成、訓練の実施に努める。
- (2) 市町は、災害時に自主防災組織の活動が的確に行われるよう、災害情報の伝達、協力要請、活動指導等についてあらかじめ必要な措置を講じる。
- (3) 市町は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進めるものとする。

第5 県の措置

- (1) 県は、自主防災組織の育成強化について市町を指導するとともに自主防災組織活動マニュアル等の作成やリーダー養成のための研修を実施する。
特に「防災とボランティアの日、週間」における啓発行事を実施するなど自主的な防災活動の普及に努める。
- (2) 県は、市町が行う自主防災組織の活動資機材・設備の整備、訓練等の実施について支援する。
- (3) 県は、地域における自主防災組織と事業所における自衛消防組織との連携について、市町が実施する体制づくりに助言を行うものとする。

第6 事業所等における防災活動の推進

(1) 活動内容

事業所等は、それぞれの実情に応じた防災計画に基づき、平常時および災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

また、事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

① 平常時の活動

- ア 防災関係機関と事業所等の間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立するとともに、地域との連携を強化する。
- イ 従業員等に対し、防災教育を行う。
- ウ 防災訓練を実施する。
- エ 火気使用設備器具等の点検を実施する。
- オ 消防用設備等の整備、点検を実施する。

② 災害発生時の活動

- ア 事業所内で災害が発生した場合は直ちに防災関係機関に通報する。
- イ 地域における防災活動に積極的に協力する。
- ウ 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。
- エ 避難誘導措置をとる。
- オ 負傷者の救出救護に当たる。
- カ その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

(2) 県、市町の措置

特定の危険物等を取り扱う事業所および多数の者が利用する施設等については、消防法により消防計画を作成し、自衛消防組織を設置することが義務付けられているが、それ以外の組織についても自衛消防組織の設置を推進することとし、県および市町は指導に努めるものとする。

また、県および市町は、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率向上や事業者等の事業継続計画（BCP）策定に向けて、商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化のため、リーダーの育成等に努める。

第7 自主防災組織と自衛消防組織の連携

県および市町は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進めるものとする。

第19節 災害時要援護者災害予防計画

高齢者、障害者や外国人などの災害時要援護者に配慮した災害予防対策を推進するための計画である。

第1 高齢者、障害者に配慮したまちづくり

(1) 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障害者の社会参加の基盤となる生活環境の改善について、地域社会全体として推進するため、「福井県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障害者に配慮したまちづくりを進める。

(2) 避難路の整備および確保

社会福祉施設等から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保を図る。

また、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時用の避難誘導システムの導入を促進するよう検討する。

第2 災害応急体制の整備

(1) 社会福祉施設の耐震化等

県および市町は、スプリンクラーや屋内消火栓の設置、建物構造の耐震化など社会福祉施設等の防災化のための施設・設備の充実強化を指導するものとする。

また、社会福祉施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐震化を図るなど防災化のための施設設備の整備を行うものとする。

(2) 社会福祉施設の災害応急体制

社会福祉施設の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定めておくものとする。

(3) 地域ぐるみの救護体制の整備

災害時要援護者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。

市町は、防災関係機関、福祉関係機関、自主防災組織等との連携の下、災害時要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を、個人情報保護に配慮した上で、平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「避難支援プラン」という。）を整備するよう努めるものとする。

県は、福祉関係機関等と連携し、市町における避難支援プランの整備が円滑に進むよう支援する。

市町と福祉関係機関、防災関係機関、自主防災組織等関係機関は、相互に協力し、平時から避難支援プランの登録情報の更新や避難訓練を行うなど、災害時要援護者に関する適切な支援を行うよう努めるものとする。

なお、災害時要援護者に関する情報は、プライバシー保護の観点から慎重に取り扱うものとする。

また、市町は、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の災害時要援護者の介護体制（二次避難所の設置を含む。）を整備する。

(4) 避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、災害時要援護者の利用を考慮して施設の整備に努めるものとする。

また、市町は、病院、社会福祉施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な避難場所を含む）への活用について、管理者の理解が得られるよう努めるものとする。

(5) 福祉避難所の指定および周知

市町は、災害時要援護者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、福祉避難所という。）をあらかじめ指定し、災害時要援護者を含む地域住民に周知する。

なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された老人福祉センターおよび特別支援学校等の施設を指定する。

第3 情報連絡・伝達設備および体制の整備

災害時要援護者に対する情報連絡・伝達設備および体制については、要介護高齢者、視覚障害、聴覚障害、肢体障害等、災害時要援護者の特性にあわせ、「避難支援プラン」を作成する中で整備を図るものとする。

また、災害時要援護者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送および文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図る。

さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保する。

第4 防災知識の普及

(1) 災害時要援護者に対する防災知識の普及啓発

県は、市町と協力して、漫画、ビデオの手法を取り入れることや外国語版など災害時要援護者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。

(2) 社会福祉施設および事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や災害時要援護者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

第5 防災訓練における配慮事項

県および市町は、防災訓練を実施する際、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第6 災害時要援護者に対する災害対策の配慮

県および市町は、各災害対策を講じるに当たっては、災害時要援護者のための二次避難所の確保など災害時要援護者に配慮するものとする。

ア 災害時要援護者の安否確認や必要な支援の内容の把握

イ 生活支援のための人材確保

ウ 障害の状況等に応じた情報提供

エ 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食糧を必要とするものに対する当該食糧の確保、提供

オ 避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布

カ 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施

キ 避難所または在宅の災害時要援護者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入れ要請の実施（二次避難所の設置を含む。）

第20節 ボランティア活動支援計画

ボランティア活動に関する研修、資機材の整備、ボランティア活動体制の整備等の支援を行うことにより、円滑なボランティア活動の実施を図る。

第1 災害ボランティア活動の推進

県は、災害ボランティア活動の推進に係る基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めた福井県災害ボランティア活動推進条例に基づき、災害ボランティア活動を総合的かつ計画的に推進する。

第2 ボランティア活動への支援および広域応援体制の整備

(1) ボランティア意識の醸成

県は、さまざまな活動を行うボランティアの育成を図るため、福井県災害時ボランティア登録制度を広報し、その普及に努めるとともに、県民に対し電子メールその他の各種広報媒体による情報提供を行う。

また、「防災とボランティアの日」、「防災とボランティア週間」において啓発行事を実施し、ボランティア活動の普及に努める。

(2) ボランティア活動への支援

県は、福井県災害ボランティア活動基金を活用し、活動に必要な知識、技能等についての研修会等の開催、コーディネーター、リーダー等の養成、資機材等の整備を図る。

また、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点に提供するなどの支援を行う。

(3) ボランティア活動体制の整備

県は、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、ボランティア団体等との協働による組織体制を整備するとともに、県内外のボランティア団体等との連携協力を図る。

第 3 章 災害応急対策計画

第1節 緊急活動体制計画

県下において災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、県、市町および防災関係機関が迅速かつ的確に応急対策を実施するための計画である。

第1 県の配備体制

配備体制ごとの配備基準および職員の参集体制は、次のとおりとする。

配備体制	配備基準	参集体制
注意配備	注意報の1以上が県下に発表され、危機対策・防災課長が必要と認めた場合	・危機対策・防災課3名
警戒配備	(1) 警報の1以上が県下に発表された場合 (2) 小規模の災害が発生した場合 (3) 災害の発生するおそれがある場合	・危機対策・防災課5名以上 ・災害に関係ある課のあらかじめ指定された職員
災害対策連絡室設置	(1) 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (2) 広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他知事が災害対策連絡室の設置の必要があると認めた場合	・危機対策・防災課全員 ・各部連絡員 ・災害に関係ある課のあらかじめ指定された職員
災害対策本部設置	(1) 大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (2) その他知事が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合	上覧に掲げる者のほか、各部においてあらかじめ指定された職員（ただし、県下全域にわたって甚大な被害が発生し、県の総力をあげて応急対策活動にあたる必要がある場合は、職員全員）

第2 注意配備体制

(1) 配備および解除基準

① 配備基準

注意報の1以上が県下に発表され、危機対策・防災課長が必要と認めた場合

② 解除基準

ア 注意報が解除された場合

イ 警戒配備体制への移行が決定された場合

ウ 災害対策連絡室または災害対策本部の設置が決定された場合

(2) 職員の指定

危機対策・防災課長は、注意配備体制において対応する危機対策・防災課員をあらかじめ指定する。

(3) 配備体制の伝達

危機対策・防災課長は、勤務時間外または休日等に注意配備体制をとったときは、参集すべき危機対策・防災課員に伝達する。

(4) 業務内容

参集した危機対策・防災課員は、情報の収集連絡を行う。

第3 警戒配備体制

(1) 配備および解除基準

危機対策・防災課長は、河川課長、道路保全課長、砂防防災課長またはその他災害に関係ある課の長と協議の上、警戒配備体制をとるものとし、その配備および解除基準は次のとおりとする。

① 配備基準

ア 警報の1以上が県下に発表された場合

イ 小規模の災害が発生した場合

ウ 災害の発生するおそれがある場合

② 解除基準

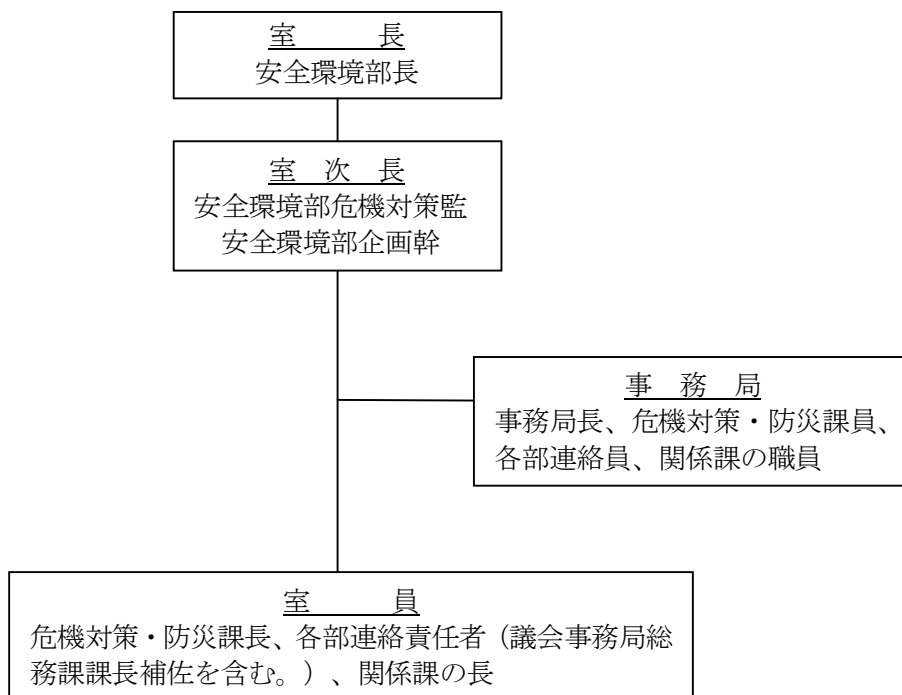
- ア 警報が解除された場合
 - イ 災害応急対策がおおむね完了した場合
 - ウ 災害の発生するおそれなくなった場合
 - エ 災害対策連絡室または災害対策本部の設置が決定された場合
- (2) 職員の指定
危機対策・防災課長、河川課長、道路保全課長、砂防防災課長およびその他災害に関係ある課の長は、警戒配備体制において参集する所属職員をあらかじめ指定する。
- (3) 配備体制の伝達
- ① 勤務時間中における伝達
危機対策・防災課長は、警戒配備体制をとったときは、職員の参集が必要な課の長（以下「警戒配備関係課長」という。）に伝達する。
 - ② 勤務時間外または休日等における伝達
 - ア 危機対策・防災課長は、警戒配備をとったときは、あらかじめ定める緊急連絡網により危機対策・防災課員に伝達するとともに、あらかじめ定める職員を経由して警戒配備関係課長に伝達する。
 - イ 伝達を受けた警戒配備関係課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により参集すべき所属職員に伝達する。
- (4) 業務内容
参集した職員は、総合防災センターで被害情報、災害応急対策に関する情報等の収集連絡を行う。
- (5) 市町災害対策本部への職員の派遣
知事は、市町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の相互調整等を行わせる。

第4 福井県災害対策連絡室の設置

- (1) 設置および廃止基準
安全環境部長は、土木部長またはその他災害に関係ある部局の長と協議の上、知事の命を受け災害対策連絡室を設置するものとし、その設置および廃止基準は次のとおりとする。
- ① 設置基準
 - ア 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合
 - イ 広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合
 - ウ その他知事が災害対策連絡室の設置の必要があると認めた場合
 - ② 廃止基準
 - ア 災害応急対策がおおむね完了した場合
 - イ 災害の発生するおそれなくなった場合
 - ウ 災害対策本部の設置が決定された場合
- (2) 設置場所
災害対策連絡室は、県庁10階総合防災センターに設置する。
- (3) 組織および業務内容
- ① 災害対策連絡室の室長は、安全環境部長をもって充て、災害対策連絡室の事務を総括し、職員を指揮監督する。
 - ② 災害対策連絡室の室次長は、安全環境部危機対策監および安全環境部企画幹をもって充て、室長に事故あるときは、安全環境部危機対策監の職にある室次長、安全環境部企画幹の職にある室次長の順序で、その職務を代理する。
 - ③ 災害対策連絡室員は、危機対策・防災課長、各部連絡責任者（議会議務局総務課課長補佐を含む。）および当該災害に関係ある課（以下「関係課」という。）の長をもって充てる。
 - ④ 室長は、情報の収集連絡等に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策連絡室会議を招集する。
災害対策連絡室会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。
 - ア 市町の被害状況および災害応急対策実施状況
 - イ 関係課の災害応急対策等の実施に関する事項
 - ウ 関係課相互の調整に関する事項
 - エ 防災関係機関との連携推進に関する事項
 - オ 国、他都道府県および防災関係機関に対する応援要請に関する事項

カ その他情報の収集連絡等に関する事項

- ⑤ 知事は、災害の状況に応じて、国等の関係機関との連携を図るため、必要に応じこれらの関係機関に対して災害対策連絡室会議への出席を求める。
- ⑥ 災害対策連絡室に危機対策・防災課長を長とする事務局を置き、危機対策・防災課員、各部連絡員および関係課の職員をもって構成する。
- ⑦ 災害対策連絡室の組織図については、次のとおりとする。



(4) 職員の指定

河川課長、道路保全課長、砂防防災課長およびその他災害に関係ある課の長は、災害対策連絡室に参集する所属職員をあらかじめ指定する。

(5) 設置の伝達等

① 勤務時間中における伝達

ア 安全環境部長は、災害対策連絡室の設置が決定されたときは、安全環境部危機対策監に伝達する。

イ 安全環境部危機対策監は、危機対策・防災課長に伝達する。

ウ 危機対策・防災課長は、副知事、政策幹、安全環境部企画幹、各部連絡責任者（議会事務局総務課課長補佐を含む。）および関係課の長に伝達するとともに、庁内放送を行う。

② 勤務時間外または休日等における伝達

ア 安全環境部長は、災害対策連絡室の設置が決定されたときは、安全環境部危機対策幹に伝達する。

イ 安全環境部危機対策幹は、危機対策・防災課長に伝達する。

ウ 危機対策・防災課長は、副知事、安全環境部企画幹、各部連絡責任者（議会事務局総務課課長補佐を含む。）および関係課の長に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により危機対策・防災課員に伝達する。

エ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達する。

オ 伝達を受けた関係課の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により参集すべき所属職員に伝達する。

③ 職員の参集

ア 災害対策連絡室設置の伝達を受けた室員および事務局員は、直ちに総合防災センターに参集するものとする。

イ 室員および事務局員は、大規模または広範囲にわたる災害が発生し、もしくは発生するおそれがあることを覚知したときは、災害対策連絡室設置前であっても直ちに参集するものとする。

(6) 市町災害対策本部への職員の派遣

知事は、市町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の相互調整等を行わせる。

(7) この計画に定めるもののほか、災害対策連絡室に関し必要な事項は、福井県災害対策連絡室運営要綱で定める。

第5 福井県災害対策本部の設置

(1) 設置および廃止基準

知事は、次の場合に災害対策本部を設置または廃止する。

① 設置

ア 大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合

イ その他災害対策本部の設置の必要があると認めた場合

② 廃止

ア 災害応急対策がおおむね完了した場合

イ 災害の発生するおそれがなくなった場合

(2) 水防本部の廃止

災害対策本部を設置した場合（洪水または高潮による災害の場合に限る。）は、水防計画に基づく福井県水防本部は廃止し、その事務および業務は、災害対策本部において処理する。

(3) 設置場所

災害対策本部は、県庁10階総合防災センターに設置する。

(4) 組織、事務分掌等

① 災害対策本部長（知事）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

② 災害対策本部副本部長は副知事をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

③ 災害対策本部員は、政策幹、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、会計管理者および警察本部長をもって充てる。

また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道管理者を置き、総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てる。

④ 災害対策本部に次の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てる。

なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県災害対策本部運営要綱で定める。

災害対策本部 設置時の部名	部 長 名	災害対策本部 設置時の部名	部 長 名
総 務 部	総 務 部 長	農 林 水 産 部	農 林 水 産 部 長
総 合 政 策 部	総 合 政 策 部 長	土 木 部	土 木 部 長
安 全 環 境 部	安 全 環 境 部 長	会 計 部	会 計 管 理 者
健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 部 長	教 育 部	教 育 長
産 業 労 働 部	産 業 労 働 部 長	警 察 部	警 察 本 部 長
観 光 営 業 部	観 光 営 業 部 長		

⑤ 災害対策本部に、本部長、副本部長、本部員および報道管理者で構成する災害対策本部会議を置く。

⑥ 災害対策本部長（知事）は、必要と認める場合には、近畿地方整備局、福井地方气象台、敦賀海上保安部、陸上自衛隊第14普通科連隊、消防機関の代表、通信事業者、電力事業者その他関係機関に対して災害対策本部会議への出席を求める。

⑦ 災害対策本部長（知事）は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策本部会議を招集する。災害対策本部会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

ア 市町の被害状況および災害応急対策実施状況

イ 災害対策本部の災害応急対策等の実施に関する事項

ウ 災害対策本部内各部および現地災害対策本部相互の調整に関する事項

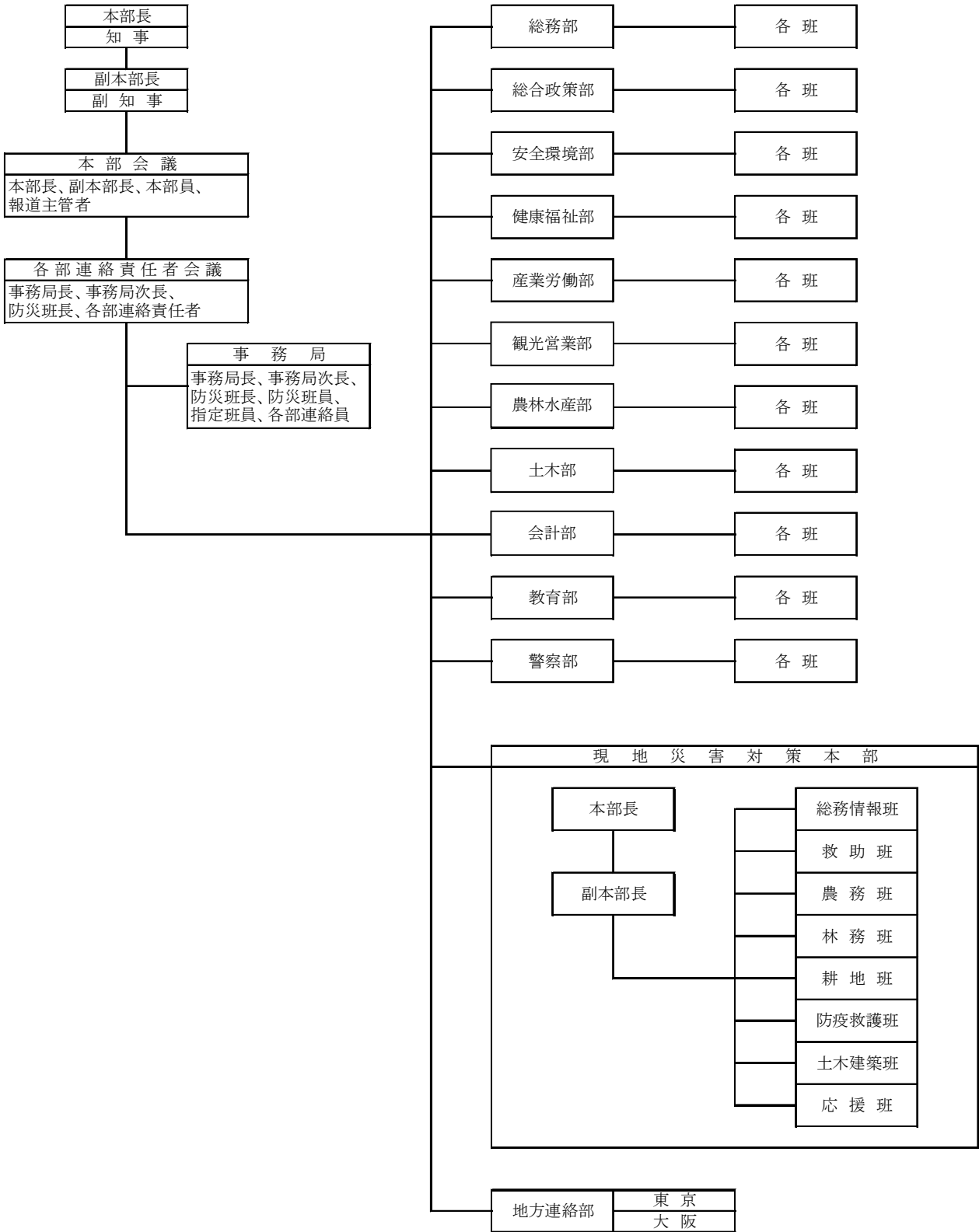
エ 防災関係機関との連携推進に関する事項

オ 国、他都道府県および防災関係機関に対する応援要請に関する事項

カ その他重要な災害対策に関する事項

- 災害対策本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、国、現地災害対策本部、関係市町等との情報の共有を図る。
- ⑧ 災害対策本部に、安全環境部長を長とし、安全環境部危機対策監および安全環境部企画幹を次長とする事務局を置き、危機対策・防災課長を長とする防災班（危機対策・防災課員）および防災班長が事務局長と協議して指定した班員をもって構成する。
- ⑨ 災害発生時に災害応急対策を円滑に実施するため、次の職員を指定する。
- ア 各部連絡責任者
各部局企画参事、会計局会計課参事および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各班相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。
- イ 各部連絡員
各部毎に2名を指定するとともに、うち1名については事務局において所属部との連絡に当たるものとする。
- ウ 指定班員
各課・室長を長とする各班においてあらかじめ指定した職員で、災害の状況に応じて防災班長の指示に従い災害対策本部事務局において災害応急対策に当たるものとする。
指定班員の編成および業務は、防災班長が事務局長と協議して定める。
- ⑩ 災害対策本部に、事務局長、事務局次長、防災班長および各部連絡責任者（必要に応じて議会事務局総務課課長補佐を含む。）で構成する各部連絡責任者会議を置き、災害対策本部が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行う。各部連絡責任者会議は、事務局長が召集するものとし、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出るものとする。
- ⑪ 災害対策本部の組織図については、次のとおりとする。

災害対策本部の組織図



(5) 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害対策本部が設置された場合、次に掲げる機関にその旨を通知または報告するものとする。

- ① 県内市町
- ② 県防災会議構成団体
- ③ 内閣府および総務省消防庁
- ④ 隣接府県（石川県、岐阜県、滋賀県および京都府）

(6) 設置の公表

本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、本部の標識を県庁舎正面玄関に掲示するものとする。

(7) 設置の伝達

① 勤務時間中における伝達

ア 安全環境部長は、知事が災害対策本部の設置を決定したときは、安全環境部危機対策監に伝達する。

イ 安全環境部危機対策監は、危機対策・防災課長に伝達する。

ウ 危機対策・防災課長は、副知事、政策幹、安全環境部企画幹および各部連絡責任者に伝達するとともに、庁内放送を行う。

エ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は部局内各課に伝達する。また、伝達を受けた各課長は、所管する出先機関に伝達する。

② 勤務時間外または休日等における伝達

ア 安全環境部長は、知事が災害対策本部の設置を決定したときは、安全環境部危機対策監に伝達する。

イ 安全環境部危機対策監は、危機対策・防災課長に伝達する。

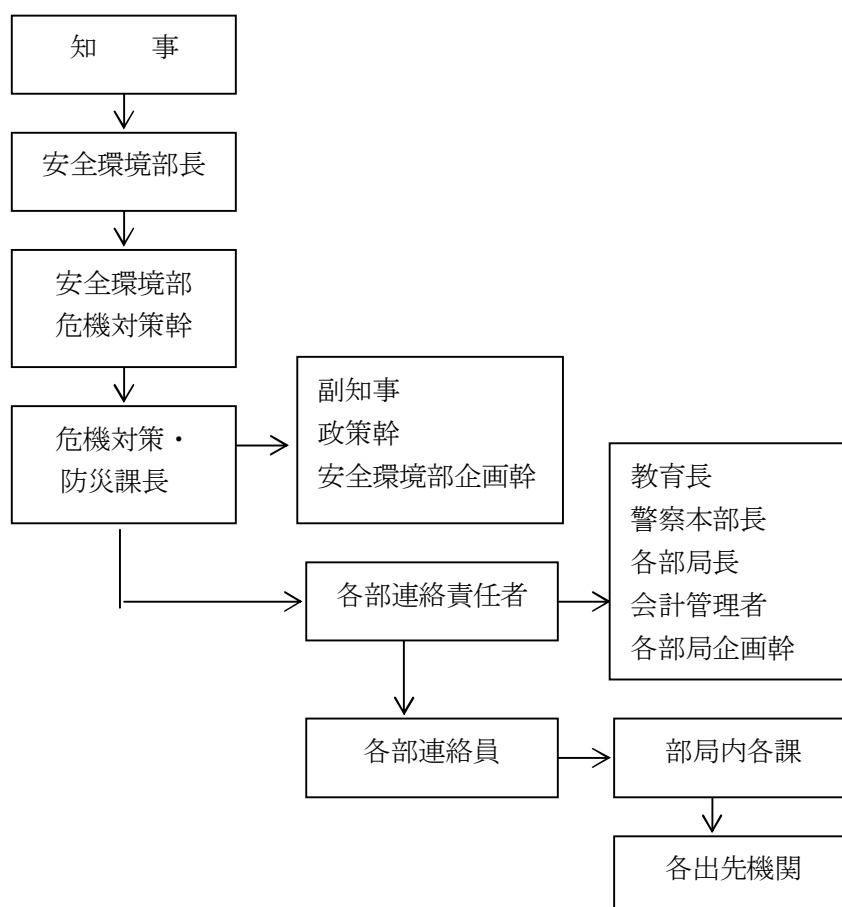
ウ 危機対策・防災課長は、副知事、政策幹、安全環境部企画幹および各部連絡責任者に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により危機対策・防災課員に伝達する。また、緊急を要する場合は、あらかじめ定める方法により各部連絡責任者および各部連絡員に参集することを伝達する。

エ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は、各部局があらかじめ定める緊急連絡網により部局内各課に伝達する。

オ 伝達を受けた各課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達するとともに、所管する出先機関に伝達する。また、伝達を受けた出先機関の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達する。

③ 伝達系統

災害対策本部の設置に係る伝達系統図は次のとおりとする。



(8) 職員の参集

① 全職員の参集

全職員は、大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがあることを覚知したときもしくは災害対策本部設置の伝達があったときは直ちに参集するものとする。

② 参集場所

原則として本部員、報道主管者、防災班長、各部連絡責任者、各部連絡員、防災班員および指定班員については総合防災センターとし、その他の職員については、各所属とする。

ただし、交通機関等が途絶し通常の通勤方法が困難な場合で、平常時において徒歩2時間以内に各所属に参集できない職員については本庁および最寄りの合同庁舎または土木事務所（健康福祉部、環境政策課、循環社会推進課および自然環境課の職員については最寄りの健康福祉センター、土木部の職員については最寄りの土木事務所）に参集するものとする。

また、道路、橋梁等の断絶があり、上記の参集も困難な場合は、最寄りの出先機関に参集するものとする。

③ 参集時の心構え

職員は、参集途中で周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。

また、参集途中重大な被害が生じているのを認めたときは、各自の判断で住民の救出を優先し、救出の状況等について所属や参集場所に連絡するよう努める。

④ 参集状況等の報告

各部連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、人事企画課へ報告するものとする。

(9) 市町災害対策本部への職員の派遣

災害対策本部長（知事）は、市町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の相互調整等を行わせる。

(10) 現地災害対策本部の設置

- ① 災害対策本部長（知事）は、被害の甚大な市町において、早期に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。
- ② 現地災害対策本部は、災害の状況に応じて、市町の設置する現地災害対策本部、県合同庁舎、土木事務所等に設置する。
- ③ 現地災害対策本部長は、副本部長、本部員またはその他の職員のうちから災害対策本部長が任命する。
- ④ 現地災害対策本部に班を置き、その主な事務分掌は福井県災害対策本部運営要綱で定める。
- ⑤ 現地災害対策本部が設置されたときは、当該地方を管轄する県出先機関は、その指揮下に入る。

(11) 地方連絡部

災害対策本部と総務省消防庁ほか中央省庁等との連絡に支障がある場合に備え、災害に関する中央省庁等との連絡、情報の交換を行うため、東京事務所および大阪事務所にそれぞれ地方連絡部を置く。地方連絡部長には、各事務所長を充てる。

(12) 国の非常（緊急）災害現地対策本部との調整

国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合には、応急対策活動について連絡調整を行うものとする。

(13) 文書等の取扱い

- ① 災害対策本部が設置された場合は、直ちに災害対策本部件名簿を作成するものとし、文書の記号は「福災」とする。
- ② 各部班が災害対策本部長名で発議する場合は、必ず防災班に合議するものとする。
- ③ 発信文書には、災害対策本部長名とともに必ず班名を併記するものとする。
- ④ 災害対策本部長公印は、総務部特命班（情報公開・法制課）にて保管する。
- ⑤ 災害対策本部から国、市町、防災関係機関等に対する連絡事項等の伝達および国、市町、防災関係機関等から災害対策本部に対する報告事項、要請事項等の受信については、その内容が軽易な場合を除きすべて記録し、災害情報等の発信および受信の確実を期するものとする。

(14) 職務の代理

- ① 災害発生時において、災害対策本部長（知事）および災害対策副本部長（副知事）がともに不在等の場合には、福井県知事の職務代理者に関する規則（昭和26年3月27日福井県規則第5号）第2条の規定に準じて総務部長がその職務を代理するものとする。
- ② 災害発生時において、教育長が不在等の場合には、福井県教育委員会行政組織規則（昭和46年6月1日福井県教育委員会規則第5号）第27条第4項の規定に準じて教育庁企画幹がその職務を代理するものとする。
- ③ 災害発生時において、県警察本部長が不在等の場合には、福井県警察の処務に関する訓令（平成16年福井県警察本部訓令第12号）第7条第1項の規定に準じて主管の部長が、また、県警察本部長および主管の部長がともに不在等の場合には、同条第2項の規定に準じて、主管の課長等がその職務を代理するものとする。
- ④ 災害発生時において、部長が不在等の場合には、福井県事務決裁規程（昭和50年4月1日福井県訓令第3号）第7条の規定に準じてその部の企画幹が、また、企画幹も不在等の場合には部長があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。
- ⑤ 災害発生時において、会計管理者が不在等の場合には、福井県会計管理者の事務の代理に関する規則（平成19年5月16日福井県規則第52号）第2条の規定に準じて会計局会計課長が、また、会計局会計課長も不在等の場合には会計管理者があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。

第6 市町の配備体制

市町は、市町地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置し、職員の配備体制を整えるものとし、その場合においては、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

第7 指定地方行政機関等の配備体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令または防災業務計画、防災に関する計画に基づき、災害対策本部等を設置し、職員の配備体制を整えるものとし、その場合においては、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

第8 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部、関係指定地方行政機関等と協議の上、必要に応じて「災害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。

第2節 防災関係機関応援計画

災害時において他の機関の協力を求め、応急対策実施の円滑化を期するための計画である。

第1 資料の相互交換

- (1) 県、市町および指定行政機関等は、災害対策上必要な資料または調査研究の成果を相互に交換するものとする。
- (2) 災害対策基本法（以下この節において「法」という。）第33条に基づき知事および指定地方行政機関の長は毎年5月末日までに災害応急対策または災害復旧に必要な技術、知識または経験を有する職員の職種別現員数およびこれらの者の技術、知識または経験の程度を記載した資料を相互に交換するものとする。

第2 応援協力等の要請

(1) 市町

市町長は、県に対し応援を求める場合、または指定行政機関等の応援のあつせんを県に求める場合には、知事（安全環境部危機対策・防災課、健康福祉部地域福祉課）に対し、次に掲げる事項について文書をもって要請するものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭または電話等によることができるが事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

① 県に応急措置の実施または応援を求める場合

ア 災害救助法の適用

- ・災害発生の日時および場所
- ・災害の原因および被害の状況
- ・適用を要請する理由
- ・適用を必要とする期間
- ・既にとった救助措置およびとろうとする救助措置
- ・その他必要な事項

イ 被災者の他地区への移送要請

- ・被災者の他地区への移送要請
- ・移送を必要とする被災者の数
- ・希望する移送先
- ・被災者を収容する期間

ウ 県への応援要請または応急措置の実施の要請（法第68条）

- ・災害の状況および応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量
- ・応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ・応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ・その他必要な事項

② 指定地方行政機関等、他府県、自衛隊等の応援のあつせんを県に求める場合

ア 自衛隊災害派遣要請のあつせんを求める場合

「第3章 第29節 自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

イ 他の市町、指定地方行政機関等または他府県の応援要請のあつせんを求める場合

- ・災害の状況および応援のあつせんを求める理由
- ・応援を希望する機関名
- ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量
- ・応援を必要とする場所
- ・応援を必要とする活動内容
- ・その他必要な事項

ウ 指定地方行政機関または他府県の職員の派遣あつせんを求める場合（法第30条）

- ・派遣のあつせんを求める理由
- ・派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数

- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他の条件
- ・その他参考となるべき事項

(2) 県

① 他機関との事前協議

災害時において、他機関の円滑な協力が得られるよう協定を締結し、あるいは事前協議を整え、協力体制を確立する。

現在、次のとおり協定を締結している。

ア 他府県との協定

- ・岐阜県
- ・北陸三県（富山県、石川県）
- ・中部圏（富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市）
- ・近畿圏（三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）

イ 県内市町との協定

- ・県・市町

ウ 法第57条に規定する協定（通信設備の優先利用等）

- ・福井県警察本部
- ・西日本旅客鉄道株式会社金沢支社
- ・えちぜん鉄道株式会社
- ・福井鉄道株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・日本放送協会福井放送局
- ・福井放送株式会社
- ・福井テレビジョン放送株式会社
- ・福井エフエム放送株式会社
- ・福井県ケーブルテレビ協議会
- ・NPO法人たんなん夢レディオ
- ・敦賀FM放送株式会社

エ 災害救助法第32条の規定に基づく委託協定

- ・日本赤十字社福井県支部

オ その他

- ・福井県医師会
- ・福井県薬剤師会
- ・福井県医科器械商組合
- ・福井県医薬品卸業協会
- ・福井県生活協同組合連合会
- ・福井県経済農業協同組合連合会
- ・福井県地方卸売市場協議会
- ・福井市中央卸売市場協会
- ・株式会社ユース
- ・福井県米穀株式会社
- ・有限会社南部酒造場
- ・株式会社ハイピース
- ・株式会社若狭瓜割
- ・株式会社おおい
- ・福井市（企業局）
- ・池田町（振興開発課）
- ・高浜町（総務課）
- ・北陸コカ・コーラボトリング株式会社
- ・サントリーフーズ株式会社（北陸支店）
- ・キリンビバレッジ株式会社北陸支社
- ・株式会社ローソン

- ・株式会社ファミリーマート
- ・社団法人福井県産業廃棄物協会
- ・中日本高速道路株式会社
- ・社団法人福井県電業協会

② 県各部

県各部の長は、指定行政機関、他府県等の応援を求め、または応急措置の実施を要請しようとするときは、安全環境部長（危機対策・防災課）に対し、次に掲げる事項について、口頭または電話をもって依頼し、事後すみやかに文書により処理するものとする。

ア 自衛隊災害派遣要請

「第3章 第29節 自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

イ 指定行政機関、指定地方行政機関等、他府県に対する応援または応急措置の実施の要請（法第70、74条）

- ・災害の状況および応援（応急措置の実施）を求める理由
- ・応援を必要とする活動の具体的内容
- ・応援を必要とする場所、期間
- ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量
- ・その他必要な事項

ウ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長または府県知事に対する職員の派遣要請（法第29条）

- ・派遣を要請する理由
- ・派遣を要請する職員の職種別人員数
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他勤務条件
- ・その他必要な事項

エ 日本放送協会福井放送局、福井放送株式会社、福井テレビジョン放送株式会社、福井エフエム放送株式会社、福井県ケーブルテレビ協議会、NPO法人たんなん夢レディオ、敦賀FM放送株式会社に対する放送要請

- ・放送要請の理由
- ・放送事項
- ・希望する放送日時および送信系統
- ・その他必要な事項

③ 安全環境部（危機対策・防災課）

ア 市町長または各部長から応援協力等の要請があった場合は、要請内容を検討の上、必要と認められたものについては、各々の機関の長または代表者に要請するものとする。

イ 法第30条に基づき、指定行政機関の職員の派遣のあっせんを求める場合は、内閣総理大臣（消防庁防災課）に次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- ・派遣のあっせんを求める理由
- ・派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他勤務条件
- ・その他必要な事項

④ 土木部

土木部は、近畿地方整備局長に対する応急対策用および応急復旧用建設機械の無償貸付の要請を必要に応じ行うものとする。

(3) 指定地方行政機関等

指定地方行政機関の長または代表者は、県に対し応急措置の実施を要請し、もしくは応援を求めようとするとき、または市町もしくは他の指定地方行政機関等の応援のあっせんを依頼しようとする場合は、安全環境部長（危機対策・防災課）に対し、次に掲げる事項について口頭または電話等をもって依頼し、事後すみやかに文書により処理するものとする。

- ・災害の状況および応援（応援のあつせん）を求める理由
- ・応援を希望する機関名（応援のあつせんを求めるときのみ）
- ・応援を希望する物資、資材、機械、機具等の品名および数量
- ・応援を必要とする期間および場所
- ・応援を必要とする活動の具体的内容
- ・その他必要な事項

第3 各機関の協力および経費の負担

(1) 協力の実施

- ① 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施の遂行に支障のない限り協力または便宜を供与するものとする。
- ② 各機関の協力業務の内容は、「第1章 第4節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」に定めるものとし、協力方法は、次に掲げる事項について各計画に定めるところによる。
 - ア 通報体制の確立
 - イ 現地災害対策における指揮、命令系統の統一
 - ウ 防災資機材の整備
 - エ 防災組織の確立と防災訓練の徹底
- ③ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を整えておくものとする。
- ④ 安全環境部(危機対策・防災課)は各機関の間であつて相互協力のあつせんをするものとする。

(2) 経費の負担

- ① 国から市町または県に派遣を受けた職員に対する給与および経費の負担方法ならびに他府県、他市町または県に派遣を受けた職員に対する給与および経費の負担方法は、法に定めるところによる。
- ② 指定公共機関等が県に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定める。

第3節 通信計画

県、市町および防災関係機関の通信について、その方法および系統等を明らかにし、災害に関する通信連絡を迅速・的確に実施するための計画である。

なお、次に掲げる災害時の通信連絡は、この計画に定めるほか、各々の計画に定めるところによる。

- ・ 気象予警報等の収集伝達 …… 第3章第4節「防災気象計画」
- ・ 応急対策の実施に必要な情報の収集報告 …… 第3章第5節「情報および被害状況報告計画」
- ・ 被害情報の報告 …… 第3章第5節「情報および被害状況報告計画」

第1 災害時における通信連絡

災害時における通信連絡は、おおむね次に掲げる方法により、単独またこれらを組み合わせて弾力的な運用を図るものとする。

(1) 防災関係機関の通信方法

災害に関して各防災関係機関が行う通信連絡は、第2章第12節「防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画」掲げる情報通信設備および一般加入電話により行うものとする。

(2) 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等

① 電気通信設備の優先利用

各機関は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うために、一般加入電話を西日本電信電話株の承諾を受けて災害時優先電話として利用するものとする。この災害時優先電話を使用してのダイヤル通話は、通信網に異常ふくそうが生じて一般の通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。

また、各機関は、緊急の度合いに応じ、非常扱い通話（電報）および緊急扱い通話（電報）として利用するものとする。これらの通話（電報）は、102（115）番通話により行うものとする。この場合においては、非常扱い通話（電報）または緊急扱い通話（電報）である旨を申し出るものとする。

ア 電話の優先利用

(ア) 非常扱いの通話

非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

通話の内容	機関等
1. 気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告または警報に関する事項	気象機関相互間
2. 洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報またはその警報もしくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3. 災害の予防または救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4. 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防または復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5. 通信施設の災害の予防または復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6. 電力設備の災害の予防または復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7. 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8. 災害の予防または救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

(イ) 緊急扱いの通話

緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関が行う場合に限り取り扱う。

通話の内容	機関等
1. 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生しまたは発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2. 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3. 国会議員または地方公共団体の長もしくはその議会の議長の選挙の執行またはその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4. 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別表（省略）の基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間
5. 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国または地方公共団体の機関（前項の表およびこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。）相互間

イ 電報の優先利用

(ア) 非常扱いの電報

非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、または配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1. 気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告または警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2. 洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報または警報もしくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3. 災害の予防または救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4. 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防または復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5. 通信施設の災害の予防または復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6. 電力設備の災害の予防または復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間

7. 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安庁の機関を含む。以下同じ。）相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8. 災害の予防または救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

(イ) 緊急扱いの電報

緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、または配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1. 気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告または警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2. 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生しまたは発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
3. 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4. 国会議員または地方公共団体の長もしくはその議会の議長の選挙の執行またはその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5. 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別表5（省略）の基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間
6. 船舶内の傷病者の医療について指示を受けまたは指示を与えるために必要な事項	船舶と別表8（省略）の病院相互間
7. 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国または地方公共団体の機関（前項の表およびこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。）相互間

② 有線電気通信法に基づく有線、無線通信設備の使用

防災関係機関は、有線電気通信法第3条第4項第3号に基づき、次に掲げる者が設置する有線、無線通信設備を使用し、通信連絡を確保する。ただし、災害対策基本法第57条による警報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた手続きにより行うものとする。

1. 警察事務を行う者	5. 海上保安事務を行う者	9. 電気業務を行う者
2. 消防事務を行う者	6. 気象業務を行う者	10. 自衛隊
3. 水防事務を行う者	7. 鉄道業務を行う者	
4. 航空保安事務を行う者	8. 軌道業務を行う者	

③ 放送の要請

ア 知事は、放送法第2条第3号に規定する放送局に対し、災害に関する通知または要請について、災害対策基本法第57条による放送の要請を行う場合は、あらかじめ定めた手続きにより行うものとする。この場合において、特に必要と認めるときは緊急警報放送を利用することができるものとする。

イ 市町長は、災害に関する伝達、通知または警告について、放送の要請を行うときは、原則として県を通して行うことができる。

ウ 放送局は、災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送要請を受けたときは、放送の形式、内容、時刻および送信系統を決定し、適切な放送を行うものとする。

(3) 電波法に基づく非常無線通信の利用

防災関係機関は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条および第74条ならびに非常無線通信規約に基づいて、非常無線通信を利用し、通信の確保を図るものとする。

この場合において、無線局およびその他の機関は、北陸地方非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常無線通信の円滑な運用を期するものとする。

① 非常通報の内容

非常無線通信における通報の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準ずるものとする。

1. 人命の救助に関するもの
2. 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）および天災その他の状況に関するもの
3. 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
4. 電波法第74条実施の指令およびその他の指令
5. 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの
6. 暴動に関する情報連絡およびその緊急措置に関するもの
7. 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
8. 遭難者救護に関するもの
9. 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
10. 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況およびその修理復旧のための資材の手配および運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
11. 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部および災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資および資金の調達、配分、輸送等に関するもの
12. 災害救助法第24条および災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

② 非常通報の発信

非常通報は、無線局の免許人が自ら発受するほか、非常通報を希望する者からの依頼に応じて発受するものとする。

③ 非常通報

非常通報を希望する者は、非常通信用紙（別紙様式）に電報形式（片カナ）または文書形式（通常の文書体）により、最寄りの無線局に依頼するものとする。

(4) その他の連絡方法

① 使走

② 孤立地区の空中偵察に対する合図

赤旗（病人あり）

青旗（食糧不足）

第2 通信の統制

通信施設の管理者は、災害の発生により有線および無線通信がふくそうした場合には、必要に応じ適切な通信統制を実施するものとする。

非常通信用紙

あて先	機関名:		TEL : () -
			FAX : () -
発信人	発信日時	月 日 時 分	伝達方法 : 無線 有線 使送
	機関名:	(取扱者:)	回線種別 : () 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 TEL : FAX :
通 報 文			
伝 達 経 路	1	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名: (取扱者:)	伝達方法 : 無線 有線 使送 回線種別 : () 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 TEL : FAX :
	2	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名: (取扱者:)	伝達方法 : 無線 有線 使送 回線種別 : () 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 TEL : FAX :
	3	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名: (取扱者:)	伝達方法 : 無線 有線 使送 回線種別 : () 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 TEL : FAX :
	4	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名: (取扱者:)	伝達方法 : 無線 有線 使送 回線種別 : () 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 TEL : FAX :
	5	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名: (取扱者:)	伝達方法 : 無線 有線 使送 回線種別 : () 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 TEL : FAX :

* 回線種別には使用した回線の種別を記載すること。
* 中継依頼機関は伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。
* FAXによる通報の場合は着信確認を行うこと。

第4節 防災気象計画

福井地方気象台の注意報、警報等の発表または伝達によって、県内の異常気象等による災害を防止し、または被害を軽減するための計画である。

第1 福井地方気象台の行う注意報、警報等の発表

(1) 注意報、警報等の発表基準

福井地方気象台は、市町を指定して注意報および警報を発表する。

注1. 大雨や洪水などの注意報および警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

注意報および警報の種類ならびに発表基準

種 類		発 表 基 準	
注 意 報	一般の 利用に 適合するもの	気象注意報	強風注意報 強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
		大雨注意報 大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・1時間雨量、3時間雨量が基準以上と予想される場合。(基準別表4) ・土壌雨量指数(※1)が基準以上と予想される場合。(基準別表4)	
		雷注意報 落雷によって被害が予想される場合。	
		乾燥注意報 空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には、気象官署の値で、実効湿度が65%以下、最小湿度が30%以下になると予想される場合。	
		濃霧注意報 濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上で100m以下、または海上で500m以下になると予想される場合	
		霜注意報 早霜、晩霜等によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 最低気温が3℃以下と予想される場合。	
		低温注意報 低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 7～8月の日平均気温が平年値より3℃以上低い日が3日以上継続すると予想される場合。 12～3月の日最低気温が平野部で-5℃以下、山沿いで-10℃以下と予想される場合。	

		種 類	発 表 基 準	
注 意 報	一般の 利用に 適合するもの	波浪注意報	波浪注意報 風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が3 m以上と予想される場合。	
		高潮注意報	高潮注意報 台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（東京湾平均海面上）が基準以上と予想される場合。 （基準別表5）	
		洪水注意報	洪水注意報 洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・1時間雨量、3時間雨量が基準以上と予想される場合。（基準別表6） ・流域雨量指数（※2）が基準以上と予想される場合。（基準別表6） ・流域雨量指数（※2）と1時間雨量または3時間雨量が共に基準以上と予想される場合。（基準別表6）	
		地面現象注意報（※3）	地面現象注意報 大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。	
		浸水注意報（※3）	浸水注意報 浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。	
	水防活動の 利用に適 合するもの （※4）	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。
		水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報に同じ。
		水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。

		種 類	発 表 基 準
警 報	一般の 利用に 適合するもの	気象警報	暴風警報 暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20 m/s以上、海上で25 m/s以上と予想される場合
			大雨警報 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・1時間雨量、3時間雨量が基準以上と予想される場合。（基準別表1） ・土壌雨量指数（※1）が基準以上と予想される場合。（基準別表1）
		波浪警報	波浪警報 風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が5.5 m以上と予想される場合。
		高潮警報 高潮警報 台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（東京湾平均海面上）が基準以上と予想される場合。 （基準別表2）	

種 類			発 表 基 準
警 報	一般の 利用に 適合する もの	洪水警報	洪水警報 洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・1時間雨量、3時間雨量が基準以上と予想される場合。(基準別表3) ・流域雨量指数(※2)が基準以上と予想される場合。(基準別表3) ・流域雨量指数(※2)と1時間雨量または3時間雨量が共に基準以上と予想される場合。(基準別表3)
		地面現象警報(※3)	地面現象警報 大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
		浸水警報(※3)	浸水警報 浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	水防活動 の 利用に 適合する もの(※4)	水防活動用 気象警報	大雨警報 一般の利用に適合する大雨警報に同じ。
		水防活動用 高潮警報	高潮警報 一般の利用に適合する高潮警報に同じ。
		水防活動用 洪水警報	洪水警報 一般の利用に適合する洪水警報に同じ。

- (注) 1. 発表基準に記載した数値は、福井県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。
2. 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表される時には、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除または更新されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。
- ※1 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。
- ※2 流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。
- ※3 注意報、警報は標題を出さないで気象注意報、警報に含めて行う。
- ※4 水防活動の利用に適合する注意報、警報は、一般の注意報、警報のうち、水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。

(2) 気象情報

警報や注意報の発表中にその本文で説明しきれない事項や、その後の変化などを補足あるいは警報や注意報の発表前に予め注意を喚起するため、必要に応じて具体的かつ速やかに発表するものである。例えば、台風や梅雨前線による大雨などのとき、その位置や強さ、各地の雨量などは刻々に変化するので、その状況を具体的に説明したりする。

その他の情報として

- ・記録的短時間大雨情報

記録的な短時間雨量(1時間80mm以上)を観測したときは、その観測値を直ちに記録的短時間大雨情報として発表し、警戒を呼びかけ防災効果を高める。

- ・竜巻注意情報

竜巻や激しい突風が発生するような危険な気象状況になっていることを周知する竜巻注意情報を発表し、注意を呼びかけ身を守るための行動の準備を促す。

- ・土砂災害警戒情報

福井県と福井地方気象台が共同で発表する情報で、大雨(土砂災害)警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町の長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町を対象に発表する。

第2 気象注意報・警報等の伝達

- (1) 福井地方気象台は、気象業務法に基づく気象注意報・警報等を発表、切り替えまたは解除したとき、専用通信設備または加入電話等を用いて、当該気象注意報・警報等により措置を講ずる必要のある機関へ速やかに伝達するものとする。
ただし、西日本電信電話株式会社および東日本電信電話株式会社への伝達は、警報のみとする。
気象注意報・警報等の伝達先および伝達系統は第1図のとおりとする。
- (2) 県は、通知された事項を、防災行政無線等により速やかに市町消防本部および県の出先機関等に伝達するものとする。
- (3) 市町は県から通知された事項を、あらかじめ定める方法により、速やかに地域住民および所在の官公署等へ周知するものとする。
- (4) 敦賀海上保安部は、通知された事項（海域および船舶交通に影響を与える警報のみ）を航行中および入港中の船舶に周知するものとする。伝達系統は第2図のとおりとする。
- (5) 西日本電信電話株式会社または東日本電信電話株式会社は、通知された事項（警報のみ）を、一般の通話や電報に優先して、関係市町に伝達するものとする。
- (6) 放送機関は、通知された事項をあらかじめ定める方法により、速やかに放送し、公衆に周知するものとする。
- (7) その他の防災関係機関にあっては、それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に周知するものとする。

第3 近畿地方整備局福井河川国道事務所と福井地方気象台が共同して行う九頭竜川洪水予報および北川洪水予報の発表

- (1) 九頭竜川洪水予報および北川洪水予報の発表基準等
近畿地方整備局福井河川国道事務所と福井地方気象台が共同して行う九頭竜川洪水予報および北川洪水予報の種類および発表の基準は、次のとおりである。

① 九頭竜川洪水予報

種 類	発 表 の 基 準
九頭竜川・日野川下流 はん濫注意情報 (洪水注意報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、はん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
九頭竜川・日野川下流 はん濫警戒情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、一定時間後にはん濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
九頭竜川・日野川下流 はん濫危険情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）に達したとき
九頭竜川・日野川下流 はん濫発生情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の予報区域内で、はん濫が発生したとき

② 北川洪水予報

種 類	発 表 の 基 準
北川はん濫注意情報 (洪水注意報)	北川の基準地点の水位が、はん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
北川はん濫警戒情報 (洪水警報)	北川の基準地点の水位が、一定時間後にはん濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位（特別警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
北川はん濫危険情報 (洪水警報)	北川の基準地点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）に達したとき
北川はん濫発生情報 (洪水警報)	北川の予報区域内で、はん濫が発生したとき

(2) 九頭竜川洪水予報および北川洪水予報の伝達

- ① 近畿地方整備局福井河川国道事務所および福井地方気象台は、(1)に掲げる九頭竜川洪水予報または北川洪水予報を公表・切り替え・解除したときは、専用通信設備または加入電話を用いて、当該九頭竜川洪水予報または北川洪水予報により措置を講ずる必要のある機関へ速やかに通知するものとする。ただし、西日本電信電話株式会社および東日本電信電話株式会社へ一般の利用に適合する洪水警報を通知した場合は、これをもって警報事項の通知を行ったものとする。
九頭竜川洪水予報の通知先および伝達系統は、「九頭竜川洪水予報実施要領」に、北川洪水予報の通知先および伝達系統は、「北川洪水予報実施要領」によるものとする。
- ② 県は、前項の機関から通知された事項を防災行政無線により速やかに県の出先機関、関係市町および消防本部へ伝達するものとする。
- ③ 市町は、県から通知された事項をあらかじめ定める方法により、速やかに住民および所在の官公署等へ周知するものとする。
- ④ 西日本電信電話株式会社または東日本電信電話株式会社は、福井地方気象台から通知された事項を関係市町に伝達するものとする。
- ⑤ 放送機関は、福井地方気象台から通知された事項をあらかじめ定める方法により速やかに放送し、公衆に周知するものとする。
- ⑥ その他の防災関係機関にあつては、それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に周知伝達するものとする。

第4 県と福井地方気象台が共同して行う洪水予報

(1) 洪水予報の発表基準等

県と福井地方気象台が共同して行う洪水予報の対象河川、種類および発表の基準は、次のとおりである。

① 対象河川

河川名	実施区間	基準地点
足羽川	左岸 福井市脇三ヶ町6字地先から日野川合流点まで 右岸 福井市篠尾町40字地先から日野川合流点まで (天神橋から日野川合流点まで)	九十九橋観測所
竹田川	坂井市丸岡町川上(北陸自動車道)から九頭竜川合流点まで	六日観測所
日野川	南越前町・越前市境から国土交通大臣管理区域上流端まで	糺橋観測所
笙の川	敦賀市小河口(小河川合流点)から日本海まで	呉竹観測所
南川	左岸 小浜市中井五両森35字1-1から日本海まで 右岸 小浜市中井平野下30字30番から日本海まで	和久里観測所

② 発表基準

種類	発表の基準
はん濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、はん濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき
はん濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、一定時間後に、はん濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位(特別警戒水位)に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき
はん濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、はん濫危険水位(危険水位)に達したとき
はん濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で、はん濫が発生したとき

(2) 洪水予報の伝達

- ① 県および福井地方気象台は、(1)に掲げる洪水予報を公表・切り替え・解除したときは、専用通信設備または加入電話を用いて、当該洪水予報により措置を講ずる必要のある機関へ速やかに

通知するものとする。ただし、西日本電信電話株式会社および東日本電信電話株式会社へ一般の利用に適合する洪水警報を通知した場合は、これをもって警報事項の通知を行ったものとする。

洪水予報の通知先および伝達系統は、各河川の洪水予報実施要領によるものとする。

- ② 県は、前項の機関から通知された事項を防災行政無線等により速やかに県の出先機関、関係市町および消防本部へ伝達するものとする。
- ③ 市町は、県から通知された事項をあらかじめ定める方法により速やかに住民および所在の官公署等へ周知するものとする。
- ④ 西日本電信電話株式会社または東日本電信電話株式会社は、福井地方気象台から通知された事項を関係市町に伝達するものとする。
- ⑤ 放送機関は、福井地方気象台から通知された事項をあらかじめ定める方法により速やかに放送し、公衆に周知するものとする。
- ⑥ その他の防災機関にあつては、それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に周知伝達するものとする。

第5 消防法による火災気象通報および火災警報

(1) 火災気象通報

福井地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法の規定により、その状況を県に通報するものとする。通報を受けた県は、防災行政無線等により速やかにこれを市町に通報するものとする。

(2) 火災気象通報の実施基準

火災気象通報は、県全域または嶺北、嶺南の地域を対象とし、当日の気象状況が次のいずれかの条件を満たしたときとする。

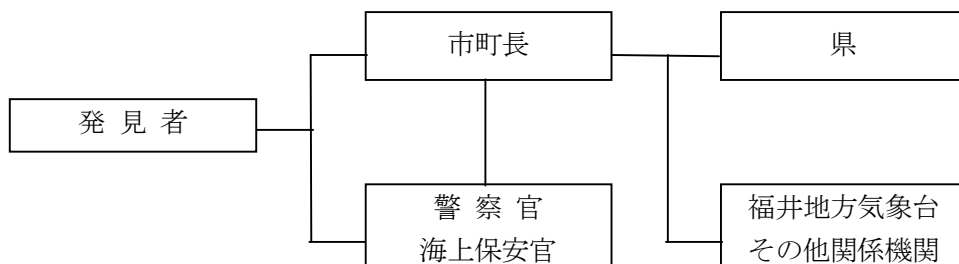
- ① 実効湿度が65%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき
- ② 平均風速12m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき
(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

(3) 火災警報

市町は、火災気象通報を受けたときまたは気象の状況を火災の予防上危険であると認めるときには、火災に関する警報を発するものとする。

第6 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を市町長または警察官もしくは海上保安官に通報するものとする。通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに市町長に通報し、市町長は、速やかに県、福井地方気象台およびその他の関係機関に通報するものとする。



(1) 市町が県、福井地方気象台等に通報すべき事項

- ① 異常な増水、山崩れ、地すべり、堤防決壊、なだれ等で大きな災害となるおそれがあるとき。
- ② たつまき、強いひょうがあったとき。

(2) 市町長から県、福井地方気象台およびその他の関係機関への通報は、第3章第5節「情報および被害状況報告計画」に定めるところにより行うものとする。

第7 福井地方気象台への協力

防災関係機関は、福井地方気象台が行う気象業務に関して協力するものとする。

(1) 福井地方気象台に通報を要する事項

- ア 県または市町が災害対策本部を設置したとき。
- イ 市町に災害救助法が適用されたとき。
- ウ 国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所または県が水防警報を発表したとき。

(2) 福井地方気象台の照会により通報する事項

- ア 市町または警察署別の自然災害による被害状況
- イ 気象官署以外の気象観測資料
- ウ 河川の水位、流量の観測資料
- エ 潮位、波浪の観測資料
- オ その他

(別表1) 大雨警報基準

市町をまとめた地域	市町	雨量基準	土壌雨量指数基準
嶺北北部	福井市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=50	96
	あわら市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=80	102
	坂井市	平坦地：R3=90 平坦地以外：R1=80	102
	永平寺町	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=80	114
	越前町	R3=70	96
嶺北南部	鯖江市	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=60	126
	越前市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	115
	池田町	R1=60	122
	南越前町	R1=60	112
奥越	大野市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=80	108
	勝山市	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=60	105
嶺南東部	敦賀市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	98
	美浜町	R1=60	101
	若狭町	R3=90	122
嶺南西部	小浜市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=80	111
	高浜町	R1=60	123
	おおい町	R3=60	108

(別表2) 高潮警報基準

市町をまとめた地域	市町	潮位 (m)
嶺北北部	福井市	1.3
	あわら市	1.3
	坂井市	1.3
	越前町	1.3
嶺北南部	南越前町	1.0
嶺南東部	敦賀市	1.0
	美浜町	1.0
	若狭町	1.0
嶺南西部	小浜市	1.0
	高浜町	1.0
	おおい町	1.0

(別表3) 洪水警報基準

市町をまとめた地域	市町	雨量基準	流域雨量指数	複合基準
嶺北北部	福井市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=50	荒川流域=8 狐川流域=14	-
	あわら市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=80	大聖寺川流域=27	-
	坂井市	平坦地：R3=90 平坦地以外：R1=80	兵庫川流域=14	-
	永平寺町	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=80	荒川流域=8	-
	越前町	R3=70	天王川流域=20 大味川流域=16	R3=60 かつ 天王川流域=10
嶺北南部	鯖江市	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=60	天王川流域=20 浅水川流域=21 鞍谷川流域=22 吉野瀬川流域=11	-
	越前市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	天王川流域=15 浅水川流域=15 鞍谷川流域=22 吉野瀬川流域=11	平坦地：R1=35 かつ 日野川流域=19
	池田町	R1=60	足羽川流域=22	-
	南越前町	R1=60	日野川流域=27 田倉川流域=15	-
奥越	大野市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=80	九頭竜川流域=58 赤根川流域=14 打波川流域=17 石徹白川流域=25	-
	勝山市	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=60	九頭竜川流域=61 滝波川流域=15	平坦地：R3=70 かつ 九頭竜川流域=20
嶺南東部	敦賀市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	黒河川流域=12	-
	美浜町	R1=60	耳川流域=15	R1=45 かつ 耳川流域=9
	若狭町	R3=90	-	-
嶺南西部	小浜市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=80	遠敷川流域=10	平坦地：R3=90 かつ 北川流域=23
	高浜町	R1=60	-	-
	おおい町	R1=60	南川流域=17 佐分利川流域=18	-

(別表4) 大雨注意報基準

市町をまとめた地域	市町	雨量基準	土壌雨量指数
嶺北北部	福井市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30	67
	あわら市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=50	71
	坂井市	平坦地：R3=60 平坦地以外：R1=50	71
	永平寺町	平坦地：R1=25	79

		平地以外：R1=50	
	越前町	R3=50	67
嶺北南部	鯖江市	平地：R3=50 平地以外：R1=40	88
	越前市	平地：R1=25 平地以外：R1=40	80
	池田町	R1=40	85
	南越前町	R1=40	78
奥越	大野市	平地：R1=25 平地以外：R1=50	86
	勝山市	平地：R3=50 平地以外：R1=40	84
嶺南東部	敦賀市	平地：R1=25 平地以外：R1=40	73
	美浜町	R1=40	75
	若狭町	R3=50	91
嶺南西部	小浜市	平地：R1=25 平地以外：R1=50	83
	高浜町	R1=40	92
	おおい町	R1=40	81

(別表5) 高潮注意報基準

市町をまとめた地域	市町	潮位 (m)
嶺北北部	福井市	0.7
	あわら市	0.7
	坂井市	0.7
	越前町	0.7
嶺北南部	南越前町	0.7
嶺南東部	敦賀市	0.7
	美浜町	0.7
	若狭町	0.7
嶺南西部	小浜市	0.7
	高浜町	0.7
	おおい町	0.7

(別表6) 洪水注意報基準

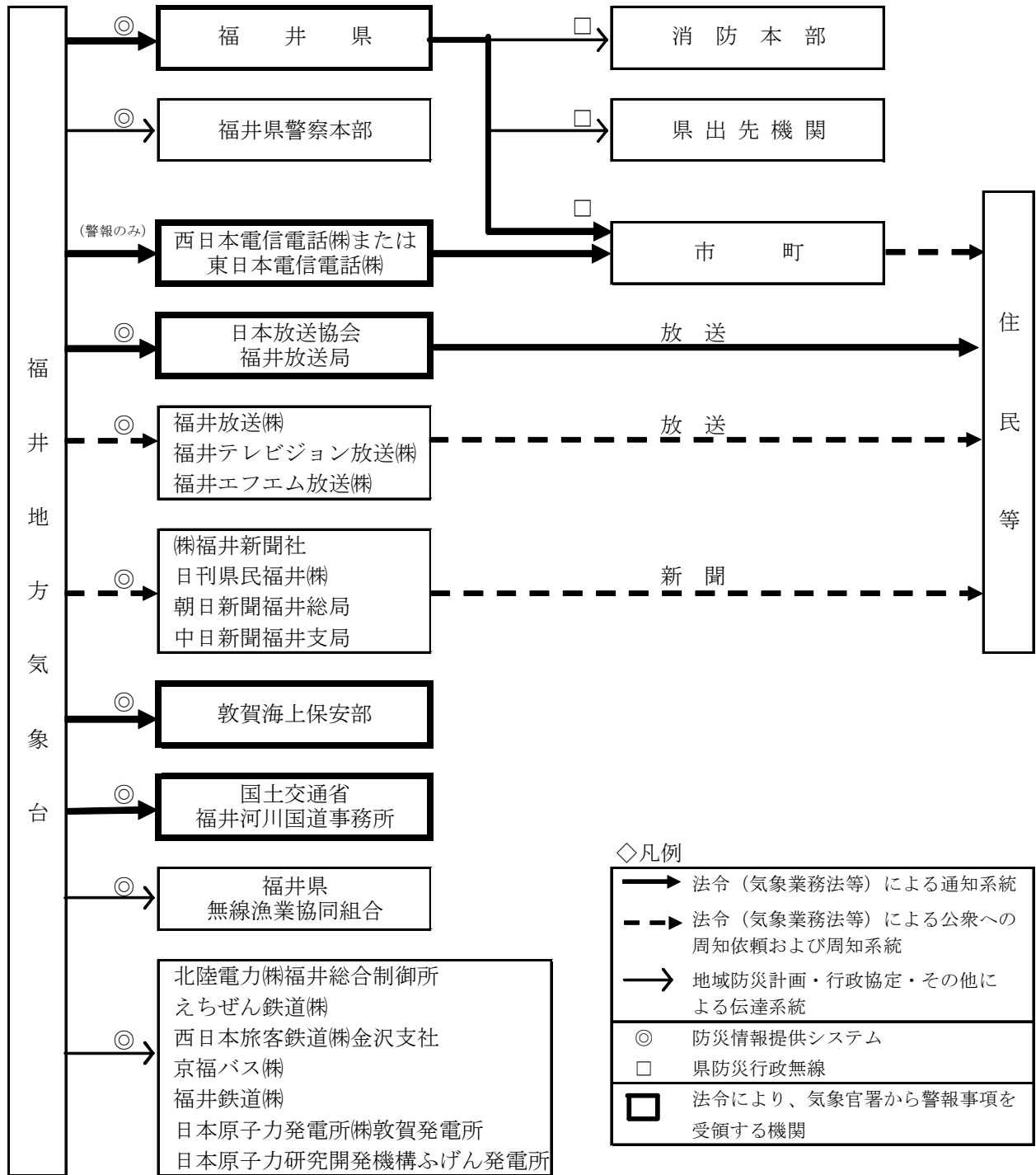
市町をまとめた地域	市町	雨量基準	流域雨量指数	複合基準
嶺北北部	福井市	平地：R3=40 平地以外：R1=30	荒川流域=6 狐川流域=11	-
	あわら市	平地：R1=25 平地以外：R1=50	大聖寺川流域=22	-
	坂井市	平地：R3=60 平地以外：R1=50	兵庫川流域=7	-
	永平寺町	平地：R1=25 平地以外：R1=50	荒川流域=6	-
	越前町	R3=50	天王川流域=16 大味川流域=13	R3=40 かつ 天王川流域=10
嶺北南部	鯖江市	平地：R3=50 平地以外：R1=40	天王川流域=16 浅水川流域=12 鞍谷川流域=18	-

			吉野瀬川流域=9	
	越前市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	天王川流域=12 浅水川流域=12 鞍谷川流域=18 吉野瀬川流域=9	-
	池田町	R1=40	足羽川流域=18	-
	南越前町	R1=40	日野川流域=18 田倉川流域=12	-
奥越	大野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=50	九頭竜川流域=46 赤根川流域=11 打波川流域=14 石徹白川流域=20	-
	勝山市	平坦地：R3=50 平坦地以外：R1=40	九頭竜川流域=49 滝波川流域=12	-
嶺南東部	敦賀市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	黒河川流域=10	-
	美浜町	R1=40	耳川流域=12	R1=25 かつ 耳川流域=9
	若狭町	R3=50	-	-
嶺南西部	小浜市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=50	遠敷川流域=8	平坦地 R3=60 かつ 北川流域=23
	高浜町	R1=40	-	-
	おおい町	R1=40	南川流域=14 佐分利川流域=14	-

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。
- (2) 大雨及び洪水の欄中、「かつ」は 2 つの指標による基準を示す。例えば、「R3=40 かつ ○○川流域=10」であれば、「3 時間雨量 40mm かつ ○○川流域の流域雨量指数 10 以上」を意味する。
- (3) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は資料編を参照。
- (4) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。1km 四方毎の基準値については、資料編を参照。
- (5) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

第1図 気象注意報、警報等の伝達先および伝達系統



第5節 情報および被害状況報告計画

災害時における被害状況の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものであり、市町および防災関係機関が、災害が発生し、またはその発生が予想される場合には、速やかに管内の状況を把握して県に報告するための計画である。

第1 情報の収集および伝達

(1) 県の実施事項

① 市町からの収集

市町から情報を収集する場合その対象とする事項

ア 被害発生情報

日時 場所 原因

イ 被害概況（後述の被害状況報告に準じ、内容によってはそのまま被害状況報告に移行してよい。）

ウ 市町の応急対策の概況（同上の基準）

エ 県に対する要請事項（自衛隊派遣要請等）

オ その他応急対策の実施に際し必要事項

② 警察および通信・電力・交通機関等からの収集

災害発生や応急対策に関連ある事項について各機関から情報を収集するものとする。

③ 地域住民からの収集

被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、公民館長、消防団長、区長等の地域住民から情報を収集するものとする。なお、収集した情報は、内容に応じて、市町に伝達するものとする。

④ 関係機関への伝達

県は、上記情報のうち重要なものおよび県の対策については、つぎの機関へ伝達または報告するものとする。

ア 関係市町

イ 自衛隊

ウ 中央各省庁（東京事務所）

エ 報道機関

オ その他の関係機関

(2) 県、市町および防災関係機関の協力

県、市町および防災関係機関は、各種情報の収集について十分に連絡調整を行い、または相互に情報を交換して、応急対策が円滑に実施できるように協力するものとする。

(3) 情報の優先順位

情報収集および通報は、人的被害および住家被害に関連あるものを優先するものとする。その他については第3章第3節「通信計画」による。

第2 被害状況報告

災害対策基本法の規定に基づき市町または関係機関の長が県に対して行う災害の状況報告に関し、必要な事項を定め、被害状況報告の迅速、確実化を図る。

なお、他の法令に基づき報告を要する事項については別に定める（別表第1参照）。

(1) 報告すべき災害

① 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象、または大規模な事故等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害である。

② 報告の基準

被害状況報告に当たっては、おおむね次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに報告するものとする。

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。

イ 県または市町が災害対策本部を設置したもの。

ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

エ 災害による被害に対し、国、県の特別の財政援助を要するもの。

オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

カ 地震が発生し、県内の区域内で震度4以上を記録したもの。

キ その他災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

ク 注意報・警報が発令された場合において発生し、上記基準に該当しないもの。

ケ その他特に報告の指示があったもの。

(2) 調査機関

被害状況の調査は、次の区分により実施する。

- ① 市町……………市町民の生命および財産に関する事項ならびに市町の管理する施設等
- ② 県……………県の管理する施設等
- ③ 関係機関……別表第2に掲げる機関の管理する施設等

(3) 被害程度の認定基準

市町が被害程度の認定を行う場合は、別表の「被害程度の認定基準」により行う。

県および関係機関にあっても、別に定めがある場合を除いてこの基準によることとする。

(4) 報告の種類

- ① 災害即報……………災害を覚知したとき、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で行う。
- ② 災害確定報告………応急対策終了後10日以内に行う。
- ③ 災害年報……………毎年1月1日から12月31日までの災害状況について、翌年の4月1日現在で明らかになったものを、4月15日までにを行う。

(5) 報告の方法

① 各関係機関は、予め被害状況報告責任者を定めておくものとする。

② 報告様式

ア 災害即報は、市町にあつては、第1号様式または第2号様式により、関係機関にあつては、第1号様式または別に定める様式により報告する。

イ 災害確定報告および災害年報

災害確定報告および災害年報は、第2号様式により報告する。なお、関係機関にあつては、別に定める様式により報告することができるものとする。

ウ 災害救助法が適用されたとき、または同法の適用基準に達する見込みがある場合に、市町は、災害即報と併せて、第3号様式により報告する。

③ 報告の方法

災害即報等は、原則として県防災行政無線または一般加入電話により行うものとするが、やむを得ない場合には、電報あるいは非常無線等を用いて報告する。

災害確定報告および災害年報は、必ず文書により報告するものとする。

④ 報告先

被害状況の報告は、市町および関係機関にあつては、直接県（危機対策・防災課）へ行う。

なお、現地対策本部が置かれたときはこの本部を経由して行う。

第3 県の措置

(1) 内閣総理大臣に対する報告

市町等からの報告に基づき、速やかに消防庁に対し被害状況を報告し、当該報告をもって内閣総理大臣に報告したものとする。

なお、被害状況の報告先は次のとおりである。

① 通常時（消防庁応急対策室）

ア 電話番号

03-5253-7527（NTT回線）

90-49013（消防防災無線）

発信特番-048-500-90-49013（地域衛星通信ネットワーク）

イ FAX番号

03-5253-7537（NTT回線）

90-49033（消防防災無線）

発信特番-048-500-90-49033（地域衛星通信ネットワーク）

② 夜間・休日時（消防庁宿直室）

ア 電話番号

03-5253-7777（NTT回線）

90-49102（消防防災無線）

発信特番-048-500-90-49102（地域衛星通信ネットワーク）

イ FAX番号

03-5253-7553（NTT回線）

90-49036（消防防災無線）

発信特番-048-500-90-49036（地域衛星通信ネットワーク）

(2) 各省庁に対する報告

被害の状況により必要があると認めるときは、東京事務所を通じて中央各省庁に対し電話により逐次速報するものとする。

(3) 県防災会議に対する報告

知事は、必要に応じ、被害状況および応急対策等の措置について、県防災会議に報告するものとする。

第4 市町地域防災計画で定める事項

県の計画の基準に基づき定めるものとする。

- (1) 報告責任者
- (2) 報告の基準
- (3) 調査の方法
- (4) 報告の種類
- (5) 報告系統

別表 被害程度の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要がある者のうち、1カ月以上の治療を要する見込みのある者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または、受ける必要のある者のうち、1カ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもまたは住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
住家の被害	半壊	住家損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
世帯等	世帯	生計を一つにしている生活単位とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば、分けて扱うものとする。
	被災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	被災者	被災世帯の構成員とする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの基準中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	文教施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専門学校および専修学校における教育の用に供する施設とする。
	福祉施設	社会福祉法第2条の規定により、社会福祉事業により経営される施設とする。
	その他の公共建物	例えば、役場庁舎、公民館および図書館等の公用または公共の用に供する建物とする。
	公共建物以外の非住家	公共建物以外の倉庫、工場、車庫等の建物とする。

被害区分		認定基準
火災発生件数	火災発生件数	地震または火山噴火の場合に限る。その他の火災の報告は、別に定めるところにより行う。
	危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項により、市町長、消防組合管理者の許可を受け設置されている危険物製造所、危険物貯蔵所および危険物取扱所の施設とする。
公共土木施設の被害		市町または市町の機関の維持管理に属する以下の施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。ただし、砂防法（明治30年法律第29号）第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。
	砂防等施設	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸および地すべり等防止法第2条第2項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	林地荒廃防止施設	山林砂防施設（立木を除く。）または海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）とする。
	港湾施設	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁港	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する基本施設または漁港の利用および管理上重要な輸送施設とする。
海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸またはこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設とする。	
農林水産業施設の被害	農業用施設	農地の利用または保全上必要な公共的施設であって、かんがい排水施設、農業用道路または農地もしくは農作物の災害を防止するため必要な施設とする。
	林業用施設	林地の利用または保全上必要な公共的施設であって、林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体またはその機関の維持管理に属するものを除く。）、林道とする。
	漁港施設	漁業の根拠地となる水域および陸域内にあり、水産業協同組合の維持管理に属する施設であって、外かく施設、けい留施設および水域施設とする。
	共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合の所有する倉庫、加工施設、共同作業場およびその他の農林水産業者の共同利用に供する施設であって、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第1条の3に規定する施設とする。

被害区分		認定基準
農林水産業施設の被害	農地	耕作の目的に供される土地とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	その他の公共施設	公共建物、公共土木施設、農林水産業施設以外の公共施設をいい、例えば都市施設、公園施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
農産・林産・水産・畜産の被害 「農産」「林産」「水産」「畜産」とは、農林水産業施設以外の被害をいい、それぞれの項目ごとに記入すること。		
商工業の被害 建物以外の商工業の被害で、工業原材料、生産物、生産機械器具および操業率低下や観光客のキャンセル等による間接被害等とする。		
その他の被害	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶・漁船	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったものならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。

その他

- (1) 災害年報の公立文教施設、公共土木施設、農林水産施設、その他の公共施設等の被害額については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は、朱書すること。
- (2) 災害に対しとられた措置
 - ① 災害に対してとられた措置の概要は、具体的かつ詳細に記載するものとし、報告様式に余白がない場合は、別紙とする。
 - ② 消防機関の活動状況の報告に当たっては、被害が発生し防災活動に従事した者で、待機は含まない。報告は、消防職員、消防団員別とし、使用した機材と主な活動内容を報告する。

(第1号様式)

[災害概況即報]

災害名 (第 報)

報告日時	月 日 時 分
市町名	
報告者名	
受信者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分		
被害の状況	死傷者	死者	人	行方不明	人	住家	全壊棟	一部破損棟	床下浸水棟
		負傷者	人	計	人		半壊棟	床上浸水棟	
応急対策の状況									

第2号様式(災害即報・災害確定報告・災害年報)

市町名		区 分		被害数(被害額)		区 分		被害数(被害額)		区 分		(被 害 額)		
災 害 名	非 住 家 的 被 害 者	文 施 教 公 立	棟 千円	()	農 産 物	稲	ha 千円	()	市 対 策 本 部	被 害 総 額	千円			
		私 立	棟 千円	()		野菜・果樹	ha 千円	()		名 称				
報 告 番 号	第 報	病 院 診 療 所 等	公 立	棟 千円	()	林 産 物	ビニールハウス等	箇所 千円	()	災 害 救 済 状 況	設 置	年 月 日 時 分		
			私 立	棟 千円	()		その 他	ha 千円	()		解 散	年 月 日 時 分		
報 告 者 名	受 信 日 時	受 信 者 名	福 祉 施 設	棟 千円	()	農 産 ・ 林 産 ・ 水 産 の 被 害	立木・苗木等	ha 千円	()	消 防 団 員 出 動 延 人 数	適 用	年 月 日 時 分		
			その他の公共施設	棟 千円	()		薪炭施設等	箇所 千円	()		解 除	年 月 日 時 分		
受 信 日 時	受 信 者 名	区 分	公 共 建 物 以 外 の 非 住 宅	棟 千円	()	水 産 物	その 他	ha 千円	()	消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
			火 災 発 生	建 物 件	()		漁具養殖施設等	千円	()		人			
人 的 被 害	死 者	行 方 不 明 者	危 険 物 件	()	畜 産 物	漁 船 隻	千円	()	備 考	災害発生場所				
			そ の 他 件	()		水 産 物	千円	()		災害発生年月日				
住 家 的 被 害	負 傷 者	重 傷 者	道 路	箇所 千円	()	畜 産 物	その 他	千円	()	備 考	災害の種類概況			
			橋 り ょ う	箇所 千円	()		家畜・家さん類	千円	()		消防機関の活動状況			
住 家 的 被 害	負 傷 者	軽 傷 者	河 川	箇所 千円	()	畜 産 物	畜 産 物	千円	()	備 考	災害の種類概況			
			砂 防 等 施 設	箇所 千円	()		畜 舎 等	箇所 千円	()		消防機関の活動状況			
住 家 的 被 害	全 壊	棟 千円	林 地 荒 廢 防 止 施 設	箇所 千円	()	畜 産 物	その 他	千円	()	備 考	災害の種類概況			
			世帯 ①	()	港 湾 施 設		箇所 千円	()	商 業		千円	()	消防機関の活動状況	
住 家 的 被 害	半 壊	棟 千円	漁 港	箇所 千円	()	畜 産 物	織 維 工 業	千円	()	備 考	災害の種類概況			
			世帯 ③	()	海 岸		箇所 千円	()	鉦 工 業		千円	()	消防機関の活動状況	
住 家 的 被 害	一 部 破 損	棟 千円	農 業 用 施 設	箇所 千円	()	畜 産 物	観 光 業	千円	()	備 考	災害の種類概況			
			世帯 ④	()	林 業 用 施 設		箇所 千円	()	そ の 他		千円	()	消防機関の活動状況	
住 家 的 被 害	床 上 浸 水	棟 千円	漁 港 施 設	箇所 千円	()	畜 産 物	清 掃 施 設	箇所 千円	()	備 考	災害の種類概況			
			世帯 ⑤	()	共 施 農 業 用		箇所 千円	()	崖 ぐ ず れ		箇所	消防機関の活動状況		
住 家 的 被 害	床 上 浸 水	棟 千円	同 林 業 用	箇所 千円	()	畜 産 物	鉄 道 不 通	箇所	消防機関の活動状況					
			世帯 ⑥	()	利 畜 産 用		箇所 千円	()	船 舶 (漁 船 を 除 く)	隻 千円	()	消防機関の活動状況		
住 家 的 被 害	床 下 浸 水	棟 千円	用 設 水 産 用	箇所 千円	()	畜 産 物	水 道	戸	消防機関の活動状況					
			世帯 ⑥	()	農 田 流 出 ・ 埋 没		ha 千円	()	電 気	戸	消防機関の活動状況			
住 家 的 被 害	床 下 浸 水	棟 千円	農 田 冠 水	ha 千円	()	畜 産 物	電 話	回 線	消防機関の活動状況					
			世帯 ⑥	()	地 畑 流 出 ・ 埋 没		ha 千円	()	ガ ス	戸	消防機関の活動状況			
住 家 的 被 害	床 下 浸 水	棟 千円	地 畑 冠 水	ha 千円	()	畜 産 物	電 話	回 線	消防機関の活動状況					
			世帯 ⑥	()	そ の 他 の 公 共 施 設		箇所 千円	()	ブ ロ ッ ク 塀	箇所	消防機関の活動状況			
災 害 者 数 (② + ④ + ⑥)	人	その他の公共施設		箇所 千円	()	そ の 他 の 被 害	千円	()	消防機関の活動状況					

(第3号様式)

被害状況報告

世帯構成員別被害状況調（中間、決定）

区分 世帯数	全 壊		流 出		半 壊		床上浸水		計	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
1人世帯										
2人 "										
3人 "										
4人 "										
5人 "										
6人 "										
7人 "										
8人 "										
9人 "										
10人 "										
11人 "										
12人 "										
13人 "										
14人 "										
15人 "										
計										

別紙第1 災害報告事務一覧

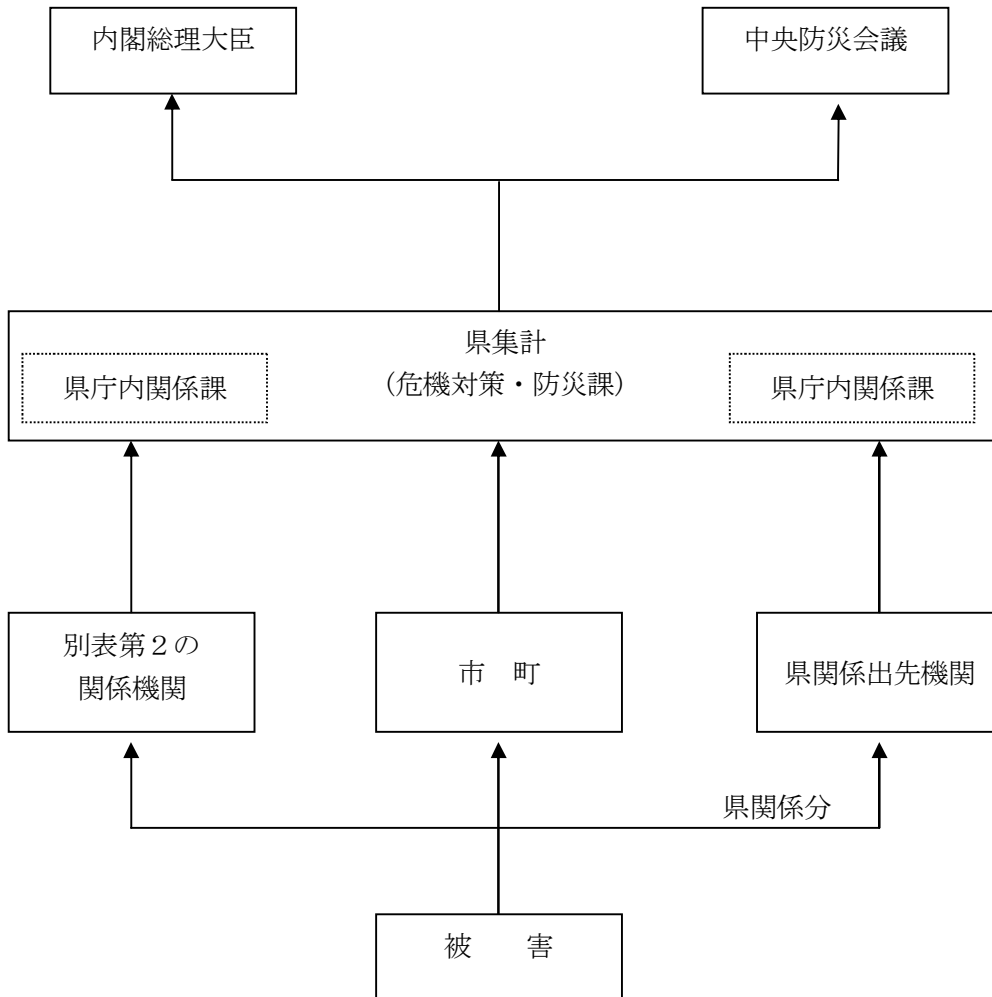
区分	県主管課	報告大別	報告事項	報告時期	報告内容	主管省庁
総合	危機対策・防災課	災害全般	総合被害報告	即報・確定・年報	災害の状況、被害の程度・応急措置の概要	内閣府、消防庁
	危機対策・防災課	消防	火災報告	速報・詳報	火災の状況・被害の程度・消防機関の活動	消防庁
	地域福祉課	一般被害	災害救助法関係報告	速報	人的被害・家屋被害・救助実施状況	厚生労働省社会援護局
	地域医療課	医療施設	公的医療機関被害報告	確定	災害復旧事業費	厚生労働省健康局
	健康増進課	防疫	被害状況報告	速報	家屋被害・患者発生	
			防疫活動報告	日報・完了報告	家屋被害・患者発生防疫活動・経費	
	食品安全・衛生課	水道	水道施設被害報告	速報・詳報	災害復旧事業費	北陸農政局
	農林水産振興課	農林	農林水産業被害報告	速報・概況・確定	農業被害((1)施設等被害、(2)農作物等被害)	
	水田農業経営課 園芸畜産課	農林	畜産関係被害報告	速報・確定	家畜・畜産物、飼料作物・畜舎・施設	北陸農政局
	水産課	水産	水産業被害報告	速報・概況・確定	漁船・漁場・養殖物・その他の水産物・水産業協同組合 在庫品・漁具・養殖施設・共同・非共同利用施設	水産庁
		公共土木	農林水産省所管漁港施設被害報告	速報・確定	海岸・漁港施設・潮位・風速・波向・波高	
	県産材活用課	農林	農林水産業被害報告	速報・概況・確定	林産物等被害	林野庁
	森づくり課	農林	農林水産業被害報告	速報・概況・確定	施設等被害	
		施設被害	治山施設災害報告	速報・概況・確定	治山施設(林地荒廃防止施設)	
	農村振興課	農林	農地農業用施設被害報告	確定	農地農業用施設(水系別)	北陸農政局
		公共土木	農林水産省構造改善局所管 海岸・地すべり防止施設災害報告	確定	海岸・地すべり防止施設	
	河川課	公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告	確定	河川・海岸・道路・橋梁・砂防等施設	国土交通省河川局
	砂防防災課	公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告	速報	被害(人家・人命、公共施設)の状況・応急対策	国土交通省河川局砂防部
	港湾空港課	公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告	速報・確定	海岸・港湾施設・波高・潮位・風速・雨量	国土交通省港湾局
	都市計画課	都市施設	都市施設被害報告	確定	街路・公園等	国土交通省 都市・地域整備局
建築住宅課	住宅	公営住宅被害報告	確定	公営住宅	国土交通省住宅局	
学校教育振興課	公立学校	公立文教施設被害報告	速報・確定	小中学校施設	文部科学省 大臣官房文教施設部	

別表第2

近畿地方整備局福井河川国道事務所・足羽川ダム工事事務所・九頭竜川ダム統合管理事務所 近畿中国森林管理局福井森林管理署
 西日本電信電話(株)福井支店 西日本旅客鉄道(株)金沢支社
 中日本高速道路(株)福井保全・サービスセンター、同敦賀保全・サービスセンター
 西日本高速道路(株)福知山管理事務所
 北陸電力(株)福井支店 関西電力(株)原子力事業本部
 えちぜん鉄道(株) 福井鉄道(株)

別表第3

被害状況報告系統図



第6節 災害広報計画

県、市町およびその他防災関係機関が、災害時における各種応急対策の推進、社会的混乱の防止、実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚等に果たす広報の重要性を認識し、広報活動の積極的推進を図るための計画である。

第1 県における広報

(1) 情報収集の要領

- ① 広報課(班)は、災害時の広報に関し、危機対策・防災課および各部政策推進グループ(教育庁については教育政策課。以下同じ。)と相互に緊密な連絡を図る。
- ② 各部関係課は、各部政策推進グループを通して、刻々の情報を広報課(班)に連絡するものとする。
- ③ 広報課(班)は、必要に応じ職員を現地に派遣して、情報収集ならびに写真取材を行う。

(2) 災害情報の広報

- ① 報道機関に対する情報発表
あらかじめ報道主管者を置き、収集した災害情報や県の対策等を速やかに報道機関に発表する。

- ② 県民に対する広報

ア 広報内容

災害広報は、主に次の事項について実施するものとする。

- (ア) 気象関係予報・警報等
- (イ) 災害の現況および予測
- (ウ) 県、その他防災関係機関の対策状況
- (エ) 交通機関の運行状況および交通規制状況
- (オ) 避難措置その他の住民の保護措置
- (カ) 治安・警備・その他の住民の士気、相互扶助の高揚に関する事項
- (キ) 住民の生活確保、指導に関する措置

イ 広報手段

- (ア) 報道機関を通じて、県民や被災者に対して必要な情報や注意事項および県の対策などを周知徹底する。
- (イ) 写真、ポスター等の掲示をする。
- (ウ) 必要に応じ自衛隊の協力を得て、航空機によるビラ散布をする。
- (エ) 県が実施しているインターネットへの情報提供事業において、県外、国外に向けた被災情報の発信を図る。
- (オ) その他あらゆる広報媒体を通じ、積極的に広報する。

(3) 中央諸官庁に対する広報

被害状況、被害写真、情報、報告および要望事項等により、東京事務所、大阪事務所を通じるなどの方法により、中央諸官庁に対し広報する。

(4) 記録写真の収集ならびに記録映画の作成

災害関係各課、各機関は災害写真を積極的に撮影し広報課(班)に提供するものとし、広報課(班)において取材したものとあわせて広報用に供し、保存する。また、広報課(班)は必要に応じ映画、印刷物などの特集を作成する。

(5) 相談窓口の設置

災害が発生した場合は、必要に応じて相談窓口を設置し、被災者からの相談、問い合わせ等に対応する。

第2 市町における広報

- (1) 市町における災害広報計画については、それぞれ市町地域防災計画の定めるところにより実施するものとする。

なお、特に重要な事項の広報については、事前に県および関係防災機関に通報するものとする。

- (2) 市町地域防災計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- ① 広報資料の収集方法
- ② 一般住民に対する広報の方法

第3 指定地方行政機関等における広報

指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関等は、それぞれ防災業務計画に基づき広報を実施するものとする。

なお、特に重要な事項の広報については、事前に県、関係市町および関係防災機関に通報するものとする。

第7節 災害救助法の適用に関する計画

災害に際し、食糧品その他の生活必需品の欠乏、住居のそう失、疾病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図り、応急的な救助を行うための計画である。

第1 実施機関

知事は、法定受託事務として救助の実施に当たる。ただし、救助の実施に関する事務の一部を市町長に委任したときは市町長が行う。

第2 適用基準

- (1) 全焼、全壊、流失等により住家の滅失した世帯数が、当該市町の人口に応じ次の世帯数以上であるとき。

市町の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 15,000人未満	40 "
15,000 " 30,000 "	50 "
30,000 " 50,000 "	60 "
50,000 " 100,000 "	80 "
100,000 " 300,000 "	100 "
300,000 "	150 "

(注) 半壊(焼)の場合は1/2世帯とし換算し、床上浸水の場合は1/3世帯として換算する。(以下同じ。)

- (2) 県全体の住家が滅失した世帯の数が1,000世帯以上で、当該市町の人口に応じ次の世帯数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市町の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	15世帯
5,000人以上 15,000人未満	20 "
15,000 " 30,000 "	25 "
30,000 " 50,000 "	30 "
50,000 " 100,000 "	40 "
100,000 " 300,000 "	50 "
300,000 "	75 "

- (3) 県全体の住家が滅失した世帯の数が5,000世帯以上で、当該市町の多数の世帯の住家が滅失したとき。
 (4) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 (5) 多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じたとき。

第3 適用手続

- (1) 被害状況の把握
 ① 市町長の情報提供
 ② 県の情報提供
 (2) 適用の公告

第4 救助の種類および実施期間

救助の種類	実施期間	計 画
避難所の開設および収容	7日	第8節 避難計画
災害にかかった者の救出	3日	第9節 救出計画
炊出しその他による食品の給与	7日	第11節 食糧供給計画
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日	第12節 衣料生活必需品その他物資供給計画
飲料水の供給	7日	第13節 給水計画
応急仮設住宅の供与	20日以内着工	第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画
住宅の応急修理	1カ月以内完成	第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画
医療および助産	14日および7日	第15節 医療助産計画
死体の搜索、処理、埋葬	10日	第17節 死体の搜索および処理ならびに埋葬等計画
障害物の除去	10日	第18節 障害物の除去計画
学用品の給与	教科書 1カ月以内 文房具等 15日以内	第19節 文教対策計画
生業資金の貸与	1カ月以内	第20節 生業に必要な資金の貸与計画
応急救助のための輸送	救助種目ごとの救助期間中	第21節 輸送計画
応急救助のための賃金職員雇上げ	救助種目ごとの救助期間中	第23節 要員確保計画

第5 強制権の発動

- (1) 従事命令
一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限
- (2) 協力命令
被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限
- (3) 管理、使用、保管命令および収用
特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、または物資を収用する権限

第8節 避難計画

災害時において、危険地域にある住民、児童、生徒等を避難させ、人的被害の軽減を図るための計画である。

第1 避難情報の種類

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備（災害時要援護者避難）情報	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、大雨、洪水、高潮警報が発表される等、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、土砂災害警戒情報が発表される等、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

第2 実施責任者および基準

(1) 避難の準備情報、勧告および指示

事項 区分	実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
避難準備（災害時要援護者避難）情報	市町長	立退き準備の勧告（災害時要援護者は立退きの勧告）	<p>災害時要援護者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。</p> <p>【水害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川水位が一定時間後に避難判断水位（特別警戒水位）もしくははん濫危険水位（危険水位）に到達すると予測されるとき等 ・大雨（浸水）・洪水警報が発表されたとき。 ・指定河川にはん濫注意情報が発表されたとき。 <p>【土砂災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で前兆現象（湧き水、地下水の濁りや量の変化）の発見等 ・大雨（土砂災害）警報が発表されたとき。

避難の勧告	市町長 (災害対策基本法60)	立退きの勧告および立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 【水害】 ・河川水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき。 ・河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれがある被災）を確認等 ・指定河川にはん濫警戒情報が発表されたとき。 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）の発見等
避難の指示	知事およびその命を受けた職員 (水防法29) (地すべり等防止法25)	立退きの指示	洪水・高潮・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 (水防法29)	立退きの指示	洪水・高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき。
避難の指示	市町長 (災害対策基本法60)	立退きの指示および立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 【水害】 ・河川水位がはん濫危険水位(危険水位)に到達したとき。 ・堤防の決壊を確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認等 【土砂災害】 ・近隣で土砂災害が発生 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、立木の流出、斜面の亀裂等)の発見等 ・土砂災害緊急情報が通知されたとき
	警察官 (災害対策基本法61) (警察官職務執行法4)	立退きの指示および立退き先の指示	市町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市町長から要求があったとき。
		警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、および特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	海上保安官 (災害対策基本法61)	立退きの指示および立退き先の指示	市町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市町長から要求があったとき。
	自衛官 (自衛隊法94)	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

(2) 避難勧告等の判断基準の策定

市町長は避難勧告等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難勧告等の判断基準を策定する

ものとする。この場合、雨量、河川の水位（はん濫危険水位（危険水位）、避難判断水位（特別警戒水位））、土砂災害警戒情報などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するよう努めるものとする。

(3) 避難勧告等実施責任者の代理規定の整備

市町は、首長不在時における発災に備え、避難勧告等発令に係る代理規定を整備しておくものとする。

(4) 避難勧告等の発令方法

避難勧告等の発令に当たっては、住民が生命に係る危険であることを認識するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努めるものとする。

(5) 知事は、必要と認めるときは、市町長の避難勧告等に関する意思決定についての助言、勧告等を実施するものとする。

(6) 避難所の開設・収容

① 避難所の開設および避難者の収容の措置は、市町長が行う。

② 災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長が行う。

第3 避難所の選定、開設等

(1) 市町長は、災害により被災者を収容する必要があるときは、その災害の態様に応じ安全かつ適切な避難所を選定し開設するものとする。また市町長は避難所の開設状況について、速やかに知事および関係者に情報提供または通報するものとする。

なお、市町長は、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設するよう努めるものとする。

(2) 災害時の避難をより適切、有効なものにするため、避難所の選定については災害の規模、内容に応じた弾力的な措置が必要とされるが、その選定基準はおおむね次のとおりである。

① 洪水または高潮の場合は平坦な場所、川沿等をさけた高地

② 土砂災害の場合は、あらかじめ定めた危険地の区域外の場所

③ 地震の場合は、大震災を防除し得る条件を備えた耐災建築物または空地

(3) 主な収容場所は、既存建物を応急的に整備して使用するものとするが、適当な施設を得難いときは野外にバラックを仮設し、または幕舎を設置するものとする。なお予定した避難所が使用できないときは、当該市町長は知事または隣接市町長と協議し、避難所の設定または被災者の収容について所要の処置を講ずるものとする。

(4) 避難所の運営に当たっては、保健・衛生面はもとより、プライバシーの保護、男女のニーズの違い等幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

特に、避難所に高齢者、災害時要援護者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、介護職員などによる支援を行うよう努めるものとする。

(5) 県および市町は、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安または体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努めるものとする。

第4 避難の周知徹底

(1) 関係機関相互の通知および連絡

避難指示者は避難準備情報、避難勧告および避難指示を発令したときは、速やかに関係機関に通知または連絡するものとする。

県は、市町等関係機関相互の通知および連絡が迅速かつ確実に行われるよう、インターネットを活用した避難情報を伝達するシステムの検討を進める。

(2) 住民に対する周知等

市町長は、避難のための立退きの万全を図るため避難場所・経路および心得をあらかじめ住民に周知徹底を図るとともに、自主防災組織、自治会ごとの集団避難を行う等迅速かつ安全な避難の実施に努める。

(3) 市町から住民への防災情報伝達体制の整備

市町長は、避難勧告等の防災情報の住民への迅速な伝達のため、防災行政無線による情報伝達の仕組みを整備促進するとともに、広報車、ケーブルTV、携帯電話メール等多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるものとする。

また、市町長は、住民に限らず、防災情報の入手が困難な観光客等一時滞在者に対する情報伝達体制の整備にも努めるものとする。

(4) 市町から放送事業者等への防災情報提供体制の整備

市町長は、放送事業者に対して情報が迅速かつ確実に提供される情報提供体制の整備に努めるものとする。

第5 災害救助法を適用した場合

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長が次により実施するものとする。

(1) 収容期間 7日以内

(2) 避難所開設費用の算定基礎 知事が定める額

(3) 避難所物資確保基準

① 市町において必要な資材を確保する。

② 資材の確保が困難な場合は、県において必要な資材をあっせんする。

(4) 避難所開設状況連絡

① 避難所開設の日時および場所

② 箇所数および収容人員

③ 開設期間の見込

第6 防災上特に重要な施設の避難対策

学校、病院、社会福祉施設等の防災上特に重要な施設の管理者等は、関係市町、警察、消防関係者等と協議のうえ、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底させるとともに、訓練等を実施し、避難の万全を期するものとする。また、市町は、多数の者が利用する施設においては、施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

(1) 防災上特に重要な施設

① 学校、幼稚園、保育所等の文教施設

② 医療施設

③ 老人ホーム、障害者施設等の社会福祉施設

④ 大規模小売店舗、興行場、旅館、地下街等の多数の者が利用する施設

(2) 避難計画に定める事項

① 防災責任者

② 情報収集方法および誘導者

③ 避難所

④ 避難時の応急保護

第7 被災地域における動物の保護等

動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は市町、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。

また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県は、避難所を設置する市町に協力して、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。

第8 市町地域防災計画で定める事項

(1) 避難準備情報、避難勧告および避難指示の基準

(2) 避難準備情報、避難勧告および避難指示の区分

(3) 避難準備情報、避難勧告および避難指示事項

(4) 避難準備情報、避難勧告および避難指示の実施責任者および代理者

- (5) 避難場所
- (6) 避難経路および誘導責任者
- (7) 避難所の管理責任者
- (8) 防災信号および避難についての連絡
- (9) 市町民に対する事前周知

第9節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を捜索または救出するための計画である。

第1 実施責任者

市町、県警察本部、敦賀海上保安部等は、緊密な連携のもとに救出活動を実施する。

第2 陸上における救出対策

(1) 市町

- ① 消防機関職員等による救助隊を編成するとともに、救出に必要な車両、特殊機械器具その他資機材を調達し、迅速に救助に当たる。
- ② 自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、警察官に連絡するとともに、合同して救助に当たる。
- ③ 市町自体の能力で救出作業が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両、特殊機械器具等の調達を要するときは、県および隣接市町に応援を要請する。

(2) 県警察本部

災害発生のおそれがある場合、人的被害の未然防止を最重点とした警備措置を講じるとともに、災害が発生した場合は、次による被災者の救出措置をとる。

- ① 要救出者および死傷者の有無の確認、その速やかな救出救助活動
- ② 消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護搬送活動
- ③ 行方不明者がある場合には、その速やかな捜索活動
- ④ 救出救護活動の迅速円滑を図るために必要な交通整理規制等の所要活動

(3) 県

市町から救出作業について応援要請があったときは、隣接市町、県警察本部、自衛隊その他防災関係機関の協力を要請し、救出の万全を期する。

第3 海上における救出対策

(1) 敦賀海上保安部

- ① 被害規模の情報収集を行い、所要の活動体制を確立する。
- ② 海上における捜索救助は、巡視船艇、航空機等により行い、必要に応じて民間救助組織等に出動を要請する。
- ③ 救助の内容
 - ア 海上または船舶内における人命、負傷者、患者の救出および収容
 - イ えい航、防火、防水、座礁の引下し作業および監視
- ④ 市町、県警察本部その他関係機関と連携協力して実施する。

(2) 県警察本部

船舶の避難等海上における災害発生に際しては、敦賀海上保安部、市町その他の関係機関と連携協力し、必要な措置をとる。

- ① 遭難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の被災者の確認措置
- ② 警備艇等による可能な救助活動および救出救護活動等に伴う陸上における緊急輸送確保のための交通整理規制その他の所要措置
- ③ 行方不明者がある場合は、沿岸関係警察への手配によるその速やかな発見措置

(3) 沿岸市町

水難救護法による人命、船舶の救助

第4 空からの救出対策

航空機やヘリコプターを活用した救出を行うために、市町はあらかじめ緊急離着場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図る。

- ア 県防災ヘリコプター
- イ 県警察ヘリコプター
- ウ 自衛隊
- エ 海上保安庁

第5 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長が行うものとするが、費用の対象者は次のとおりである。

(1) 対象者

① 災害のために現に生命身体が危険な状態にある者

ア 火災の際に火中にとり残されたような場合

イ 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合

ウ 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点にとり残されたような場合

エ 地すべり、がけくずれ等により生理になったような場合

② 災害のため生死不明の状態にある者

(2) 救出期間

災害の発生の日から3日以内

(3) 救出のための費用

① 借上費 船艇、その他救出のための機械器具の借上費

② 修繕費 使用した機械器具の修繕費

③ 燃料費 機械器具を使用するために必要な燃料費

第6 市町地域防災計画で定める事項

(1) 救出班の編成

(2) 消防機関、県警察本部および敦賀海上保安部との協力事項

(3) 救出资機材の確保等必要な事項

第10節 災害時要援護者応急対策計画

災害発生時には、高齢者、障害者や外国人などの災害時要援護者に配慮した応急対策を実施するための計画である。

第1 迅速な避難

避難を行う場合、地域住民は地域の災害時要援護者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとし、社会福祉施設の管理者等は、施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

県は、被災市町および被災施設等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や、市町、他府県等との連携のもと、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、県内外の他施設への緊急避難についての情報や県内市町または各施設への避難受入についての情報の収集、提供を行う。

第2 市町における対応

市町は、災害時要援護者を支援するため、次の措置を講じる。

- (1) 地域社会の協力を得て災害時要援護者が必要とする支援内容を把握する。
- (2) ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
- (3) 特別な食料を必要とする場合は、その確保・提供を行う。
- (4) 生活する上で必要な資機材を避難所等に設置・提供する。
- (5) 避難所・居宅へ相談員を巡回させ、災害時要援護者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。
- (6) 老人福祉施設、医療機関、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入要請を行う。

第3 県における対応

- (1) 介護体制の確立
県は、市町の要請や必要に応じ、市町を支援するとともに、関係団体や他府県に対し、応援を要請するほか、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の災害時要援護者の介護体制（二次避難所の設置を含む。）を確立する。
- (2) 社会福祉施設への配慮
社会福祉施設へのライフラインの優先的復旧が図られるよう、ライフライン事業者に要請する。
- (3) 巡回健康相談の実施
県は、市町等と協力し、県健康福祉センター・市町保健センター等を拠点として、在宅ならびに避難所の災害時要援護者を対象に巡回健康相談を実施する。
- (4) 児童に係る対策
保護者の死亡や傷病により養育が困難となった児童については、児童相談所が緊急一時保護を行うとともに、児童の態様に応じて児童福祉施設へ入所の措置をとる。
なお、県内の施設および里親等による対応が困難な場合には、近隣府県の協力を得て入所の措置をとる。

第11節 米穀等食料供給計画

災害時における被災者等に対する米穀等食料の供給について、市町、北陸農政局福井地域センター、その他関係機関の協力のもと実施するための計画である。第1 米穀等の応急供給

(1) 実施責任者

米穀等食料の応急供給は、供給対象者に応じ、次に掲げる者が知事の承認を得て行う。

供給対象	限度数量	実施責任者
被災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合	必要数量	市町長
被災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代って販売する場合	〃	〃
災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	〃	作業実施責任機関
特殊災害（爆発、船舶の沈没、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合	〃	市町長と災害発生機関が協議

(2) 実施の方法

① 実施責任者

実施責任者は、被災者等に応急供給を実施する必要があると認めるときは、災害発生状況または給食を必要とする事情およびこれに伴う給食に必要な米穀等食料の所要数量を知事に申請するものとする。

② 県

知事は、申請書を受理し、(ア) 米穀、(イ) 精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パンおよび水（ペットボトル）（以下「応急用食料」という）、(ウ) 生鮮食料品、(エ) その他加工食料品の調達・供給を緊急に行う必要があると判断した場合は、北陸農政局福井地域センターと十分な連絡を取りつつ、北陸農政局を通じ農林水産省に速やかに緊急供給要請を行うものとする。

③ 農林水産省

農林水産省、北陸農政局及び福井地域センターは、県からの緊急供給要請に対応できる体制を速やかに整備するとともに、関係団体等に出荷を要請するものとし、必要に応じ政府所有米穀を供給するものとする。

また、農林水産省は、関係業者・団体等から被災地への応急用食料の無償提供の申し出があった場合、速やかにその取りまとめを行い、県との連絡、輸送手段のあっせん・確保等を行うものとする。

第2 備蓄・調達計画

災害時の救助用として、米穀および食料を次のとおり確保する。

(1) 米穀および応急用食料

① 米穀

農林水産省は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第4条の基本指針に基づき、政府所有米穀の適正な備蓄及び備蓄数量の常時把握を行うとともに、米穀販売事業者の有する流通在庫の定期的な調査・把握を行い、災害発生時における知事からの要請に対処できるよう体制を整えておくものとする。

市町長は、管内の関係機関、米穀販売業者と協議し、主要地を重点に、保管設備を有する販売業者を選定し、常時、政府所有米穀以外の米穀を保管確保させ、災害発生に当たり、応急的に、これを活用供給でき得るよう常に体制を整えておくものとする。

② 応急用食料

農林水産省は、応急用食料について、共有可能な品目、工場又は主要な保管施設の所在地、災害時に供給可能な数量等を定期的に把握し、災害発生時における知事からの要請に対処できるよう体制を整えておくものとする。

(2) 個人の備蓄

県および市町は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、県民に対し、家庭内の食糧備蓄について普及および啓蒙を図る。

(3) 県および市町の備蓄

市町は、各避難所または自治会単位に生命および生活を維持するために必要な食糧の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食糧備蓄に配慮する。

県は、県内における広域的な対応を図るとともに市町が行う備蓄を補完するため、生命および生活を維持するために必要な食糧を広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄し、応急時においてこれを供給する。

県および市町は、粉ミルクや柔らかい食品など災害時要援護者向けの食糧備蓄にも努めるものとする。

(4) 流通備蓄

県および市町は、あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の食糧の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

第3 炊出し等による食品の給与

(1) 実施責任者

① 炊出し等による食品の給与は市町長が行う。

② 災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長が行う。

(2) 実施方法

災害救助法が適用された場合に準ずる。

第4 災害救助法が適用された場合

(1) 供給の実施については、前述の米穀等食料の応急供給による。

(2) 炊出し等の実施基準

① 実施責任者

ア 炊出しおよび食品の給与は、知事の救助事務を委任された市町長が行う。

イ 市町は炊出しの実施に当たっては、各現場に実施責任者を指定する。

② 対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害（全焼、半焼または床上浸水等）により、炊事できない者

③ 期間

7日以内

第12節 衣料、生活必需品その他物資供給計画

被災者に配布する衣料、生活必需品その他の物資について、迅速かつ確実な確保および配布を実施するための計画である。

第1 実施責任者

- (1) 災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の給与は市町が行う。
- (2) 災害救助法適用の場合は次による。
 - ① 物資の確保および輸送は原則として県が行う。
 - ② 被災者に対する物資の給与は原則として市町が行う。

第2 災害救助法が適用された場合

- (1) 実施責任者
前述のとおり
- (2) 対象者
災害により住家が全壊（焼、流、埋）、半壊（焼）、床上浸水または船舶の遭難等により生活上必要な家財等をそう失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- (3) 支給物資
支給される物資は次の品目の範囲内で現物をもって支給する。
寝具、外衣、肌着、身のまわり品、炊事用具、食器、日用品、光熱材料
- (4) 支給物資の基準
知事が定める額
- (5) 期間
支給する物資の給与期間は10日以内とする。

第3 備蓄・調達計画

- (1) 個人の備蓄
県および市町は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、県民に対し、非常持出品の備蓄について普及および啓蒙を図る。
- (2) 県および市町の備蓄
市町は、各避難所または自治会単位に生命および生活を維持するために必要な毛布、日用品、資機材等の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。
県は、県内における広域的な対応を図るとともに市町が行う備蓄を補完するため、生命および生活を維持するために必要な毛布、日用品、資機材等を広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄し、応急時においてこれを供給する。
- (3) 流通備蓄
県および市町は、あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の物資の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

第4 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 物資の調達および保管の計画
- (2) 物資の貸与または配布基準の制定
- (3) 物資の集積場所の決定
- (4) 労務供給計画および輸送計画に基づく物資輸送配分または貸与計画

第13節 給水計画

被災地の住民に対し、衛生的で清浄な飲料水を速やかに供給するための計画である。

第1 実施責任者

- (1) 飲料水供給の直接の実施者は、水道事業者（水道施設）および市町とする。
ただし、当該水道事業者および市町限りにおいて実施できないときは、県および他の市町の応援協力を得て実施するものとする。
- (2) 県が飲料水の供給を行う場合は、自衛隊等の協力を得るものとする。

第2 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長が行うが、実施基準は次のとおりである。

- (1) 対象者 災害のため現に飲料水を受けることができない者
- (2) 期間 災害発生の日から7日以内
- (3) 費用の範囲
 - ① 水の購入費、給水および浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費および燃料費（当該地域における通常の実費）
 - ② 薬品費および資材費（同上）

第3 備蓄計画

- (1) 個人の備蓄
県および市町は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、県民に対し、飲料水の備蓄について普及および啓蒙を図る。
- (2) 県および市町の備蓄
市町は、各避難所または自治会単位に飲料水の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。
県は、県内における広域的な対応を図るとともに市町が行う備蓄を補完するため、飲料水を広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄し、応急時においてこれを供給する。

第4 その他

県は、市町から飲料水の試験検査について要請のあったときは、県衛生環境研究センター、各健康福祉センター等において直ちに実施するものとする。

第5 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 被災地区に対する給水源となる水道施設の選定
- (2) 消毒用薬品資材の確保
- (3) 飲料水の運搬のための自動車、舟艇等の借上
- (4) 飲料水の運搬のための人員および容器の調達
- (5) 破損した水道施設の応急処理のための資材の確保

第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画

被災地の住民に対する応急仮設住宅の提供および被災住宅の応急修理のための計画である。

第1 実施責任者

応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理は原則として市町が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合には、知事（救助事務を委任した場合は市町長）は、同法に基づき応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理を実施する。

応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施するものとする。

なお、市町は、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておくものとする。

第2 災害救助法が適用された場合

(1) 応急仮設住宅の建設

① 実施責任者

ア 応急仮設住宅は、県が建築業者に請負わせて建設する。

イ 建設に必要な敷地の確保および入居者の選定は市町において行うものとする。

② 対象者

ア 住宅が全壊、全焼、流出した世帯であること。

イ 居住する住家がない世帯であること。

ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

③ 建設の構造および規模ならびに費用の基準

ア 建坪 1戸当り29.7㎡

イ 構造 1戸建、長屋建のいずれか適当なもの

ウ 費用 知事が定める額

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障害者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

④ 期間

建築着工は、災害発生の日から20日以内とし、速やかに竣工させるものとする。

供与期間は、建築工事が完成した日から2ケ年以内とする。

(2) 住宅の応急修理

① 実施責任者

県が建築関係業者に請負わせて修理する。

② 対象者

ア 住宅が半壊、半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯であること。

イ 自己の資力では応急修理を行うことができない世帯であること。

③ 修理箇所および費用の基準

ア 費用 知事が定める額

イ 箇所 居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分

④ 期間

災害発生の日から1カ月以内に完成するものとする。

第3 応急危険度判定制度

県は、建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、市町の要請により、被災地に応急危険度判定士を派遣する。

応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の被災度を判定し、建築物に判定結果の表示および使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

第4 公営住宅等の活用

県および市町は、地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用として公営住宅の空家に被災者を一時入居させることができる。

また、必要に応じて、被災者に公営住宅以外の空家のあっせんを行うものとする。

第5 被災宅地危険度判定制度

県は、被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、市町の要請により、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して安全性を判定し、適切な応急対策を講じるための情報提供を市町および使用者に対して行う。

第15節 医療助産計画

災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療または助産を実施し、被災者を保護するための計画である。

第1 実施責任者

- (1) 災害時において、平常時の医療および助産が不可能または困難となったときは、市町がその対策を実施するものとする。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、県が行う。
- (3) 日本赤十字社福井県支部は、必要があると認めるときは、被災者の救護を行う。
- (4) 福井県医師会は、県の要請により医療救護活動を行う。
- (5) 福井DMA T指定病院は、県の要請により災害派遣医療チーム（DMA T）を派遣し現場活動、病院支援、域内搬送および広域医療搬送などの医療救護活動を行う。

第2 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく医療は、原則として救護班によって行うものとする。

(1) 実施対象者

- ① 医療を受ける者
応急的に医療を施す必要がある者で災害のため医療の途を失った者
- ② 助産を受ける者
災害発生の日の以前または、以後7日以内に分べんしたもので助産の途を失った者

(2) 範囲

- ① 医療の範囲
 - ア 診療
 - イ 薬剤または治療材料の支給
 - ウ 処置、手術、その他の治療および施術
 - エ 病院または診療所への収容
 - オ 看護
- ② 助産の範囲
 - ア 分べんの介助
 - イ 分べん前および分べん後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 実施方法

- ① 医療の方法
救護班により実施するものとするが、その編成は県健康福祉センターによる救護班、公的医療機関による救護班、知事から委託をうけた日赤救護班ならびに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会救護班、および県とDMA T指定病院との協定に基づく災害派遣医療チーム（DMA T）とする。
- ② 助産の方法
救護班により実施することを原則とするが、実情により助産師により実施するものとする。

(4) 期間

- ① 医療の期間
災害発生の日から14日以内
- ② 助産の期間
災害発生の日以前または以後7日以内に分べんした者に対し、分べんの日から7日以内とする。

第3 救護班の構成

(1) 救護班の編成

1班あたり概ね3～6名(医師1名、看護師2～3名、その他)とする。

災害急性期(救命率が高い48時間以内)に活動する災害派遣医療チーム(DMAT)については、1チームあたり概ね5名程度(医師1～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名)とする。

(2) 救護班の派遣機関

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター (福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭) ※県立病院	8 5
公的医療機関		16
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	※福井県済生会病院	1
	※福井大学医学部附属病院	1
	※福井赤十字病院	6
	※福井社会保険病院	1
	※公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	※市立敦賀病院	1
	※杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	社団法人福井県医師会	33
	合 計	62

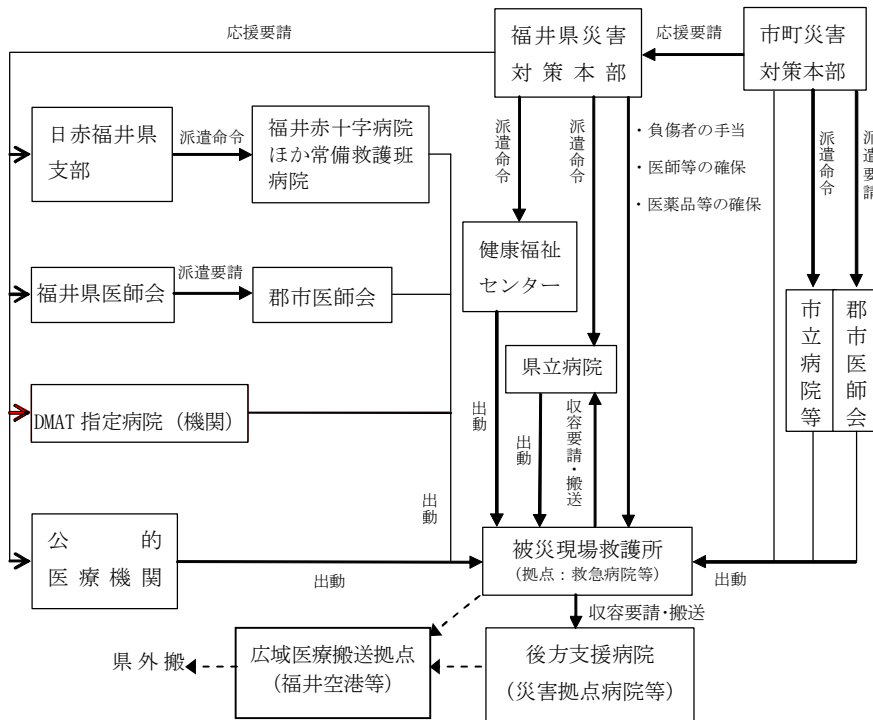
※災害拠点病院

DMAT指定病院(機関)	チーム数
福井県立病院	3
福井県済生会病院	2
福井大学医学部附属病院	3
福井赤十字病院(日本赤十字社福井県支部)	2
杉田玄白記念公立小浜病院	3
合 計	13

注)DMAT(Disaster Medical Assistance Team):災害の急性期(概ね48時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム。

第4 応急医療体制

災害時の応急医療体制は、次のとおりとする。



- ・ 医療救護所

患者の応急処置のほか、搬送を要する傷病者の後方支援病院への収容の要請を行う。

- ・ 拠点医療救護所および後方支援病院

救急告示病院等を被災現場に設置された医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院とし、医療救護所からの重篤患者の受入れ・調整等を実施する。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、基幹災害医療センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たる。

- ・ 広域医療搬送拠点

県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、ヘリコプター等の航空機を活用した患者等の県外搬送のために、空港等に広域医療搬送拠点を設置するものとする。広域医療搬送拠点内には、患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設（SCU）を設置するものとする。

第5 医療、助産活動に必要な救護医薬品、資機材補給の方法

- (1) 医療および助産補助実施のために必要な医薬品、衛生材料および医療器具は、従事する医療関係者（医療機関）の手持医薬品、衛生材料を繰替使用するものとする。
- (2) 市町は、救護医薬品、資機材が当該地域において確保不能または困難であるときは、県または関係業者に対し調達、あっせんを要請するものとする。
- (3) 県は、市町から要請があったとき、または、必要と認めるときは、救護医薬品、資機材を提供、または関係業者を通じ調達するものとする。

第6 患者等の搬送力の確保

市町は、患者、医療従事者および医療資機材の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行うものとする。

要請を受けた県は、消防関係機関との連携により広域的な搬送体制を確保するとともに、自衛隊、警察庁等関係省庁に輸送手段の優先的確保の配慮について要請を行うものとする。

また、県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、ヘリコプター等の航空機を活用した患者等の広域医療搬送拠点として、福井空港等の活用を図るものとする。

第7 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施担当機関
- (2) 医療および助産の実施体制
- (3) 県の機関に対する連絡
- (4) 医療および助産の範囲、期間
- (5) その他

第16節 ボランティア受入計画

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるようボランティア活動環境を整備する。

第1 ボランティアの受入体制

(1) 県の支援

県は、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認められる団体に対し、災害ボランティア本部の設置を要請するとともに、当該災害ボランティア本部の円滑な運営を確保するため、必要な支援を行う。

また、対策本部にボランティア部門を設け、災害ボランティア本部と連携を図るとともに、市町と情報交換を行い、被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。

(2) 市町の支援

市町は、避難施設、救援物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行う。

また、当該ニーズに応じて県にボランティアの要請を行うとともに、市町ボランティアセンターの設置および活動の支援を行う。

第2 ボランティアの活動体制および活動拠点

県および市町は、第1で把握したボランティアニーズについて、あらかじめ災害ボランティア本部に情報提供を行い、ボランティアが活動に参加しやすい体制づくりを行う。

また、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点に提供するなどの支援を行う。

なお、ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入する。

第17節 死体の捜索および処理ならびに埋葬等計画

災害時において死亡していると推定される者の捜索および死亡者の収容、処理・埋葬を実施するための計画である。

第1 死体の捜索

(1) 実施責任者

- ① 死体の捜索は市町長が、人夫を備上げ捜索に必要な舟艇、その他機械器具を借上げて実施する。ただし、市町長において実施困難な場合には、他の機関からの応援を得て実施するものとする。
- ② 県警察は、市町が行う捜索に協力するものとする。

(2) 捜索の対象

行方不明の状態にあるもので、各種の事情からすでに死亡していると推定されるものに対して行う。

(3) 応援要請等

市町長において被災、その他の事情により実施が困難と考えられるとき、または死体が流失等により、他市町に漂着していると考えられるとき等にあつては、次の方法により応援を要請するものとする。

- ① 市町においては、県に応援要請を行う。ただし緊急を要する場合にあつては、隣接市町または死体漂着が予想される市町長に直接捜索の応援を要請するものとする。
- ② 応援の要請に当たっては次の事項を明示して行う。
 - ア 死体が埋没または漂着していると思われる場所
 - イ 死体数および氏名、性別、年令、容ぼう、特徴、着衣、持物等
 - ウ 応援を求めたい人数または舟艇器具等
 - エ その他必要な事項

(4) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長が死体捜索を行うが、実施基準は次による。

- ① 捜索する場合
行方不明の状態にあるもので、各種の事情からすでに死亡していると推定されるものに対して行う。
- ② 捜索期間
災害発生の日から10日以内とする。
- ③ 費用の範囲
 - ア 借上費
 - イ 修繕費
 - ウ 燃料費

第2 死体の処理

(1) 実施責任者

死体を発見したときは、市町長は速やかに県警察本部および管轄警察署長ならびに海上保安部署長（海上の場合）に連絡し、その見分をまって必要に応じ、次の方法により死体を処理するものとする。

(2) 死体の処理を行う場合

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期のため死体識別等のための洗浄・縫合消毒の処置、死体の一時保存あるいは捜索を行うことができない場合に、応急救助としてこれらの処置を実施するものとする。

(3) 方法

死体の処理は、市町長において、処理場所を借上げ、もしくは仮設し、救護班もしくは現地医師が死体の検案洗浄、縫合消毒の処置を行うものとする。

(4) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長が死体の処理（死体の一時保存）を行うが、その実施基準は次によるものとする。

- ① 死体の処理は、災害により社会的混乱を来し、その処置を要するとき行うものとし、埋葬救

助の実施と一致することを原則とする。

② 死体処理の内容

死体の処理は、その条件によってそれぞれ異なるが、おおむね次の内容について実施するものとする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒などの処置

イ 死体の一時保存

死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、また死亡者が多数のため、短時間に埋葬ができない場合において、死体を特定の場所（寺院等の施設の利用または寺院・学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬等の処置をするまで保存する。

ウ 検案

死体についての死因その他について医学的検査を行う。

③ 死体の処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし期限内において死体の処理を打ち切ることができないときは、死体捜索の場合の期間延長の例による。

④ 費用の範囲および限度

ア 死体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用および死体の一時保存のための費用
知事が定める額

イ 検案料

救護班が実施した場合は支出しない。その他によった場合で費用を必要とする場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

ウ 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算した額以内とする。

第3 死体の埋葬等

(1) 実施責任者

市町長が、災害の際死亡したもので、その必要を認めた場合、次の方法により応急的な埋葬または火葬を行うものとする。

(2) 埋葬等を行う場合

災害の際、死亡した者に対して、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず埋葬または火葬を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がいない場合に、死体の応急的な埋葬または火葬を実施するものとする。

(3) 方法

市町長において直接埋葬または火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。なお、埋葬または火葬の実施に当たっては次の点に留意して行う。

① 事故死等による死体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬または火葬する。

② 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬または火葬する。

③ 被災地以外に漂着した死体等のうち、身元が判明しないものの埋葬または火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

(4) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長が死体の埋葬または火葬を行うが、その実施基準は次によるものとする。

① 埋葬等を行う場合

ア 災害の混乱期に死亡したものであること（災害の発生前に死亡したもので、葬祭の終わっていないものを含む。）。

イ 災害のため、次のような理由で埋葬または火葬を行うことが困難な場合であること。

- ・緊急に避難を要するため、時間的労力的に埋葬または火葬を行うことが困難なとき。
- ・墓地または火葬場等が浸水または流失し、個人の力では埋葬または火葬を行うことが困難なとき。
- ・経済的機構の一時的混乱のため、遺族または扶養義務者の資力の有無にかかわらず棺、骨つぼ等の入手困難なとき。
- ・埋葬または火葬すべき遺族がいないか、またはいても高齢者、幼年者等で埋葬または火葬を行うことが困難なとき。

ウ 災害救助法適用地域の死体が他の市町に漂着したような場合で、漂着市町が実施する場合にも行う。ただし、このような場合は、原則として遺族縁故者または被災地の市町が引き取るべきであるが、被災地域が社会的混乱のため、引取が困難な時に限って、漂着地の市町が実施する。なお、この場合の経費は、県が負担するものとする。

② 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において埋葬または火葬の救助を打切ることができないときは、死体捜索の場合の期間延長の例に準じて取り扱うものとする。

③ 費用の範囲および限度

埋葬または火葬に要する費用の範囲および限度は次のとおりである。

ア 費用の範囲

棺、骨つぼ、埋葬または火葬に要する経費で葬祭の際の賃金職員の雇上げおよび輸送に要する経費を含むものとするが、葬祭に当たっての供花代、読経代、酒代等は含まないものとする。

イ 費用の限度

知事が定める額

第4 海上漂流死体の捜索等

(1) 実施責任者

「第1 死体の捜索」のとおりとするが、死体が海上に漂流している場合または漂流が予想される場合には、市町は県に他の機関（海上保安部、自衛隊等）の応援要請を行うものとする。

(2) 方法

海上保安部が県より漂流死体の捜索要請を受けた場合は、所属の巡視船艇、航空機等により捜索に当たるものとする。

その際、市町、消防団、水防団、警察、自衛隊等の捜索船艇が同一海域において捜索作業に従事している場合は、努めて情報交換等の連絡を密にし、捜索海域の重複をさけ効果ある捜索に当たるものとする。

(3) 死体の処理等は「第2 死体の処理」と同様の取扱いとする。

第5 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施期間

(2) 死体の捜索

(3) 死体の処理

(4) 死体の埋葬等

(5) その他必要な事項

第18節 障害物の除去計画

災害時において、災害を受けた工作物または物件で当該応急措置の実施に支障となるものおよび災害により住民またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、住民の生命、身体および財産等に危険を及ぼし、または日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物を除去するための計画である。

第1 実施責任者

障害物除去の直接の実施は、市町長が行うものとするが、現場に市町長等がない場合には警察官、海上保安官が行うことができる。

また、緊急を要する場合、市町より要請があった場合には県が行う。

第2 実施対象物

災害時における障害物(災害を受けた工作物または物件)除去の対象はおおむね次のとおりとする。

- (1) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (2) 河川はん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (4) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

第3 実施の方法

- (1) 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用いまたは土木建築業者等の協力を得て速やかに行うものとする。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行うものとする。

第4 障害物の保管等の場所

- (1) 障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- (2) 道路交通の障害とならない場所
- (3) 盗難等の危険のない場所

第5 その他

- (1) 除去のみならず、移転、撤去および破壊も対象となる。
- (2) 災害を受けた障害物等については、損害補償の対象とならない。

第6 災害救助法が適用された場合

- (1) 障害物除去の実施
知事の救助事務を委任された市町長が実施するものとする。
- (2) 障害物除去の対象となるもの
 - ① 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
 - ② 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限るものである。
 - ③ 自らの資力をもって障害物の除去ができない者であること。
 - ④ 住家が半壊または床上浸水したものであること。
 - ⑤ 原則として当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること。
- (3) 障害物の費用限度額
知事が定める額
- (4) 障害物除去の実施期間
災害発生の日から10日以内であること。

第19節 文教対策計画

被災地における被災学校の教職員確保および児童生徒の応急措置の万全を期するための計画である。

第1 実施責任者

応急文教対策の実施責任者は次のとおりであるが、県、市町および学校法人の依頼により、県または隣接市町が行うことがある。

- (1) 県立学校については県が行う。
- (2) 市町立学校については市町が行う。
- (3) 私立学校については学校法人が行う。

第2 応急教育計画

- (1) 被災学校の教場確保および児童生徒の収容
特別教室の転用または隣接学校の施設を借用する。なお、不足室のあるときは、臨時的施設（プレハブ等）を建設して児童生徒を収容し授業する。
- (2) 被災学校児童生徒の教科書等、学用品の調達ならびに配布または貸与
被災学校の学校別、学年別、教科別、使用教科書毎にその数量を速やかに調査し、教科書供給所、教科書発行所に連絡し、その供給を求め、また同一教科書使用の県内、他府県の学校に古本の供与を依頼する。
(第7 災害救助法が適用された場合の学用品の給与の項参照)
- (3) 教職員の被災による職員の確保に関する計画
 - ① 教職員の被災が軽症の場合（1 カ月以内治癒見込の時）は、校内の職員で対応する。
 - ② 教職員の被災が1 カ月以上にわたる時は、代替教員を当てる。
 - ③ 1 カ月以内に治癒の見込があっても2 人以上に被災があった時は、授業実施の状況に応じて必要教職員を補充する。
 - ④ 県は、補充教職員名簿を整理し、市町間の便宜を図る。

第3 学校給食計画

- (1) 給食の実施
県は災害の発生に際し、(財) 福井県学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。
- (2) 炊出し等に協力する基準
緊急を要し学校給食の施設、設備を使用して炊出しを実施する場合、災害救助法を適用する分については法の定めるところによるが、法によらない分については、学校長は県立学校は県の、市町立学校は市町の承認を受けて実施すること。
- (3) 被害を受けた物資
県は被害を受けた物資を常に把握し、必要な食材については、その処分手続きについて設置者に指示する。

第4 保健、厚生計画

教育部は健康福祉部と密接な連絡をとり、第25節「防疫計画」に従い適切な応急措置を行う。

- (1) 被災教職員、児童生徒の保健管理に関する計画
災害が発生し、または発生のおそれがあるときは、災害情報の収集に努めるとともに、危険地域については、健康福祉部と連絡を密にし、防疫組織を確立し、器具、資材を整備し予防教育を行う。また災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を健康福祉部の協力を得て行う。
- (2) 被災学校の清掃、消毒等環境衛生に関する計画
災害が発生した場合、浸水等の被害については健康福祉部の協力を得て、特に感染症の予防について細かく注意を払うものとする。

第5 児童生徒の教育機会の確保に関する事項

- (1) 被災による家屋の全壊、半壊および流失等のため就学困難となった生徒に対する学資貸付金については、独立行政法人日本学生支援機構との連携を図り、必要な措置を講ずる。
- (2) 県立高等学校の専攻科の被災生徒に対しては、福井県立高等学校授業料の減免に関する規則第3条により授業料の全額または一部を免除する。
- (3) 教育関係見舞金品の配分については、県、市町および学校法人の代表者が協議し、各々の学校の被害程度、在籍生徒数、見舞品目等を総合的に判断して実情に応じた配分を決定する。

第6 文化財保護対策

- (1) 文化財について災害が発生した場合には、所有者（管理責任者）は速やかに文化財保護法（昭25年法律第214号）および福井県文化財保護条例（昭34年福井県条例第39号）の規定に基づき、地元市町教育委員会および県教育委員会へ届出（報告）しなければならない。
届出（報告）の方法は書類によらなければならないが、その事前に電信、電話などの方法により速やかに知らせるようにする。
- (2) 県教育委員会（文化課）は前項の届出（報告）を受けた場合には直ちに文化庁長官に届出（報告）する（国指定物件）とともに、係員を現地に派遣するなどして被害状況を収集し適切な処置を講ずる。

第7 災害救助法が適用された場合の学用品の給与

- (1) 給与の実施
 - ① 災害救助法が適用された場合、知事の救助事務を委任された市町長が行うものとする。
 - ② 教科書については、必要に応じ教育部の協力を得て一括購入のうえ、所轄学校長を通じて支給することもある。
- (2) 配分基準
 - ① 教科書
無償供与
 - ② 文房具および通学用品
知事が定める額
- (3) 期間
教科書については災害発生の日から1カ月以内、文房具および通学用品については災害発生の日から15日以内とする。

第8 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 応急教育計画
県の計画に準じて作成するものとするが、隣接市町との応援について留意すること。
- (2) 学校給食計画
- (3) 保健厚生計画
- (4) その他の必要な事項

第20節 生業に必要な資金の貸与計画

災害により住家が被害を受けた者で、災害救助法が適用された地区内に住む者に対して、生業資金を貸与して再成を図るための計画である。

第1 実施責任者

資金の貸与は県が行う。

第2 資金の貸与対象者

- (1) 住家が全焼、全壊または流出した者であること。
- (2) 生業の見込みが確実であって具体的事業計画を有し、かつ償還見込みがあると認められる者であること。

第3 貸与の金額

生業費 1世帯当たり 30,000円 就業支度費 1世帯当たり 15,000円

第4 貸与できる期間

2カ年以内（無利子）

第5 貸与者の決定

県が決定する。市町は、貸与者の選定等の事務を行う。

第21節 輸送計画

災害時において、被災者の避難、災害応急対策要員の移送、災害応急対策用資材、生活必需品および救助物資等の輸送の迅速、確実を期するための計画である。

第1 実施責任者

災害輸送は他の計画で定めるもののほか、応急対策を実施する機関が行うものとする。実施機関で処理できないときは、これらの機関からの要請に基づき、県が車両その他の輸送力の確保、調達を図る。

第2 輸送力の確保

(1) 各機関における措置

① 県

ア 県災害対策本部各班は、自動車、船舶等の輸送力の確保を要するときで、県有車両、船舶のみで不足するときは、次の輸送条件を示して本部に要請するものとする。

- (ア) 輸送区間または借上期間
- (イ) 輸送量または車両の台数等
- (ウ) 集合の場所および日時
- (エ) その他の条件

イ 本部は、次のとおり措置する。

- (ア) 船舶については、中部運輸局福井運輸支局に借上げあっせんを依頼する。
- (イ) 自動車については、中部運輸局福井運輸支局に借上げ調達を依頼する。

② 市町

ア 市町においては、輸送に必要な車両および要員等の確保については、市町地域防災計画に定めておくものとする。

イ 市町の所要車両が調達不能となった場合は、輸送条件を示して県に応援を要請するものとする。

③ 中部運輸局福井運輸支局

ア 平常時において、緊急輸送確保のため事業者所有車について出動要請計画を樹立しておくものとする。

イ 県本部から調達の要請があったときは、県下事業所の所有する車両の調達・あっせんを行う。

ウ 定期路線、交通状況等を勘察し、必要に応じて代行運行について事業者に指導を行う。

エ 災害時において、緊急輸送確保事務のため、必要に応じ係員を県災害対策本部に駐在させるものとする。

オ 船舶については、防災業務実施要綱等に基づき、必要な措置を講ずるとともに、県の要請等により輸送機関等に対し調達のあっせんを行う。

第3 輸送の方法

(1) 災害輸送は、次のものが考えられ、状況に応じて適切な方法による。

- ① 自動車等による輸送
- ② 鉄道、軌道等による輸送
- ③ 船舶、船艇等による輸送
- ④ 飛行機、ヘリコプターによる輸送
- ⑤ 人夫等による輸送

(2) 陸路輸送

鉄軌道輸送によりがたい場合、または自動車等による輸送がより効果的な場合は、それぞれの災害応急対策実施責任者が所有する自動車等をもって陸路輸送を実施するものとする。

(3) 鉄軌道輸送

鉄軌道によって輸送する場合は、それぞれの実施機関において鉄軌道事業者と協議して行うものとする。

(4) 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合、または船艇等による輸送がより効果的な場合は、中部運輸局福井運輸支局、敦賀海上保安部および海上自衛隊の協力のもとに海上輸送を実施するものとする。

(5) 空中輸送

交通途絶のための孤立地帯への輸送は航空機によるものとし、県防災ヘリコプターの活用を図るとともに、必要に応じ、自衛隊、海上保安庁、県警察の航空機の派遣要請を行うほか、航空運送事業者に対して協力を要請し、民間機の借上げを行う。

(6) 人夫による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合または人力による輸送が適当な場合には、人夫等による人力の輸送を行う。

第4 災害救助法が適用された場合の輸送計画

(1) 輸送の実施

他の計画で定めるもののほか、市町が直接必要に応じて借上げるものとするが、市町の要請にもとづいて県があっせんするものとする。

(2) 輸送を行う救助の範囲および期間

範囲	期間
被災者の避難	2日以内
医療および助産	14日以内
被災者の救出	3日以内
飲料水の供給	7日以内
救援用物資の運搬	輸送する物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内
死体の搜索	10日以内
死体の処理	10日以内

(3) 輸送を行う費用の基準

当該地域における通常の実費とし、おおむね次の経費とする。

- ① 運送費（運賃）
- ② 借上科
- ③ 燃料費
- ④ 消耗器材費
- ⑤ 修繕費

(4) 輸送力の確保

- ① 応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送の確保に努めるものとする。
- ② 県、市町は動員できる車両（ジープ、大型トラック等）、船艇を把握しておくものとする。
- ③ 救助連絡班は輸送各班と常に連絡し、事態が急迫した場合は従事命令を発するものとする。

第5 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 災害の種別、程度および範囲による輸送方法、輸送経路。
- (2) 即事調達可能な車両、船艇および人力の把握。
- (3) 自衛隊の航空機による輸送が必要な場合（第29節自衛隊災害派遣要請計画による。）

第22節 交通対策計画

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な機械等の緊急輸送を行うため交通支障箇所の通報連絡、応急復旧、交通規制等を定めるための計画である。

第1 実施責任者

- (1) 道路、軌道の交通支障箇所の連絡通報および応急復旧は、それぞれの管理者が行うものとする。
- (2) 交通規制に関する措置は、県公安委員会および警察署長が行う。
- (3) 道路交通情報の収集については、県および県警察本部において行い、広報は県が行う。

第2 交通支障箇所の通報連絡

- (1) 道路管理者は、その管理に属する道路橋梁等の支障箇所について、必要に応じ関係機関に通報、または連絡するものとする。
- (2) 市町の管理に属する道路橋梁等の支障箇所について、市町長は、県土木事務所および関係警察署長に通報または連絡するものとする。
- (3) 県土木事務所長は、管内道路橋梁等の支障箇所について、関係警察署長および当該地域の市町長に通報または連絡するものとする。

第3 交通規制に関する措置

- (1) 規制の実施および緊急交通路の指定

県警察は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両の通行を確保するため、「大地震発生時の交通規制計画」に基づき、第1次規制（広域規制）、第2次規制（全県規制）、第3次規制（被災地規制）の交通規制を実施する。

当該計画の中で、北陸自動車道、一般国道8号、同27号、同158号、同305号の各道路を緊急交通路としてあらかじめ指定する。

また、中部管区警察局等の調整のもとに、隣接・近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。

- (2) 規制区間における消防本部、自衛隊等の措置命令等

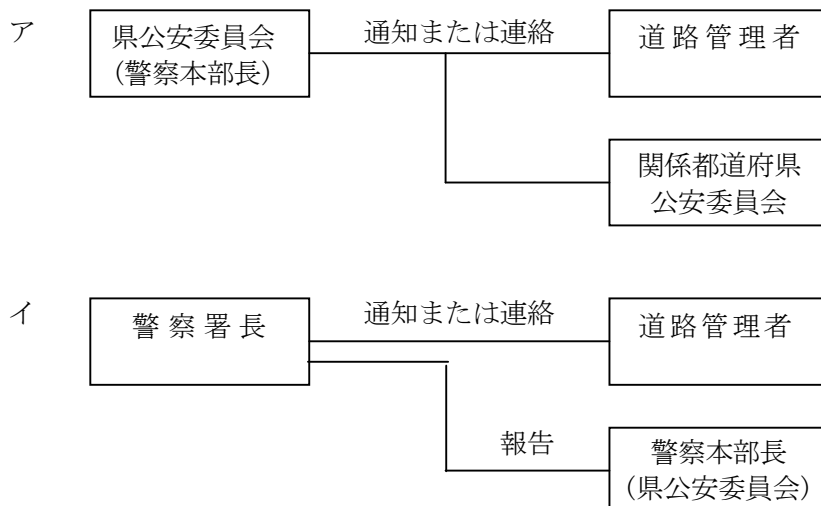
通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3第3項の規定に基づき、車両その他の物件の移動等必要な措置命令を行うことができる。

また、消防吏員は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同法第76条の3第4項の規定に基づき、同様の措置を行うことができる。

なお、自衛官および消防吏員がこの措置を行ったときは、直ちに、当該命令をし、または措置をとった場所を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

- (3) 規制情報の連絡および周知

- ① 関係機関への連絡等



② 一般住民への周知

県公安委員会は、上記(1)の交通規制を行う場合、一般住民への周知を図るため報道機関に協力を要請するほか、日本道路交通情報センターおよび交通情報板等を通じ、規制の区域、区間、迂回路等を広報する。また、立看板、案内図等を掲示し、交通規制の内容について周知するものとする。

緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する場合は災害対策基本法施行規則第5条の規定に基づく標示を設置する。

(4) 緊急通行車両の確認等

① 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項の規定に基づく緊急自動車および災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として同法施行令第32条の2第2号の規定に基づく車両とする。

② 緊急通行車両標章および証明書の交付

知事または公安委員会は、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づき、上記①の車両の使用者等の申請により、当該車両が災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を行う。

確認された場合は、当該車両の使用者等に対し、災害対策基本法施行規則第6条の規定に基づく標章および証明書を交付する。

この場合、県が所有するものおよび県が調達した緊急通行車両については知事が行い、市町等公共的団体およびその他の者が所有するものについては公安委員会が行う。

③ 緊急通行車両等の事前届出制度の運用

災害応急対策に従事する関係機関は、災害応急対策に必要な車両について、公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度により、あらかじめ届出を行っておくものとする。

(5) 道路管理者の措置

道路管理者は、管理する道路に被害が出た場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、緊急の場合を除き、公安委員会の意見を聴いて、区間を定めて通行を禁止し、または制限する。

第4 道路交通情報の収集と広報活動

(1) 収集

災害時における道路交通情報の収集については、県および県警本部が当たることとし、その情報については、相互に受伝達するものとする。

公共交通機関（鉄軌道、バス）の運行状況の情報については、県と各地方鉄道事業者、バス事業者との間で相互に連絡し、その収集に努めるものとする。

関係機関は、県および防災関係機関の行う情報収集について協力するものとする。

(2) 広報

県（危機対策・防災課）は、収集した情報に基づき交通規制状況や迂回路、通行禁止、制限解除の見通しおよび公共交通機関の運行状況等について、第6節「災害広報計画」により実施するものとする。

第23節 要員確保計画

災害応急対策実施のために必要な労働者および技術者等の動員、雇上げ等応急対策要員を確保するための計画である。

第1 実施責任者

災害応急対策実施のために必要な労働者等の確保は、それぞれの応急対策実施機関において行う。応急対策実施機関のみでは必要な労働者等の確保ができないときは、これらの機関からの要請に基づき、県において要員の確保を行う。

第2 労働者等確保の種別、方法

災害応急対策を実施するために必要な労働者等の確保の手段はおおむね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- (1) 災害応急対策実施機関の常用労務者および関係者等の労働者の動員
- (2) 隣保民間奉仕団（日赤奉仕団等）の協力動員
- (3) 公共職業安定所のあっせん供給による一般労働者の動員
- (4) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (5) 緊急時等における従事命令等による労働者等の動員

第3 一般労働者の確保の方法

各応急対策実施機関は、応急対策の実施において不足する労働者の確保を県に連絡し、県はこれを取りまとめ、当該労働者に係る労働条件を提示の上、速やかに福井労働局に対しあっせんを要請する。

第4 災害救助法が適用された場合

- (1) 市町において直接必要に応じて雇い上げるものとする。
- (2) 市町において雇上げた場合、賃金職員等雇上費を支出できるものは次のとおりである。

範 囲	期 間
被災者の避難	2日以内
医療および助産における移送	14日以内
被災者の救出	3日以内
飲料水の供給	7日以内
救援物資の整理、配分および輸送	輸送する物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内
死体の捜索	10日以内
死体の処理	10日以内

- (3) 賃金職員等雇上費の限度額は地域の職業安定所の業種別標準賃金の例による。

第24節 食品衛生栄養指導計画

被災地における食品関係業者および臨時給食施設（避難所その他炊出し施設等）の実態を把握し、被災者に対し効果的な栄養調理指導を行い、かつ安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を実施するための計画である。

第1 実施責任者

食品衛生および栄養補給に関する指導は、県が行う。

第2 実施方法

(1) 食品衛生

① 臨時給食施設の衛生監視指導

関係機関と密接な連携をとり施設の実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底により、食中毒等事故の発生を防止する。

② 食品衛生関係業者に対する監視指導

乳処理場、魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店、喫茶店および菓子製造業（特にパン製造業）を重点的に監視するとともに、保存または製造されている食品の検査を実施することによって不良食品の販売供給を防止する。

③ 重点監視指導事項

ア 浸水地区の食品関係業者は、施設設備を完全消毒のうえ食品衛生監視員の検査を受けた後、これを使用するよう指導すること。なお、状況に応じ従事者の検便、健康診断による保菌者の排除を行う。

イ その他の地区にあつては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導するものとする。

また、汚水により汚染された食品および冷凍施設等の機能停止により腐敗、変色等の食品が供給されることのないように特に指導するものとする。

④ 住民の食品衛生に対する啓蒙指導

被災地住民に対し、次のことを重点指導する。

ア 手洗い、消毒の励行

イ 食器、器具の消毒

(2) 栄養指導計画

① 活動方針

避難所等における効果的な栄養補給を図るため、炊出し施設等の給食施設に対して栄養指導員により、栄養および調理指導を行う。

② 指導方法

ア 被災地の炊出し、施設等の給食施設を巡回し、栄養および調理指導を行う。

イ その他被災地における栄養補給に関し必要な指導を行う。

第25節 防疫計画

生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われる防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図るための計画である。

第1 実施責任者

- (1) 災害地における防疫は、市町長が実施する。
- (2) 市町の被害が甚大で当該市町限りで実施不可能である場合、他の市町または県の応援により実施するものとする。

第2 県の措置

- (1) 警戒体制の確立
災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、直ちに警戒体制をしき、状況の変化に応じ所要の人員器材器具などの動員確保および配置を行うものとする。
- (2) 状況の把握
関係機関と連携をとり情報の早期把握に努め、危険地域の健康福祉センター、市町と緊密な情報交換を行うものとする。
- (3) 予防教育および広報活動
事前に準備されているパンフレット等の利用、あるいは報道機関の協力を求めて、被災地域住民に対する予防教育および広報活動を行うものとする。
- (4) 検病調査および健康診断
 - ① 検病検査を実施するため健康福祉センターは、検病調査班を編成する。編成は班長(医師1人)、班員(保健師または看護師1人)、助手(1人)、計3人とする。
 - ② 検病調査に当たっては、緊急度に応じ稼働能力を考慮して実施するものとし、その実施基準は1日平均60戸(300人)とする。
この場合、滞水地域および避難所を重点とし、なお、避難所にあつては、衛生自治班を編成するよう指導するものとする。
 - ③ 検病調査の結果必要があるときは、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という)第17条第2項の規定による健康診断を実施するものとする。
- (5) 臨時予防接種
知事は、感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲および期日を指定して、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。
- (6) 感染症発生時の対策
知事は、被災地において、感染症患者または病原体保有者が発生したときは、法の規定に基づき、次の対策を実施する。
 - ① 感染症患者等の入院勧告・措置
 - ② 濃厚接触者の検病調査・健康診断の実施
- (7) 市町に対する指導および指示等
県および各健康福祉センターは、被災市町に対し実情に即応した防疫指導を行う。
特に、被害激甚な市町に対しては、直ちに職員を派遣しその実情を調査して、防疫計画の実施方法および基準を示し指導に当たらせる。なお、知事が感染症予防上必要と認めて発する次の命令、指示を受けた市町は、災害の規模、態様などに応じ、その範囲および期間を定めて速やかに行わなければならない。
 - ① 法第27条第2項の規定による清潔方法、感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示
 - ② 法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
 - ③ 法第29条第2項の規定による物件に係る必要な措置に関する指示
 - ④ 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給の指示
 - ⑤ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する命令(市町長をして実施させることが適当な場合に限る。)
- (8) 代執行
市町の被害が激甚なため、またはその機能が著しく阻害されたため、知事の指示命令により市町が行うべき業務を実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、市町に替わり代執行

を行なう。

(9) 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備保管するものとする。

- ① 災害状況報告書
- ② 災害防疫活動状況報告書
- ③ 防疫経費所要額調および関係書類
- ④ 各種防疫措置の指示命令に関する書類
- ⑤ 防疫作業日誌

作業の種類および作業量、作業に従事した者、実施地域および期間、実施後の反省、その他参考事項を記載する。

(10) 準備体制

次の事項について事前に体制を整えるものとする。

- ① 災害防疫対策連絡協議会の設置
- ② 防疫資材の整備
- ③ 予防教育および広報活動

第3 家畜防疫

(1) 実施者

福井県家畜保健衛生所長がその指揮に当たる。

(2) 措置

① 被害状況の調査、報告等

所長は畜舎の倒壊、半壊、流失、浸水、家畜の死亡状況等を適確に把握し、その都度県対策本部（園芸畜産課、若狭地区については支部）へ報告するとともに関係先へ通報するものとする。報告（通報）は電話または電報報告とし、同時に文書（別添様式）を提出するものとする。

② 衛生班等の編成

必要に応じ県獣医師会、県農業共済組合、県農林総合事務所、関係市町の協力を得て、調査、検査、消毒、診療班等を編成し巡回指導により、被害の軽減に努めるものとする。

③ 被災家畜、家きんについては次の措置を行うものとする。

ア 飼料の確保と畜産物（牛乳、鶏卵等）の流通機構の確立

イ 避難、退避場所の確立

ウ 健康管理

（ア）食欲、発熱、下痢等の一般症状の観察を厳にし、疾病の早期発見に努める。この場合特に伝染病（伝染性疾病）の発生まん延に注意する。

（イ）浸水畜舎は、速やかに排水に努めるとともに、消毒の徹底を指導する。

（ウ）傷害疾病家畜で緊急を要するときは、応急加療を行い、事後の診療は開業医師に委任する

（エ）状況により家畜伝染病予防法を適用し、緊急予防注射等必要な防疫措置を行うものとする

（オ）衛生班の活動には、家畜防疫車を適時配車する。

(3) 上記対策の円滑な運営を図るため、家畜衛生関係資材の確保に努める。

第4 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施機関

(2) 災害発生時の対策（防疫方法等）

(3) 防疫に必要な薬剤、器材等の確保

(4) 応援の要請

(5) 被害状況等報告および記録の整備

(6) その他必要な事項

(別添様式)

畜産関係被害状況報告

		第	号
	年	月	日
受信時刻	月	日	時 分
発信者			
受信者			

1. 災害の原因

2. 災害発生の日時

3. 災害発生の場所

4. 被害の程度
 - 1) 畜産施設、被害金額
 - 2) 家畜の種類、性別
 - 3) 頭・羽数（被害数／規模）、被害金額
 - 4) 飼料（被害量）、被害金額
 - 5) その他（飼料畑、牧草地等）、被害金額

5. 被害の経過

6. 措置の状況

7. その他参考となるべき事項

第26節 廃棄物処理計画

被災地におけるごみの収集およびし尿の取扱処分等清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を期するための計画である。

第1 実施責任者

被災地における清掃業務の実施者は市町長とする。ただし、当該市町限りで実施できないときは、県もしくは他の市町から応援を得て実施するものとする。

第2 県の措置

(1) 市町に対する指導

県は、ごみ、し尿の処理に関し被災地の実態を適確に把握し環境衛生指導員による現地指導の徹底により、これらの処理が迅速かつ衛生的に行われるよう強力に市町を指導するものとする。

(2) 市町に対する協力

被災市町より要請があったときは、速やかに関係機関等と連携をとり、ごみ、し尿の処理に必要な人員、機材等のあっせんを行うものとする。

第3 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施機関

(2) ごみ・し尿処理

① 清掃班の編成（ごみ・し尿別）

② 清掃方法

(3) 死亡獣畜処理

死亡獣畜（牛馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか次の方法等で処理するものとする。

ア 移動しうるものは適当な場所に集めて埋没、焼却等の方法で処理

イ 移動し難いものについては、その場で個々に処理

(4) その他必要な事項

第27節 流木対策および在港船舶に対する措置計画

台風、突風、津波、高波等のため海上貯木場および木材運搬船からの大規模な木材の流出が発生した時、沿岸住民、航行船舶、漁業活動等の被害防止、情報の伝達および航路障害物の除去、交通整理等の海上交通安全の確保ならびに港内における船舶交通の安全確保と港内海難の防止のための計画である。

第1 流木対策

(1) 実施責任者

貯木場にあつては貯木場の使用者が実施するものとし、船舶積載木材にあつては船主または代理店および当該木材所有者等が共同して実施する。

(2) 海上保安部署の措置

① 木材流出防ぎょ対策

ア 貯木関係者等に対する貯木施設の安全管理に関する行政指導の強化

(ア) 水面貯木の現在量および入荷予定量の把握

(イ) 滞荷木材処理の促進

(ウ) 入荷量の調整

(エ) 流出防止措置、けい留方法の指導

イ 関係機関と連携し船舶積載木材の積付け点検、指導を行い、事故の未然防止に努めるほか河川の増水その他気象、海象異変等により木材が流出するおそれのある場合、または流木事故に対して、その措置を行い、被害の軽減に当たるものとする。

② 災害の発生が予想される場合の措置

ア 木材の水上荷卸許可の保留または取消し

イ 木材けい留の制限または禁止

ウ 必要に応じ木材関係業者に対し流出防止措置としてけい留索の増強、パトロールの強化、作業船の待機勧告

エ 巡視船艇等による木材保留状況の調査および指導

オ 船舶運航者、代理店を通じ、木材運搬船に荷崩れ等による木材流出に対する注意喚起

③ 流出事故の場合

ア 巡視船艇等による現場付近の状況調査、警戒および船舶交通の整理

イ 状況により航行警報、沿岸域情報提供システム等をもって行う船舶に対する周知

ウ 当該木材所有者または保管責任者、流出船舶の所有者、運航者、船長に対して行う早急収集の勧告もしくは除去命令

エ 必要に応じ船舶交通の制限または禁止

(3) 県の措置

① 情報の伝達および指示

沿岸各市町に対する流出木材の情報および応急対策上必要な指示

② 他の関係機関に対する協力要請

(4) 警察の措置

① 沿岸の警戒

警察は海上保安部署と連携のうえ流木の接岸または漂着のおそれのある沿岸の警察官等によるパトロールおよび情報伝達と警戒に当たる。

② 広報活動

民心安定のための広報活動に当たる。

(5) 沿岸市町の措置

水難救護法による人命、船舶の救助

第2 在港船舶に対する措置

(1) 敦賀港においては敦賀港長（敦賀海上保安部長併任）、福井港においては福井港長（福井海上保安署長併任）ならびに小浜漁港、和田港および内浦港においては敦賀海上保安部長が「船舶交通の制限」、「港内に停泊する船舶に対する移動命令」、「航路障害物の除去命令」その他関係命令を必要時適宜発して、港内における船舶交通の安全確保と港内海難の未然防止に努める。

(2) 漁港その他の海上においては船舶はそれぞれ早期避難、けい留索の強化、船揚場へのひき揚げ等の措置をとるものとする。

第28節 物価対策計画

被災地域における適正な価格による円滑な供給を図るための計画である。

第1 物質の需給状況および価格動向の把握

- (1) 県および関係機関は、平素から防災関係物資（別表に掲げるもの）のうち、災害応急対策上必要な物資にかかる資料の整備に努めるものとする。

別表 防災関係物資

区 分		内 容
生活 必需 物資	食糧品	パン類、小麦粉、野菜、鮮魚、食肉、鶏卵、牛乳、みそ、醤油、食用油、砂糖
	生活必需品	毛布、外衣、肌着、タオル、鍋、釜、湯のみ、バケツ、ガスコンロ、洗剤、マッチ、ローソク、懐中電灯、洋傘、雨合羽、ズック靴、プロパンガス、灯油、軽油、重油、紙おむつ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー
	救急医療品	救急医薬品
災害復旧用資材		亜鉛鉄板、ブリキ板、ベニヤ板、鉄線、釘、ロープ、セメント、コンクリートブロック、瓦、煉瓦、板ガラス
災害復旧用器材		ショベル、スコップ、ハンマー、ツルハシ、金づち、のこぎり
防災業務用薬剤		化学消火剤、油処理剤、その他これに類するもの
事業用資材 (主として豪雪対策時)		石油、石炭等の原材料、燃料 その他の事業用資材のうち特に必要と認めるもの

- (2) 災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害応急対策を実施するため、現に必要な物資について、その種類、数量および緊急度を調査するものとする。
- (3) 被災者等の生活相談を通じて、物資の需給および物価に関する要望を把握するものとする。

第2 緊急必要物資および応急復旧用資材の確保

- (1) 防災関係物資のうち、特に重要なものについては、予想される災害時の需用量、輸送経路および主要取扱機関等にかかる資料を整備し、あわせて災害時にとるべき措置について、関係者との連絡、協力体制の確立に努めるものとする。
- (2) 災害応急対策実施のため、緊急に必要な物資および応急復旧用の資材で、災害の発生によって当該物資が極度に不足し、もしくは極度に不足することが予想される場合、または当該物資の価格が高騰し、もしくは高騰することが予想される場合には、当該物資の生産、集荷および販売を業とする者、または関係団体に対して当該物資を適正な価格で、円滑に被災地に供給するよう協力を求めるものとする。
- この場合、必要に応じて、緊急輸送についても所要の措置を講ずるものとする。

第3 暴利取締および広報等

災害の発生に当たっては、物価の高騰を防止するため、広報活動により、物資の需給と価格の動向を周知し、必要に応じて関係業者および関係機関に対し、当該物資の円滑な供給その他の必要な措置をとるよう求めるものとする。

第29節 自衛隊災害派遣要請計画

災害に際して、人命または財産を保護するために自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手續、受入等を定める計画である。

第1 派遣要請の実施

知事は、災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能または困難であると認められるとき、災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないときもしくは市町長から要請があったときは、直ちに自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

第2 派遣の内容

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助
- (4) 水防活動の支援
- (5) 道路の啓開
- (6) 応急医療、救護及び防疫
- (7) 人員および物資の緊急輸送
- (8) 消防活動の支援
- (9) 危険物の保安及び除去
- (10) その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの
- (11) 物資の無償貸与または譲与

第3 自衛隊の情報収集

県内において震度5弱以上の地震が観測された場合において、各自衛隊は、航空機等により被害情報の収集活動を行い、その収集した情報を必要に応じ、県へ伝達するものとする。

第4 派遣要請の手續き

- (1) 知事が行う派遣要請の手續き
知事は、市町長から自衛隊の派遣要請の要求を受け、その要求の事由が適切と認めた場合、または既に得られた被害状況に基づき自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書を下記(4)に掲げる関係部隊に提出するものとする。
ただし、事態が急を要する場合は、電話により下記(3)の事項を連絡し、事後速やかに文書を提出するものとする。
- (2) 市町長が行う派遣要請手續き
 - ① 市町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を知事（危機対策・防災課）に提出するものとする。
ただし、事態が急を要する場合は、電話により下記(3)の事項を連絡し、事後速やかに文書を提出するものとする。
 - ② 市町長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合など知事に要求するいとまがなく、やむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手續きをとるものとする。
- (3) 口頭で要請する場合の連絡事項
 - ア 災害の状況および派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域および活動内容
 - エ その他参考となるべき事項

(4) 派遣要請先

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） （石川県金沢市野田町1-8）	076-241-2171
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1-190）	0773-62-2250
航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戊267）	0761-22-2101

第5 自主的派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。
- (5) 庁舎、営舎その他防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

第6 派遣部隊の受入

(1) 派遣部隊の受入体制

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市町長にその旨を通報し、受入体制を整備させるとともに、市町その他関係機関相互の連絡調整に当たる。

ア 派遣部隊と市町との連絡窓口および責任者の決定

イ 作業計画および資機材の準備

ウ 宿泊施設およびヘリポート等施設の準備

エ 住民の協力

オ 派遣部隊の誘導

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

知事および市町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

- (3) 自衛隊は、部隊を派遣する場合、県または市町の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や消防、警察との調整・連絡に当たらせるものとする。

第7 派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したときは、民心の安定等に支障がないよう当該市町長および派遣部隊の長と十分協議を行ったうえ撤収要請を行うものとする。

第8 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは、原則として派遣を要請した市町が負担するものとする。

ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

- (1) 派遣部隊の宿泊等に必要土地、建物等の使用料および借上げ料
- (2) 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費および入浴料
- (3) 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
- (4) 県、市町が管理する有料道路料

第30節 警備計画

災害時において的確な警察活動を行うための計画である。なお、災害時における警察活動は福井警察災害警備実施要綱等の定めるところにより実施するものとする。

第1 災害時における警察の任務

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その発生または被害の拡大を防止して住民の生命、身体および財産を保護し、災害地における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

第2 警備態勢

- (1) 災害が発生し、またはそのおそれがあるときは、災害の種別、規模および態様等の状況に応じ、次の名号に掲げる警備態勢をとるものとする。
 - ① 準備態勢
気象注意報が発せられるなど災害の発生が予想され、かつ災害発生までに相当の時間的余裕があるときは、準備態勢をとる。
 - ② 警戒態勢
気象警報が発せられるなど洪水、高潮、津波、山くずれ、大火等による災害の発生が予想されるときは、警戒態勢をとる。
 - ③ 非常態勢
災害が発生し、またはまさに発生しようとするときは、非常態勢をとる。
- (2) 前項の警備態勢の発令は、そのつど警察本部長、警備部長または警察署長が行うものとする。
- (3) 発令者は、災害による危険状態が解消し、警備態勢の必要がなくなったときは、その態勢を解除するものとする。

第3 災害応急対策

災害が発生し、またはそのおそれがあるときは、災害の発生を防ぎよし、または人命の救助、犯罪の予防、交通の規制等応急対策を実施して災害の拡大を防止するものとする。

第31節 消防応急対策計画

災害時における消防活動を的確に実施するための計画である。

第1 消防の任務

消防はその施設および人員を活用して、住民の生命、身体および財産を水火災または地震等の災害から保護するとともに、これらの災害による被害を軽減することをもってその任務とする。

第2 消防の責任

(1) 自主防災組織

自主防災組織は、地域住民と協力して、消防機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火活動に努めるとともに、消防団等消防機関が到着した場合には、現地火災情報等の伝達を行うものとする。

(2) 市町

管内消防の実施責任は市町にある。

市町は、その地域における災害を防御し被害を軽減するため、地域の実情を考慮し、災害の種類に応じた消防部隊等の編成および運用その他の消防活動の具体的な実施体制について計画を立てておくものとする。

《特に重点を置く地域》

- ① 住宅密集地帯の火災時危険予想地域
- ② 危険物多量取扱所等の特殊火災時危険予想地域
- ③ 洪水、浸水等の危険予想地域
- ④ 土砂災害等の危険予想地域

(3) 県の措置

知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町長、市町・組合の消防長または水防法に規定する水防管理者に対して、非常事態における災害防御の措置に関し、あらかじめ協定してある事項の実施、その他応急措置に関し必要な指示をするものとする。

また、第3章第4節「防災気象計画」に定めるところにより火災気象通報等必要な情報を通報するものとする。

第3 応援要請

大災害時の非常事態が発生し、単独または県内の消防機能では適切な防御措置を講ずることができないと認められる場合、また、大規模特殊災害でヘリコプターを使用することが極めて有効であると考えられる場合、次により応援要請するものとする。

(1) 県内市町に対する応援要請

市町長は、県内の市町の応援を要請したいときは、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う。

(2) 県外市町村に対する応援要請

- ① 隣接する県外の市町村と個別に応援協定を締結している市町長は、協定に基づき応援を要請したときは、県に報告するものとする。
- ② 応援消防機関の円滑な受入れを図るため、応援を受ける市町を管轄する消防機関は、連絡系統を設け、次の事項に留意し、受入れ体制を整えておく。
 - ア 応援消防機関の誘導方法
 - イ 応援消防機関の部隊数、器材数、指揮者等の確認

(3) 緊急消防援助隊の出動要請

- ① 市町長は、他の都道府県の消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき次の事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、緊急消防援助隊の出動を要請した市町を管轄する消防機関は、連絡系統を設け、(2)②に掲げる事項に留意し、受入れ体制を整えておく。

- ア 災害発生日時
- イ 災害発生場所

- ウ 災害の種別および状況
- エ 人的および物的被害の状況
- オ 応援活動を開始する日時
- カ 必要応援部隊
- キ 応援部隊の集結場所および到達ルート
- ク 指揮体制および無線統制体制
- ケ その他必要な事項

② 知事は、市町長から他都道府県の応援要請を求められた場合または周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに①に掲げる事項を明らかにして緊急消防援助隊の出動を消防庁長官に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町長に連絡するとともに、福井県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を整えておく。

なお、緊急消防援助隊の出動要請先は次のとおりである。

ア 通常時（消防庁応急対策室）

（ア）電話番号

03-5253-7527（NTT回線）

90-49013（消防防災無線）

発信特番-048-500-90-49013（地域衛星通信ネットワーク）

（イ）FAX番号

03-5253-7537（NTT回線）

90-49033（消防防災無線）

発信特番-048-500-7537（地域衛星通信ネットワーク）

イ 夜間・休日時（消防庁宿直室）

（ア）電話番号

03-5253-7777（NTT回線）

90-49102（消防防災無線）

発信特番-048-500-90-49102（地域衛星通信ネットワーク）

（イ）FAX番号

03-5253-（NTT回線）

90-49036（消防防災無線）

発信特番-048-500-90-49036（地域衛星通信ネットワーク）

③ 知事は県内に災害発生市町が2以上あるとき、または1の場合であっても知事が必要と認める場合は、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の総合調整を行うものとする。

（4）広域航空消防応援の要請

大規模特殊災害発生地が市町が、消防組織法第44条の規定に基づき、他の都道府県のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合の手續等は、大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱による。

第4 応援出動

知事は、消防庁長官から他府県等の消防応援のための必要な措置を求められた場合において、必要があると認められるときは、県内市町長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を求めるものとする。

第5 救急救助対策

市町は、救急救助に関する組織および施設を充実し、救急救助活動の万全を期するものとする。

さらに、救急業務計画を作成し、集団救急事故対策の推進を図る。

（1）救急救助体制の整備推進

救急救助組織の充実を図るとともに、広域的共同処理方法、相互応援協定等により一層強力な救急救助体制の整備推進を図る。

（2）救急救助施設等の整備の促進

救急自動車その他の救急用資機材ならびに救助工作車および救助用資機材を計画的に整備し、充足を図る。

(3) 救急救助隊員の教育訓練

救急隊員および救助隊員は、その重要な使命により高度な技術と知識が要求されるので、これに対応した教育訓練を計画的に実施する。

(4) 救急医療機関等との連絡協調

救急救助業務を円滑に実施するため、医療機関、その他関係機関との連絡協調を図る。

第3 2節 航空防災活動計画

第1 計画の方針

災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

第2 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

- (1) 被災状況等の調査および情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送および医療機材などの搬送
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 食料、衣料その他の生活必需品および復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達広報活動
- (7) その他災害応急対策活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

第3 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「福井県防災ヘリコプター運航管理要綱」および「福井県防災ヘリコプター使用要領」の定めるところにより、市町等の要請に基づき運航するが、緊急を要し、市町等の要請を待たずとまがない場合には、市町等の要請の有無にかかわらず、情報収集等の活動を行う。

第4 防災ヘリコプターの応援

市町長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「福井県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は、次のとおりとする。

(1) 応援要請の原則

市町等の行政区域内で災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するとき、当該市町長等の要請に基づき応援するものとする。

- ① 災害が、隣接する市町等に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- ② 発災市町等の消防力によっては、防衛が著しく困難と認められる場合
- ③ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 応援要請の方法

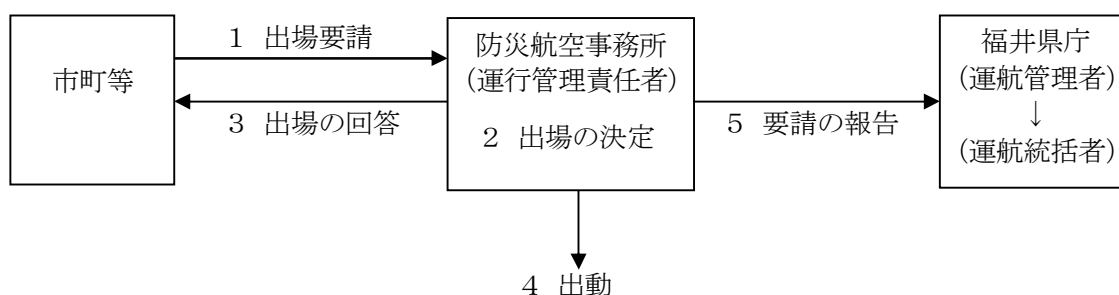
応援要請は、福井県防災航空事務所長に次の事項を明らかにして行うものとする。

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所および被害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状態
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名および連絡方法
- ⑤ 飛行場外離着陸場の所在地および地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目および数量
- ⑦ その他必要な事項

(3) 緊急時応援要請連絡先

福井県防災航空事務所 TEL 0776-51-6945
FAX 0776-51-6947

緊急運航要請フロー



第5 防災ヘリコプター等の運用拠点としての福井空港の活用

災害の発生に伴い、近隣府県、自衛隊等の防災関係機関にヘリコプター等の航空機の出動を要請した場合、複数の航空機を効率的かつ安全に運用するための拠点として、福井空港の活用を図るものとする。

第33節 電気通信施設、放送施設災害応急対策計画

電気通信施設等に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防除し、一般通信サービスを確保するための計画である。

第1 電気通信施設

西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸およびKDD I(株)は、災害時に応急作業を迅速かつ確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。

(1) 応急対策

災害が発生または発生するおそれがある場合は、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消および重要通信の確保のため、次の措置を講ずる。

- ① 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替装置等の実施
- ② 災害用伝言ダイヤル等の提供
- ③ 非常用伝送装置または非常用衛星通信車装置による伝送路および回線の作成
- ④ 応急ケーブル等による臨時伝送路および臨時回線の作成
- ⑤ 予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保
- ⑥ 特設公衆電話の設置
- ⑦ 携帯電話の貸出し

(2) 広報活動

災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合は、電気通信設備の被災状況および復旧状況等重要な情報の県および関係機関への連絡や、報道機関等を通じた復旧状況の広報活動などを行う。

第2 放送施設

- ① 放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の放送継続に努める。
- ② 一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。
- ③ 災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

④ 視聴者対策

ア 受信設備の復旧

被災受信設備の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関係団体および関係機関との連携により、受信設備応急修理班を組織し、被災受信設備の復旧を図る。

イ 情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置、速報板等を設置するとともに、状況により広報車、船艇等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

第34節 電気施設、ガス施設災害応急対策計画

電気施設およびガス施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業により電力およびガスの供給確保に努めるための計画である。

第1 電気施設

(1) 実施責任者

電気事業者

(2) 実施内容

① 災害時における応急工事

電気事業者は、災害が発生した場合、被災施設、設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備および送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

② 災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講ずる。

(3) 応援協力

① 電気事業者は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の増強を図る。

② 電気事業者は、応急工事が実施困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。

第2 ガス施設

(1) 実施責任者

ガス事業者

(2) 実施内容

① 災害時における応急工事

災害が発生した場合、被災施設、設備に対する状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整圧器および製造設備等に被害があった場合は、速やかに応急工事を実施し、供給不良ないしは不能となった地域への供給再開を行う。

② 災害時におけるガスの保安

ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、またはガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合もしくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれ応急措置を講ずる。

ア ガス製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、安全措置を講ずる。

イ ガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断する等危険防止に必要な措置を講ずる。

ウ 防災関係機関へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(3) 応援協力

ガス事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他のガス事業者の応援を要請する。

第35節 上下水道施設災害応急対策計画

県および市町が、災害時において速やかに応急復旧を行い、給水、排水機能の維持を図るための計画である。

第1 上水道施設

- (1) 取水施設の被災に対しては、あらかじめ備蓄する丸太等の応急復旧資材により、応急復旧を行う。
- (2) 浄水施設
沈殿池、浄水池およびろ過池等の被害に対しては、応急復旧を行う。
- (3) 送配水施設
 - ① ポンプ所には、送水のための自吸式ポンプ等を設置して送配水の応急措置をとるとともに、災害時の停電を考慮し、自家発電により制御機器を操作し、停電復帰後速やかに加圧送配水ができるよう努める。
 - ② 圧力管路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。
 - ③ 自然流下水路の被害に対しては、応急復旧を行う。

第2 下水道施設

- (1) 管渠
下水管渠の被害に対しては、とりあえず汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講ずるとともに本復旧の方針をたてる。
- (2) ポンプ場および処理場
停電のため、ポンプ場の機能が停止した場合、ディーゼルポンプ、ガソリンポンプによってポンプ運転を行い、機能停止による排水・送水不能が起こらないようにする。
また、処理場施設の機能が停止した場合、速やかに状況を把握し、応急工事により運転再開を行う。
- (3) 二次的被害への対応
処理場・ポンプ場は薬品・ガス等の危険物質を使用する設備を有しているため、被災時には漏洩・飛散による二次的被害を起こさないよう調査復旧を迅速に行う。

第36節 交通施設災害応急対策計画

交通施設は、災害時において緊急物資の輸送、復旧対策等の円滑な実施に欠かすことのできない重要施設であることに鑑み、関係機関が、あらかじめ定める応急対策計画に基づき迅速な措置を行うための計画である。

第1 鉄道施設

- (1) 鉄軌道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難ならびに停止を行う。
- (2) 線路、橋梁等関係施設に被害が生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、交通を確保する。
- (3) 鉄軌道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保につき、応援を要請する。

第2 道路施設

- (1) 道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、架橋の設備等の応急工事、冠水したアンダーパス部等の排水作業等により、交通の確保を図る。
- (2) 道路管理者および上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

第3 港湾施設および航路施設

- (1) 港湾および漁港管理者は、被災した港湾、漁港施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合、防潮堤等の潮止め工事、航路、泊地のしゅんせつ、岸壁、物揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。
- (2) 敦賀海上保安部は、水路が損壊し、または水深に異常を生じた場合および灯台、灯浮標等の流失、移動等航路標識施設に被害が生じた場合、関係機関にその旨周知徹底するとともに、安全確保のため、緊急を要するときは、巡視船艇を配置し、注意喚起措置をとる。

第4 空港（公共用ヘリポート）施設

空港管理者は、滑走路、誘導路、エプロンまたは航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、応急工事を実施する。

第37節 水防計画

洪水または高潮による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための計画である。なお、水防活動は福井県水防計画により実施するものとする。

第1 水防の責任

(1) 県水防本部の責任

- ① 県内における水防態勢と組織の確立強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分行われるよう、指導と水防能力の確保に努める（水防法第3条の6）。
- ② 知事は、九頭竜川、日野川、北川、遠敷川洪水予報の通知を受けたときは、直ちに水防管理者、および量水標管理者に通知しなければならない（水防法第10条第3項）。
- ③ 知事は、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものを指定し、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位または流量を示して直ちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない（水防法第11条）。
- ④ 知事は、国土交通大臣が洪水または高潮により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川（九頭竜川、日野川、北川、遠敷川）について水防警報の通知を受けたときは、その受けた通知に係る事項を水防管理者その他水防に関係ある機関に通知しなければならない。（水防法第16条）。
- ⑤ 知事は、国土交通大臣が指定した河川以外の河川または海岸等で洪水または高潮により相当の被害を生ずるおそれのあるものについて指定し、水防警報をしなければならない（水防法第16条）。

(2) 水防管理団体の責任

水防予防組合、市町組合または市町は本計画にもとづき、各々その管理区域における水防を十分果たさなければならない（水防法第3条）。

(3) 福井地方気象台の責任

福井地方気象台は、気象等の状況により洪水または高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに必要に応じて放送機関、新聞社、その他報道機関の協力を求めて、これを一般に周知しなければならない（水防法第10条）。

ただし、通信の途絶その他の理由によって緊急やむを得ない場合は新潟地方気象台において行う。

(4) 福井河川国道事務所の責任

- ① 九頭竜川、日野川、北川、遠敷川の直轄管理区間について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、九頭竜川・北川洪水予報を行い、知事に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない（水防法第10条第2項）。
実施の詳細については、九頭竜川洪水予報実施要領または北川洪水予報実施要領による。
- ② 九頭竜川、日野川、北川、遠敷川の重要な地域について、洪水または高潮により、相当な被害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防警報を行い、知事に通報しなければならない（水防法第16条）。

(5) 住民の責任

水防団長または消防機関の長より出動を命ぜられた場合は直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。また、水防区域に居住する者は常に気象状況、増水状況等に注意し、水害が予想される場合は、進んで水防に協力しなければならない（水防法第24条）。

第2 水防区域

県内の水防区域を、その区域の現状ならびに洪水または高潮が公共上におよぼす影響の程度により、次の通り分ける。

(1) 国土交通大臣において水防警報を行う区域

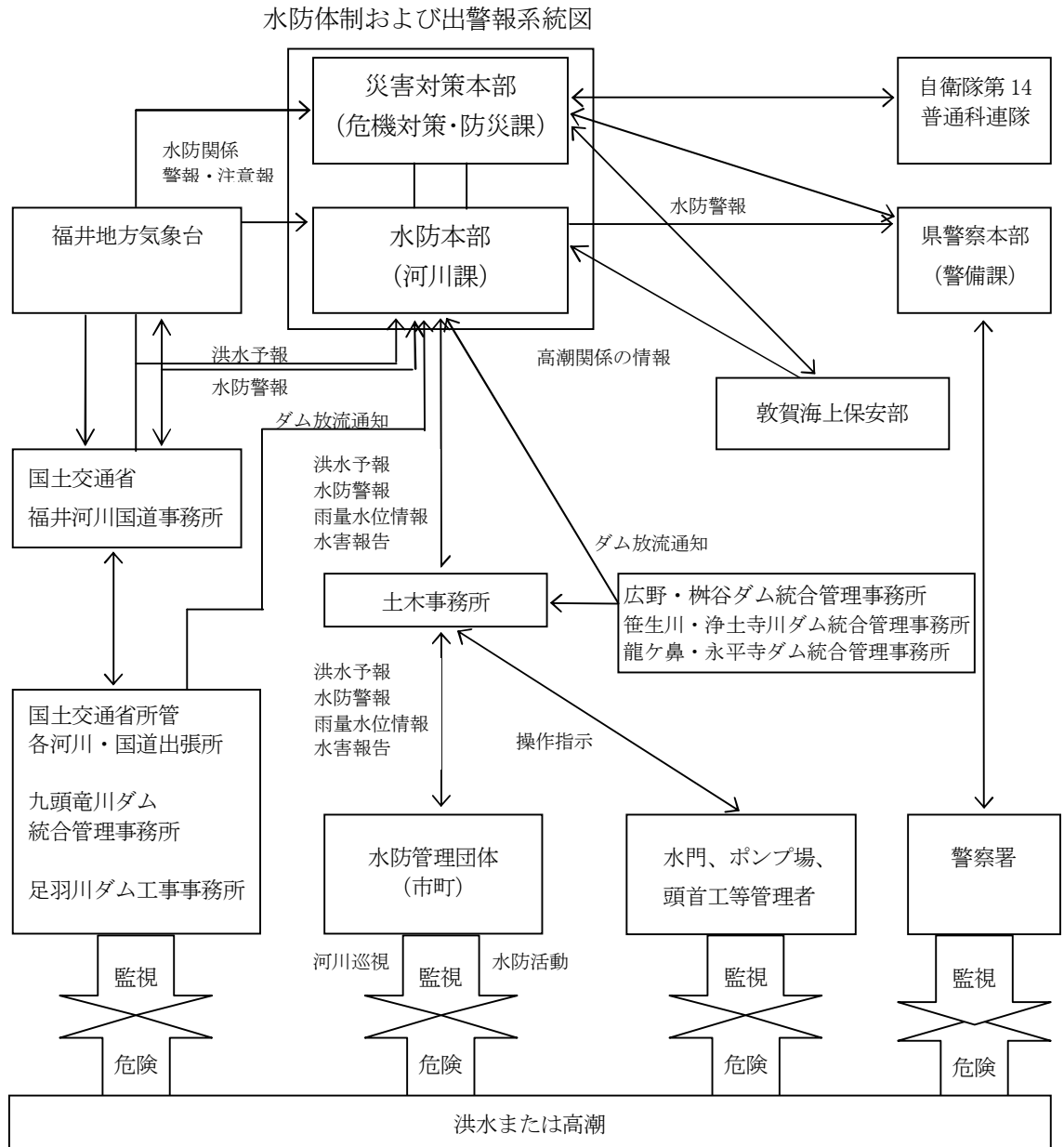
九頭竜川幹川	左岸 右岸	永平寺町谷口1字総社山218番地先 永平寺町鳴鹿山鹿35字逆水沖5番1地先	から海まで
支川日野川	左岸 右岸	福井市朝宮町32字17番地先 福井市種池町27字勘要道30番の1地先	から九頭竜川幹川合流点まで
北川幹川	左岸 右岸	若狭町新道73号赤岩3番地先 若狭町瓜生78号の2番地先	瓜生大井根堰堤下流端から海まで
支川遠敷川	左岸 右岸	小浜市遠敷112号鰐街道36番の1地先 小浜市国分47号馬場10番の1地先	国道27号遠敷橋から 北川幹川合流点まで

(2) 福井県知事において水防警報を行う区域

九頭竜川幹川		下荒井橋から下流国土交通大臣管理区域まで
竹田川		坂井市丸岡町川上北陸自動車道から九頭竜川合流点まで
日野川		南越前町聖橋から下流国土交通大臣管理区域まで
足羽川		福井市蔵向橋から日野川合流点まで
笙の川		敦賀市小河 小河川合流点から日本海まで
南 川	左岸 右岸	小浜市中井五両森35字1-1から日本海まで 小浜市中井平野下30字30番から日本海まで
荒 川	左岸 右岸	永平寺町松岡吉野35字18番1から足羽川合流点まで 永平寺町松岡吉野12字18番1から足羽川合流点まで
兵庫川		坂井市坂井町今井橋から竹田川合流点まで
赤根川		飯降谷川合流点から清滝川合流点まで
清滝川		大野市稲郷橋から真名川合流点まで
江端川	左岸 右岸	福井市東大味町40字立石11番地先から日野川合流点まで 福井市東大味町39字味味吉23番地の2地先から日野川合流点まで
天王川		越前町七郷堰から日野川合流点まで
浅水川	左岸 右岸	鯖江市石切橋から日野川合流点まで 福井市石切橋から日野川合流点まで
鞍谷川		越前市新鞍谷橋から浅水川合流点まで
吉野瀬川		越前市岡本橋から日野川合流点まで
耳 川	左岸 右岸	美浜町中寺19号字石田27-38から日本海まで 美浜町中寺2号字欠頭4-2から日本海まで
鱒 川	左岸 右岸	若狭町倉見2号辻が鼻19-2から三方湖まで 若狭町成願寺9号細ヶ前25-1から三方湖まで
遠敷川		小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで
佐分利川		田井谷川合流点から日本海まで
関谷川		高浜町向谷橋から日本海まで

(3) 主要水防区域 特に重要な水防区域

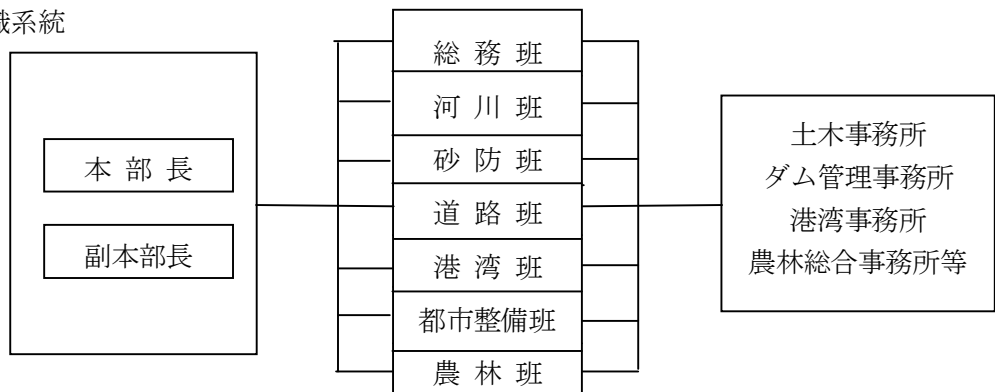
第3 水防機構



第4 県水防本部の機構

水防法により福井地方気象台および福井河川国道事務所より水防に関する通知を受けたときから洪水、高潮の危険が解消するまで、また県において水害が予想される場合、次の機構により事務を処理する（水防法第10条および第16条）。

水防本部の組織系統



第5 水防体制

(1) 水防本部の体制

水防本部の体制は以下の表の通りとする。

配備体制	配備基準
注意体制	大雨、洪水、高潮のいずれかの注意報が県下に発表された場合
警戒体制	(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が県下に発表された場合 (2) 基準地点の水位が水防団待機水位（通報水位）を上回り、さらに上昇するおそれがある場合
活動体制	基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を上回り、さらに上昇するおそれがある場合
非常体制	(1) 基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）を越え、さらに上昇するおそれがある場合 (2) 広範囲にわたる災害が発生し、または発生する恐れがある場合

(2) 水防管理団体の水防体制

各水防管理団体部員（市町および水害予防組合）の水防体制については県水防本部員に準ずるものとし、水防管理者はあらかじめその体制を準備するとともに、水防計画に明記すること。

なお、水防体制に入る時期および解除については、各市町長または水害予防組合管理者は土木事務所長の発する水防警報、その他状況判断の上に自主的に行うべきであるが、水防上緊急を要するときは、知事は水防法第30条に基づき指示する。

出動準備

水防管理者は次の場合、管下水防団または消防機関に対し、出動準備をさせる。

- ① 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがありかつ出動の必要を予測するとき。
- ② その他気象状況により高潮の危険が予測される時。

警戒配置

水防管理者は、次の場合、管下水防団または消防機関に対し、あらかじめ定められた計画に従い、出動させ警戒配置につかせる。

- ① 河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき。
- ② 潮位が上昇し、気象状況等により危険を認めるとき。
上記の場合、直ちに水防本部へ状況を報告すること。

第6 警戒区域の設定等

水防団および消防機関は、迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、その区域からの退去等の指示を行うものとする。

第38節 土砂災害応急対策計画

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われるおそれがあるので、防災関係機関が、災害の発生した場合または発生するおそれがある場合に十分な対策を実施するための計画である。

第1 災害原因情報の収集・伝達

市町および防災関係機関は、第3章第4節「防災気象計画」および同第5節「情報および被害状況報告計画」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努めるものとし、特に、大雨注意報・警報・土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報等の伝達周知については、各危険地域等を所管する防災関係機関に徹底を図る。

(1) 現地状況の把握

市町および関係機関は、所管する各危険地域等のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。また広域的な大規模災害が発生した場合は、斜面の危険度を一定の技術水準で判定できる傾斜判定士を活用し、危険状況の把握に努める。

(2) 降雨状況の把握

県下における降雨の状況は、一様でないので、市町および防災関係機関は、各危険地域等の雨量測定を実施する。

第2 土砂災害警戒情報の発表 (追加)

県は、土砂災害発生のおそれが著しく高まったときに土砂災害警戒情報を福井地方气象台と連携して作成、共同発表する。

第3 緊急調査の実施および土砂災害緊急情報の通知・周知 (追加)

国または県は、土砂災害防止法に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町が適切に住民への避難指示の判断等を行えるよう緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期の情報(土砂災害緊急情報)を市町に通知し、住民へ周知する。

第4 警戒体制の確立

市町は、時期を失することなく、あらかじめ定める各危険地域等における基準に基づき速やかに警戒体制を確立する。

第5 避難活動

(1) 避難の勧告、指示

① 市町長

市町長は、土砂災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その他災害の拡大防止のため必要があると認める時は、速やかに当該危険地域等の住民に対して避難のための立ち退きを勧告または指示する。

② 警察官

警察官は、市町長による避難の指示ができないと認めるとき、または市町長からの要求があったときは、関係住民に対し避難のための立ち退きを指示する。

③ 避難の勧告、指示を行った者は、防災関係機関へ通知する。

(2) 関係住民への周知徹底

市町長が避難の勧告、指示を行う場合は、関係住民に次の事項について、明確な指示を与え周知徹底を図る。

① 避難場所

② 避難経路

③ 避難時の注意事項

(3) 避難者の誘導

市町長は、自主防災組織等の責任者の協力を得て、避難経路の安全を確認し、あらかじめ定められた避難計画にそって避難地に誘導する。

(4) 避難所の開設

- ① 避難所は危険地域ごとに安全な場所を選定し、開設するものとする。
- ② 避難所を開設した時は、直ちに、次の事項を県に報告する。
 - ア 災害発生場所、危険地域名
 - イ 避難所開設の日時および場所
 - ウ 避難状況と避難人員
 - エ 開設期間の見込み

第6 救助活動

(1) 市町および消防機関

市町および消防機関は、土砂災害による被害の拡大を防止するため、直ちに救助活動を実施する。

(2) 県警察本部

土砂災害が発生した場合は、市町その他の関係機関と連携し、死傷者および要救出者の確認とその救出救助に当たるとともに、第二次崩壊の発生等災害の拡大防止に必要な警戒警備、交通規制等の必要な措置をとる。

第4章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧

第1 実施責任者

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ① 河川災害復旧事業
 - ② 海岸災害復旧事業
 - ③ 砂防設備災害復旧事業
 - ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - ⑦ 道路災害復旧事業
 - ⑧ 港湾災害復旧事業
 - ⑨ 漁港災害復旧事業
 - ⑩ 下水道災害復旧事業
 - ⑪ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 上水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

第3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定促進措置

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県または市町において、被害の状況を速やかに調査把握し、早期の激甚災害の指定が受けられるよう措置して公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第4 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく局地激甚災害指定促進措置

著しく局地激甚である災害（以下「局地激甚災害」という。）が発生した場合には、市町において、被害の状況を速やかに調査把握し、局地激甚災害の指定が受けられるよう措置して公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第5 緊急災害査定促進

災害が発生した場合には、被災市町ならびに県は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、災害査定の実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速が期されるよう努めるものとする。

第6 災害復旧資金の確保

県および市町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、起債および災害つなぎ短期借入について所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施が図られるように努めるものとする。

第2節 民生安定計画

第1 住宅の確保

(1) 計画目標

災害用応急仮設住宅から恒久、良質の住宅に切り換えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

(2) 対策

- ① 県および市町は、損壊公営住宅を速やかに補修するとともに、公営住宅の供給計画を早期に見直し、被災者に対し住宅の供給を図る。
- ② 住宅の建設、購入、補修の融資
火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅融資を受けることができる。

ア 建設の場合

被災直前の建物の価格の2割以上の被害を受けた場合は、次表の融資限度額以内で、建設資金の融資を受けることができる。

また、宅地が流失して新たに宅地を取得するときは土地取得資金を、建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行うときは整地資金を、それぞれ建設資金と併せて融資を受けることができる。

(ア) 融資金の限度額 平成20年4月現在

家屋の構造	建設資金の融資限度額	土地取得資金の融資限度額	整地資金の融資限度額
耐火・準耐火・木造（耐久性）	1,460万円	970万円	380万円
木造（一般）	1,400万円		

(イ) 利率 年2.00%

(ウ) 償還期間 平成20年4月現在

耐火・準耐火・木造（耐久性）	木造（一般）
35年以内	25年以内
●通常返済期間に加え、3年以内の元金据置期間を設けることができる。	

イ 購入の場合

(ア) 融資金の限度額 平成20年4月現在

家屋の構造	新築家屋購入資金の限度額	中古家屋購入資金の限度額 ※2
耐火・準耐火・木造（耐久性）	※1 2,430万円（1,460万円）	※3 2,130万円（1,160万円）
木造（一般）	※1 2,370万円（1,400万円）	※3 1,920万円（950万円）

() 内は、土地取得費がない場合

※1：土地取得費に当たる額が970万円を下回る場合は、その額まで減額される。

※2：リ・ユースプラス住宅およびリ・ユースプラスマンションの場合は新築家屋購入資金の限度額と同じ

※3：購入費が限度額を下回る場合は、その額までが限度額となる。

(イ) 利率 年2.00%

(ウ) 償還期間 平成20年4月現在

	耐火・準耐火・木造（耐久性）	木造（一般）
新築	35年以内	25年以内
●通常返済期間に加え、3年以内の元金据置期間を設けることができる。		

リ・ユース	リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション	35年以内
	リ・ユース住宅、リ・ユースマンション	25年以内
●通常返済期間に加え、3年以内の元金据置期間を設けることができる。		

ウ 補修の場合

補修に要する額が10万円以上の被害を受けた場合は、次表の融資限度額以内で、補修金の融資を受けることができる。

また補修する家屋を引方移転するときは移転資金を、宅地について被害を受けて整地を行うときは整地資金を、それぞれ補修資金と併せて融資を受けることができる。

(ア) 融資金の限度額 平成20年4月現在

家屋の構造	補修資金の 融資限度額	移転資金の 融資限度額	整地資金の 融資限度額	備 考
耐火・準耐火	640万円	380万円	380万円	補修資金の他、移転資金と整地資金を併せて融資する場合における移転資金と整地資金の合計額の限度額は380万円
木造	590万円			

(イ) 利 率 年2.00%

(ウ) 償還期間 20年以内。この期間内で希望する者には、借入金の返済について1年以内の元金据置期間を設けることができる。

第2 雇用の安定および雇用機会の確保

災害の発生に伴う県内事業所の閉鎖、移転、事業縮小等による雇用環境の不安定化に対し、県は、福井労働局と連携を図り、離職者の再就職、労働者の雇用維持、失業予防等を促進し、雇用の安定および被災者の雇用機会の確保を図る。

第3 義援金品の受付および配分

県民および他都道府県民から、被災者にあて寄託された義援金品の配分は、次により行う。

(1) 義援金品の受付

① 市町

義援金品の受付について計画しておく。

② 県民および他都道府県民からの義援金品で、県に寄託されたものについては、会計部または健康福祉部において受け付ける。

③ 日本赤十字社福井県支部

県民および他都道府県民からの義援金で、日本赤十字福井県支部に寄託されたものについては、支部事務局において受け付ける。

(2) 義援金品の配分

① 市町

県または日本赤十字社福井県支部から配分を委託された義援金品は、関係団体の協力を得て、被災者に配分する。

② 県

義援金品の配分は、会計部または健康福祉部が別に定める配分委員会を組織し協議決定する。

第4 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(1) 対象となる自然災害

① 1市町において住居が5世帯以上滅失した自然災害

② 県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の自然災害

③ 県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の自然災害

④ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害

(2) 災害弔慰金または災害障害見舞金の支給等

市町は、市町条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を、災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

また、災害弔慰金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に被災証明の交

付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

第5 被災者生活再建支援金の支給等

(1) 被災者生活再建支援金

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として、被災者生活再建支援金を支給する。市町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

① 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域に係る自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

エ 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、ア～ウの区域に隣接するもの

オ 県内でアまたはイの自然災害が発生した場合で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万未満のものに限る。）の区域に係る自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万未満のものに限る。）の区域に係る自然災害（人口5万未満の市町については、2世以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合）

(注) エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり

② 対象となる被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が全壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

③ 支給限度額

平成20年4月現在

次のアおよびイの合計額を支給する。

(注) 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額を支給する。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ②の(ア)に該当	解体 ②の(イ)に該当	長期避難 ②の(ウ)に該当	大規模半壊 ②の(エ)に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

(注) 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円を支給限度額とする。

第6 郵便業務の確保

郵便事業株式会社は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、次の措置を実施する。

(1) 郵便物の送達の確保

被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復するため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を実施する。

(2) 窓口業務の維持

被災地における支店、郵便局の窓口業務を維持するため、被災により業務継続が不能となった支店、郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を実施する。

第7 郵便業務の特例措置

郵便事業株式会社は、災害が発生した場合、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局等において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第8 生活支援総合相談窓口の設置

災害が発生した場合、被害の状況に応じ、税の減免、融資、住宅の確保など生活全般にわたって相談に応じられるよう、福井地域さわやか行政サービス推進協議会において定められた「震災等大規模災害時における相談窓口体制について（申合せ）」により、国、県、市町および関係機関による総合相談窓口を開設する。

第3節 経済秩序安定計画

第1 金融措置

災害により被害を受けた県民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する租税の徴収猶予および減免、資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図るものとする。

(1) 租税の徴収猶予および減免

- ① 市町は、被災者に対する市町税の徴収猶予および減免等納税緩和措置に関する計画を樹立しておくものとする。
- ② 県は、被災した納税義務者または特別徴収義務者に対し、地方税法または福井県税条例により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予および減免等それぞれの事態に対応して、適宜、適切な措置を講ずる。

(2) 融資計画

① 県

ア 災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し資金として、災害救助法適用時は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金（災害援護資金）、母子寡婦福祉資金を貸し付ける。

(ア) 災害援護資金の貸付

市町は条例に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸付けを行う。

(イ) 生活福祉資金（災害援護資金。以下「生活福祉資金」という。）の貸付

福井県社会福祉協議会は、小規模の災害により被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金を貸し付け必要な援助指導を行う。

また、被災した家屋を増築、改築拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。

(ウ) 母子寡婦福祉資金の貸付

県は、小規模の災害により被害を受けた母子家庭および寡婦に対しその経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。

イ 中小企業向け緊急融資

県は、重大な災害が発生した場合において、災害により被害または影響を受け経営の安定に支障を生じている中小企業の金融の円滑を図るため、既存制度融資の条件緩和または緊急融資の実施について、適宜、必要な措置を講ずるものとする。

ウ 農林漁業関係融資

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。

農業関係	被害農家の経営	天災資金 農林漁業セーフティネット資金
	農地等の災害復旧	農業基盤整備資金 果樹植栽資金
	施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金
	その他	農業経営維持安定資金
林業関係	被害林業者の経営	天災資金
	施設関係の災害復旧	林業基盤整備資金 農林漁業施設資金
	その他	林業経営安定資金
漁業関係	被害漁業者の経営	天災資金
	漁船その他施設関係の災害復旧	漁業基盤整備資金 漁船資金 農林漁業施設資金 漁業近代資金

第2 流通機能回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

(1) 商品の確保

① 県および市町は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不定量については国、他府県、企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。

② 各鉄道、道路、港湾等管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

(2) 通貨の管理

北陸財務局、日本銀行等は、被災地の金融機関に対して、必要な指導、援助を行うことにより、通貨等の円滑な流通を確保する。

(3) 物価の監視

県は、生活関連物資の価格が著しく上昇または供給が著しく不足し、もしくはそのおそれがあると認めるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法等の規定に基づき、物価の動きを調査、監視するとともに、著しく不当な価格で販売する業者に対する勧告、公表等を含む適切な措置を講ずる。

(4) 情報の提供

県および市町は、生活必需品その他の商品の価格、需給状況の動向、販売場所等の必要な情報を提供し、消費者の利益を図るよう努め、民生の安定を図る。

(5) 各種市場、取引所等の再開

関係各機関は、各種市場、取引所等が速やかに営業を再開するとともに、施設、設備の復旧を図るよう指導する。

第4節 復興計画

被災地の再建を目指し、復旧・復興を行うための計画である。

第1 改良復旧

県、市町および関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
被災施設の復旧に当たっては、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示する。

第2 計画的復興

大災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、県および市町は、事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。

県および市町は、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、安全で快適な市街地の形成と都市機能の充実を図る。

第3 復興計画策定体制の確立

(1) 復興都市計画原案の策定

① 都市計画区域内の復興都市計画

都市計画区域内の市町においては、「都市防災構造化対策事業計画」を踏まえた「市町村の都市計画に関する基本方針」を復興都市計画原案として位置付ける。

② 都市計画区域外の復興都市計画

都市計画区域外の市町においては、「都市防災構造化対策事業計画」の策定を推進し、当該計画を復興都市計画原案として位置付ける。

③ 各種データの整備保全

復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

- ・各種データの総合的保全（地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等情報および測量図面、情報図面等データの整備保存ならびにバックアップ体制の整備）
- ・不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

(2) 審議会・協力体制の整備

① 復興都市計画原案等の事前審議制度の創設

復興都市計画の円滑で迅速な審議を行なうため、復興計画の原案として位置付けられる「市町村の都市計画に関する基本方針」等の事前審議制度を創設する。

② 復興計画策定連絡協議会の設置

復興都市計画と公共土木施設整備計画の整合を図るため、「復興計画策定連絡協議会」を設置し、事前審議の円滑な運営体制と被災後の迅速な復興計画策定体制を確立する。

福井県震災対策計画

(福井県地域防災計画・震災対策編)

平成 2 年 3 月	作成
平成 8 年 5 月	修正
平成 10 年 3 月	修正
平成 11 年 3 月	修正
平成 13 年 2 月	修正
平成 14 年 2 月	修正
平成 15 年 5 月	修正
平成 20 年 9 月	修正
平成 21 年 11 月	修正
平成 22 年 11 月	修正
平成 23 年 12 月	修正

福 井 県 防 災 会 議

目 次

第 1 章 総則	
第 1 節 計画の方針	1
第 2 節 各機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱	4
第 3 節 福井県の地形・地盤、社会構造	10
第 4 節 被害の想定	14
第 2 章 災害予防計画	
第 1 節 防災知識普及計画	17
第 2 節 自主防災組織育成計画	19
第 3 節 ボランティア活動支援計画	21
第 4 節 避難対策計画	22
第 5 節 防災訓練計画	24
第 6 節 飲料水、食糧品、生活必需品等の確保計画	26
第 7 節 災害時要援護者震災予防計画	28
第 8 節 医療救護予防計画	31
第 9 節 地震に強いまちづくり計画	33
第 10 節 火災予防計画	35
第 11 節 土砂災害防止計画	37
第 12 節 浸水防止計画	39
第 13 節 津波災害防止計画	41
第 14 節 建築物災害予防計画	43
第 15 節 交通施設災害予防計画	47
第 16 節 通信および放送施設災害予防計画	50
第 17 節 電気施設災害予防計画	53
第 18 節 ガス施設災害予防計画	55
第 19 節 上水道・下水道施設災害予防計画	57
第 20 節 危険物施設等災害予防計画	59
第 21 節 積雪時の地震災害予防計画	61
第 22 節 広域的相互応援体制整備計画	64
第 23 節 交通輸送体系整備計画	66
第 24 節 緊急事態管理体制整備計画	67
第 3 章 災害応急対策計画	
第 1 節 応急活動体制計画	73
第 2 節 広域的応援対応計画	85
第 3 節 自衛隊災害派遣要請計画	88
第 4 節 ボランティア受入計画	91
第 5 節 地震・津波情報等の伝達計画	92
第 6 節 災害情報収集伝達計画	100
第 7 節 通信運用計画	105

第 8 節	広報計画	109
第 9 節	避難計画	112
第 10 節	被災者の救出計画	116
第 11 節	災害時要援護者応急対策計画	118
第 12 節	医療救護計画	119
第 13 節	消防応急対策計画	122
第 14 節	航空防災活動計画	125
第 15 節	土砂災害応急対策計画	127
第 16 節	水防活動計画	128
第 17 節	災害警備計画	129
第 18 節	飲料水、食糧品、生活必需品等の供給計画	133
第 19 節	緊急輸送計画	136
第 20 節	交通施設応急対策計画	139
第 21 節	電力施設応急対策計画	145
第 22 節	ガス施設応急対策計画	147
第 23 節	通信および放送施設応急対策計画	150
第 24 節	上水道・下水道施設応急対策計画	154
第 25 節	危険物施設等応急対策計画	157
第 26 節	住宅応急対策計画	159
第 27 節	廃棄物処理計画	161
第 28 節	防疫、食品衛生計画	162
第 29 節	遺体の捜索、処理、埋葬計画	164
第 30 節	教育再開計画	165
第 31 節	災害救助法の適用計画	167

第 4 章 災害復旧計画

第 1 節	公共施設の災害復旧計画	173
第 2 節	激甚災害の指定計画	175
第 3 節	民生安定計画	179
第 4 節	復興計画	182

第 1 章 総 則

第1章 総則

第1節 計画の方針

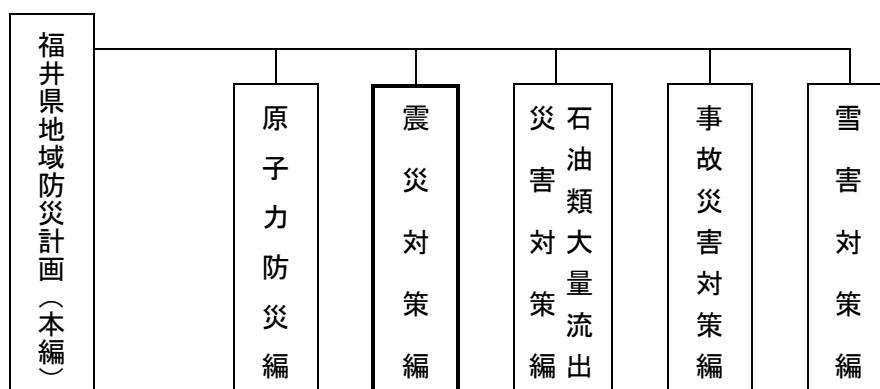
第1 計画の目的

この計画は、未曾有の大災害をもたらした阪神・淡路大震災の教訓をもとにして、福井県震災対策推進会議および福井県地震被害予測調査委員会からの報告、国の新防災基本計画ならびに県民の幅広い意見を受けて、本県において震災対策上必要な諸施策についての基本を定めるものである。

県民をはじめ、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関等が震災対策に向けての積極的、計画的行動と相互協力のもとで、それぞれが役割を分担しながら県民の生命、身体、財産を保護するためこの計画の推進を図るものとする。

第2 計画の性格

この計画は、地震が一般的に予知することが困難であり、その被害が突発的・広域的・火災等二次災害の発生といった特徴や社会的影響の大きさに鑑み、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき作成された「福井県地域防災計画」の「震災対策編」として福井県防災会議が作成する計画であり、この計画に定めのない事項については「福井県地域防災計画（本編）」に準拠するものとする。



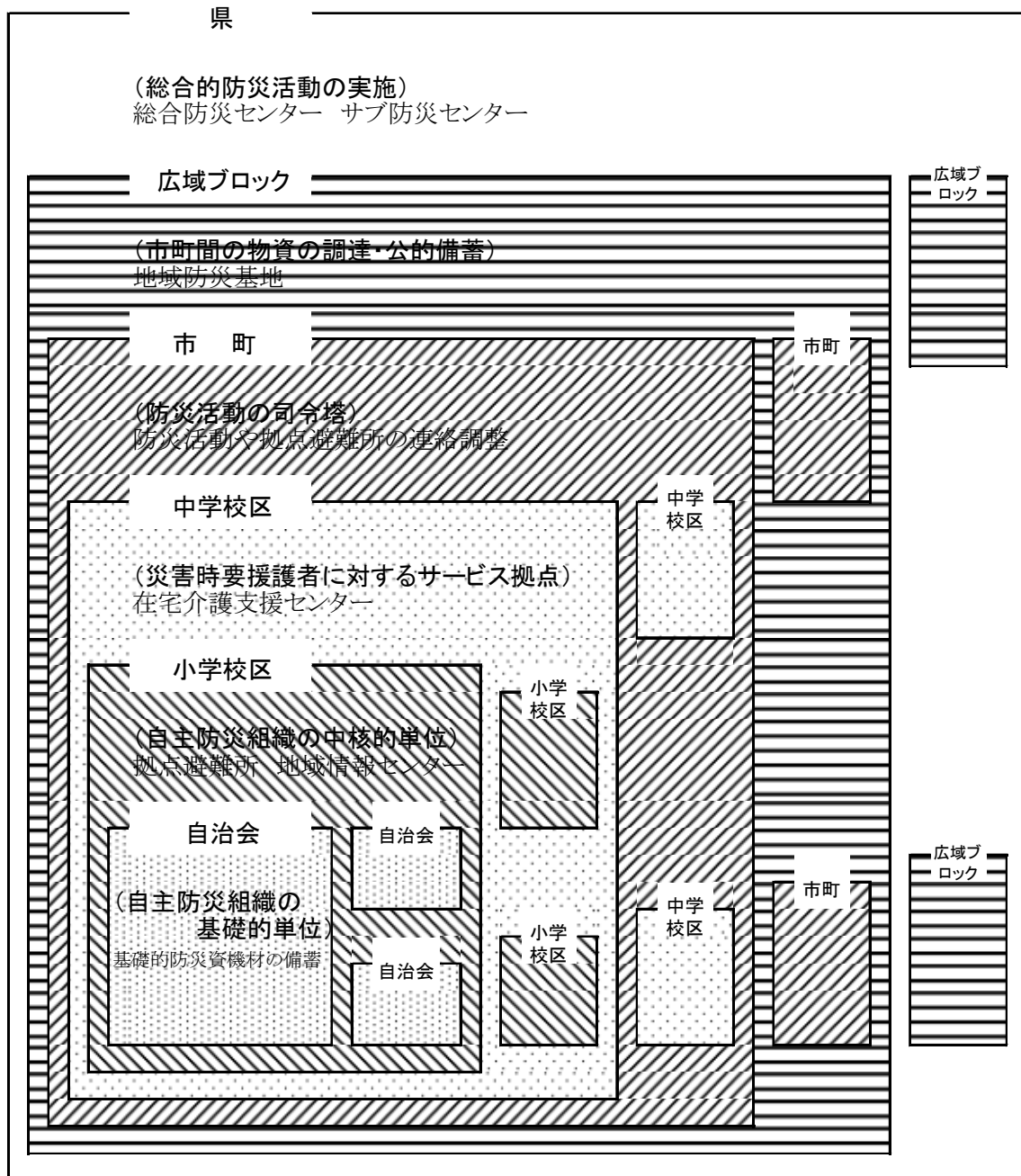
第3 計画の構成

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において県、市町、防災関係機関および県民等がとるべき地震にかかる災害対策を実施する際の基本体系としての構成を図ったものである。

第4 階層的防災生活圈構想の推進

自治会、小学校区、中学校区、市町、広域ブロック、県といった階層的な防災生活圈を設定し、それぞれの防災生活圈ごとに包摂する下位の防災生活圈を支援することにより、消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施する。

防災生活圏のイメージ



第5 細部計画および市町震災対策計画の作成

この計画に基づく諸活動を行う際に必要な細部の活動計画等については、必要に応じ県および防災関係機関においてあらかじめ定め、震災対策の円滑な推進に努めるものとする。

市町震災対策計画の作成にあたっては、この計画を基準とするものとし、特に必要な事項については各市町で具体的な計画を定めておくものとする。

また県および市町は、防災アセスメントおよび被害想定を推進し、地域の災害特性や災害危険性を地域防災計画に十分、反映させるとともに、必要に応じ、地区別防災カルテ等を作成し、きめの細かい防災対策の推進と地域住民の防災活動の活性化を図る。

第6 計画の習熟

この計画を円滑かつ的確に運用するため、県、市町および防災関係機関が平素から研究、訓練等の方法により計画の習熟に努めるとともに、この計画の内容について県民の十分な理解と協力が得られるよう広く普及を図り、この計画が住民の防災活動の指針として十分機能させるべく住民への周知徹底を図るものとする。

第7 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画の修正が行われた場合など、修正する必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

防災関係機関は、修正を必要とする場合は修正事項を福井県防災会議に提出するものとする。

第8 計画の進行

災害の軽減には、恒久的な災害対策と効果的対応が重要であることから、大地震を経験している福井県としては、その貴重な体験を風化させることなく、県、市町、防災関係機関および県民の防災に向けてのそれぞれの対策が積極的かつ計画的に進められるよう「安全で快適なまちづくり懇談会」を設置し、その取り組み状況を評価していくものとする。

第2節 各機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱

第1 各機関の責務

(1) 県

県は、県の地域ならびに県民の生命、身体および財産を地震ならびに津波災害から保護するため、本県の特性に配慮しながら地震に強い県土づくりの推進や防災体制の整備充実を図るほか、災害時においては、広域的、大規模な災害である場合や防災活動の統一的処理が必要な場合に、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および県民と連携を密にし、迅速な防災活動を実施するとともに、市町および関係機関の防災活動を援助し、調整を行う。

(2) 市町

市町は、市町の地域ならびに市町民の生命、身体および財産を地震ならびに津波災害から保護するため、地域の実情に沿いながら地震に強いまちづくりの推進や防災体制の整備充実を図るほか、地震発生時においては、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市町民、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体と連携を密にし、迅速な防災活動を実施する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を地震災害から保護するため、あらかじめそれぞれの地震防災体制の整備充実を図るとともに、地震発生時には、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県および市町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、あらかじめそれぞれの地震防災体制の整備充実を図るとともに、地震発生時には、自ら防災活動を実施するとともに、県および市町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から地震防災体制の整備を図るとともに、災害時には応急対策を実施する。

また、県、市町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 県民

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であることから、県民は、平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、地震発生時には自らの身の安全を守るよう行動する。

また、地震発生時には、初期消火の実施、近隣の負傷者や災害時要援護者の救助、県・市町の防災関係機関が行っている防災活動への協力など、防災への寄与に努める。

第2 処理すべき事務または業務の大綱

県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は防災に関しおおむね次の事務または業務を処理するものとする。

1. 県

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
福 井 県	(1) 福井県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育および訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災者の救護 (8) 災害応急対策および災害復旧資材の確保と物価の安定 (9) 災害時における交通、輸送の確保 (10) 災害時における文教対策 (11) 災害時における公安警備 (12) 被災産業に対する融資等の対策 (13) 被災施設の復旧 (14) 被災県営施設の応急対策 (15) 災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 (16) 市町が処理する事務、業務の指導、指示、あっせん (17) 義援金、義援物資の受入れおよび配分

2. 市町

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
市 町	(1) 市町防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育および訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災者の救護 (8) 災害応急対策および災害復旧資材の確保 (9) 災害対策要員の動員、借上 (10) 災害時における交通、輸送の確保 (11) 災害時における文教対策 (12) 被災施設の復旧 (13) 被災市町営施設の応急対策 (14) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (15) 義援金、義援物資の受入れおよび配分

3. 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 中部管区警察局 (福井県情報通信部)	(1) 管区内各県警察の指導・調整に関すること (2) 他管区警察局との連携に関すること (3) 関係機関との協力に関すること (4) 情報の収集および連絡に関すること (5) 警察通信の運用に関すること (6) 津波警報の伝達に関すること

2. 北陸総合通信局	(1) 電波の監理ならびに有線電気通信の確保 (2) 災害時における非常通信の確保
3. 北陸財務局 (福井財務事務所)	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会 (2) 地方公共団体の災害復旧事業の起債に係る貸付 (3) 地方公共団体に対する災害短期資金(財政融資資金)の貸付 (4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示 (5) 災害に関する財政金融状況の調査
4. 近畿厚生局	(1) 国立病院の避難施設等の整備と防災訓練の指導 (2) 災害時における国立病院収容患者の医療等の指示・調整 (3) 災害による負傷者等の国立病院における医療、財政、その他救助の指示・調整
5. 福井労働局	(1) 事業場における災害防止の監督指導 (2) 事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導
6. 北陸農政局 (福井地域センター)	(1) 国営農業用施設等の整備と防災管理 (2) 国営農業用施設の災害復旧 (3) 農地および施設の災害対策に関する県および本省との連絡調整 (4) 農地および農業施設の緊急査定 (5) 災害時における米穀および応急用食料等の確保と引渡
7. 近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	(1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備 (2) 国有林における予防治山施設による災害予防 (3) 国有林における荒廃地の復旧 (4) 災害対策用復旧用材の供給 (5) 林野火災の予防
8. 中部経済産業局	(1) 電気の供給の確保に係る指導・要請
9. 近畿経済産業局	(1) 防災関係物資の供給体制の整備 (2) 防災関係物資等の適正な価格による円滑な供給の確保 (3) 事業者の業務の正常な運営の確保 (4) 電気・ガス・工業用水道の供給の確保に係る指導・要請
10. 中部近畿産業 保安監督部	(1) 電気の保安の確保
11. 中部近畿産業 保安監督部近畿支部	(1) 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の防災についての保安の確保
12. 北陸地方整備局 (敦賀港湾事務所)	(1) 港湾区域内の直轄、港湾施設の整備ならびに防災施設の施行 (2) 被災港湾施設の災害復旧
13. 中部地方整備局 (岐阜国道事務所)	(1) 直轄国道の災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興
14. 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所、 足羽川ダム工事事務 所、九頭竜川ダム統合 管理事務所)	(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理 (2) 直轄公共土木施設の災害の発生防禦と拡大防止 (3) 国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 (4) 直轄公共土木施設の災害復旧 (5) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施
15. 中部運輸局 (福井運輸支局)	(1) 災害時における自動車運送事業者に対する運送協力要請

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 災害時における自動車の調達および被災者、災害必需物資等の運送調整 (3) 災害による不通区間における回輸送、代替運送等の指導 (4) 所轄する交通施設および設備の整備についての指導 (5) 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 (6) 災害時における貨物輸送確保にかかる内航海運事業に対する協力要請 (7) 特に必要があると認める場合の輸送命令
16. 大阪航空局 (小松空港事務所)	(1) 飛行場および飛行場周辺以外の航空災害の処理
17. 東京管区気象台 (福井地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。）、水象に関する予報及び警報・注意報の発表及び解除、ならびに台風・大雨・竜巻等突風に関する情報等の発表 (2) 前項について定められた関係機関等への通知および報道関係等の協力による公衆への周知 (3) 防災気象業務の整備強化 (4) 地震津波情報の発表 (5) 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報 (6) 地震に関する知識の普及および指導 (7) 地震災害防止のための統計調査
18. 第八管区海上保安本部 (敦賀海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海難の際の人命、積荷および船舶の救助ならびに災害における避難対策、救援物資輸送等の援助、排出油等防除等に関する指導 (2) 船舶交通の障害の除去および規制 (3) 海上衝突予防法および港則法の励行指導 (4) 沿岸水域における巡視警戒 (5) 海象の観測および通報
19. 中部地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集および提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

4. 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
自衛隊	(1) 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣

5. 指定公共機関および指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 電気通信関係機関 西日本電信電話株式会社 (福井支店) 株式会社エヌ・ティ・ティ ドコモ KDDI株式会社 (北陸総支社)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信施設（電気移動通信施設）の整備および防災監理 (2) 災害時における通信の確保 (3) 災害対策の実施と被災通信施設の復旧
2. 郵便事業株式会社 (各支店)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における郵便業務の確保 (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

3. 郵便局(株)北陸支社 (各郵便局)	(1) 災害時における郵便局の窓口業務の維持
4. 日本赤十字社 (福井県支部)	(1) 災害時における被災者の医療救護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の受付 (4) 支部備蓄の救援物資の配分 (5) 安否調査(外国人)
5. 電力関係機関 北陸電力(株) (福井支店) 関西電力(株) (原子力事業本部) (小浜営業所) 電源開発(株) (九頭竜電力所) 日本原子力発電(株) (敦賀発電所) (独)日本原子力研究 開発機構 (敦賀本部)	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災電力施設の復旧
6. ガス関係機関 (社)福井県エルピー ガス協会	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧
7. 鉄道軌道機関 西日本旅客鉄道(株) (金沢支社) 福井鉄道(株) えちぜん鉄道(株)	(1) 施設等の整備と安全輸送の確保 (2) 災害時における輸送の確保 (3) 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 (4) 被災施設の復旧
8. 自動車輸送機関 日本通運(株) (福井支店)	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資等の輸送 (3) 転落車輛の救出等
9. 中日本高速道路(株) (福井保全・サービスセンター) (敦賀保全・サービスセンター) 西日本高速道路(株) (福知山管理事務所)	(1) 道路および防災施設の維持管理 (2) 被害施設の復旧 (3) 交通安全の確保
10. 日本銀行 (福井事務所) (金沢支店)	(1) 災害時における現地金融機関の指導 (2) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施 (3) 災害時における損傷通貨の引換の引換え
11. 土地改良区	(1) 土地改良事業によって造成された施設の維持管理 (2) 災害復旧事業、湛水防除事業および各種防災事業の調査なら びに測量設計業務
12. 報道機関 日本放送協会 (福井放送局) 福井放送(株) 福井テレビジ ョン放送(株) 福井エフエム放 送(株)	(1) 県民に対する防災知識の普及と予警報等の迅速なる周知 (2) 県民に対する災害応急等の周知 (3) 社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力

福井新聞社 (株)日刊県民福井	
13. 福井県医師会	(1) 災害時における医療救護活動の実施

6. 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 農業協同組合	(1) 市町が行う被害状況調査および応急対策の協力 (2) 農作物の災害応急対策の指導 (3) 被災農業に対する融資、あっせん (4) 農業生産資材および農家生活資材の確保、あっせん (5) 農作物の需給調整
2. 森林組合	(1) 県、市町が行う被害状況調査および応急対策の協力 (2) 被災組合員に対する融資またはそのあっせん
3. 漁業協同組合	(1) 組合員の被災状況調査およびその応急対策 (2) 漁船、共同利用施設の災害応急対策およびその復旧 (3) 被災組合員に対する融資またはそのあっせん (4) 防災に関する情報の提供 (5) 県、市町が行う被害状況調査および応急対策の協力
4. 商工会議所 商工会	(1) 商工業者への融資あっせん実施 (2) 災害時における中央資金源の導入 (3) 物価安定についての協力 (4) 救助用物資、復旧資材の確保、協力、あっせん
5. 病院等医療施設 管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における病人等の収容、保護 (3) 災害時における負傷者等の医療、助産救助
6. 社会福祉施設 管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における利用の保護
7. 金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資
8. 学校法人	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 被災における応急教育対策計画の確立と実施 (3) 被災施設の災害復旧
9. 文化事業団体	(1) 県、市町等の応急対策等に協力
10. 危険物関係施設 の管理者	(1) 危険物施設の防護施設の設置 (2) 安全管理の徹底
11. 原子力施設の 管理者	(1) 原子力施設の防災管理 (2) 放射能災害対策の実施
12. 水上貯木場使用者	(1) 水上貯木場における流木防止対策の強化

第3節 福井県の地形・地盤、社会構造

第1 福井県の地形・地盤

本県は日本海に面した本州島のほぼ中央部に位置し、3大都市圏から近接の地にあるという地理的優位性を有している。

敦賀の北東方の国道8号杉津～365号栃ノ木峠を結ぶ短い線で本県は二分され、この線より北東部は嶺北地域、南西部は嶺南地域と呼ばれている。総面積は約4,190km²である。

嶺北地域は、加越・越美・南条山地で石川・岐阜両県と接し、それに西側で日本海に接する丹生山地を合わせて四周を山地で取り囲まれ、その地域の中央に越前山地がある。

九頭竜川、足羽川および日野川は、嶺北地域の山地に発し、九頭竜川中流域には大野・勝山盆地が、日野川中流域には武生盆地が形成されている。これら3河川は福井平野で合流し、三里浜砂丘北部で日本海に流入している。

県内最大の福井平野は、県の北部に位置し、東西約10km、南北約20kmの地域を占めている。平野の堆積層は、最深部で約300m強とみられる。足羽山、福井駅、丸山、原目裏山を結ぶ線には地下の山脈があると推定され、それより北の坂井平野で代表される地域と南の武生盆地とを区分すると考えられる。

嶺南地域の滋賀県、京都府に接する野坂山地、若丹山地など一連の山地は、丹波高地の一部に当たる。この高地は、北方で若狭湾に迫るリアス式海岸となっており、その間に平地は少ない。

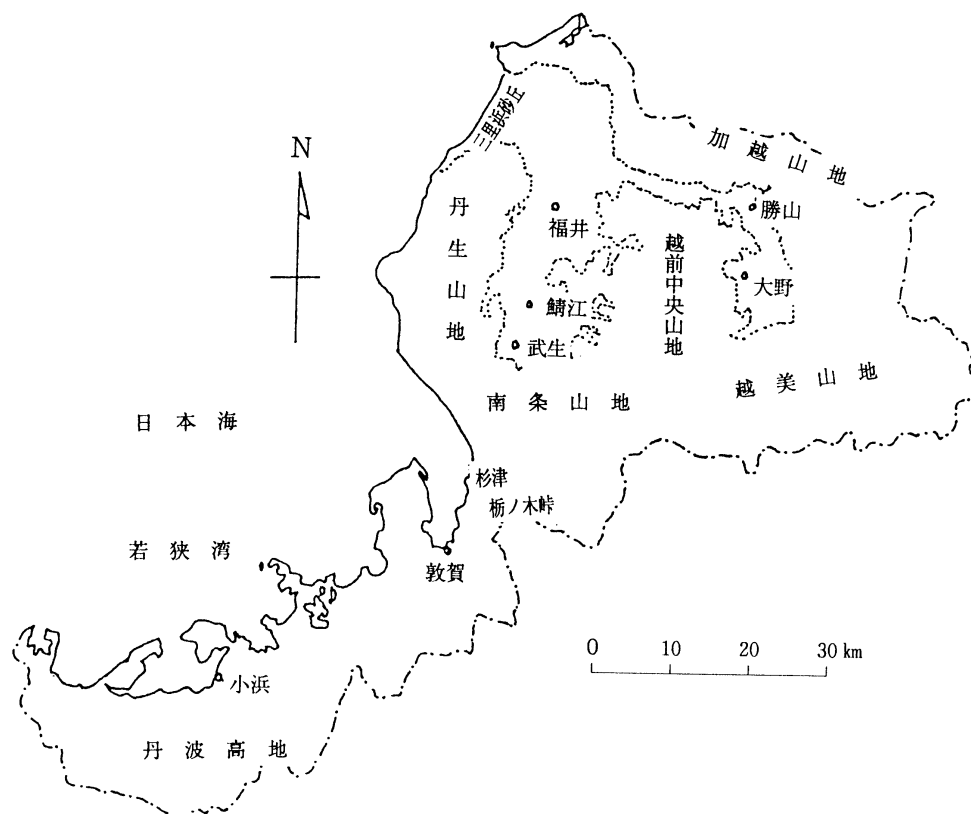
その中で比較的広いのが敦賀、小浜両平野である。これらの平野は、砂礫層と粘性土層から構成されている。

本県の平地部は、全部合わせても全県面積の約20%位であるが、その平地部に福井市をはじめ市部が集中している。

本県地形の特徴は、平地部はあくまでも平坦であり、山地との境界がかなり明確で、あたかも入江と島の間を思わせる状況になっていることであって、中間の丘陵部が乏しい。それで、地盤は、概ね堆積層より成る平地部と岩盤、その風化岩の山地部に二分されてしまう。

これが地震などの自然災害においても、明瞭にその違いが現れる所以である。過去の自然災害をみても、山地部の斜面崩壊・土石流、地震時における平地部の地盤の亀裂、噴砂水、震度の増大とその被害形態が明確に区分される。

下図は、福井県の地形概要を示すものである。



第2 福井県の社会構造

本県人口は約82万2千人、人口密度も196.1人/k㎡で、市部には人口が集中しているが、最大の福井市においても約25万2千人、740.5人/k㎡であって、東京都市部などの大都市圏と比べると、本県には特別な人口密集地域はない。

人口は、減少傾向にあるが、市部周辺の住宅地開発は進行している。県の総面積に占める都市計画区域の比率は23.2%である。

本県には、防災上の観点から配慮が必要な施設として、嶺南地域には原子力発電所、嶺北地域には石油備蓄基地が存在する。

交通体系は、鉄道・道路網ともに大体日本海岸に並行した形となっており、本州島を横断する地点は限られている。これは、災害応急・復旧対策において、いろいろな観点から考慮されるべきことであるが、一方で、嶺南地域に敦賀港、嶺北地域に福井港があることは、災害対策上有利な条件となる。

本県の生活体系も全国と同様、自動車の存在を基本条件に成立する方向に移行しており、県内の自動車保有台数は平成17年度現在で約63万台となっていることから、モータリゼーションに対応した震災対策をとっていくことが重要である。

また、本県においては、人口構造の高齢化が全国に比べて進んでおり、このため、災害時においては、高齢者や身体障害者などに対するきめ細かな配慮が必要となっている。なお、国際化の進展に伴う外国人の増加による災害時の意思疎通の困難さについても、考慮していく必要がある。

さらに、高度情報化の進展に関連して、通信の自由化に伴う通信事業者の多様化や携帯電話などの移動体通信の普及が著しいことから、これらを考慮した震災対策が必要となっている。

下表は、本県における過去10年の社会構造変化の比較である。

区 分	10年前	現 在	備 考
人 口	826,996人	821,592人	7.10.1現在 17.10.1現在
世 帯 数	246,911世帯	269,577世帯	7.10.1現在 17.10.1現在
都 市 計 画 区 域 総面積に占める都市計画区域の割合	97,190ha (23.2%)	97,310ha (23.2%)	6.3.31現在 17.3.31現在
宅 地 面 積	152km ²	169km ²	7.1.1現在 17.1.1現在
危 険 物 施 設 数	5,246施設	5,230施設	7.3.31現在 17.3.31現在
自 動 車 保 有 台 数	549,513台	637,459台	7.3.31現在 17.3.31現在
水道給水人口と普及率	780,136人 (94.5%)	790,904人 (96.2%)	7.3.31現在 17.3.31現在
都 市 ガ ス 供 給 世 帯 数	40,298戸	38,409戸	7.3.31現在 17.3.31現在
電 話 加 入 数	345,857台	281,958台	7.3.31現在 17.3.31現在

資 料 人口および世帯数：国勢調査
 都市計画区域面積：福井県の土木行政
 宅地面積：福井県の土地利用と土地対策
 危険物施設数：消防防災年報
 自動車保有台数：福井県統計年鑑
 水道給水人口、普及率：福井県統計年鑑
 都市ガス供給世帯数、普及率：福井県統計年鑑
 電話加入数：福井県統計年鑑

第4節 被害の想定

第1 想定地震

防災上、考慮すべき地震の想定には、必ずしも確定した方法がある訳ではない。

しかし、太平洋側の日本海溝に震源を持つ海洋性地震は、その規模M(マグニチュード)は大きいですが、福井県までは距離があり、現在注目されている東海地震においても、県内に及ぼす影響は内陸型の地震と比べると小さいものと推定されているため、災害予測には、過去において福井県に最も影響のあった福井地震および嶺南地域を中心とした被害を想定するための敦賀市付近を震源とする地震を想定した。

- 1 福井地震(1948年 M=7.1) : 嶺北地域に影響
- 2 敦賀断層地震(想定 M=7.2) : 嶺南地域に影響

第2 建物・火災および人的被害

(1) 建築物

嶺北型の福井地震では、約7万7千棟の木造家屋の大破が予測される。これは、県内の木造総棟数の約20%に当たる。その被害は平野部に集中するとみられ、県内の木造建築物の全棟数が約38万棟に増大していることもあって、昭和23年の福井地震の家屋大破約3万5千棟を上回ることになる。また、木造以外の建築物については、約9千棟の大破が予測される。これは、県内の木造以外の建築物総棟数の約11%に当たる。

一方、嶺南型の敦賀断層地震では、約2万5千棟の木造家屋の大破が予測される。これは、木造総棟数の約7%に当たる。また、木造以外の建築物については、約3千棟の大破が予測される。これは、木造以外の建築物総棟数の約4%に当たる。

今回の予測において昭和23年の福井地震時の建物被害数を上回るのは、一方で、福井地震の経験以後の建築基準法(昭和25年)の制定や数次にわたる改正、工法の改良などにより建築物の耐震性が向上したものの、建築物の戸数が大幅に増大したこと起因しており、全戸数に占める割合から見れば、昭和23年の福井地震時に比べ比率的にかなり減少していることがわかる。

また、その被害は、建築物の建築年代や地盤などの地域特性にも大きく左右され、加えて、降雪期には、屋根の積雪量によっては木造建築物の被害が大きくなることが予測される。こうしたことから、今後、地震が発生した場合、地域によって被害に差が生じたり、同一地域でも個々の家屋で、その被害に大きな差異が出る可能性がある。

(2) 火災

地震に伴う火災による被害は、季節、気象および時間帯等で大きく変わってくる。

想定は、冬期(17~18時)および春期または秋期(15~16時)の2つのケースとした。

福井地震については、冬期で約1万7千棟、春・秋期で約1万1千棟となる。敦賀断層地震については、冬期で約5千百棟、春・秋期で約2千8百棟となる。この違いは、主に延焼が予想される出火点数の差である。

(3) 人的被害

死者は、家屋の大破と焼失棟数に係る。福井地震では、冬期で約4千3百人、春・秋期で約3千8百人となる。敦賀断層地震については、冬期で約1千百人、春・秋期で約9百人となる。

また、県の人口が昭和23年の約73万人から約83万人へと増加しているにもかかわらず、冬期の最悪時推定でも昭和23年の福井地震の死者3千7百人を大きくは上回らない。

これは、昭和23年の福井地震の経験による建物の不燃化および都市構造の改善、変化によるものであると考えられる。

り災者は、福井地震で約14万人、敦賀断層地震で約6万人と確定される。

第3 ライフ・ライン等

ライフライン等の被害については、現在、想定を見直しており、その最終報告を待つて再度、追加、修正を加えることとし、ここでは、福井県地震被害予測調査報告（平成7年度）で示されたライフラインや交通施設など、その他の被害についての考察に基づき、その被害状況を示す。

(1) ライフライン

●電力施設の被害状況

地震動と液状化の激しい地域では、電力施設の被災により停電が生じ、被害の軽微な地域から順に復旧するような状況が考えられる。送電鉄塔の被害は少ないであろうが、福井地震では、丹南地域以北の福井平野で、敦賀断層地震では敦賀平野を中心として多くの電柱の倒壊、折損も生じ、変電所が被災することも考えられる。

●ガス施設の被害状況

都市ガス施設は、地震動と液状化の激しい地域に被害が発生し、ガス管の破損が推測される。LPガス施設は、震度7となる地域で転倒、パイプの切断などが生じるが、爆発や出火などは少ないものと考えられる。

●上水道の被害状況

震度6以上となる地域で管の損壊が発生し、特に、液状化のみられる地区では、管路の浮き上がりなどの被害が発生することが考えられる。兵庫県南部地震では、上水道などの古い継手に被害が集中しており、継手の年代と分布を考慮する必要がある。

●下水道の被害状況

地震動と液状化の激しい地域を中心に被害が発生し、処理場、ポンプ場が被災することも考えられる。

●電話の被害状況

電力施設と同様な地域で被害を受けると考えられる。復旧は比較的スムーズではあるが、発生直後は輻辳や混乱が生じることも考えられる。

(2) 交通施設

●道路の被害状況

激しい地震動と液状化の発生により、福井地震では福井平野低地部の道路で、敦賀断層地震では敦賀周辺の道路で被害が発生し、落橋が発生することも考えられる。

福井地震では、九頭竜川、日野川、足羽川にかかる橋梁が落橋などにより使用不能となることが考えられ、また、敦賀断層地震では、敦賀周辺の北陸自動車道、国道8号、国道161号が液状比等により被災することが推測される。

●鉄道の被害状況

地震動と液状化の激しい地域を中心に、盛土等が被害を受け、橋梁に被害が発生することも考えられる。

●空港の被害状況

滑走路に亀裂や段差などの被害が発生すると考えられるが、応急的な措置により、仮復旧され则认为られる。

●港湾の被害状況

福井地震では三国方面の港で、敦賀断層地震では敦賀周辺の港で、液状化の発生により護岸が被災するところもあると认为られる。

(3) 河川の被害

液状化の発生などにより、福井地震では福井平野の堤防のかなりの箇所で、敦賀断層地震では敦賀平野の堤防のかなりの箇所で、沈下・亀裂の発生や若干の浸水の可能性も认为られる。

昭和23年の福井地震の後には、洪水による被害が生じており、地震による二次災害の問題の一つとして、今後検討すべき重要な課題である。

第4 津波被害

この被害想定に用いた2つの地震は内陸型であり、津波の発生は考えられない。そこで、これまで本県に到来した最高津波高に高潮の影響を加えて、津波高の想定を2.5mとした。

その結果、本県の海岸沿いのほとんどの市町で一部浸水域が生じ、約7千人、2千2百世帯が影響を受けるものの、家屋の流失はないと予測される。

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 計画の方針

地震による災害から県民の生命、身体、財産を守るためには防災関係機関の職員は勿論のこと、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、県民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することや、地域の人々が互いに助け合うという意識と行動が大切である。

このため県をはじめとする防災関係機関は、防災広報、防災教育等の機会を通じ、県民の防災意識の高揚に努める。

第2 防災知識普及計画

(1) 県民に対する防災知識の普及

県および市町は、県民の防災意識の高揚を図るため、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、県民に対する社会教育などを通じて、地震に対する関心を高め、防災知識を普及させる。

① 普及の方法

- ア 県の広報媒体の活用
- イ 講習会、研修会等の開催（災害時要援護者にも十分配慮する。）
- ウ 報道機関を通じた広報
- エ 防災知識啓発行事の開催
- オ 防災週間に合わせての防災訓練の実施
- カ 住用地震防災手引き等の配布
- キ 県民運動としての地域的取組みの推進
- ク メールマガジンの携帯電話等への発信

② 普及の内容

- ア 地震、津波に関する一般知識
- イ 平常時の心得（非常持出品の準備）
- ウ 2～3日分の水・食糧等の備蓄
- エ 緊急地震速報のしくみと利用の心得
- オ 地震発生時の心得
- カ 各機関の震災対策
- キ 地震災害事例
- ク 本県における被害想定
- ケ その他必要な事項

(2) 防災関係職員の防災研修

防災業務に従事する職員に対し、震災時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、職員動員等の非常対応マニュアルを活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。また、専門的な人材の育成確保を図ることが重要であることから、研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等人材育成を体

系的に図る仕組みを構築する。

① 研修の方法

- ア 講習会、講演会等の開催
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 防災活動手引書等の配布
- エ 訓練による実践的研修

② 研修の内容

- ア 県地域防災計画（震災対策編）およびこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 震災の特性
- エ 防災知識と技術
- オ 防災関係法令の運用
- カ その他必要な事項

(3) 学校における防災教育

① 児童生徒に対しての防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の修得等を図る。

- ア 学校教育における震災知識の指導
- イ 震災訓練の実施
- ウ 学校行事等における指導

② 教職員に対して防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。

(4) 自動車運転者等に対する防災教育

県警察本部は自動車の運転者および使用者に対し、地震発生時における自動車の運行措置について各種講習会等により防災教育を実施する。

(5) 防災上重要な施設の管理者等の防災教育

県、市町および防災関係機関は防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や地震時の防災教育を実施する。

(6) 事業者等に対する防災知識の普及啓蒙

県は、事業者等が防災活動を円滑に実施できるよう、市町および事業者団体、地域団体等を通じて防災計画の作成を指導する。

(7) 災害時要援護者に対する防災知識の普及

災害時要援護者に対する防災知識の普及については、本章第7節「災害時要援護者震災予防計画」によるものとする。

第3 防災意識調査の実施

県は、県民の震災対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等を必要に応じ実施する。

第2節 自主防災組織育成計画

第1 計画の方針

地震発生時に、行政と住民および事業所が一体となって災害対策活動に取り組み、被害拡大を防止するため、県および市町は、地域および事業所等における自主防災組織の育成・強化を図る。

第2 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織化の推進

自主防災組織は、防災コミュニティを構成する最も重要な組織であり、小学校区を中心に地域の実状に応じ、自治会活動に防災活動を組み入れることや婦人団体、青年団体等その地域で活動している組織の活動に防災活動を組み入れることにより、早期にその組織化を図る。

① 平常時の活動

- ア 防災関係機関と住民との間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立する。
- イ 防災意識の普及啓発を図る。
- ウ 防災訓練（避難誘導、初期消火、救出救護等）を実施する。
- エ 火気使用設備器具等の点検を指導する。
- オ 防災用資機材等の早急な整備および点検を実施する。
- カ 住民が非常食・救急医薬品等を常時、備蓄するよう指導する。
- キ 住民参加のもとで地域ぐるみの安全点検を実施する（町内防災点検の日）。

② 災害発生時の活動

- ア 地域内の被害状況および必要な情報を収集し、市町等に通報する。
- イ 防災関係機関からの災害に関する情報を地域住民に伝達する。
- ウ 被災者の救出救護にあたる。
- エ 各家庭に対し、出火防止を呼びかける。
- オ 出火した場合は、一致協力して初期消火にあたる。
- カ 傷病者、障害者、老人等の災害時要援護者にも十分配慮し、地域住民の避難誘導にあたる。
- キ その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

(2) 県、市町の措置

① 自主防災組織づくりの推進

市町は、自主防災組織づくりを早急に推進する。

県は、自主防災組織活動マニュアル等を作成するとともに、自主防災組織の育成強化について市町を支援指導する。

特に「防災とボランティアの日、週間」における啓発行事を実施するなど自主的な防災活動の普及に努める。

② 自主防災組織の防災リーダー育成

県および市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成する。

③ 自主防災組織への助成

市町は、自主防災組織による初期消火活動等を迅速・効果的に行うために必要な可搬式動力ポンプや耐震性貯水槽（防火水槽）等の施設整備、防災資機材を早急に整備する。

第3 事業所等における自衛消防組織

(1) 活動内容

事業所等は、それぞれの防災計画に基づき、平常時および災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。

また、事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

① 平常時の活動

ア 防災関係機関と事業所等の間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立するとともに、地域との連携を強化する。

イ 従業員等に対し、防災教育を行う。

ウ 防災訓練を実施する。

エ 火気使用設備器具等の点検を実施する。

オ 消防用設備等の整備、点検を実施する。

② 災害発生時の活動

ア 事業所内で災害が発生した場合は直ちに防災関係機関に通報する。

イ 地域における防災活動に積極的に協力する。

ウ 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。

エ 避難誘導措置をとる。

オ 負傷者の救出救護にあたる。

カ その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

(2) 県、市町の措置

特定の危険物等を取り扱う事業所および多数の者が利用する施設等については、消防法により消防計画を作成し、自衛消防組織を設置することが義務付けられているが、それ以外の組織についても自衛消防組織の設置を推進することとし、県および市町は指導に努める。

また、県や市町は、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率の向上や事業者等の事業継続計画（BCP）策定に向けての市町および商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化のため、リーダーの育成等に努める。

第4 自主防災組織と自衛消防組織の連携

県および市町は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

第3節 ボランティア活動支援計画

第1 計画の方針

震災時には、行政のみによる防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティア等による活動が重要であることから、ボランティア活動体制の整備等の支援を行うことにより、円滑なボランティア活動の実施を図る。

第2 災害ボランティア活動の推進

県は、災害ボランティア活動の推進に係る基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めた福井県災害ボランティア活動推進条例に基づき、災害ボランティア活動を総合的かつ計画的に推進する。

第3 ボランティア活動への支援および広域応援体制の整備

(1) ボランティア意識の醸成

県は、さまざまな活動を行うボランティアの育成を図るため、福井県災害時ボランティア登録制度を広報し、その普及に努めるとともに、県民に対し電子メールその他の各種広報媒体による情報提供を行う。

また、「防災とボランティアの日」、「防災とボランティア週間」において啓発行事を実施し、ボランティア活動の普及に努める。

(2) ボランティア活動への支援

県は、福井県災害ボランティア活動基金を活用し、活動に必要な知識、技能等についての研修会等の開催、コーディネーター、リーダー等の要請、資機材等の整備を図る。

また、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点に提供するなどの支援を行う。

(3) ボランティア活動体制の整備

県は、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、ボランティア団体等との協働による組織体制を整備するとともに、県内外のボランティア団体等との連携強化を図る。

第4節 避難対策計画

第1 計画の方針

地震および津波から人命の安全を守るため、避難路の点検、避難場所の整備を行い、震災時における迅速かつ適切な避難誘導を行う体制の整備を図る。

第2 避難場所の指定

市町は、耐震性建築物および空き地等を調査し、避難場所をあらかじめ指定する。

なお、避難場所の指定に当たっては、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮し、港湾・漁港やヘリコプターの緊急離着陸場との調整を図りながら、必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図る。

避難所は次の表の各地域ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努める。

地域	施設・設備
自治会	町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄。
小学校区	小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。
中学校区	老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを災害時要援護者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄（二次避難所）。

第3 避難路等避難誘導体制の整備

市町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、避難路をあらかじめ指定し、避難標識や案内板を計画的に整備し、避難誘導マップ等を作成し、住民に対して周知徹底を図る。

避難誘導に当たっては、警察、消防、自主防災組織の協力を得ながら、避難道路の要所に誘導員を配置するなど、高齢者や障害者あるいは旅行者等にも配慮した避難誘導体制の確立を図る。

第4 避難所運営体制の整備

(1) 県は、市町における避難所の円滑な運営を図るため、行政側の管理運営体制、避難者の自治体制、施設管理者の支援体制のあり方について、あらかじめ定める。

(2) 市町は、災害発生後速やかに管理運営体制を構築するため、避難所の維持管理体制および災害発生時の要員の派遣方法をあらかじめ定める。

(3) 避難者の自治体制

市町は、避難所運営の円滑を図るため、運営の中心となる自主防災組織等の組織と協議し、予定される避難所ごとに事前に避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する。

(4) 施設管理者の支援体制

避難所施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力するほか、運営の支援を行う。

第5 避難所情報通信体制の整備

(1) 避難所へのパソコン設置

県、市町等は、避難所、医療救護所の予定施設として、小中高校や公民館、病院や健康福祉センター、保健センター等に設置されているパソコンの端末化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。

(2) オペレーターの確保および常設ネットワーク化

端末パソコンのオペレーターの確保、育成の面から、小中高校でのカリキュラムあるいは課外活動など教育システムに組み込み、避難所設置時のオペレーターを育成する。

さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。

第5節 防災訓練計画

第1 計画の方針

地震災害に備えて応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう隣接市町など他の自治体等との連携にも配慮した訓練や図上訓練の実施、あるいは災害の原因や規模、降雪等の気象条件など幅広い想定に基づく訓練の実施など、防災関係機関の連携体制を強化するとともに、住民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関が住民その他関係機関の協力を得て震災に関する各種の訓練を実施する。

第2 防災訓練の実施

(1) 総合的防災訓練

県、市町その他防災関係機関および住民が一体となり、地震災害を想定した消火訓練、避難訓練等の総合的な防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、実施内容を点検し、新たな実施項目を追加するなど、防災総合訓練の充実強化を図る。

また、県は訓練マニュアルを作成する。

(2) 広域合同防災訓練

広域的な応援協力を前提とする市町域や県域を越えた総合的な広域合同防災訓練を定期的実施する。

(3) 関係機関との合同訓練等

自衛隊、海上保安部等に対する派遣要請等が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の分野ごとに、要請手順、連絡方法・窓口、連絡班の受入れ・活動拠点等を取り決めておくこととし、これらに基づく通信訓練や図上訓練等を含めた合同防災訓練や定期協議を実施する。

(4) 水防訓練

県および市町水防管理団体は水防活動の円滑な遂行を図るため、津波予警報等の伝達、各水防工法等の水防訓練を実施する。

(5) 消防訓練

消防関係機関は、震災時における災害規模、災害事情に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常招集、火災防御、救助等の訓練を実施する。

(6) 避難訓練

地震災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、病院、青少年教育施設、事業所、交通機関等においてあらゆる状況を想定した避難訓練を実施する。

(7) 救助救護訓練

県および市町等災害救助実施機関は、地震災害に際し、迅速かつ的確な救助、救護を行うため、救出、医療助産、炊き出し、給水、物資輸送等の訓練を実施する。

(8) 災害情報連絡訓練

震災時において、県、市町等防災関係機関相互間および住民への災害情報連絡の迅速かつ的確な実施を図るため、災害情報連絡訓練を適宜実施する。

(9) 通信連絡訓練

震災時において、有線通信系統が不通となり、または利用することが著しく困難になった場合、北陸地方非常通信協議会の構成機関に要請し、それぞれの機関が所有する無線局によって、県と市町または県と防災関係各機関との通信確保のための訓

練を実施する。

(10) 非常招集（参集）訓練

防災関係機関は応急活動に必要な職員を迅速かつ確実に招集（参集）できるように適宜訓練を実施する。

(11) 海上保安訓練

海上保安機関は津波が発生したことを想定し、救助訓練等を実施する。

(12) 航空偵察訓練

県および防災関係機関は、応急活動を実施するために必要な情報を収集できるよう航空偵察訓練を実施する。

(13) 自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練

県および市町は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう合同訓練の実施について指導助言を行う。

第3 防災訓練に関する普及啓発

県防災総合訓練や市町、事業所等による防災訓練の参加者となる住民に対して、県や市町の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

第4 訓練のための通行規制

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止または制限する。

第5 災害時要援護者に対する配慮事項

災害時要援護者に対する配慮事項については、本章第7節「災害時要援護者震災予防計画」によるものとする。

第6節 飲料水、食糧品、生活必需品等の確保計画

第1 計画の方針

地震発生時における住民の生活を確保するため、飲料水、食糧品、生活必需品等の備蓄・調達体制を確立する。

第2 個人備蓄の推進

県および市町は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、県民に対し、2、3日分の食糧、飲料水等の備蓄および非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の常備について普及および啓蒙を図る。

第3 県および市町の備蓄

市町は、各避難所または自治会単位に、生命および生活を維持するために必要な飲料水、食糧、毛布、日用品、資機材等を分散備蓄する。

県は、県内における広域的な対応を図るとともに市町が行う備蓄を補完するため、生命および生活を維持するために必要な飲料水、食糧、毛布、日用品、資機材等を広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄する。

最低限備蓄すべき物資の品目および数量は、次のとおりとする。

	飲料水	食糧	毛布
県	58,000リットル	58,000食	19,400枚
市町村	116,000リットル	116,000食	38,600枚

第4 必要物資調達体制

(1) 関係業界団体等との協定締結

県および市町は、食糧、日用品、資機材など生活を維持するために最低限必要な緊急物資の調達について、関係業者の能力や実績を勘案し、あらかじめ関係業界団体等と協定を締結する。

(2) インターネットメールの活用

避難所における必要物資を把握し、県と市町および市町間において、不足している必要物資の融通を図るため、県、市町間のインターネットメールシステムの整備、運用方法を検討し、ネットワークによるシステムづくりを推進する。

(3) 物資調達のマニュアル化

必要物資の種類、品目や数量、調達先や連絡先および連絡方法を明確にするなどマニュアル化を図る。

(4) 事業者団体等との連携

農林水産物、畜産物、林産物の被災地への供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売・輸送業者等との連絡体制の整備を図るとともに、定期的に在庫量把握等の情報収集を行う。

第5 給水のための対策

県、市町および水道事業者は、水道施設が被害を受けたときの緊急用水の確保のため、市町を主体として避難所に緊急ろ水装置や貯水槽の整備を行うほか、地下水を利用するにあたっての水質条件等のガイドラインを設定するとともに、道路融雪装置用井戸水等を利用した施設整備を研究する。

また、緊急用水の供給のため、給水車の整備を促進する。

第7節 災害時要援護者震災予防計画

第1 計画の方針

地震発生時には、地域住民の多くが何らかの被害を被ることがあるが、中でも、高齢者、障害者や外国人などの災害時要援護者は特に大きな影響を受けやすい。そのため、災害時要援護者に配慮した震災対策を推進する。

第2 高齢者、障害者に配慮したまちづくり

(1) 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障害者の社会参加の基盤となる生活環境の改善について、地域社会全体として推進するため、「福井県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障害者に配慮したまちづくりを進める。

(2) 避難路の整備および確保

社会福祉施設等から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保を図る。

また、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時用の避難誘導システムの導入を促進するよう検討する。

第3 災害応急体制の整備

(1) 社会福祉施設等の耐震化

県および市町は、社会福祉施設管理者を対象とした施設の耐震改修の促進についての講習会を開催するなど、耐震化について指導を行う。

また、社会福祉施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐震化を図る。

(2) 社会福祉施設の災害応急体制

社会福祉施設の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定める。

(3) 地域ぐるみの救護体制の整備

災害時要援護者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。

市町は、防災関係機関、福祉関係機関、自主防災組織等との連携の下、災害時要援護者に関する情報（住所、情報伝達体制、必要な支援内容）を、個人情報保護に配慮した上で、平時からデータ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「避難支援プラン」という。）を整備するよう努めるものとする。

県は、福祉関係機関等と連携し、市町における避難支援プランの整備が円滑に進むよう支援する。

市町と福祉関係機関、防災関係機関、自主防災組織等関係機関は、相互に協力し、平時から避難支援プランの登録情報の更新や避難訓練を行うなど、災害時要援護者に関する適切な支援を行うよう努めるものとする。

なお、災害時要援護者に関する情報は、プライバシーの保護の観点から慎重に取り扱うものとする。

また、市町は、震災時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の災害時要援護者の介護体制（二次避難所の設置を含む。）を整備する。

(4) 避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、災害時要援護者の利用を考慮して施設の整備に努めるものとする。

また、市町は、病院、社会福祉施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の避難所（一時的な避難場所を含む）への活用について、管理者の理解が得られるよう努めるものとする。

(5) 福祉避難所の指定および周知

市町は、災害時要援護者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、福祉避難所という。）をあらかじめ指定し、災害時要援護者を含む地域住民に周知する。

なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された老人福祉センターおよび特別支援学校等の施設を指定する。

第4 情報連絡・伝達設備および体制の整備

災害時要援護者に対する情報連絡・伝達設備および体制については、要介護高齢者、視覚障害、聴覚障害、肢体障害等、災害時要援護者の特性にあわせ、「避難支援プラン」を作成する中で整備を図るものとする。

また、災害時要援護者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送および文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図る。

さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保する。

第5 防災知識の普及

(1) 災害時要援護者に対する防災知識の普及啓発

県は、市町と協力して、漫画、ビデオの手法を取り入れることや外国語版など災害時要援護者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。

(2) 社会福祉施設および事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や災害時要援護者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

第6 防災訓練における配慮事項

県および市町は、防災訓練を実施する際、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第7 災害時要援護者に対する震災対策の配慮

県および市町は、各震災対策を講じるに当たっては、災害時要援護者のための二次避難所の確保など災害時要援護者に配慮する。

ア 災害時要援護者の安否確認や必要な支援の内容の把握

イ 生活支援のための人材確保

ウ 障害の状況等に応じた情報提供

エ 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食糧を必要とする者に対する当該食糧の確保、提供

オ 避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布

- カ 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
- キ 避難所または在宅の災害時要援護者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入れ要請の実施（二次避難所の設置を含む。）

第8節 医療救護予防計画

第1 計画の方針

震災は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、応急医療体制の整備が極めて重要であり、初期医療体制、後方医療体制および広域的医療体制の整備を図る。

第2 医療救護活動体制の確立

(1) 初期医療体制の整備

市町は、救護所の設置、救護班の編成、出動について地元医師会と協議して、あらかじめ計画を定めるとともに、自主防災組織等の軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定める。

県は、市町からの要請があったとき、または必要があると認めたときに、市町との連携のもと、医療救護所の設置、医療救護班の派遣を行うための計画をあらかじめ定める。

この場合において、救急病院等を医療救護所の拠点と位置付け、建物の耐震構造の強化、医薬品の備蓄体制の整備を指導する。

県は、災害が発生した際に、救出・救助部門と合同して、災害現場で速やかに救命活動を実施する体制の導入について検討する。

(2) 後方医療体制の整備

県は、救護所では対応できない重傷者等を収容するため、災害拠点病院等を後方支援病院と位置付け、重篤患者の受入れ施設の確保体制の整備を促進する。

また、県立病院は、後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たる。

(3) 広域的応急医療体制の確立

広域的応急医療体制を確立するため、医療救護班の派遣、患者の受入れ、連絡体制等災害時の広域的な医療体制を整備する。

このため、医師会、公的病院等で構成する福井県地域医療推進会議を開催し、本県における医療救護システムのあり方や県、市町、関係機関・団体等のネットワーク化について検討を行う。

(4) 医薬品等の確保

県は、災害直後に必要となる麻酔、消毒薬、包帯などの一次医療医薬品等の備蓄について、医薬品等卸売業者等と協定を締結している。

今後、救護班および後方医療機関の行う医療活動実施のために必要な医薬品および衛生材料等を円滑に供給できる体制の整備を図る。

(5) 医療施設の耐震化

県および市町は、医療救護の拠点となる医療施設について、地震時にその機能と安全性を確保するため、耐震性の点検・強化の指導、補強建て替えの促進を図る。

(6) 医療救護所間の情報通信体制の整備

県、市町等は、医療救護所の予定施設として、病院や健康福祉センター、保健センター等に設置されているパソコンの端末化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。

こうした端末のオペレーターの確保、育成の面から、医療関係者に対する広報を進める。

さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネッ

トワークを開設する。

そのほか、震災が発生した際には県外への情報発信が重要であることから、県が実施しているインターネットへの情報提供事業において、県外、国外に向けた被災情報の発信を図る。

第9節 地震に強いまちづくり計画

第1 計画の方針

県および市町は、防災空間の整備等都市防災の総合的な推進を図り、地震に強いまちづくりに努める。

第2 地震に強いまちづくりの推進

(1) 都市防災構造化対策事業計画の策定推進

県は、地震発生時における県民の生命、身体の安全確保を図るために必要な避難場所・避難路、防災空地等の都市の防災施設を計画的に整備するための「都市防災構造化対策事業計画」のガイドラインを早急に作成するとともに、都市計画区域を有する市町に対して計画の策定を指導する。

また、市町はこのガイドラインに従い都市防災構造化対策事業計画を策定し計画の推進を図る。

(2) 都市防災の推進

県および市町は、市街地再開発事業や地区計画などを活用し、積雪時にも配慮しながら既存市街地の耐震性、耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業の実施により災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。

① 市街地再開発の推進

県および市町は、低層の木造住宅が密集した市街地において、細分化された宅地の統合、耐震・耐火建築物の建築および公園・緑地・広場・街路等の公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を総合的に行い、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努めるため、市街地再開発事業を推進するとともに、地区住民に対する指導・助言を積極的に行う。

② 土地区画整理事業の推進

県および市町は、幹線街路・区画街路や公園緑地等公共空地の適正な配置および防災に配慮した街区規模による宅地造成など、災害に強いまちづくりのため土地区画整理事業を推進する。

(3) 建築物の不燃化

① 防火地域、準防火地域等の指定

容積率400%以上の商業地域において防火地域の指定を推進するとともに、建ぺい率80%以上の商業地域、近隣商業地域において準防火地域の指定を推進し、市街地の延焼防止を図る。

② 公営住宅の不燃化推進

既存の公営住宅は、逐次耐火構造に建て替える。

第3 防災空間の整備

(1) 都市公園の整備

県および市町は、災害時の避難場所あるいは防災帯としての機能を有する都市公園の整備を推進する。

(2) 都市緑地等の整備

県および市町は、緩衝、避難等の用に供する都市緑地および街路樹の整備を推進する。

(3) 道路空間の整備

- ① 広域的な防災体制および地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を行う。
- ② 幹線道路については、災害時においては、災害時の緊急物資輸送ルート、避難ルート等としての機能を考慮し整備する。
- ③ 幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な避難を考慮し整備する。

(4) 河川空間の整備

県および市町は、河川敷にヘリポート、緊急用道路、船着場等の整備を図るとともに、消火用水の確保用施設や防災拠点施設および震災時の避難場所となる河川公園等を整備し、震災時の利用を図る。

(5) 港湾空間の整備

国、県、市町は、港湾背後市街地内での避難地と連携して、港湾区域内に避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、市町とともに避難地や緊急物資の保管用地として震災時の利用を図る。

第4 地震に強い県土づくり推進体制の整備

県は、震災対策についての進捗状況の評価し、災害に強いまちづくりについて、幅広い観点から意見を交換するため、「安全で快適なまちづくり懇談会(仮称)」を早急に設置する。

第5 被災宅地危険度判定士の養成

県は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減および防止ならびに被災宅地の円滑な復旧に資するための被災宅地危険度判定士を養成する。

第10節 火災予防計画

第1 計画の方針

地震発生時には、同時に多くの火災が発生し、時間、季節等によっては、さらに延焼し、大規模災害となる可能性がある。

県および市町は、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の強化および消防水利の整備等を図る。

第2 出火予防対策

(1) 一般家庭に対する指導

- ① 県および市町は、地震時における火災防止思想の普及に努める。
- ② 市町は、一般家庭に対し、地震発生時の火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。

(2) 立入検査の強化

市町は、消防法に規定する立入検査を、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する。

(3) 防火管理者制度の確進

市町は、消防法第8条の規定に基づき、選任されている防火管理者に対し、震災時における消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(4) 消防設備保守体制の充実

- ① 市町は、事業者等に対し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。
- ② 県は、消防設備士に対し、消防用設備等に関する技術の進歩に対応した資質を備えさせるため、消防設備士講習を定期的実施する。

第3 延焼予防対策

(1) 消防力の強化

① 総合的な消防計画に基づく消防活動体制の整備

市町は、初動および活動体制を確保するため、防災活動の拠点となる消防庁舎等の耐震化ならびに消防機動力、消防緊急情報システムおよび個人装備等の整備を早急に進める。

② 避難地・避難路周辺等の安全確保

市町は、避難地・避難路等周辺の安全確保および初期消火体制を確保するため、地域防災計画に定める避難地を対象に計画的に防火水槽・耐震性貯水槽の設置および可搬式動力ポンプを配備し、地域住民の安全確保を図る。

③ 消防団活動体制の整備強化

地域の消防防災活動の担い手である消防団の加入促進をはじめとする活性化を推進するとともに、災害が発生した場合における地域の初動体制の確立のため、消防団における警防活動の基準を定めるほか、消防団の機動力の強化、各種装備品の充実や消防団拠点施設の設置を図る。

④ 防火水槽等消防水利の整備

ア 消防水利の不足地域および消火活動が比較的困難な地域を重点に、消防水利（消火栓、防火水槽）を整備し、消防活動体制の整備強化を図る。

イ 消防水利の整備にあたっては、消火栓のみに偏ることなく、耐震性を有する貯水槽の設置を促進するほか、水道管の耐震化を推進するなど、消防水利の耐震化を促進する。

ウ 各消防機関は、地下水（融雪用地下水等）、河川、池、水路等の自然水利の効果的な利用方法について、各施設管理者と調整を行い、利用方法を構築し、整備確保を図る。

⑤ 消防応援体制の整備

市町は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合に備えて、県内外の市町が応援を行う「縣市町消防相互応援協定」および「大規模災害消防応援実施計画」に基づく応援体制を早急に整えるとともに、受援体制の整備を図る。

⑥ 消防広域化基本計画の策定

県は、地震等大規模な災害が発生した時に、県内いずれの地域においても県民の期待と信頼に応える高度な消防防災機能を発揮できるように、消防の広域再編を計画的かつ円滑に進め、消防の対応力の強化を図っていく「消防広域化基本計画」を策定する。

(2) 一般建築物の不燃化

県および市町は、震災時に予想される火災の延焼を阻止し、最小限の被害に止めるために、一般建築物の不燃化を図る。

① 木造の建築物について屋根の不燃措置および外壁の延焼防止措置等建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

② 不特定多数の人の用に供する火災荷重の大きい建築物、火災発生危険度の大きい建築物および危険物の貯蔵または処理の用に供する建築物について耐火建築物または準耐火建築物とするなど、建築物の不燃・耐火化について、建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

③ 不特定多数の人の用に供する特殊建築物、3階以上の建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物、無窓建築物および火気使用室等は、その壁、天井の仕上げについて、不燃材料等を使用するよう建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

第 1 1 節 土砂災害防止計画

第 1 計画の方針

地震発生時および発生後の降雨による山地崩壊、地すべり、急傾斜地の崩壊等地盤に係る土砂災害を防止するため、危険区域等の実態を把握し、必要な施策を講ずる。

第 2 治山・治水対策

地震に伴う山地崩壊から住民の生命および財産を保護するため、治山・治水対策工事の計画的な実施等の対策を講ずる。

- ① 治山ダム、砂防ダム工事
- ② 山腹工事
- ③ 排水工事
- ④ 落石、なだれ防止柵の設置等

第 3 急傾斜地対策

地震に伴う急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊対策工事の計画的な実施等の対策を講ずる。

第 4 地すべり対策

地震に伴う地すべりから住民の生命および財産を保護するため、地すべり防止工事の計画的な実施等の対策を講ずる。

第 5 規制区域および対策施設の管理

県は、それぞれの法令の規定により、災害を助長または誘発する原因となる行為の制限を行うため、砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域（以下、規制区域とする）や保安林において、行政パトロール等により現状を把握し、対策施設の点検を行い、変状が確認された場合は改善策を講じる。

第 6 警戒避難体制の整備

市町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発令・伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。

特に、警戒区域内に社会福祉施設、病院、幼稚園等の災害時要援護者関連施設があるときには、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに予警報の伝達方法を定めるものとする。

（1）規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の周知

市町は、地域防災計画に規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区を掲載し、関係住民に周知を図る。

（2）情報の収集および伝達体制の整備

県は、地震発生後の地盤条件等が変化し、通常よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなるため、土砂災害警戒情報の暫定基準を福井地方気象台と連携してあらかじめ設定するものとする。

県および市町は、雨量計や警報装置等の整備に努めるものとする。また、インターネット等を活用し、土砂災害警戒情報、気象情報、雨量情報等の伝達体制を整備する。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(3) 避難勧告等の発令基準の設定

市町は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民への避難勧告等の発令基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

(4) 土砂災害ハザードマップ等の作成

市町は、土砂災害警戒区域や避難経路、避難場所の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するものとする。

(5) 自主防災組織の育成

市町は、災害情報の収集および伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、住民の協力を得て、自主的な防災組織の育成に努めるものとする。

第 1 2 節 浸水防止計画

第 1 計画の方針

地震が発生した場合、河川の被害として堤防の沈下、亀裂等が生じ、地震の発生時期が河川の増水期と重なった場合には、被害は甚大なものになると予想されることから、大規模地震による河川施設等の損壊に伴う浸水被害を防止するため、施設の点検・調査、整備等を行う。

第 2 危険箇所点検調査および情報連絡体制の整備

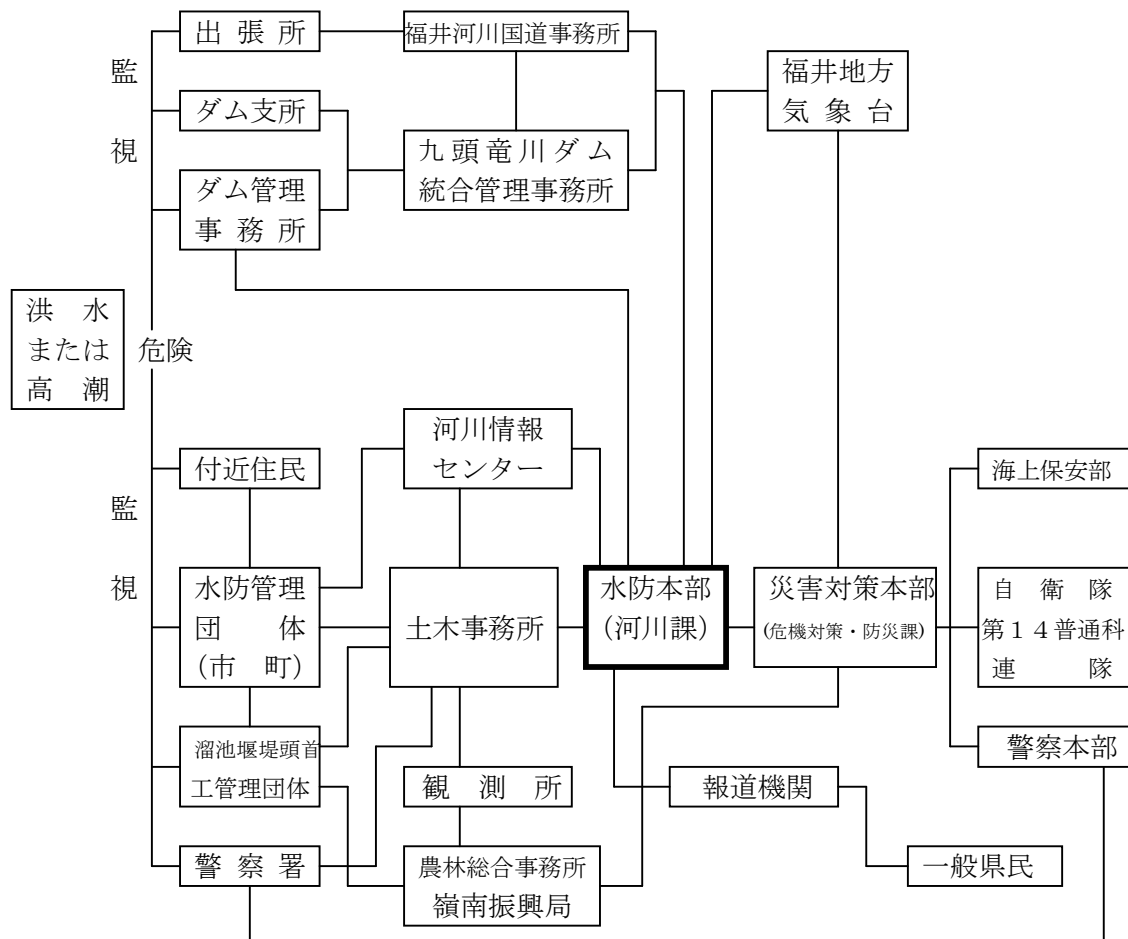
(1) 危険箇所の調査

施設管理者は点検マニュアルを整備し、定期的にパトロールを実施し、危険箇所の点検調査を行う。

(2) 情報連絡体制の整備

次の系統図に従い、円滑かつ迅速な情報連絡が行えるよう関係機関は連携を密にする。

水防体制および出水警報系統図



第3 水防施設等の整備

- (1) 河川管理者は河川水位および雨量等の観測施設の整備を図るとともに、テレメーター化を推進する。
- (2) 水門、堤防等水防上重要な施設の管理者は、各施設の耐震性を向上させる。
- (3) 溜池の点検結果に基づき、整備を行う。
- (4) ダム施設の管理者は施設の耐震性を向上させる。
- (5) 県および水防管理団体は水防活動に必要な資機材の整備を図るとともに、常に計画的な点検整備を行い、補充等に努めるものとする。

第4 危険箇所の周知

施設の管理者は危険箇所を速やかに関係地方公共団体へ報告する。

第5 浸水対策事業の計画的施工

- (1) 河川総合開発事業
 - ア 治水ダム建設事業
 - イ 多目的ダム建設事業
- (2) 河川改修事業
 - ア 直轄河川改修事業
 - イ 広域基幹河川改修事業
 - ウ 都市基盤河川改修事業
 - エ 総合流域防災事業
- (3) ため池等整備事業
 - ア 老朽ため池の整備
 - イ 用排水施設整備
- (4) 農業用河川工作物応急対策事業
- (5) 防災ダム工事

第13節 津波災害防止計画

第1 計画の方針

福井県では、遠浅の海岸線が多いため、大きな津波災害の可能性は少ないと考えられるが、津波と高潮が重なるという最悪の場合も想定し、津波災害の防止を図る事業を実施するとともに、警戒避難体制の整備、強化に努める。

第2 海岸保全区域の指定

海岸法の規定に基づき、津波の被害から防護すべき海岸区域を、海岸保全区域として指定し、保全区域内の維持管理に万全を期する。

第3 警戒避難体制の整備

(1) 津波情報等の伝達体制の整備

① 伝達協力体制の整備

ア 各防災関係機関は、「地震・津波情報等の伝達計画」に定める伝達経路および伝達手段を再確認し、常に関係団体等の協力が得られるよう連携を密にする。

イ 各防災関係機関は、休日、夜間、休息時等における津波情報の伝達を確実にするため、要員の確保等の防災体制を強化する。

ウ 津波情報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関合同の津波情報伝達等の訓練を実施する。

② 津波情報伝達施設の整備

沿岸市町長は、住民等に対する津波情報等の伝達手段として、同報系による市町防災行政無線の整備を推進するとともに、海浜地への津波情報伝達の範囲拡大を図るため、広報車、サイレン、半鐘など多様な通報・伝達手段の確保を図るものとする。

(2) 津波に関する知識の普及啓発の実施

① 津波に関する知識の内容

沿岸市町は、津波に関する次の事項等について、沿岸地域に限らず、全住民の共通意識として定着するよう、あらゆる機会を通じて周知徹底させる。

ア 津波警報が発表されたとき、または津波警報が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸および河口部付近から離れ、急いで安全な場所に避難すること。

イ 津波警報等が解除されるまでは警戒を続けること。

ウ テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等を通じて津波に関する情報を入手すること。

② 普及の方法

ア 海浜地への立看板の設置

イ パンフレット、チラシ等の作成

(3) 津波監視体制の整備

津波による災害を防止するため、沿岸市町長は震度4以上の地震を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波情報の収集に努め、津波による浸水が発生すると判断したときは、直ちに海浜にいる者、海岸付近の住民に避難のための立ち退きを指示し、生命、身体の安全を図るものとする。

また、あらかじめ定めておく監視場所、監視担当者により安全性を確保して津波監視を行うものとする。

この場合において、市町は地域防災計画に監視者、監視場所、監視情報の伝達方法をあらかじめ定めておくものとする。

(4) 津波避難対策

津波から人命の安全を守るため、沿岸市町は、避難所を指定する際には、津波災害を考慮するとともに、第3章第9節「避難計画」に定めるところにより、津波発生時において、迅速かつ円滑な避難対策を実施する。

第4 海岸保全事業等の施工

(1) 海岸保全事業

① 農地海岸保全

農林水産省農村振興局の要保全海岸においては、防波堤、離岸堤等侵食工法を実施するとともに、高潮対策必要区域の調査に基づき、高潮対策工を実施する。

② 漁港海岸保全

農林水産省水産庁所管の要保全海岸においては、海岸保全施設の整備を行う。

③ 林地海岸保全

農林水産省林野庁所管の保安林指定地域においては、林地保全施設の整備を行う。

④ 港湾海岸保全

国土交通省港湾局所管の要保全海岸においては、海岸保全施設の整備を行う。

⑤ 建設海岸保全

国土交通省河川局所管の要保全海岸においては、海岸保全施設の整備を行う。

(2) 河川、河口の津波対策

河川管理者は各所管の河川管理施設の整備を行う。

第14節 建築物災害予防計画

第1 計画の方針

地震に対する建築物の安全性を高めることにより、震災時の被害の発生を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

第2 建築物耐震診断体制

(1) 耐震性の確保についての基本的考え方

建築物等の耐震設計の方法は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は以下による。

- ・人命に重大な影響を与えない。
- ・機能的に重大な支障が生じない。

なお、耐震性の確保には、耐震設計のほか、機能の代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

(2) 耐震診断体制の整備

県は、建築物の耐震性を強化していくために必要となる耐震診断体制を整備するため、診断判定の指標、判定ランクを活用し、県内における耐震診断技術者の育成や耐震診断判定体制を確立する。

① 診断判定の指標、判定ランクの活用

耐震診断を実施する際に必要となる福井県の構造耐震判定指標と、診断結果の評価を行う判定ランクを活用し、診断体制を整備する。

② 県内における耐震診断技術者の育成

耐震改修に関する各種講習会を開催し、早急に技術者の育成を図るとともに、講習会の受講者を登録する。

③ 耐震診断判定体制の確立

統一的な耐震性能の判定を行う耐震診断判定体制の確立を図るため、早急に耐震診断判定委員会を設置し、耐震診断の結果と耐震補強計画の判定業務を行う。

(3) 建築物の耐震改修の促進

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、多数の者が利用する一定の建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めるほか、県および建築主事を置く市町は、多数の者が利用する一定の建築物の耐震診断および耐震改修について必要な指導および助言ならびに指示等を行うものとする。

第3 応急危険度判定体制

(1) 応急危険度判定士の養成

県は、建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした判定士養成講習会を実施し、受講者を登録することにより、早急に判定士の養成に努める。

(2) 応急危険度判定体制の整備

県は、判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、国、近隣府県、県、市町で相互に緊密な連携を図るとともに、ボランティアとしての活動体制も含め、建築物の応急危険度判定を目的とした制度の確立に努める。

第4 公共建築物

(1) 防災上重要な建築物の指定

災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示および安全な避難場所の確保が要求される。

県および市町は、これらの活動を円滑に進めるために、次の施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保を図り、崩壊防止に努めるものとする。

県における防災上重要な建築物

- ① 病院（県立病院）
- ② 学校（県立学校）
- ③ 災害時要援護者が利用する福祉施設
- ④ 庁舎（本庁舎、合同庁舎、土木事務所、健康福祉センター、警察庁舎）

市町における防災上重要な建築物

- ① 災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校、社会福祉施設等
- ② 災害時に避難誘導および情報伝達、救助等の防災業務の中心となる庁舎、消防署、出先庁舎等

(2) 防災上重要な建築物の耐震性強化

① 既設建築物の耐震診断の実施

県および市町は、「防災上重要な建築物」に指定された施設等について福井県建築物耐震改修促進計画に基づき計画的に耐震診断を実施する。

② 既設建築物の耐震改修の促進

県および市町は、耐震診断の実施により補強が必要と認めたものについては、福井県建築物耐震改修促進計画に基づき当該建築物の重要度を考慮して順次、耐震改修を実施する。

③ 新設建築物の耐震・耐火構造化・地盤調査の実施

県および市町は、新耐震設計基準による建築を徹底する。

(3) 県におけるその他の建築物

県における防災上重要な建築物以外の建築物についても、県は施設管理者としての責務および建築物の耐震改修の促進に関する法律等の主旨に基づき、耐震診断やその結果に応じ補強工事を実施する。

第5 一般建築物

県および建築主事を置く市町は、震災時における個々の建築物等の安全性を高めるため、次の対策を講ずる。

(1) 既存建築物の耐震性の向上

既存建築物の耐震診断、改修を促進するための基本方針、普及啓発および講習会の実施などを定めた福井県建築物耐震改修促進計画に基づき、既存建築物の計画的な耐震改修を図る。

また、耐震性向上に関する一般住民向けのパンフレットを活用し、耐震診断・改修必要性等について普及啓発を図るとともに、相談窓口を早急に開設し、相談業務や技術者の紹介を行う。

(2) 特殊建築物等における定期報告制度の活用

一定規模以上の特殊建築物およびエレベーター、エスカレーター、特定の建築設備の所有者（または管理者）に対し、定期的に、資格者が調査および検査した結果の報告を求め、耐震診断、耐震改修の実施についての指導助言を行い、併せて外壁落下物改修、防火改修の実施が必要な場合は、それらの改修事業の実施など、防災上必要な助言、勧告等を行う。

(3) 防災立入査察による防災診断の実施

特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについては、特に査察を実施し、その結果に応じて改修等必要な助言、勧告等を行う。

(4) 建物維持保全計画書の作成指導

(2)の定期報告を要する建築物の所有者または管理者に対し、建築物の維持保全に関する計画書を作成させ、これに基づく適切な処置を指導する。

なお、関係団体の協力を得て、講習会等を実施することにより、適切な維持保全の重要性の啓蒙普及に努める。

(5) 木造住宅の耐震性向上の促進

木造住宅に関する自己点検を促進するため、パンフレット等を配付するほか、住まいに関するイベント等で各種展示や耐震診断、補強方法、家具の転倒防止等の相談を行う窓口を開設するなど、耐震性向上に関する知識の普及啓発を行う。

また、耐震診断の促進を図るため、昭和56年5月以前に建設された木造住宅の耐震診断、耐震改修等に要する費用の一部に対し助成する制度を創設する。

第6 その他の構造物

(1) ブロック塀の倒壊防止対策

① ブロック塀築造に対する指導の強化

県および市町は、ブロック塀を新設または改修しようとする者に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

② ブロック塀調査に基づく既存ブロック塀に対する改修指導

県および市町は、通学路等を中心にブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握に努めるとともに、危険箇所の改修について必要な助言、勧告等を行う。

③ 県民に対する知識の普及

県および市町は、県民に対し、ブロック塀の安全点検および耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法および補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

(2) 落下物対策

県は、窓ガラス、看板その他地震時における落下物の実態調査に基づき策定した改修指導計画により、危険箇所の改修等必要な助言、勧告等を実施する。

なお、実態調査および改修指導は、容積率の限度が400%以上の地域内における建築物で地階を除く階数が3以上のものに対し、以下の対象物について実施したものである。

調査および改修指導の対象

- ① 建築物からの突出物
- ② 建築物の突出部
- ③ カーテンウォール等

- ④ PC板等
- ⑤ 窓ガラス
- ⑥ ガラスブロック等
- ⑦ 石張り等
- ⑧ タイル張り等
- ⑨ ウィンド型クーラー等

(3) 家具等の転倒防止対策

住宅・事務所等の建築物内に設置されている家具等の地震時における転倒・移動による被害を防止するため、その適正な対策・転倒防止方法等についてわかり易いパンフレットを市民に配布し、普及啓発を図るとともに、防災技術指導者（防災マイスター）を早急に養成し、適切な指導助言等を行うなど、家具等の耐震安全性の確保を図る。

(4) アーケードの安全対策

県は定期的の実態調査を行い、腐食等の進行が激しいものを中心に改修等必要な助言、勧告等を行う。

(5) 崖地近接住宅の安全対策

県または市町は、建築基準法第39条に基づき、「災害危険区域」を指定するほか、崖地付近における住宅等の建築制限の実施および既存住宅の移転等を促進する。

第15節 交通施設災害予防計画

第1 計画の方針

各交通施設の事業者および管理者は、地震時の交通システムを維持するため、各施設等の耐震設計や陸海空を通じた交通ネットワークの充実などによる耐震性の強化および被害軽減のための諸施策を実施するとともに、県、市町等との連絡体制を整備し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずるものとする。

第2 鉄道施設

鉄道事業者は、高速大量輸送の中核を担う鉄道の安全対策を推進することによって、旅客の安全と輸送体制の確保に努める。

(1) 西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社管内）の措置

西日本旅客鉄道株式会社が定める「災害時運転取扱手続」に沿って、「金沢支社災害時の運転取扱準則」により、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関および関係自治体との連携について定める。

① 施設・設備の耐震性の確保

ア 周期的な構造物の健全度調査により下記事項を行う。

- (ア) 橋梁の維持補修
- (イ) 法面、土留の維持および改良強化
- (ウ) トンネルの維持、補修および改良強化
- (エ) 建物設備の維持修繕
- (オ) 通信設備の維持

イ 地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。

② 防災資機材の整備および要員の確保

- ア 社内での防災資機材（モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、防災桁）の整備を図るとともに、民間企業から緊急に協力が得られるような体制を整える。
- イ 社内および関連業者の災害業務に従事する技術者および技能者の技術および技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。

(2) えちぜん鉄道株式会社の措置

① 施設・設備の耐震性の確保

ア 駅舎

改築を行う場合は簡易耐火以上の耐火を図る。あわせて、消火器等の設置を促進する。

イ 盛土、切上

巡回により異状があれば防護工事を施工する。

ウ 構造物

要注意構造物を中心に巡回を行い、危険箇所の補修等を行う。

② 防災資機材の整備および要員の確保

ア クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。

イ 重機械類、その他必要な資機材、要員の確保体制の整備を図る。

(3) 福井鉄道株式会社の措置

- ① 施設・設備の耐震性の確保
 - ア 新設、改修時には、耐震性を考慮した設計を行う。
 - イ 重要な橋梁については随時点検し、落橋防止等の対策を講ずる。
- ② 防災資機材の整備および要員の確保
 - ア モーターカー、トラック、ジャッキ、発電機、レール、まくら木、電線類等は、非常用を含め常時整備する。
 - イ 重機械類その他必要な資機材については、関係の民間企業等から緊急に協力が得られるような体制を整備する。
 - ウ 常に「緊急時における職員の非常招集体制」を整備し、要員の確保を図る。

第3 道路施設

各道路管理者は、広域的で質の高い防災体制の確立と、地域内の確実な避難、救急活動を確保するため、災害に強い道路網の整備に努める。

(1) 道路等の整備

道路管理者は、震災時における道路機能の確保のため、所管道路での計画的な補強等の対策を推進する。

また、広域的、地域的な防災体制の確立を目的とした道路網についてもあわせて整備する。

① 幹線道路網の整備

交通網の中核である幹線道路を緊急輸送ルートとして活用するため、福井県広域道路整備基本計画に基づき、高速自動車道と一体となった幹線道路網の整備を推進するほか、地域的な防災体制の確立のため、市町と基幹道路および市町と防災上拠点となる都市、防災上拠点となる都市間のそれぞれを連結する幹線道路網等について、被災時の代替性にも考慮しながら整備を推進する。

② 補助幹線道路網の整備

補助幹線道路および区画道路の整備により、幹線道路とのスムーズな連結を図る。

③ 避難誘導路の確保

防災上必要な地域においては、歩道等の整備による避難誘導路の確保を図る。

④ 道路の防災補修工事

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所および路体の崩壊が予想される箇所等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事を早急を実施する。

⑤ 橋梁等の整備

橋梁等の耐震性の向上を図るため、点検マニュアルに基づき定期的に地震に対する安全性について点検を実施し、これに基づき必要な補修を行う。

橋梁等の耐震基準については、当面は「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用し、耐震点検調査や補修等対策工事を行い、今後新設する橋梁については、上記仕様または今後国において示される新たな基準に基づき整備を行う。

また、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

⑥ トンネルの整備

震災時におけるトンネルの安全の確保のため、所管のトンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定してトンネルの整備を推進する。

⑦ 横断歩道橋の整備

震災時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋について、本体と階段の取付部を中心とした耐震点検調査を実施、補修等対策が必要なものについて整備を推進する。

(2) 道路啓開用貸機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材を関係の民間企業等から緊急に協力が得られるよう体制づくりに努める。

第4 港湾施設等

港湾管理者・漁港管理者は、震災時における緊急物資および避難者の海上輸送基地として機能できるよう、施設の安全性および耐震性の強化を図る。

また、施設の安全確保のため、点検調査を行う

第5 空港（公共用ヘリポート）施設

震災時における救援機関の受入れ基地や医薬品その他救援物資等の緊急輸送基地として空港の果たす役割を踏まえ、空港施設の耐震設計について、現在国において検討が行われている新たな基準に基づき十分な点検・管理を行い、必要な補強対策を講ずる。

第16節 通信および放送施設災害予防計画

第1 計画の方針

地震が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止および放送電波の確保を図るため、各機関ごとに万全の予防措置を講ずる。

基幹的な通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの多重化などにより耐震性の確保に努める。

第2 県防災行政無線（防災情報ネットワーク）

県は、地震が発生した場合に予想される各種の災害による通信連絡の途絶を防止するため、県防災行政無線を地上系および衛星系の2ルート化とし、市町、消防本部など防災関係機関との確実な通信連絡回線を確保している。また、防災行政無線設備は、地震に備え、耐震構造とするとともに、耐震工法による機器の設置など予防対策を講じている。

また、緊急通信機能、県庁統制局の補完機能、衛星通信による情報伝達機能などを有する機動性のあるマルチメディア車として衛星車載局を導入している。県防災行政無線を有効に運用することにより災害に対し万全の予防措置に努める。

(1) 巡視点検の強化

巡視点検の際には、機能点検にとどまらず、無線設備の固定状況や周辺の環境状況を確認し、必要に応じて適切な措置を行う。

(2) 通信訓練の実施

被害を想定した情報伝達の訓練ならびに幹線系、端末系および衛星系の通信途絶を想定した通信訓練を実施し、統制操作、回線復旧方法を早急に確立する。

(3) 新技術の採用

通信技術の進歩に柔軟に対応し、災害情報を迅速でかつ的確に収集、配信するのに必要な緊急通信手段の多様化を図る。

第3 市町防災行政無線

災害時に被害の軽減を図るには、市町から住民に対して迅速かつ確かな情報の伝達が必要であることから、市町防災行政無線の未整備市町は、早期に同報無線および地域防災無線等の積極的な導入に努めるものとする。

また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備に努める。

第4 電気通信設備

N T T 西日本福井支店およびN T T ドコモ北陸は、地震が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、発災時から復興期までの段階ごとの非常時業務マニュアルに基づき通信の途絶防止および災害復旧対策の確立に努める。

(1) 現況

① 通信用建物

耐震・耐火構造の建物設計を行い、地震に起因する火災、浸水等の二次災害防止のため、防火扉、防水堤等を設置している。

② 所内設備

ア 建物内に設備する電気通信機器は、振動による倒壊、損傷を防止するため、支持金具等による耐震措置を行っている。

イ 非常用予備電源として、蓄電池および発動発電機を設置している。

③ 災害対策用機器

ア 通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するために、災害対策用無線機、移動無線車等を配備している。

イ 所内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するために、非常用可搬型デジタル交換装置と衛星通信車載局を配備している。

ウ 災害時等の長時間停電に対して、通信電源を確保するために移動電源車を配備している。

エ 所外通信設備が被災した場合、応急措置として各種応急用ケーブル、災害対策用機器等を配備している。

(2) 実施計画

① 災害を未然に防止するため、電気通信施設の建物内外の巡回点検による施設の補強等の予防対策を行う。

具体的には、準備警戒体制として下記の措置を実施する。

ア 情報連絡体制の強化

イ 応急復旧用機器等の点検整備

ウ 措置計画の点検確認

エ 設備記録類の点検確認

オ 被災危険設備の補強および防護

カ 回線等の応急措置の準備

キ 復旧体制の確立

② 公共機関等、重要な通信を確保するため、ケーブルの分散使用を行う。

③ 架空ケーブルは、地震による二次災害（火災）に比較的弱いので、地中化の望ましい区間は県・市町等と連携した地中化を推進する。

④ 交換機相互間を結ぶ通信経路の分散化を推進する。

第5 放送施設

日本放送協会福井放送局、福井放送㈱、福井テレビジョン放送㈱および福井エフエム放送㈱は、地震災害が発生し、または発生するおそれのある場合における放送電波の確保を図るため、あらかじめ定められた計画により、放送設備、局舎設備等について各種予防措置を講じ、災害報道の確保に万全を期する。

(1) 平常時の措置

① 地震災害に備えて、各種放送設備のほか、戸棚等備品についての耐震対策（固定化）を実施する。

② 非常用資機材および消耗品等を定量常備する。

(2) 警戒時の措置

災害発生時には、次の設備について整備、点検を行う。

① 電源設備

ア 自家発電装置の点検・試運転、燃料および冷却水の確保

イ 蓄電池の点検・充電

ウ 電力会社に対する受電線確保要請

② 給排水設備

ア 給排水・消火ポンプの点検整備、燃料補給

イ 構外設備の補強、緊急資材の配置

- ウ 保有水の把握、管理
- ③ 中継・連絡回線
 - ア NTT西日本に対する回線確保および代用線の要請
 - イ 非常用受信機、自営無線回線設備の点検・整備
- ④ 放送設備、空中線設備
 - ア 非常用放送装置の緊急点検・整備
 - イ 送受信空中線の緊急点検・補強、予備空中線材料等資材の確保

第17節 電力施設災害予防計画

第1 計画の方針

電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。

第2 安全化対策

(1) 電力施設の耐震性の強化

予測地震動、施設の重要度を考慮した上で、各種基準に基づく耐震設計を行う。

また、現在進められている全国規模における検討状況および関係法規の改訂等を踏まえ、必要に応じて対策を検討する。

① 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準等に基づいて行い、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

② 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準などに基づいて設計を行う。

③ 原子力発電設備

原子炉施設の耐震設計は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に基づいて設計し、想定されるあらゆる地震力に対しても、原子炉を安全に停止し、冷やし、放射性物質を閉じ込める機能が十分に保たれるよう耐震性を持たせる。

④ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行い、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

⑤ 送配電設備

地震による被害を受けやすい軟弱地盤等にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

ア 架空電線路

地震力の影響は、氷雪、風圧および不平均張力による荷重に比べ小さいので、これによる設計とするが、耐震性能を明確にしておく。

また、山崩れや建物崩壊による被害を受けにくい地点の選定に努める。

イ 地中電線路

大きな地盤移動の発生が予想される地域での地中線施設は避ける。

それ以外の地域であっても軟弱地盤や液状化の可能性の大きいところではできるだけ避けて施設する。

また、一旦被災するとその復旧はガスや水道以上の期間を要することを十分考慮して施設するものとする。

- ⑥ 通信設備
主要通信系統の多ルート化を促進するとともに、通信機器の分散配置等に努める。
- (2) 電気施設予防点検の実施
電気施設が常に法令に定める技術基準に適合するよう維持することならびに事故の未然防止を図るために、それぞれの設備実態等に応じ定期的に巡視点検および検査を行う。
- (3) 災害対策用資機材等の確保および整備
 - ① 災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保と整備点検を行い、災害発生時の応急資機材の確保のための備蓄場所の検討や融通方法を決め、指導のガイドライン等により備蓄促進を行う。
 - ② 災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに車両等の輸送力確保に努める。
 - ③ 各電力供給機関等と電力融通ならびに災害対策用資機材・復旧要員等の相互融通体制を確立する。
- (4) 通信連絡施設の整備
災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じて無線伝送設備、有線伝送設備および通信電源設備について、整備点検を行う。
- (5) 各種防災訓練の実施
各電力会社は従業員に対し、防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため防災訓練を実施する。
- (6) 非常時動員、応援体制の確立
発生時期・時間帯、規模、距離等災害の状況を考慮にいたした発災時から復興期までの段階ごとの非常時業務マニュアルを事業者ごとに早急に作成、あるいは見直しを行う。

第18節 ガス施設災害予防計画

第1 計画の方針

都市ガス事業者および液化石油ガス事業者は、地震時のガス設備の被害の軽減対策の実施、ガスによる二次災害を未然に防止するために設備の耐震性の点検調査の実施等安全性確保対策を進める。

第2 都市ガス

(1) 施設の安全化対策

施設、設備の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規ならびに建築学会、土木学会の諸基準および日本ガス協会基準に基づいて行う。

① 製造施設

ア 施設の重要分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上および安全性を確保する。

イ 緊急遮断弁、防消火設備、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。

② 供給施設

ア 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて入替、もしくは補強を行う。

イ 緊急時には、二次災害の発生を防止するため、球形ガスホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、中圧導管内のガスを工場内有水ガスホルダーへ緊急減圧を行う。

ウ 導管については、鋼管工事の拡大や球状黒鉛鋳鉄管への切り替えを行うとともに、耐震性のある接合方法の採用を推進する。

エ ガスによる二次災害の防止と復旧活動迅速化のため、供給状態の安定度や地盤条件を考慮して低圧導管網のブロック化を行う。

オ 一般家庭における感震器内蔵のマイコンメータの設置を促進し、地震発生後の漏洩事故の防止を図る。

③ 通信施設

ア 無線回線の整備

イ 可搬型無線回線の整備

ウ 災害時優先電話の指定

(2) 震災訓練の実施

地震発生時の災害応急活動を迅速確実に遂行するため、通信連絡体制の確立、要員の動員体制の確認等を目的とした訓練を行う。

また、非常時を想定した緊急時措置訓練（設備の緊急停止訓練、停電対策訓練等）、消火訓練（消防機関の指導）および緊急連絡訓練、保安規程等に基づく各種事故処理訓練等の防災基本訓練ならびに防災総合訓練を定期的実施する。

(3) 広報活動の充実

ガスによる二次災害を防止するため、平素から需要家に対し、次の事項について周知を図る。

① 元コックの閉止等地震が発生した場合にガス器具に関してとるべき措置

② ガス漏洩等の異常に気付いた場合の措置

③ その他災害予防に必要な事項

(4) 応援体制の確立

ガス事業者は、不測の事態を考慮した相互連絡体制を整え、情報の収集ならびに応援体制の確立に努めるほか、発生時期・時間帯、規模、距離等災害の状況を考慮にいたした発災時から復興期までの段階ごとの非常時業務マニュアルを作成、あるいは見直しを行う。

第3 液化石油ガス

(1) 施設の安全化対策

液化石油ガス事業者は、液化石油ガス設備について液化石油ガス法令等に定める技術上の基準に基づき設置し、定期的に調査・点検するほか、液化石油ガス容器の地震時等における容器の転倒・転落、バルブの損傷等の防止措置を徹底するとともに、感震機能付きのガス漏れ防止のための安全機器等の設置促進に努める。

(2) 保安対策

① 液化石油ガス事業者

地震時における緊急応援体制の整備および地震を想定した緊急措置マニュアルの作成あるいは見直しを行い、従業員の教育・訓練に努めるとともに、液化石油ガス事業者および県エルピーガス協会は液化石油ガス消費者への保安啓蒙活動を実施する。

② 消費者

消費者の初期防災活動が、被害の拡大と二次災害の防止には重要なことから、「自らが保安の責任者」であるとの認識のもとに、液化石油ガス販売事業者や消防機関等から配布されるパンフレットなどにより、液化石油ガスの安全についての知識を修得し、地震時において的確な対応ができるようにする。

第19節 上水道・下水道施設災害予防計画

第1 計画の方針

上水道・下水道事業者は、施設の耐震性を強化して、震災時の被害を最小限にとどめ、施設の迅速な復旧を可能とするために必要な施策を実施するものとする。

第2 上水道施設

水道事業者等は、地震の発生に伴う断・減水を未然に防止するため、水道施設の耐震化事業計画に基づき、水道の基幹施設の耐震性の強化および防災上重要な施設や災害時要援護者への配水管路の耐震化を優先的に進めるとともに、応急対策を円滑に実施するための資機材の整備、訓練および平常時における広報等を実施する。

(1) 重要施設の耐震性の強化

施設の耐震設計に当たっては、「日本水道協会編：水道施設耐震工法指針・解説」および「日本水道協会編：水道施設設計指針」等に基づき行うものとする。

① 貯水、取水、導水施設

管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造・材質とする。水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水、水質の安全が保持できるかどうかを確認し、複数水源間の連絡管の布設、地下水等予備水源の確保を図る。

② 浄水施設

ポンプ回りの配管、構造物との取り付け管、薬品注入関係の配管設備について耐震化を進めるため、整備補強を行う。また、被災時の停電を考慮して自家発電設備の整備を行う。

③ 送配水施設

送配水幹線については、耐震性の強化のため、耐震継手、伸縮可撓管等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、配水系統管の相互連絡を行う。

配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロック化等を行って、断水地域の縮小に努める。

既設管については、石綿セメント管、経年管等のダクタイル鋳鉄管への布設替え等の措置を行う。

(2) 維持管理体制の強化

維持管理にあたっては、施設を適切に保守し、耐震性の確保に努めるものとし、点検マニュアルに基づく巡回点検、予備施設の整備、地盤不良箇所の調査等を実施するものとする。

(3) 給水体制の整備

① 緊急時応急給水用の水を確保するため、水道事業者等は、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に進めるとともに、市町を主体として、避難所に緊急ろ水装置や、貯水槽の整備を行う。

また、地下水を利用するに当たっての水質条件等のガイドラインを早急に設定するとともに、早期に広域ブロックごとに給水車の整備を促進する。

② 水道事業者は、応急用資機材の確保体制の整備として、広域的な事業団体の相互融通ルール化を進めるとともに、応急用資機材の備蓄場所、融通方法を定めたガイドライン等を策定し、備蓄促進を図る。

③ 水道事業者等は、防災担当部門と協力し、2～3日分の飲料水の備蓄や給水装置、

受水槽の耐震化について、住民等の自主的な取り組みが推進されるよう啓発する。

(4) 訓練および平常時の広報

地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平常時から次の事項を中心に訓練および広報活動を行う。

① 訓練

職員に対し、防災体制、応急復旧措置等に関する総合的な訓練を行う。

② 広報

住民に対し、平常時からの飲料水の確保等災害対策の広報を行う。

第3 下水道施設

下水処理施設は生活に必要不可欠であるばかりでなく、河川や海洋の汚染防止の観点からも重要である。

このため、下水道管理者は、計画的に施設の整備・強化を行い、下水道の被害を最小限にとどめるため、以下のとおり施設の耐震化、点検調査、代替施設・設備の整備等を推進する。

(1) 施設の耐震化

① 地盤条件を考慮し、管渠施設・ポンプ施設・処理場の各施設が地震時においてもその根幹的な機能を保持するよう計画・設計に十分配慮する。

② 管渠および処理場または、ポンプ場の土木建築構造物・機械電気設備について補強・更新をはかる。

③ 非常用電力の確保

(2) 点検調査の実施

施設設備の点検マニュアルを整備し、これに基づき点検調査等を定期的の実施し、施設設備の改善に努める。

(3) 代替施設設備の整備

下水道施設に支障をきたした場合に備え、従来の仮設トイレの調達供給体制の確立を図るほか、マンホールトイレシステム（公共下水道接続型仮設トイレ）の整備についても検討する。

第20節 危険物施設等災害予防計画

第1 計画の方針

県および市町は、危険物施設管理者等に対し、自主保安体制の充実強化を指導し、地震対策、地震防災教育の推進を図る。

なお、石油コンビナート地域の予防対策については、石油コンビナート等災害防止法に基づき福井県石油コンビナート等防災計画で定める。

第2 危険物施設

(1) 施設の安全化指導

消防機関は、製造所、貯蔵所および取扱所の地震による火災、爆発、漏洩等を防止するため、これら施設の設置または変更許可にあたっては「消防法令」および「危険物の規制に関する技術上の基準を定める告示」に定める耐震基準により、地震の影響に対して安全な構造であることを審査指導し、許可する。

また、既存施設における耐震性については、立入検査等により、その強化を指示し、災害の発生および拡大の防止を図る。

(2) 自主保安体制の確立

県および消防機関は、危険物施設の管理者、取扱者等に対し地震災害予防体制の強化を図るため、講習会、研修会等を通じ指導を行い、保安体制の強化を図る。

この場合において、次の事項を重点に指導を行う。

- ア 地震時における災害予防のための初動体制マニュアルの整備
- イ 消防、警察等の関係機関および施設保守業者と連携した保安体制の強化
- ウ 地震時におけるヒューマンエラーの防止を含めた防災訓練の充実強化
- エ 近隣の同様の危険物を取扱う事業所との相互応援に関する協定締結の促進
- オ 自衛消防隊の組織化の推進強化
- カ 非常用の電源、照明設備および緊急制御装置ならびに防消火に関する保安上必要な設備の整備点検の徹底

(3) 消防施設等の整備

- ① 消防機関および事業者は、化学消防車等の整備を図り、科学消防力の強化を推進する。
- ② 危険物事業所に、危険物災害の拡大の防止を図るために必要な応急資機材の整備、備蓄を促進する。

第3 火薬類貯蔵施設

(1) 施設の安全化

県および消防機関は、火薬類販売業者および火薬類消費者の火薬庫、庫外貯蔵所等火薬類を貯蔵する施設について、地震による爆発等の一次災害と火薬庫等の延焼による爆発火災の二次災害が発生する場合は考えられるので、立入検査等の実施により、その施設が火薬類取締法令に規定する技術基準に適合するよう指導徹底を図り、災害の発生および拡大の防止を図る。

(2) 自主保安体制の強化

県および消防機関は、火薬類を貯蔵する施設に対する立入検査等を実施するとともに、取扱保安責任者に対し、地震に係る危害予防措置の指導を行い、保安意識の高揚と自主保安体制の確立を図る。

この場合において、次の各事項を重点に指導を行う。

- ア 地震時における県、消防機関および警察等関係機関との迅速な連携体制の確立
- イ 地震時の自主防災マニュアルの策定の指導の強化
- ウ 火薬庫の定期自主検査の完全実施による施設の安全化

第4 高圧ガス施設

(1) 施設の安全化指導

県および指定保安検査機関は、地震による漏洩、爆発、火災等を防止するため、高圧ガスの製造、販売、貯蔵等にかかる施設の設置または変更許可の審査に当たっては「高圧ガス設備等耐震設計基準」により、地震に対して安全な構造であることを審査指導し、許可する。

また、既存施設における耐震性については、保安検査等により、基準の遵守を徹底し、災害の発生および拡大の防止を図る。

(2) 自主保安体制の強化

県は、高圧ガス製造者等に対し、地震対策を含めた危害予防規定の充実強化を指導するとともに、県および消防機関は施設に対する立入検査等の実施等により、地震時における保安意識の高揚と自主保安体制の確立を図る。

この場合において、次の各事項を重点に指導を行う。

- ア 災害予防のための初動体制マニュアルの整備
- イ 県、消防、警察等関係機関および設備保守業者と連携した保安体制の強化
- ウ 従業員の動員の範囲、防災要員等の確保等地震防災応急体制の確立、強化
- エ 従業員および付近住民の避難の時期、方法等についての体制の確立、強化
- オ 救急要員、救急資機材および救急薬剤の整備その他救急体制の確立、強化
- カ 消火用機器、散水装置、貯水施設、保安用不活性ガス設備等についての防消火設備に関する作動テストおよび点検体制の確立、強化
- キ 非常用電源、非常用照明設備、通報設備、緊急制御装置、ガス漏検知器、除害設備等についての保安上必要な設備および防災資機材の整備点検体制の確立、強化

第5 毒物・劇物取扱施設

(1) 施設の安全化指導

地震による飛散、漏洩または流出等を防止するため、県は関係機関と連絡を密にし、毒物・劇物取扱施設への立入検査を行い、必要な措置を講ずるよう指導し、被害の発生および拡大の防止を図る。

(2) 自主保安体制の確立

県は、毒物・劇物取扱施設の管理者に対し、自主保安体制の確立を図るため、次の事項について指導する。

- ア 施設の毒物・劇物危害防止規程の作成
- イ 毒物・劇物の管理体制の確立
- ウ 施設および設備の定期点検等による自主管理
- エ 毒物・劇物の飛散、漏洩または流出等による事故の際の措置
- オ 従業員の定期的保安教育および訓練

第21節 積雪時の地震災害予防計画

第1 計画の方針

積雪時に地震が発生すると、より大きな被害を及ぼすだけでなく、地震発生後の応急対策にも支障を及ぼすことが予想される。

このため、県、市町、防災関係機関は、各震災対策を講ずるに当たっては、特に積雪時を念頭におきながら対応するよう配慮する。

第2 総合的かつ具体的な雪害予防対策の推進

積雪時の地震の災害予防対策は、究極的には、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進によって確立されるものである。

このため、福井県雪害予防対策協議会は、「福井県地域防災計画（雪害対策編）」に定める雪害予防計画を具体化するため、毎年、降積雪期の前に「福井県雪害予防対策実施計画」を作成し、各関係機関が緊密に連携した総合的かつ具体的な雪害予防対策の実施を推進する。

第3 交通の確保

(1) 道路交通の確保

地震時には、各機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大に対応するため、道路交通の緊急確保を図ることが必要となる。このため、除排雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

① 除排雪体制の確立

ア 各道路の整合性のとれた除雪体制を確立するため、各道路管理者間相互のさらに緊密な連携の下に道路除雪計画を策定する。

イ 除雪機械の増強や除雪基地の計画的な整備を進める。

ウ 各道路管理者相互の連絡を一層密にし、除雪体制の情報交換を行う。

② 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。

イ 山間地帯の冬期通行不能箇所解消と代替路線の確保を図る。

ウ 雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、スノーシェルター、雪崩防止柵等の施設の整備を促進する。

(2) 航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的麻痺により、豪雪山間地では孤立する集落が多数発生することが予想される。これら孤立集落に対するヘリコプターによる航空輸送の確保を図る。

① 空港（公共用ヘリポート）の除雪体制の整備

福井空港および若狭ヘリポートの除雪体制を強化するため、除雪機械の整備を図る。

② 緊急時ヘリポートの整備

県および市町は孤立が予想される集落のヘリポートの整備を促進するとともに、除雪体制の確保を図る。

また、防災ヘリコプター等の活用により、積雪時における輸送機能の充実強化を図る。

(3) 鉄道輸送の確保

地震時には応急対策に伴い、遠距離かつ高速・大量輸送が必要になり、鉄道輸送の確保を図ることも必要になる。

このため、各鉄道事業者は除雪車両および除雪機械を改良・整備し、効率的な除雪体制を確立するとともに、流雪溝や消融雪装置および防雪柵等の整備を行う。

(4) 海上輸送の確保

地震時には、大量の荷物を緊急に海上から輸送することが必要となるため、港湾管理者等は輸送事業者や港湾運送事業者と協力し除雪体制を確立し、効率的な除雪に努めることで、海上貨物輸送路を確保するものとする。

第4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 雪に強い住宅地づくり

県および市町は、屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、雪に強い住宅地づくりを促進する。

① 屋根雪下ろし

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、早期の屋根雪下ろしについて啓発する。

② 克雪住宅の普及促進

雪に強い家づくりを積極的に推進し、克雪住宅の普及を図る。

③ 雪に強い住環境整備

地域の特性に応じた集団的で一体的な住宅の克雪化、隣接地を考慮した建物の配置、共同雪処理施設の整備等を推進し、雪に強い住環境整備を図る。

(2) 積雪時の避難場所および避難路の確保等

県および市町は、積雪時において地震が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所および避難路の確保等を図るものとする。

① 避難場所の確保

市町は、地域の人口および地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定するものとする。

② 避難路の確保

県および市町は、積雪時において地震が発生した場合に備え、住民が円滑に避難場所等に避難することができるよう次の対策を講ずるものとする。

ア 積雪および堆雪に配慮した体系的街路の整備

イ 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

ウ 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等の整備

③ 避難誘導標識の設置

市町は、住民が安全に避難場所に到達することができるよう降積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置するものとする。

(3) 集落雪崩対策

地震に伴う雪崩災害から住民の生命および財産を守るため、所要の対策を講ずる。

① 警戒避難体制の整備

ア 市町は地域防災計画に基づき雪崩危険箇所における警戒避難体制の整備に努める。

イ 県および市町は危険箇所に対するパトロールを定期的実施する。

② 雪崩対策工事の計画的な実施

第5 消防活動の確保

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。

このため、各消防機関は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。

- ア 防火水槽の積雪型への切り替えを推進する。
- イ 防火水槽および自然水利の取付箇所付近の除雪を励行する。
- ウ 雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。

第6 情報収集伝達体制の整備

関係機関相互の連携を一層強化し、情報の収集や伝達体制の整備充実に努めるとともに、交通、気象、防災等日常生活全般にわたる総合的な情報の提供を行う雪情報システムの活用を行い、除雪体制の整備を行う。

第7 非常持出品の確保

県および市町は、寒冷期における非常持出品について、通常の持出品に加え耐寒用品等の携行にも配慮するよう住民に対し周知を図る。

第22節 広域的相互応援体制整備計画

第1 計画の方針

大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整える。

第2 県内広域相互応援体制

(1) 福井県・市町災害時相互応援協定

県および市町は、市町独自では十分な応急措置が実施できない場合に備え、当該市町が他の市町に要請する応急措置を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、密接な連携体制を整備する。

(2) 福井県広域消防相互応援協定

県および市町（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画した「福井県広域消防相互応援協定」を活用し、消防広域応援体制を整備する。

第3 県外広域相互応援体制

県域を越えた広域的防災体制を確立するため締結した関係府県との相互応援協定に基づき、密接な連携体制を整備する。

(1) 隣接県との協定

岐阜県と締結している「災害時の相互応援に関する協定」

(2) ブロック単位の協定

石川県および富山県と締結している「北陸三県災害相互応援に関する協定」

中部9県1市と締結している「災害応援に関する協定」

近畿2府7県と締結している「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する協定」

(3) 全国都道府県の協定

全国知事会の「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定書」

第4 関係機関との協定

現在締結されている協定は次のとおりであるが、県内における災害応急対策が適確かつ円滑に行われるようにするため、必要に応じ、県域を統括する民間団体等とあらかじめ応援協定を締結する。

(1) 放送要請

日本放送協会福井放送局、福井放送株式会社、福井テレビジョン放送株式会社および福井エフエム放送株式会社とそれぞれ締結している「災害時における放送要請に関する協定」

(2) 医療救護

社団法人福井県医師会と締結している「災害時の医療救護に関する協定」

社団法人福井県薬剤師会と締結している「災害時における医療救護活動に関する協定書」

福井県医科器械商組合と締結している「災害における医療材料等の供給等に関する協定書」

福井県医薬品卸業協会と締結している「災害時における医薬品の供給等に関する協定

書」

(3) 応急生活物資供給

福井県生活協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」

福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、福井市中央卸売市場協会、株式会社ユース、福井県米穀株式会社、有限会社南部酒造場、株式会社ハイピース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、キリンビバレッジ株式会社北陸支社、および株式会社ローソンおよび株式会社ファミリーマートそれぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」

(4) その他

日本レスキュー協会と締結している「災害救助犬の出動に関する協定書」

社団法人福井県産業廃棄物協会と締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」

中日本高速道路株式会社と締結している「福井県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」

社団法人福井県電業協会と締結している「災害時における県有電気施設の応急対策業務に関する協定」

第5 関係機関との合同訓練等

応援協定の締結機関に対する応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡方法・窓口等を取り決めておき、それらに基づく通信訓練等を含めた合同防災訓練を実施する。

第23節 交通輸送体系整備計画

第1 計画の方針

地震発生時の災害応急対策を迅速に実施するには、被災後、直ちに輸送機能の確保が必要であることから、交通輸送体系を整備する。

第2 緊急輸送路

県は、緊急輸送物資の種別による優先順位などの基本方針を確立するとともに、道路、鉄道、海路、空路の利用を相互に補完させるよう調整した総合的な緊急輸送路確保計画を早急に策定する。

第3 交通規制計画

県警察は、震災が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の物資輸送等緊急通行車両の通行を確保するため、北陸自動車道、一般国道8号、同27号、同158号、同305号の各道路を緊急交通路としてあらかじめ指定する「大地震発生時の交通規制計画」に基づき、第1次規制（広域規制）、第2次規制（全県規制）、第3次規制（被災地規制）の交通規制を実施する体制について習熟を図る。

また、災害発生後、隣接・近接各府県との相互協定により、緊急交通路を確保するための広域交通規制を実施する体制について習熟を図るとともに、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制用装備資機材や非常時信号交通安全施設の整備、交通情報提供機能の強化を図る。

さらに、交通総量削減のための広報、協力要請や運転者に対する啓発活動の強化を図るとともに、緊急通行車両等の事前届出制度により緊急通行車両証明書の迅速な発行を行う。

第4 公共交通機関による輸送の確保対策

地震発生後速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込）、代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制等について、交通事業者、県、市町等の関係機関においてマニュアル化を図る。また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員の迅速な確保および義援物資受入の際に地理・交通情報を伝達する手段の確保を図る。

第24節 緊急事態管理体制整備計画

第1 計画の方針

災害対策活動を円滑に実施するためには、緊急事態に対する備えが重要であることから、機能的な活動体制の整備を図る。

第2 階層的防災生活圏構想の推進

消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、自治会、小学校区、(必要な場合には中学校区等)、市町、広域ブロック、県といった階層構造を防災生活圏として設定し、それぞれの防災生活圏ごとに包摂する下位の防災生活圏を支援する。

このために必要な機能(応援部隊・ボランティアの活動調整、支援物資の集配、備蓄)を備えた防災活動拠点や地域情報センターとなる施設を原則として小学校区にそれぞれ整備し、応援部隊・ボランティアの活動調整や支援物資の集配に当たるほか、平常時における備蓄等の機能を分担する。

また、小中学校等が避難所となった場合に備えて、教職員の緊急時の活動マニュアルを作成するとともに、避難所受入れ体制の整備として、避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用・運営方法等を定める。

表 防災生活圏の階層ごとの役割

階層	役割
自治会	自主防災組織の基礎的単位。避難所を設定。基本的な防災資機材等を備蓄。
小学校区	自主防災組織の中核的単位。拠点避難所、地域情報センターを設定。拠点避難所は、避難所への物資等の供給拠点の役割も果たし、地域情報センターは区域内の情報収集・提供の拠点となる。耐震性防火水槽(貯水槽)を備え、防災資機材等を備蓄。
中学校区	高齢者に対するサービスの拠点である老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターの設置の単位。災害時要援護者に対するサービスの基本的単位ともなる。
市町	防災活動の司令塔的単位。災害時における拠点避難所に対する食糧、生活必需品の供給等の調整やそのための備蓄に当たる。
広域圏	県内を福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の4圏域に分けて設定。市町間における物資調達の調整、備蓄の融通を図る。
県	防災活動に関して、市町、防災関係機関、他都道府県、国との連絡調整に当たる。

表 階層ごとの施設、設備

階 層	役 割
自 治 会	町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄。
小学校区	小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。
中学校区	老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを災害時要援護者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。
市 町	防災活動や拠点避難所、地域情報センターに対するコントロールタワーとして、指揮命令機能や情報通信機能等を有する総合防災センターを整備。拠点避難所等に対する食糧、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄。
広 域 圏	圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備。広域的に融通できるよう食糧、生活必需品等を備蓄。
県	県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報パソコンネットワークを整備。

第3 地域防災活動体制

市町は、住民や自主防災組織が災害時に活動できる施設や資機材の整備に努める。

防災資機材の概要

初期消火用	可搬式動力ポンプ、消火器、組立型水槽等
救助活動用	携帯用無線機、ハンドマイク、発電機等
救護活動用	濾過器、救急医療器セット、防水シート、簡易トイレ等
訓練用	ビデオ、映写装置、訓練用消火器具等

コミュニティ防災拠点施設の概要

研修、会議、備蓄を行うことができる防災の拠点施設

第4 市町防災活動体制

市町は、物資の集積、救急・救援活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした地域防災拠点、市町防災行政無線等の情報通信施設、食糧・日用生活用品等の備蓄倉庫、避難所や庁舎等の非常用電源等の整備に努める。

また、災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校や防災活動の中心となる庁舎については、耐震化を図る。

第5 市町消防活動体制

市町は、応急活動の中核となる消防における防災資機材等の整備充実に努める。

また、災害時に避難誘導および情報伝達、救助等の防災業務の中心となる消防庁舎については、耐震化を図る。

消防水利	耐震性貯水槽（防火水槽）の整備
車両	消防自動車、特殊車両（緊急消防援助隊用を含む。）等の整備
資機材	ファイバースコープ、音響探知器等の救助用貸機材

第6 県の緊急事態管理体制

(1) 庁舎の耐震性の点検および強化

災害発生時に災害対策本部や現地災害対策本部または防災活動の拠点となる各種の庁舎については、震災によって機能が低下することがないように、耐震性を点検するとともに、耐震性の強化を図る。

① 庁舎の耐震診断体制の整備

県は、防災上の観点から耐震性の確保が必要な庁舎について、建築物耐震診断を実施するため、耐震判定指標・ランクの設定、モデル診断の実施、耐震診断判定委員会の設置等の県内建築物耐震診断体制を整備するとともに、防災上の観点から優先順位を付けて早急に計画的な耐震診断を実施する。

② 耐震診断・補強年次計画の策定

庁舎の耐震性を確保するため、防災上の観点から優先順位付けし、耐震診断・補強を年次計画により実施する。

③ 非常電源等庁舎運用面の点検、整備

庁舎の建築物としてのハード面だけでなく、運用のソフト面での耐震性を確保するため、電気、ガス、水道といったライフライン関係の耐震機能を強化する。このため、必要な庁舎については、非常用の電源設備等を整備する。

(2) 総合防災センターの機能充実

災害対策を強力に推進するためには、総合防災センターの機能の充実を図ることが必要であることから、雨量および降積雪量の影響、地震の被害想定結果等幅広い対応を考慮し、職員に対する防災研修の実施、総合防災センターの設備等の充実等を推進する。

① 職員に対する防災研修の実施

災害対策本部を早急に立ち上げ、迅速かつ円滑に機能させるとともに、職員自身が自覚と責任を持って行動できるようにするため、本部に従事する職員だけでなく全ての職員に対する幅広い防災研修を実施する。

② 総合防災センターの設備等の充実等

災害発生後、迅速に災害対策本部を設置し、その業務を円滑に遂行できるよう、県は、総合防災センターの設備等の充実を図るとともに、県庁舎の被災に備えて、そのバックアップ機能を有するサブセンターの設置について検討する。

③ 情報収集システムの整備

災害情報を迅速に収集するため、震度情報ネットワーク、津波警報受信システム、ヘリコプターテレビ電送システム、無線電話、携帯電話等を有効に活用するとともに、大型のテレビ画面、地図情報等を用いた総合防災システムの整備を推進するほか、高層ビル屋上、山頂等へのテレビカメラの設置について検討する。

④ 広域的防災拠点となる地域防災基地の整備

県は、災害時に必要な物資の備蓄および各地から集まった支援物資の集積、配送を行うための施設として、広域圏ごとに地域防災基地を整備する。

この地域防災基地は、耐震耐火備蓄倉庫や執務室、宿泊室等を備え、備蓄機能のほか災害対策連絡事務所としての支援機能を備えたものとするよう配慮する。

また、福井市の総合防災センターおよび九頭竜防災ステーション等各市町が整備する地域防災拠点施設との緊密な連携を図り、物資等の広域的な集積、配送に努める。

(3) 防災関係機関相互における通信連絡設備の整備

災害時には、防災活動の円滑な推進とともに住民に対する適切な情報提供のため、情報通信手段・経路の多様化を図る必要があることから、県および市町の防災行政無線の

整備や多様な媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等を推進する。

① 県および市町の防災行政無線の整備

県防災行政無線については、地上系と衛星系の2重ルート化により防災関係機関との確実な通信連絡回線を確保し、災害時における有効な活用を図る。

市町の防災行政無線については、移動系未設置町村の解消に努めるとともに、同報系の設置を促進する。

さらに震度情報についても、防災行政無線によるネットワーク化を図る。

② 多様な媒体の活用

防災を目的とする情報通信手段・経路の多様化を図るため、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体やN T T等の電話回線、農協等の有線放送、さらには、テレビやラジオ、C A T V等の放送媒体など多様な媒体の活用を進める。

(4) 住民に対する情報連絡・伝達設備および体制の整備

① 多様な媒体の活用

災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、コミュニティー放送局、FM文字多重放送、携帯端末による電子メール等新たな媒体の活用を図り、コミュニティー放送局についても、災害時に活用するため、その設置の検討を進める。

また、その他の媒体として、現在、広報に用いている電光掲示板、有線放送や県が構築した災害情報インターネット通信システムの活用を図る。

さらに、県内で設置されているC A T V局の活用を図ることとし、緊急時における利用や平常時のネットワーク化を進める。

② 伝達媒体との連携強化

県は、現在、放送要請協定により放送機関と協力体制をとっているが、あらゆる伝達媒体との連携を図るため、災害時における相互の情報交換、協力および情報提供のあり方等の検討を進める。

③ 災害時要援護者に対する情報連絡・伝達設備および体制の整備

災害時要援護者に対する情報連絡・伝達設備および体制の整備については、本章第7節「災害時要援護者震災予防計画」によるものとする。

(5) 緊急輸送路の確保体制の整備

消火、救出、医療等の防災活動を強力に実施するためには、広域的な体制の確立が不可欠であることから、陸海空による緊急輸送路の確保等について、積雪時等にも配慮しながら施策を推進する。

① 陸海空による緊急輸送路の確保

県は、緊急輸送物資の種別による優先順位などの基本方針を確立するとともに、道路、鉄道、海路、空路の利用を相互に補完させるよう調整した総合的な緊急輸送路確保計画を早急に策定する。

② 公共交通機関による輸送の確保対策

速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握(被害の程度、復旧の見込)、代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制等について、交通事業者、県、市町等の関係機関においてマニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員の迅速な確保および義援物資受入の際に地理・交通情報を伝達する手段の確保を図る。

(6) 市町等との連携強化

災害時に防災活動を強力かつ円滑に推進するため、市町トップセミナーや市町防災担当者実務研修会を開催するとともに、円滑な防災活動のために地域別広域調整連絡会議の開催や市町間の相互広域応援体制の充実を図る。

また、企業等と行政の連携の強化を図るため、事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制を整備するほか、企業の震災時初期活動マニュアルの整備を促進する。

① 市町トップセミナーの開催

県は、防災に関する第一線の行政機関である市町の首長などの幹部職員を対象に、県や国の防災に対する基本的な考え方や主要な施策を紹介し、防災行政に対する理解を深めるためのセミナーを開催する。

② 市町防災担当者実務研修会の開催

市町の地域防災計画の改定を推進するため、県は、実務担当者に対して、計画に関する研修会を開催するとともに、各種の情報を提供する。

また、定期的な実務研修会の開催により、市町の防災行政の積極的な推進を図る。

③ 広域的調整

県は、市町防災計画が他の市町や県の計画と整合性を持って作成されるよう、広域的調整に配慮する。

④ 市町間の広域応援協定の締結

県内で災害が発生した際、全ての市町が相互に協力し、広域的に各種の応援を実施、受け入れるため、県と全市町による包括的な相互広域応援体制を充実する。

⑤ 企業の震災時初期活動マニュアルの整備促進

商工団体、業界団体等は、福井県地域防災計画を基本とし、発災時の初期消化、避難誘導、負傷者の救出救護、関係組織への通報等の初期活動マニュアルを始めとする各事業者の防災計画の作成を指導する。

各事業者は、積極的に防災計画の作成を図る。

⑥ 事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制の整備、連携の強化

県は、被災後、早急に産業復旧対策を講じるため、各事業者、各業種の被害状況について、パソコンネットワークやファックス等による連絡ルートの確立を図るとともに、営業再開に向けた復旧対策および支援体制等の整備、緊急雇用対策等を推進する。

また、震災時において、農林水産関係施設等の被害状況を早急に把握するため、県と市町、関係団体等との連絡体制および役割分担を定めたマニュアルを策定し、毎年更新する。

さらに、県内の市場における物資の保管、輸送および産地との連携調整等県内の市場間で相互支援が可能な体制を整備する。

⑦ 金融機関等との連携の強化

震災時の緊急な資金需要に対応するため、県および関係機関、金融機関等は、相互に連携しながら、必要な現金の引き出しに配慮するとともに、低利融資、信用保証の拡充等を図る。

(7) 震災時の生活支援相談体制の確立

震災時に生活全般にわたって相談に応じられるよう、国、県および市町による総合相談窓口の開設について早急に検討し、総合相談窓口のあり方の確立を図る。

この検討に当たっては、開設の主体、実施体制や福祉・物資・生活・安否情報等、相

談項目等について十分に考慮するとともに、これらの情報の収集・発信方法についても配慮する。

第7 公共建物等における番号標示

(1) 標示番号の周知

県は、近隣府県、自衛隊等のヘリコプターによる上空からの建物の識別を容易にするため公共建物等の屋上に整備した識別番号について、各建物の名称、住所、識別番号等を記載した一覧表を県警察本部、近隣府県、自衛隊、県内市町および消防本部等にあらかじめ送付し、周知を図る。

(2) 標示番号の管理

各建物の管理者は、災害時において他府県、自衛隊等のヘリコプターが上空から容易に当該建物を特定できるよう、標示番号が識別できる状態を確保する。

第8 活動体制の整備

活動体制の整備に当たっては、平成18年度を初年度とする「第3次地震防災緊急事業五箇年計画」に基づいて整備するほか、地域の実情に応じ計画的に整備する。

また、事業の実施に当たっては、防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業、国庫補助事業、県費補助事業等の活用を図りながら整備を進める。

第 3 章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画

第1 計画の目的

地震により県下において災害が発生し、または発生するおそれがある場合、県、市町および防災関係機関は迅速かつ的確に応急対策を実施する。

第2 県の配備体制

(1) 配備基準

配備体制ごとの配備基準および職員の参集体制は、次のとおりとする。

① 地震

配備体制	配備基準	参集体制
第一注意配備	県内で震度3を観測した場合	危機対策・防災課3名以上
第二注意配備	県内で震度4または震度5弱を観測した場合	・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員のうち財産・事務管理課、広報課、地域福祉課、地域医療課、原子力安全対策課、土木管理課、道路建設課、道路保全課、河川課、砂防防災課および建築住宅課のあらかじめ指定された職員
警戒配備	(1) 県内で震度5強を観測した場合 (2) 第二注意配備以降に知事が体制を強化する必要があると認めた場合	職員全員
災害対策本部設置	(1) 県内で震度6弱以上を観測した場合 (2) 第二注意配備または警戒配備以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他知事が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合	職員全員

② 津波

配備体制	配備基準	参集体制
注意配備	県内の沿岸に津波注意報が発表された場合	緊急時特別初動班員のうち危機対策・防災課、水産課、河川課、砂防防災課および港湾空港課のあらかじめ指定された職員
警戒配備	(1) 県内の沿岸に「津波」の津波警報が発表された場合 (2) 注意配備以降に知事が体制を強化する必要があると認めた場合	・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員のうち財産・事務管理課、広報課、地域福祉課、原子力安全対策課、水産課、土木管理課、河川課、砂防防災課および港湾空港課のあらかじめ指定された職員
災害対策本部設置	(1) 県内の沿岸に「大津波」の津波警報が発表された場合 (2) 注意配備または警戒配備以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他知事が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合	職員全員

第3 第一注意配備体制

(1) 配備および解除基準

① 配備基準

県内で震度3を観測した場合

② 解除基準

災害の発生するおそれなくなった場合

(2) 職員の指定

危機対策・防災課長は、第一注意配備体制において対応する危機対策・防災課員をあらかじめ指定する。

(3) 職員の参集

指定された危機対策・防災課員は、勤務時間外または休日等において、職員参集装置による伝達があったときまたは県内に震度3以上の地震が発生したことを覚知したときは直ちに参集する。また、危機対策・防災課長は、被害の状況に応じて関係課の職員に参集することを伝達する。

(4) 業務内容

参集した職員は、情報の収集連絡を行う。

第4 第二注意配備体制（津波の場合は注意配備体制。以下同じ。）

(1) 配備および解除基準

① 配備基準

ア 県内で震度4または震度5弱を観測した場合

イ 県内の沿岸に津波注意報が発表された場合

② 解除基準

- ア 災害の発生するおそれなくなった場合
- イ 警戒配備体制への移行が決定された場合
- ウ 災害対策本部の設置が決定された場合

(2) 伝達および参集

① 勤務時間中における伝達および参集

危機対策・防災課長は、庁内放送および職員参集装置により緊急時特別初動班員に参集することを伝達するとともに、知事および副知事に報告する。伝達を受けた緊急時特別初動班員は、直ちに総合防災センターに参集する。

② 勤務時間外または休日等における伝達および参集

危機対策・防災課長は、職員参集装置により緊急時特別初動班員に参集することを伝達するとともに、知事、副知事、安全環境部長、安全環境部危機対策監、安全環境部企画幹に報告する。緊急時特別初動班員は、職員参集装置による伝達があったとき、県内に震度4以上の地震が発生したことを覚知したときもしくは津波による被害が生じ、または発生するおそれがあることを覚知したときは直ちに総合防災センターに参集する。

(3) 業務内容

緊急時特別初動班員は、総合防災センターで情報の収集連絡を行う。

第5 警戒配備体制

(1) 配備および解除基準

① 配備基準

- ア 県内で震度5強を観測した場合
- イ 県内の沿岸に「津波」の津波警報が発表された場合
- ウ 第二注意配備以降に知事が体制を強化する必要があると認めた場合

② 解除基準

- ア 災害応急対策がおおむね完了した場合
- イ 災害の発生するおそれなくなった場合
- ウ 災害対策本部の設置が決定された場合

(2) 配備体制の伝達

① 勤務時間中における伝達

ア 県内で震度5強を観測した場合または県内の沿岸に「津波」の津波警報が発表された場合

(ア) 危機対策・防災課長は、知事および副知事に警戒配備体制をとったことを報告するとともに、庁内放送により職員に伝達する。また、職員参集装置により各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員(津波の場合においては緊急時特別初動班員に限る。)に参集することを伝達する。

(イ) 地震の場合においては、庁内放送により伝達を受けた各課長は、所管する出先機関に伝達する。

イ 第二注意配備以降に体制が強化された場合

(ア) 安全環境部長は、知事が警戒配備体制に移行することを決定したときは、危機

対策・防災課長に伝達する。

(イ) 危機対策・防災課長は、庁内放送により職員に伝達するとともに、庁内電話により各部連絡責任者に伝達する。

(ウ) 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は部局内各課（津波の場合においては緊急時特別初動班員の所属する課に限る。）に伝達する。また、地震の場合においては、伝達を受けた各課長は、所管する出先機関に伝達する。

② 勤務時間外または休日等における伝達および

ア 県内で震度5強を観測した場合または県内の沿岸に「津波」の津波警報が発表された場合

(ア) 危機対策・防災課長は、知事、副知事、政策幹、安全環境部長、安全環境部企画幹および安全環境部危機対策幹に警戒配備体制をとったことを報告するとともに、電話により各部連絡責任者に伝達する。また、職員参集装置により各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員に参集することを伝達する。

(イ) 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は、各部局があらかじめ定める緊急連絡網により部局内各課（津波の場合においては緊急時特別初動班員の所属する課に限る。）に伝達する。

(ウ) 地震の場合においては、伝達を受けた各課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達するとともに、所管する出先機関に伝達する。また、伝達を受けた出先機関の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達する。

イ 第二注意配備以降に体制が強化された場合

(ア) 安全環境部長は、知事が警戒配備体制に移行することを決定したときは、危機対策・防災課長に伝達する。

(イ) 危機対策・防災課長は、副知事に報告するとともに、電話により各部連絡責任者に伝達する。また、職員参集装置により各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員に参集することを伝達する。

(ウ) 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は、各部局があらかじめ定める緊急連絡網により部局内各課（津波の場合においては緊急時特別初動班員の所属する課に限る。）に伝達する。

(エ) 地震の場合においては、伝達を受けた各課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達するとともに、所管する出先機関に伝達する。また、伝達を受けた出先機関の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達する。

(3) 職員の参集

① 地震の場合

全職員は、県内で震度5強以上を観測したときまたは第二注意配備体制から警戒配備体制に移行する伝達があったときは直ちに参集する。

② 津波の場合

危機対策・防災課員ならびに緊急時特別初動班員のうち財産事務・管理課、広報課、地域福祉課、原子力安全対策課、水産課、土木管理課、河川課、砂防防災課および港湾空港課のあらかじめ指定された職員は、県内の沿岸に「津波」の津波警報が発表されたときまたは注意配備体制から警戒配備体制に移行する伝達があったときは直ちに参集する。

③ 参集場所

原則として各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員については総合防災センターとし、その他の職員については、各所属とする。

ただし、交通機関等が途絶し通常の通勤方法が困難な場合で、平常時において徒歩2時間以内に各所属に参集できない職員については本庁および最寄りの合同庁舎または土木事務所（健康福祉部の職員については最寄りの健康福祉センター）に参集する。

④ 参集時の心構え

職員は、参集途中で周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。

また、参集途中重大な被害が生じているのを認めたときは、各自の判断で住民の救出を優先し、救出の状況等について所属や参集場所に連絡するよう努める。

⑤ 参集状況等の報告

各部局の連絡課の連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、人事企画課へ報告する。

(4) 業務内容

参集した職員は、災害応急対策に当たるとともに、災害対策本部の設置に備え、また、緊急時特別初動班員は、総合防災センターで災害応急対策に当たる。

(5) 市町災害対策本部への職員の派遣

知事は、市町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の相互調整等を行わせる。

第6 福井県災害対策本部の設置

(1) 設置および廃止基準

知事は、次の場合に災害対策本部を設置または廃止する。

① 設置

ア 県内で震度6弱以上を観測した場合

イ 県内の沿岸に「大津波」の津波警報が発表された場合

ウ 第二注意配備または警戒配備以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合

エ その他災害対策本部の設置の必要があると認めた場合

② 廃止

ア 災害応急対策がおおむね完了した場合

イ 災害の発生するおそれがなくなった場合

(2) 設置場所

災害対策本部は、県庁10階総合防災センターに設置する。

(3) 組織、事務分掌等

① 災害対策本部長（知事）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

② 災害対策本部副本部長は副知事をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

③ 災害対策本部員は、政策幹、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）会計管理者および警察本部長をもって充てる。

また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道管理者を置き、

総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てる。

- ④ 災害対策本部に次の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てる。
 なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県災害対策本部運営要綱で定める。

災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名
総務部	総務部長	農林水産部	農林水産部長
総合政策部	総合政策部長	土木部	土木部部長
安全環境部	安全環境部長	会計部	会計管理者
健康福祉部	健康福祉部長	教育部	教育長
産業労働部	産業労働部長	警察部	警察本部長
観光営業部	観光営業部長		

- ⑤ 災害対策本部に、本部長、副本部長、本部員および報道主管者で構成する災害対策本部会議を置く。
- ⑥ 災害対策本部長（知事）は、必要と認める場合には、近畿地方整備局、福井地方気象台、敦賀海上保安部、陸上自衛隊第14普通科連隊、消防機関の代表、通信事業者、電力事業者、その他関係機関に対して災害対策本部会議への出席を求める。
- ⑦ 災害対策本部長（知事）は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策本部会議を招集する。

災害対策本部会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

- ア 市町の被害状況および災害応急対策実施状況
- イ 災害対策本部の災害応急対策等の実施に関する事項
- ウ 災害対策本部内各部および現地災害対策本部相互の調整に関する事項
- エ 防災関係機関との連携推進に関する事項
- オ 国、他都道府県および防災関係機関に対する応援要請に関する事項
- カ その他重要な災害対策に関する事項

災害対策本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、国、現地災害対策本部、関係市町等との情報の共有を図る。

- ⑧ 災害対策本部に、安全環境部長を長とし、安全環境部危機対策監および安全環境部企画幹を次長とする事務局を置き、防災班長および緊急時特別初動班をもって構成する。
- ⑨ 震災発生時に災害応急対策を円滑に実施するため、次の職員を指定する。

- ア 各部連絡責任者

各部局企画参事、会計局会計課参事および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各班相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。

- イ 各部連絡員

各部局毎に2名を指定するとともに、うち1名については事務局において所属部との連絡に当たるものとする。

- ウ 緊急時特別初動班

防災班長の指示に従い、災害対策本部事務局において災害応急対策に当たるものとする。

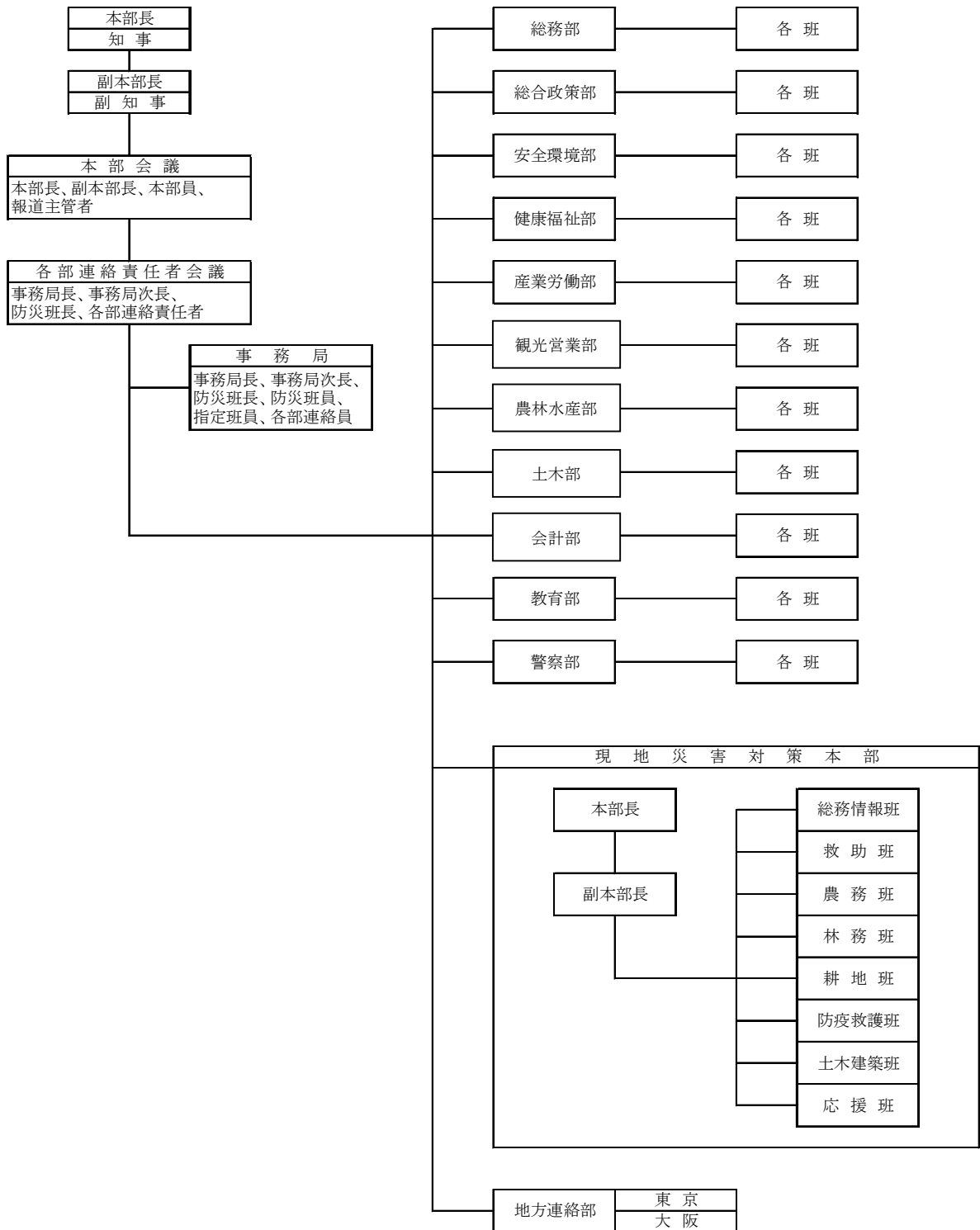
緊急時特別初動班の編成および業務は別に定める。

- ⑩ 災害対策本部に、事務局長、事務局次長、防災班長および各部連絡責任者（必要に

応じて議会議務局総務課課長補佐を含む。)で構成する各部連絡責任者会議を置き、災害対策本部が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行う。各部連絡責任者会議は、事務局長が招集するものとし、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出るものとする。

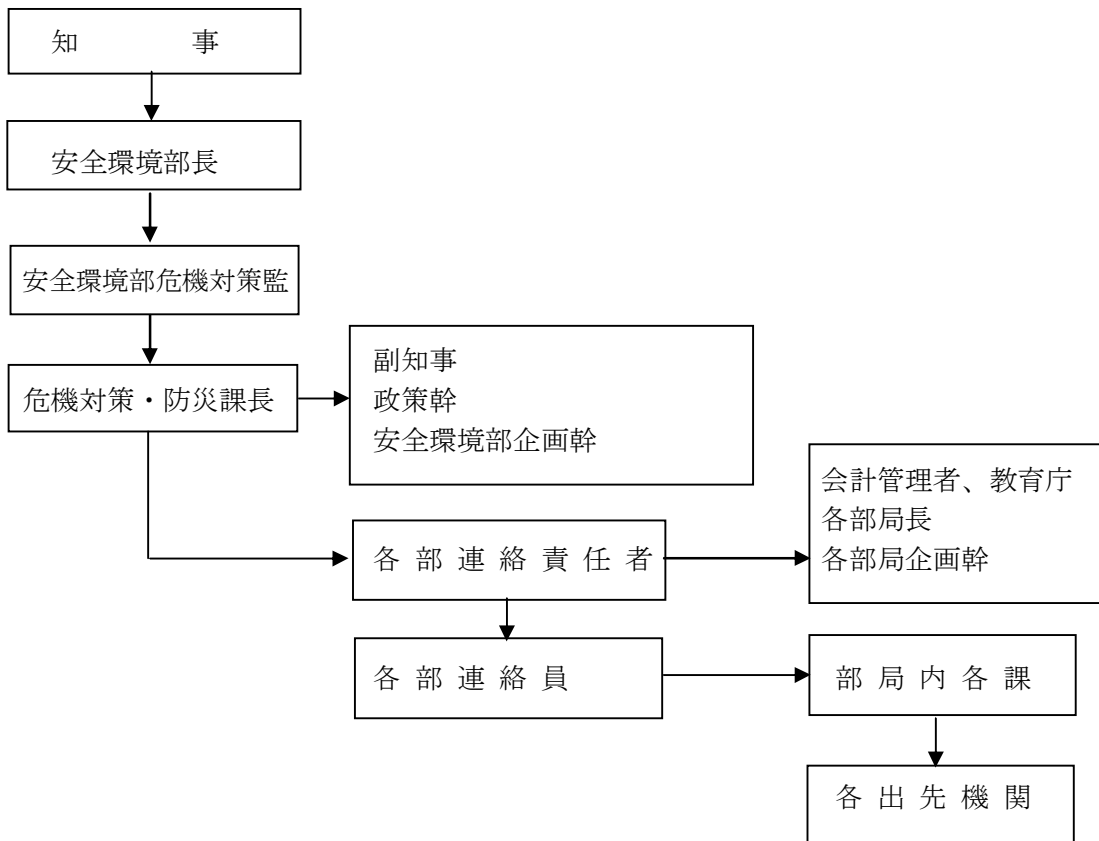
- ⑪ 災害対策本部の組織図については、次のとおりとする。

災害対策本部の組織図



- (4) 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知
 災害対策本部が設置された場合、次に掲げる機関にその旨を通知または報告する。
- ① 県内市町
 - ② 県防災会議構成団体
 - ③ 内閣府および総務省消防庁
 - ④ 隣接府県（石川県、岐阜県、滋賀県および京都府）
- (5) 設置の公表
 本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、本部の標識を県庁舎正面玄関に掲示する。
- (6) 設置の伝達
- ① 勤務時間中における伝達
 - ア 県内で震度6弱以上を観測した場合または県内の沿岸に「大津波」の津波警報が発表された場合
 - (ア) 危機対策・防災課長は、知事が災害対策本部の設置を決定したときは、副知事、政策幹に報告するとともに、庁内放送により職員に伝達する。また、職員参集装置により各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員に参集することを伝達する。
 - (イ) 庁内放送により伝達を受けた各課長は、所管する出先機関に伝達する。
 - イ 第二注意配備または警戒配備以降に災害対策本部の設置が決定された場合
 - (ア) 安全環境部長は、知事が災害対策本部に移行することを決定したときは、危機対策・防災課長に伝達する。
 - (イ) 危機対策・防災課長は、庁内放送により職員に伝達するとともに、庁内電話により各部連絡責任者に伝達する。
 - (ウ) 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は部局内各課に伝達する。また、伝達を受けた各課長は、所管する出先機関に伝達する。
 - ② 勤務時間外または休日等における伝達
 - ア 県内で震度6弱以上を観測した場合または県内の沿岸に「大津波」の津波警報が発表された場合
 - (ア) 危機対策・防災課長は、知事が災害対策本部の設置を決定したときは、副知事、政策幹、安全環境部長、安全環境部危機対策監および安全環境部危機企画幹に報告するとともに、電話により各部連絡責任者に伝達する。また、職員参集装置により各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員に参集することを伝達する。
 - (イ) 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は、各部局があらかじめ定める緊急連絡網により部局内各課に伝達する。
 - (ウ) 伝達を受けた各課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達するとともに、所管する出先機関に伝達する。また、伝達を受けた出先機関の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達する。
 - イ 第二注意配備または警戒配備以降に災害対策本部の設置が決定された場合
 - (ア) 安全環境部長は、知事が災害対策本部に移行することを決定したときは、危機対策・防災課長に伝達する。

- (イ) 危機対策・防災課長は、副知事に報告するとともに、電話により各部連絡責任者に伝達する。また、職員参集装置により各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員に参集することを伝達する。
 - (ウ) 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は、各部局があらかじめ定める緊急連絡網により部局内各課に伝達する。
 - (エ) 伝達を受けた各課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達するとともに、所管する出先機関に伝達する。また、伝達を受けた出先機関の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達する。
- ③ 伝達系統
 災害対策本部の設置（地震の警戒配備体制の場合を含む。）に係る伝達系統図は次のとおりとする。



(7) 職員の参集

① 全職員の参集

全職員は、県内で震度6弱以上を観測したとき、県内の沿岸に「大津波」の津波警報が発表されたとき、もしくは第二注意配備体制または警戒配備体制から災害対策本部に移行する伝達があったときは直ちに参集する。

② 参集場所

原則として本部員、報道主管者、防災班長、各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員については総合防災センターとし、その他の職員については、各所属とする。

ただし、交通機関等が途絶し通常の通勤方法が困難な場合で、平常時において徒歩2時間以内に各所属に参集できない職員については本庁および最寄りの合同庁舎または土木事務所（健康福祉部、環境政策課、循環社会推進課および自然環境課の職員については最寄りの健康福祉センター、土木部の職員については最寄りの土木事務所）に参集するものとする。

③ 参集時の心構え

職員は、参集途中で周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。

また、参集途中重大な被害が生じているのを認めたときは、各自の判断で住民の救出を優先し、救出の状況等について所属や参集場所に連絡するよう努める。

④ 参集状況等の報告

各部局の連絡課の連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、人事企画課へ報告する。

(8) 市町災害対策本部への職員の派遣

災害対策本部長（知事）は、市町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の総合調整等を行わせる。

(9) 現地災害対策本部の設置

① 災害対策本部長（知事）は、被害の甚大な市町において、早期に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

② 現地災害対策本部は、災害の状況に応じて、市町の設置する現地災害対策本部、各県合同庁舎、土木事務所等に設置する。

③ 現地災害対策本部長は、副本部長、本部員またはその他の職員のうちから災害対策本部長が任命する。

④ 現地災害対策本部に班を置き、その主な事務分掌は福井県災害対策本部運営要綱で定める。

⑤ 現地災害対策本部が設置されたときは、当該地方を管轄する県出先機関は、その指揮下に入るものとする。

(10) 地方連絡部

災害対策本部と総務省消防庁ほか中央省庁等との連絡に支障がある場合に備え、災害に関する中央省庁等との連絡、情報の交換を行うため、東京事務所、大阪事務所にそれぞれ地方連絡部を置く。

地方連絡部長には、各事務所長を充てる。

(11) 国の非常（緊急）災害現地対策本部との調整

国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合には、応急対策活動について連絡調整を行う。

(12) 文書等の取扱い

① 災害対策本部が設置された場合は、直ちに災害対策本部件名簿を作成するものとし、文書の記号は「福災」とする。

② 各部班が災害対策本部長名で発議する場合は、必ず防災班に合議する。

③ 発信文書には、災害対策本部長名とともに必ず班名を併記する。

④ 災害対策本部長公印は、総務部特命班（情報公開・法制課）にて保管する。

- ⑤ 災害対策本部から国、市町、防災関係機関等に対する連絡事項等の伝達および国、市町、防災関係機関等から災害対策本部に対する報告事項、要請事項等の受信については、その内容が軽易な場合を除きすべて記録し、災害情報等の発信および受信の確実を期する。

(13) 職務の代理

- ① 災害発生時において、災害対策本部長（知事）および災害対策副本部長（副知事）がともに不在等の場合には、福井県知事の職務代理者に関する規則（昭和26年3月27日福井県規則第5号）第2条の規定に準じて総務部長がその職務を代理するものとする。
- ② 災害発生時において、会計管理者が不在等の場合には、福井県会計管理者の事務の代理に関する規則（平成19年5月16日福井県規則第52号）第2条の規定に準じて会計局会計課長が、また会計局会計課長も不在等の場合には会計管理者があらかじめ指名したものがその職務を代理するものとする。
- ③ 災害発生時において、教育長が不在等の場合には、福井県教育委員会行政組織規則（昭和46年6月1日福井県教育委員会規則第5号）第27条第4項の規定に準じて教育庁企画幹がその職務を代理するものとする。
- ④ 災害発生時において、県警察本部長が不在等の場合には、福井県警察の処務に関する訓令（平成16年福井県警察本部訓令第12号）第7条第1項の規定に準じて主管の部長が、また、県警察本部長および主管の部長がともに不在等の場合には、同条第2項の規定に準じて、主管の課長等がその職務を代理するものとする。
- ⑤ 災害発生時において、部長が不在等の場合には、福井県事務決裁規程（昭和50年4月1日福井県訓令第3号）第7条の規定に準じてその部の企画幹が、また、企画幹も不在等の場合には部長があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。

第7 市町の配備体制

市町は、市町地域防災計画および非常対応マニュアルの定めるところにより、災害対策本部を設置し、職員の配備体制を整えるものとし、その場合においては、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

第8 指定地方行政機関等の配備体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令または防災業務計画、防災に関する計画に基づき、災害対策本部等を設置し、職員の配備体制を整えるものとし、その場合においては、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

第9 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部、関係指定地方行政機関等と協議の上、必要に応じて「震災対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。

第2節 広域的応援対応計画

第1 計画の方針

大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援が必要になることから、広域の応援に対応できる体制を整える。

第2 広域応援要請

(1) 応援要請の判断

被災市町が応援要請の判断をすることを原則とする。

ただし、地震被害が市町域を越えて同時多発するものであることから、広域的な観点から知事が必要な機関、自治体等に迅速に応援要請することができる。

(2) 応援要請の順位

応援要請は、被災の範囲・被害規模等の状況に応じ、次の順位により要請する。

① 県内相互応援

災害対策基本法、消防組織法、福井県・市町村災害時相互応援協定、福井県広域消防相互応援協定に基づく要請を行う。

② 県外からの応援

県外からの応援については、隣接県、ブロック単位、全国単位に災害対策基本法、消防組織法、相互応援協定（北陸3県、中部9県1市、近畿2府7県、岐阜県との協定）に基づく要請を行う。

ただし、自衛隊の派遣要請は、必要に応じ市町からの要請を待つことなく迅速に行う。

(3) 受入れ体制

応援隊の受入れは次の原則に従い、担当部署を明確化する。

① 警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れる。

広域緊急援助隊・緊急消防援助隊

② 自衛隊の受入れは、基本的には要請市町が行い、広域にわたる場合は県が受け入れる。

③ 自治体の受入れは、県または市町が行う。

(4) 総合調整

応援隊は、県災害対策本部の総合的調整のもとで活動する。

また、それぞれの受入機関は、県災害対策本部と密接な連携を図る。

第3 防災活動拠点

県および市町は、適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を確保する。

第4 防災関係機関の応援等

(1) 災害対策基本法に基づく応援等

① 市町の応援要請

ア 県内市町に対する応援要請

市町長は、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき県内の市町に応援を

求める。

応援を求められた県内の市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに、必要な応援を行う。

イ 県外市町村に対する応援要請

県外の市町村と個別に応援協定を締結している市町長は、その協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告する。

ウ 知事への要請

市町長は、当該市町の応急対策を実施するため必要があるときは、知事に必要な事項を明らかにして応援を求め、または応急措置の実施を要請する。

応援要請等を受けた場合、知事は、県の応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の支援を行う。

エ 指定地方行政機関に対する要請

市町は、当該市町区域における応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたとときは、指定地方行政機関の長に対し、必要な事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を要請する。

指定地方行政機関の長は、市町長から職員の派遣要請を受けたときは、その所掌事務に支障のない限り、適任と思われる職員を派遣する。

オ 民間団体等に対する要請

市町長は、当該市町区域における応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたとときは、民間団体等に協力を要請する。

② 県の応援要請

ア 他の市町に対する要請

知事は、被災市町の行う応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、他の市町に対し必要な事項を示し、他の市町が行う災害応急対策の実施状況を勘案しながら、必要な指示または調整を行う。

イ 他の都道府県に対する要請

知事は、大規模な災害が発生した場合において、県のみでは十分な応急対策が実施できないと認めたとときは、隣接府県等との応援協定に基づき、協定締結府県の知事に対して応援を要請する。

ただし、協定締結府県の応援でもなお十分な応急対策が実施できないと認めたとときは、協定外の都道府県知事に対して必要な事項を示し、応援を要請する。

ウ 指定行政機関等に対する災害応急措置実施等の要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があるときは、必要な事項を明らかにして、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長に対し職員の派遣や応急措置の実施を要請する。

また、指定公共機関に対しても同様に災害応急措置の実施を要請する。

エ 内閣総理大臣に対する要請

知事は、応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたとときは、内閣総理大臣に対して必要な事項を示し指定行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

オ 第八管区海上保安本部に対する要請

知事は、大規模な火災、爆発その他人命に危険が急迫する場合など緊急を要する事態に対し、巡視船艇や航空機による海上輸送等の救援が必要と認められたときは、第八管区海上保安本部に対し、必要な事項を明らかにして支援を要請する。

(2) 消防の応援

① 市町の応援要請

ア 県内市町消防に対する応援要請

消防機関は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合は、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の市町に応援要請を行う。

イ 県外市町村消防に対する応援要請

隣接する県外市町村の消防機関と個別に応援協定を締結している市町長は、その協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告する。

ウ 他都道府県消防機関に対する応援要請

市町長は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき必要な事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

② 県の応援要請

知事は、県内の消防力のみでは対処できない場合は、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊等の派遣および「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知)に基づく他の都道府県および消防機関所有のヘリコプターの派遣要請等を行う。

(3) 県警察本部の応援要請

県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、必要な事項を示して、警察庁または他の都道府県警察に対し、警察法第60条に基づく広域緊急援助隊等の応援要請を行う。

(4) 自衛隊の災害派遣

① 市町が行う災害派遣要請依頼

市町長は、災害の発生に際し、当該市町村の住民の生命または財産の保護のため、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。ただし、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合など知事に要請するいとまがなく、やむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して連やかに所定の手続をとる。

② 県が行う災害派遣要請

知事は、被災市町長または警察署長もしくは指定地方行政機関から自衛隊の派遣要請依頼があり、住民の生命または財産の保護のため必要と認めるときは、直ちに関係自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

ただし、災害派遣要請は市町長等の要請依頼に基づき、知事が派遣を要請するのが原則であるが、知事は既に得られた被害状況等の判断に基づき、独自に行うことができる。

第5 応援要請等を行う場合に示す基本的事項

ア 措置を必要とする理由

イ 措置を必要とする人員、車両、装備、資機材等

ウ 措置を必要とする場所

エ 特に道路に損壊がある場合の県内経路

オ 期間、その他必要な事項

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 計画の方針

災害に際して、人命または財産を保護するために自衛隊に対し災害派遣を要請するときの
手続、受入等を定める。

第2 派遣要請の実施

知事は、災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外
の機関で不可能または困難であると認められるとき、災害の発生が迫り、予防措置に急
を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないときもしくは市町長から要請があったときは、
直ちに自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

第3 派遣の内容

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動の支援
- オ 道路の啓開
- カ 応急医療、救護及び防疫
- キ 人員および物資の緊急輸送
- ク 消防活動の支援
- ケ 危険物の保安及び除去
- コ その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの
- サ 物資の無償貸付または譲与

第4 自衛隊の情報収集

県内において震度5以上の地震が観測された場合において、各自衛隊は、航空機等によ
り被害状況の収集活動を行い、その収集した情報を必要に応じ、県に伝達する。

第5 派遣要請の手続き

(1) 知事が行う派遣要請の手続き

知事は、市町長から自衛隊の派遣要請の要求を受け、その要求の事由が適切と認めた
場合、または自衛隊が収集した情報等既に得られた被害状況に基づき自らの判断で派遣
を要請する場合は、災害派遣要請書を下記(4)に掲げる関係部隊に提出するものとする。

ただし、事態が急を要する場合は、電話により下記(3)の事項を連絡し、事後速やか
に文書を提出するものとする。

(2) 市町長が行う派遣要請手続き

① 市町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を知
事(危機対策・防災課)に提出するものとする。

ただし、事態が急を要する場合は、電話により下記(3)の事項を連絡し、事後速やか
に文書を提出するものとする。

② 市町長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合など知事に要
求するいとまがなく、やむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事

後、知事に対して速やかに所定の手続きをとるものとする。

(3) 口頭で要請する場合の連絡事項

- ア 災害の状況および派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域および活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(4) 派遣要請先

派 遣 要 請 先	電 話 番 号
陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） （石川県金沢市野田町1-8）	076-241-2171
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1190）	0773-62-2250
航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戊267）	0761-22-2101

第6 自主的派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。
- (5) 庁舎、営舎その他防衛庁の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。

ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

第7 派遣部隊の受入

(1) 派遣部隊の受入体制

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市町長にその旨を通報し、受入体制を整備させるとともに、市町その他関係機関相互の連絡調整に当たる。

- ア 派遣部隊と市町との連絡窓口および責任者の決定
- イ 作業計画および資機材の準備
- ウ 宿泊施設およびヘリポートや岸壁等施設の準備
- エ 住民の協力
- オ 派遣部隊の誘導

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

知事および市町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

(3) 自衛隊は、部隊を派遣する場合、県または市町の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や消防、警察との調整・連絡に当たらせる。

第8 派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、または派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう当該市町長および派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請を行う。

第9 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として派遣を要請した市町が負担する。

ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

ア 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借上げ料

イ 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費および入浴料

ウ 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

エ 市町が管理する有料道路料

第4節 ボランティア受入計画

第1 計画の方針

震災時には、行政のみによる防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティア等による活動が円滑に行われるよう、ボランティア活動環境を整備する。

第2 ボランティアの受入体制

(1) 県の支援

県は、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認められる団体に対し、災害ボランティア本部の設置を要請するとともに、当該災害ボランティア本部の円滑な運営を確保するため、必要な支援を行う。

また、対策本部にボランティア部門を設け、災害ボランティア本部と連携を図るとともに、市町と情報交換を行い、被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。

(2) 市町の支援

市町は、避難施設、救援物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行う。

また、当該ニーズに応じて県にボランティアの要請を行うとともに、市町ボランティアセンターの設置および活動の支援を行う。

第3 ボランティアの活動体制および活動拠点

県および市町は、第1で把握したボランティアニーズについて、あらかじめ災害ボランティア本部に情報提供を行い、ボランティアが活動に参加しやすい体制づくりを行う。

また、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点にするなどの支援を行う。

なお、ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入する。

第5節 地震・津波情報等の伝達計画

第1 計画の方針

地震・津波情報および津波警報等を各機関の緊密な連携のもとに、迅速かつ的確に伝達し、早期の災害応急対策の実施を可能にする。

第2 津波警報等および地震・津波情報の種類

(1) 津波警報等の種類及び内容

① 種類

- ア 津波警報: 担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想される時発表する。
- イ 津波注意報: 担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想される時発表する。
- ウ 津波予報: 津波による災害のおそれがないと予想される時発表する。

② 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

ア 津波警報・注意報

種類		発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

- (注) 1. 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

ウ 福井県が属する津波予報区及び発表官署

津波予報区	区 域	発表官署
福 井 県	福 井 県	気 象 庁 本 庁



福井県および周辺の県が属する津波予報区

(2) 地震・津波に関する情報の種類と内容

	情報の種類	発表内容
地震情報	震度速報	震度3以上を観測した地域名(全国を約190に区分)と震度、地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)、その規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表 津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表

(3) 緊急地震速報(警報)の実施及び実施基準等

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。

(注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

第3 津波警報等および地震・津波情報の伝達

(1) 津波警報等の伝達

① 気象庁本庁からの伝達

福井県の沿岸(津波予報区:福井県)に対する津波警報等は、気象庁本庁が伝達中枢および福井地方気象台を通じて、防災関係機関に通知する。

② 気象庁本庁からの津波警報等の伝達を受けた機関の措置

気象庁本庁から津波警報等の通知を受けた次に掲げる機関は別に定める伝達先および伝達システムにより、他の通信または放送に優先して関係市町へ伝達または放送する。

ア 福井地方気象台……………第1図のとおり

イ 福井県警察本部……………第2図のとおり

ウ 敦賀海上保安部……………第3図のとおり

エ 東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社

オ NHK福井放送局、福井放送(株)および福井テレビジョン放送(株)は緊急警報放送を

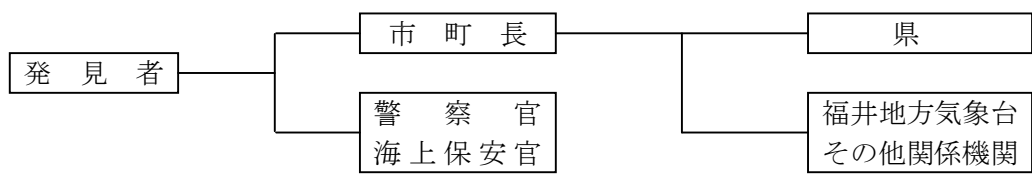
- 行う。
- ③ 福井地方気象台から伝達を受けた福井県の措置
危機対策・防災課職員（時間外は気象連絡員）は、県防災行政無線により県出先機関、市町および消防本部へ伝達する。
 - ④ 市町の措置
市町地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民および所在の官公庁等へ伝達する。
 - ⑤ その他の防災関係機関の措置
それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に伝達する。
 - ⑥ 津波警報受信システム
県庁に気象衛星を利用した津波警報受信システムを配備し、迅速な情報収集を行う。
- (2) 地震および津波に関する情報の伝達
- ① 福井地方気象台からの伝達
気象庁地震火山部および福井地方気象台が福井県を対象区域として地震および津波に関する情報を発表した場合、前出の「津波警報等の伝達」を準用して、通報する。
 - ② 情報の伝達を受けた機関の措置
福井地方気象台から地震および津波に関する情報を受けた機関は、前出の「津波に関する警報等の伝達」を準用して、通報または放送を行うように努める。
- (3) 震度情報ネットワークの形成
- 県内の全ての市町に震度計を設置し、震度情報を市町、県、国間のネットワークにより迅速に把握するとともに、被害予測システムにより各市町の被害を推定するなど、国、県、市町の初動活動体制と広域応援体制の充実強化を図る。

第4 沿岸住民の避難、誘導體制

- (1) 沿岸住民等への避難勧告等
- 沿岸市町は、津波による被害を防止するため、津波警報が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市町長自らの判断で、海浜にいる者に対して直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告または指示する。
- また、浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸および河口部付近の住民等に対し避難するよう勧告または指示する。
- (2) 避難誘導體制
- 沿岸市町は、海浜にいる者および付近の住民に避難するよう勧告または指示した場合は、状況に応じた避難場所、避難路を指示し、職員、消防団、水防団、自主防災組織等により速やかに避難誘導を行う。
- なお、海岸付近の住民は、津波警報が発表された場合や震度4以上の強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、あらかじめ指定された避難場所または高台に速やかに避難する。
- その際、身体の不自由な者や老人の避難を互いに協力して行う。

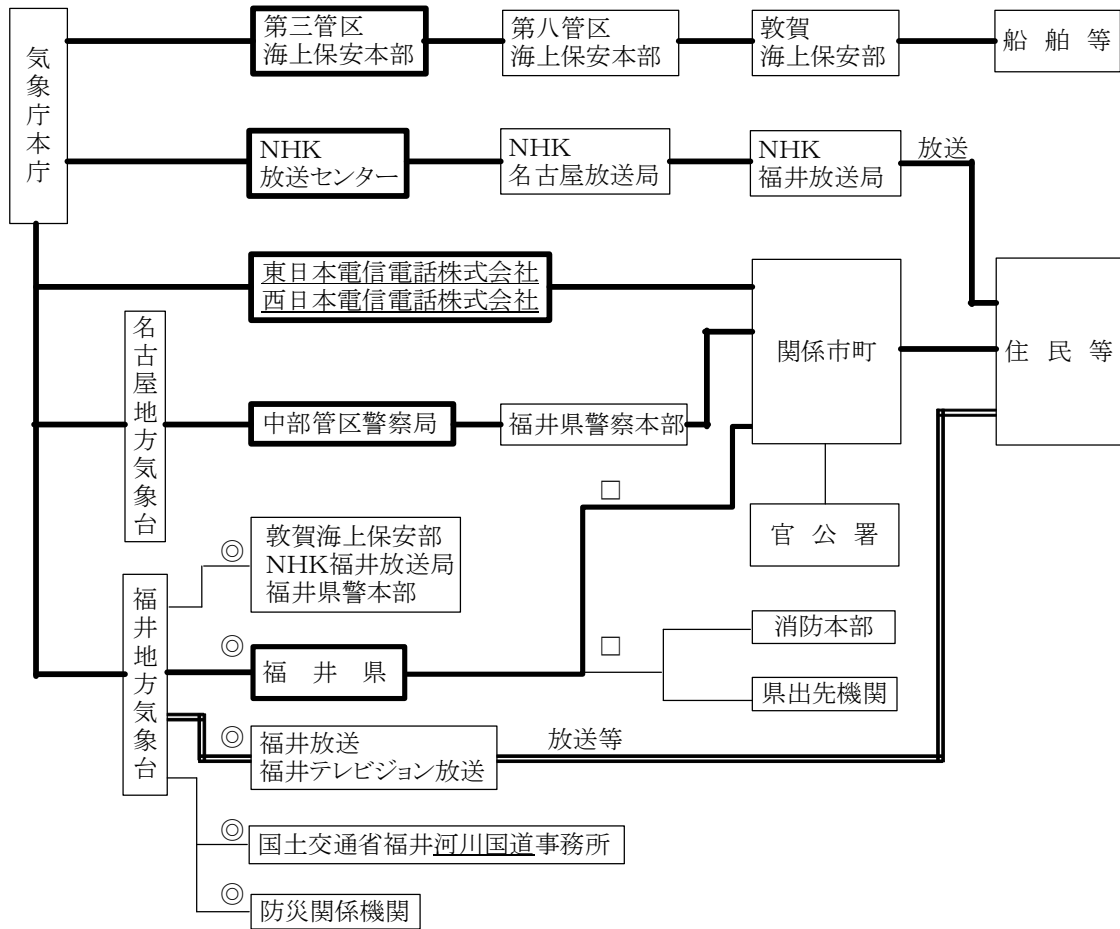
第5 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法54条に基づき、遅滞なくその旨を市町長または警察官もしくは海上保安官に通報し、市町長は、すみやかに県および福井地方気象台、その他の関係機関に通報する。



- (1) 市町長が福井地方気象台等に通報すべき事項
- ア 異常な高波・うねり・潮位・河川水位等があったとき。
 - イ 震度4以上の地震があったとき。
 - ウ 頻発地震（数日にわたり頻繁に感じる地震）があったとき。
- (2) 市町長からその他の関係機関への通報は第3章第6節に定めるところにより行う。

第1図 津波警報等伝達系統図



◇凡例

	法令（気象業務法等）による通知系統
	法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼および周知系統
	地域防災計画・行政協定・その他による伝達系統
	防災情報提供システム
	県防災行政無線
	法令により、気象官署から警報事項を受領する機関

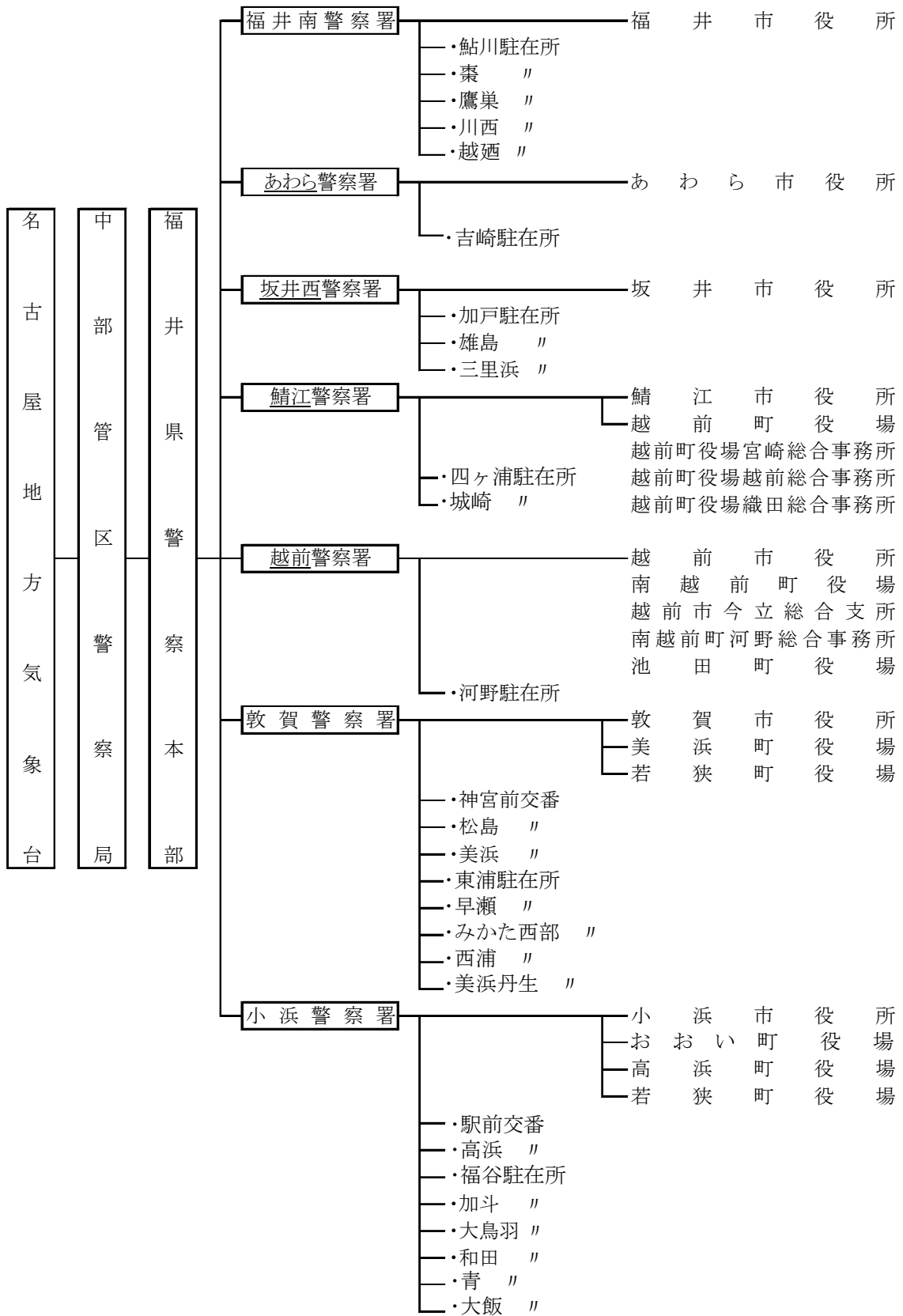
◇通信途絶時の福井地方気象台からの代替伝達経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、次の代替経路により伝達する。

代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で加入電話、気象台職員による使送、無線設備設置機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

機関名	県防災行政無線
福井県	○
敦賀海上保安部	○

第2図 県警察の津波警報等伝達系統図



第6節 災害情報収集伝達計画

第1 計画の方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うには、被害や復旧状況に関する情報を迅速かつ正確に収集し、関係機関に連絡することが重要であることから、関係機関は所掌の情報を積極的に収集把握して、県に報告する体制を確立する。

第2 震災に関する情報の収集および伝達

(1) 防災関係機関相互の連絡体制の確立

県は、市町および防災関係機関との迅速な情報交換を行うため、総合防災情報システムを中枢とする災害情報センターを整備し、防災通信ネットワークの形成に努める。

(2) 県の実施体制

被害規模を早期に把握するために、自衛隊が収集し県に伝達する情報を活用するほか、災害情報の積極的な収集を行う。

① 市町からの収集（被災市町のほか、隣接市町を含む）

市町から情報を収集する場合その対象とする事項

ア 被害発生情報（日時 場所 原因）

イ 被害概況（後述の被害状況に準じ、内容によってはそのまま被害状況報告に移行してよい。）

ウ 市町の応急対策の概況（災害対策本部の設置状況）

エ 県に対する要請事項（自衛隊派遣要請等）

オ その他応急対策の実施に際し必要な事項

ただし、県の応急対策活動の決定を行うに当たり、市町からの情報によりがたいときは、消防本部の情報や被害予測システムなどにより、被害の状況を推測することがある。

② 警察および通信・電力・交通機関等からの収集

災害発生や応急対策に関連ある事項について、各機関から情報を収集する。県警察本部は、警察署等で把握した被害情報については、災害警備本部を通じ県災害対策本部に報告するとともに、県警察航空隊は、ヘリコプターテレビシステム等の装備を活用し、空中偵察により被害状況等の情報収集に努める。

③ ヘリコプター等による情報の収集

県は、震災に関する情報の収集に当たっては、ヘリコプター、ヘリコプターテレビシステムを通じ、さらに無線通信設備を活用して迅速かつ的確に災害状況等を把握するよう努める。

ただし、上記ヘリコプターのみでは、対応不可能な場合、県は、自衛隊および他府県に対し、応援を要請する。

また、県はヘリコプターの緊急離着陸基地としてヘリポートの整備に努める。

④ 衛星車載局による情報の収集および伝送

県は、震災による被災状況、応急対策実施情報などの情報を衛星車載局の画像伝送、衛星通信などの機能を活用して迅速かつ的確に収集および伝送する。また、災害現場の被災映像情報を県内防災関係機関をはじめとして国や他の都道府県などへ配信する。

また、県警察のヘリコプターテレビシステムとの連携により、県内すべての地域での画像情報の収集を行う。

⑤ 参集途上職員の情報収集

参集途上にある職員は、周囲の被災状況を把握し、参集後所属班長に報告し、各部署は、職員の情報内容を災害対策本部事務局に報告する。

⑥ 地域住民からの収集

被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合には、公民館長、消防団長、区長等の地域住民から情報を収集するものとする。

なお、収集した情報は、内容に応じて、市町に伝達するものとする。

⑦ 関係機関への伝達

県は、上記情報のうち重要なものおよび県の対策について、次の機関へ伝達または報告する。

ア 関係市町

イ 自衛隊

ウ 国（総務省消防庁）

エ 報道機関

オ その他の関係機関

⑧ 国（総務省消防庁）に対する報告

関係機関に伝達する事項のうち、災害対策基本法に基づき国（総務省消防庁）に報告すべき災害は次のとおりとする。

なお、この報告は、消防組織法に基づく「災害報告取扱要領」および「火災・災害等連報要領」により行う総務省消防庁への報告と一体的に行う。

ア 災害対策本部を設置した災害

イ 災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要が認められる災害

ウ 上記に定める災害になるおそれのある災害

エ 市町から、被害が確定した場合における確定報告

⑨ 関係機関への情報連絡手段

防災関係機関は、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、報告するときの状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡する。

⑩ 通信関係のボランティアの活用

大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、パソコン通信利用者といった通信関係のボランティアの協力を得ることとし、そのための募集方法や活用方策を検討する。

(3) 市町の実施体制

市町は、災害情報収集伝達体制について、被害規模を早期に把握するための情報の積極的な収集に配慮し、市町地域防災計画に具体的に定めておく。

特に、災害初期の状況は、自主防災組織等を通じて直ちに市町に通報されるよう、住民による情報収集伝達体制を確立しておく。

また、市町は、携帯電話の不感地域で、道路の寸断や電話回線の途絶等により孤立化することが予想される集落について事前に把握するとともに、衛星携帯電話の配備など、情報収集伝達手段の確保を図るものとする。

なお、被害状況の報告は、県（危機対策・防災課）に報告することを原則とするが、県に報告することができない場合は、国（総務省消防庁）に報告を行い、県との連絡が取れるようになった場合は、県に対して報告する。

また、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、隣接市町は、被災市町における被災状況等の情報収集に積極的に努め、収集した情報を県に対して速やかに報告する。

(4) 119番通報の状況報告

地震等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町は直ちに消防庁および福井県に対し報告する。

(5) 情報の優先順位

情報収集および通報は、人的被害および住家被害に関連あるものを優先する。

第3 被害状況報告

(1) 被害状況等の報告

市町および防災関係機関は地震災害発生後に調査収集した被害状況等について、次により速やかに報告する。

県は、報告を受けた被害状況について集計を行い、速やかに国（総務省消防庁）に対し報告を行う。

なお、被害状況の報告は次のとおりである。

① 通常時（消防庁応急対策室）

ア 電話番号

03-5253-7527（NTT回線）

90-49013（消防防災無線）

発信特番-048-500-90-49013（地域衛星通信ネットワーク）

イ FAX番号

03-5253-7537（NTT回線）

90-49033（消防防災無線）

発信特番-048-500-90-49033（地域衛星通信ネットワーク）

② 夜間・休日等（消防庁宿直室）

ア 電話番号

03-5253-7777（NTT回線）

90-49102（消防防災無線）

発信特番-048-500-90-49102

イ FAX番号

03-5253-7553（NTT回線）

90-49036（消防防災無線）

発信特番-048-500-90-49036

(2) 報告の種類

① 災害即報 災害を覚知したとき、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で行う。

② 災害確定報告 応急対策終了後10日以内に行う。

③ 国への確定報告 応急措置の完了後20日以内に国に対して県が行う。

なお、災害即報については、市町は、地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したときは、第一報を県に対してだけでなく、国（総務省消防庁）に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとし、さらに要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、国（総務省消防庁）に対して行うものとする。

(3) 報告の方法

- ① 各関係機関は、予め被害状況報告責任者を定めておくものとする。
- ② 報告様式
 - ア 災害即報は、市町にあつては県地域防災計画に定める第1号様式または第2号様式により、関係機関にあつては第1号様式または別に定める様式により報告する。
 - イ 災害確定報告は第2号様式により報告する。なお、関係機関にあつては別に定める様式により報告することができるものとする。
 - ウ 災害救助法が適用されたとき、または同法の適用基準に達する見込みがある場合に、市町は災害即報と併せて、第3号様式により報告する。
 - エ 国に対する確定報告は、災害対策基本法第53条第2項に基づく内閣総理大臣あて文書および消防組織法第40条に基づく内閣総理大臣あて文書を各1部ずつ消防庁に提出する。
- ③ 報告の方法
 - 災害即報等は、原則として県防災行政無線または一般加入電話により行うものとするが、やむを得ない場合には、電報あるいは非常無線等を用いて報告する。
 - 災害確定報告は、必ず文書により報告する。

被害情報連絡体制

情報連絡内容	情報収集・連絡系統図
I 被害・復旧の状況	
① 人的被害・家屋被害 火災状況	
② 道路状況・交通状況	
③ 堤防・護岸・港湾施設の状況	
④ ライフライン・輸送 機関状況	
⑤ 文教施設関係状況	
⑥ 病院施設関係状況	
⑦ 廃棄物処理場関係状況	
⑧ 火葬場関係状況	
⑨ その他の施設の状況	
II 対策の実施状況	
① 住民避難の状況	
② 救護物資・避難所運営・ボランティアの 受入れ状況	
③ 治安の状況	
④ その他の対策の状況	

第7節 通信運用計画

第1 計画の方針

県、市町および関係機関は、災害に関する予報、警報および情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達等重要通信の疎通を確保するため、通信施設の適切な運用を図る。

第2 地震発生直後の機能確認と応急復旧

地震発生時には、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧に当たるとともに、携帯電話等の代替通信手段を確保するほか、すべての通信手段が途絶された場合には、使者を派遣して通信の確保を図る。

第3 通信手段の確保

(1) 災害時の通信連絡

県、市町および防災関係機関が行う災害に関する予報、警報および情報の伝達もしくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、または無線通信により速やかに行う。

(2) 通信の統制

地震災害発生時においては、加入電話および無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

(3) 各種通信設備の利用

① 電話および電報施設の優先利用

ア 電話の優先利用

(ア) 非常緊急通話用電話の承認

各機関は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図り、かつふくそうを避けるため、非常緊急通話用電話（加入電話）をあらかじめNTT支店に申請し、承認を受ける。

(イ) 非常通話

天災その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあると認められる場合、別に定める事項を内容とする市外通話については、すべての通話に優先して接続される。

申し込みに当たっては、あらかじめ（ア）によりNTT支店の承認を得た非常緊急通話用電話から申し込むものとする。

(ウ) 緊急通話

緊急通話は、火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合で別に定める事項を内容とするものに対して一般通話に優先して接続される。

申し込みに当たっては、あらかじめ（ア）によりNTT支店の承認を得た非常緊急通話用電話から申し込むものとする。

イ 電報の優先利用

(ア) 非常電報

地震その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあると認められる場合、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

ただし、気象業務法に基づく警報の次順位となる。

電報発信に当たって電話により非常電報を発信する場合は、あらかじめ電話による電報サービス取扱所と事前に発信方法等について協議しておくものとする。

(イ) 緊急電報

非常電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する事項を内容とする電報については、緊急電報とし、非常電報の次順位として取り扱われる。

電報発信に当たって電話により緊急電報を発信する場合は、あらかじめ電話による電報サービス取扱所と事前に発信方法等について協議しておくものとする。

② 警察通信設備の優先利用

県は、災害対策基本法57条の規定に基づく「警察通信設備の優先利用等に関する協定」により、加入電話および県防災行政無線が使用不能になったときは、警察通信設備を優先的に利用する。

③ 非常通信の利用

県、市町および防災関係機関は、加入電話および防災行政無線等が使用不能になったとき、北陸地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する無線通信施設を利用する。

④ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者または管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害をうけた通信設備が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

⑤ 放送機関への放送要請

県は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、法55条の規定に基づく通知または要請について加入電話および県防災行政無線が使用不能になったときは、放送機関（日本放送協会、福井放送(株)、福井テレビジョン放送(株)、福井ケーブルテレビ(株)、(株)嶺南ケーブルネットワーク、丹南ケーブルテレビ(株)、(株)ケーブルテレビ若狭小浜、美方ケーブルネットワーク(株)、さかいケーブルテレビ(株)、こしの国広域事務組合、南越前町、高浜町、おおい町、若狭町、福井エフエム放送、NPO法人たんなん夢レディオ、敦賀FM放送(株)）に対し連絡のための放送を要請する。

この場合において、特に必要と認めるときは、緊急警報放送を利用する。

第4 県防災行政無線の運用

(1) 災害時の通信連絡

県が行う気象予警報および災害時における災害情報の伝達もしくは被害状況の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等は、県主要機関、市町および防災関係機関に整備した県防災行政無線を有効に活用し行う。

(2) 県防災行政無線の運用

福井県防災行政無線の運用については、「福井県防災情報ネットワーク管理運用綱」、「福井県衛星車載局管理運用要綱」および「福井県防災行政無線通信取扱要領」に基づき、災害時の通信連絡を迅速かつ確実に伝達するために必要な通信回線を確保する。このため、災害発生により通信がふくそうした場合またはふくそうの恐れがある場合には、通信回線の統制を行い緊急回線を確保する。また、現地対策本部など緊急に通信回線を

必要とする機関に対し、衛星車載局および可搬型地球局による臨時通信回線の設置を行う。

応急対策活動に衛星車載局や県警察のヘリコプターテレビシステムを活用した被災画像情報を県災害対策本部、市町・消防本部、国等ヘリアルタイムに配信する。また、必要に応じ関係機関との間でテレビ会議方式による災害対策会議等を開催する。

① 無線通信の種類と取扱い順位

ア 無線通信の種類

(ア) 緊急通信

地震、台風その他緊急の事態が発生し、または発生するおそれがあるときに行う緊急を必要とする通信

(イ) 一般通信

緊急通信以外の通信

(ウ) 一斉通信

複数の無線局に対して、同時に一方的に行う通信

イ 取扱い順位

災害時における無線通信の取扱い順位は、原則として次のとおりとする。

(ア) 緊急一斉通信

(イ) 緊急通信

(ウ) 一般一斉通信

(エ) 一般通信

② 無線通信の手段

無線通信は、音声またはファクシミリにより行う。無線ファクシミリ設置機関は、災害時における災害情報の受伝達、被害状況の収集その他正確かつ詳細な情報伝達を行うため無線ファクシミリを活用する。

③ 統制局（県庁）で行う通信の運用

ア 一斉通信

気象予警報、地震情報、警戒宣言その他応急対策に必要な指示、伝達等を県機関、市町および防災関係機関へ同時に迅速かつ確に行う必要がある情報の伝達は、統制局（県庁）の一斉指令卓から一斉通話（音声により行う一斉通信）、または一斉ファクシミリ通信（ファクシミリにより行う一斉通信）により行う。

イ 一斉通信業務の体制

統制局（県庁）から行う一斉通信は、危機対策・防災課職員が行い、支部（土木）管内一斉は、土木事務所職員が行う。

ウ 県災害対策本部設置の対応

県災害対策本部設置時の防災行政無線の運用は、統制管理者（安全環境部長）の指示に従い、県災害対策本部事務局員（危機対策・防災課職員）が一斉通信等の業務を行う。

県災害対策本部設置時は、緊急通信を優先して行い、必要に応じて一般通信の規制、制限を行う。

エ 通信の統制

災害の発生時等に、通信がふくそうした場合、または通信のふくそうのおそれがある場合の統制は、原則として、県災害対策本部で行う。

(ア) 一次統制

緊急通信以外の通信を制限する必要がある場合には、無線回線を自動交換接続

から手動交換接続に切り替えて通信の統制を行う。

(イ) 二次統制

通信量が増大し、緊急通信の確保が困難な場合、または通信のふくそうが予想される場合には、内線電請から無線回線への接続を全て規制し、無線用電話機だけが使用できるように通信の統制を行う。

オ 緊急時仮設電話の設置

県災害対策本部設置時には、状況に応じ、総合防災センターに設置される本部に臨時電話を設置する。

④ 支部局で行う通信統制の運用

ア 支部統制業務の実施

支部局に現地災害対策本部を設置した時、または大規模災害等により統制局と支部局の間の通信が途絶した場合には、管内市町等の被害状況の収集、通信の統制および一斉通信等の業務を行う。

イ 県災害対策本部との通信の確保

支部局から管内市町等へ一斉通信を行うときは、県災害対策本部と緊密な連絡を図りながら、県災害対策本部の指示に従う。

ウ 支部局の主な通信業務

(ア) 管内市町等からの被害状況の受伝達

(イ) 管内端末局の通信の統制

(ウ) 一斉通信による管内市町等への災害情報の伝達、指示等

(エ) 移動無線局による情報の収集、応急対策活動等

第5 市町における通信の運用

市町における通信の運用は、「第3 通信手段の確保」に準じて行う。

また、防災行政無線が設置されている市町においては、住民への警報等の伝達、避難の勧告および指示等について、防災行政無線を有効に活用する。

第8節 広報計画

第1 計画の方針

地震発生時におけるパニックの発生を防止するため、被災地および隣接地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供し、民心の安定と円滑な応急対策活動の実施を確保する。

第2 県災害対策本部における広報

(1) 情報収集の要領

- ① 広報課(班)は、災害時の広報に関し、危機対策・防災課および各部連絡課と相互に緊密な連絡を図る。
- ② 各部関係課は、各部連絡課を通して、刻々の情報を広報班に連絡する。
- ③ 広報課(班)は、必要に応じ職員を現地に派遣し、情報収集ならびに写真取材を行う。

(2) 広報の内容

- ア 災害発生状況
- イ 地震・津波に関する情報
- ウ 道路および交通情報
- エ 電気、ガス、上・下水道等ライフライン施設状況
- オ 災害応急対策の状況
- カ 医療、救護所の開設状況
- キ 給食、給水実施状況
- ク 衣料、生活必需品等供給状況
- ケ 河川、港湾、橋梁等土木施設状況
- コ 住民の生活確保、指導に関する措置
- サ 避難措置その他の住民の保護措置
- シ ボランティア活動の状況
- ス 県民の心得等民心の安定および社会保持のための必要事項
- セ 原子力発電所の状況
- ソ その他必要事項

(3) 広報の方法

① 報道機関への広報の要請

- ア 報道機関を通じて、県民や被災者に対して必要な情報や注意事項および県の対策などを周知徹底する。報道機関への発表は報道主管者（総務部の企画幹または安全環境部の企画幹）が行う。
- イ 知事は放送機関との「災害時の放送要請に関する協定」に基づき、随時、地震情報・被害情報の広報、県民に対する協力要請等を行う。

発表・要請先

機関名	〒	所在地	電話番号	連絡窓口
日本放送協会 福井放送局	910-8680	福井市宝永 3-3-5	福井(0776)28-8873 28-8850 (代表)	放送部
福井放送株式会社	910-8588	福井市大和田町 37-1-1	福井(0776)57-7802 57-1000 (代表・夜間)	報道部
福井テレビジョン 放送株式会社	918-8688	福井市間屋町 3-410	福井(0776)21-2234 21-2239 (夜間) 21-2233 (代表)	報道部

福井ケーブルテレビ株式会社	910-0857	福井市豊島 1 丁目 3-1	福井(0776)20-3377	
株式会社嶺南ケーブルネットワーク	914-0814	敦賀市木崎 40-8-1	敦賀(0770)24-2211	
丹南ケーブルテレビ株式会社	915-8588	越前市塚町 101	越前(0778)21-5040	
株式会社ケーブルテレビ若狭小浜	917-0082	小浜市小浜津島 76-1	小浜(0770)52-7202	
美方ケーブルネットワーク株式会社	919-1123	三方郡美浜町久々子 31-2-1	美浜(0770)32-3400 32-3401(夜間)	
さかいケーブルテレビ株式会社	919-0463	坂井市春江町江留上昭和 131	坂井(0776)58-0505	
こしの国広域事務組合	910-1212	吉田郡永平寺町東古市 10-5	(0776)63-1231	
南越前町	919-0292	南条郡南越前町東大道 29-1	(0778)47-8013 47-3000(時間外)	企画財政課
高浜町	919-2292	大飯郡高浜町宮崎 71-7-1	(0778)72-7711 72-1111(時間外)	企画情報課
おおい町	919-2111	大飯郡おおい町本郷第 136 号 1 番地 1	(0770)77-1111 77-9030 77-1111(時間外)	電子情報課
若狭町	919-1393	三方上中郡若狭町中央第 1 号 1 番地	(0770)45-1111	企画環境課
福井エフエム放送株式会社	910-8553	福井市御幸町 1-1-1	福井(0776)21-2100 (代表)	業務部
NPO法人たんなん夢レディオ	916-0026	鯖江市本町 2 丁目 2	(0778)53-2562	
敦賀FM放送株式会社	914-0051	敦賀市本町 2 丁目 12-3	(0770)23-3370	

② その他の広報

- ア 市町の広報体制を活用した広報
- イ 県広報車による広報
- ウ 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

(4) 資料の保有

広報課(班)は収集ならびに取材した資料や写真を保存・整理するとともに、必要に応じて特別広報を行う。

(5) 相談窓口の開設

災害が発生した場合には、あらかじめ設置してある相談窓口において被災者等からの相談、問い合わせ等に対応する。

また、国、県、市町等の総合相談窓口の開設を行い、被災者等からの幅広い相談に応じる。

第3 市町における広報

市町は第一義的な広報機関として、関係機関と調整の上、次の事項等について広報する。

(1) 地震発生直後の広報

- ア 地震・津波災害の予測
 - イ パニック防止の呼びかけ
 - ウ 避難の勧告・指示
 - エ 出火防止の呼びかけ
 - オ 人命救助の協力呼びかけ
 - カ 各市町内被害状況の概要（建物破壊、火災発生時等）
 - キ 各市町の応急対策実施状況
 - ク その他必要な事項
- (2) 災害の状況が静穏化した段階の広報
- ア 地震・津波災害の現況
 - イ 被害情報および応急対策実施情報
 - ウ 安否情報
 - エ 生活関連情報
 - (ア) 電気・ガス・上下水道
 - (イ) 食糧、生活必需品の供給状況
 - オ 通信施設の復旧状況
 - カ 道路交通状況
 - キ 交通機関の運行状況
 - ク 医療機関の活動状況
 - ケ その他必要な事項
- (3) 避難所避難者への情報伝達
- 市町は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報ニーズの把握に努め、情報を伝達する。

第4 指定地方行政機関等における広報

指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関等は、各々の災害時の広報計画に基づき広報を実施するものとする。重要な事項の広報については、事前に県、関係市町および関係防災機関に通報する。

第5 災害情報インターネット通信システムの活用

震災が発生した際には県外への情報発信が重要であることから、県は、災害情報インターネット通信システムを活用し、被災地の安否情報、生活情報など住民のニーズにあった災害情報を住民のみならず、国内外に提供する。

第9節 避難計画

第1 計画の方針

住民を災害の状況に応じ速やかに避難させ、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

第2 避難態勢

(1) 避難を必要とする場合

- ① 余震等により、被害の拡大や二次災害発生のおそれがあるとき
- ② 延焼火災の拡大により広範囲な区域が危険にさらされるおそれがある場合
- ③ 津波の襲来が予想され、または襲来した場合
- ④ 崖崩れ、地すべり等大規模な地盤災害が予想され、または発生した場合

(2) 避難の勧告・指示

① 避難の勧告・指示

ア 市町長の措置（災害対策基本法第60条）

市町長は、建築物の倒壊、火災、崖崩れ、津波等の災害が発生し、または発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、立ち退きの勧告および指示を行う。

イ 警察官または海上保安官の措置（警察官職務執行法第4条、災害対策基本法第61条）

警察官は、地震に伴う災害の発生により危険な事態が切迫したと認めるときは、警告を発し、特に急を要する場合においては、必要な限度で避難の措置をとる。

また、警察官または海上保安官は、市町長が行う避難の指示について、市町長がその措置を行ういとまがないとき、あるいは市町長から要請があったときは当該地区の住民に対し立ち退きの指示を行う。

この場合、警察官または海上保安官は、速やかにその旨を市町長に通知する。

ウ 自衛官の措置（自衛隊法94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、当該地域住民の避難について必要な措置をとる。

エ 知事等の措置（地すべり防止法第25条、水防法第22条）

知事およびその命を受けた職員は、地震に伴う津波の襲来および地すべりにより著しく危険な地域の住民に対し、立ち退きを指示する。

この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

オ 知事による避難の指示等の代行（災害対策基本法第60条第5項）

知事は、災害の発生により、市町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難の指示等を当該市町長に代わって実施する。

② 避難の勧告・指示の内容

避難の勧告・指示を行う者は、以下の事項を明示する。

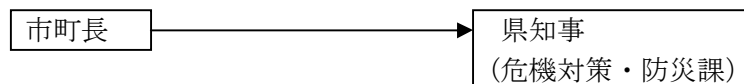
- | | |
|---|-------------|
| ア | 要避難対象地域 |
| イ | 避難先 |
| ウ | 避難経路 |
| エ | 避難の勧告・指示の理由 |
| オ | 避難時の注意事項等 |

③ 避難措置の周知等

ア 関係機関への通知

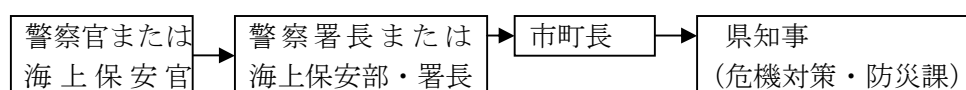
避難の勧告または指示を行った者は、おおむね次により必要な事項を通知する。

(ア) 市町長の措置

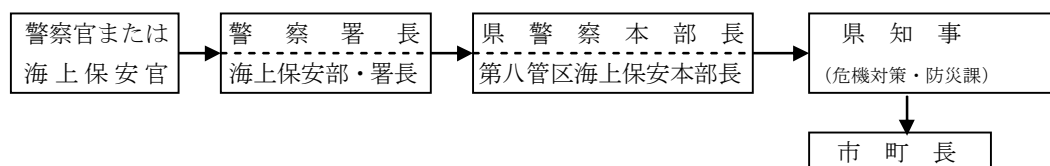


(イ) 警察官または海上保安官の措置

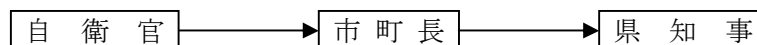
・災害対策基本法に基づく措置



・職権に基づく措置



・自衛官の措置



イ 住民への周知

県および市町は、自ら避難の勧告または指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、関係機関と協力して同報無線、広報車および放送等による広報やその他実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

④ 避難の誘導

市町職員は、警察官または消防職（団）員等避難措置の実施者や、自治会単位の防災リーダー等避難誘導員と協力して、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。

避難に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治会ごとの集団避難を行い、高齢者、幼児、障害者、病人等の災害時要援護者を優先して誘導する。

(3) 避難所の開設

① 市町長（災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長）は、避難が行なわれるときは直ちに避難所を開設するとともに設置場所等を速やかに被災者に周知する。また市町長は、避難所の開設状況について速やかに知事および関係機関に情報提供または通報する。

なお、市町長は、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設するよう努めるものとする。

② 市町長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を避難所に収容し保護する。

ア 避難所設置の方法

避難所の設置は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により実施する。

資材の確保が困難な場合は、県において必要な資材をあっせんする。

この場合において、地域の実情に応じ、小学校区等ごとに地区内の各避難所を包摂する拠点避難所を設け、情報の収集、伝達体制を整備する。

イ 避難所開設状況連絡

市町長が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、おおむね次のとおりであり、とりあえず電話または電報で情報提供する。

(ア) 避難所開設の日時および場所

(イ) 箇所数および収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(4) 避難所の運営

避難所生活では避難所での情報伝達、物資配給、生活環境整備など対応すべき事項が多岐にわたることから、市町は、避難所の運営を自治組織と連携して行うこととし、対外業務および施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。

また、保健衛生面はもとより、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

特に、避難所に高齢者、障害者等災害時要援護者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

県および市町は、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安または体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努めるものとする。

なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うよう努めるものとする。

避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所管理者、避難者自治組織で協議を行う。

① 維持管理体制の確立

市町は、避難所維持管理責任者等の職員を配置し、配置された職員は、避難所運営のための自治組織を構築し、各業務ごとに自治組織のリーダーをサポートする者を選任しておく。

② 行政と自治組織等との連携

避難所運営上の諸問題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設ける。

③ 平常体制への復帰体制

避難者の減少に伴い、避難所の規模縮小・統合・廃止の措置をとる場合は、円滑な移行に努める。

第3 学校、病院、社会福祉施設等の避難対策

学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、関係機関と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底させるとともに、訓練等を実施し避難に万全を期する。

(1) 情報収集活動

学校、病院、社会福祉施設等の職員は速やかに被害状況等の情報収集に努める。

(2) 避難誘導活動

- ① 避難誘導活動は、自力避難が困難な者を優先して行う。
- ② 避難は、先頭と最後尾に誘導員および情報員を配置して行う。

(3) 災害時要援護者の避難所の確保

災害時要援護者の避難所の確保に当たっては、次の点に留意し保護の場所（二次避難所の設置も含む。）を確保する。

- ① 避難者の健康状態等に対応できる避難所機能の確保
- ② 医療機関との連絡体制の確保
- ③ 防災関係機関との連絡体制の確保
- ④ 家庭との連絡体制の確保

第4 警戒区域の設定

(1) 市町長の措置（災害対策基本法第63条）

市町長は、災害が発生し、または発生しようとしている場合において、人命または身体に対する危険を防止するため、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官または海上保安官の措置（災害対策基本法第63条）

警察官または海上保安官は、市町長もしくは警戒区域の設定等を行うことについて委任を受けた市町の吏員が現場にいないとき、または市町長等から要求があったときは、警戒区域の設定ならびにそれに基づく立入り制限、禁止および退去命令の措置をとる。この場合、警察官または海上保安官は、速やかにその旨を市町長に通知する。

(3) 自衛官の措置（災害対策基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、市町長等、警察官および海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定ならびにそれに基づく立入り制限、禁止および退去命令の措置をとる。

(4) 知事による応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

知事は災害の発生により市町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、警戒区域の設定ならびにそれに基づく立入り制限、禁止および退去命令の措置を当該市町長に代わって実施する。

第10節 被災者の救出計画

第1 計画の方針

地震は広域的災害であり、同時多発的に多くの要救出者が生ずることが予想されるため、関係機関相互の緊密な連携による救護済動体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

第2 陸上における救出対策

(1) 自主防災組織

自主防災組織は、消防団員や地域住民と協力して、救助機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救出活動に努める。

(2) 市町

消防機関職員等による救助隊を編成するとともに、救助に必要な車両、特殊機械器具等の資機材を調達し、警察機関と協力して迅速に救助に当たる。

市町自体の能力で救出作業が困難であり、かつ救出作業に必要な車両、特殊機械器具等の調達を必要とするときは、県市町消防相互応援協定や県・市町災害時相互応援協定に基づき、県、他の市町、他の市町消防に応援を要請する。

なお、普段から以下に掲げる救助体制等の整備に努める。

① 救助体制の整備

震災時の救助活動計画を定め、救助資機材を備えた自主防災組織を育成するとともに、特別救助隊または救助隊の整備を図る。

② 救急救護体制の整備

集団救急救護活動計画を定め、救急医療情報体制の整備および救急資機材の整備を図る。

③ 傷病者搬送体制の整備

救急活動を効率的に行うため、救急車等の増強を図る。

④ 災害時要援護者に対する救護体制の確立

災害時要援護者に関する情報のオンライン・ネットワーク化を図る。

(3) 県警察本部

災害発生のおそれがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備措置を講ずるとともに、災害が発生した場合は、次による被災者の救出措置をとる。

① 要救出者および死傷者の有無の確認、その速やかな救出救助活動

② 消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護搬送活動

③ 行方不明者がある場合には、その速やかな搜索活動

④ 救出救護活動の迅速円滑を図るために必要な交通整理規制等の所要活動

(4) 県

市町から救出作業について応援要請があったとき、または必要と認めるときは、隣接市町、県警察本部、自衛隊、その他防災関係機関に協力を要請し、救出の万全を期する。

第3 海上における救出対策

(1) 敦賀海上保安部

① 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機によりその搜索救助を行うとともに、必要に応じ特殊救難隊等の派遣要請を行う。

- ② 海上火災発生時において消火および救出活動を実施する。
- ③ 避難の勧告もしくは指示の発令時において避難者の誘導および海上輸送を行う。
- ④ 海上漂流者の救出および収容を行う。
- ⑤ 船舶内における人命、負傷者、患者の救出および収容を行う。

(2) 県警察本部

船舶の避難等海上における災害発生に際しては、敦賀海上保安部、市町その他の関係機関と連携協力し、次の措置をとる。

- ① 避難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の確認措置をとる。
- ② 救助活動および救出救護活動時に、陸上で緊急輸送の確保が必要になった場合は、交通整理規制その他の所要措置をとる。
- ③ 行方不明者がある場合は、沿岸関係警察への手配等の措置をとる。

第4 空からの救出対策

航空機やヘリコプターを活用した救出を行うために、市町はあらかじめ緊急離着場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図る。

- ア 県防災ヘリコプター
- イ 県警察ヘリコプター
- ウ 自衛隊
- エ 海上保安庁

第 1 1 節 災害時要援護者応急対策計画

第 1 計画の方針

地震発生時には、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者は、特に大きな影響を受けやすいことから、災害時要援護者に配慮した応急対策を実施する。

第 2 迅速な避難

避難を行う場合、地域住民は地域の災害時要援護者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとし、社会福祉施設の管理者等は、施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

県は、被災市町および被災施設等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や、市町、他府県等との連携のもと、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、県内外の他施設への緊急避難についての情報や県内市町または各施設への避難受入れについての情報の収集、提供を行う。

第 3 市町における対応

市町は、災害時要援護者を支援するため、次の措置を講じる。

- (1) 地域社会の協力を得て災害時要援護者が必要とする支援内容を把握する。
- (2) ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
- (3) 特別な食料を必要とする場合は、その確保・提供を行う。
- (4) 生活する上で必要な資機材を避難所等に設置・提供する。
- (5) 避難所・居宅へ相談員を巡回させ、災害時要援護者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。
- (6) 老人福祉施設、医療機関、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入要請を行う。

第 4 県における対応

- (1) 介護体制の確立
県は、市町の要請や必要に応じ、市町を支援するとともに、関係団体や他県に対し、応援を要請するほか、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の弱者の介護体制（二次避難所の設置を含む。）を確立する。
- (2) 社会福祉施設への配慮
社会福祉施設へのライフラインの優先的復旧が図られるよう、ライフライン事業者に要請する。
- (3) 巡回健康相談の実施
県は、市町等と協力し、健康福祉センター・市町保健センター等を拠点として、在宅ならびに避難所の弱者を対象に巡回健康相談を実施する。
- (4) 児童に係る対策
保護者の死亡や傷病により養育が困難となった児童については、児童相談所が緊急一時保護を行うとともに、児童の態様に応じて児童福祉施設へ入所の措置を採る。
なお、県内の施設および里親等による対応が困難な場合には、近隣府県の協力を得て入所の措置を採る。

第 1 2 節 医療救護計画

第 1 計画の方針

地震災害は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力により早期に広域的医療活動を実施し、負傷者の救護を図る。

第 2 医療救護活動体制の確立

(1) 実施体制

① 市町の措置

ア 負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置ならびに医薬品、医療用具および衛生材料（以下「医薬品等」という。）の手配等必要な措置を講ずる。

イ 市町の医療活動のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。

② 県の措置

ア 市町から要請があったとき、または必要と認めるときは、負傷者の手当、医師等の確保、救護所の設置ならびに医薬品等の手配・分別等必要な措置を講ずる。

イ 健康福祉センター、県立病院は災害時医療に当たる。

特に県立病院は、医療救護所の後方支援病院としても役割を果たすとともに、救急救命センターとして救命救急に当たる。

ウ 各健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行う。

エ 市町から要請があったとき、または必要と認めるときは、日本赤十字社福井県支部、福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努める。

オ 必要に応じて、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

③ 指定地方行政機関等の措置

ア 日本赤十字社福井県支部

県から要請があったとき、または必要と認めるときは、医療救護班の派遣等による医療救護を行うほか必要な措置を講ずる。

イ 福井県医師会

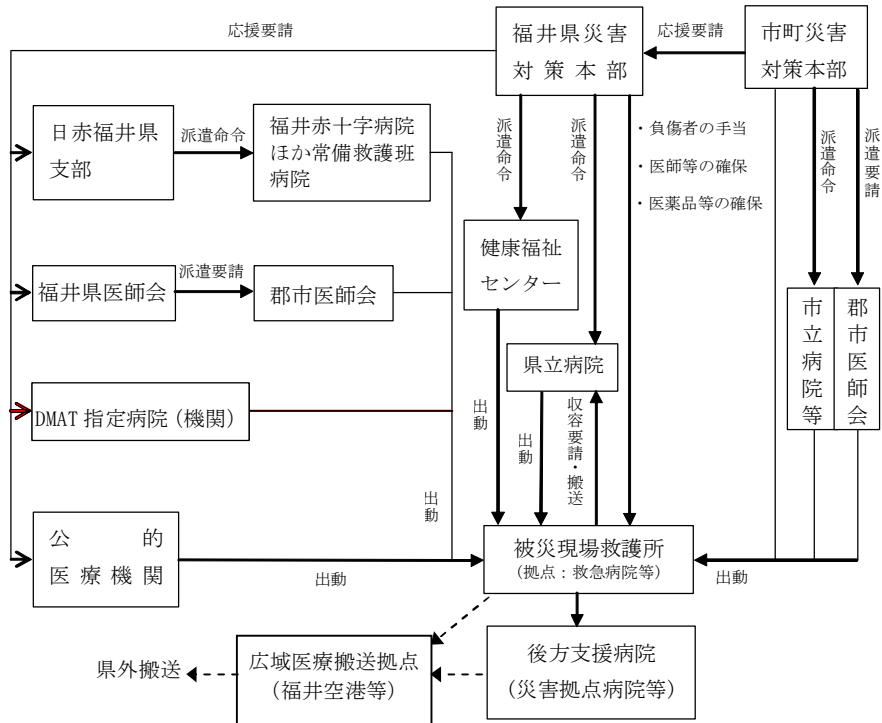
県から要請があったときは、医療救護班の編成・派遣等による医療救護を行うほか、郡市医師会、後方支援病院に対する連絡調整を行う。

④ 病院・診療所等

ア 被災時の病人等の収容・保護

イ 負傷者等の医療・助産救助

医療活動体系図



(2) 医療救護活動

① 救護班の編成

1班あたり概ね3～6名(医師1名、看護師2～3名、その他)とする。

災害急性期(救命率が高い48時間以内)に活動する災害派遣医療チーム(DMAT)については、1チームあたり概ね5名程度(医師1～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名)とする。

② 救護班の派遣機関

派遣機関	班数
健康福祉センター	8
県立病院	5
公的病院	16
県医師会	33
合計	62

DMAT指定病院(機関)	チーム数
福井県立病院	3
福井県済生会病院	2
福井大学医学部附属病院	3
福井赤十字病院(日本赤十字社福井県支部)	2
杉田玄白記念公立小浜病院	3
合計	13

③ 医療救護所

患者の応急処置のほか、搬送を要する傷病者の後方支援病院への収容の要請を行う。

④ 拠点医療救護所および後方支援病院

救急病院等を被災現場に設置された医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院とし、医療救護所からの重篤患者の受入れ・調整等を実施する。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして、広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たる。

⑤ 広域医療搬送拠点

県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、ヘリコプター等の航空機を活用した患者等の県外搬送のために、空港等に広域医療搬送拠点を設置するものとする。広域医療搬送拠点内には、患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設（SCU）を設置するものとする。

(3) 医療救護資機材の確保

① 医療および救護活動に必要な医薬品、衛生材料および医療器具は、従事する医療関係者（医療機関）の手持医薬品、衛生材料を繰替使用するものとする。

② 市町は、救護医薬品、資機材が当該地域において確保不能または困難であるときは、県または関係業者に対し、調達・あっせんを要請するものとする。

③ 県は、市町から要請があったとき、または必要と認めたときは、救護医薬品、資機材を提供、または関係業者を通じ調達するものとする。

(4) 患者等の搬送力の確保

市町は、患者、医療従事者および医療資機材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行うものとする。

要請を受けた県は、消防等関係機関との連携により広域的な搬送体制を確保するとともに、自衛隊、警察庁等関係省庁に輸送手段の優先的確保についての配慮の要請を行う。

また、県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、ヘリコプター等の航空機を活用した患者等の広域医療搬送拠点として、福井空港等の活用を図るものとする。

第3 精神ケア体制の確立

精神ケア体制の確立を図るため、精神保健福祉センターを中心に精神科救護所を開設し、精神科医等による巡回相談を実施する。

第4 医療施設の応急復旧

公立医療機関、病院を中心にあらかじめ作成した計画に基づき、応急復旧が円滑に行われるように努める。

第13節 消防応急対策計画

第1 計画の方針

市町は、地震発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとし、県は市町の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

第2 出火防止、初期消火

出火防止、初期消火活動は住民や自主防災組織により行われることになるが、県、市町および防災関係機関は地震発生直後、あらゆる手段、方法により住民に対し出火防止、初期消火を呼びかける。

この場合は、次の事項を中心に広報活動を行う。

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターコック、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

さらに、避難時等必要に応じて電気ブレーカーを遮断する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、消火バケツ等で消火活動を行う。

第3 地震時の消防活動

(1) 自主防災組織

自主防災組織は、地域住民と協力して、消防機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火活動に努めるとともに、消防団等消防機関が到着した場合には、現地火災情報等の伝達を行う。

(2) 市町

① あらかじめ定められた大地震発生直後の消防職（団）員の初動体制をとり、初期の消防活動を実施する。

② 消防活動を円滑に実施する上で重要な消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握できるよう、情報収集計画をあらかじめ定める。

③ 大地震時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の運用を図るため、次の活動指針に基づき、消防活動を実施する。

ア 避難地、避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地、避難路確保の活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、防火地域および準防火地域を優先に消防活動を行う。

ウ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分および市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消防活動に当たる。

エ 防災上重要な建築物優先の原則

防災上重要な建築物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、防災上重

要な建築物の防護上に必要な消防活動を優先する。

④ 道路、地形、水利等の状況を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防ぐ。

(3) 県

知事は、大地震時の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町長または消防機関に対し消防相互応援の実施、その他災害の防御の措置に関し、必要な指示をする。

第4 応援要請

(1) 県内市町間の広域応援体制

市町は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合は、「福井県市町消防相互応援協定」に基づき他の市町に応援要請を行う。

(2) 県外市町村に対する応援要請

隣接する県外の市町村と個別に応援協定を締結している市町長は、協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告する。

(3) 緊急消防援助隊の出動要請

① 市町長は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき次の事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

ア 災害発生日時

イ 災害発生場所

ウ 災害の種別および状況

エ 人的および物的被害の状況

オ 応援活動を開始する日時

カ 必要応援部隊

キ 応援部隊の集結場所および到達ルート

ク 指揮体制および無線統制体制

ケ その他必要な事項

② 他都道府県応援消防機関の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は連絡係等を設け、次の事項に留意し、受入れ体制を整えておく。

ア 応援消防機関の誘導方法

イ 応援消防機関の人員、器材数、指導者等の確認

③ 消防庁長官への要請

知事は、市町長から他都道府県の応援要請を求められた場合、または周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに①の事項を明らかにして、緊急消防援助隊の出動等消防庁長官に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町長に連絡をするとともに、福井県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を整えておく。

なお、緊急消防援助隊の出動要請先は次のとおりである。

ア 通常時（消防庁応急対策室）

(ア) 電話番号

03-5253-7527（NTT回線）

90-49013（消防防災無線）

発信特番-048-500-90-49013（地域衛星通信ネットワーク）

(イ) FAX番号

03-5253-7537 (NTT回線)

90-49033 (消防防災無線)

発信特番-048-500-90-49033 (地域衛星通信ネットワーク)

イ 夜間・休日時 (消防庁宿直室)

(ア) 電話番号

03-5253-7777 (NTT回線)

90-49102 (消防防災無線)

発信特番-048-500-90-49102 (地域衛星通信ネットワーク)

(イ) FAX番号

03-5253-7553 (NTT回線)

90-49036 (消防防災無線)

発信特番-048-500-90-49036 (地域衛星通信ネットワーク)

④ 知事は県内に災害発生市町が2以上あるとき、または1の場合であっても知事が必要と認める場合は、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の総合調整を行うものとする。

(4) 広域航空消防応援の要請

大規模特殊災害発生地在市町が、消防組織法第44条の規定に基づき、他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合の手續等は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱による。

第14節 航空防災活動計画

第1 計画の方針

災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

第2 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

- (1) 被災状況等の調査および情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送および医療機材等の搬送
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 食料、衣料その他の生活必需品および復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達広報活動
- (7) その他災害応急対策活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

第3 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「福井県防災ヘリコプター運航管理要綱」および「福井県防災ヘリコプター使用要領」の定めるところにより、市町等の要請に基づき運航するが、緊急を要し、市町等の要請を待ついとまがない場合には、市町等の要請の有無にかかわらず、情報収集等の活動を行う。

第4 防災ヘリコプターの応援

市町等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「福井県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は、次のとおりとする。

(1) 応援要請の原則

市町等の行政区域内で災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するとき、当該市町長等の要請に基づき応援するものとする。

- ① 災害が、隣接する市町等に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- ② 発災市町等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- ③ その他救急搬送等、緊急性がある場合や、孤立集落における被災状況の把握や被災者の救出等、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 応援要請の方法

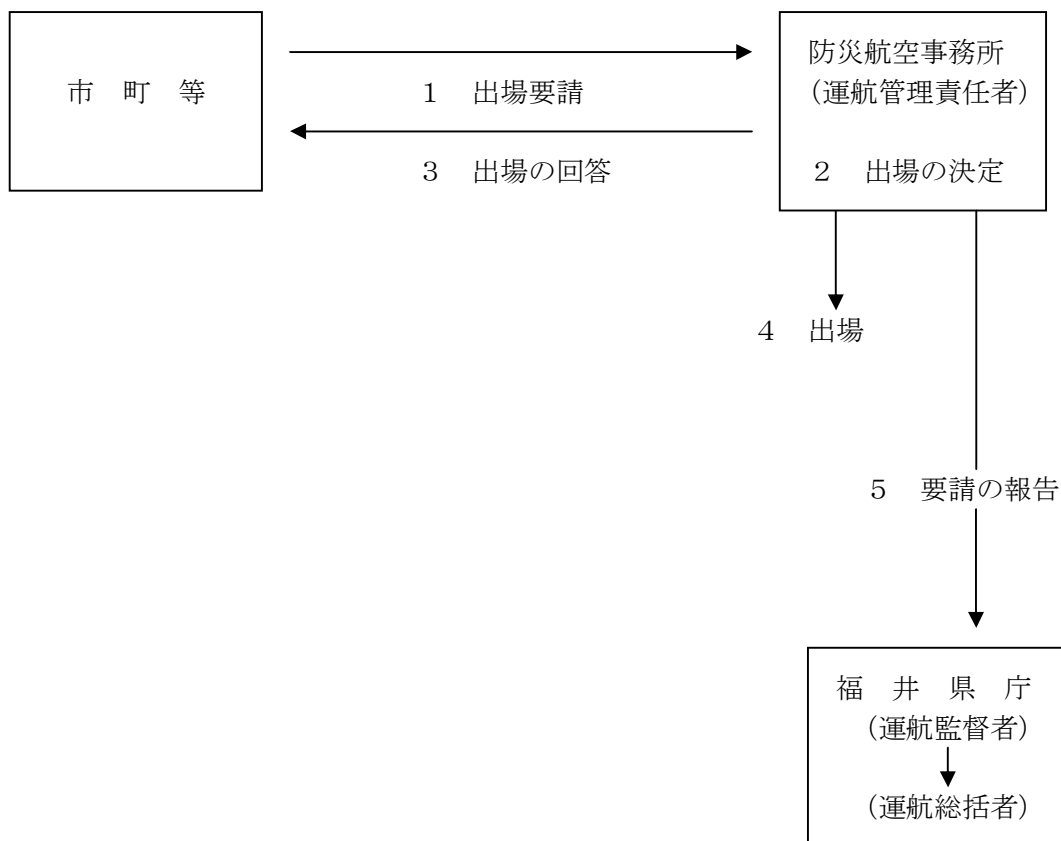
応援要請は、福井県防災航空事務所長に次の事項を明らかにして行うものとする。

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所および被害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状態
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名および連絡方法
- ⑤ 飛行場外離着陸場の所在地および地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目および数量

- ⑦ その他必要な事項
 (3) 緊急時応援要請連絡先
 福井県防災航空事務所

TEL 0776-51-6945
 FAX 0776-51-6947

緊急運航要請フロー



第5 防災ヘリコプター等の運用拠点としての福井空港の活用

災害の発生に伴い、近隣府県、自衛隊等の防災関係機関にヘリコプター等の航空機の出動を要請した場合、複数の航空機を効率的かつ安全に運用するための拠点として、福井空港の活用を図るものとする。

第15節 土砂災害応急対策計画

第1 計画の方針

地震により土砂災害が発生した場合もしくは発生する恐れがある場合、迅速な応急対策を実施し、被害の拡大防止に努める。

第2 現地状況の把握

市町および防災機関は、所管する各危険区域等のパトロールを実施し、現地状況を把握する。

また広域的な大規模災害が発生した場合は、斜面の危険度を一定の技術水準で判定できる斜面判定士を活用し、危険状況の把握に努める。

第3 砂防等施設の応急対策

地震により砂防等施設が被害を受ける恐れがある場合もしくは被害を受けた場合に、各施設の管理者は迅速な応急処置を実施し、被害の拡大防止に努める。

(1) 砂防等施設の巡視・点検

砂防等施設の管理者は具体的な基準震度を定めて、施設の巡視・点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ、関係機関および地域住民に連絡する。

(2) 応急復旧工事の実施

各施設の管理者は迅速かつ的確に応急補強等の工事を行う。

第4 緊急調査の実施および土砂災害緊急情報の通知・周知（追加）

国または県は、土砂災害防止法に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町が適切に住民への避難指示の判断等を行えるよう緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を市町に通知し、住民へ周知する。

第16節 水防活動計画

第1 計画の方針

地震による河川施設等の損壊に伴う浸水被害の発生に対応するための水防活動を実施する。

第2 水防活動

地震が発生し、浸水が予想される場合もしくは被害が発生した場合に、水防管理団体は、所要の対策を講じ、被害の拡大防止に努める。

(1) 水防管理団体の措置

① 出水危険箇所等の巡視、点検

大規模な地震の発生に際しては、水防管理団体は、直ちに区域内の河川等を巡視し、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を求める。

② 出水時の対策

大規模な地震により、出水時の災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、その区域を所管する水防管理団体は、県水防計画および各水防管理団体の定める水防計画に準拠して水防活動を実施する。

(2) 県の措置

① 大規模な地震の発生に際しては、県は水防計画に準拠して、自ら水防態勢および水防組織を確立する。

② 応急対策施行者との協力体制を確立し、円滑な水防活動を実施する。

第3 河川施設等の応急対策

地震により河川施設等が被害を受けるおそれがある場合もしくは被害を受けた場合に、各施設の管理者は迅速な応急対策を実施し、被害の拡大防止に努める。

(1) 河川施設等の巡視・点検

河川施設等の管理者は福井県内で震度4以上の地震が観測された場合、施設の巡視・点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ、関係機関および地域住民に連絡する。

(2) 河川施設等の緊急措置

① 水門、樋門、閘門、堰堤、溜池の管理者は、洪水に関する通報を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。なお、その開閉については、所轄土木事務所と相互に緊密な連絡をとる。

② 排水機の管理者は、上下流の水位の状況を把握し、溢水、破堤等の危険が生ずるおそれのある時は、排水機の運転を停止する。

③ ダム施設の管理者は、ダム施設が決壊するおそれがあると認めた時は、緊急放流を行う。

(3) 応急復旧工事の実施

各施設の管理者は、迅速かつ的確に応急補強等の工事を行う。

第17節 災害警備計画

第1 計画の方針

大規模な地震が発生した場合には、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、住民の生命、身体および財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を行う。

第2 災害警備対策

(1) 陸上における災害警備

大地震発生時には、社会生活に多くの混乱が予想されるため、「福井県警察大規模災害警備計画」に基づき、早期に警備体制を確立する。

① 警備体制

ア 災害警備本部の設置

大地震発生時には警察本部に災害警備本部を、各警察署に署災害警備本部を設置する。

イ 職員の参集および招集

警察職員は大震災の発生を知ったとき、および招集されたときは、速やかに参集して、災害警備活動に従事する。

② 大地震発生時の警備活動

ア 情報の収集と伝達

イ 被害の実態把握

ウ 被災者の救出・救護および避難誘導

エ 避難路および緊急交通路の確保

オ 犯罪の予防、取締り

カ 広報活動

キ 交通混乱の防止および交通秩序の確保

ク 死体の見分、検視

ケ その他必要な警備活動

(2) 海上における災害警備

敦賀海上保安部は、海上保安庁防災業務計画に基づき、防災業務の総合的かつ計画的な実施を図る。

① 対策本部の設置

地震による災害が発生したときは、敦賀海上保安部は、別に定めるところにより対策本部を設置する。

② 応急対策

ア 通信の確保

イ 警報等の伝達

ウ 情報の収集

エ 海難救助等

オ 排出油等の防除

カ 海上交通安全の確保

キ 危険物の保安措置

ク 治安の維持

ケ 物資の収容、保管等

コ 広報の実施

第3 交通規制対策

大地震発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行路を確保する。

(1) 交通支障箇所の通報連絡

- ① 道路管理者は、その管理に属する道路橋梁等の支障箇所について、必要に応じ関係機関に通報または連絡する。
- ② 県土木事務所長は、管内道路橋梁等の支障箇所について、関係警察署長および当該地域の市町長に通報または連絡する。
- ③ 市町長は、その管理に属する道路橋梁等の支障箇所について、県土木事務所長および関係警察署長に通報または連絡する。

(2) 交通規制措置

① 規制の実施および緊急交通路の指定

県警察は、震災が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地域への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両の通行を確保するため、「大地震発生時の交通規制計画」に基づき、第1次規制（広域規制）、第2次規制（全県規制）、第3次規制（被災地規制）の交通規制を実施する。

当該計画の中で、北陸自動車道、一般国道8号、同27号、同158号、同305号の各道路を緊急交通路としてあらかじめ指定する。

また、中部管区警察局等の調整のもとに、隣接・近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。

② 規制区間における消防本部、自衛隊等の措置命令等

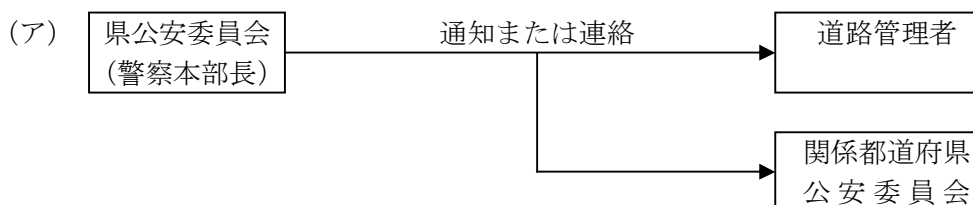
通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3第3項の規定に基づき、車両その他の物件の移動等必要な措置命令を行うことができる。

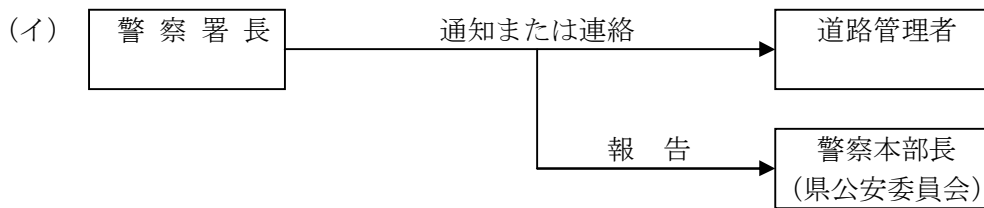
また、消防吏員は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同法第76条の3第4項の規定に基づき、同様の措置を行うことができる。

なお、自衛官および消防吏員が、この措置を行ったときは、直ちに、当該命令をし、または措置をとった場所を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

③ 規制情報の連絡および周知

ア 関係機関への連絡等





イ 一般住民への周知

県公安委員会および警察署長は、上記(1)の交通規制を行う場合、一般住民への周知を図るため報道機関に協力を依頼するほか、日本道路交通情報センターおよび交通情報板等を通じ、規制の区域、区間、迂回路等を広報する。また、立看板、案内図等を掲示し、交通規制の内容について周知するものとする。

緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する場合は災害対策基本法施行規則第5条の規定に基づく標示を設置する。

(3) 緊急通行車両の確認等

① 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項の規定に基づく緊急自動車および災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として同法施行令第32条の2第2号の規定に基づく車両とする。

② 緊急通行車両標章および証明書の交付

知事または公安委員会は、災害対策基本法第33条第1項の規定に基づき、上記①の車両の使用者等の申請により、当該車両が災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を行う。

確認された場合は、当該車両の使用者等に対し、災害対策基本法施行規則第6条の規定に基づく標章および証明書を交付する。

この場合、県が所有するものおよび県が調達した緊急通行車両については知事が行い、市町等公共的団体およびその他の者が所有するものについては公安委員会が行う。

ただし、公安委員会が行う緊急通行車両の事前届出制度により、あらかじめ災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両については届出を行い、緊急通行車両としての指定を受けることができる。

(4) 道路管理者の措置

道路管理者は、管理する道路に被害が生じた場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、または制限する。

(5) 自動車運転者のとるべき措置

地震発生時において、自動車運転者は次に定める事項をとるものとする。

① 走行中

ア できるだけ安全な方法により車両を左側に停車させる。

イ 停車後はカーラジオ等により地震情報および交通情報を聴取し、その情報および周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるかぎり路外に停車させる。

やむを得ず道路上において避難するときは、車両を道路の左側に停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしない。

- ② 避難するとき
避難するときは、原則として車両を使用しないこと。

第18節 飲料水、食糧品、生活必需品等の供給計画

第1 計画の方針

地震発生時における住民の生活を確保するため、飲料水、食糧品、生活必需品等の確保および供給に関して必要な施策を講ずる。

第2 給水対策

地震発生時には水道等給水施設の損壊が予想されるため、早期に給水体制を確立し、1人1日当たり最低必要量3リットルの水を供給するように努める。

(1) 給水体制

① 水道事業者および市町

飲料水供給の直接の実施者は、水道事業者（水道施設）および市町とする。

ただし、当該水道事業者および市町限りにおいて実施できないときは、県および他の市町に県・市町災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。

② 県

県は、水道事業者および市町から要請を受けた場合には、国、他県、自衛隊等の協力を得て供給する。

(2) 飲料水および給水資機材の確保

市町は、非常災害時に使用できる水源の現況および応急給水資機材の保有状況を把握し、備蓄等により確保に努める。

(3) 給水方法

市町は給水の実施に当たっては、給水場所、時間等を十分に広報し、自主防災組織等の協力を得て、円滑に行うよう努める。

① 備蓄飲料水の供給

市町は、応急時において速やかに備蓄した飲料水を供給する。

県は、市町からの要請があったときまたは必要と認めるときは、県が備蓄した飲料水および応援協定により確保した飲料水を供給する。

② 輸送による給水

ア 給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付消防ポンプ自動車等）による補給、水源からの取水を行い、被災地域内の適当な給水基地への輸送を行う。

イ ドラム缶、ポリタンク、飲料水袋等の容器に貯水し、給水基地へ車両等によって輸送を行う。

③ ろ水器による給水

局地的給水、または陸上輸送による給水が不可能なときは、ろ水器による給水基地を設営する。

④ 家庭用井戸水等による給水

ア 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、その付近のり災者のために飲料水として給水する。

イ 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、ろ過および消毒等により飲料水として確保する。

第3 米穀等食料の供給

震災時に被災者および災害応急対策従事者等に対する米穀等食料の円滑な供給を実施する。

(1) 備蓄品等の供給対策

① 市町の供給

市町は、応急時において速やかに備蓄品を供給する。

この場合において、供給場所、時間等を十分広報し、自主防災組織等の協力を得て円滑に供給するよう努める。

市町限りにおいて実施できないときは、県および他の市町に県・市町災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。

② 県の供給

県は、市町からの要請があったときまたは必要と認めるときは、県の備蓄品を供給するとともに、あらかじめ業界団体等と締結した協定に基づき食糧品の調達供給を行うほか、国、他県、県内市町に協力を要請する。

③ 国の供給（追加）

農林水産省は知事からの供給要請があったときは、(ア) 米穀、(イ) 応急用食料（精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パンおよび水（ペットボトル））、(ウ) 生鮮食料品、(エ) その他加工食料品を関係団体等に対し出荷を要請するものとし、必要に応じ政府所有米穀を供給するものとする。また、関係業者・団体等から被災地への応急用食料の無償提供の申し出があった場合、速やかにその取りまとめを行い、県との連絡、輸送手段のあっせん・確保等を行うものとする。

(2) 炊き出し等による食品の給与

市町長（災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長）は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

① 炊き出し等の方法

炊き出しは、避難所内またはその近くの適当な場所を選んで実施するものとする。その際市町は、各現場に実施責任者を指定する。

第4 生活必需物資の供給

震災時には生活必需品を喪失または破損し、日常生活を営むことが困難な者が生ずる可能性があるため、これらの物資を迅速確実に供給するよう努める。

(1) 実施体制

① 災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の給与は市町が行う。

② 災害救助法適用の場合は次による。

ア 物資の確保および輸送は原則として県が行う。

イ 被災者り災者に対する物資の給貸与は原則として市町が行う。

(2) 供給対策

① 備蓄品の供給

市町は、応急時において速やかに備蓄品を供給する。

県は、市町からの要請があったときまたは必要と認めるときは県の備蓄品を供給する。

② 燃料および光熱材料の確保

地震発生時、特に冬期における燃料および光熱材料については、関係団体等との緊密な連携の下に調達供給に万全を期するとともに、その輸送の安全確保に努める。

なお、調達に当たっては、以下の機関に協力を要請する。

- ア 福井県石油業協同組合
- イ 日本石油(株)
- ウ 東西オイルターミナル(株)
- エ 昭和シェル石油(株)
- オ (株)ジャパンエナジー
- カ 福井県生活協同組合連合会

③ 寝具、衣服およびその他日用品の供給

関係業界との連携のもと、放出可能量の把握に努め、震災時に連やかに供給できるようにする。

第5 救援物資の受入れ、集積および配分

(1) 必要とする物資等の把握・情報提供

県は、被災市町の情報を連やかに把握し、県内で調達ができない物資の種類と数量、受入れ場所を国、応援協定を締結している府県に連絡し、応援を要請するとともに、報道機関の協力により全国に物資の提供を要請する。

また、被災市町に届いた物資の把握に努め、過不足となっている物資を調整し、物資の適切な供給に努める。

(2) 物資の受入れ・集積場所

県は、広域圏ごとに整備する地域防災基地において救援物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。

市町は、あらかじめ受入れ・集積場所を選定しておくものとし、震災時には職員を配置し、救援物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。

(3) 配付方法

避難所に配布された物資は、各避難所の維持管理責任者の指示により、各自治組織を通じて、子供や病弱者等を優先しながら配付する。

避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により援助物資の情報を提供する。避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配付する。

第19節 緊急輸送計画

第1 計画の方針

地震発生時の災害応急対策を実施するための要員、緊急物資および復旧資材等の緊急輸送を確保することにより、迅速な応急対策の実施を可能にする。

第2 緊急輸送の順位

市町および防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、災害対策本部において調整する。

- 第1順位 県民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- 第2順位 地震災害の拡大防止のために必要な輸送
- 第3順位 地震災害応急対策のために必要な輸送
- 第4順位 その他の人員、物資の輸送

第3 緊急輸送の範囲

- ① 災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資
- ② 救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資
- ③ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ④ 後方医療機関・被災地外へ搬送する負傷者および被災者
- ⑤ 食糧、水等生命の維持に必要な緊急物資および他府県からの援助物資
- ⑥ り災者を収容するために必要な資機材
- ⑦ 二次災害防止用および応急復旧の資機材
- ⑧ その他緊急に輸送を必要とするもの

第4 緊急輸送体制の確立

県本部は輸送路・輸送手段・交通機能を確保するため、交通施設の被害状況等を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。なお、緊急輸送計画の作成に当たっては、乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必要物資の量および輸送手段の相互補完を勘案する。

(1) 各機関の措置

① 市町の措置

市町は震災時における輸送車両等の調達運用について、各々の地域防災計画の中に定めるとともに、調達不可能となった場合には、輸送条件を示して県に調達あっせんへの応援を要請する。

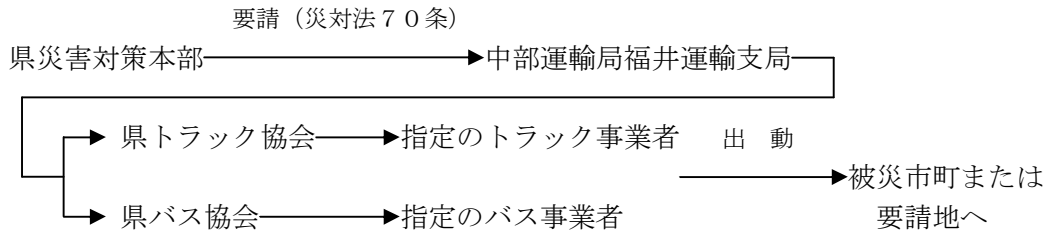
また、緊急物資の集積場所をあらかじめ定めておく。

② 県の措置

県本部は、県有車両、船舶の配備・運用に適切な措置を講ずるとともに、輸送力に不足が生じたときは、自衛隊、敦賀海上保安部への支援要請および中部運輸局福井運輸支局への借上げ要請を行うとともに、広域応援協定に基づき他府県に応援要請を行う。

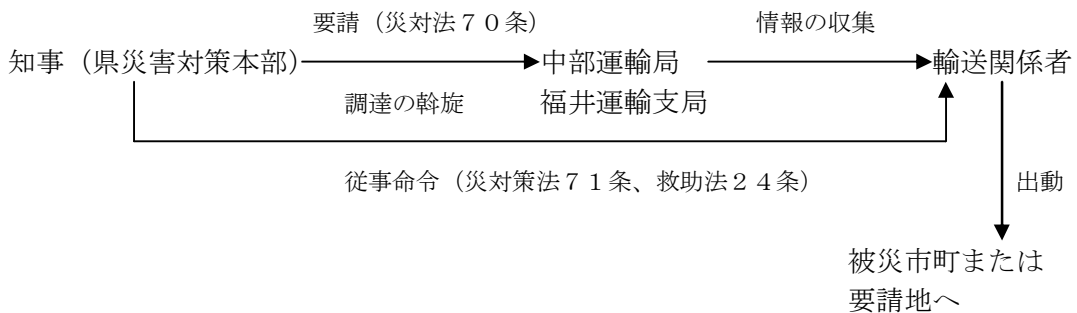
§ 借上げ要請の方法

ア 陸上輸送を要請する場合

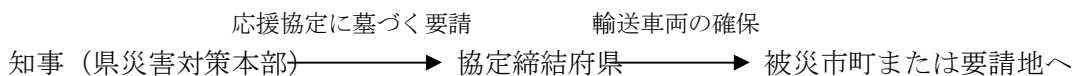
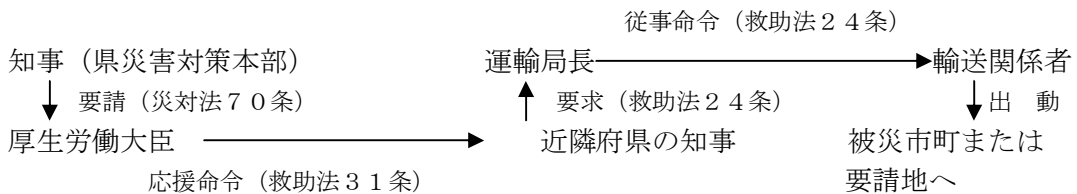


イ 海上輸送を要請する場合

(ア) 福井県内の船舶等で足りる場合



(イ) 近隣府県への要請が必要な場合



③ 中部運輸局福井運輸支局の措置

中部運輸局福井運輸支局は災害輸送の必要があると認めるときは、関係事業者団体に対して輸送力の確保に関する措置をとるよう指導するとともに、県の要請により車両等の調達あつせんを行う。また、速やかに対応できるよう平時から関係事業者団体との連絡体制を確立強化し、緊急輸送に利用しうる車両の把握および緊急時の出動体制の整備に努める。

④ 中部運輸局福井運輸支局の措置

防災業務実施要綱等に基づき、必要な措置を講ずるとともに県の要請等により輸送機関等に対し調達のあつせんを行う。

(2) 輸送体制

発災直後は緊急を要するため、航空輸送により、災害応急対策要員・医療従事者、無線通信施設の保安要員、医薬品・資機材等を輸送するものとする。

被災後1～6日程度の間は、航空輸送・海上輸送および利用可能な手段により、重傷者、生命維持に必要な物資、緊急輸送道路復旧に必要な人員・資機材等の輸送を行い、被災後7日目程度以降は、陸上および海上輸送を中心に輸送を実施し、孤立地帯等の陸上交通が不可能な地域に対して航空輸送を継続する。

① 陸上輸送

県本部は、基本的には陸上輸送を中心に復旧活動を実施する。

ア 道路輸送

(ア) 道路管理者は、警察、自衛隊等の協力を得て、交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。

(イ) 県本部は、交通可能道路等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。

(ウ) 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更に計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

イ 鉄道輸送

鉄道によって輸送する場合は、それぞれの実施機関においてJR等と協議して行う。

② 航空輸送

緊急輸送および交通途絶のための孤立地帯への輸送は航空機によるものとし、県対本部は、防災ヘリコプターの活用を図るとともに、必要に応じ、県警察、自衛隊、海上保安庁の航空機の派遣要請を行うほか、航空運送事業者に対しても協力を要請し、民間機の借上げを行う。

なお、航空輸送は、市町があらかじめ指定した災害対策用ヘリポートを活用する。

③ 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合、または重量かつ大量な復旧資材の運搬等海上輸送がより効果的な場合は、海上自衛隊、敦賀海上保安部および中部運輸局福井運輸支局の協力のもとに、海上輸送を実施する。

④ 自転車、オートバイ等による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合または自転車等による輸送が適当な場合には、自転車、オートバイ等による輸送を行う。

(3) 燃料の確保

県災害対策本部は、緊急通行車両等の燃料の確保を行う。

(4) 道路情報の収集・伝達

県災害対策本部は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に情報提供できる体制を整える。

第20節 交通施設応急対策計画

第1 計画の方針

各交通施設の事業者および管理者は、震災により交通施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止することにより人命の安全を確保するとともに、速やかに応急復旧を行い交通機関としての機能を維持する。

第2 鉄道施設

(1) 西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社管内）の措置

① 活動体制

ア 対策本部および現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に支社対策本部を、事故現場には現地対策本部を設置する。

イ 社員の動員

社員は、緊急時の連絡体制および招集計画表に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を行う。

② 災害時の初動措置

ア 旅客に対する広報

乗務員は、輸送指令員からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

現地対策本部長および駅長は、地震被害の状況を考慮して旅客および公衆の動揺や混乱を招かぬようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、地震規模と建造物の耐震的安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺および沿線の被害状況等についての周知に努める。

イ 避難誘導

駅長および乗務員は、列車または線路構造物の被害もしくは二次災害の発生危険が大きいと予測したとき、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令または近接の市町と連絡の上、旅客を安全な地点に誘導する。

現地対策本部長および駅長は、地震の規模、二次災害の発生の危険、建築物の状況、駅および駅周辺の被害状況を考慮して負傷者、老人、婦女子等を優先して混乱を招かないよう配慮する。転倒、落下物に注意し、停電で誘導不能の事態が生じないように携帯電灯を準備する。

ウ 救護措置

現地対策本部長および駅長は、被害の状況により救護所を開設し、関係防災機関および隣接現業機関、医療機関の救護を求める。

③ 関係施設の応急復旧

支社と社員および外注業者の協力により、復旧は重要度の高い線区から仮復旧を行って食糧その他非常緊急にかかわるものの輸送を早急に確保するよう努める。

④ 震度による運転規制

各線区の拠点に地震計を設置しているほか、次により列車防護を行う。

ア 震度80ガル以上の取扱い

全列車を一旦停止させ、全線地上巡回による点検。

(但し、気象庁発表震度が4以下と判明した場合、各担当箇所打ち合わせのうえ、15 km/h以下で最寄り駅まで運転することができる。)

地上巡回による点検で、線路に異常は無く列車走行は可能と確認できた場合は、諸列車は30 km/h以下で運転。

イ 震度4.0ガル以上～8.0ガル未満の取扱い

(ア) 要注意箇所がない場合

①初列車は速度15 km/h以下で運転、これによれない場合は工務社員による地上巡回。

②次列車は、初列車の乗務員又は工務社員からの線路に異常が無い旨の報告を受け速度45 km/h以下で運転。

③前項②で乗務員からの線路に異常が無い旨の報告を受けその後の列車は所定速度での運転となる。

(イ) 要注意箇所がある場合

①初列車は速度15 km/h以下で運転、これによれない場合は工務社員による地上巡回。

②次列車は、初列車の乗務員又は工務社員からの線路に異常が無い旨の報告を受け速度45 km/h以下で運転。

③前項②で乗務員からの線路に異常が無い旨の報告及び要注意箇所のスポット地上巡回で異常の無いことを確認しその後の列車は所定速度での運転となる。

ウ 震度4.0ガル未満の取扱い

規制はなし

※ なお、要注意箇所とは、次の箇所をいう。

- 1 過去に地震に起因して変状が生じた構造物
- 2 耐震評価上の弱点となる構造物等
- 3 降雨、増水により運転規制を実施している箇所

(2) えちぜん鉄道株式会社の措置

① 活動体制

ア 「災害対策本部規程」に定めるところにより災害対策本部を設置する。

イ 職員は「緊急時における緊急体制内規」に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を行う。

② 災害時の初動措置

ア 旅客に対する広報

(ア) 乗務員は、運転指令所からの指示、情報等のうち必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

(イ) 駅長または駅係員は、地震被害の状況を考慮し、旅客の動揺、混乱を招かぬよう避難場所や列車の運行状況等の周知に努める。

イ 避難誘導

(ア) 乗務員は、列車、線路構造物の被害または二次災害の発生する危険が大きいと予測した時もしくは、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断した時は、速やかに運転指令所と連絡の上、旅客を安全な場所に誘導する。

(イ) 駅長または駅係員は、地震の規模、二次災害発生の危険が高い建造物の状況、駅および駅周辺の被害状況、転倒、落下物等を考慮して旅客を安全な場所に誘導する。

ウ 救護措置

(ア) 被害の状況により災害対策本部を設置し、救護班は関係防災機関および医療機関の救護を求める。

(イ) 平素から救護選定方法や救急病院の選定基準を整えるとともに、旅客取扱者に対し救護上必要な教育を周知徹底する。

③ 関係施設の応急復旧

地震時の非常災害に際しては、「福井本社災害対策本部規程」に基づき災害対策本部を設置し、関係施設の応急復旧にあたる。

④ 震度による運転規制

地震による運転規制については、次の各項により行う。

ア 地震が発生した時、運転指令者は、各駅長および各列車に対して、地震が発生した旨を急報し、不適當な場所を避けて各列車および車両の運転を中止するよう指令する。

イ 運転指令者は、列車を停止させた後、福井地方気象台に震度や状況を確認し、乗務員、駅長、保線および電気区長に対して次の名号による指令または要請を行う。

(ア) 震度4相当

停止させた待機中の列車に対し、震度を明示し、最徐行運転により運転を再開するよう指令する。

(イ) 震度5弱以上

停止させた待機中の列車に対し、震度を明示して運転中止指令を行い、送電を停止するとともに保線および電気区長に対して巡回点検を要請する。

(3) 福井鉄道株式会社の措置

① 活動体制

ア 災害対策本部および現地対策本部の設置

災害発生時には「災害対策実施要綱」に定める基準に従い、本社内に災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報収集、連絡広報、応急復旧、代行輸送、救護活動等の災害対策を統轄する。

イ 職員の動員

災害発生時においては「緊急時における緊急体制心得」の定めにより、災害の状況に応じた動員体制をとり、必要な要員の非常招集を行う。

② 災害時の初動措置

ア 旅客に対する広報

旅客に対する案内広報については、関係駅区との連絡を緊密に行い、災害の状況、代替輸送方法、復旧見込み、その他必要な事項について正確な情報を提供し、混乱の発生を防止する。

また、報道機関に対しては、広報担当者が情報の提供を行う。

イ 避難誘導

(ア) 異常発生時に旅客の避難誘導が円滑に行えるよう、関係者に対し防災教育・訓練を行い、周知徹底を図る。

(イ) 駅および車両に非常口を明示するとともに、旅客に対し異常事態発生時には鉄道係員の指示に従って行動するよう適宜広報活動を行う。

ウ 救護措置

救護を必要とする事態が発生した場合は、最寄りの医療機関に収容するものとし、

あらかじめ関係医療機関と協議することとする。

③ 関係施設の応急復旧

現地本部と密接な連絡をとって、正確な状況把握を行い、災害対策本部において応急復旧の具体的方法、復旧資材の調達、復旧要員の確保等の配備手配を行う。

④ 震度による運転規制

地震による運転規制については「地震発生時の取扱方」（資料編参照）に定めるところによる。

ア 運転指令者は、地震を感知した場合、直ちに電話で各駅長に対し地震が発生した旨を急報し、全列車・車両の運転を中止させる手配をする。

イ 乗務員は、列車運転中地震を感知した場合、または運転指令者から地震発生旨の旨通告のあったときは直ちに列車を停止させる。この場合、停止位置が不適当と判断したときは、列車を安全な場所に移動する。

列車停止後振動がおさまったときは、付近の状況を判断し必要に応じて転動防止をし旅客の避難誘導に努めるとともに運転指令者に報告し、指示をうけるものとする。

ウ 運転指令者は、列車を停止させた後、福井地方気象台に問い合わせる等の方法で震度を確かめ、その震度により乗務員、駅長、土木および電気管理区長に対して次の各号による指令または要請を行う。

(ア) 震度4相当

停止して待機中の列車に対して震度を明示し、注意運転による運転継続を指令する。

(イ) 震度5以上

停止して待機中の列車に対して震度を明示し、運転中止を指令するとともに送電を停止する。土木および電気管理区長に対しては、要注意箇所巡回点検を要請する。

第3 道路施設

(1) 災害対策用緊急輸送道路の確保

地震により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線をあらかじめ選定する。

(2) 一般道路

各道路管理者は安全かつ円滑な交通を確保するため、次の措置を講ずる。

① 防災関係機関等への連絡

所管する道路の被害状況を速やかに把握し、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。

② 点検措置の実施

大地震の発生直後、道路等について直ちに点検（状況把握、応急復旧箇所）を実施する。

駐車車両、道路上への倒壊物・落下物等道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急輸送路線、主要道路から優先的に障害物の除去を実施する。

③ 応急復旧の実施

地震による災害が発生した場合、所管の道路について、路面の沈下陥没および亀裂、構造物と取付部の段差、法面の崩壊、橋梁の損傷等、被害状況に応じた応急復旧を行

い、最も早い工法を選定し、交通の確保に努める。

④ 占用物件等他管理者への通報

上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。

緊急のため、そのいとまがない場合は通行禁止等、住民の安全の確保のため必要な措置を講じ、事後通報を行う。

⑤ 交通止め等緊急処置

所管する道路の陥没および亀裂等、地震による災害が発生した場合、所轄の警察署、消防署等の協力を求め、通行の禁止または制限、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、住民の安全確保のための必要な措置を講ずる。

(3) 高速道路

中日本高速道路株式会社は、地震による災害発生のおそれがある場合、または災害が発生した場合は「防災業務要領」に従い、直ちに災害応急対策に入る。

① 防災体制

ア 災害が発生するおそれがある場合は警戒体制をとり、点検を実施する。

イ 災害が発生した場合は緊急体制をとる。

ウ 非常かつ重大な災害が発生し、通行止めを必要とする場合は非常体制をとり、直ちに災害対策本部を設置する。

② 防災関係機関等への連絡

中日本高速道路株式会社は、地震による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各防災関係機関へ速やかに連絡する。

③ 点検措置

地震の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、災害が発生した場合は応急復旧計画を策定し、応急復旧工事を実施する。

④ 応急復旧工事の基本方針

通行止めを実施する場合の応急復旧工事に当たっては、上下線各一車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。

⑤ 交通規制

ア 実施基準

(ア) 計測震度4.0から4.5未満(震度4以上)の地震が発生した場合は速度規制を行う。

(イ) 計測震度4.5以上(震度5弱以上)の地震が発生した場合は通行止めを行う。

イ 実施方法

速度規制を実施する場合は、道路情報板および規制標識を表示する。

また、通行止めを実施する場合には、巡回車、情報板、ラジオ等により、その旨を通行車両に通知するとともに、避難誘導措置を講ずる。

⑥ 初期消火および火災防止活動

高速道路上において衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により迅速に初期消火活動を行い、火勢の拡大防止に努める。

⑦ 救出および応急手当

地震により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防機関等に出動を要請するものとし、中日本高速道路株式会社は、消防機関等の行う救急活動に協力する。

⑧ 危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

地震により高速道路において危険物、高圧ガス等が運搬車両から流出した場合には、

交通規制等の措置を行うとともに、消防機関等に出動の要請をし、同機関の行う除去作業に協力する。

⑨ 緊急輸送道路としての位置付け

高速道路は、広域的あるいは地域的な輸送路として輸送能力、機動性に優れていることから、震災時の緊急輸送道路として震災時には優先して交通の確保を図る。

第4 港湾施設等

(1) 基本方針

地震により、水域施設・外郭施設・係留施設等の港湾または漁港が被害を受けたときは、速やかに応急措置を行うとともに被害を最小限にとどめるよう努める。

(2) 応急措置

福井・敦賀港湾事務所、小浜土木事務所（漁港の場合は市町、越前漁港事務所、嶺南振興局水産漁港課）は、直接または関係民間団体の協力を得て応急措置を講ずるとともに、緊急必要物資等の輸送基地としての役割を十分果たせるよう港湾施設等の維持に努める。

第5 空港（公共用ヘリポート）施設

(1) 基本方針

地震により、福井空港および若狭ヘリポートの滑走路、エプロンその他空港施設が被害を受けたときは、速やかに応急措置を行うとともに被害を最小限にとどめるよう努める。

(2) 応急措置

施設に被害を受けた場合には、緊急物資等の輸送機能の維持および確保に必要な応急措置に努め、空港業務を部分的にでも再開できるようにする。

第21節 電力施設応急対策計画

第1 計画の方針

電力供給機関は被害状況等を迅速に把握し、的確な応急対策を実施することにより、事故の拡大を防止し、電力の供給を維持する。

第2 活動体制

(1) 災害対策本部等の設置

防災体制を発令し、災害対策本部を設置するとともに、その下に災害対策支部を置いて災害対策業務を遂行する。

(2) 情報の収集、連絡体制の確立

災害対策本部は通信の確保を図り、被害状況、復旧状況等の情報の収集伝達を行う。

(3) 応急対策要員の確保

災害対策本部の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

被害が多大で当該電力供給機関のみでは早期復旧が困難な場合は本部を通じて、他の電気供給機関等に応援を要請し、要員を確保する。

第3 応急対策

(1) 危険予防措置の実施

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害および火災の拡大等に伴い、感電等の二次的災害のおそれがある場合で電力供給機関が必要と認めた場合または消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

(2) 復旧資材の確保および輸送

① 資材の調達

対策本部の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

② 資機材の輸送

非常対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船舶、航空機等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

③ 復旧資材の置場等の確保

災害時において、復旧資材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難と思われる場合は、県および市町の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

(3) 応急対策工事の実施

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

① 水力、火力、原子力発電所設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

② 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

③ 変電設備

機器損壊事故に対し、電力系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急

措置で対処する。

④ 配電設備

その場の状況に応じた臨機応変の仮工事により迅速確実な復旧を行う。

⑤ 通信設備

可搬型電源、移動無線等の活用により通信連絡を確保する。

(4) 災害復旧の順位

各施設の復旧に当たっては、避難所、医療機関等を原則として優先するが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ、電力供給上復旧効果の大きいものから行う。

特に緊急を必要とするものは、電源車を配置し緊急送電を行う。

第4 災害時における広報活動

(1) 住民に対する広報活動

電力設備の状況、復旧活動の状況、復旧送電のめど、公衆感電事故防止および復旧後の通電時の火災発生防止についてのPRを主体とした広報活動を、広報車およびテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

(2) 地域防災機関との協調

緊急を要する広報は、必要に応じ県、市町、警察、消防機関等とも密接な連絡をとり行う。

その手段は防災無線を活用する。

第5 代替施設設備の活用

避難所等に対する電力供給確保のため、非常用発電機等の代替施設設備の活用を図る。

第22節 ガス施設応急対策計画

第1 計画の方針

ガス事業者および液化石油ガス事業者は地震の発生によりガス施設に被害が生じた場合、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

第2 活動体制

地震によりガス工作物に甚大な被害の発生またはそのおそれがある場合、応急対策および復旧対策を円滑、適切に行うため、ガス事業者にあつては災害対策本部を、液化石油ガス事業者にあつては県エルピーガス協会またはその支部において対策本部を設置する。

第3 都市ガス

(1) 初動対策

① 消費者による初動対策

消費者は、地震が発生した直後の二次災害を防止するため、自らが使用している火を消すとともに、元栓を閉止するほか、高齢者、障害者等の災害時要援護者に対しても、近隣の住民が協力してその措置に当たる。

② 災害時情報収集および応援体制

ガス事業者は事故または災害に際し、個々に所轄官庁および関係機関に速やかに連絡するとともに、情報の収集に努め、必要に応じて日本ガス協会等に応援の要請を行う。

③ 被害調査および巡視点検の実施

地震情報と防災ガス施設情報を早期に収集し、速やかに施設の被害調査および巡視点検を行い、ガス工作物の被害状況を把握する。

④ ガス製造設備の緊急停止および遮断

球形ガスホルダー入口の緊急遮断弁を閉止する。

なお、ガス発生設備は地震発生と同時に自動的に緊急停止する。

⑤ 減圧

一定震度以上の地震が発生した場合、または異状なガスの送出が感知された場合は、球形ホルダー出口の緊急遮断弁を閉止する。

有水ホルダーは出口元弁を閉止する。

⑥ 供給停止

地震によりガス導管や、その他のガス施設に損傷が発生した場合は、火災・中毒の二次災害を防止するため、中圧導管内のガスを有水ガスホルダーへ減圧する。

⑦ その他の措置

地震により導管の一部に被害を生じ、供給を継続している場合は、現地へ出動し次の措置をとる。

ア 局地的な被害が発生し、供給を継続している場合または、二次災害の発生のおそれおよび供給継続に支障をきたすおそれのある場合は、その区域をブロック化し、健全地区と切離し、バルブおよび整圧器を閉止する。

イ 被害が僅少で若干の供給操作により容易に応急修理ができるものに対する措置。

ウ 橋梁、架管、道路の部分的損傷に対しても、ア、イと同様な措置をとる。

(2) 応急復旧

- ① あらゆる施設が被害を受ける中で、早期に復旧するため次のように行う。
 - ア 第1次復旧作業
 - (ア) ガス発生設備ならびに工場内各種設備および受電設備・原料貯槽・ガスホルダー等の復旧を行う。
 - (イ) 中圧導管および地区整圧器の復旧は、各整圧器を遮断し被害状況調査に基づきブロックごとに復旧を行う。
 - イ 第2次復旧作業
 - 中圧導管、低圧導管の復旧工事が完了後、次の順位で供給管の復旧工事を行う。
 - 第1順位 医療施設、避難所
 - 第2順位 公共施設
 - 第3順位 その他
- ② 応急復旧に当たっては、路線被害の分析をもとに供給ルートを検討し、ブロックごとに地区被害を把握して早期復旧順位を決定する。
 - 早期復旧地区より低圧導管網のブロック化を行い、各需要家のメーターコックを閉止し漏洩検査を行う。

第4 液化石油ガス

(1) 初動対策

- ① 消費者による初動対策
 - 消費者は地震が発生した直後の二次災害を防止するため、自らが使用している火を消すとともに容器バルブを閉止するほか、高齢者、障害者等の災害時要援護者に対しても、近隣の住民が協力してその措置に当たる。
- ② 液化石油ガス事業者による初動対策
 - 液化石油ガス事業者は地震が発生した場合はその規模により緊急応援体制をとり、また緊急点検マニュアルに基づき病院等公共施設および集団供給設備のような大規模容器置場を有する施設に対し、速やかな施設の巡視点検、容器バルブ閉止などの応急措置を優先的に行う。
 - 点検については常時施錠してある貯蔵設備、病院等公共施設および大規模な容器置場を有する施設を優先して行う。
- ③ 容器の回収
 - 液化石油ガス事業者は、消費者の要請または巡視点検により発見した家屋の倒壊等により危険な状態となった液化石油ガス容器を安全な場所へ移動する。

(2) 応急復旧

- 液化石油ガス事業者は巡視点検により安全が確認された施設から順に供給を再開する。
 - また、改修が必要なものについては、緊急応援体制により事業者相互が連携し、復旧のための改修を行う。

第5 災害時における広報活動

次の場合には需要家の二次災害防止を図るため、テレビ、ラジオ、新聞、チラシ、広報車等を利用して広報を行う。

- ア ガスの供給停止が予想される時
- イ ガス供給停止時

ウ 復旧完了における再供給時

第6 代替施設設備の活用

避難所等に対するガス供給確保のため、カセットコンロ、LPガス等の代替施設設備の活用を図る。

第23節 通信および放送施設応急対策計画

第1 計画の方針

通信の途絶防止および放送電波の確保のための諸施策を講ずるとともに、設備の早期復旧を図る。

第2 県防災行政無線

(1) 震災時の初期活動体制

① 要員の確保

機器操作・監視要員ならびに応急復旧要員を確保するため職員を招集するとともに、必要に応じ関係業者に対し待機または出動の要請をする。

② 通信の統制

通信の状況を監視し、ふくそうがある場合には、統制局または支部局において適切な統制措置を講ずる。

③ 機器動作等の監視強化

無線設備の被害状況を把握するため、統制局の遠方監視制御装置により各局の状態を確認するとともに、回線試験を実施し不通回線の有無を確認する。有人局にあっては、目視により、無線設備の状態を確認し異常がある場合には、統制局に連絡するとともに、応急措置を実施する。

④ 移動局の適正配置

情報収集および回線障害時の臨時回線設定に備え、衛星車載局、可搬型地球局、全県移動局、地区移動局の適正配置に努めること。

⑤ 予備電源の確認

停電に備え、蓄電池設備の確認、非常用発電機の確認・試運転を実施する。

(2) 応急対策

① 通信施設の被害実態把握

(1)③により障害が認められた無線局へ、保守要員が出動し状況確認を行うとともに、応急復旧策を検討する。

② 仮復旧作業の実施

①の検討を踏まえ、必要機材、要員を確保し、早期仮復旧を図る。

③ 臨時回線の設定

①②に並列して臨時回線を設定し応急連絡体制を確立する。

ア 幹線移動障害時および現地災害対策本部などの臨時仮設通信の確保

衛星車載局、可搬型地球局および全県移動局を適正に配備し、通信を確保する。

イ 端末局障害時

同系支部局より地区移動局を配備し、通信を確保するとともに、可搬型全県移動局を設置し回線数を確保する。

第3 電気通信設備

西日本電信電話(株)福井支店は、公共機関等の通信確保を図るとともに、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、迅速かつ的確な応急作業を実施する。

(1) 応急対策

① 震災時の通信確保体制

災害の規模等により、災害情報連絡室および災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策および復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制とする。

② 初動措置

- ア 電源の確保
- イ 災害対策用無線機、移動無線車等の発動
- ウ 予備電源設備、移動発電装置等の発動

③ 重要通信の確保

各種災害応急対策の実施に不可欠な重要通信を優先的に、復旧を行う。

④ 特設公衆電話の設置

災害または大規模故障により特定の地域が全面的に通信困難となった場合には特設公衆電話を設置する。

⑤ 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款に基づき、臨機に通信の利用制限等の措置を行う。

(2) 広報活動

災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知させる。

- ア 通信途絶、利用制限の理由および内容
- イ 災害復旧に対してとられている措置および復旧見込時期
- ウ 通信利用者に協力を要請する事項
- エ その他、必要な事項

(3) 復旧対策

災害により被災した通信設備の復旧に当たっては、電気通信施設等の機能、形態を被災前の状態に復旧するが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張、改良工事等を折り込んだ復旧工事を実施する。

第4 放送施設

(1) 日本放送協会福井放送局

地震災害の発生に際して放送施設に障害を受けた場合は、被害箇所を優先的に復旧するとともに、迅速・適切な応急措置により放送の継続および放送電波の確保を図り、公共放送としての使命を達成する。

① 活動体制

災害の状況に応じ体制を定め、要員を確保する。

② 資機材等の確保

- ア 放送用・取材用等の機材の他、電源関係・回線関係設備についても必要な機材を確保する。
- イ 送受信空中線を補強し、予備空中線材料等の資材を確保する。
- ウ あらかじめ特約した業者等から、応急対策に必要な機材を、緊急借用または調達により確保する。

③ 応急対策

ア 放送機等障害時の措置

(ア) 障害等のため、長時間平常の運用が困難なときは、原則として次の優先順位により放送を実施する。

- 第1順位 ラジオ第1放送
- 第2順位 総合テレビジョン
- 第3順位 FM放送
- 第4順位 ラジオ第2放送
- 第5順位 教育テレビジョン

(イ) 放送機等の障害のため、ラジオ第1放送または総合テレビジョンによる放送が不能の場合は、それぞれFM放送、ラジオ第2放送または教育テレビジョンにより必要な番組を送出する。

(ウ) 停電または受電設備に障害が発生した場合は、自家発電装置によって給電するが、自家発電装置運転不能の場合には、仮設電源の設置または被害箇所への応急措置等により対処する。

イ 回線障害時の措置

西日本電信電話（株）に対し早期回復を要請するとともに、次の措置を講ずる。

(ア) 放送回線の場合には、無線中継の実施、FPU等による臨時回線の措置、衛星放送の活用、非常用番組の送付等、障害程度に応じた措置を講ずる。

(イ) 局間打合回線の場合には、原則として次の順位により、代替回線を単独に、あるいは併用して使用する。

- 第1順位 加入電話
- 第2順位 短波連絡
- 第3順位 NHKの基地局・陸上移動局・簡易無線局
- 第4順位 NTT専用回線
- 第5順位 放送回線
- 第6順位 アマチュア無線局
- 第7順位 非常通信協議会加盟通信網
- 第8順位 非常通信協議会に加盟しない他の官公署等通信網
- 第9順位 放送電波

ウ 演奏所障害時の措置

演奏所が使用不能となった時には、放送所等に臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

④ 視聴者対策

災害時における受信の維持・確保のため次の措置を講ずる。

ア 受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、受信機巡回修理班を編成し、関係団体の協力を得て被災受信機の復旧を図る。

イ 情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置・速報板等を設置するとともに、状況により広報車・船艇等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

⑤ 復旧対策

ア 被災した施設および設備等については、迅速・的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

イ 復旧の順位は放送内容・障害状況等を考慮しつつ、原則として放送実施の優先順位に従う。復旧工事の実施に当たっては、人員・資材等を最大限に活用して作業を

迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図る。

(2) 民間放送会社（福井放送㈱、福井テレビジョン放送㈱、福井エフエム放送㈱）

① 活動体制

災害の状況に応じ、体制を定め要員を確保する。

② 資機材等の確保

ア 電源関係諸設備を整備、確保する。

イ 中継回線、通信回線関係を整備、確保する。

ウ 送受信空中線補強のための資材および予備空中線材料を整備、確保する。

エ あらかじめ特約した業者等から、応急対策に必要な機材を、緊急借用または調達により確保する。

③ 応急対策

ア 放送機等障害時の措置

放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組のみの送出継続に努める。

イ 回線障害時の措置

一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

ウ 演奏所障害時の措置

災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

④ 視聴者対策

災害時における受信の維持、確保のため次の措置を講ずる。

ア 受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、受信機巡回修理班を編成し、関係団体の協力を得て被災受信機の復旧を図る。

イ 情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置・速報板等を設置するとともに、状況により広報車、船艇等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

⑤ 復旧対策

ア 被災した施設および設備等については、迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

イ 復旧の順位は放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設、設備を優先させるものとし、復旧工事の実施に当たっては、人員、資材等を最大限に活用して作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図る。

第24節 上水道・下水道施設応急対策計画

第1 計画の方針

地震の発生に際し、上水道施設および下水道施設の防護に努め、あわせて迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第2 上水道施設

各水道事業者は、震災時における被害を最小限にとどめ、生活機能を維持するため、システム全体について被害状況を把握し、速やかに応急復旧を行う。

(1) 応急復旧体制

① 水道事業者および市町

災害時の行動指針に基づき情報伝達体制、相互協力体制および応急復旧資機材の調達体制を確立する。

② 県

災害時の行動指針に基づき水道事業者等と協力し、広域的な情報収集・連絡体制を確立する。

(2) 応急措置および復旧

① 被害状況の収集

地震が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害の把握に努める。

② 第1次復旧工事

導水管、送水管および主要な配水管を修理し、特設された応急給水栓等から給水し得るまでの復旧工事をめどとする。

③ 第2次復旧工事

第1次復旧工事により応急給水栓から給水された時点で各戸給水をめどとして復旧工事を施工する。

ア 給水管の分岐は配水管およびその支管の復旧工事が完成した後、医療施設等緊急を要する施設を優先的に給水管の分岐工事を開始する。

イ 給水装置の整備は被害状況に応じて次の方法により整備する。

(ア) 既設管を生かす。

(イ) 仮配管より既設管に通水して生かす。

(ウ) 仮配管より各戸に給水する。

④ 恒久復旧工事

水道事業者等は、復旧に当たっては、再度の被災の防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から、必要な改良復旧を行うとともに、耐震化、緊急時用貯水施設の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

ア 改良復旧は、現行の拡張事業を勘案して施工する。

イ 地震後の地域復旧計画と連携を保って施工する。

ウ 石綿セメント管および老朽管はできる限り取り替える。

エ 配管状態の図面整備に完全を期する。

(3) 代替施設設備の活用

医療施設や避難所等に対する飲料水等確保のため、給水車(水槽付き消防車も含む。)やろ水器による給水を行うほか、水質条件を満たした道路融雪用の井戸水などの活用を図る。

第3 下水道施設

下水道管理者は震災時における下水道の被害を最小限にとどめ、環境汚染の防止を図るため、管路施設・ポンプ場および処理場施設を含むシステム全体について被害状況を把握し、緊急装置・施設の復旧作業を実施する。

(1) 防災体制

① 防災組織の確立

下水道本部および各職場の各段階における防災組織を確立する。

② 配備体制の確立

職員の配備については、震災時に一般通信網および交通機関が利用できないことを考慮して、各下水道管理者の実情に応じ、地震時の非常配備体制を確立する。

(2) 要員および応急対策用資材等の確保

要員、応急対策用資材等の確保および施設復旧について、民間企業および他の下水道管理者に対し、広域的な支援を要請する。

(3) 応急対策

① 被害状況の調査および施設の点検

震災発生後、二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査および点検を実施する。

② 応急復旧計画の策定

下水道管理者は、管路施設、ポンプ場および処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として復旧計画を策定する。

ア 応急復旧の緊急度および工法

イ 復旧資材および作業員の確保

ウ 設計および監督技術者の確保

エ 復旧財源の措置

③ 応急措置および復旧

各下水道管理者は、速やかに次の措置を講ずる。

ア 管路施設

(ア) 管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置

交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとった後、関係機関に連絡をとり、応急対策を講ずる。

(イ) マンホール等からのいっ水の排除

可搬式ポンプを利用して、雨水管からのいっ水は雨水管渠、河川または他の下水道管渠あるいは排水路等へ、汚水管からのいっ水は他の下水道管渠へ緊急排水する。

(ウ) 吐き口等における浸水防止

河川等の管理者に連絡をとるとともに、破損箇所での土のう等による浸水防止の措置、可搬式ポンプによる排水等の措置を講ずる。

イ ポンプ場および処理場施設

(ア) ポンプ設備の機能が停止した場合の措置

損傷および故障箇所は直ちに復旧にかかるとともに、浸水等の場合には緊急排水、浸水防止等の措置を講ずる。

(イ) 処理場の機能が停止した場合の措置

設備の損傷、故障の程度等を確認の上、停電が生じた場合には自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧に努める。

- (ウ) 自動制御装置の停止に伴う代替措置
自動制御装置が損傷・故障により停止した場合には、手動操作により速やかに運転を再開する。
- (エ) 危険物の漏洩に対する応急措置
危険物を扱う設備については、震災後、速やかに点検し、漏洩の有無を確認するとともに、漏洩を発見したときには、あらかじめ訓練した方法に従って、速やかに応急措置を講ずる。
- (4) 下水の排除制限および仮排水
管渠の損壊等により処理不能となった場合は、住民に対し下水排除の制限を行うほか、下水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保を行う。
- (5) 代替施設設備の活用
避難所等に仮設トイレを設置するなど代替施設設備の活用を図り、環境衛生面で支障のないよう対応する。

第25節 危険物施設等応急対策計画

第1 計画の方針

危険物施設等の管理者は、地震の発生により施設に被害が生じた場合、火災、爆発、流出拡散の防止等二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を行う。

また、施設の関係者および周辺住民に対する危害防止を図るため、必要な措置を行う。

第2 危険物施設

危険物施設の地震による被害を最小限にとどめるため、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者および危険物取扱者等は地震が発生した場合、当該危険物施設の実態に応じて、次の措置を講ずる。

- (1) 危険物の取扱作業および運搬の緊急停止措置
危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖または装置の緊急停止措置を行う。
- (2) 危険物施設の応急点検
危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。
- (3) 危険物施設からの出火および流出の防止措置
危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
- (4) 災害発生時の応急措置
危険物により災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
- (5) 防災関係機関への通報
災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し、状況を報告する。
- (6) 従業員および周辺地域住民に対する人命安全措施
災害発生事業所は、消防、警察等関係機関と連絡を密にし、従業員および周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第3 火薬類貯蔵施設

火薬類貯蔵施設の地震による被害を最小限にとどめるため、保安責任者は危害予防規定等により次の保安措置を講ずる。

- (1) 保安責任者等は、地震による二次災害を防止するため、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講ずる。
 - ア 施設の安全確認および爆発・火災に対する適切な措置
 - イ 危険な状態の場合、付近の住民に対し、警告する措置
 - ウ 火薬類の数量等の確認
 - エ その他災害の発生防止または、軽減を図るための措置
- (2) 県は、災害の発生の防止または公共の安全の維持を行うため、必要に応じて保安責任者等に対して火薬類の持出し等緊急措置命令を行う。

第4 高圧ガス施設

高圧ガス施設の地震による被害を最小限にとどめるため、製造者等は危害予防規定により、次の保安措置を講ずる。

(1) 製造者等は、地震による二次災害を防止するため、関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講ずる。

ア 製造施設の運転、充てん作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業等の停止等の措置

イ 移動式荷役設備等入出荷設備に関する退避または安全措置

ウ 落下防止、転倒防止等の安全措置

エ その他災害の発生の防止または、軽減を図るための措置

オ 従業者および付近の住民に対し退避するよう警告する措置

(2) 県は、災害の発生の防止または公共の安全の維持のため、必要に応じ製造者等に対し、操業の一時停止等の緊急措置命令を行う。

第5 毒物・劇物取扱施設

県は、毒物・劇物取扱施設が、地震により被害を受け、毒物劇物が飛散漏洩または地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、または、そのおそれがあるときは、施設等を管理する者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するとともに、警察、消防等関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

第26節 住宅応急対策計画

第1 計画の方針

応急仮設住宅の設置や被害家屋の応急修理の実施または既存公営住宅等の活用により、被災住民の住居の確保を図る。

第2 実施体制

応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理は原則として市町が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合には、知事は同法に基づき応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理を実施する。

知事は、状況により必要と認めた場合は、これらを市町長に委任することができる。

応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施する。

第3 応急仮設住宅の建設

災害のため、住宅が全壊、全焼により滅失したり、被災者のうち自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設または応急的な修理を施し一時的な居住の安定を図る。

(1) 設置場所

市町において決定する。なお、市町は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。

仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

(2) 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、市町が行うが、災害救助法が適用された場合には、県が当該市町の協力を得て行う。

(参考) 入居者基準

ア 住家が全壊（焼）、流出した世帯

イ 居住する住家がない世帯

ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯

生活保護法の被保護者および要保護者

特定の資産のない失業者

特定の資産のない母子家庭

特定の資産のない老人、病弱者および身体障害者など

(3) 災害時要援護者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障害者に配慮した住宅の建設を考慮する。

(4) 応急修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分について行う。

(5) 協力要請

県は、市町の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、社団法人福井県建設業連合会や協定を締結している社団法人プレハブ建築協会等関係業界団体に対して協力を要請する。

第4 応急危険度判定制度

県は、建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、市町の要請により、被災地に応急危険度判定士を派遣する。

応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の被災度を判定し、建築物に判定結果の表示および使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

第5 公営住宅の活用

県および市町は、地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用として公営住宅の空家に被災者を一時入居させることができる。

第6 被災宅地危険度判定制度

県は、被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、市町の要請により、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して安全性を判定し、適切な応急対策を講じるための情報提供を市町および使用者に対して行う。

第 2 7 節 廃棄物処理計画

第 1 計画の方針

震災時には、建築物の倒壊、火災等によって一時的にがれき等が大量に発生し、かつ避難所等からは多量のごみが排出されることが予想される。

また、倒壊家屋、焼失家屋や避難所における仮設トイレ等のし尿くみ取り、その処理需要が発生するほか、し尿処理施設および下水道施設の損壊による機能低下が予想される。

このため、被災地における廃棄物の収集処理を適切に実施し環境衛生に万全を期する。

第 2 ごみ処理

(1) 処理体制

① 市町は、被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制および処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとる。

また、市町は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。

② ごみ処理の実施に必要な機材、人員等については、可能な限り市町の現有の体制で対応するが、ごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、人員の派遣や処理施設の使用などについて県あるいは近隣市町へ応援要請する。

③ 県は、被災地におけるごみの発生状況と処理状況を適切に把握し、市町からの応援要請に対しては、県域内での処理体制の調整を図るとともに、処理状況を考慮して必要があると認めたときは、他府県への応援を要請するなど、広域的な処理について適切に対処する。

(2) 処理方法

ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等環境影響上支障のない方法で行う。

なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

倒壊家屋等の除去作業については、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮する。

第 3 し尿処理

(1) 処理体制

市町は、し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、適切な処理体制をとる。

特に仮設トイレ、避難所のくみ取り便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。

機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じ応援要請を行う。

(2) 処理方法

し尿処理の方法は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて環境衛生に支障のない方法を併用する。

第28節 防疫、食品衛生計画

第1 計画の方針

大地震の発生に伴う家屋、工作物等の倒壊、水道断水、浸水等は、生活環境の悪化を招き、感染症の発生の危険を高めることから、家屋内外の消毒、感染症患者の早期発見等感染症予防のための各種措置および食品の衛生監視など防疫に関する措置を講じ、感染症流行等の未然防止を図る。

第2 防疫対策

災害発生時における防疫対策は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるので、県および市町は、防疫対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 警戒体制の確立

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、ただちに警戒体制をとり、状況の変化に応じ所要の人員機材器具などの動員確保および配置を行う。

(2) 状況の把握

県は、関係機関と連絡をとり情報の早期把握に努め、危険地域の健康福祉センター、市町と緊密な情報交換を行うものとする。

(3) 予防教育および広報

事前に準備されているパンフレット等の利用や報道機関の協力を得て行う。

(4) 検病調査および健康診断

県は、検病調査を実施するため、検病調査班（医師1名、保健婦（または看護婦）1名および助手1名）を編成し、緊急度に応じて計画的に実施する。

この場合、浸水地域の住民および集団避難所の避難者や応急仮設住宅の入居者に対する調査を重点に実施する。

検病調査の結果必要があるときは、検便などの健康診断を実施する。

(5) 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者または病原体保有者が発生したときは、次の対策を実施する。

① 感染症患者等の入院（県が勧告・措置）

② 濃厚接触者の検病調査・健康診断の実施（県において実施）

③ 家屋、台所、便所、排水溝等の消毒の実施（市町において実施）

(6) 臨時予防接種

知事は、感染症予防上必要のある時は、臨時予防接種を実施する。

(7) 市町に対する指導および指示等

県および各健康福祉センターは、り災市町に対し実情に即応した防疫指導を行う。

特に被害激甚な市町に対しては、ただちに職員を派遣しその実情を調査して、防疫計画の実施方法および基準を示し、指導に当たらせる。

(8) 代執行

市町の被害が激甚なため、またはその機能が著しく阻害されたため、知事の指示命令により市町が行うべき業務を実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、市町に替わり代執行を行う。

第3 食品衛生対策

被災地における食品関係業者および臨時給食施設の実態を把握し、被災者に対して効果的な栄養調理指導を行い、安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を実施する。

(1) 食品関係営業施設等における食品衛生の確保

① 臨時給食施設の衛生監視指導

関係機関と密接な連携をとり実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底により、食中毒等事故の発生を防止する。

② 食品衛生関係業者に対する監視指導

乳処理場、魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店等を重点的に監視するとともに、保存または製造されている食品の検査を実施することによって不良食品の販売供給を防止する。

(2) 避難所等における食品衛生の確保

健康福祉センターは、食中毒防止に関するパンフレット等を活用して、次のことについて被災者に対して指導を行うとともに、避難所の運営責任者等を通じて啓発を行う。

また、食中毒が発生したときは食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、市町の協力を得て原因を究明する。

ア 救援食品の衛生的取扱い

イ 食品の保有方法、消費期限等の遵守

ウ 配布された弁当の適切な保管と早期喫食

エ 手洗い・消毒の励行

(3) 食中毒発生防止の措置

市町は、避難所への弁当等の配給に当たっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講ずる。

ア 弁当等の搬送には、温度管理に留意する。

イ 早期喫食のため、弁当等の搬送時間の調整

ウ 避難者等に対し、早期喫食を指導

第29節 遺体の搜索、処理、埋葬計画

第1 計画の方針

災害時における搜索および死亡者の収容・処理・埋葬を実施する。

第2 遺体の搜索

遺体の搜索は、市町が搜索に必要な資機材・機械器具類を借り上げて実施する。

ただし、市町において実施困難な場合には、県に対し自衛隊の派遣要請を行うなど県警察本部、海上保安部、自衛隊等関係機関からの協力を得て実施する。

第3 遺体の収容

市町は、遺体の身元識別のため、または死亡者が多数のため短期間に埋葬できない場合は、遺体の安置場所を確保し、関係機関に連絡する。

なお、搬送車両が不足する場合や、柩、ドライアイス等が不足する場合には、県に応援要請をする。

県は、搬送車両等の手配要請があった場合には、県トラック協会や葬祭業者等に要請する。

第4 遺体の検案および処理

市町は、日本赤十字社福井県支部、福井県医師会および福井県歯科医師会と協力して、県警察本部または海上保安本部の行う検視の立会（搜索）および医学的検査を実施するとともに、遺体の身元確認を行う。

県警察本部または海上保安本部は収容された遺体について、各種の法令等に基づいて遺体の検視を行うほか、身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。

日本赤十字社、福井県医師会および福井県歯科医師会は、県からの要請等により、検視立会および医学的検査を実施するとともに、終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

第5 遺体の埋葬

市町は、災害の際死亡した者に対して、混乱期のためその遺族が埋葬を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がいない場合に、次の方法により応急的な埋葬を行う。

(1) 方法

埋葬の実施に当たっては次の点に留意して行う。

- ① 遺体は、県警察本部または海上保安本部の行う検視等を経た後、同機関から引継ぎを受けて埋葬する。
- ② 身元不明の遺体については、土葬とする。
- ③ 被災地以外に漂流した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取扱う。

(2) 実施体制

市町は、自ら遺体の埋葬の実施が困難な場合には、近隣市町または県に応援要請を行う。

県は、市町から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町、近隣府県および全国都道府県への応援要請を行う。

第30節 教育再開計画

第1 計画の方針

地震災害により通常の教育が行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学を支障をきたさないよう措置するとともに、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開する。

第2 教科書、文具の確保と給与

県教育委員会は、教科書についてその不足数の把握に努め、教科書供給所および文部科学省との連絡調整により、できるだけ速やかな供給を図る。

また、学習用機材については、県内外への調達依頼によって確保する。

災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品の給与については、災害救助法施行規則に基づき、県健康福祉部と連携をとり迅速な措置を講ずる。

第3 教職員の確保

県教育委員会は、授業再開に必要な教職員を確保するため、教職員の被災状況に応じた代替教員等の補充を行う。

また、退職教職員や教員採用候補者名簿登載者等を基に、補充教職員を必要とする関係市町への便宜を図る。

第4 通学路の安全確保

県および市町は、授業再開に向けて、通学に必要な道路や安全の確保について、関係機関と連携を取りながら、その確保に努める。

第5 授業等再開対策

県または県教育委員会は、非常時の授業体制について、実施可能な教科や確保可能な授業時数および教室等について検討し、当面の週時程および日課表を立案するなど、早期の授業再開対策について指針を示し、その策定について指導する。

また、私立学校に対しては、これに準じた対策を行うよう指導する。

第6 その他の対策

(1) 転学手続き

被災した児童生徒の中で、転学を希望する児童生徒については、保護者との連絡調整を図り、隣接市町、他府県に速やかな受入れを要請する。

(2) 大学入試手続き

被災による受験不可能な生徒数と受験希望大学を把握し、追試験の要請や入学手続きの延期など関係大学との連絡調整および関係高校への指示等の措置を講ずる。

(3) 高校入試手続き

被災時の高校入試については、入試期日・出願資格・出願手続き・検査場所・募集人員・入学手続きの延期等の弾力的な対応および高校や中学校との連絡調整等の措置を講ずる。

(4) 企業の採用試験、採用手続き等

関係機関との連絡調整、関係学校への指示等の措置を講ずる。

(5) 児童生徒の精神保健対策

カウンセリングが必要な児童生徒数を把握し、専門的知識を有する精神科医や臨床心理士の支援を求めるなど、カウンセラー要員の確保に努める。

第31節 災害救助法の適用計画

第1 計画の方針

災害救助法の適用については、同法、同法施行令、福井県災害救助法施行細則等の定めるところによるが、必要と認めたときは速やかに所定の手続を行う。

第2 災害救助法の適用

- (1) 市町長は、地震災害により災害救助法を適用する必要があると認めたときは、知事に対しその旨を要請する。
- (2) 知事は、市町長の要請に基づき必要があると認められた場合、災害救助法を適用する。

第3 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に規定するところによる。

- (1) 市町の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が別表の基準1号以上であること。
- (2) 被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が1000世帯以上に達した場合で当該市町の滅失世帯数が別表の基準2号以上であること。
- (3) 被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が5000世帯以上に達した場合、または災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にあった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したとき。
- (4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

別表

市町の区域内の人口	住家滅失世帯数	
	基準1号	基準2号
5,000人未満	30世帯	15世帯
5,000人以上 15,000人未満	40世帯	20世帯
15,000人以上 30,000人未満	50世帯	25世帯
30,000人以上 50,000人未満	60世帯	30世帯
50,000人以上 100,000人未満	80世帯	40世帯
100,000人以上 300,000人未満	100世帯	50世帯
300,000人以上	150世帯	75世帯

第4 被災世帯の算定基準

住家の滅失した世帯、すなわち全壊（焼）、流出等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯にあつては、3世帯で1世帯とみなす。

第5 災害救助法の適用手続

- (1) 市町の手続き
 - ① 災害に際し、市町における災害が前記の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、当該市町長は、直ちにその旨を知事に情報提供しなければならない。

- ② 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市町は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供しその後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

(2) 県の手続き

- ① 知事は、災害救助法を適用したときは、当該市町および関係指定地方行政機関等に通知し、厚生労働大臣に情報提供する。
- ② 災害救助法を適用したときは、速やかに公告する。
- ③ 知事は、第3「災害救助法の適用基準」(3)のうち災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合および第3の(4)に該当する場合に災害救助法を適用しようとするときは、事前に厚生労働大臣に技術的助言を求めることができる。

第6 個別適用計画

(1) 避難所の開設および収容

知事の救助事務を委任された市町長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を避難所に収容し保護する。

① 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市町長は、知事に事前協議（厚生労働大臣の協議を含む。）をしなければならない。

② 避難所設置のための費用

避難所の設置、維持および管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費および購入費、光熱水費ならびに仮設便所等の設置費とする。

ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等に配慮した避難所）を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。

③ 避難所設置の方法

避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により実施する。

④ 避難所開設状況報告

市町長が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、おおむね次のとおりで、とりあえず電話または電報で情報提供する。

ア 避難所開設の日時および場所

イ 箇所数および収容人員

ウ 開設期間の見込

(2) 応急仮設住宅の供与

知事は、災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

① 適用期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。

その供与期間は、建築工事が完了した日から2年以内とする。

② 設置場所

市町において決定する。なお、市町は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握して

おく。

仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

③ 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が当該市町の協力を得て行うが、状況に応じ当該市町長に救助事務の一部として委任できる。

(参考) 入居者基準

ア 住家が全壊(焼)、流失した世帯

イ 居住する住家がない世帯

ウ 自己の資力では住宅を確保することができない世帯

生活保護法の被保護者および要保護者

特定の資産のない失業者

特定の資産のない母子家庭

特定の資産のない老人、病弱者および身体障害者など

④ 災害時要援護者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障害者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

(3) 炊き出しその他による食品の給与

市町長(災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長)は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

① 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、市町長は、知事に事前協議(厚生労働大臣の協議を含む。)をしなければならない。

② 供給の実施については第18節第3 米穀等食料供給による

③ 給与のための費用

主食、副食および燃料費の経費とする。

④ 炊出し等の方法

炊出しは、避難所内またはその近くの適当な場所を選んで実施するものとする。

その際市町は、各現場に実施責任者を指名して、その任に当たらせる。

(4) 飲料水の供給

知事の救助事務を委任された市町長は、災害のため飲料水が枯渇または汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

① 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市町長は、知事に事前協議(厚生労働大臣の協議を含む。)をしなければならない。

② 飲料水供給のための費用

水の購入費、給水および浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費および燃料費、薬品費ならびに資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

③ 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、浄水

器による給水、家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

(5) 被服寝具その他生活必需品の給貸与

知事は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を喪失または毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を給与または貸与する。

① 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。

ただし、大地震により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、事前に厚生労働大臣に協議しなければならない。

② 給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

- ア 被服、寝具および身の回り品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具および食器
- エ 光熱材料

(6) 医療および助産

知事は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療のみちを失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。

① 適用期間

災害発生の日から14日以内とする。

ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、事前に厚生労働大臣に協議しなければならない。

② 医療のための費用

- ア 医療救護班による場合
使用した薬剤、治療材料および医療器具の修繕費等の実費
- イ 一般の病院または診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額以内
- ウ 施術者による場合
協定料金の額以内

③ 医療の方法

医療救護班は、医療機関の混乱が回復するまでの応急的な医療を実施するものとする。

医療救護班の編成は、県立病院による医療救護班、健康福祉センターによる救護班、国立病院・療養所による医療救護班、福井大学による医療救護班、公的医療機関による医療救護班、知事から委託を受けた日赤医療救護班ならびに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会医療救護班とする。

(7) 災害にかかった者の救出

知事の救助事務を委任された市町長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、または救出してその者を保護する。

① 適用期間

災害発生の日から3日以内とする。

ただし、地震の揺返しが続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になかったか判明し難いとき等、この期間を延長する必要がある場合には、市町長は、知事に事前協議（厚生労働大臣の協議を含む。）をしなければならない。

② 救出のための費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費および燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(8) 住宅の応急修理

知事は、災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

① 適用期間

1箇月以内に完成する。

② 応急修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行う。

③ 協力要請

県は、市町の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、関係業界団体に対して協力を要請する。

(9) 学用品の給与

学用品の給与は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童および中学校生徒（特別支援学校の児童および生徒を含む。）に対して行う。

① 給与する品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

② 適用期間

教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に給与を完了しなければならない。

③ 給与の実施

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として市町長が行うが、教科書については、県が、市町教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講ずることもある。

(10) 遺体の搜索、処理、埋葬

災害により現に行方不明の状態にある者に対して搜索を実施するほか、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその死体の処理が実施できない場合に処理を、また、遺族の資力にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がない場合にその埋葬を実施する。

① 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。

(11) 障害物の除去

知事は、災害のため住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

① 適用部分

居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。

② 適用期間

災害発生の日から10日以内に完了する。

(12) 応急救助のための輸送および賃金職員等の雇上げ

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げを行い、その人員および物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。この場合の賃金職員等の雇上げおよび輸送手段の借上げは市町が実施するが、市町から要請があった場合は、県があっせんする。

① 輸送および賃金職員等の雇上げを行う救助の範囲および適用期間

範 囲	期 間
被災者の避難	1日～2日以内(厚生労働大臣の承認により延長できる。以下同じ。)
医療および助産	7日～14日以内
被災者の救出	3日以内
飲料水の供給	7日以内
死体の捜索	10日以内
死体の処理	10日以内
救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内

② 輸送および賃金職員等の雇用のための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上科、燃料費、消耗器材費、修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

③ 輸送力の確保

ア 応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送の確保に努める。

イ 県、市町は動員できる車輛(ジープ、大型トラック等)船艇を把握しておく。

ウ 救助連絡班は輸送各班と常に連絡し、事態が急迫した場合は従事命令を発する。

第4章 災害復旧計画

第4章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

第1 計画の方針

災害復旧は、地震発生時被災した各施設の復旧とあわせ、再度震災の発生を防止するため必要な施設の新設、または改良を行う等将来の震災に備える事業計画を樹立し、震災応急対策計画に基づく応急復旧終了後、早期復旧を目標に重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施する。

第2 実施責任者

震災により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において早期復旧を目標にその実施を図る。

第3 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ① 河川災害復旧事業
 - ② 海岸災害復旧事業
 - ③ 砂防設備災害復旧事業
 - ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - ⑦ 道路災害復旧事業
 - ⑧ 港湾災害復旧事業
 - ⑨ 漁港災害復旧事業
 - ⑩ 下水道災害復旧事業
 - ⑪ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 上水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

第4 緊急災害査定促進

震災が発生した場合には、被災市町ならびに県は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、災害査定の実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速が期されるよう努める。

第5 緊急融資の確保

県および市町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために起債について所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

被災市町において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の途を講じて財源の確保を図るものとし、この場合、県および福井財務事務所は市町の申し出に応じ、適切・効果的な融資措置が講ぜられるように努める。

第2節 激甚災害の指定計画

第1 計画の方針

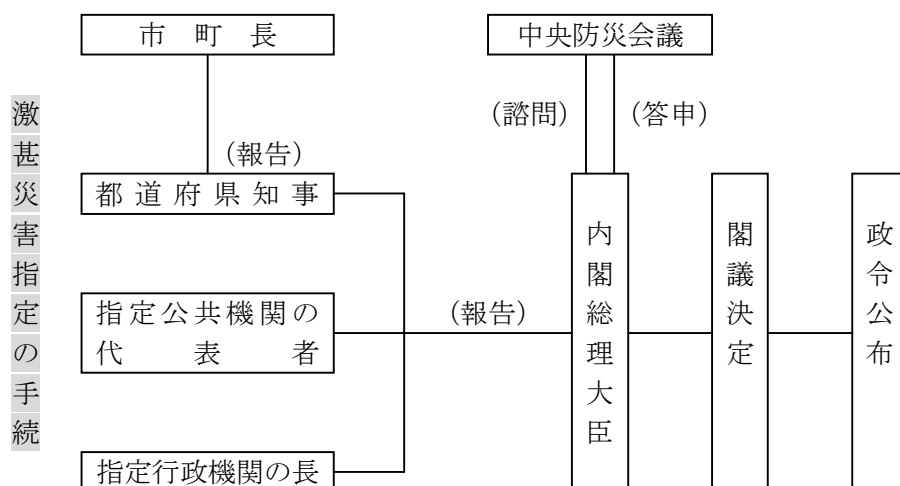
県は大規模な地震災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を調査して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の復旧が円滑に行われるよう努める。

第2 激甚災害に関する調査

- (1) 知事は、市町の被害状況等を検討のうえ、激甚災害および局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせる。
- (2) 市町は、県が行う激甚災害および局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- (3) 関係各課は、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

第3 激甚災害指定の手続

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、関係部長は国の機関と密接な連絡の上、指定の手続きをとる。



第4 特別財政援助額の交付手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市長は速やかに関係調書等を作成して県各部に提出し、県関係部は激甚法および算定の基礎となる法令に基づき、負担金を受けるための手続その他を実施する。

なお、激甚災害に係る特別の財政援助の対象となる事業は、以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ① 公共土木施設の災害復旧事業および災害関連事業
 - ア 災害復旧事業とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業（道路、砂防を除く。）

- ② 公立学校施設の災害復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法の適用を受ける公立学校施設の災害復旧事業
- ③ 公営住宅等の災害復旧事業
公営住宅法第8条第3項の適用を受ける公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業
- ④ 社会福祉施設の災害復旧事業
 - ア 生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）または41条（社会福祉法人または日赤が設置するもの）の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
 - イ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
 - ウ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの災害復旧事業
 - エ 身体障害者福祉法第28条第1項または第2項の規定により県または市町が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
 - オ 障害者自立支援法第79条第1項もしくは第3項の規定により県または市町が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第5条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業
 - カ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
- ⑤ 感染症指定医療機関の災害復旧事業および感染症予防事業
 - ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の法律第38条及び付則第8条の規定による感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - イ 激甚災害のため感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の法律第58条の規定による県の支弁に係わる感染症予防事業及び同法第57条の規定により市長が行う感染症予防事業
- ⑥ 堆積土砂および湛水の排除事業
 - ア 堆積土砂排除事業
 - (ア) 公共施設の区域内の排除事業
激甚災害の発生に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法施行令第4条に定めた程度にその達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下堆積土砂）の排除事業で地方公共団体またはその機関が施工するもの
 - (イ) 公共施設の区域外の排除事業
激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町長が指定した場所に集積されたものまたは市町長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町長が行う排除事業
 - イ 湛水排除事業
激甚災害の発生に伴う破堤または溢流により浸水した一団の区域について浸水面積が、引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施工するもの
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別の特別措置
この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業（農地、農業用施設および林道）および災害関連事業（農業用施設および林道）に要する経費の額から、

災害復旧事業については農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という。）第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧事業について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について補助対象の範囲を拡大する。

③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

④ 天災融資法の特例

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合次の2点の特別措置を行う。

ア 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額および政令で定める資金として貸付られる場合の貸付限度額を引き上げ、政令で定める経営資金については償還期間を延長する。

イ 政令で定める地域において被害を受けた農業共同組合または農業共同組合連合会に対する貸付限度額を引き上げる。

⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助

⑧ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

ア 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する担保限度額を別枠として設ける。

イ 災害関係保証の保険についてのてん補率を引き上げる。

ウ 保険料率を引き下げる。

② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対し、激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸付けおよび貸与した設備の対価について、県は償還期間を延長することができる。

③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の特別の財政援助および助成

① 公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助

② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

③ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

④ 母子および寡婦福祉法による国の貸付けの特例

国は、指定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉資金の貸付金の財源として特別会計に繰り入れた3倍に相当する金額を県に対し貸し付ける。

⑤ 水防資材費の補助の特例

⑥ り災者のための住宅建設事業に対する補助または融資の特例

ア 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

⑦ 小災害復旧債の元利補給

- ア 公共土木施設小災害復旧事業
 - イ 公立学校施設小災害復旧事業
 - ウ 農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業
- ⑧ 激甚災害時における求職者給付の支給の特例

第3節 民生安定計画

第1 計画の方針

県および市町は、地震災害による社会混乱を早期に収拾し、人心の安定と社会秩序の回復を図るため、関係機関・団体と協力のうえ、生活に必要な金品等の支給、職業のあっせん等民生安定のための緊急措置を講ずる。

第2 義援金品等の受付および配分

(1) 義援金品の受付

市町は、あらかじめ義援金品の受付についての体制を定めておく。

(2) 義援金品の配分

県、被災市町は、日本赤十字社、報道機関等の義援金品に関係する団体が参画する配分委員会を組織し、当該災害に係る全ての義援金品の使用・配分について協議する。

第3 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金等が支給される場合

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、震災により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また精神または身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(2) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

市町は、市町条例に基づき、震災により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

また、震災により精神または身体に著しい障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

第4 被災者生活再建支援金の支給等

(1) 被災者生活再建支援金

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その自立した生活の開始を支援するため被災者生活再建支援金を支給する。市町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

第5 生活の安定確保

(1) 総合相談窓口の設置

県および市町は、災害が発生した場合には、あらかじめ設置してある相談窓口において被災者等からの相談、問い合わせ等に対応する。

また、国、県、市町等の総合相談窓口の開設を行い、被災者からの幅広い相談に応じる。

(2) 公営住宅の確保

県および市町は、損壊公営住宅を速やかに補修するとともに、公営住宅の供給計画を早期に見直し、被災者に対し住宅の供給を図る。

(3) 雇用機会の確保

震災により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業のあっせん、失業給付等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

- ① 市町の措置
 - 市町は、被災者の職業あっせんについて、県に対する要請措置等の必要な計画を樹立しておく。
 - ② 県の措置
 - ア 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、労働局および公共職業安定との連携を密にし、速やかにそのあっせんを図り、あわせて他府県との連絡調整を行い雇用の安定を図る。
 - イ 離職者の早期再就職の促進
 - 震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長と連携し、次の措置を講ずる。
 - (ア) 被災者のための臨時相談窓口の設置
 - (イ) 職業訓練の実施
 - ウ 災害救助法が適用された市町から労務需要があった場合には、労働局および公共職業安定所と連携し労務者のあっせんを行う。
- (4) 金融措置の実施
 - ① 租税の徴収猶予および減免
 - 県地域防災計画第4章災害復旧計画第3節経済秩序安定計画に準拠する。
 - ② 公的資金のあっせん
 - ア 地震により家財等に被害があった場合、生活の建て直し資金として、災害救助法適用時は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害救護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金（福祉資金）、母子寡婦福祉資金を貸し付ける。
 - (ア) 災害救護資金の貸付
 - 市町は条例に基づき、震災により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害救護資金の貸付を行う。
 - (イ) 生活福祉資金（福祉資金）の貸付
 - 福井県社会福祉協議会は、小規模の震災により被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金の福祉資金を貸し付け、必要な援助指導を行う。
 - また、被災した家屋を増築、改築拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。
 - (ウ) 母子寡婦福祉資金の貸付
 - 県は、小規模の震災により被害を受けた母子家庭および寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、改築、拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付を行う。
 - イ 中小企業向け緊急融資、農林漁業関係融資に関しては、県地域防災計画第4章災害復旧計画第3節経済秩序安定計画に準拠する。
 - ウ 災害復興住宅資金の貸付
 - 県地域防災計画第4章災害復旧計画第2節民生安定計画に準拠する。
- (5) 流通機能回復
 - 県地域防災計画第4章災害復旧計画第3節経済秩序安定計画に準拠する。
- (6) 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視
 - 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、もしくはそのおそれがあり、または供給が著しく不足し、もしくはそのおそれがあると認めるときは、当該生活関連物資を特別

の調査を要する物資として指定し、その指定された物資を供給する事業者、店舗等の立入りをを行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告・公表を行う。

第6 個人資産の共済制度等に対する検討

全国的な基金による被災者に対する救済措置や新たな保険制度、共済制度等について、被災者の救済の理念、仕組み等について全国知事会や安全で快適なまちづくり懇談会を通じて検討を進め、新たな制度づくりに参画していく。

第7 郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策

郵便事業㈱は、災害が発生した場合、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書および郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用にあてるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、お年玉葉書等寄附金を配分する。

第4節 復興計画

第1 計画の方針

県および市町は、被災地の再建を行うため、地震被害の状況、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、現状復旧または中長期的視野に立った復興について検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

第2 改良復旧

県、市町および関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
被災施設の復旧に当たっては、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示する。

第3 計画的復興

大地震により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、県および市町は、産業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。

県および市町は、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、安全で快適な市街地の形成と都市機能の充実を図る。

第4 復興計画策定体制の確立

(1) 復興都市計画原案の策定

① 都市計画区域内の復興都市計画

都市計画区域内の市町においては「都市防災構造化対策事業計画」を踏まえた「市町の都市計画に関する基本方針」を復興都市計画原案として位置付ける。

② 都市計画区域外の復興都市計画

都市計画区域外の市町においては、「都市防災構造化対策事業計画」の策定を推進し、当該計画を復興都市計画原案として位置付ける。

③ 各種データの整備保全

復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

- ・各種データの総合的保全（地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等情報および測量図面、情報図面等データの整備保存ならびにバックアップ体制の整備）
- ・不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

(2) 審議会・協力体制の整備

① 復興都市計画原案等の事前審議制度の創設

復興都市計画の円滑で迅速な審議を行うため、事前審議制度を創設する。

② 復興計画策定連絡協議会の設置

復興都市計画と公共土木施設整備計画の整合を図るため、「復興計画策定連絡協議

会」を設置し、事前審議の円滑な運営体制と被災後の迅速な復興計画策定体制を確立する。

福井県原子力防災計画

(福井県地域防災計画・原子力防災編)

平成23年3月

福井県防災会議

福井県地域防災計画（原子力防災編）

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の方針	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格	1
第3 計画の構成	2
第4 計画を定めるに当たっての基本方針	2
第5 計画の周知徹底	3
第6 市町地域防災計画との関連	3
第7 計画の修正	4
第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務	6
第1 福井県	6
第2 福井県警察本部	7
第3 関係市町	7
第4 第3以外の市町	8
第5 第3の市町を管轄する消防本部	8
第6 第5以外の消防本部	8
第7 指定地方行政機関	9
第8 自衛隊	11
第9 指定公共機関および指定地方公共機関	11
第10 その他公共的団体	13
第3節 広域的な活動協力体制	14
第2章 災害予防計画	17
第1節 原子力防災体制整備計画	17
第1 計画の方針	17
第2 原子力防災対策部会	17
第3 平常時の安全対策	17
第4 緊急事態応急対策拠点施設の整備	18
第5 災害応急体制の整備	18

第6	退避および避難体制の整備	20
第7	緊急輸送活動体制および交通体制の整備	21
第8	救助・救急、消火および防災活動資機材等の整備等	21
第2節	原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員等の届出の受理	23
第1	方針	23
第2	原子力事業者防災業務計画に関する協議等	23
第3	原子力防災要員の現況の届出	23
第4	原子力防災管理者または副原子力防災管理者の選解任に係る届出	23
第5	放射線測定設備の設置および原子力防災資機材の現況の届出	23
第3節	原子力防災専門官との連携	24
第4節	防災業務関係者教育・研修計画	25
第1	計画の方針	25
第2	県における研修	25
第3	原子力事業者における教育・研修	26
第4	関係市町その他防災関係機関における研修	26
第5節	情報収集・連絡体制等整備計画	27
第1	計画の方針	27
第2	通信連絡設備等の整備	27
第3	情報収集・連絡・伝達体制の整備	28
第6節	緊急時モニタリング体制整備計画	30
第1	計画の方針	30
第2	緊急時モニタリング体制の確立	30
第3	緊急時モニタリング計画の策定	30
第4	環境モニタリング設備・機器類の整備	30
第5	緊急時システム	30
第6	関係機関との協力体制の整備	31
第7節	緊急被ばく医療体制整備計画	32
第1	計画の方針	32
第2	緊急被ばく医療体制の確立	32
第3	緊急被ばく医療設備等の整備	34
第4	人材育成等	35
第5	原子力事業者等における体制整備	35

第8節	防災知識普及計画	37
第1	計画の方針	37
第2	住民に対する防災知識の普及	37
第9節	原子力防災訓練計画	38
第1	計画の方針	38
第2	防災訓練の計画策定	38
第3	防災訓練の実施	38
第4	実践的な防災訓練の工夫と事後評価	39
第5	自衛隊、海上保安部等との協議等	39
第6	防災訓練に関する普及啓発	39
第7	防災訓練のための通行規制	39
第8	災害時要援護者に対する配慮事項	39
第10節	広域的相互応援体制整備計画	40
第1	計画の方針	40
第2	県内広域相互応援体制	40
第3	県外広域相互応援体制	40
第4	関係機関との協定	41
第5	県警察本部が締結している協定	42
第6	原子力事業者が締結している協定等	42
第11節	原子力発電所上空の飛行規制計画	43
第1	計画の方針	43
第2	国の航空安全確保に関する規制措置	43
第3	県、関係市町および原子力事業者の対応	43
第12節	災害時要援護者災害予防計画	44
第1	計画の方針	44
第2	災害応急体制の整備	44
第3	情報連絡・伝達設備および体制の整備	44
第4	防災知識の普及	45
第5	防災訓練における配慮事項	45
第13節	防災対策資料の整備および防災対策に関する研究等の推進	46
第1	方 針	46
第2	防災対策資料の整備	46
第3	防災対策に関する研究等の推進	48

第3章 災害応急対策計画	49
第1節 通報連絡計画	49
第1 計画の方針	49
第2 緊急時の通報連絡	49
第3 災害状況の報告および連絡	50
第4 特定事象発生時の通報	51
第5 特定事象発生時の通報後の災害状況の報告および連絡	53
第6 国に対する専門家派遣の要請等	53
第7 原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等	54
第8 通信手段の確保	54
第2節 緊急時活動計画	59
第1 計画の方針	59
第2 県の組織動員体制	59
第3 警戒配備体制	62
第4 福井県事故対策本部の設置	62
第5 福井県災害対策本部の設置	66
第6 原子力緊急事態宣言発出後の対応	71
第7 関係市町の動員配備体制	73
第8 指定地方行政機関等の動員配備体制	73
第3節 緊急時モニタリング計画	76
第1 計画の方針	76
第2 動員配備の基準	76
第3 動員等の協力要請	77
第4 緊急時モニタリングに対する協力要請等	77
第5 S P E E D I ネットワークシステムおよびE R S Sの稼動	77
第6 緊急時モニタリングの実施	78
第7 緊急時モニタリングの基本的事項	80
第8 緊急時モニタリングセンターの組織・運営等	80
第4節 広報計画	81
第1 計画の方針	81
第2 広報の留意事項	81
第3 県の広報体制	81
第4 県が行う広報事項	83
第5 関係市町が行う広報事項	84
第6 敦賀海上保安部が行う広報	85

第7	指定地方行政機関等が行う広報	85
第8	資料の保存	85
第9	相談窓口の開設	85
第10	災害情報インターネット通信システムの活用	86
第11	災害時要援護者に対する配慮事項	86
第5節	退避および避難計画	87
第1	計画の方針	87
第2	退避等に関する指標	87
第3	退避等の例外的措置	90
第4	退避等の措置の実施主体	90
第5	退避等の勧告・指示等の実効を上げるための措置	90
第6	飲料水、飲食物および生活必需品の供給	90
第7	屋内退避	90
第8	コンクリート屋内退避	91
第9	避難	94
第10	災害時要援護者に対する配慮事項	96
第6節	警備および交通対策計画	97
第1	計画の方針	97
第2	警戒区域の設定等	97
第3	災害警備対策	97
第4	交通規制対策	98
第5	立入制限措置	100
第6	飛行規制措置	101
第7節	救助・救急および消火計画	102
第1	計画の方針	102
第2	陸上における救助・救急および消火対策	102
第3	海上における救助・救急対策	103
第4	空からの救助・救急対策	104
第8節	緊急被ばく医療計画	105
第1	計画の方針	105
第2	緊急被ばく医療体制	105
第3	緊急被ばく医療措置	111
第4	災害救助法の適用	113

第9節	飲料水および飲食物の摂取制限計画	114
第1	計画の方針	114
第2	摂取制限等の措置	114
第3	飲料水および飲食物の供給	115
第10節	緊急輸送計画	116
第1	計画の方針	116
第2	緊急輸送の順位	116
第3	緊急輸送体制の確立	116
第11節	飲料水、飲食物および生活必需品の供給計画	119
第1	計画の方針	119
第2	飲料水の供給	119
第3	飲食物の供給	119
第4	生活必需品の供給	120
第5	その他の調達方法、受入れ、配付方法等	120
第12節	災害時要援護者応急対策計画	122
第1	計画の方針	122
第2	情報伝達および広報における配慮事項	122
第3	退避等における配慮事項	122
第13節	防災業務関係者防護計画	123
第1	計画の方針	123
第2	防災業務関係者の安全確保	123
第3	防護対策	123
第4	防災業務関係者の被ばく管理	123
第5	防災業務関係者の医療措置	124
第14節	災害救助法の適用計画	125
第1	計画の方針	125
第2	災害救助法の適用	125
第3	災害救助法の適用基準	125
第4	被災世帯の算定基準	126
第5	災害救助法の適用手続	126
第6	個別適用計画	126
第15節	広域的応援対応計画	132
第1	計画の方針	132

第2	応援要請	132
第3	防災活動拠点	134
第4	応援に係る留意事項	134
第16節	自衛隊災害派遣要請計画	135
第1	計画の方針	135
第2	派遣要請の実施	135
第3	派遣の内容	135
第4	派遣要請の手続き	135
第5	自主的派遣	137
第6	派遣部隊の受入れ	137
第7	派遣部隊の撤収要請	137
第8	経費の負担区分	137
第9	派遣部隊の被ばく管理	138
第17節	文教対策計画	139
第1	計画の方針	139
第2	学校園施設の休校措置	139
第3	授業再開対策	139
第4	教職員の確保	139
第5	通学路の安全確保	139
第6	児童生徒・教職員の精神保健対策	140
第7	その他の対策	140
第18節	ボランティア受入計画	141
第1	計画の方針	141
第2	災害時ボランティア活動の制限	141
第3	災害時ボランティア活動の開始	141
第4	災害時ボランティアの受入体制	141
第5	災害時ボランティアの活動体制	141
第19節	地震応急対策計画	142
第1	計画の方針	142
第2	地震応急対策	142
第4章	災害復旧計画	143
第1節	基本方針	143

第2節	現地事後対策連絡会議への職員派遣	143
第3節	汚染の除去等計画	143
第4節	各種制限措置の解除計画	143
第1	県の措置	143
第2	関係市町の措置	144
第5節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	144
第6節	損害賠償請求計画	144
第1	災害地域住民の登録	144
第2	損害調査	144
第3	諸記録の作成	144
第7節	風評被害等の影響の軽減	145
第8節	住民相談体制の整備	145
第9節	被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援	145
第10節	心身の健康相談体制の整備	146
第11節	物価の監視	146

第 1 章 総 則

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の方針

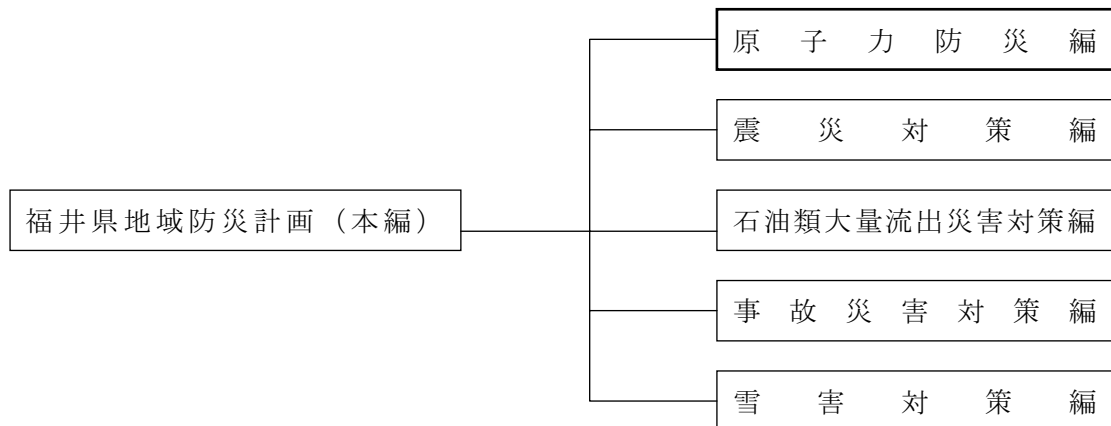
第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）および原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、原災法第 2 条第 3 号の規定に基づく原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により、放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害（以下「原子力災害」という。）の発生および拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行により、住民の生命、身体および財産を原子力災害から保護することを目的とする。

なお、この計画は、その他の放射性物質または放射線の放出事故に際しても、これに準じて措置するものとする。

第 2 計画の性格

この計画は、「福井県地域防災計画」の「原子力防災編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「福井県地域防災計画（本編）」に準拠するものとする。



第3 計画の構成

この計画の構成は、次の4章からなる。

第1章 総 則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 災害復旧計画

第4 計画を定めるに当たっての基本方針

本県において、原子力防災資機材、環境モニタリング設備、通信連絡設備の整備、避難対策の確立等を図る必要のある地域の範囲（以下「原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」という。）は、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（平成13年3月29日改訂、以下「防災指針」という。）に示される「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（以下「EPZ」という。）」を十分尊重して、原子力事業者が、原災法第2条第4号の規定に基づく原子炉の運転等を行う工場または事業所（以下「原子力事業所」という。）からそれぞれ、おおむね半径10kmの範囲とし、当該範囲を包括する市町（以下「関係市町」という。）は、下表のとおりとする。

原子力事業所	関係市町
日本原子力発電(株)敦賀発電所	敦賀市、南越前町、美浜町
(独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター	敦賀市、南越前町、美浜町
(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター	敦賀市、美浜町
関西電力(株)美浜発電所	美浜町、敦賀市
関西電力(株)高浜発電所	高浜町、おおい町
関西電力(株)大飯発電所	おおい町、小浜市、高浜町

なお、原子力事業所の事故の態様により、万一原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の外側の市町に影響が及びまたは及ぶおそれのある場合において、県は、この計画を応用して該当する市町に的確に指示を行うものとする。

本県の原子力事業所の概要は、別表1のとおりである。

(参考) 「防災指針」に示されているEPZの考え方

「EPZのめやすは、原子力施設において十分な安全対策がなされているにもかかわらず、あえて技術的に起こり得ないような事態までを仮定し、十分な余裕を持って原子力施設からの距離を定めたものである。具体的には、施設の安全審査において現実には起こり得ないとされる仮想事故等の際の放出量を相当程度上回る放射性物質の量が放出されても、この範囲の外側では屋内退避や避難等の防護措置は必要がないこと等を確認し、また過去の重大な事故、例えば我が国の(株)ジェー・シー・オー（以下「JCO」という。）東海事業所臨界事故や米国のTMI原子力発電所事故との関係も検討を行った。この結果、EPZのめやすとして、表1に示す各原子力事業所の種類に応じた距離を用いる。」

表1 各原子力施設の種類ごとのEPZのめやす（抜すい）

施設の種類	EPZのめやすの距離（半径）
原子力発電所、研究開発段階にある原子炉施設及び50MWより大きい試験研究の用に供する原子炉施設	約8～10km

（出典：「防災指針」第3章3-2）

第5 計画の周知徹底

この計画は、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関に対し周知徹底するとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。

また、各機関においてはこの計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第6 市町地域防災計画との関連

本節第4に定める「原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」を含む関係市町地域防災計画（原子力防災編）の作成または修正に当たっては、この計画を基準とするものとし、特に必要な事項については、関係市町で具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、関係市町地域防災計画（原子力防災編）の作成または修正に協力するものとする。

また、本節第4に定める「原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」を含まない市町については、原子力防災に係る計画を作成する必要があるが、万一原子力災害

が発生し、その影響が当該市町に及びまたは及ぶおそれのある場合は、県と連携し、応急対策を講ずるものとする。

第7 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、国の防災基本計画の修正や防災指針の改訂が行われた場合など、修正する必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

防災関係機関は、修正を必要とする場合は修正事項を福井県防災会議に提出するものとする。

別表1(本節第4関係)

福井県の原子力事業所設置概要

(平成22年4月1日現在)

	原子力事業所	号機	所在地	炉型	認可出力 (万kW)	電調審 決定年月	原子炉設置 許可年月日	着工 年月日	営業(本格)運転 開始年月日
運 転 中	日本原子力発電(株) 敦賀発電所	1号機	敦賀市明神町	BWR	35.7	S.40.5	S.41.4.22	S.42.2	S.45.3.14
		2号機	〃	PWR	116.0	S.53.12	S.57.1.26	S.57.3	S.62.2.17
	関西電力(株)美浜発電所	1号機	美浜町丹生	〃	34.0	S.41.4	S.41.12.1	S.42.8	S.45.11.28
		2号機	〃	〃	50.0	S.42.12	S.43.5.10	S.43.12	S.47.7.25
		3号機	〃	〃	82.6	S.46.6	S.47.3.13	S.47.7	S.51.12.1
	関西電力(株)大飯発電所	1号機	おおい町大島	〃	117.5	S.45.10	S.47.7.4	S.47.10	S.54.3.27
		2号機	〃	〃	117.5	S.45.10	S.47.7.4	S.47.11	S.54.12.5
		3号機	〃	〃	118.0	S.60.1	S.62.2.10	S.62.3	H.3.12.18
		4号機	〃	〃	118.0	S.60.1	S.62.2.10	S.62.3	H.5.2.2
	関西電力(株)高浜発電所	1号機	高浜町田ノ浦	〃	82.6	S.44.5	S.44.12.12	S.45.4	S.49.11.14
		2号機	〃	〃	82.6	S.45.5	S.45.11.25	S.46.2	S.50.11.14
		3号機	〃	〃	87.0	S.53.3	S.55.8.4	S.55.11	S.60.1.17
		4号機	〃	〃	87.0	S.53.3	S.55.8.4	S.55.11	S.60.6.5
小計				13基	1,128.5				
建 設 中	(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター		敦賀市白木	FBR	28.0	S.57.5	S.58.5.27	S.60.9	未定
		小計				1基	28.0		
準 建 備 中	日本原子力発電(株) 敦賀発電所	3号機	敦賀市明神町	PWR	153.8				
		4号機	〃	〃	153.8				
小計				2基	307.6				
中 廃 止 措 置	(独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター		敦賀市明神町	ATR	16.5		S.45.11.30	S.46.8	S.54.3.20 H.15.3.29 運転終了
		小計				1基	16.5		
合計				17基	1,480.6				

BWR (Boiling Water Reactor) : 沸騰水型軽水炉

PWR (Pressurized Water Reactor) : 加圧水型軽水炉

ATR (Advanced Thermal Reactor) : 新型転換炉

FBR (Fast Breeder Reactor) : 高速増殖炉

(注) ① 着工年月は、工事計画認可の月とした。

② 高速増殖炉研究開発センターの電調審決定年月は、閣議了解の月とした。

③ 高速増殖炉研究開発センターは、平成7年12月8日に2次主冷却系ナトリウム漏えい事故が発生したため、本格運転開始の予定年月日を「未定」としている。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務

原子力防災に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務または業務は、福井県地域防災計画（本編）第1章第4節に定める「防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」を基礎とし、次のとおりとする。

機関名	連絡の窓口	事務または業務
第1 福井県	危機対策・ 防災課 （担当課は 別に定める）	(1) 福井県防災会議原子力防災対策部会に関する事務 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及および啓発 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器および諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握および伝達 (12) 福井県事故対策本部および災害対策本部に関する事務 (13) 環境放射線モニタリングの実施および結果の公表 (14) 広報 (15) 住民の退避・避難、立入制限等 (16) 救助・救急および消火に関する資機材の確保および応援要請 (17) 緊急時医療措置に関する事務 (18) 飲食物等の摂取制限等 (19) 緊急輸送および必要物資の調達 (20) 飲料水、飲食物および生活必需品の供給 (21) 防災業務関係者の被ばく管理 (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請および受入れ (23) 災害救助法の適用 (24) 義援金、義援物資の受入れおよび配分

		<ul style="list-style-type: none"> (25) 広域応援の要請および受入れ (26) 文教対策 (27) ボランティアの受入れ (28) 汚染の除去等 (29) 各種制限措置の解除 (30) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (31) 風評被害等の影響の軽減 (32) 住民相談体制の整備 (33) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (34) 心身の健康相談体制の整備 (35) 物価の監視 (36) 関係市町の原子力防災対策に関する指示、指導、助言および協力 (37) 関係市町を除く市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等 (38) 隣接府県等への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等
	教 育 庁	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導 (2) 原子力災害時における児童・生徒の退避および避難に関する体制の確立と実施 (3) 退避（避難）施設としての協力
第2 福井県警察本部	警 備 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民の避難誘導および救助 (2) 警戒区域等における立入制限措置 (3) 緊急交通路の確保等の交通規制
第3 関係市町	防災担当課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理（原子力事業所が所在する市町（以下「所在市町」という。）） (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議に係る県からの意見聴取に対する回答および原子力防災要員の現況等の届出の写しの受理（所在市町を除く関係市町） (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収（所在市町） (4) 原子力防災専門官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及・啓発 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器および諸設備の整備

		<ul style="list-style-type: none"> (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握および伝達 (12) 災害対策本部等に関する事務 (13) 緊急時における国、県等との連絡調整 (14) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力 (15) 広報 (16) 退避および避難に関する計画に関すること (17) 住民の退避・避難、立入制限、救助等 (18) 緊急時医療措置に関すること (19) 飲食物等の摂取制限等 (20) 緊急輸送および必要物資の調達 (21) 飲料水、飲食物および生活必需品の供給 (22) 防災業務関係者の被ばく管理 (23) 災害救助法の要請 (24) 義援金、義援物資の受入れおよび配分 (25) 広域応援の要請および受入れ (26) 文教対策 (27) 汚染の除去等 (28) 各種制限措置の解除 (29) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (30) 風評被害等の影響の軽減 (31) 住民相談体制の整備 (32) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (33) 心身の健康相談体制の整備 (34) 県の行う原子力防災対策に対する協力
第4 第3以外の市町	防災担当課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 関係市町の応援 (2) 避難誘導の援助 (3) 広域避難所の開設 (4) 広報
第5 第3の市町を管轄する消防本部 〔以下「関係消防本部」という。〕	警防課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急時における県・市町等との連絡調整 (2) 住民の避難誘導、救助・救急等 (3) 救急搬送に関すること (4) 緊急消防援助隊の受入れに関すること
第6 第5以外の消防本部	警防課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福井県市町消防相互応援協定に基づく業務

第7 指定地方行政機関

1 中部管区警察局	広域調整 第二課	(1) 管内県警察の指導、調整に関すること (2) 他管区警察局との連携に関すること (3) 関係機関との協力に関すること (4) 情報の収集および連絡に関すること (5) 警察通信の運用に関すること
2 北陸総合通信局	総務課	(1) 電波の統制管理および有線電気通信の監理 (2) 原子力災害時における非常無線通信の運用監督
3 北陸財務局 (福井財務事務所)	総務課	(1) 地方公共団体に対する災害短期資金(資金運用部資金)の融通 (2) 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 (3) 原子力災害に関する財政金融状況の調査
4 近畿厚生局	総務課	(1) 国立病院の避難施設等の整備と防災訓練の指導 (2) 原子力災害時における国立病院収用患者の医療等の指示調整 (3) 原子力災害時における負傷者等の国立病院における医療・その他救助の指示
5 福井労働局	総務課	(1) 原子力事業所の労働者の被ばく管理および労働災害防止に関する監督指導 (2) 原子力災害時における労働災害調査の実施および被災労働者の労災補償
6 北陸農政局 (福井農政事務所)	企画調整室 農政推進課	(1) 農産物・農地の汚染対策および除染措置の指導 (2) 原子力災害時における主要食糧の確保と引渡し
7 近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	総務課	(1) 国有林における汚染対策
8 近畿経済産業局	資源エネルギー環境課	(1) 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保、物価の安定 (2) 原子力事業所の安全確保および防災に関する協力
9 中部経済産業局 (電力・ガス事業北陸支局)	総務課	(1) 原子力事業所の安全確保および防災に関する協力

10	近畿地方整備局 (福井河川国道事務所)	防 災 課	(1) 一般国道(指定区間)の管理
11	北陸地方整備局 (敦賀港湾事務所)	総 務 課	(1) 港湾区域内の直轄港湾施設および防災施設の整備
12	中部運輸局 (福井運輸支局)	総務企画担当	(1) 原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請 (2) 原子力災害時における船舶の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整 (3) 原子力災害時における施設等の選定および収用の協力要請 (4) 原子力災害における自動車運送事業者に対する輸送協力要請 (5) 原子力災害時における自動車の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調達 (6) 原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導
13	大阪航空局 (小松空港事務所)	管 理 課	(1) 原子力災害時における飛行場使用に関する相互調整
14	東京管区气象台 (福井地方气象台)	防災業務課	(1) 気象状況の把握 (2) 気象に関する資料・情報の提供 (3) 緊急時モニタリング支援
15	第八管区海上保安本部 (敦賀海上保安部)	警備救難課	(1) 海上交通規制および警備措置 (2) 船舶に対する広報 (3) 海上モニタリング支援 (4) 海上における救助および船舶による避難の誘導

第8 自衛隊

1 陸上自衛隊	中部方面 総監部 防衛部 防衛課 運用室	(1) 災害派遣要請に対する調整
	第14 普通科連隊 第3科	(1) 原子力災害時における人命および財産の 救護のための部隊の派遣 (2) 原子力災害時における空からのモニタリ ング支援 (3) 原子力災害時における航空輸送
2 海上自衛隊	舞鶴地方 総監部 防衛部	(1) 原子力災害時における海上輸送その他応 急対策の支援 (2) 原子力災害時における海上におけるモニ タリング支援
3 航空自衛隊	第6航空団 防衛部	(1) 原子力災害時における航空輸送その他応 急対策の支援 (2) 原子力災害時における空からのモニタリ ング支援

第9 指定公共機関および指定地方公共機関

1 西日本電信電話(株)	福井支店	(1) 原子力災害時における有線通信の確保
2 日本赤十字社	福井県支部	(1) 原子力災害時における医療救護活動の実 施 (2) 原子力災害時における義えん金品の募 集、配分
3 郵便事業(株)	北陸支社	(1) 原子力災害時における郵便業務の確保 (2) 原子力災害時における郵便業務に係る 災害特別事務取扱いおよび救護対策
4 郵便局(株)	北陸支社 (各郵便局)	(1) 原子力災害時における郵便局の窓口業 務の維持
5 (株)エヌ・ティ・ティ・ ドコモ北陸支社	福井支店	(1) 原子力災害時における被災移動通信施 設の復旧

6	KDDI(株)	北陸総支社	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧
7	(社) 福井県医師会		(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施
8	公共交通機関 ・西日本旅客鉄道(株) ・えちぜん鉄道(株) ・京福バス(株) ・福井鉄道(株)	金沢支社	(1) 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
9	日本通運(株)	福井支店	(1) 災害対策用物資の輸送
10	中日本高速道路(株) 金沢支社	敦賀保全・サービスセンター	(1) 原子力災害時における道路交通の確保等
11	西日本高速道路(株) 関西支社	福知山高速道路事務所	(1) 原子力災害時における道路交通の確保等
12	報道機関 ・日本放送協会福井放送局 ・福井放送(株) ・福井テレビジョン放送(株) ・福井エフエム放送(株)		(1) 原子力防災に関する知識の普及の協力 (2) 原子力災害時における広報 (3) 災害情報および各種指示等の伝達
13	電力関係機関 ・関西電力(株) ・日本原子力発電(株) ・(独)日本原子力研究開発機構	原子力事業本部 敦賀発電所 敦賀本部	(1) 原子力事業者防災業務計画の作成および修正 (2) 原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営 (3) 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 (4) 緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設および設備の整備点検 (5) 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 (6) 関係機関との連携 (7) 緊急時における通報および報告 (8) 緊急時における応急措置 (9) 緊急事態応急対策 (10) 原子力災害事後対策の実施 (11) その他、県および関係市町が実施する原子力防災対策への積極的な協力

・北陸電力（株）	福井支店	(1) 緊急時モニタリングの協力（国の要請による） (2) その他、県および関係市町が実施する原子力防災対策への積極的な協力
14 研究研修機関 ・（独）日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター	福井支所	(1) 原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評価・検討および緊急事態応急対策への技術的支援 (2) 緊急時モニタリング要員および機器の動員 (3) 原子力防災に関する研修 (4) 原子力防災訓練への参画
15 （財）福井原子力センター		(1) 原子力防災に関する知識の普及 (2) 県・市町が実施する災害応急対策への協力
16 ガス関係機関 ・（社）福井県エルピーガス協会		(1) 原子力災害時における施設の整備、防災管理 (2) 原子力災害時におけるガス供給の確保

第10 その他公共的団体

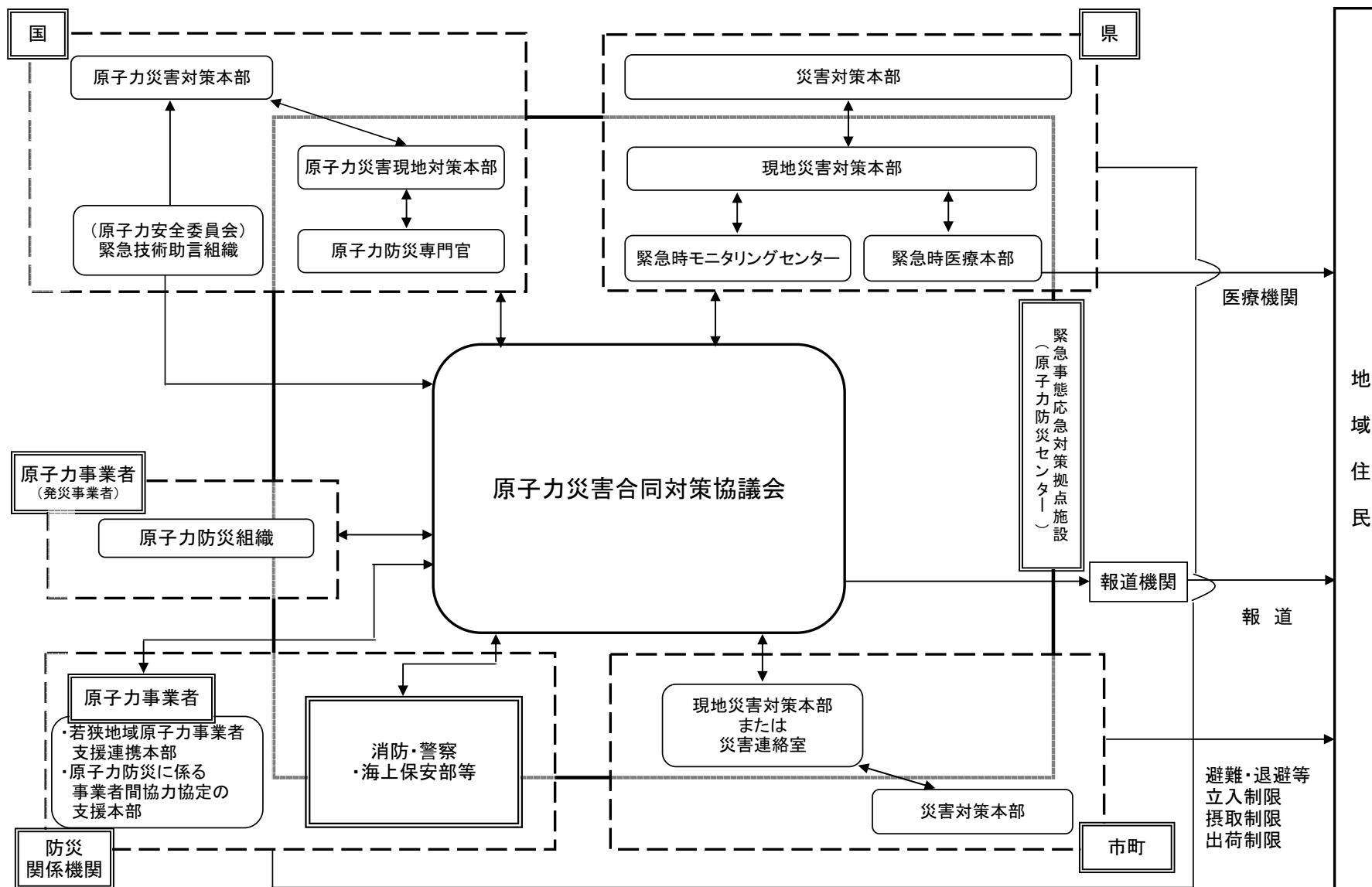
1 農業協同組合		(1) 農産物の出荷制限等応急対策の指導 (2) 食糧供給支援 (3) 有線放送設備等を利用したの広報活動等の協力
2 森林組合		(1) 林産物に関する対策の指導
3 漁業協同組合		(1) 漁船等への広報協力 (2) 水産物の出荷制限等応急対策の指導
4 商工会議所・商工会		(1) 救助用物資および復旧資材の確保、協力ならびにあっせん
5 学校法人		(1) 原子力防災に関する知識の普及および指導 (2) 原子力災害時における児童・生徒の退避・避難に関する体制の確立および実施 (3) 退避（避難）施設としての協力

第3節 広域的な活動協力体制

原子力災害の特殊性に鑑み、国、国から派遣される専門家、原災法第30条第2項の規定に基づく業務を行う原子力防災専門官（以下「原子力防災専門官」という。）、県、市町、原子力事業者その他防災関係機関が相互に協力し、広範な活動体制を整え、強力に対処するものとする。

その体制の概念は、別図1に示す「防災対策図（概念図）」のとおりとする。

別図1(第3節関係)
防災対策図(概念図)



第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 原子力防災体制整備計画

第1 計画の方針

災害対策活動を円滑に実施するため、原子力事業所に事故が発生し、その影響が原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲に及びまたは及ぶおそれがある場合（以下「緊急時」という。）に対する備えが重要であるため、機能的な活動体制の整備を図る。

第2 原子力防災対策部会

県は、原子力防災対策を審議するため、福井県防災会議に原子力防災対策部会を設置するものとする。また、原子力防災対策部会は、次の事業を行うものとする。

- (1) 原子力防災対策の樹立に必要な資料の収集
- (2) 原子力防災対策の樹立に必要な専門家の意見の聴取
- (3) 地域住民に正確な知識の普及と啓発を行うための広報資料等の調査検討
- (4) 原子力防災対策の検討と計画の立案
- (5) その他原子力防災に関する必要な調整

第3 平常時の安全対策

平常時から施設および周辺の状態を把握し、緊急時における対応を迅速かつ的確に実施するため、次の安全対策を講ずるものとする。

- (1) 県および関係市町は、原子力災害を未然に防止するため、原災法第7条第1項の規定に基づき原子力事業者が作成した「原子力事業者防災業務計画」、原子力事業者と締結した「原子力発電所周辺環境の安全確保に関する協定」等を活用し、原子力事業所およびその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努めるものとする。
- (2) 県は、関係機関と緊密な連携のもとに、周辺環境の安全を確認するため環境放射線の監視および温排水の影響調査を実施するとともに、その測定結果を福井県環境放射能測定技術会議において検討、評価するものとする。
- (3) 県は、関係市町長、関係機関の代表者等を委員とする「福井県原子力環境安全管理協議会」を随時開催し、県内における原子力事業所周辺地域の環境放射能および温排水ならびに原子力発電所の運転・管理について、その状況を的確に把握することにより、環境の安全を確認するものとする。

(4) 原子力事業者は、原子力発電所の運転等に際しては、原災法、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日法律第166号、以下「原子炉等規制法」という。）等、原子力関係法令を遵守し、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質または放射線の放出により住民等に影響が及ぶことがないよう安全を確保するとともに、「原子力発電所周辺環境の安全確保に関する協定」等を遵守するものとする。

(5) 県および所在市町は、必要に応じ、原災法第31条および第32条第1項の規定に基づく原子力事業者から報告の徴収および適時適切な立入検査を実施することなどにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

なお、立入検査を実施する県および所在市町の職員は、知事および所在市町長から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

第4 緊急事態応急対策拠点施設の整備

(1) 県は、原災法第12条第1項の規定に基づく緊急事態応急対策拠点施設（以下「原子力防災センター」という。）の指定または指定の変更について、主務大臣から意見を求められた場合は、意見を主務大臣に提出するものとする。

(2) 県は、国の協力を得て、所在市町に原子力防災センターを整備するとともに、国と共同して通信、環境モニタリング情報等の所要の機器を整備するものとする。

(3) 県は、平常時から国、所在市町、原子力事業者等と協力して、それぞれの役割と責任に応じて、当該施設、設備、資機材、資料等について適切に維持・管理に努めるものとする。

(4) 県は、国、関係市町、原子力事業者等と連携して、当該施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から教育・訓練等に活用するものとする。

第5 災害応急体制の整備

(1) 応急活動のためのマニュアル作成

県は、国と協議の上、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員および関係市町その他防災関係機関に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(2) 職員の参集体制

県、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関は、それぞれの機関の実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

(3) 職員の配備体制等

県は、緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するため、第3章第2節第2(1)の別表1に示す配備レベルに基づく配備体制および動員体制を整備するとともに、事故対策本部、災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、事務分掌、職員の派遣方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

(4) 原子力防災センターにおける立ち上げ準備体制

県は、事故対策本部を設置した場合、直ちに国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と協力して、原子力防災センターにおける立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制および必要な資機材の整備を図るものとする。

(5) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

県は、国が原子力防災センターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合、これに県の職員を迅速に派遣するため、現地に配置される原子力防災専門官等と協議して、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、原子力防災センターへの派遣手段等を定めておくものとする。

(6) 原子力防災センターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

ア 県は、原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）発出後、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係市町等とともに、同法第23条第1項の規定に基づく原子力災害合同対策協議会（以下「原子力災害合同対策協議会」という。）を組織し、原子力防災センターに設置するものとする。

このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員およびその派遣方法、また、現地における対応方針を定め、最重要事項の調整を行う緊急事態対応方針決定会議（以下「緊急事態対応方針決定会議」という。）の構成員について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

また、県は、緊急事態対応方針決定会議の構成員となる、責任ある判断の行える者をあらかじめ定めるものとする。

イ 原子力防災センターに設置される原子力災害合同対策協議会のもとに、原子力災害が発生した原子力事業所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・退避の状況の把握等の機能別に分けた作業グループ（以下「作業グループ」という。）を設け、国、県、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関のそれぞれの職員が配置されることとされており、県は、それぞれの作業グループに配置する職員およびその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

(7) 防災関係機関相互の連携体制

県は、国の担当省庁、原子力防災専門官、関係道府県、関係市町、県警察、関係消防本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者その他の防災関係機関と平常時から緊密な連携を保ち、相互に情報交換を行い、また、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定めるなど、原子力防災体制の整備・強化を図るものとする。

(8) 国の専門家の派遣要請手続および受入体制

県は、原子力事業者から原災法第10条第1項の規定に基づく通報を受けた場合、必要に応じ、国に対して事態把握のために原子炉、放射線防護等に関する専門家の派遣を要請するための手続きおよび受入体制の整備を図るものとする。

(9) 広域緊急援助隊の受入体制の整備

県警察は、警察庁および他の都道府県警察と協力し、被害拡大防止活動を行うための広域緊急援助隊の受入体制の整備を図るものとする。

(10) 緊急消防援助隊の受入体制の整備

県は、国および関係消防本部と協力し、緊急消防援助隊による人命救助活動等を行うための受入体制の整備を図るものとする。

(11) 自衛隊への派遣要請手続きおよび受入体制

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行うことができるようあらかじめ手順、連絡調整窓口、連絡方法等を明確にし、受入体制の整備を図るものとする。

また、原子力緊急事態宣言発出後に国が要請した自衛隊の受入体制についても、同様とする。

第6 退避および避難体制の整備

(1) 関係市町は、県、国、原子力防災専門官および原子力事業者の協力のもと、屋内退避、コンクリート屋内退避および避難（以下「退避等」という。）を行うための誘導に係る計画（以下「退避等措置計画」という。）を作成するものとする。

(2) 県は、関係市町と連携し、公民館、学校等公共のコンクリート施設を対象に放射線の遮へい効果の調査を実施し、その結果を関係市町に連絡するものとする。

(3) 県は、関係市町が住民等の退避等のための勧告または指示等を行った場合において、退避等状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係市町に対し助言するものとする。

(4) 県および関係市町は連携し、放射線の遮へい効果を考慮した退避等場所をその管理者の同意を得た上で、公民館、学校等公共施設を退避等施設としてあらかじめ指定しておくものとする。また、指定した退避等施設については、必要に応じ、衛生管理、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

- (5) 県は、市町、県警察、消防本部、自衛隊その他防災関係機関と連携し、広域避難に対する体制を整備するものとする。
- (6) 県は関係市町と協力し、災害情報インターネット通信システムを活用し、避難所間等の情報通信体制の整備を図るものとする。また、県および関係市町は、避難所へのパソコンの導入を促進するものとする。
- (7) 高齢者、障害者、外国人、乳幼児等（以下「災害時要援護者」という。）に対する退避等体制については、本章第12節「災害時要援護者災害予防計画」によるものとする。

第7 緊急輸送活動体制および交通体制の整備

- (1) 県は、国、関係市町その他防災関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。
- (2) 県警察は、緊急時に現地への流入車両の制限、流出車両、物資輸送等、緊急通行車両の通行を確保するため、社団法人福井県警備業協会との協定の活用を図るとともに、道路交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (3) 県警察は、警察庁と協力し、緊急時において実施する交通規制等について周知を図るものとする。
- (4) 県警察は、警察庁と協力し、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (5) 道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、道路管理の充実を図るものとする。
- (6) 県は、県警察、関係市町その他防災関係機関と連携し、避難住民および物資のより迅速な輸送方法の確立を図るものとする。

第8 救助・救急、消火および防災活動資機材等の整備等

(1) 救助・救急活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、関係市町および関係消防本部と協力し、ヘリコプターや救助・救急活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、関係市町および関係消防本部に対し、広報車、救助工作車等の整備に努めるよう助言するものとする。

(2) 消火活動用資機材等の整備

県は、原子力事業所およびその周辺における火災等に適切に対処するため、平常時から関係市町、関係消防本部、原子力事業者等に対し、消防水利の確保および消防体制の整備に努めるよう助言するものとする。

(3) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備等

応急対策を行う防災業務関係者の安全を確保し、また、災害対策活動を円滑に実施するためには、緊急時における防災活動に必要な資機材等の備えが重要であることから、県は、国、関係市町、県警察、関係消防本部、敦賀海上保安部、原子力事業者その他防災関係機関と相互に協力して、原子力防災対策上必要とされる下記ア～カに掲げる防災活動資機材等の整備を図るものとする。

また、県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。

- ア 個人の被ばく線量を測定する個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等）
- イ 放射性物質または放射線による汚染防止のための防護器具（防護服、防護マスク、手袋等）
- ウ 汚染等の測定を行うサーベイメータ等（GMサーベイメータ等）
- エ 住民に対する広報用機器（CATV、インターネット、拡声器、ハンドマイク等）
- オ 防災業務関係者へ連絡を行うための通信機器（ポケットベル、携帯電話、携帯無線機等）
- カ 防災用車両（広報車両、搬送車両等）

(4) 原子力事業者による自衛消防体制等の整備

原子力事業者は、消防計画等に基づき、平常時から原子力事業所における火災等に適切に対処するため、消防設備や自衛消防体制の整備に努めるものとする。

第2節 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員等の届出の受理

第1方 針

原子力災害の発生および拡大の防止ならびに原子力災害の復旧を図るために必要な業務について、原災法第7条第1項の規定に基づき原子力事業所ごとに原子力事業者が作成または修正する原子力事業者防災業務計画（以下「原子力事業者防災業務計画」という。）に関する協議、当該計画に定める原子力防災要員等の届出について定める。

第2 原子力事業者防災業務計画に関する協議等

(1) 県および所在市町は、原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成または修正しようとする日の60日前までに、原子力事業者から原子力事業者防災業務計画の案を受理して協議を開始することとされている。

県は、原子力事業者から原子力事業者防災業務計画の案を受理した後、直ちに原災法第7条第2項の規定に基づき、所在市町を除く関係市町に原子力事業者防災業務計画の案を送付し、相当の期限を定めて、当該市町の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。

また、原子力事業者は、毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認められる場合は、これを修正するものとする。

(2) 原子力事業者は、国の主務省庁、県および所在市町に対し、原子力事業者防災業務計画の作成または修正の状況について報告できるよう、その履歴について保存するものとする。

第3 原子力防災要員の現況の届出

県は、原子力事業者から原災法第8条第4項の規定に基づき、原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届出があった場合、所在市町を除く関係市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

第4 原子力防災管理者または副原子力防災管理者の選解任に係る届出

県は、原子力事業者から原災法第9条第5項の規定に基づき、原子力防災管理者または副原子力防災管理者の選任または解任の届出があった場合、所在市町を除く関係市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

第5 放射線測定設備の設置および原子力防災資機材の現況の届出

県は、原子力事業者から原災法第11条第3項の規定に基づき、放射線測定設備および原子力防災資機材の現況についての届出があった場合、所在市町を除く関係市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

第3節 原子力防災専門官との連携

県は、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と、平常時から次の事項について原子力防災専門官と密接な連携を図るとともに、定期的に連絡会議を行うものとする。

- (1) 福井県地域防災計画（原子力防災編）の修正
- (2) 原子力事業所の防災体制に関する情報の収集および連絡
- (3) 原子力防災訓練の計画策定および実施
- (4) 原子力防災センターの防災拠点としての活用
- (5) 事故時の連絡体制および住民等に対する原子力防災に関する情報伝達
- (6) 防護対策などの緊急時対応
- (7) その他原子力防災に関し必要な事項

第4節 防災業務関係者教育・研修計画

第1 計画の方針

原子力災害時に原子力防災対策の円滑な実施を図ることが重要なことから、原子力防災に関する教育・研修を実施することにより、防災業務関係者の原子力防災知識を深める。

第2 県における研修

(1) 県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、原子力緊急時支援・研修センター、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するものとする。

また、国、関係市町その他防災関係機関と連携して、原子力防災業務に携わる者に対して、原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる原子力防災に関する事項について研修を実施するものとする。

なお、研修結果については、訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。

- ア 原子力防災体制および組織に関する知識
- イ 原子力発電所等の施設に関する知識
- ウ 原子力災害とその特性に関する知識
- エ 放射線による健康への影響および放射線防護に関する知識
- オ 放射性物質および放射線の測定方法ならびに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- カ 緊急時に県、国、関係市町その他防災関係機関が講じる対策に関する知識
- キ 緊急時に住民がとるべき行動および留意事項に関する知識
- ク 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関する知識
- ケ その他必要と認める事項

(2) 県は、原子力防災に関する収集した情報を分析整理するため、人材の育成・確保を図るとともに、必要に応じ外部の専門家の意見を活用できる体制を構築するものとする。

(3) 県は、本節第4に定める関係市町その他防災関係機関の措置に対して、積極的に支援を行うものとする。

第3 原子力事業者における教育・研修

(1) 原子力事業者は、原災法第8条第1項の規定に基づく原子力防災組織の構成員に対して、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うものとする。

また、原子力事業者は、県および市町の行う研修に協力し、県および市町から講師等の派遣要請があったときには、積極的に派遣を行うものとする。

(2) 原子力事業者は、消防計画等に基づき、原子力事業所の従業員等関係者に対する火災予防教育に努めるとともに、定期的に消防機関と連携した実践的な消防訓練の実施に努めるものとする。

第4 関係市町その他防災関係機関における研修

関係市町その他防災関係機関は、県および国が実施する講習会、研修会等に積極的に参加するとともに、保有する資機材および装備の使用方法等の習熟を図るものとする。

第5節 情報収集・連絡体制等整備計画

第1 計画の方針

原子力災害時には、防災関係機関における迅速かつ的確な通信連絡や住民に対する危険回避のための情報も含め、的確かつわかりやすい情報の迅速な伝達が重要なことから、これらに必要な設備および体制の整備を図る。

第2 通信連絡設備等の整備

(1) 防災関係機関相互における通信連絡設備の整備

原子力災害時には、防災活動の円滑な推進とともに住民に対する適切な情報提供のため、情報通信手段・経路の多様化を図る必要があることから、県および市町の防災行政無線の整備やヘリコプター、車両など多様な媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等を推進するものとする。

ア 県および市町の防災行政無線の整備

県防災行政無線については、衛星系と地上系の2重ルート化による整備を行っており、今後も引き続き、原子力防災への活用を図るものとする。

市町の防災行政無線については、移動系未設置町の解消に努めるとともに、同報系の設置を促進するものとする。

イ 多様な媒体の活用

防災を目的とする情報通信手段・経路の多様化を図るため、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体や電気通信事業者の電話回線、また、有線放送、テレビ、ラジオ、CATV等の放送媒体、さらにはインターネットなど多様な媒体の活用を進めるものとする。

ウ 情報収集・伝達システムの整備

災害情報を迅速に収集するため、災害時画像伝送システムの構築や無線電話、携帯電話等を整備するとともに、県警察本部が整備したヘリコプターテレビ伝送システムの活用を図るものとする。

エ 原子力防災センターにおける通信連絡設備の整備

県および国は、原子力防災センターと国、県、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関との間の通信体制を充実・強化するため、公衆回線、専用回線および衛星回線を整備するものとする。

また、県、国、関係市町および原子力防災センター間を相互に接続するテレビ会議システムを整備するものとする。

併せて、県および国は、これらの多様な手段で収集した情報を原子力防災センターにおいて活用できる体制を整備するものとする。

オ 原子力事業者の通報設備の整備

原子力事業者は、火災等の発生における消防機関への迅速な通報のため、消防計画等に基づき、原子力事業所から消防機関への通報設備の整備に努めるものとする。

(2) 住民に対する情報連絡・伝達設備の充実

原子力災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、コミュニティー放送局、FM文字多重放送、携帯端末による電子メール等新たな媒体の活用を図り、コミュニティー放送局についても、災害時に活用するため、その設置の検討を進めるものとする。

また、その他の媒体として、現在、広報に用いている電光掲示板、有線放送や県が構築した災害情報インターネット通信システムの活用を図るものとする。

さらに、県内で設置されているCATV局の活用を図ることとし、緊急時における利用や平常時のネットワーク化を進めるものとする。

なお、観光客など一時的に滞在する者（以下「一時滞在者」という。）に対する情報連絡・伝達設備の充実については、本章第12節「災害時要援護者災害予防計画」によるものとする。

第3 情報収集・連絡・伝達体制の整備

(1) 防災関係機関における情報収集・連絡体制の整備

ア 県、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関は、原子力災害に対し万全を期すため、それぞれの機関および機関相互間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るものとする。その際、夜間、休日等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また、原子力防災専門官と常時連携を密にし、緊急時に備えた連絡体制の整備を推進するものとする。

イ 県、関係市町および原子力事業者は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、原子力災害が発生した現地の状況について、必要に応じ情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

ウ 県は、北陸地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用および応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

エ 県、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関は、緊急時に有効な衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備するものとする。

オ 県および関係市町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

カ 県、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関は、災害用に使用する通信機器について、その運用方法について習熟しておくものとする。

キ 県および国は、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下、「SP E E D I ネットワークシステム」という。）の整備および維持に努め、緊急時における迅速な運用体制の整備を図るものとする。

(2) 住民に対する情報連絡・伝達体制の整備

ア 県は、現在、放送要請協定により放送機関と協力体制をとっているが、あらゆる伝達媒体との連携を図るため、災害時における相互の情報交換、協力および情報提供のあり方等の検討を進めるものとする。

イ 県は、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、原子力災害発生時からの経過に応じ、住民等に提供すべき情報の項目について整理するものとする。

また、原子力防災センターからも住民に向けて、情報発信を行う体制の整備を図るものとする。

ウ 県は、国、関係市町および原子力事業者と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

エ 災害時要援護者に対する情報連絡・伝達体制の整備については、本章第12節「災害時要援護者災害予防計画」によるものとする。

第6節 緊急時モニタリング体制整備計画

第1 計画の方針

原子力事業所から大量の放射性物質または放射線の放出があった場合等、原子力事業所周辺環境の放射性物質および放射線に関する状況の迅速な把握を行うとともに、その状況を迅速かつ的確に提供することが重要なことから、緊急時モニタリング体制の整備を図る。

第2 緊急時モニタリング体制の確立

県は、緊急時における退避等や飲料水、飲食物等の摂取制限等の各種防護対策への必要な環境情報を的確に提供するため、空間放射線量、大気中放射性物質濃度の周辺環境での測定および放射性物質放出情報や気象情報等に基づく住民の被ばく線量や汚染状況の予測・評価を一元的かつ総合的に実施する緊急時モニタリングセンターの設置、実施組織、役割等を、原子力防災センター放射線班、国からの派遣専門家、原子力緊急時支援・研修センターおよび派遣モニタリング要員との連携を含め、あらかじめ定めるものとする。

第3 緊急時モニタリング計画の策定

県は、原子力安全委員会が定める指針に基づき、緊急時モニタリング計画を策定するとともに、緊急時モニタリング体制の整備に努めるものとする。

また、県は、緊急時モニタリング計画を実際の活動に移すために、緊急時環境放射線モニタリング実施要領を策定するとともに、環境放射線の測定に関して具体的なマニュアルを整備するものとする。

第4 環境モニタリング設備・機器類の整備

緊急時モニタリングセンターを構成する県、国および原子力事業者は、平常時または緊急時における周辺環境の放射線および放射性物質に関する状況を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境モニタリング設備および機器類を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

第5 緊急時システム

(1) 県は、国および原子力事業者と連携し、平常時からSPEEDIネットワークシステム、環境放射線監視テレメータシステムなどの測定情報システムを整備・維持するものとする。

- (2) 県および原子力事業者は、国と連携し、環境放射線監視テレメータシステム、放射性核種分析結果等の放射線、気象測定情報を原子力防災センターにデータ電送するシステムを整備・維持するものとする。
- (3) 県は、国と連携し、緊急時モニタリングセンターにおけるこれらシステムの迅速な運用体制の整備を図るものとする。

第6 関係機関との協力体制の整備

- (1) 県は、国、原子力事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関する連絡会を開催する等、常に連携強化を図るものとする。
- (2) 県は、陸上自衛隊および航空自衛隊と連携し、ヘリコプターによる空からのモニタリング体制を整備するものとする。
- (3) 県は、海上自衛隊および敦賀海上保安部と連携し、巡視船艇等による海でのモニタリング体制を整備するものとする。
- (4) 県は、緊急時において、放射能影響の早期把握に必要な気象予測情報を迅速に受けるため、福井地方气象台および舞鶴海洋气象台（または京都地方气象台）と適切な対応がとれるよう体制を整備するものとする。
- (5) 県は、国、地方公共団体および原子力事業者等から派遣される緊急時モニタリング要員の受入体制および役割分担を整備するものとする。

第7節 緊急被ばく医療体制整備計画

第1 計画の方針

原子力災害に係る専門的な医療の知識、資機材の取扱いが必要なため、緊急被ばく医療体制の充実が必要なことから、初期、二次および三次被ばく医療体制、広域的医療体制および住民に対する心身の健康相談体制の整備を図る。

第2 緊急被ばく医療体制の確立

(1) 初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関の整備

県は、被ばく医療機関として、次のとおり「初期被ばく医療機関」を4箇所、「初期被ばく医療支援機関」を4箇所、「二次被ばく医療機関」を2箇所整備するものとする。

ア 初期被ばく医療機関においては、次の機能を有するよう整備するものとする。

(ア) 軽度の汚染のふき取り等の簡易な除染

(イ) 軽度の汚染を伴う創傷、熱傷等の救急医療措置

イ 初期被ばく医療支援機関においては、初期被ばく医療機関が様々な事由により、被ばく患者の外来診療が困難となった場合等に、上記の機能を有し、外来診療を行うものとする。

ウ 二次被ばく医療機関（入院診療）においては、次の機能を有するよう整備するものとする。

(ア) 細密な除染

(イ) 生体試料による汚染状況および被ばく線量の測定

(ウ) 局所被ばく患者の合併損傷を含めた入院診療

(エ) 高線量被ばく、内部被ばく患者に対する診療

エ 二次被ばく医療機関（診療支援）は、人的・技術的支援を行う。

別表1（本節第2(1)関係）

被ばく医療機関

区分	診療機能	医療機関名	所在地
初期	初期被ばく医療機関	外来診療	
		国立病院機構福井病院	敦賀市桜ヶ丘33-11
		市立敦賀病院	敦賀市三島町1-6-60
		杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2
	社会保険高浜病院	高浜町宮崎87-14-2	

初期	初期被ばく医療支援機関	外来診療支援	福井赤十字病院	福井市月見2-4-1
			福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋7-1
			福井社会保険病院	勝山市長山町2-6-21
			公立丹南病院	鯖江市三六町1-2-31
二次	二次被ばく医療機関	入院診療	県立病院緊急時医療対策施設	福井市四ツ井2-8-1
		診療支援	福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月23-3

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

県は、災害時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保、医薬品等の備蓄状況等、災害医療に係る総合的な情報収集および提供を行う広域災害・救急医療情報システムを活用するとともに、県、市町、防災関係機関ならびに広島大学、放射線医学総合研究所、被ばく医療に対応可能な国立大学附属病院（以下「放射線障害専門病院等」という。）のネットワーク化を図るものとする。

(3) 救急医療班の整備

県、災害拠点病院、社団法人福井県医師会、原子力事業者その他関係医療機関は、原子力災害時の救急医療班の派遣に対応できるよう、あらかじめ班編成を整えておくものとする。

また、県は関係市町と連携し、救護所の設置、救急医療班の派遣を行うための計画をあらかじめ定める。その際、国から派遣される放射線障害専門病院等の医療関係者からなる緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請手続きおよび受入体制についても定めるものとする。

(4) 原子力災害時の搬送体制の整備

搬送が迅速かつ円滑に行われるとともに、搬送機関および搬送される医療機関に必要な情報が的確に伝達されるものとする。

①搬送経路の確保

県は、関係機関と連携し、傷病者、救急医療班等医療スタッフおよび医薬品等の医療用物資等の原子力災害時に係る搬送体制を整備するものとする。

特に、原子力災害時においては、ヘリコプターによる搬送が効果的であることから、県防災ヘリコプターの搬送体制を充実するとともに、防災関係機関、民間会社等が所有するヘリコプターの運用について関係機関・団体と連携を図るものとする。

②通報連絡体制の整備

原子力事業者は、施設等の事故の状況および負傷時の状況等に関する情報を電話とあわせてできる限り文書で、搬送機関に迅速に通報するとともに、その後、

得られた被ばく関連情報についても、順次通報することとする。搬送機関、関係医療機関、原子力事業者は、原子力災害時における被ばくおよび汚染を伴う患者（以下「被ばく患者」という。）が発生した場合の通報連絡様式をあらかじめ統一的に定めるものとする。

③放射線管理要員等の協力

放射線管理要員は、搬送に際し、被ばく患者からの汚染の拡大防止措置を実施するとともに、搬送機関や搬送車両等の汚染の有無を確認し、原子力事業者を含む関係機関へ報告するものとする。

④協力体制および情報交換

被ばく患者の搬送に備えて、県、搬送機関、関係医療機関、原子力事業者は、日ごろから訓練を通じて、関係機関相互の協力体制を整えることとする。

また、搬送機関においては、搬送用資機材等の整備について相互に情報交換を行い、被ばく患者の搬送等に当たって、緊急被ばく医療の専門家から助言を得られる体制を整備するものとする。

(5) 広域的医療体制の整備

県は、原子力災害の広域性および本県の地域性を考慮し、他府県等と協力した広域的医療体制の整備を図るものとする。

(6) 心身の健康相談体制の整備

県は、国および市町とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

(7) 緊急被ばく医療体制の資料の収集等

県は、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理するものとする。

第3 緊急被ばく医療設備等の整備

(1) 緊急被ばく医療設備の整備

県は、災害拠点病院、社団法人福井県医師会、原子力事業者その他関係医療機関と連携し、原子力災害時における緊急被ばく医療に対応するため、国から整備すべき医療資機材等に関する情報を受け、放射線測定資機材、除染資機材、応急用救護用資機材、医療資機材等の維持・整備に努めるものとする。

また、県はこれらの設備、資機材等の操作を行う者の確保と研修、訓練を行うものとする。

(2) 医薬品等の確保

県は、救急医療班等が行う医療活動実施のために必要な医薬品やその他医療救護に必要な医薬品および衛生材料を円滑に供給できるよう、麻酔、消毒薬、包帯等の一次医療医薬品等の備蓄を実施するほか、医薬品等卸売業者等と締結した協定を活用し、

必要な医薬品等の確保を図るものとする。

(3) 安定ヨウ素剤の備蓄

ア 県は、原子力災害時において、住民を放射性ヨウ素による甲状腺被ばくから防護するため、原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の人口に必要な数量を別途定め、嶺南振興局二州健康福祉センターおよび同局若狭健康福祉センターに安定ヨウ素剤の備蓄を行い、迅速な配布体制を整備する。

イ 県は、安定ヨウ素剤の備蓄に当たり、適正な管理を行うため安定ヨウ素剤の管理責任者を定めるものとする。

ウ 県は、安定ヨウ素剤のよりの確な配布体制を確立するため、副作用も考慮に入れ、医師が指示できる体制を関係医療機関と検討するとともに、安定ヨウ素剤配布に係る責任者、調製方法等についての計画を別途定めることとする。

(4) 救護所間等の情報通信体制の整備

県は、災害情報インターネット通信システムを活用し、救護所間等の情報通信体制の整備を図るものとする。

また、県、関係市町等は、救護所の予定施設や病院、健康福祉センター等へのパソコンの導入を促進するとともに、原子力防災センターと救護所間において情報を共有化するシステムの整備を図るものとする。

第4 人材育成等

(1) 人材の確保

県は、被ばく患者の発生に適切に対応するために、被ばく医療に関する知識と技術を備えた医療関係者の確保に努めるものとする。

(2) 人材育成

県は、医療関係者の職種等に合わせて、実際的なカリキュラムを定め、具体的な研修を定期的に行い、人材の育成に努めるものとする。

(3) 指導者の育成

県は、多数の医療関係者を教育し、その知識と技能の維持向上を図るため、指導者の育成に努めるものとする。

(4) 被ばく医療措置訓練の実施

県は、関係市町、原子力事業者、医療関係者およびその他防災関係機関と連携し、救急処置を必要とする被ばく患者に対する措置等の訓練を行うものとする。

第5 原子力事業者等における体制整備

(1) 原子力事業者

ア 通報連絡体制等の整備

原子力事業所内での指揮命令、通報連絡および情報伝達に係る体系的な整備を図るとともに、県、関係市町、医療機関、搬送機関（消防、海上保安庁、自衛隊等）等の関係機関との通報連絡、被ばく患者の搬送、受入れについて緊密な関係を保持するものとする。

イ 協力会社との連携

被ばく患者が発生した場合、協力会社との間で、役割分担、通信連絡体制、指揮命令系統について、あらかじめ定めておくものとする。

ウ 応急処置および除染体制の整備

被ばく患者の応急処置および除染を行う設備等を整備し、維持・管理し、被ばく医療を行える体制を整備しておくものとする。

(2) 緊急被ばく医療機関

ア 研修・訓練の実施

緊急被ばく医療機関の医療関係者は、定期的な研修、訓練を受けることにより、被ばく医療に係る知識および技術の維持・向上に努めるものとする。

イ 緊急被ばく医療機関相互の連携

被ばく患者の重症度に応じて、適切な医療を行うとともに、各医療機関の要員および資機材を有効に活用するため、緊急被ばく医療機関相互の連携を図るものとする。

第8節 防災知識普及計画

第1 計画の方針

住民においても、平常時から原子力防災に関する基礎的な知識を得て、万一の緊急時にどのような行動が必要になるかを理解しておくことが円滑な防護活動を実施する上で必要である。このため県をはじめとする防災関係機関は、防災広報、防災教育等の機会やインターネットなどを活用して住民の原子力防災に関する知識の普及啓発に努める。

第2 住民に対する防災知識の普及

(1) 広報活動

県は、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と協力し、住民に対して原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、市町が行う住民に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。

ア 放射性物質および放射線の特性

イ 原子力施設の概要

ウ 退避等施設の位置

エ 原子力災害と原子力防災対策

(ア) 過去の原子力災害の事例

(イ) 原子力災害に関する特性

(ウ) 原子力災害対策特別措置法制定による新たな枠組み

(エ) 県、国等が緊急時に講じる原子力防災対策の内容

オ 原子力災害時における留意事項

(ア) 緊急時にとるべき行動

(イ) 退避等施設での行動

(ウ) 飲料水、飲食物等備蓄物資の留意点

カ その他必要な事項

(2) 広報の方法

防災知識の普及に当たっては、広報誌、パンフレット等のほか、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオやインターネット等を活用するものとする。

(3) 防災訓練の活用

原子力防災訓練を行うに当たっては、住民に対する防災知識の普及も考慮に入れて実施するものとする。

(4) 災害時要援護者に対する防災知識の普及

災害時要援護者に対する防災知識の普及については、本章第12節「災害時要援護者災害予防計画」によるものとする。

第9節 原子力防災訓練計画

第1 計画の方針

原子力災害に際し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、各種の原子力防災訓練（以下「防災訓練」という。）を行うことにより、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第2 防災訓練の計画策定

(1) 県が主体となつて行う防災訓練の計画策定

県は、国、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関の支援のもと、次に掲げる防災活動の各要素ごとまたは各要素を組み合わせた防災訓練の計画策定を行うものとする。

- ア 緊急時通信連絡訓練
- イ 災害対策本部等運営訓練
- ウ 原子力防災センター運営訓練
- エ 自衛隊災害派遣運用訓練
- オ 緊急時モニタリング訓練
- カ 緊急時医療措置訓練
- キ 住民避難・退避訓練
- ク 避難所等運営訓練
- ケ 広報訓練
- コ 交通対策等措置訓練

(2) 国と共同して行う防災訓練の計画策定

県は、国が原災法第13条の規定に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と連携して、緊急時モニタリング訓練、緊急時医療措置訓練、住民避難・退避訓練、広報訓練等について具体的な防災訓練シナリオを作成するなど、防災訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

第3 防災訓練の実施

(1) 県が主体となつた要素別防災訓練等の実施

県は、本節第2(1)に定める防災訓練計画に基づき、国、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関の支援のもと、防災活動の各要素ごとまたは各要素を組み合わせた防災訓練を定期的実施するものとする。

(2) 国と共同した防災訓練の実施

県は、国が原災法第13条の規定に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、本節第2(2)に掲げる実施計画に基づき、必要に応じて住民の協力を得て、国、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

第4 実践的な防災訓練の工夫と事後評価

県は、防災訓練を実施するに当たり、国、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関の助言を受けて作成した想定を踏まえるとともに、様々な条件を設定して防災訓練を実施するなど、現場における判断力の向上、迅速かつ的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。

県は、防災訓練を実施するに当たり、当該防災訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、防災訓練終了後、専門家も活用しつつ防災訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時マニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

県は、必要に応じ、防災訓練の方法、事後評価の方法の見直し、福井県地域防災計画（原子力防災編）の修正等を行うものとする。

第5 自衛隊、海上保安部等との協議等

自衛隊、海上保安部等に対する派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の分野ごとに、要請手続、連絡方法、連絡窓口、連絡班の受入れ、活動拠点等を取り決めておくことし、これらに基づく通信訓練および図上訓練等を含めた合同防災訓練ならびに定期協議を実施するものとする。

第6 防災訓練に関する普及啓発

住民に対して、県、関係市町の広報等、各種の媒体を通じて知識の普及啓発を行い、防災意識の高揚を図るものとする。

第7 防災訓練のための通行規制

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認められる場合は、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、道路における歩行者または車両の通行を規制するものとする。

第8 災害時要援護者に対する配慮事項

災害時要援護者に対する配慮事項については、本章第12節「災害時要援護者災害予防計画」によるものとする。

第10節 広域的相互応援体制整備計画

第1 計画の方針

原子力災害時には、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整備する。

第2 県内広域相互応援体制

(1) 福井県・市町災害時相互応援協定の活用

県および市町は、市町独自では避難所の確保、飲料水、飲食物等の供給等、十分な応急措置が実施できない場合に備え、当該市町が他の市町に要請する応急措置を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町災害時相互応援協定」を原子力災害時においても活用するものとする。

(2) 福井県広域消防相互応援協定の活用

県および市町（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）は、「福井県広域消防相互応援協定」を原子力災害時においても活用するものとする。

第3 県外広域相互応援体制

県は、関係府県等間と締結している次の相互応援協定を、原子力災害時においても活用するものとする。

(1) 隣接県との協定

岐阜県と締結している「災害時の相互応援に関する協定」

(2) ブロック単位の協定

ア 石川県および富山県と締結している「北陸三県災害相互応援に関する協定」

イ 中部9県1市と締結している「災害応援に関する協定」

ウ 近畿2府7県と締結している「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」

(3) 全国都道府県の協定

全国知事会と締結している「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」

(4) 原子力発電関係団体協議会の会員道県等との協定

原子力発電関係団体協議会の会員道県等と締結している「原子力災害時の相互応援に関する協定」

第4 関係機関との協定

県は、関係機関と締結している次の協定を、原子力災害時においても活用するものとする。

(1) 放送要請

日本放送協会福井放送局、福井放送株式会社、福井テレビジョン放送株式会社、福井エフエム放送株式会社、福井県ケーブルテレビ協議会および敦賀FM放送株式会社それぞれと締結している「災害時における放送要請に関する協定」

(2) 医療救護、医療材料等の供給

ア 社団法人福井県医師会と締結している「災害時の医療救護に関する協定」

イ 社団法人福井県薬剤師会と締結している「災害時における医療救護活動に関する協定」

ウ 福井県医療器械商組合と締結している「災害時における医療材料等の供給等に関する協定」

エ 福井県医薬品卸業協会と締結している「災害時における医薬品の供給等に関する協定」

(3) 災害救助用米穀の供給

北陸農政局福井農政事務所と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しに関する協定」

(4) 応急生活物資供給

ア 福井県生活協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」

イ 福井県経済農業協同組合連合会、福井県漁業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、福井県中央卸売市場協会、株式会社ユースおよび福井県米穀株式会社、有限会社南部酒造場、株式会社ハイピース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、キリンビバレッジ株式会社北陸支社、株式会社ローソンおよび株式会社ファミリーマートそれぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」

(5) 応急仮設住宅建設

社団法人プレハブ建築協会と締結している「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」

(6) その他

社団法人福井県産業廃棄物協会と締結している「大規模災害時における

「災害廃棄物の処理等に関する協定書」、中日本高速道路株式会社と締結している「福井県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」、社団法人福井県電業協会と締結している「災害時における県有電気施設の応急対策業務に関する協定」

第5 県警察本部が締結している協定

県警察本部は、関係機関と締結している次の協定を、原子力災害時においても活用するものとする。

(1) 警備員の確保

社団法人福井県警備業協会と締結している「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」

(2) 災害情報提供

日本アマチュア無線連盟（JARL）福井県支部と締結している「アマチュア無線による災害情報の提供（連絡）に関する協定」

第6 原子力事業者が締結している協定等

原子力事業者間で締結している原子力防災に係る協定等は次のとおりであるが、原子力事業者は、原子力災害時における連携を図るため、平常時から業務内容等について確認等を行うものとする。

(1) 北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社および日本原燃株式会社で締結している「原子力防災に係る事業者間協力協定」

(2) 関西電力株式会社原子力事業本部、日本原子力発電株式会社敦賀本部、独立行政法人日本原子力研究開発機構で確認している「若狭地域原子力事業者における原子力災害発生時等の連携に関する確認書」

第 1 1 節 原子力発電所上空の飛行規制計画

第 1 計画の方針

原子力関係施設地帯の航空安全確保に関する規制措置については、昭和 46 年 8 月の自衛隊の低高度訓練飛行空域、試験空域設定等に伴い、本節第 2 の規制措置が国（国土交通省）においてとられたが、この飛行規制措置について、県、国、関係市町および原子力事業者が連携して対応する。

第 2 国の航空安全確保に関する規制措置

国（国土交通省）は、原子力関係施設に対する航空機による災害を未然に防止するため、次により航空安全の確保に関する規制措置を行っている。

- (1) 原子力施設付近の上空に係る航空法第 8 1 条ただし書きの許可（最低安全高度以下の飛行に係る許可）は行わないこと。（「原子力関係施設上空の許可について」昭和 44 年 7 月 5 日付け空航第 2 6 3 号運輸省航空局長通達ほか）
- (2) 原子力施設付近の上空（①北緯 35 度 5 6 分 3 4 秒／東経 1 3 6 度 0 6 分 2 4 秒 ②北緯 35 度 4 3 分／東経 1 3 6 度 1 9 分 ③北緯 35 度 3 5 分／東経 1 3 6 度 1 3 分 ④北緯 35 度 3 6 分／東経 1 3 5 度 3 8 分）の内側で自衛隊低高度訓練および試験飛行等を行う場合は、北緯 35 度 4 2 分／東経 1 3 5 度 5 8 分の地点、北緯 35 度 4 4 分／東経 1 3 5 度 5 9 分の地点および北緯 35 度 4 5 分／東経 1 3 6 度 0 1 分の地点を中心とする半径 2 海里の円内の区域の直上 2, 0 0 0 フィートまでの空域を飛行禁止する。（航空路誌：平成 1 2 年 1 月 2 7 日公示）
なお、上記原子力施設上空の飛行について、2, 0 0 0 フィート以上の空域についても水平飛行等の通常の飛行を行うよう指導している。
- (3) 原子力事業者は、可能な限り原子力施設構内に航空障害灯および昼間障害標識をつけるように努めるものとする。

第 3 県、関係市町および原子力事業者の対応

- (1) 県は、緊急時において、空中に放射性物質または放射線の影響が及ぶ場合や応急対策に支障が生じる場合など、必要に応じ国に飛行規制を要請するものとする。
- (2) 関係市町および原子力事業者は、規制措置違反の疑いのある航空機等を発見した場合は、直ちに県および大阪航空局小松空港事務所に連絡するものとする。

第12節 災害時要援護者災害予防計画

第1 計画の方針

原子力災害は、通常五感に感じないため、災害時要援護者には特に配慮が必要であることから、災害時要援護者に配慮した防災対策の推進を図る。

第2 災害応急体制の整備

(1) 社会福祉施設の災害応急体制

社会福祉施設の管理責任者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定めておくものとする。

(2) 退避等体制の整備

県および関係市町は連携し、国、原子力防災専門官および原子力事業者の協力のもと、災害時要援護者に対して災害情報が迅速かつ滞りなく伝達され、また、災害時要援護者を適切に退避等誘導するため、地域住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、平常時より災害時要援護者に係る退避等誘導体制の整備に努めるものとする。

また、社会福祉施設等は、各施設から退避等施設に至るまでの経路を点検し、退避等を行う際に障害となる物を除去するなど、退避等道路の安全確保を図るものとする。

(3) 介護体制の整備

関係市町は、災害時における介護職員等の介護チームによる在宅介護体制や退避等施設での災害時要援護者の介護体制(二次退避等施設の設置を含む。)を整備するものとする。

第3 情報連絡・伝達設備および体制の整備

(1) 情報連絡・伝達設備の充実

災害時要援護者に対する情報連絡・伝達設備の充実については、本章第5節「情報収集・連絡体制等整備計画」第2(2)により整備を図るものとする。

また、一時滞在者については、動揺や混乱を招かぬよう、広報車、同報系の防災行政無線等を活用して、迅速かつ的確に情報を提供できるよう、情報伝達手段の確立を図るものとする。

(2) 情報連絡・伝達体制の整備

災害時要援護者に対する情報連絡・伝達体制の整備については、本章第5節「情報収集・連絡体制等整備計画」第3(2)により整備を図るものとする。

また、災害時要援護者に対する情報連絡・伝達体制をより一層充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送および文字放送の積極的な活用を図るとともに、退避等施設での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図るものとする。

さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保するものとする。

第4 防災知識の普及

(1) 支援体制の整備

県および関係市町は、防災知識の普及を実施する際、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

(2) 災害時要援護者に対する防災知識の普及啓発

県は、関係市町と協力して、漫画、ビデオを活用することや防災パンフレットの外国語版など災害時要援護者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うものとする。

(3) 園児、児童等に対する防災知識の普及啓発

保育所、幼稚園、学校等の管理者は、県および関係市町と連携し、保育士、教職員等に対して防災知識の普及を図るとともに、園児、児童等に対して防災教育の推進を図るものとする。

第5 防災訓練における配慮事項

県および関係市町は、防災訓練を実施する際、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第13節 防災対策資料の整備および防災対策に関する研究等の推進

第1方 針

原子力災害に際し、放射性物質および放射線による影響範囲を迅速に予測するとともに的確に応急対策を実施することが重要であることから、原子力防災対策に必要な資料を整備する。

第2 防災対策資料の整備

(1) 収集・蓄積した原子力防災関連情報の利用と促進

県は、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

また、それらの情報について防災関係機関の利用が円滑に実施されるよう、国および関係市町とともに情報のデータベース化、オンライン化およびネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(2) 防災対策上必要な資料の整備

県、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関は、応急対策の的確な実施に資するため、次の資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設や原子力防災センターなどに適切に備え付けるものとする。

ア 原子力防災体制に関する資料

(ア) 福井県防災会議原子力防災対策部会に関する資料

(イ) 協定書

(ロ) 原子力防災センターに関する資料

(ハ) 県の事故対策本部、災害対策本部等に関する資料

(ニ) 国の専門家に関する資料

(ホ) 防災関係機関に関する資料

イ 原子力事業所の設置状況に関する資料

ウ 情報収集・連絡体制に関する資料

(ア) 専用電話に関する資料

(イ) 県防災行政無線に関する資料

(ロ) 有線電話に関する資料

(ハ) 原子力発電所通信施設に関する資料

(ニ) 船舶に対する周知系統に関する資料

エ モニタリングに関する資料

(ア) 平常時モニタリングに関する資料

(イ) 緊急時モニタリングセンターの運営に関する資料

(ロ) モニタリング資機材に関する資料

(エ) 気象に関する資料

オ 緊急被ばく医療措置に関する資料

(ア) 医療関係資機材に関する資料

(イ) 病院（診療所）に関する資料

(ロ) 緊急時医療本部の運営に関する資料

(エ) 放射線医学総合研究所に関する資料

カ 防災活動資機材に関する資料

キ 輸送交通機関、資機材輸送等に関する資料

ク 広報活動に関する資料

(ア) 報道機関およびCATVに関する資料

(イ) 海上広報に関する資料

ケ 農林畜水産物等に関する資料

(ア) 生産および出荷状況に関する資料

(イ) 流通経路に関する資料

(ロ) 水源地および飲料水に関する資料

コ 退避等に関する資料

(ア) 原子力事業所周辺の人口に関する資料

(イ) 道路状況に関する資料

(ロ) ヘリポートに関する資料

(エ) 退避等施設に関する資料

(オ) 特殊施設に関する資料

サ その他原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲およびその周辺地域の人口分布、地形等、原子力防災対策上必要な資料

(3) 原子力事業者の措置

原子力事業者は、原災法第12条第4項の規定に基づき国に対して提出することとなっている次の資料について、その写しを県および関係市町に対しても提出するものとする。提出した資料の内容に変更があったときも同様とする。

ア 原子力事業者防災業務計画

イ 原子炉等規制法の規定により提出された申請書に基づく原子力事業所の施設の構造等を記載した書類

ウ 原子炉等規制法の規定により主務大臣の認可を受けた保安規定

エ 原子力事業所の施設の配置図

また、原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲およびその周辺地域の人口

分布、地形等、原子力防災対策上必要な資料を整備するものとする。

(4) 災害復旧への備え

県は、災害復旧に資するため、国、関係市町、原子力事業者等と協力して、放射性物質による汚染の除去に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3 防災対策に関する研究等の推進

県は、国が行う原子力災害および防災に資する基本的なデータの集積、防災研究の推進および防災技術の研究推進に協力するものとする。

第3章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 通報連絡計画

第1 計画の方針

原子力災害において、防災関係機関が応急対策活動を実施するために、迅速かつ的確な通報連絡が重要であることから、原子力災害の事象に応じた各機関の通報連絡体制およびその内容について定める。

第2 緊急時の通報連絡

(1) 原子力防災管理者が行う通報連絡

原災法第9条第1項の規定に基づき原子力事業者が選任した原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、原子力事業者防災業務計画に定める原子力防災体制を発令したとき、原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）などの緊急時に該当する場合は、直ちに県（原子力安全対策課）、国（経済産業省原子力安全・保安院原子力防災課（以下「安全規制担当省庁」という。））、原子力防災専門官、関係市町長、関係市町を管轄する警察署（以下「関係警察署」という。）の長、関係消防本部消防長、敦賀海上保安部長および各関係機関に、次に掲げる事項を通報する。また、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行うものとする。

なお、関係市町、関係警察署および関係消防本部については、別表1によるものとする。

- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所
- ウ 事故の原因
- エ 事故の程度、放射性物質または放射線の放出状況およびその可能性
- オ 気象状況（風向・風速）
- カ その他必要と認める事項

(2) 県が行う通報・確認

本節第2(1)の通報を受けた県（原子力安全対策課および危機対策・防災課）は、直ちに国（安全規制担当省庁および消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、関係市町長、関係消防本部消防長、県警察本部長および敦賀海上保安部長に通報・確認するものとするとともに、その他防災関係機関にも通報を行うものとする。

なお、県（原子力安全対策課）は、原子力防災管理者から緊急時の通報がない状態

において、県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検出されたこと（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）を発見したときは、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに、原子力事業者を確認を行うものとする。

(3) 関係市町長および関係消防本部消防長が行う通報・確認

本節第2(1)の通報を受けた関係市町長および関係消防本部消防長は、その旨を直ちに県（原子力安全対策課および危機対策・防災課）に通報・確認するものとする。

(4) 関係警察署長が行う通報・確認

本節第2(1)の通報を受けた関係警察署長は、その旨を県警察本部長を通じ直ちに県（危機対策・防災課）に通報・確認するものとする。

(5) 敦賀海上保安部長が行う通報・確認

本節第2(1)の通報を受けた敦賀海上保安部長は、その旨を直ちに県（危機対策・防災課）に通報・確認するものとする。

(6) 緊急時における通報連絡系統

緊急時における通報連絡系統は、別図1のとおりとする。

第3 災害状況の報告および連絡

(1) 原子力防災管理者が行う報告

原子力防災管理者は、本節第2(1)による通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、本節第2(1)に定める機関にファクシミリで随時報告するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行うものとする。

これらの関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、相互に連絡をとるものとする。

なお、この連絡は、県の事故対策本部の設置後については、県（事故対策本部長）、本節第2(1)に定める国（安全規制担当省庁）、関係市町長および原子力防災専門官に対し行うこととする。

(2) 県（事故対策本部長）が行う連絡

ア 本節第3(1)の連絡を受けた県（事故対策本部長）は、直ちに原子力防災専門官、県警察本部長、関係消防本部消防長、敦賀海上保安部長、自衛隊（陸上自衛隊第14普通科連隊（第3科）、陸上自衛隊第372施設中隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部および航空自衛隊第6航空団防衛部。本節において以下同じ。）および必要に応じその他防災関係機関に連絡するものとする。

イ 県（事故対策本部長）は、本章第3節に定める「緊急時モニタリング計画」に基づき実施した環境放射線モニタリングの結果を遅滞なく国（安全規制担当省庁）、原子力防災専門官、関係市町長、県警察本部長、関係消防本部消防長、敦賀海上保

安部長、自衛隊、また必要に応じその他防災関係機関に連絡するものとする。

ウ 県（事故対策本部長）は、自ら実施する応急対策の活動状況、県防災ヘリコプター、衛星車載局等により収集した情報、国および原子力防災専門官から得た情報、下記(3)の防災関係機関の災害状況等を取りまとめ、遅滞なく上記(2)アに定める防災関係機関に連絡するものとする。

(3) 関係市町長、県警察本部長、関係消防本部消防長、敦賀海上保安部長、自衛隊その他防災関係機関が行う連絡

関係市町長、県警察本部長、関係消防本部消防長、敦賀海上保安部長、自衛隊その他防災関係機関は、次に掲げる災害情報等を遅滞なく県（事故対策本部長）に連絡するとともに、相互に連絡をとるものとする。

ア 災害発生に関する情報

イ 災害の状況

ウ 住民の状況

エ 応急対策の活動状況

オ 所有するヘリコプター等で収集した情報

カ 県（事故対策本部長）に対する要請事項

キ その他応急対策の実施に際し必要な事項

この場合において、災害情報の連絡は、住民の生命、身体および財産に関する事項を優先するものとする。

(4) 災害情報等の報告等

関係市町は、上記(3)の災害情報等について、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、速やかに県（事故対策本部長）に対して報告するものとし、指定公共機関の代表者については同法同条第3項および指定行政機関の長については同法同条第4項の規定に基づき、内閣総理大臣に報告するものとする。

さらに、県は、報告を受けた災害情報等について取りまとめた上で、同法同条第2項の規定に基づき、速やかに消防庁に対して報告するものとする。

また、報告の種類、報告の方法等については、福井県地域防災計画（本編）第3章第5節「情報および被害状況報告計画」によるものとし、(4)に定める事項については、本節第5においても適用するものとする。

(5) 災害状況の報告および連絡系統

災害状況の報告および連絡系統は別図2のとおりとする。

第4 特定事象発生時の通報

(1) 原子力防災管理者が特定事象を発見し、または発見の通報を受けたとき

ア 原子力防災管理者が行う通報等

原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に定める通報すべき事象（以下「特定事象」という。）の発見後、または発見の通報を受けたときは、所定の様式に必

要事項を記入し、15分以内を目途として、県（事故対策本部長）、国（官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、文部科学省、内閣府）、原子力防災専門官、関係市町長、県警察本部長、関係消防本部消防長、敦賀海上保安部長および各関係機関にファクシミリで同時に通報する。さらにその着信を確認するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行うものとする。

なお、通報を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として県、国（安全規制担当省庁）および所在市町に限るものとする。

イ 国（安全規制担当省庁）が行う連絡

原子力防災管理者から通報を受けた国（安全規制担当省庁）は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等、事故情報について県（災害対策本部長）をはじめ、官邸（内閣官房）、原子力安全委員会、文部科学省、内閣府、所在市町および県警察本部に連絡するものとされている。

ウ 県（災害対策本部長）が行う連絡

国（安全規制担当省庁）、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県（災害対策本部長）は、通報・連絡を受けた事項について、関係市町を除く市町および関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

エ 原子力防災専門官が行う連絡

原子力防災管理者から通報を受けた原子力防災専門官は、その旨を直ちに県（災害対策本部長）に通報・確認するとともに、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力防災管理者に施設の状況確認を行うよう指示し、県にその結果について速やかに連絡するものとされている。

オ 特定事象発生時における通報連絡系統

特定事象発生時における通報連絡系統は、別図3のとおりとする。

(2) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見したとき

ア 県（原子力安全対策課）が行う連絡

県（原子力安全対策課）は、原子力防災管理者から特定事象発生に係る通報がない状態において、県が設置する空間線量率を観測する固定観測局で、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたこと（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）を発見したときは、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに、原子力防災管理者に確認を行うものとする。

イ 原子力防災専門官が行う連絡

県（原子力安全対策課）から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力防災管理者に施設の状況確認を行うよう指示し、県（原子力安全対策課）にその結果について速やかに連絡するものとされている。

第5 特定事象発生時の通報後の災害状況の報告および連絡

(1) 原子力防災管理者が行う報告

原子力防災管理者は、県（災害対策本部長）、国（官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、文部科学省、内閣府）、原子力防災専門官、関係市町長、県警察本部長、関係消防本部消防長、敦賀海上保安部長および各関係機関に本節第4(1)の通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、ファクシミリで随時報告するものとし、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行うものとする。

また、原子力防災管理者は、原災法第10条第1項前段の規定に基づく通報後、国が設置する関係省庁事故対策連絡会議および現地事故対策連絡会議にも同様の連絡を行うものとする。

なお、報告を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として県、国（安全規制担当省庁）および所在市町に限るものとする。

(2) 県（災害対策本部長）が行う連絡等

ア 県（災害対策本部長）は、国（安全規制担当省庁）および原子力防災専門官から情報を得るとともに、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

イ 県（災害対策本部長）および所在市町は、各々が行う応急対策活動の状況について、相互の連絡を密にするものとする。

ウ 県（災害対策本部長）は、所在市町を除く関係市町および指定地方公共機関との間において、原子力防災管理者および安全規制担当省庁から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

なお、県（災害対策本部長）は、国の現地事故対策連絡会議設置後、上記ア～ウに掲げる応急対策活動の状況等について、現地事故対策連絡会議に報告するものとし、情報の共有を行うなど、連絡を密にするものとする。

第6 国に対する専門家派遣の要請等

(1) 知事または所在市町長は、原子力事業者から本節第4(1)アの通報を受けた場合は、次の専門家等の派遣を国（安全規制担当省庁）に対して要請するものとする。

ア 原子炉、放射線防護等に関する専門家

イ 緊急時モニタリング要員および機器

ウ 緊急被ばく医療派遣チーム

エ 原子力緊急時支援・研修センターの専門家

(2) 知事または所在市町長は、本節第6(1)の要請を行ったときは、原子力災害が発生した現地を管轄する原子力防災センター（以下「現地原子力防災センター」という。）において専門家等の受入体制を整えるものとする。

(3) その他国関係機関への派遣要請は、第15節「広域的応援対応計画」によるものと

する。

(4) 自衛隊の派遣要請は、本章第16節「自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

第7 原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等

(1) 県（災害対策本部長）が行う対応

県（災害対策本部長）は、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センターに設置される作業グループに職員を派遣することにより、常時必要な情報を共有するとともに、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、必要な調整を行うものとする。

(2) 原子力防災専門官が行う連絡・調整

原子力防災専門官は、現地原子力防災センターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県（災害対策本部長）および関係市町（災害対策本部長）をはじめ、原子力防災管理者その他防災関係機関の間の連絡・調整を行うものとされている。

第8 通信手段の確保

(1) 本節第2(1)の通報があったとき、県（危機対策・防災課）、国、関係市町、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(2) 本節第2(1)の通報を受けた県（危機対策・防災課）は、必要に応じ、電気通信事業者に対して県、関係市町等の防災関係機関の重要通信の確保を要請するものとする。

要請を受けた電気通信事業者は、県、関係市町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

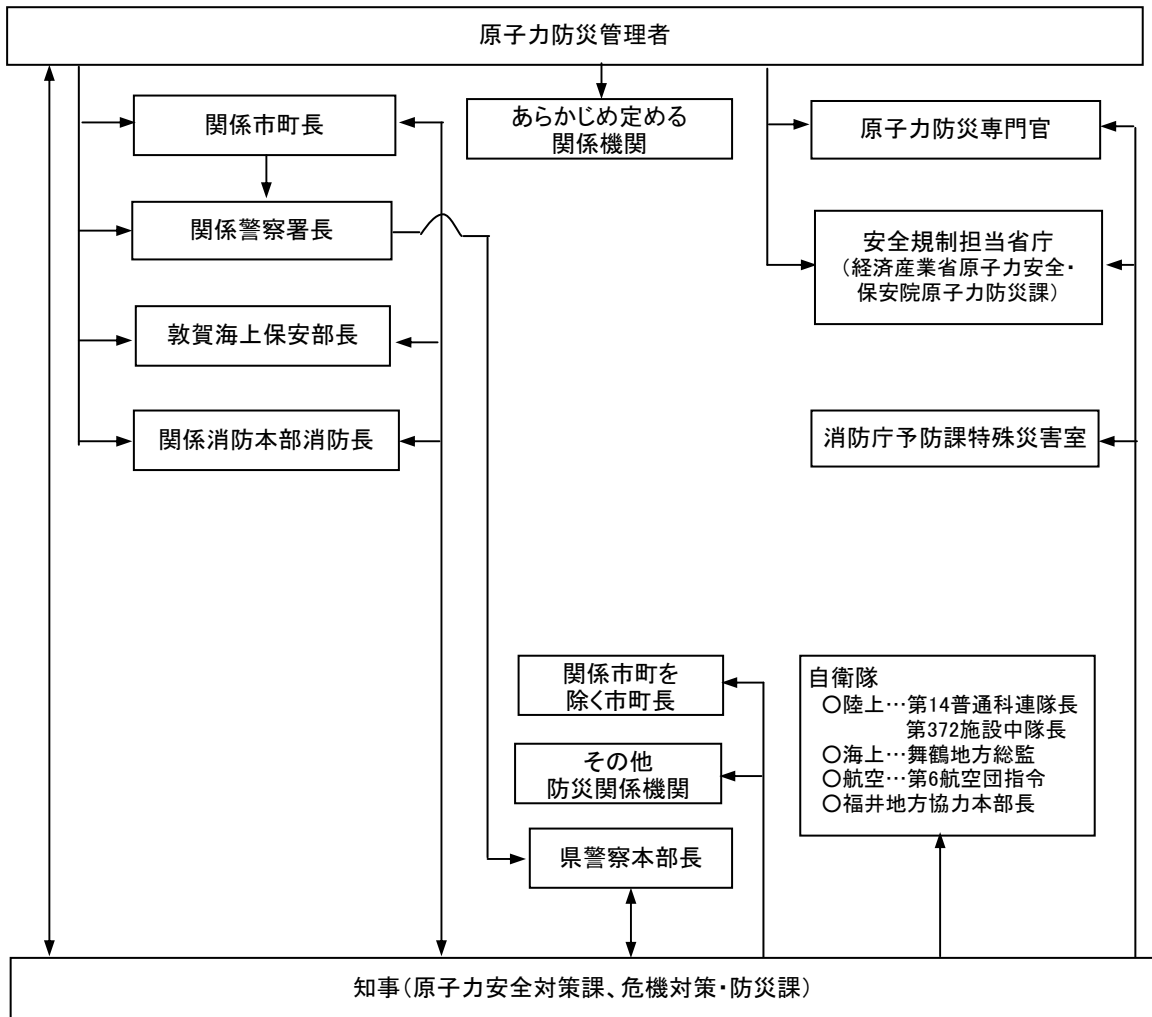
(3) 県（危機対策・防災課）は、事故対策本部を設置した場合、原子力防災専門官、関係市町、原子力事業者等と協力して現地原子力防災センターにおける応急対策に必要な通信手段の確保を行うものとする。

別表 1 (本節第 2 (1)関係)

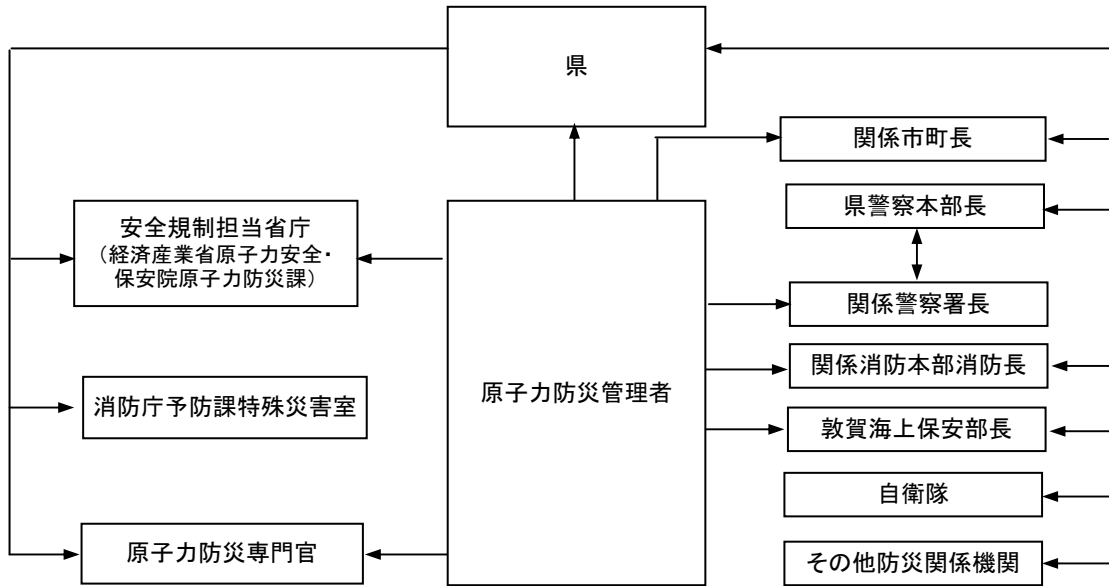
原子力事業所に係る関係市町村等一覧

原子力事業所	関係市町	関係警察署	関係消防本部
日本原子力発電(株) 敦賀発電所	敦賀市 美浜町	敦賀警察署	敦賀美方消防組合消防本部
	南越前町	越前警察署	南越消防組合消防本部
(独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発 センター	敦賀市 美浜町	敦賀警察署	敦賀美方消防組合消防本部
	南越前町	越前警察署	南越消防組合消防本部
(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター	敦賀市 美浜町	敦賀警察署	敦賀美方消防組合消防本部
関西電力(株)美浜発電所	美浜町 敦賀市	敦賀警察署	敦賀美方消防組合消防本部
関西電力(株)高浜発電所	高浜町 おおい町	小浜警察署	若狭消防組合消防本部
関西電力(株)大飯発電所	おおい町 高浜町 小浜市	小浜警察署	若狭消防組合消防本部

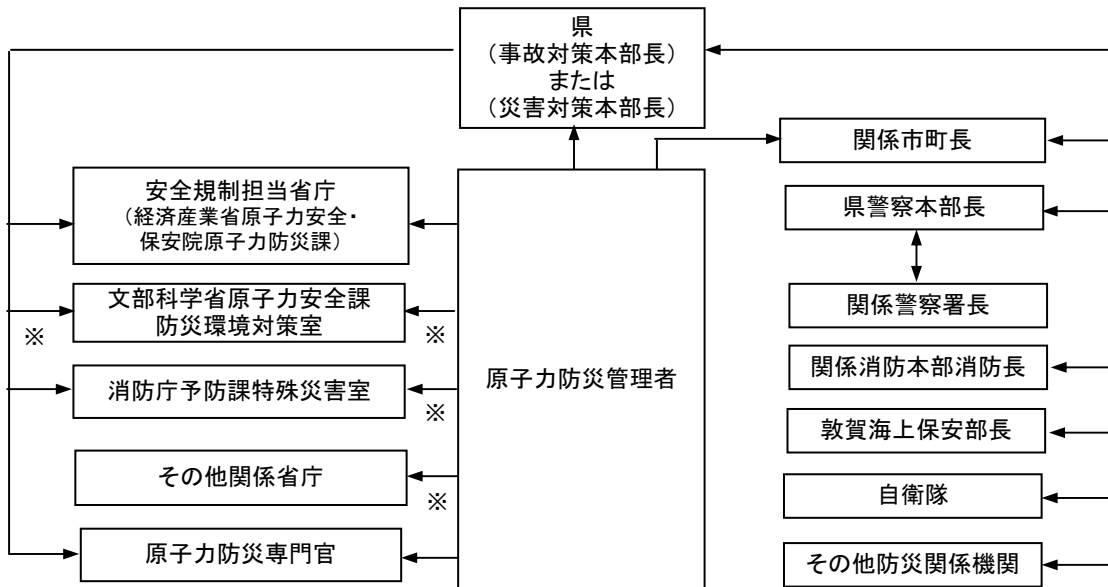
別図1(本節第2(6)関係)
緊急時の通報連絡系統



別図2(本節第3(5)関係)
 災害状況の報告および連絡系統図
 (1) 県の事故対策本部設置前

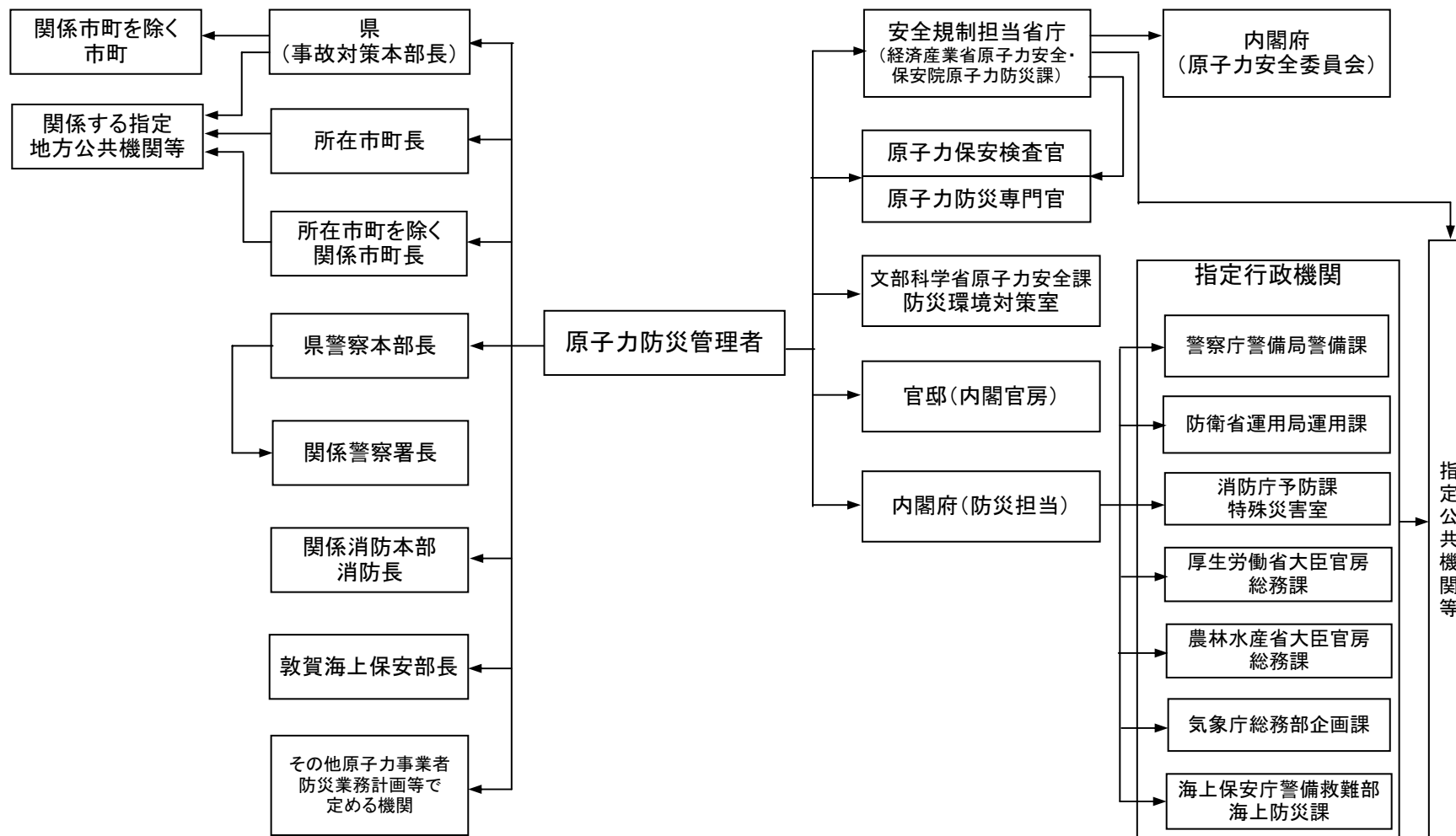


(2) 県の事故対策本部設置後



※は、特定事象発生時の通報後から行う。

別図3(本節第4(1)才関係)
特定事象発生時の通報連絡系統



(注) 原子力事業者により、通報連絡系統が異なることがある。

第2節 緊急時活動計画

第1 計画の方針

原子力災害に際し、県をはじめとする防災関係機関が応急対策活動を実施するために迅速かつ的確に対応することが重要であることから、原子力災害の事象に応じた組織の配備・運営等について体制を確立する。

第2 県の組織動員体制

(1) 動員配備の基準

職員の動員配備の基準は、別表1によるものとする。

別表1 (本節第2(1)関係)
動員配備基準

配備レベル	配備体制	動員体制
【フェーズ0】 (1) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき(ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。) (2) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき(ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。) (3) その他、知事が警戒配備体制を決定したとき。	警戒配備	<全員参集する所属> ・危機対策・防災課 ・原子力安全対策課 ・原子力環境監視センター <あらかじめ指定した職員が参集する所属等> ・広報課 ・地域医療課 ・嶺南振興局 ・その他関係課 ・各部連絡責任者、連絡員
【フェーズ1】 (1) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が事故対策本部の設置を必要と認めたとき。 (2) 原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの通報があったとき。 (3) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき(ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。) (4) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき(ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。) (5) その他、知事が事故対策本部の設置を必要と認めたとき。	事故対策本部 設置	職員全員
【フェーズ2】 (1) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。 (2) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。 (3) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき(ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。) (4) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき(ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。) (5) その他、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。	災害対策本部 設置	職員全員
【フェーズ3】 (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。		

(2) 配備体制の決定

原子力防災管理者から事故（緊急時）の通報があり、上記配備レベルに該当するときは、原子力安全対策課長が知事の命を受け配備体制をとるものとする。

(3) 職員への伝達等

ア 勤務時間中における伝達

(ア) 知事が配備体制の決定を行ったときは、原子力安全対策課長は副知事、安全環境部長、安全環境部企画幹、安全環境部危機対策幹および危機対策・防災課長に伝達するものとする。

(イ) 危機対策・防災課長は庁内放送を行うとともに、庁内電話で各部連絡責任者、広報課、地域医療課および原子力災害が発生した原子力事業所の所在地に応じて嶺南振興局若狭県民サービス室（または二州県民サービス室）総務企画グループに職員の配備を伝達するものとする。

(ウ) a 上記(イ)により伝達を受けた各部連絡責任者は、口頭または庁内電話で各部長、各部企画幹、各部連絡員および関係各課に伝達するものとする。

b 上記(イ)により伝達を受けた地域医療課長は、口頭または庁内電話で所属職員および各健康福祉センターに伝達するものとする。

c 上記(イ)により伝達を受けた嶺南振興局若狭県民サービス室長（または二州県民サービス室長）は、口頭または庁内電話で同局局長、同局次長および同局各部長に伝達するとともに、同局二州県民サービス室（または若狭県民サービス室）と連携し、口頭または庁内電話で同局内各課長を経由し同局に所属する全職員に伝達するものとする。

(エ) a 上記(ウ)aにより伝達を受けた関係各課長は、口頭または庁内電話で所属職員および所管する関係出先機関に伝達するものとする。

b 上記(ウ)bにより伝達を受けた各健康福祉センター所長は、口頭または庁内電話で各課長を経由し所属職員に伝達するものとする。

(オ) 上記(エ)aにより伝達を受けた関係出先機関の長は、口頭または庁内電話で各課長を経由し所属職員に伝達するものとする。

イ 勤務時間外または休日等における伝達等

(ア) 伝達方法

a 勤務時間外または休日等に原子力防災管理者から事故（緊急時）の通報を受けた原子力安全対策課長は、電話で知事、副知事、安全環境部長、安全環境部企画幹、安全環境部危機対策幹に連絡するものとする。

b 知事が配備体制の決定を行ったとき、原子力安全対策課長は、電話で副知事、安全環境部長、安全環境部企画幹、安全環境部危機対策幹、危機対策・防災課長および原子力環境監視センター所長に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により原子力安全対策課職員に参集することを伝達するものとする。

c 危機対策・防災課長および原子力環境監視センター所長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に参集することを伝達するものとする。

また、危機対策・防災課長は、職員参集装置により本節第4(3)キに定める各部連絡責任者、各部連絡員および指定職員に参集指令を行うものとする。

d 上記cにより参集指令を受けた各部連絡責任者は各部長および各企画幹に、また各部連絡員は、各部があらかじめ定める緊急連絡網により関係各課に伝達するものとする。

e 上記dにより伝達を受けた各課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員および関係出先機関に伝達するものとする。

f 上記eにより伝達を受けた関係出先機関の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達するものとする。

(イ) 上記(7)以外の参集

a 警戒配備体制において参集すべき職員は、事故が発生したことを知ったときは、直ちに参集するものとする。

b 全職員は、緊急時であることを知ったときは直ちに参集するものとする。

(ウ) 参集場所

原則として、各職員の所属とする。

(エ) 参集状況の報告

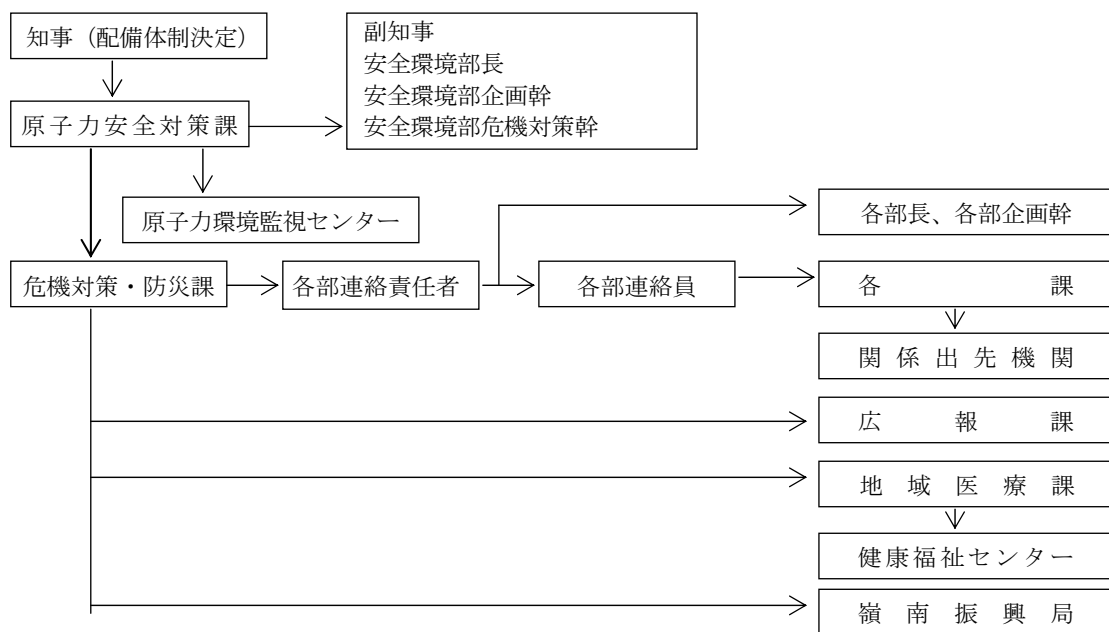
緊急時の参集において、各部の連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況を速やかに把握し、人事企画課に報告するものとする。

ウ 伝達系統

上記アおよびイ(7)に定める伝達系統の概略図は別図1のとおりである。

別図1 (本節第2(3)アおよびイ(7)関係)

伝達系統の概略図



第3 警戒配備体制

(1) 警戒配備体制の決定および解除基準

知事は、次の場合に警戒配備体制を決定し、または解除するものとする。

ア 警戒配備の決定基準

(ア) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。

(イ) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。

(ウ) その他、知事が警戒配備体制を決定したとき。

イ 警戒配備の解除基準

(ア) 原子力事業所の事故が終結したとき。

(イ) 事故の進展により事故対策本部または災害対策本部が設置されたとき。

(2) 業務内容

職員は、各所属で情報の収集を行うものとする。

(3) 警戒配備体制を決定した場合の防災関係機関への連絡

知事が警戒配備体制を決定した場合、危機対策・防災課長は、次の機関にその旨を連絡するものとする。

ア 県内市町

イ 県防災会議構成団体

ウ 国（安全規制担当省庁および消防庁予防課特殊災害室）および原子力防災専門官

第4 福井県事故対策本部の設置

(1) 事故対策本部の設置および廃止基準

知事は、次の場合に事故対策本部を設置し、または廃止するものとする。

ア 事故対策本部の設置基準

(ア) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が事故対策本部の設置を必要と認めたとき。

(イ) 原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの通報があったとき。

(ウ) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。

(エ) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。

く。)

(ホ) その他、知事が事故対策本部の設置を必要と認めたとき。

イ 事故対策本部の廃止基準

(ア) 原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策および災害復旧対策が完了したとき、または事故対策本部の必要がなくなったとき。

(イ) 県の災害対策本部が設置されたとき。

(2) 設置場所

事故対策本部は、県庁10階総合防災センターに設置するものとする。

(3) 組織および事務分掌

ア 事故対策本部の本部長は副知事をもって充て、事故対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。

なお、副知事が不在等の場合には、総務部長がその職務を代理するものとする。

イ 事故対策本部員は、総務部長、安全環境部長、健康福祉部長および農林水産部長をもって充てるものとする。

また、事故対策本部には事故対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、広報課長をもって充てるものとする。

ウ 事故対策本部に別表2の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。

なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県（原子力）事故対策本部運営要領で定めるものとする。

別表2（本節第4(3)ウ関係）

事故対策本部に設置する部

部名	部長名	部名	部長名
総務部	総務部長	健康福祉部	健康福祉部長
安全環境部	安全環境部長	農林水産部	農林水産部長

エ 事故対策本部に、本部長、本部員および報道主管者で構成する事故対策本部会議を置くものとする。

オ 県（事故対策本部長）は、初期活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ事故対策本部会議を招集するものとする。

事故対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

(ア) 関係市町の初期活動実施状況

- (イ) 県の初期活動の実施に関する基本的小よび重要事項
- (ロ) 関係各課および現地事故対策本部の調整に関する事項
- (エ) 防災関係機関との連絡網確保および連携強化に関する事項
- (オ) 国、他都道府県および防災関係機関に対する活動準備要請に関する事項
- (カ) 原子力事業所の事故情報等の広報に関する事項
- (キ) その他重要な初期活動に関する事項

事故対策本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、国、本節第4(6)に定める現地事故対策本部、本節第4(7)に定める緊急時モニタリングセンター、本節第4(8)に定める緊急時医療連絡室、関係市町、原子力事業所等と情報の共有を図るものとする。

カ 事故対策本部に安全環境部長を長とし、また、安全環境部企画幹および安全環境部危機対策幹を次長とする事務局を置き、危機対策・防災課（下記キ(ロ)に定める指定職員を含む。）、原子力安全対策課、広報課および地域医療課をもって構成するものとする。

なお、事務局長は、必要に応じその他の課を事務局に構成員として加えることができる。

キ 緊急時に動員する職員

緊急時の初期活動を円滑に実施するため、次の職員を指定する。

(7) 各部連絡責任者

各部企画参事、会計局会計課参事および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。

(イ) 各部連絡員

各部毎に2名を指定し、危機対策・防災課長の指示に従い、所属部の連絡に当たるものとする。

なお、各部連絡員は各部につき1名が事務局に詰めるものとする。

(ロ) 指定職員

あらかじめ指定した職員で、原子力安全対策課、広報課、地域医療課、嶺南振興局以外の関係課の職員は、事故対策本部事務局に属し、危機対策・防災課長の指示に従い、初期活動に当たるものとする。指定職員の編成および業務は別に定める。

ク 各部連絡責任者会議

各部連絡責任者会議は、事故対策本部会議が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行い、安全環境部長、安全環境部企画幹、安全環境部危機対策幹、危機対策・防災課長、原子力安全対策課長、地域医療課長および各部連絡責任者で構成し、安全環境部長が招集するものとする。

また、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、安全環境部長にその旨を申し出るものとする。

ケ 事故対策本部の組織図

事故対策本部の組織図については、別図2のとおりとする。

(4) 事故対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

事故対策本部を設置した場合、県（事故対策本部長）は、次の機関にその旨を通知または報告するものとする。

ア 県内市町

イ 県防災会議構成団体

ウ 国（安全規制担当省庁および消防庁予防課特殊災害室）および原子力防災専門官

エ 隣接府県（石川県、岐阜県、滋賀県および京都府）

(5) 設置の公表

事故対策本部を設置した場合、県（事故対策本部長）は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、事故対策本部の標識を県庁正面玄関に掲示する。

(6) 現地事故対策本部の設置

ア 県（事故対策本部長）は、事故対策本部を設置した場合、直ちに現地原子力防災センターに現地事故対策本部を設置し、初期活動を実施するものとする。

イ 現地事故対策本部長は、嶺南振興局長を充てるものとする。

(7) 緊急時モニタリングセンターの設置

ア 県（事故対策本部または災害対策本部が設置された場合）は、直ちに現地原子力防災センターに緊急時モニタリングセンターを設置し、空間放射線量、大気中放射性物質濃度の周辺環境での測定および放射性物質放出情報や気象情報等に基づく住民の被ばく線量や汚染状況の予測・評価を一元的かつ総合的に実施するものとする。

イ 緊急時モニタリングセンター長には、原子力環境監視センター所長を充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。

ウ その他緊急時モニタリングセンターの業務等については、本章第3節「緊急時モニタリング計画」によるものとする。

(8) 緊急時医療連絡室の設置

ア 県（事故対策本部長）が必要と認めるときは、現地における緊急時医療本部の設置準備を行うため、現地原子力防災センターに緊急時医療連絡室を設置するものとする。

イ 緊急時医療連絡室長には、原子力災害が発生した現地を管轄する健康福祉センター所長を充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。

ウ 緊急時医療連絡室の業務等については、本章第8節「緊急被ばく医療計画」によるものとする。

(9) 現地原子力防災センターの設営準備等

県（現地事故対策本部長）は、原子力防災専門官、関係市町等と連携して、現地原子力防災センター設営に係る準備を行うものとする。

また、防災関係機関に対して必要な資機材等の提供を要請するものとする。

第5 福井県災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置および廃止基準

知事は、次の場合に災害対策本部を設置し、または廃止するものとする。

ア 災害対策本部の設置基準

(ア) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

(イ) 原子力防災管理者から原災法10条第1項に定める通報があったとき。

(ウ) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。

(エ) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。

(オ) その他、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

イ 災害対策本部の廃止基準

原子力事業所の事故が終結し、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）がなされ、災害応急対策および災害復旧対策が完了したとき、または災害対策本部の必要がなくなったとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、県庁10階総合防災センターに設置するものとする。

(3) 組織および事務分掌

ア 災害対策本部長（知事）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。

イ 災害対策本部副本部長は副知事をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。

ウ 災害対策本部員は、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、会計管理者および警察本部長をもって充てるものとする。

また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道管理者を置き、

総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てるものとする。

エ 災害対策本部に別表3の部を置き、部の長は部局長とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。

なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県（原子力）災害対策本部運営要綱で定めるものとする。

別表3（本節第5(3)工関係）

災害対策本部に設置する部

災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名
総務部	総務部長	農林水産部	農林水産部長
総合政策部	総合政策部長	土木部	土木部長
安全環境部	安全環境部長	会計部	会計管理者
健康福祉部	健康福祉部長	教育部	教育長
産業労働部	産業労働部長	警察部	警察本部長
観光営業部	観光営業部長		

オ 災害対策本部に、本部長、副本部長、本部員および報道主管者で構成する災害対策本部会議を置くものとする。

ただし、災害の進展等により必要がある場合は、現地原子力防災センターで災害対策本部会議を開催することができる。

カ 県（災害対策本部長）は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策本部会議を招集するものとする。

災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- (ア) 県内市町の災害状況および災害応急対策実施状況
- (イ) 災害対策本部の災害応急対策等の実施に関する基本的および重要事項
- (ウ) 災害対策本部内各部および現地災害対策本部相互の調整に関する事項
- (エ) 防災関係機関との連携推進に関する事項
- (オ) 国、他都道府県および防災関係機関に対する応援要請に関する事項
- (カ) その他重要な災害対策に関する事項

災害対策本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、国、本節第5(6)に定める現地災害対策本部、本節第4(7)に定める緊急時モニタリングセンター、本節第5(7)に定める緊急時医療本部、関係市町、原子力事業所等と情報の共

有を図るものとする。

キ 災害対策本部に安全環境部長を長とし、また、安全環境部企画幹および安全環境部危機対策幹を次長とする事務局を置き、防災班（本節第5(3)ク(ウ)に定める指定職員を含む。）、放射能対策班、広報班、医療対策班をもって構成する。

なお、事務局長は、必要に応じその他の班を事務局に構成員として加えることができる。

ク 緊急時に動員する職員

緊急時の応急対策活動を円滑に実施するため、次の職員を指定するものとする。

(ア) 各部連絡責任者

各部企画参事、会計局会計課参事および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。

(イ) 各部連絡員

各部毎に2名を指定し、防災班長の指示に従い、所属部の連絡に当たるものとする。

なお、各部連絡員は各部につき1名が事務局に詰めるものとする。

(ウ) 指定職員

あらかじめ指定した職員で、原子力安全対策課、広報班、医療対策班、現地災害対策本部以外の職員は、本部事務局に属し、防災班長の指示に従い、応急対策活動に当たるものとする。

指定職員の編成および業務は別に定める。

ケ 各部連絡責任者会議

各部連絡責任者会議は、災害対策本部会議が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行い、事務局長、事務局次長、防災班長、放射能対策班長、医療対策班長および各部連絡責任者で構成し、事務局長が招集するものとする。

また、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出るものとする。

コ 災害対策本部の組織図

災害対策本部の組織図については、別図3のとおりとする。

(4) 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害対策本部を設置した場合、県（災害対策本部長）は、次の機関にその旨を通知または報告するものとする。

ア 県内市町

イ 県防災会議構成団体

ウ 国（安全規制担当省庁、文部科学省原子力安全課防災環境対策室および消防庁予防課特殊災害室）および原子力防災専門官

エ 隣接府県（石川県、岐阜県、滋賀県および京都府）

(5) 設置の公表

災害対策本部を設置した場合、県（災害対策本部長）は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、災害対策本部の標識を県庁正面玄関に掲示するものとする。

(6) 現地災害対策本部の設置

ア 県（災害対策本部長）は、災害対策本部を設置した場合、直ちに現地原子力防災センターに現地災害対策本部を設置するものとする。

イ 現地災害対策本部長には副知事を、また現地災害対策本部副本部長には嶺南振興局長をもって充てるものとする。

ただし、現地災害対策本部長に事故あるときまたはその他の事由により、その職務を遂行できない場合は、嶺南振興局長がその職務を代理するものとする。

ウ 現地災害対策本部には現地災害対策本部の広報を総括するため、現地報道主管者を置き、嶺南振興局次長または安全環境部危機対策幹をもって充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。

エ 県（現地災害対策本部長）は、本章第1節第6(1)に定める国の専門家が的確に指導、助言を行えるよう直ちに受入体制を整えるものとする。

オ 県（現地災害対策本部長）は、国の協力要請に基づき、原子力防災専門官および関係市町と連携して、直ちに現地原子力防災センターの設営を行うものとする。

カ 県（現地災害対策本部長）は、国の現地事故対策連絡会議の設置後、県の災害対策本部が行う応急対策の状況等について現地事故対策連絡会議に随時報告し、情報の共有を行うなど、連携を密にするものとする。

キ 関係市町、関係消防本部、関係警察署、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関は、現地における災害対策実施上の連絡・調整を図るため、現地災害対策本部に連絡員を派遣するものとする。

ク 現地災害対策本部に班を置き、その主な事務分掌は福井県（原子力）災害対策本部運営要綱で定めるものとする。

(7) 緊急時医療本部の設置

ア 県（災害対策本部長）は、災害対策本部を設置した場合、直ちに現地原子力防災センターに緊急時医療本部を設置するものとする。

イ 緊急時医療本部長には、健康福祉部企画幹をもって充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。

ウ 緊急時医療本部長は、国の緊急被ばく医療派遣チームが的確に現地医療関係者等を指導するとともに、医療活動が行えるよう直ちに受入体制を整えるものとする。

エ 緊急時医療本部の業務等については、本章第 8 節「緊急被ばく医療計画」によるものとする。

(8) 地方連絡部

災害対策本部と消防庁ほか中央省庁等との連絡に支障がある場合に備え、原子力災害に関する中央省庁等との連絡、情報の交換を行うため、東京事務所および大阪事務所それぞれ地方連絡部を置くものとする。

地方連絡部長には、各事務所長をもって充てるものとする。

(9) 県（災害対策本部長）は、国が現地原子力防災センターで現地事故対策連絡会議を開催する場合には、別に定める職員を派遣するものとする。

(10) 県（災害対策本部長）は、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センター内の原子力災害合同対策協議会のもとに設置される作業グループに、別に定める職員を派遣し、原子力事業所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・退避状況等の把握等の活動に従事させるものとする。

(11) 原子力防災専門官および国の専門家との連携

県（災害対策本部長）は、原子力防災専門官および本章第 1 節第 6 (1) に定める国の専門家と連携し、必要な対策を講ずるものとする。

(12) 関係市町への連絡、指示（指導・助言）および協力体制

県（災害対策本部長）は、災害対策本部を設置したときは、その旨を関係市町長へ連絡するとともに、必要な指示（指導・助言）を行うものとする。

また、関係市町長が災害対策本部を設置したときは、直ちに協力体制を整えるものとする。

(13) 文書および記録

ア 災害対策本部が設置されたとき、直ちに災害対策本部件名簿を作成するものとし、文書の記号は「福災」とする。

イ 各部班が災害対策本部長名で発議する場合は、必ず防災班に合議するものとする。

ウ 発信文書には、災害対策本部長名とともに必ず班名を併記するものとする。

エ 災害対策本部長印は、総務部特命班（情報公開・法制課）にて保管するものとする。

オ 災害対策本部長、同本部の各部長、各班長等が発する指示、連絡等の伝達および市町、防災関係機関からの報告要請等の受信については、その内容が軽易な場合を除きすべて記録し、災害情報の発信、受信の确实を期するものとする。

(14) 職務の代理

ア 災害発生時において、災害対策本部長（知事）および災害対策本部副本部長（副知事）がともに不在等の場合には、福井県知事の職務代理者に関する規則（昭和 26 年 3 月 27 日福井県規則第 5 号）第 2 条の規定に準じて総務部長がその職務を代理するものとする。

- イ 災害発生時において、教育長が不在等の場合には、福井県教育委員会行政組織規則（昭和46年6月1日福井県教育委員会規則第5号）第27条第4項の規定に準じて教育庁企画幹がその職務を代理するものとする。
- ウ 災害発生時において、県警察本部長が不在等の場合には、福井県警察の処務に関する訓令（平成16年3月19日福井県警察本部訓令第12号）第7条第1項の規定に準じて所管の部長が、また、県警察本部長および所管の部長がともに不在等の場合には所管の課長がその職務を代理するものとする。
- エ 災害発生時において、部長が不在等の場合には、福井県事務決裁規程（昭和50年4月1日福井県訓令第3号）第7条の規定に準じてその部の企画幹が、また、企画幹も不在等の場合には部長があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。
- オ 災害発生時において、会計管理者が不在等の場合には、福井県会計管理者の事務の代理に関する規則（平成19年5月16日福井県規則第52号）第2条の規定に準じて会計局会計課長が、また、会計局会計課長も不在等の場合には会計管理者があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。

第6 原子力緊急事態宣言発出後の対応

国では、原子力緊急事態宣言発出後、次に掲げる緊急事態応急対策を講ずることとしているが、県においては、本節第5に定める県の災害対策本部を継続するものとする。

(1) 原子力緊急事態宣言の発出、公示および解除

ア 原子力緊急事態宣言の発出および公示

内閣総理大臣は、原災法第15条第1項の規定に基づく事態が発生したときは、直ちに原子力緊急事態が発生した旨を発出するとともに次に掲げる事項の公示を行う。

(ア) 緊急事態応急対策を実施すべき区域

(イ) 原子力緊急事態の概要

(ウ) (ア)の区域内の居住者、滞在者その他の者および公私の団体に対し周知させるべき事項

イ 原子力緊急事態宣言の解除

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出した後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなると認めるときは、速やかに原子力緊急事態解除宣言を行う。

(2) 国の原子力災害対策本部の設置および廃止

ア 原子力災害対策本部の設置

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出したとき、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策を推進するため、内閣府に内閣総理大臣を本部長とする原子力

災害対策本部を設置する。

イ 原子力災害対策本部の所掌事務

原子力災害対策本部は、緊急事態応急対策実施区域内で各防災機関が実施する緊急事態応急対策の総合調整を行う。

ウ 原子力災害対策本部の廃止

原子力災害対策本部は、原子力緊急事態解除宣言を発出したときに廃止する。

(3) 国の原子力災害現地対策本部の設置

ア 原子力災害現地対策本部の設置

原子力災害対策本部に、緊急事態応急対策実施区域において当該原子力災害対策本部の一部を行う組織として原子力災害現地対策本部を設置する。

イ 原子力災害現地対策本部の設置場所

原子力災害現地対策本部は、現地原子力防災センターに設置する。

(4) 原子力災害合同対策協議会の設置および運営

ア 原子力災害合同対策協議会の目的

原子力緊急事態宣言があったとき、原子力災害現地対策本部ならびに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を所轄する県および市町の災害対策本部は、情報交換しそれぞれが実施する緊急事態応急対策について相互協力を行うために、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

イ 原子力災害合同対策協議会の設置場所

原子力災害合同対策協議会は、現地原子力防災センターに設置する。

ウ 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、現地原子力防災センターにおいて原子力災害対策合同協議会が組織されることとなった場合は、県は災害対策本部長または現地災害対策本部長、災害対策本部員およびその他の職員で災害対策本部長から委任を受けた者を出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

エ 原子力災害合同対策協議会の構成

(ア) 原子力災害現地対策本部長および原子力災害現地対策本部員その他の職員

(イ) 県の災害対策本部長または現地災害対策本部長および災害対策本部員その他の職員で県の災害対策本部長から委任を受けた者

(ウ) 当該市町の災害対策本部長または災害対策本部副本部長、災害対策本部員その他の職員で当該市町の災害対策本部長から委任を受けた者

(エ) 原子力災害合同対策協議会は、必要と認めるときは、協議して、指定公共機関、原子力事業者その他原子力緊急事態応急対策の実施に責任を有する者を加えることができる。

オ 原子力災害合同対策協議会の運営

原子力災害合同対策協議会の運営に関する事項については、国が作成する「オフサイトセンター運営要領」によるものとする。

第7 関係市町の動員配備体制

緊急時の場合に関係市町長は、関係市町地域防災計画（原子力防災編）の定めるところにより、災害対策本部等を設置するものとし、関係市町の災害対策本部等を設置したときは、県（災害対策本部長）をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

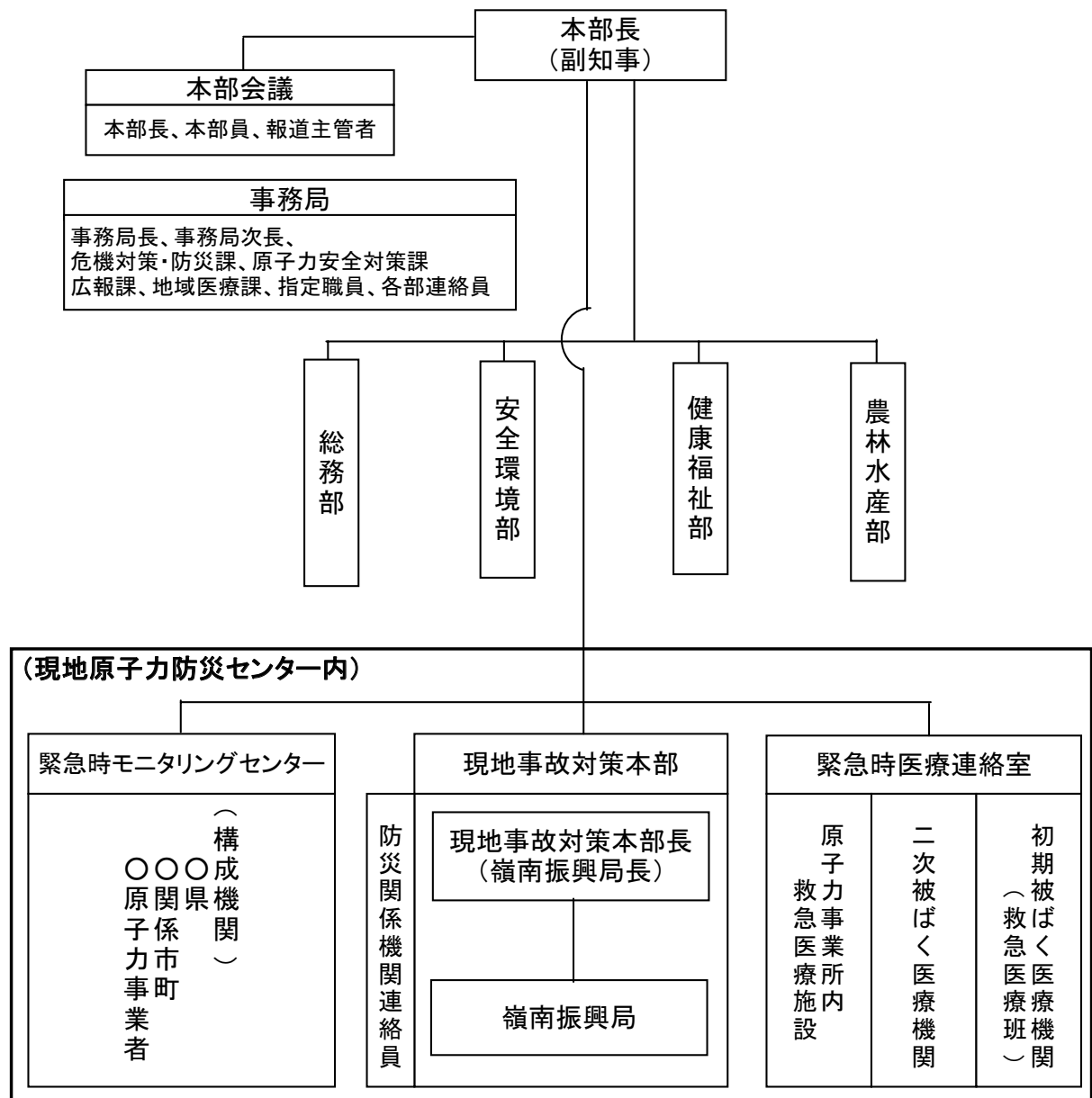
また、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センター内の原子力災害合同対策協議会のもとに設置される作業グループで、原子力事業所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・退避状況等の把握等の活動に従事するものとする。

第8 指定地方行政機関等の動員配備体制

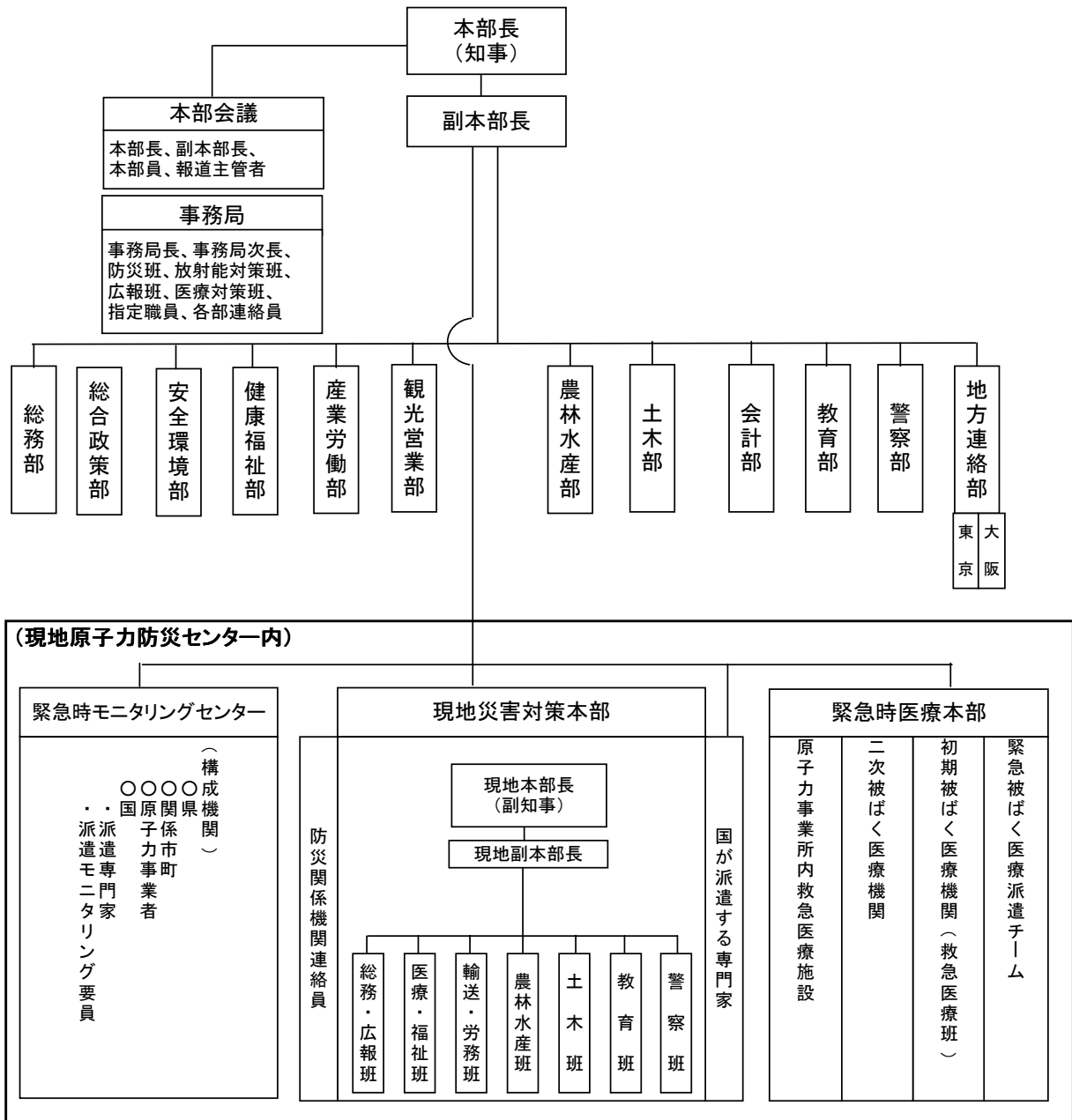
緊急時の場合に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令または防災業務計画、防災に関する計画に基づき、災害対策本部等を設置し、災害対策本部等を設置したときは、県（災害対策本部長）をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

また、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センター内の原子力災害合同対策協議会のもとに設置される作業グループで、原子力事業所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・退避状況等の把握等の活動に従事するものとする。

別図2 (本節第4(3)ケ関係)
福井県事故対策本部組織(概略)図



別図3 (本節第5(3)関係)
福井県災害対策本部組織(概略)図



第3節 緊急時モニタリング計画

第1 計画の方針

緊急時に、空間放射線量、大気中放射性ヨウ素濃度の測定結果、放射性物質または放射能の放出情報、気象情報等に基づき、住民が受ける可能性のある実効線量の予測を迅速に行い、屋内退避や飲料水、飲食物の摂取制限等、各種防護対策への必要な環境情報を的確に提供し、住民の安全確保を図る。

第2 動員配備の基準

緊急時モニタリングの動員配備の基準および人員等は、緊急時モニタリングセンター設置の有無に関わらず、別表1のとおりとする。

配備体制は、緊急時モニタリングセンター長（原子力環境監視センター所長、以下「センター長」という。）が、知事の命を受け決定するものとする。

別表1（本節第2関係）
緊急時モニタリング動員配備基準

配備レベル	配備体制	動員体制
【フェーズ0】 (1) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。）。 (2) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。）。 (3) その他、知事が警戒配備体制を決定したとき。	警戒配備	○県 ・原子力環境監視センター
【フェーズ1】 (1) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が事故対策本部の設置を必要と認めたとき。 (2) 原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの通報があったとき。 (3) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。）。 (4) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。）。 (5) その他、知事が事故対策本部の設置を必要と認めたとき。	第1配備 緊急時モニタリングセンター設置	○県 ・原子力環境監視センター ・緊急時モニタリング要員（詳細は別に定める） ○原子力事業者 ・関西電力㈱ ・日本原子力発電㈱ ・（独）日本原子力研究開発機構
【フェーズ2】 (1) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。 (2) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。 (3) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。）。 (4) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし誤信号や自然現象による場合を除く。）。 (5) その他、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。	第2配備 緊急時モニタリングセンター強化	上記に加え ○国からの派遣専門家 ○国からの派遣モニタリング要員 ○県外原子力事業者からの支援モニタリング要員（詳細は別に定める）
【フェーズ3】 (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。	第3配備 緊急時モニタリング	上記のとおり（詳細は別に定める）

第3 動員等の協力要請

(1) 県内関係機関等への動員等の協力要請

知事は、別表1の配備レベルに合わせ、県内原子力事業者に対し、モニタリング要員の派遣その他緊急時モニタリングの実施に関して必要な協力を要請するものとする。

(2) 国の専門家等の派遣要請

知事は、別表1の配備レベルに合わせ、本章第1節第6(1)に定める国の専門家等の派遣およびモニタリング機器を要請するとともに、受入体制を整えるものとする。

(3) 原子力防災専門官に対する協力要請

知事は、原子力緊急事態宣言が発出されたときは、原子力防災専門官と綿密な協議、調整を図り必要な協力を要請するものとする。

第4 緊急時モニタリングに対する協力要請等

(1) 関係市町に対する協力要請

知事は、関係市町に対し、必要に応じて緊急時モニタリングセンターへの職員の派遣およびその他緊急時モニタリングの実施に関して必要な協力を要請するものとする。

(2) 自衛隊に対する協力要請

知事は、自衛隊に対して、緊急時モニタリングに関する次の事項について、船舶およびヘリコプターの出動等、必要な協力を要請するものとする。

ア 空からのモニタリング（要請先：陸上自衛隊および航空自衛隊）

イ 海上モニタリング、海上サンプリング（要請先：海上自衛隊）

自衛隊の災害派遣要請の方法等については、本章第16節「自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする

(3) 敦賀海上保安部に対する協力要請

知事は、敦賀海上保安部に対して、海上モニタリング実施のため、船舶の出動等必要な協力を要請するものとする。

(4) 福井地方気象台等への協力要請

知事は、放射性物質の拡散予測を的確に実施するため、福井地方気象台および舞鶴海洋気象台（または京都地方気象台）に対し、気象情報の提供等、緊急時モニタリングの実施に関して必要な協力を要請するものとする。

第5 SPEED I ネットワークシステムおよびERS Sの稼働

国は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちにSPEED I ネットワークシステムを緊急時モードとして、放射能影響予測等を実施し、県、安全規制担当省庁等の端末に

転送するとともに、関係省庁の迅速な応急対策の実施に資するため、予測結果を関係省庁に伝達することとされている。

さらに、直ちにE R S Sを起動し、原子炉施設の状況等を把握するとともに、原子力事業者からの放出見通し等の状況を踏まえ、その後の状態変化について予測することとされている。

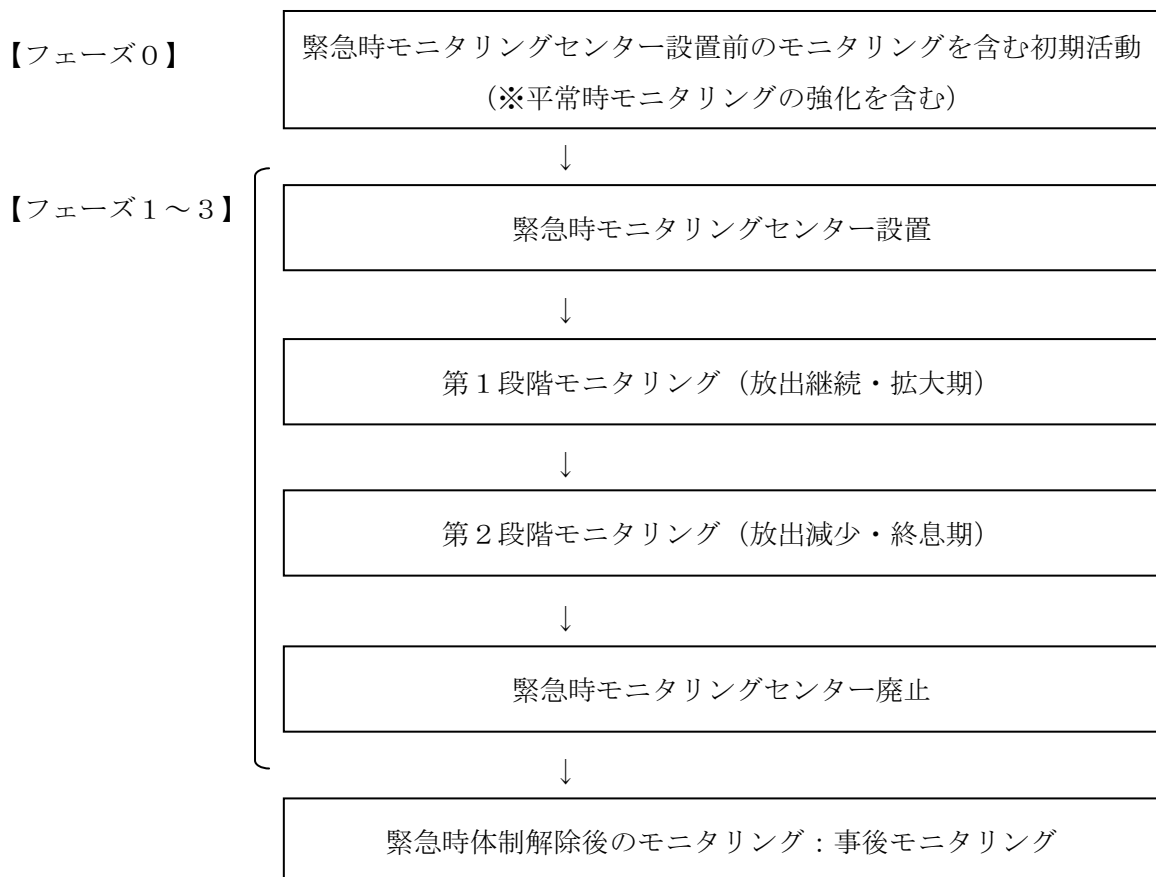
第6 緊急時モニタリングの実施

(1) 緊急時モニタリングのフロー

緊急時モニタリングは、事故による放射性物質の放出の状況等により、第1段階モニタリングおよび第2段階モニタリングに区分し、別図1のとおりとする。

別図1 (本節第6(1)関係)

緊急時モニタリング実施フロー



(2) 初期活動

空間線量率等連続観測局 (モニタリングステーション、モニタリングポスト) 等の監視強化、モニタリングカーによる測定を開始するとともに、第1段階モニタリング

活動を準備するために関係機関と連絡体制の強化や資機材の準備等を行うものとする。

(3) 第1段階モニタリング

放出が継続または増大傾向にあり、円滑な防護対策の決定に資するために迅速な予測線量の推定が求められる段階におけるモニタリングである。

したがって、災害対策本部等への迅速な情報の提供を前提とし、

ア 実効線量の予測

イ 放出された放射性物質の影響範囲の推定および確認を行うことを目的とし、

ウ 空間放射線量率、大気中および飲食物中の放射性ヨウ素濃度の測定

エ 最大値出現予想地点付近を中心とした事故発生発電所から比較的近い地域のモニタリング

オ SPEEDIネットワークシステム予測計算結果の活用

等の活動を行うものとする。

(4) 第2段階モニタリング

事故状態の予測が確実になり、かつ放出が減少または終息した段階になった場合に、住民が実際に被ばくしたと考えられる実効線量を評価し、併せて環境に放出された放射性物質の蓄積状況等を広範かつ全体的に把握する目的で実施するモニタリングである。

なお、第1段階から第2段階への移行の放射性物質の放出面の条件は、災害（緊急時）状況の予測が確実になり、かつ放射性物質の放出率が明らかに減少し続けるとき、または放射性物質等の放出が継続しないような状況とする。

したがって、事故影響について広範囲かつ正確な全体的状況の把握を前提とし、

ア 住民が受けた実効線量の正確な評価および確認

イ 放出された放射性物質の蓄積状況等全体的状況の把握

を行うことを目的とし、

ウ 積算線量および空間線量率の測定

エ 平常時モニタリングで対象としている試料を含む多種類の環境試料中の放射性物質の濃度の測定

オ 外部被ばく実効線量、甲状腺の等価線量および内部被ばく線量の評価

等の活動を行う。

(5) 特定事象発生 of 通報を受けた場合の対応

県（センター長）は、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合、緊急時モニタリングセンターを強化し、その結果を取りまとめ、原子力発電所の安全規制担当省庁、関係省庁事故対策連絡会議および現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。

(6) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

県（センター長）は、既に強化している緊急時モニタリングセンターの実施を拡大

し、関係機関からの情報を含めた緊急時モニタリング結果をとりまとめ、現地原子力防災センターの作業グループで業務を行う職員に対し連絡するものとする。

第7 緊急時モニタリングの基本的事項

(1) 全体的事項

- ア 通報連絡体制、要員の指名および交代、装備、運搬手段等について、実践的な体制を確保する。
- イ 第1段階モニタリングは、事故発生発電所から概ね10km以内を重点地域とする。また、第2段階モニタリングの範囲は、第1段階モニタリングの範囲より広い地域とする。
- ウ 実効線量の予測は、安全側に行う。
- エ 空間放射線量率の測定は、固定観測局、可搬型モニタリングポストおよびモニタリングカーを用いた連続測定を原則とする。
- オ 大気中放射性ヨウ素の測定は、固定ダストモニタ、モニタリングカーおよび可搬型ヨウ素サンプラを用いた連続測定を原則とする。
- カ 環境試料中の放射性物質濃度測定は、ゲルマニウム検出器による核種分析を原則とする。ただし、第1段階モニタリングでは、現地でサーベイメータによる簡易測定（スクリーニング）を原則として実施する。

(2) 状況変化に伴う対応措置

- ア 大気中放射性ヨウ素測定で放射性ヨウ素が検出された以降、飲料水、野菜類、果実類、穀類、特用林産物、畜産物等の環境試料のモニタリングを本格的に実施する。
- イ コンクリート屋内退避等の防護措置が実施された場合は、当該退避施設におけるモニタリングを実施する。
- ウ 10km以遠の地域であっても、実効線量が1ミリシーベルトを超えるおそれがあると予測される場合には、モニタリング範囲を拡大する。

第8 緊急時モニタリングセンターの組織・運営等

その他の緊急時モニタリングセンターの組織・運営等については、「福井県（原子力）災害対策本部運営要領」、および「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」によるものとする。

第4節 広報計画

第1 計画の方針

原子力災害は、放射性物質または放射線による影響が五感に感じられないことなどの特殊性を有していることから、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を防止し、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する情報提供、広報などを迅速かつ的確に実施する。

第2 広報の留意事項

- (1) 原子力災害は、地震等の自然災害と異なり、既存の情報伝達手段が破壊されることは考えにくいことから、同報系の防災行政無線、テレビ、ラジオ等を有効に活用するものとする。
- (2) 情報提供に当たっては、緊急時の住民の動揺や混乱を防止するため、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備するなど、できるだけ住民が理解しやすく、誤解を招かないよう、繰り返し広報するものとする。
- (3) 県、国、関係市町その他防災関係機関が連携し、情報の一元化を図る体制をとるとともに、情報の空白時間を生じさせないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

第3 県の広報体制

- (1) 県は、緊急時に該当する場合、直ちに必要な事項について記者発表および広報を行うものとする。
- (2) 事故対策本部および災害対策本部設置時には県庁6階大会議室に、また、現地災害対策本部設置時には現地原子力防災センターに記者発表室を設置し、報道機関等に対応するものとする。

ただし、国の現地事故対策連絡会議の設置後、現地原子力防災センターにおいては、国の広報責任者が報道機関の対応に当たることとされているが、県および関係市町は、現地災害対策本部の報道管理者が国の記者会見に同席し、県や関係市町の対応や住民対応など必要な情報を提供するものとする。

- (3) 県は、報道機関を通じ、県民に対して防護対策に係る必要な情報、注意事項、県の対策等を周知徹底するものとする。
- (4) 報道管理者は、報道機関への広報について、特に状況の変化がない以外、時間を設定して行うものとするが、災害状況の変化等があった場合はその都度対応するものとする。

また、この場合において、報道主管者は、必要に応じて事故対策本部または災害対策本部の各部各班の担当者を同席させることができる。

- (5) 知事は、別表 1 に掲げる報道機関との「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県民への広報について要請するものとする。

別表 1 (本節第 3 (5) 関係)
放送要請先

機関名	郵便番号	所在地	電話番号	連絡窓口
日本放送協会 福井放送局	910 -8680	福井市 宝永 3-3-5	福井(0776)28-8873 28-8850 (代表)	放送部
福井放送 株式会社	910 -8588	福井市 大和田町 37-1-1	福井(0776)57-7802 57-1000(代表・夜間)	報道部
福井テレビジョン 放送株式会社	918 -8688	福井市 問屋町 3-410	福井(0776)21-2234 21-2233 (代表) 21-2239 (夜間)	報道部
福井エフエム 放送株式会社	910 -8553	福井市 御幸町 1-1-1	福井(0776)21-2100 (代表)	業務部
福井県ケーブル テレビ協議会 ※要請は、協議会 の会員に直接連絡	910 -0857	福井市 豊島 1-3-1 福井ケーブルテレビ 株式会社内	福井(0776)20-3377 (代表)	事務局
敦賀FM放送 株式会社	914 -0051	敦賀市 本町 2-12-3	敦賀(0770)23-3370 (代表)	

- (6) 県は、放射性物質または放射線による人体への影響等を考慮し、報道機関に対して原子力災害が発生した原子力事業所での取材制限の措置をとることができるものとする。

なお、この措置をとった場合には、現地原子力防災センターでの記者発表に原子力事業者の同席を得るなどの対応を図るものとする。

- (7) 県は、原則として、事故対策本部、災害対策本部および現地原子力防災センターへの報道機関の入室を制限するものとする。

ただし、あらかじめ定めた場所についてはこの限りでない。

- (8) 県は、関係市町に対し、県防災行政無線等を活用し、広報の実施に必要な情報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。

- (9) 県は、関係市町を除く県内全市町に対し、県防災行政無線等を活用し、報道機関へ発表した内容、防災対策の必要性の有無等を迅速かつ的確に伝達するものとする。

- (10) 県は、地元漁業協同組合の協力を得て、漁業無線等を利用して海上の沿岸小型漁船

に必要な情報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。

- (11) 県は、写真、VTR、携帯型映像伝送装置等を活用した情報収集を行うため、必要に応じ職員を現地に派遣するものとする。

第4 県が行う広報事項

県は、以下に示す段階ごとに県民への広報を迅速かつ的確に実施する。ただし、全国への情報提供は、国と連携して行うものとする。

- (1) 警戒配備体制を決定したとき

通常の原子力事業所事故時の広報と同様とするが、特に環境への影響がない事実を併せて広報するものとする。

- (2) 事故対策本部を設置したとき

<広報事項>

ア 県からの緊急広報であること

イ 県および関係市町に事故対策本部を設置したこと

ウ 原子力災害が発生した原子力事業所の名称およびその場所

エ 事故の状況

オ 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響

カ 原子力災害が発生した原子力事業所の対応状況

キ 県、関係市町その他防災関係機関の対応状況

ク 住民および一時滞在者のとるべき措置

ケ 相談窓口の設置場所および問合せ先

コ その他必要事項

- (3) 災害対策本部を設置したとき

<広報事項>

上記(2)に掲げる広報事項に準じるものとする。

- (4) 原子力緊急事態宣言が発出されたとき

原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて広報内容を十分内容を確認した上で、広報活動を行うものとする。

<広報事項>

上記(2)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。

ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したこと

イ 国の原子力災害対策本部および原子力災害現地対策本部が設置されたこと

- (5) 住民等の退避等を要する区域（以下「防護対策区域」という）を決定したとき

<広報事項>

上記(2)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。

- ア 決定した防護対策の内容
- イ 防護対策区域の範囲および地名
- ウ 防護対策区域およびその周辺の交通規制の内容
- エ 安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項

第5 関係市町が行う広報事項

関係市町は、県等からの指示に従い、CATV、同報系の防災行政無線、広報車等を活用し、以下に示す段階ごとに住民への広報を的確に行うものとする。

(1) 警戒配備体制を決定したとき

関係市町の独自の手段・方法により広報を行うものとするが、特に環境への影響がない事実を併せて広報するものとする。

(2) 事故対策本部を設置したとき

<広報事項>

- ア 関係市町からの緊急広報であること
- イ 関係市町および県に事故対策本部を設置したこと
- ウ 原子力災害が発生した原子力事業所の名称およびその場所
- エ 事故の状況
- オ 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響
- カ 原子力災害が発生した原子力事業所の対応状況
- キ 関係市町、県その他防災関係機関の対応状況
- ク 住民および一時滞在者のとるべき措置
- ケ 相談窓口の設置場所および問合せ先
- コ その他必要事項

(3) 災害対策本部を設置したとき

<広報事項>

上記(2)に掲げる広報事項に準じるものとする。

なお、関係市町は、災害対策本部を設置したときは、原子力事業所の周辺地区に情報発信拠点として現地防災情報センターを開設し、必要な職員を派遣するとともに、県、県警察、関係消防本部、原子力事業者と緊密な連携をとり、協力して住民に対し迅速かつ的確な情報提供を行うものとする。

(4) 原子力緊急事態宣言が発出されたとき

原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて広報内容を十分確認した上で、広報活動を行うものとする。

<広報事項>

上記(2)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。

ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したこと

イ 国の原子力災害対策本部および原子力災害現地対策本部が設置されたこと

(5) 防護対策区域を決定した指示があった場合

<広報事項>

上記(2)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。

ア 決定した防護対策の内容

イ 防護対策区域の範囲および具体的な設定地域の内容

ウ 防護対策区域およびその周辺の交通規制の内容

エ 安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項

なお、防護対策区域を決定した指示があった場合以後については、退避等施設内に対しても同様の事項を広報するものとする。

第6 敦賀海上保安部が行う広報

敦賀海上保安部は、県と緊密な連携を図り、船舶無線、巡視船艇等により、船舶に対し必要事項を広報するものとする。

また、必要に応じて、福井県無線漁業協同組合に若狭湾漁業地域情報システム（マリソーン）を活用した情報伝達の要請を行うものとする。

第7 指定地方行政機関等が行う広報

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの広報計画に基づき広報を実施するものとする。

また、重要な事項の広報については、事前に県、関係市町および防災関係機関に連絡するものとする。

第8 資料の保存

県、関係市町その他防災関係機関は、収集または取材した資料、写真等を整理・保存するものとする。

第9 相談窓口の開設

県は、事故対策本部を設置したときは、住民や企業等からの相談、問い合わせ等に対応するための相談窓口を県民サービス室、嶺南振興局等に開設するものとする。

また、問い合わせの対応に当たり、相談者のニーズを見極め情報を収集し整理を行うものとする。

第10 災害情報インターネット通信システムの活用

県および関係市町は、災害情報インターネットシステムを活用し、退避者等の安否情報、災害情報等を迅速に収集するとともに、県民、防災関係機関等に対して的確な情報を提供するものとする。

第11 災害時要援護者に対する配慮事項

災害時要援護者に対する配慮事項については、本章第12節「災害時要援護者応急対策計画」によるものとする。

第5節 退避および避難計画

第1 計画の方針

住民の生命および身体を原子力災害から保護することが重要であることから、退避等に関する指標、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図る。

第2 退避等に関する指標

「防災指針」は、屋内退避および避難等に関する指標を別表1のとおり定めている。

県では、これに基づいて退避等を実施することとし、地域の特性を考慮した効果的な防護対策を実施するため、次に掲げる別表2「福井県における原子力災害時の退避・避難のための初期活動開始指標」により退避等の準備を開始するものとする。

別表1（本節第2関係）

屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

- (注) 1 予測線量は、災害対策本部において算定し、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示が行われる。
- 2 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
- 3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

(出典：「防災指針」第5章5-3 表2)

県（災害対策本部長）は、緊急時モニタリングの結果等を分析して得た予測線量が別表2に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、直ちに、国、原子力防災専門官、国の専門家等と協議して、退避等措置の実施について準備を開始することとし、退避等が必要となった場合には、防護対策区域を決定するとともに、同区域の住民に対し、退避等の措置を行うよう関係市町長に指示するものとする。

また、退避等の防護対策は、指標を厳格に運用するのではなく、季節による人口分布の変動等も勘案して柔軟に対応するものとする。

なお、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、県（災害対策本部長）は、内閣総理大臣の指示に従い、関係市町（災害対策本部長）に対し、住民等に対する退避等のための立ち退きの勧告または指示の連絡、確認等、必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

ただし、この場合においても、別表2に基づき初期活動を開始するものとする。

別表2（本節第2関係）

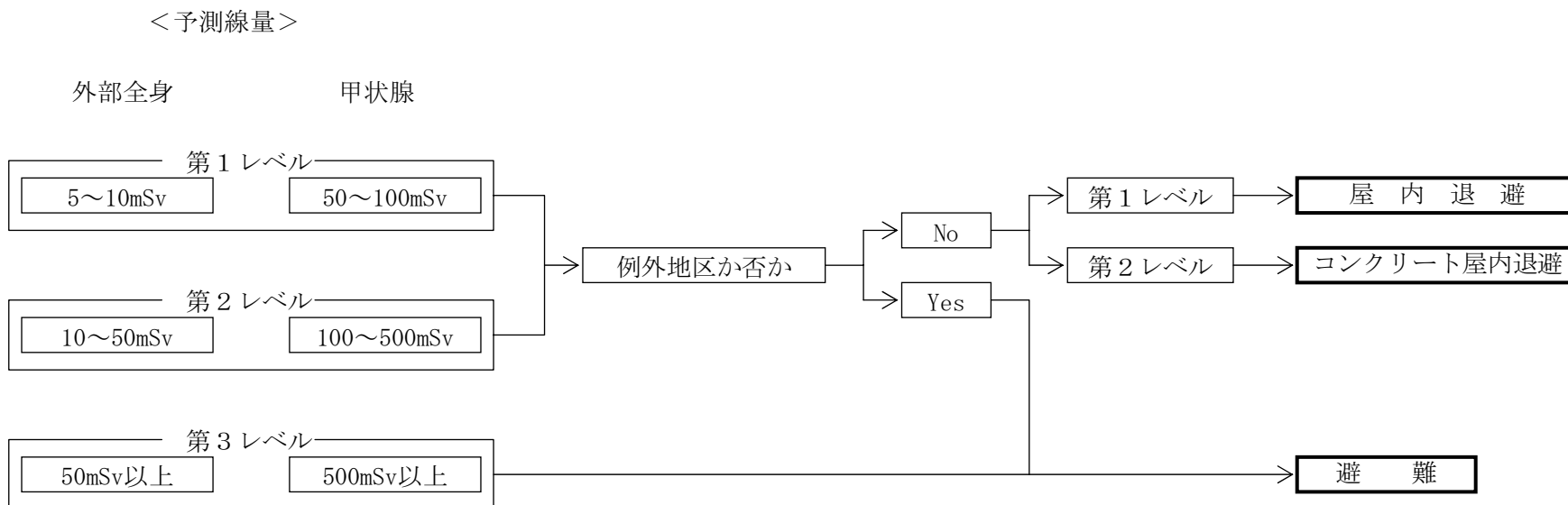
福井県における原子力災害時の退避・避難のための初期活動開始指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量	
《第1レベル》		住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。
5～10	50～100	
《第2レベル》		住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避すること。 その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。
10～50	100～500	
《第3レベル》		住民は、指示に従い、予測線量が第1レベルに達しない場所まで、避難すること。
50以上	500以上	

(注) 1 外部被ばくによる実効線量および放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

2 初期活動開始に係る基本フローについては、別図1「退避等のための初期活動開始基本フロー図」による。

別図1 (本節第2関係)
 退避等のための初期活動開始基本フロー図



第3 退避等の例外的措置

退避等の例外的措置として、避難路が事故を発生した原子力事業所の前を通過している地区については、予測線量が第1レベル以上になると予測される場合は、事前に第1レベルの予測線量に達しない場所まで避難を行うものとする。

第4 退避等の措置の実施主体

住民の退避等の措置を講ずるに当たっては、関係市町（災害対策本部長）だけでなく県（災害対策本部長）、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施するものとする。

関係市町（災害対策本部長）は、県（災害対策本部長）より退避等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、住民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示を行うものとする。

第5 退避等の勧告・指示等の実効を上げるための措置

県（災害対策本部長）は、関係市町長（災害対策本部長）が退避等を勧告または指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告または指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関に要請するものとする。

第6 飲料水、飲食物および生活必需品の供給

県（災害対策本部長）は、関係市町から、退避等施設において必要となる飲料水、飲食物および生活必需品の調達等への協力要請を受けた場合、または状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給および給与または貸与、また、あらかじめ協定を締結している業界団体等に対し物資の調達要請等を行うものとする。

第7 屋内退避

(1) 県（災害対策本部長）がとる措置

ア 県（災害対策本部長）から関係市町（災害対策本部長）への指示

県（災害対策本部長）は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において内閣総理大臣の指示に従い、または独自の判断により屋内退避を決定したときは、直ちに関係市町（災害対策本部長）、屋内退避区域に所在する県所管の学校、社会福祉施設等の長に、屋内退避措置に必要な次の事項を指示するものとする。

(ア) 県災害対策本部からの緊急通報であること。

(イ) 事故の概要

(ウ) 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響

(エ) 応急対策の状況および今後とるべき措置

- (オ) 屋内退避措置をとることおよび対象地区
- (カ) 屋内退避に当たっての注意事項（窓を閉め気密性に配慮など）
- (キ) 飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項
- (ク) その他必要事項

イ 防災関係機関への通報および要請

県（災害対策本部長）は、上記アの指示をしたときは、県警察、関係消防本部、敦賀海上保安部、報道機関その他防災関係機関に通報するとともに協力を要請するものとする。

(2) 関係市町（災害対策本部長）がとる措置

関係市町（災害対策本部長）は、上記(1)アの指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に従って、速やかに住民、屋内退避区域に所在する関係市町所管の学校、社会福祉施設等の長に屋内退避を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達するものとする。

ア 関係市町災害対策本部からの緊急通報であること

イ 事故の概要

ウ 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響

エ 応急対策の状況および今後とるべき措置

オ 屋内退避措置をとることおよび対象地区

カ 屋内退避に当たっての注意事項（窓を閉め気密性に配慮など）

キ 飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項

ク その他必要事項

(3) 学校、社会福祉施設等の長がとる措置

学校、社会福祉施設等の長は、県（災害対策本部長）および関係市町（災害対策本部長）の指示等に基づき、児童生徒、入所者等を迅速かつ適切に屋内退避させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用し、県（災害対策本部長）および関係市町（災害対策本部）と連携を図り、保護者等へ連絡するものとする。

第8 コンクリート屋内退避

(1) 県（災害対策本部長）がとる措置

ア 県（災害対策本部長）は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において内閣総理大臣の指示に従い、または独自の判断によりコンクリート屋内退避を決定したときは、直ちに関係市町（災害対策本部長）、コンクリート屋内退避区域に所在する県所管の学校、社会福祉施設等の長に、コンクリート屋内退避措置に必要な次の事項を指示するものとする。

(ア) 県災害対策本部からの緊急通報であること

- (イ) 事故の概要
- (ロ) 放射性物質または放射線の放出状況および今後の予測および環境への影響
- (エ) 応急対策の状況および今後とるべき措置
- (オ) コンクリート屋内退避の措置をとることおよび対象地区
- (カ) 退避に当たっての注意事項（携行品、外へ出るときの注意など）
- (キ) 安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項
- (ク) その他必要事項

イ 防災関係機関への通報および要請

県（災害対策本部長）は、上記アの指示をしたときは、県警察、関係消防本部、敦賀海上保安部、報道機関その他防災関係機関に通報するとともに協力を要請するものとする。

また、公共輸送機関および自衛隊等に対して、バス等の確保を要請するものとする。

(2) 関係市町（災害対策本部長）がとるべき措置

ア 退避所の開設および退避路の決定

関係市町（災害対策本部長）は、上記(1)アの指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に基づき退避所を開設するとともに退避路を決定するものとする。

イ 関係市町（災害対策本部長）から住民への指示・伝達

関係市町（災害対策本部長）は、上記(1)アの指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に従って、速やかに住民、コンクリート屋内退避区域に所在する関係市町所管の学校、社会福祉施設等の長にコンクリート屋内退避を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達するものとする。

(ア) 関係市町災害対策本部からの緊急通報であること

- (イ) 事故の概要
- (ロ) 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響
- (エ) 応急対策の状況および今後とるべき措置
- (オ) コンクリート屋内退避の対象地区
- (カ) 退避場所および退避経路
- (キ) 輸送手段等、退避の具体的な手順
- (ク) 退避に当たっての注意事項（携行品、外へ出るときの注意など）
- (ケ) 安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項
- (コ) その他必要事項

ウ 防災関係機関との協力

関係市町（災害対策本部長）は、県警察、関係消防本部、敦賀海上保安部その他

防災関係機関と緊密な連携をとり、協力して退避等の措置を実施するものとする。
また、実施に当たっては、退避誘導責任者を定めておくものとする。

エ 退避所への退避方法

コンクリート屋内退避は、基本的には退避所まで徒歩で移動するものとするが、関係市町（災害対策本部長）は、退避の措置を実施するに当たり、自力で退避のできない者、すでに被ばくしていることが予想される者等の救出に特に留意するものとする。

また、被ばくしていることが予想される者については、関係消防本部に対して救護所等への輸送を依頼するとともに、緊急時医療本部にその旨を連絡するものとする。

オ 退避所責任者の派遣

関係市町（災害対策本部長）は、退避の措置をとったときは、直ちに各退避所にあらかじめ定めた職員を派遣し、退避者の把握、物資の供与、衛生、火気取締り、関係方面との連絡等に当たらせるものとする。

カ 退避所の運営

退避所責任者は、自主防災組織や住民の協力を得て退避所の運営を行うものとする。

また、退避所に備蓄されている飲料水、飲食物等は、汚染状況が判明するまで使用しないものとする。

キ 退避措置の実施状況の把握

関係市町（災害対策本部長）は、退避誘導責任者、退避所責任者等を通じて、退避した住民の被災地住民登録を行うとともに、県その他防災関係機関と協力し戸別訪問を行う等、退避措置の実施状況を把握するものとする。

ク 退避所におけるインターネットの活用

関係市町（災害対策本部長）は、県が整備した災害情報インターネット通信システムを活用し、退避所における安否情報、緊急に必要とする飲料水、飲食物および生活必需品の調達要望情報、災害情報など、退避所運営に必要な情報を、退避所、市町および県との間を相互で伝達することにより、退避所の円滑な運営を図るものとする。

(3) 学校、社会福祉施設等の長がとる措置

学校、社会福祉施設等の長は、県（災害対策本部長）および関係市町（災害対策本部長）の指示等に基づく退避誘導責任者の誘導に従い、児童生徒、入所者等を迅速かつ適切にコンクリート屋内退避させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用し、県（災害対策本部長）および関係市町（災害対策本部長）と連携を図り、保護者等へ連絡するものとする。

(4) 救護所の設置

県（災害対策本部長）は、退避所の救護所設置について関係市町（災害対策本部長）に協力を依頼するものとする。

第9 避 難

(1) 県（災害対策本部長）がとる措置

ア 県（災害対策本部長）は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において内閣総理大臣の指示に従い、または独自の判断により避難を決定したときは、直ちに関係市町（災害対策本部長）、避難区域に所在する県所管の学校、社会福祉施設等の長に、避難措置に必要な次の事項を指示するものとする。

(イ) 県災害対策本部からの緊急通報であること

(ロ) 事故の概要

(ハ) 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響

(ニ) 応急対策の状況および今後とるべき措置

(ホ) 避難の措置をとることおよび対象地区

(ヘ) 集合場所、避難所および避難経路

(ニ) 輸送手段等、避難の具体的な手順

(ホ) 避難に当たっての注意事項

(ケ) 安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項

(コ) その他必要事項

イ 防災関係機関への通報および要請

県（災害対策本部長）は、上記アの指示をしたときは、県警察、関係消防本部、敦賀海上保安部、報道機関その他防災関係機関に通報するとともに協力を要請するものとする。

また、公共輸送機関および自衛隊等に対して、バス等による輸送を要請するものとする。

(2) 関係市町（災害対策本部長）がとるべき措置

ア 避難所の開設および避難路の決定

関係市町（災害対策本部長）は、上記(1)アの指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に基づき避難所を開設するとともに避難路を決定するものとする。

イ 関係市町（災害対策本部長）から住民への指示・伝達

関係市町（災害対策本部長）は、上記(1)アの指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に従って、速やかに住民、避難区域に所在する関係市町所管の学校、社会福祉施設等の長に避難を指示し、原則として次に掲げる事項について

伝達するものとする。

(7) 関係市町災害対策本部からの緊急通報であること

(イ) 事故の概要

(ウ) 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響

(エ) 講じている対策および今後とるべき措置

(オ) 避難の対象地区

(カ) 集合場所、避難所および避難経路

(キ) 輸送手段等、避難の具体的な手順

(ク) 避難にあたっての注意事項

(ケ) 安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項

(コ) その他必要事項

ウ 防災関係機関との協力

関係市町（災害対策本部長）は、県警察、関係消防本部、敦賀海上保安部その他防災関係機関と緊密な連携をとり、協力して避難の措置を実施するものとする。また、実施に当たっては、避難誘導責任者を定めておくものとする。

エ 避難所への避難方法

対象住民等の避難は、原則として公共輸送機関、自衛隊等により避難所まで輸送するものとするが、関係市町（災害対策本部長）は、状況に応じ、自家用車での移動が可能であると認められる場合には、住民等に対し自家用車での移動を指示し、交通誘導整理を行っている警察官等の指示に必ず従うよう周知するものとする。

避難を実施するに当たり、自力で避難のできない者、すでに被ばくしていることが予想される者等の救出に特に留意し、関係消防本部に対して災害拠点病院等への輸送を依頼するとともに、県（災害対策本部長）にその旨を連絡するものとする。

また、陸上輸送ですべての避難者の輸送が困難である場合は、自衛隊のヘリコプターおよび敦賀海上保安部の船舶等による輸送を県に対して要請するものとする。

オ 避難所責任者の派遣

関係市町（災害対策本部長）は、避難の措置をとったときは、直ちに各避難所にあらかじめ定めた職員を派遣し、避難者の把握、物資の供与、衛生、火気取締りおよび関係方面との連絡等に当たらせるものとする。

カ 避難所の運営

避難所責任者は、自主防災組織や住民の協力を得て避難所の運営を行うものとする。

キ 避難措置の実施状況の把握

関係市町（災害対策本部長）は、避難誘導責任者、避難所責任者等を通じて、避難した住民の被災地住民登録を行うとともに、県その他防災関係機関と協力し戸別

訪問を行う等、避難措置の実施状況を把握するものとする。

ク 避難所におけるインターネットの活用

関係市町（災害対策本部長）は、県が整備した災害情報インターネット通信システムを活用し、避難所における安否情報、緊急に必要とする飲料水、飲食物および生活必需品の調達要望情報、災害情報など、避難所運営に必要な情報を、避難所、市町および県との間を相互で伝達することにより、避難所の円滑な運営を図るものとする。

(3) 学校、社会福祉施設等の長がとる措置

学校、社会福祉施設等の長は、県（災害対策本部長）および関係市町（災害対策本部長）の指示等に基づく避難誘導責任者の誘導に従い、児童生徒、入所者等を迅速かつ適切に避難させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用し、県（災害対策本部長）および関係市町（災害対策本部長）と連携を図り、保護者等へ連絡するものとする。

(4) 救護所の設置

県（災害対策本部長）は、避難所の救護所設置について関係市町（災害対策本部長）に協力を要請するものとする。

(5) 受入先の市町長のとるべき措置

避難地区を包括する市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合、県（災害対策本部長）から災害対策基本法第72条第1項の規定に基づく指示を受けた受入先の市町は、避難所の提供、避難者の輸送等、必要な協力活動を、避難地区を包括する市町（災害対策本部長）および県（災害対策本部長）との緊密な連携のもとに行う。

なお、この場合、県は受入先の市町長と協議のうえ、避難地区を包括する市町（災害対策本部長）に対し、避難所となる施設を示すものとする。

第10 災害時要援護者に対する配慮事項

災害時要援護者に対する配慮事項については、本章第12節「災害時要援護者応急対策計画」によるものとする。

第6節 警備および交通対策計画

第1 計画の方針

原子力災害が発生した場合には、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、住民の生命、身体および財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を行う。

第2 警戒区域の設定等

(1) 関係市町（災害対策本部長）は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができることとされているが、県（災害対策本部長）は、災害応急措置が円滑かつ的確に行われるようにするため特に必要があると認められる場合は、同法第72条第1項の規定に基づき、関係市町（災害対策本部長）に当該区域の設定を指示するものとする。

(2) 県（災害対策本部長）は、関係市町（災害対策本部長）が避難を勧告または指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告または指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう県警察本部長および敦賀海上保安部長に要請するものとする。

(3) 県（災害対策本部長）は、警戒区域およびその周辺（海上を含む。）における治安の確保について、県警察本部長および敦賀海上保安部長と協議し、万全を期すものとする。

特に避難のための立ち退きの勧告または指示等を行った地域については、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。

第3 災害警備対策

(1) 県警察の措置

県警察は、原子力災害が発生した場合には、「福井県警察原子力災害警備計画」に基づき、被害拡大の防止のため、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 敦賀海上保安部の措置

敦賀海上保安部は海上保安庁防災業務計画に基づき防災業務の総合的かつ計画的な実施を図るものとする。

ア 対策本部の設置

原子力災害が発生した場合、海上保安庁長官または第八管区海上保安本部長は、別に定めるところにより対策本部を設置するものとする。

イ 応急対策

上記アにより設置した対策本部は、次の応急対策を行うものとする。

- (ア) 通信の確保
- (イ) 警報等の伝達
- (ウ) 情報の収集
- (エ) 海難救助等
- (オ) 海上交通安全の確保
- (カ) 治安の維持
- (キ) 物資の収容、保管等
- (ク) 広報の実施
- (ケ) 船舶の交通制限または禁止

第4 交通規制対策

原子力災害発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行路等を確保するものとする。

(1) 通行支障箇所の通報連絡

道路管理者は、その管理に属する道路橋りょう等の通行支障箇所について、必要に応じ関係警察署長その他防災関係機関に通報または連絡するものとする。

(2) 交通規制措置

ア 交通規制の実施および緊急交通路の指定

県警察は、緊急時において、災害発生後の警戒区域への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両の通行を確保するため、「福井県警察原子力災害警備計画」に基づき交通規制を実施するものとする。

また、中部管区警察局等の調整のもとに、隣接および近接各府県の相互協力による交通規制を実施するものとする。

なお、必要に応じて「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」に基づき、社団法人福井県警備業協会に対して、交通誘導の実施等の協力を要請するものとする。

イ 規制区間における関係消防本部、自衛隊等の措置命令等

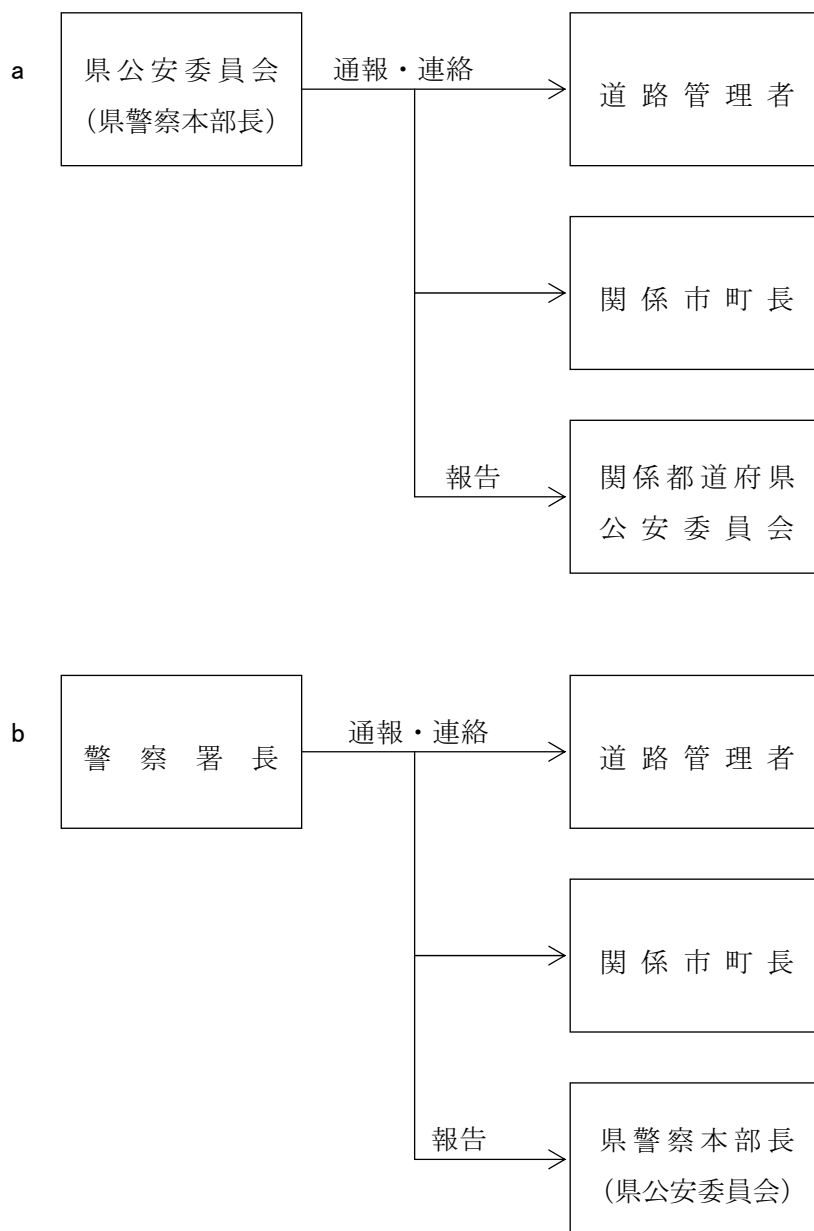
通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3第3項の規定に基づき、車両その他の物件の移動等必要な措置命令を行うことができるものとする。

また、消防吏員は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同法第76条の3第4項の規定に基づき、同様の措置を行うことができるものとする。

なお、自衛官および消防吏員がこの措置を行ったときには、直ちに、当該命令をし、または措置をとった場所を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

ウ 規制情報の連絡および周知

(7) 関係機関への連絡等



(イ) 一般住民への周知

県公安委員会および警察署長は、上記アの交通規制を行う場合、一般住民への周知を図るため報道機関に協力を要請するほか、日本道路交通情報センターおよび交通情報板等を通じ、規制の区域、区間、迂回路等を広報するものとする。また、立看板、案内図等を掲示し、交通規制の内容について周知するものとする。

緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する場合は災害対策基本法施行規則第5条の規定に基づく標示を設置するものとする。

(3) 緊急通行車両の確認等

ア 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項の規定に基づく緊急自動車および原災法第26条第1項の規定に基づく緊急事態応急対策の円滑かつ的確な実施のため、その通行を確保することが必要として災害対策基本法施行令第32条の2第2号の規定に基づく車両とする。

イ 緊急通行車両標章および証明書の交付

県（災害対策本部長）または県公安委員会は、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づき、上記アの車両の使用者等の申請により、当該車両が災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を行うものとする。

確認された場合は、当該車両の使用者等に対し、災害対策基本法施行規則第6条の規定に基づく標章および証明書を交付するものとする。

この場合、県が所有するものおよび県（災害対策本部長）が調達した緊急通行車両については県（災害対策本部長）が行い、市町等公共的団体およびその他の者が所有するものについては県公安委員会が行うものとする。

ただし、県公安委員会が行う緊急通行車両の事前届出制度により、あらかじめ災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両については届出を行い、緊急通行車両としての指定を受けることができる。

(4) 道路管理者の措置

道路管理者は、その管理に属する道路橋りょうに被害が生じた場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、県警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、または制限するものとする。

(5) 海上交通規制措置

敦賀海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ船舶の交通を制限し、または禁止するものとする。

第5 立入制限措置

(1) 県（災害対策本部長）の措置

県（災害対策本部長）は、関係市町（災害対策本部長）に対し、設定した警戒区域に応急対策に従事する者以外の立入を制限するよう指示するとともに、県警察本部長および敦賀海上保安部長に協力を要請する。

県（災害対策本部長）は、立入制限を決定したときは、報道機関に協力を要請し、住民等に対して警戒区域の周知を図る。

(2) 関係市町（災害対策本部長）の措置

関係市町（災害対策本部長）は、関係警察署長および敦賀海上保安部長と協力し、

警戒区域への立入制限を実施するとともに、CATV、同報系の防災行政無線、広報車等あらゆる方法を使用し、住民に対して警戒区域の周知を図るものとする。

(3) 敦賀海上保安部長の措置

敦賀海上保安部長は、海上に放射性物質の影響が及んだとき、または及ぶおそれのある場合、通行船舶に対し航行制限、航泊禁止等の措置を講じるとともに、巡視船艇等により通行船舶等に対して周知を図るものとする。

第6 飛行規制措置

(1) 県の措置

県は、緊急時において、空中に放射性物質の影響が及んだとき、または及ぶおそれのあるとき、あるいは緊急時モニタリング活動等の災害応急対策に従事するヘリコプター等に支障が生じると認められる場合等は、国に飛行規制を要請するものとする。

(2) 国の措置

国は、県の要請を受け、緊急時モニタリング活動等の災害応急対策に従事するヘリコプター等を優先させ、他の航空機等については極力制限する等、災害時に即応した飛行規制を行うとともにその周知を図るものとする。

第7節 救助・救急および消火計画

第1 計画の方針

原子力災害は広域的な災害となる可能性があるため、防災関係機関相互の緊密な連携による救助・救急および消火活動体制を確立し、迅速かつ的確に実施する。

第2 陸上における救助・救急および消火対策

(1) 関係市町（災害対策本部長）の措置

関係市町（災害対策本部長）は、救助・救急活動を行うに当たっては、県警察および関係消防本部の協力を得て実施するものとする。

また、県（災害対策本部長）に対し被害の状況および応援の必要性等を連絡するとともに、関係市町自体の能力で救助活動を行うことが困難なとき、または救助活動に必要な車両等の調達を必要とするときは、県市町消防相互応援協定に基づき県内市町（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）に対し応援を要請するものとする。

(2) 関係消防本部の措置

関係消防本部は、関係市町（災害対策本部長）、県警察その他防災関係機関と協力して救助・救急活動を行うものとする。

また、消火活動について、関係消防本部は、関係市町（災害対策本部長）、県警察その他防災関係機関と協力し、退避等の指示が行われると同時に、あらゆる手段および方法により、住民に対して出火防止および初期消火について次の事項を中心に広報するものとする。

ア 火気の遮断

退避等を行う前に、ガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、都市ガスはメーターコック、プロパンガスはボンベのバルブおよび石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

さらに、必要に応じて電気ブレーカーを遮断する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、消火バケツ等で消火活動を行う。

(3) 県警察の措置

県警察は、原子力災害が発生した場合には、必要に応じ、関係市町その他防災関係機関と協力して、住民の救助活動を行うものとする。

(4) 県（災害対策本部長）の措置

ア 資機材の確保

県（災害対策本部長）は、関係市町の行う救助・救急および消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県、原子力事業者その他団体業界からの協力により、救助・救急および消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講じるものとする。

イ 救助・救急および消火活動の応援要請

(7) 県（災害対策本部長）は、関係市町（災害対策本部長）から救助・救急および消火活動について応援要請があったとき、または災害の状況等から必要と認められる場合には、消防庁、県内の関係市町を除く市町、県警察本部、関係消防本部を除く消防本部、原子力事業者等に対し応援を要請するものとし、この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(4) 県（災害対策本部長）は、関係市町（災害対策本部長）から、他都道府県の応援要請を求められた場合または周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合には、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った関係市町（災害対策本部長）に連絡するものとする。

なお、消防庁への派遣要請については本章第15節「広域的応援対応計画」によるものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣要請については本章第16節「自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

(5) 原子力事業者の措置

原子力事業者は、原子力施設の火災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行うものとする。

第3 海上における救助・救急対策

(1) 敦賀海上保安部の措置

敦賀海上保安部は、海上における災害発生に際しては、次の措置をとるものとする。

ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機または特殊救難隊によりその捜索救助を行うものとする。

イ 海上火災発生時において救助・救急および消火活動を実施するものとする。

ウ 避難の勧告もしくは指示の発令時において避難者の誘導および海上輸送を行うものとする。

エ 海上漂流者の救助・救急活動を行うものとする。

オ 船舶内における人命、負傷者および患者の救助・救急活動および収容を行

うものとする。

(2) 県警察本部の措置

県警察本部は、船舶の避難等海上における災害発生に際しては、敦賀海上保安部、関係市町（災害対策本部長）その他の関係機関と連携協力し、次の措置をとるものとする。

ア 避難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の確認措置をとるものとする。

イ 救助活動において、陸上で緊急輸送の確保が必要になった場合は、交通整理規制その他の所要措置をとるものとする。

ウ 行方不明者がある場合は、沿岸関係警察への手配等の措置をとるものとする。

(3) 県（災害対策本部長）の措置

ア 県（災害対策本部長）は、関係市町（災害対策本部長）から海上での救助・救急活動について応援要請があったとき、または災害の状況等から必要と認められる場合には、敦賀海上保安部、県警察本部等に対し応援を要請するものとする。

イ 県（災害対策本部長）は、また、県内の防災関係機関では対処できないと判断した場合には、速やかに自衛隊に対し災害派遣要請を行うものとする。

ウ 自衛隊の災害派遣要請については、本章第16節「自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

第4 空からの救助・救急対策

航空機やヘリコプターを活用した救助・救急活動を行うために、関係市町はあらかじめ緊急離着場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図るものとする。

(1) 県（災害対策本部長）は、関係市町（災害対策本部長）から空中からの救助・救急活動について応援要請があったとき、または災害の状況等から必要と認められる場合には、県防災ヘリコプターによる救助活動を行うとともに、必要に応じ県警察本部、他都道府県等に対し応援を要請するものとする。

(2) 県（災害対策本部長）は、関係消防本部消防長から、広域航空消防応援の要請があったときは、速やかに消防庁に対し「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）に基づく他都道府県または市町村消防機関所有のヘリコプターの派遣を要請するものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣要請については、本章第16節「自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

第8節 緊急被ばく医療計画

第1 計画の方針

住民および原子力事業所の従業者の生命、身体を原子力災害から保護するため、関連医療機関と密接な連携を図りつつ、総合的な判断と統一された見解に基づき医療措置を行うことが重要であることから、緊急被ばく医療体制を確立するとともに適切な緊急被ばく医療措置を講ずる。

第2 緊急被ばく医療体制

(1) 緊急時医療連絡室の設置

ア 県（事故対策本部長）が必要と認めるときは、現地における緊急時医療本部の設置準備を行うため、緊急時医療連絡室を現地原子力防災センターに設置するものとする。

イ 緊急時医療連絡室長には、原子力災害が発生した原子力事業所を管轄する健康福祉センター所長をもって充てるものとする。

ウ 緊急時医療連絡室は、県、地域医療機関を代表する者で構成するものとする。

エ 緊急時医療連絡室は、必要に応じて緊急時医療本部に準じた業務を行うものとする。

(2) 緊急時医療本部の設置

ア 県は、災害対策本部を設置したときは、直ちに現地原子力防災センターに緊急時医療本部を設置し、現地における医療活動を総括し、適切な医療措置を行うものとする。

イ 緊急時医療本部長は、健康福祉部企画幹を充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。

ウ 緊急時医療本部は、県、地域医療機関を代表する者および緊急被ばく医療派遣チームを代表する者で構成するものとする。

(3) 国および各関係医療機関への要請等

ア 県（災害対策本部長）は、国に対し、緊急被ばく医療派遣チームの派遣および放射線障害専門病院等へ被ばく者の受入れの要請を行うものとする。

イ 緊急時医療本部長は、健康福祉センターおよび県立病院の職員に緊急時医療に当たらせるとともに、公的医療機関、日本赤十字社福井県支部、社団法人福井県医師会および原子力事業所に対し協力を要請するものとする。

ウ 県（緊急時医療本部長）は、関係市町が避難所を設置したときは、直ちに救護所を設置するものとする。救護所の運営については、関係市町（災害対策本部長）との緊密な連携のもとに実施する。

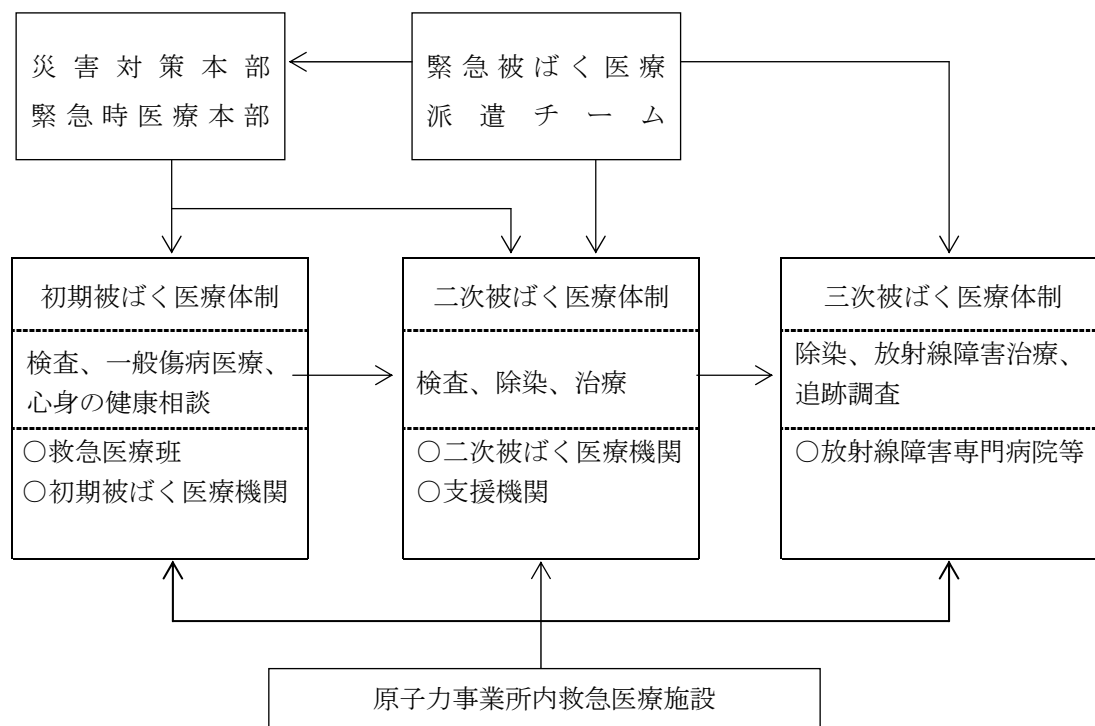
(4) 緊急被ばく医療体制の基本的活動体制

ア 組織

原子力災害時には、別図1のような組織を整備し、実効性の向上に努めるものとする。

別図1 (本節第2(4)関係)

緊急被ばく医療基本活動体制



イ 緊急被ばく医療派遣チーム

国から派遣される放射線障害専門病院等の医療関係者からなる緊急被ばく医療派遣チームは、緊急時医療本部の構成員として、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む）に対する診断および処遇について、現地医療関係者等を指揮するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

ウ 初期被ばく医療体制

(ア) 原子力事業所における初期被ばく医療

事故が発生した原子力事業所内救急医療施設は、原子力事業所内における傷病者の応急処置とともに、サーベイランス、スクリーニングと被ばく線量測定を行うものとする。その後、除染や汚染の拡大防止を行い、汚染や被ばくの程度などに応じて、県（緊急時医療本部長）に依頼し、県（緊急時医療本部長）が決定した初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関または三次被ばく医療機関に搬送す

るものとする。

この場合、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を被ばく患者に随行させるものとする。

放射線管理要員は、搬送に際し、汚染の拡大防止措置を実施するとともに、搬送機関や搬送車両等の汚染の有無を確認し、原子力事業者を含む関係機関へ報告するものとする。

また、当該事故が発生した以外の原子力事業所内救急医療施設は、緊急時医療本部のもとで、初期被ばく医療機関として協力するものとする。

(イ) 避難所等で展開される周辺住民等を対象とする初期被ばく医療

避難およびコンクリート屋内退避の場合の医療措置は、当該避難所またはコンクリート屋内退避所（以下「避難所等」という。）において救急医療班が実施するものとする。

県（緊急時医療本部長）は、初期被ばく医療施設としての救護所に、救護所責任者（総括責任者）を置くこととする。

救急医療班は別表 1 に示す健康福祉センター、県立病院、福井大学医学部附属病院等の公的医療機関および社団法人福井県医師会が派遣するものとする。

なお、汚染検査にあたっては、救急医療班は、緊急時医療本部のもとで、汚染検査、ふき取り等の簡易な除染、安定ヨウ素剤の予防服用の指導、通常の一般的傷病、身体的異常に対する処置や心身の健康相談を行うものとする。

なお、避難所等や原子力災害が発生した現地を管轄する健康福祉センター等においても心身の健康相談を行うものとする。

（救急医療班の構成）

① 救急医療班の人員

4～7名（医師1名、看護師、放射線技師、薬剤師、その他）

② 1日達成可能班数 61班

別表1（本節第2（4）ウ（イ）関係）

救急医療班一覧

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター (福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭)	8
	県立病院	5
公的医療機関		15
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	日本赤十字社福井県支部 (福井赤十字病院)	4 (4)
	福井社会保険病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	社会保険高浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	社団法人福井県医師会	33
	合 計	61

③ その他

一般的傷病等の検診器材、薬剤および自動車は原則として派遣機関で調達する。

緊急被ばく医療活動従事者は、放射性物質の汚染からの二次的取込みおよび医療措置に伴う汚染の拡大を防止することに十分注意するものとする。

(ウ) 医療機関における初期被ばく医療

① 外来診療

別表 2-1 に示す初期被ばく医療機関では、原則として避難所等や原子力事業所から搬送されてくる被ばく患者の外来診療を行うものとし、ふき取り等の簡易な除染や救急処置を行うものとする。

別表 2-1 (本節第 2 (4) ウ (ウ) ①関係)

初期被ばく医療機関 (外来診療)

医療機関名	所在地
国立病院機構福井病院	敦賀市桜ヶ丘 3 3 - 1 1
市立敦賀病院	敦賀市三島町 1 - 6 - 6 0
杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2 - 2
社会保険高浜病院	高浜町宮崎 8 7 - 1 4 - 2

② 外来診療支援

別表 2-2 に示す初期被ばく医療支援機関では、原則として救急医療班として初期被ばく医療に参加するとともに、別表 2-1 に示す初期被ばく医療機関において行うこととしている初期被ばく患者の外来診療が、様々な事由により困難となった場合、または受入許容を超えた場合等に、被ばく患者の外来診療を行うものとし、ふき取り等の簡易な除染や救急処置を行うものとする。

別表 2-2 (本節第 2 (4) ウ (ウ) ②関係)

初期被ばく医療支援機関 (外来診療支援)

医療機関名	所在地
福井赤十字病院	福井市月見 2 - 4 - 1
福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7 - 1
福井社会保険病院	勝山市長山町 2 - 6 - 2 1
公立丹南病院	鯖江市三六町 1 - 2 - 3 1

エ 二次被ばく医療体制

初期被ばく医療措置の後、汚染の残存する被ばく患者または相当程度の被ばくをしたと推定される被ばく患者を、入院診療を行う二次被ばく医療機関に転送する。

二次被ばく医療機関は別表 2-3 に示す。緊急時医療本部のもとで、緊急被ばく医療派遣チームの専門家および原子力事業所救急医療施設の医師と協力して、汚染の残存する被ばく患者または相当程度被ばくしたと推定される被ばく患者の入院診療を行うものとする。

別表 2-3 (本節第 2 (4) エ関係)

二次被ばく医療機関

医療機関名	所在地	対応
福井県立病院 緊急時医療対策施設	福井市四ツ井 2-8-1	入院診療
福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月 23-3	支援

二次被ばく医療機関においては、局所被ばく患者の診療、合併損傷の治療を行うとともに、福井県立病院緊急時医療対策施設を活用して、除染室を用いた細密な除染、ホールボディカウンタ等による被ばく線量の測定、血液・尿等の生体試料による汚染状況および被ばく線量の測定、高線量被ばく患者、内部被ばく患者等に対する治療を行う。

入院治療を行うに際しては、各医療機関の要員および資機材を有効に活用し、緊急被ばく医療機関間の連携を図ることとする。

オ 三次被ばく医療体制

二次被ばく医療措置または初期被ばく医療措置の結果、さらに放射線被ばくによる障害の専門的治療が必要とされる高線量被ばく患者や重篤な内部被ばく患者等については、西日本ブロックの三次被ばく医療機関である広島大学または三次被ばく医療機関である放射線医学総合研究所に転送し、治療を行う。

第3 緊急被ばく医療措置

別表3（本節第3関係）

緊急被ばく医療体制の概要

区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療
診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療
措置	<p>傷病者の心理的動揺について、十分配慮しながら、汚染検査、通常に一般的傷病、身体的異常に対する措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふき取り等の簡易な除染等 ・ヨウ化カリウムの製剤投与等、放射線障害予防措置 ・救急蘇生法（ACLS） ・合併損傷（創傷、熱傷） 	<p>放射能汚染除去の措置を施すと共に、必要に応じて甲状腺モニタリング、尿および血液の放射能の計測および必要な医療措置を行う。</p> <p>《緊急時医療対策施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除染室を用いた細密な除染 ・ホールボディカウンタ等による被ばく線量測定 ・血液、尿等の生体試料による汚染状況および線量評価等 ・局所被ばく患者の診療の開始 ・高線量被ばく患者の診療の開始 ・合併損傷の診療の開始 ・内部被ばく患者に対する診療の開始 	<p>二次被ばく医療機関で遂行困難な放射能汚染治療、追跡調査等を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期および二次被ばく医療機関で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染 ・重篤な局所被ばく患者の診療 ・高線量被ばく患者の診療 ・重症の合併損傷の治療 ・重篤な内部被ばく患者に対する診療
担当機関	<p>救護所 事業所内救急医療施設 県が定める医療機関</p> <p>外来診療：国立病院機構福井病院、市立敦賀病院、杉田玄白記念公立小浜病院、社会保険高浜病院</p> <p>外来診療支援：福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井社会保険病院、公立丹南病院</p>	<p>福井県立病院 緊急時医療対策施設 福井大学医学部附属病院（支援機関）</p>	<p>広島大学 （西日本ブロックの三次被ばく医療機関） 放射線医学総合研究所 （三次被ばく医療機関）</p>

(1) 被ばく患者の搬送先・転院先の判断

被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等によって、明らかにある程度の被ばくをしたと考えられる者に対しては、初期被ばく医療機関を経ずに、二次被ばく医療機関や三次被ばく医療機関によって対応を行うことが有効である。この場合、それぞれの医療機関の医療水準や医療資源のバランスを見ながら、実際に医療にあたる現場の医師が二次被ばく医療機関相互あるいは三次被ばく医療機関との連携を考慮して、適切な搬送先や転院先を判断するものとする。

(2) 外部専門機関への協力要請

県（緊急時医療本部長）は、必要に応じ、専門医師の派遣等、緊急被ばく医療に関する外部専門機関の協力を国（安全規制担当省庁）に要請するものとする。

(3) 被ばく患者の三次被ばく医療機関への搬送

県（災害対策本部長）は、被ばく患者の三次被ばく医療機関への搬送を、自ら必要と認めるときは、または、関係市町（災害対策本部長）から、被ばく患者の三次被ばく医療機関への搬送について要請があった場合には、県防災ヘリコプターによる被ばく患者の搬送、自衛隊または消防庁への航空機による搬送要請などを判断するものとする。

(4) 安定ヨウ素剤の服用

ア 安定ヨウ素剤服用の決定責任者

安定ヨウ素剤の服用は、県（災害対策本部長）が国および国の専門家と協議し、これを決定するものとする。

なお、原子力緊急事態宣言発出後においては、国の原子力災害現地対策本部からの指導・助言があった場合は、これに基づき決定するものとする。

イ 服用についての留意事項

(ア) 安定ヨウ素剤服用は、その副作用について十分考慮する必要があるため、配布場所での住民に対する投与は、医師の指導監督のもと行うものとする。

(イ) 配布場所としては、原則、コンクリート屋内退避所、または避難所となるため、この場所に救護所を設置し、医師の指導監督のもと、安定ヨウ素剤の投与を行うものとする。

(ウ) 市町が独自で配備している安定ヨウ素剤については、知事の責任のもと管理等を行っていたものではないため、市町長の責任のもと服用を決定するものであるが、服用する時期および範囲については、知事と十分協議を行うものとする。

(エ) 安定ヨウ素剤服用を考慮する基準は、本章第5節別表2「福井県における原子力災害時の退避・避難のための初期活動開始指標」に定める予測線量の第2レベル以上とするものとする。

ウ 安定ヨウ素剤の搬送および配布、服用

県（緊急時医療本部長）は、避難所等設置決定を受けて、安定ヨウ素剤の搬送の開始を決定するものとする。搬送に際しては、関係市町（災害対策本部長）、県警察、関係消防本部および自衛隊の協力を得て、迅速に配布予定場所に搬送し、速やかに調整を開始することとする。

県（災害対策本部長）における安定ヨウ素剤配布決定の後、救急医療班が住民に対して、その副作用等に関する問診を行った上で、その服用方法の指導を行うものとする。

(5) 緊急被ばく医療機関における汚染および被ばくの防止

緊急被ばく医療機関においては、被ばく患者の診療に際して、医療関係者の二次汚染および被ばくを防止する。また、一般の患者の不安を軽減するとともに、一般の患者等に対して、汚染および被ばくを防止するものとする。

(6) 緊急被ばく医療の情報の共有化

緊急被ばく医療機関で得られた情報は、速やかに県（緊急時医療本部）を含む関係機関に伝達するとともに、県（緊急時医療本部）および原子力事業者で得られた緊急被ばく医療を実践するために必要な情報は、緊急被ばく医療機関に提供するものとする。

第4 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、本章第14節「災害救助法の適用計画」によるものとする。

第9節 飲料水および飲食物の摂取制限等計画

第1 計画の方針

原子力災害時には、放射性物質または放射線により飲料水や飲食物が汚染されるおそれが生ずるため、県および関係市町は関係機関と連携し、飲料水および飲食物の汚染度を的確に把握するとともに、その汚染度により摂取制限を行うなど、必要な措置を講ずる。

第2 摂取制限等の措置

県（災害対策本部長）は、国の指示を受けた場合、または緊急時モニタリングの結果、飲料水、飲食物および農林畜水産物の汚染度が別表1に示す指標を超えあるいはそのおそれがあると認められる場合は、国の専門家等の助言を受け、直ちに次の措置を行うものとする。

別表1（本節第2関係）

飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： ¹³¹ I)
飲料水	3 × 10 ² Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く。）	2 × 10 ³ Bq/kg 以上

対 象	放射性セシウム
飲料水	2 × 10 ² Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	5 × 10 ² Bq/kg 以上
穀 類	
肉・卵・魚・その他	

(注) 万一、その他の核種による汚染が認められた場合は、防災指針に基づき措置を行うものとする。

(1) 飲料水に対する措置

県（災害対策本部長）は、関係市町（災害対策本部長）に対し、汚染水源の使用禁止および汚染飲料水の飲用禁止の措置を講ずるよう指示するものとする。

(2) 飲食物に対する措置

県（災害対策本部長）は、関係市町（災害対策本部長）に対し、汚染飲食物の摂取を制限し、または禁止する措置を講ずるよう指示するものとする。

(3) 農林畜水産物に対する措置

県（災害対策本部長）は、関係市町（災害対策本部長）に対し、汚染地区住民、汚染地区所在市町区域内の農林畜水産物の生産者、集荷機関、市場の責任者等に、汚染農林畜水産物の採取または漁獲禁止、出荷制限等必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

(4) 退避所での措置

関係市町（災害対策本部長）は、飲料水、飲食物および農林畜水産物の緊急時モニタリング結果が判明するまで、退避所での摂取を一時禁止するものとする。

第3 飲料水および飲食物の供給

県（災害対策本部長）は、退避措置を指示した場合または飲料水および飲食物の摂取制限を指示した場合には、直ちに関係市町（災害対策本部長）および関係機関と連携し、本章第11節「飲料水、飲食物および生活必需品の供給計画」に基づき、退避所への飲料水および飲食物の供給を実施するものとする。

第10節 緊急輸送計画

第1 計画の方針

原子力災害発生時の災害応急対策を実施するための要員および緊急物資の緊急輸送を確保することにより、迅速な応急対策の実施を図る。

第2 緊急輸送の順位

県（災害対策本部長）は、関係市町および防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

- (1) 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送および緊急事態対応方針決定会議の構成員
- (2) 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家および資機材の輸送
- (3) 第3順位 災害応急対策を実施するための要員および資機材の輸送
- (4) 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- (5) 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

第3 緊急輸送体制の確立

県（災害対策本部長）は、防災関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員および輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

(1) 各機関の措置

ア 県（災害対策本部長）の措置

県（災害対策本部長）は、県有車両および船舶の配備ならびに運用に適切な措置を講ずるとともに、輸送力に不足が生じたときは、自衛隊および敦賀海上保安部への支援要請ならびに中部運輸局福井運輸支局への借上要請を行うとともに、広域相互応援協定に基づき他府県等に応援要請を行うものとする。

イ 関係市町（災害対策本部長）の措置

関係市町（災害対策本部長）は、原子力災害時における輸送車両等の調達および運用について、各関係市町地域防災計画（原子力防災編）に定めるとともに、調達不可能となった場合には、輸送条件を示して県（災害対策本部長）に調達あっせんの応援を要請するものとする。

ウ 中部運輸局福井運輸支局長の措置

中部運輸局福井運輸支局長は、災害輸送の必要があると認めるときは、関係事業者団体に対して輸送力の確保に関しての措置をとるよう指導するとともに、県（災害対策本部長）の要請により車両等の調達あっせんを行うものと

し、県（災害対策本部長）から船舶の調達依頼があったときは、関係事業者に対し協力要請を行うものとする。また、速やかに対応できるよう、平常時から関係事業者団体との連絡体制を確立強化し、緊急輸送に利用しうる車両把握および緊急時の出動体制の整備に努めるものとする。

エ 輸送力が不足したときの対応

県（災害対策本部長）は、上記ア～ウによっても輸送力が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、輸送力の確保に関する支援を依頼するものとする。

オ 県警察本部長の措置

県警察本部長は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急度および重要度を考慮して交通規制等を行うとともに、必要に応じて、「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」に基づき、社団法人福井県警備業協会に対し交通誘導の実施等を要請するものとする。

特に、国の専門家、災害応急対策要員の現地への移動に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に実施するものとする。

(2) 輸送体制

ア 航空輸送

発災直後は緊急を要するため、県防災ヘリコプターにより、災害応急対策要員、医療従事者、緊急時モニタリング要員、防災活動資機材、医薬品等を輸送するものとする。

また、必要に応じて県（災害対策本部長）は、県警察、自衛隊、海上保安庁等のヘリコプターの出動を要請するものとする。

この場合、関係市町（災害対策本部長）は、ヘリコプターの臨時離着陸場を直ちに選定し、県（災害対策本部長）に対して連絡を行うものとする。

また、県（災害対策本部長）は、市町が臨時離着陸場を選定した場合は、大阪航空局小松空港事務所航空管制情報官と調整を行うものとする。

イ 陸上輸送

(ア) 道路輸送

a 道路管理者は、緊急輸送に必要な情報を把握するものとし、県（災害対策本部長）は、当該情報に基づき緊急輸送ルートを選定するものとする。

b 道路管理者は、県警察、自衛隊等の協力を得て、県（災害対策本部長）が選定した緊急輸送ルートの確保に努めるものとする。

c 県警察は、警察官その他関係機関からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

d 県警察本部長および道路管理者は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるとともに、その他防災関係機関および住民に対して周知を図るものとする。

(イ) 鉄道輸送

鉄道によって輸送する場合は、それぞれの実施機関において西日本旅客鉄道株式会社等と協議して行うものとする。

ウ 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合、または重量かつ大量な復旧資材の運搬等海上輸送がより効果的な場合は、海上自衛隊、敦賀海上保安部および中部運輸局福井運輸支局の協力のもとに、海上輸送を実施するものとする。

第11節 飲料水、飲食物および生活必需品の供給計画

第1 計画の方針

退避等の措置または飲料水および飲食物の摂取制限の措置を講じた場合において、住民の生活を確保するため、飲料水、飲食物および生活必需品（以下「物資」という。）の確保ならびに供給に関して必要な措置を講ずる。

第2 飲料水の供給

関係市町（災害対策本部長）は、県（災害対策本部長）と連携し、被災者に対して、飲料水の給水場所、給水時間等を十分広報し、円滑な供給を行うものとする。

また、給水に当たっては、緊急時モニタリングの結果に基づき、汚染区域以外の飲料水を供給するものとする。

第3 飲食物の供給

(1) 供給方法

ア 備蓄品等の供給

(ア) 関係市町（災害対策本部長）が行う供給

関係市町（災害対策本部長）は、被災者に対して、備蓄品等の供給場所、供給時間等を十分広報し、円滑な供給を行うものとする。

(イ) 県（災害対策本部長）が行う供給

県（災害対策本部長）は、関係市町（災害対策本部長）から要請があったときは、県の備蓄品等を供給するものとする。

イ 政府所有米穀等の調達確保

(ア) 政府所有米穀

北陸農政局福井農政事務所長は、県（災害対策本部長）からの要請を踏まえ、米穀販売事業者に対して手持ち精米の売却を要請するとともに、必用に応じ、農林水産省寄託倉庫に保管している政府所有米穀を供給するものとする。

また、災害救助法が適用された場合、県（災害対策本部長）と協議し、「米穀の買入れ・販売に関する基本要領」に基づき、農林水産省寄託倉庫に保管している政府所有米穀を応急時に供給するものとする。

(イ) 政府所有米穀以外の米穀

関係市町（災害対策本部長）は、管内の関係機関、米穀販売業者と協議し、主要地を重点に、保管設備を有する販売業者を選定し、常時、政府所有米穀以外の米穀を保管確保させ、災害発生に当たり、応急時にこれを供給するものとする。

(2) 炊き出し等による飲食物の給与

関係市町（災害対策本部長）は、退避等により自宅で炊飯等ができず、また飲食物の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護するものとする。

なお、関係市町ですべての被災者に炊き出し等による飲食物の給与が実施できない場合は、県（災害対策本部長）に対し、自衛隊による炊き出し等の要請を行うものとする。

(3) 放射性物質の影響に関する県（災害対策本部長）の措置

県（災害対策本部長）は、放射性物質の影響がない飲食物を供給するよう万全の措置をとるものとする。

第4 生活必需品の供給

(1) 実施体制

ア 災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の給与は関係市町が行う。

イ 災害救助法適用の場合は次による。

(ア) 物資の確保および輸送は原則として県（災害対策本部長）が行う。

(イ) 被災者に対する物資の給与または貸与は原則として関係市町（災害対策本部長）が行う。

(2) 供給対策

ア 燃料、光熱材料の確保

県（災害対策本部長）は、災害時、特に冬期における燃料および光熱材料については、福井県生活協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」および福井県経済農業協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」に基づき調達を行い、被災者に供給するものとする。

イ 寝具、衣服その他日用品の供給

関係業界との連携のもと、災害時における所要数量の把握に努め、速やかに供給できるようにする。

(3) 放射性物質の影響に関する県（災害対策本部長）の措置

県（災害対策本部長）は、放射性物質の影響がない生活必需品を供給するよう万全の措置をとるものとする。

第5 その他の調達方法、受入れ、配付方法等

(1) その他の調達方法

県（災害対策本部長）は、本節第2から第4の方法により物資を調達することができない場合は、被災した関係市町の情報を速やかに把握したうえ、第2章第10節に定める広域相互応援協定および関係機関との協定を活用して調達するものとする。

この措置を講じても、なお物資が不足する場合には、報道機関の協力により全国にこれらの提供を要請するものとする。

また、被災した関係市町に届けられた物資の把握に努め、過不足となっている物資を調整するとともに物資の適切な供給に努めるものとする。

(2) 物資の受入れおよび集積場所

県（災害対策本部長）および関係市町（災害対策本部長）は、あらかじめ物資の受入れおよび集積場所の候補地を選定しておくとともに、当該場所に職員を配置し、物資の受入作業および仕分作業を行うものとする。

(3) 配付方法

関係市町（災害対策本部長）は、退避等施設に配付された物資は、退避等施設責任者の指示により、各自主防災組織等を通じて、子供や病弱者等を優先しながら配付するものとし、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により物資の情報を提供するものとする。

第12節 災害時要援護者応急対策計画

第1 計画の方針

原子力災害において、特に災害時要援護者に対する配慮が必要であることから、災害時要援護者に配慮した応急対策を実施する。

第2 情報伝達および広報における配慮事項

- (1) 県（災害対策本部長）および関係市町（災害対策本部長）は連携し、テレビ放送における手話通訳、外国語放送、文字放送および退避等施設での文字媒体ならびに手話通訳者を活用するなど、災害時要援護者に対する情報伝達および広報について十分配慮するものとする。
- (2) 県（災害対策本部長）および関係市町（災害対策本部長）は連携し、一時滞在者に対して、動揺や混乱を招かぬよう的確な情報を提供するなど、広報車、同報系の防災行政無線等を活用した情報伝達および広報について十分配慮するものとする。

第3 退避等における配慮事項

- (1) 関係市町（災害対策本部長）は県（災害対策本部長）と連携し、介助等が必要な退避等誘導および輸送に関して、地域住民、県警察、関係消防本部、自衛隊等の協力を得ながら、迅速かつ円滑に行われるよう、災害時要援護者に十分配慮するものとする。
- (2) 関係市町（災害対策本部長）は県（災害対策本部長）と連携し、退避等施設での生活に関して、退避等施設における健康相談窓口において、災害時要援護者の心身の健康状態の把握に十分配慮するとともに災害時要援護者に向けた情報の発信、生活環境にも十分配慮するものとする。

また、災害時要援護者に必要な飲食物および資機材の確保ならびに提供を行うものとする。

- (3) 県（災害対策本部長）は、関係市町（災害対策本部長）に協力し、退避等施設における介護職員等の介護チームによる介護体制を確立するものとする。

また、退避等施設に災害時要援護者用の設備が整っていない場合は、他の社会福祉施設等に輸送するものとする。

第13節 防災業務関係者防護計画

第1 計画の方針

原子力災害時において、地域住民に対する広報・指示伝達、地域住民の避難誘導、交通整理、放射線モニタリング、医療措置、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動を実施する者および放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者（以下「防災業務関係者」という。）の安全を確保することは重要であることから、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理および医療措置を確立する。

第2 防災業務関係者の安全確保

県（災害対策本部長）は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常な心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合における防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮するものとする。

第3 防護対策

(1) 県（災害対策本部長）は、必要に応じ防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示するものとする。

また、県（災害対策本部長）は、関係市町（災害対策本部長）その他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示するものとする。

(2) 防護資機材に不足が生じた場合、または生じるおそれがある場合には、県（災害対策本部長）は、業者より調達を行うほか、原子力事業者、関係道府県および国（安全規制担当省庁（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に調達の要請を行うものとする。

(3) 県（災害対策本部長）は、上記(2)においても、なお防護資機材が不足する場合には、原子力災害合同対策協議会の場において、関係機関に対し、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

第4 防災業務関係者の被ばく管理

(1) 本県における防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、「防災指針」に示される防災業務関係者の防護措置に基づき、実効線量は50mSvを上限とし、この値にな

ったとき、またはこの値になるおそれが生じたときは、被ばくの可能性がある場所での原子力防災業務に従事することを禁止するものとする。

ただし、防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施するものが災害の拡大の防止および人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とし、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1Svを併せて上限とするものとする。

また、日管理目標値は10mSvを上限とし、1日の累計がこの値になったときは、1日の原子力防災業務を中止するものとする。

- (2) 県（災害対策本部長）は、県の現地災害対策本部に被ばく管理の場所を設定して被ばく管理を行い、万一被ばくした場合には、除染等の医療措置を行うものとする。
- (3) 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとするが、これが困難な場合、県（災害対策本部長）は、防災関係機関と協力して防災業務関係者の被ばく管理を行うものとする。
- (4) 県（災害対策本部長）は、緊急被ばく医療派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要となるなど被ばく管理が困難な場合は、国（安全規制担当省庁（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に対して被ばく管理要員の派遣要請を行うものとする。
- (5) 県（災害対策本部長）は、応急対策を行う職員の安全確保のため、現地原子力防災センター等において、国、関係市町（災害対策本部長）および原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第5 防災業務関係者の医療措置

- (1) 県（災害対策本部長）は、防災業務関係者が被ばくした場合で本章第8節「緊急被ばく医療計画」別表3に定める第二群までに該当する場合は、緊急被ばく医療派遣チームおよび防災関係機関と緊密な連携のもと、スクリーニング、除染等の医療措置を行うものとする。
- (2) 県（災害対策本部長）は、被ばくした防災業務関係者が本章第8節「緊急被ばく医療計画」別表3に定める第三群に該当する場合は、放射線障害専門病院等に搬送するものとする。
- (3) 県（災害対策本部長）は、防災ヘリコプターを利用し被ばく者の搬送を行うほか、必要に応じ、自衛隊へ航空機による搬送を要請するとともに、消防庁に対して搬送手段の優先的確保などを要請するものとする。

第 1 4 節 災害救助法の適用計画

第 1 計画の方針

災害救助法の適用については、同法、同法施行令、福井県災害救助法施行細則等の規定に基づくものとするが、必要と認めたときは速やかに所定の手続を行う。

第 2 災害救助法の適用

- (1) 市町長は、原子力災害により災害救助法を適用する必要があると認めたときは、知事に対しその旨を要請する。
- (2) 知事は、市町長の要請に基づき必要があると認められた場合、災害救助法を適用する。

第 3 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条に規定に基づくものとする。

なお、原子力災害時においては、大規模な火災がない場合は、下記(4)の規定によることが考えられる。

- (1) 市町の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が別表 1 に掲げる基準 1 号以上であること。
- (2) 被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が 1, 0 0 0 世帯以上に達した場合で当該市町の滅失世帯数が別表 1 に掲げる基準 2 号以上であること。
- (3) 被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が 5, 0 0 0 世帯以上に達した場合、または災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したとき。
- (4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

別表 1 (本節第 3 (1)および(2)関係)

市町の区域内の人口	住家滅失世帯	
	基準 1 号	基準 2 号
5, 0 0 0 人未満	3 0 世帯	1 5 世帯
5, 0 0 0 人以上 1 5, 0 0 0 人未満	4 0 世帯	2 0 世帯
1 5, 0 0 0 人以上 3 0, 0 0 0 人未満	5 0 世帯	2 5 世帯
3 0, 0 0 0 人以上 5 0, 0 0 0 人未満	6 0 世帯	3 0 世帯
5 0, 0 0 0 人以上 1 0 0, 0 0 0 人未満	8 0 世帯	4 0 世帯
1 0 0, 0 0 0 人以上 3 0 0, 0 0 0 人未満	1 0 0 世帯	5 0 世帯
3 0 0, 0 0 0 人以上	1 5 0 世帯	7 5 世帯

第4 被災世帯の算定基準

住家の滅失した世帯、すなわち全壊(焼)、流出等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯にあつては、3世帯で1世帯とみなす。

第5 災害救助法の適用手続

(1) 市町の手続き

ア 災害に際し、市町における災害が前記の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込があるときは、当該市町長は、直ちにその旨を知事に情報提供しなければならない。

イ 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市町は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供しその後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

(2) 県の手続き

ア 知事は、災害救助法を適用したときは、当該市町および関係指定地方行政機関等に通知し、厚生労働大臣に情報提供する。

イ 災害救助法を適用したときは速やかに公告する。

ウ 知事は、本節第3(3)のうち災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合および本節第3(4)に該当する場合に災害救助法を適用しようとするときは、事前に厚生労働省に技術的助言を求めることができる。

第6 個別適用計画

(1) 避難場所の開設および収容

知事の救助事務を委任された市町長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を避難場所に収容し保護する。

ア 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市町長は、知事に事前協議(厚生労働大臣の協議を含む)をしなければならない。

イ 避難場所設置のための費用

避難場所の設置、維持および管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費および購入費、光熱水費ならびに仮設便所等の設置費とする。

ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等に配慮した避難所)を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。

ウ 避難場所設置の方法

避難場所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により実施する。

エ 避難場所開設状況報告

市町長が避難場所を設置した場合には、直ちに避難場所開設の状況を知事に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、おおむね次のとおりで、とりあえず電話または電報で情報提供する。

(7) 避難場所開設の日時および場所

(イ) 箇所数および収容人員

(ウ) 開設期間の見込

(2) 応急仮設住宅の供与

災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

ア 適用期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。

その供与期間は、建築工事が完了した日から2年以内とする。

イ 設置場所

市町において決定する。なお、市町は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。

仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

ウ 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が当該市町の協力を得て行うが、状況に応じ当該市町長に救助事務の一部として委任できる。

(参考) 入居者基準

(ア) 住家が全壊（焼）流失した世帯

(イ) 居住する住家がない世帯

(ウ) 自己の資力では住宅を確保することができない世帯

a 生活保護法の被保護者および要保護者

b 特定の資産のない失業者

c 特定の資産のない母子家庭

d 特定の資産のない老人、病弱者および身体障害者 など

エ 災害時要援護者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障害者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

(3) 炊き出しその他による食品の給与

ア 米穀による応急供給の場合

米穀の応急配給は、北陸農政局福井農政事務所長と緊密な連絡を図り、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日総食第113号）に基づき実施する。

市町長（災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長）は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

(7) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、市町長は、知事に事前協議（厚生労働大臣の協議を含む）をしなければならない。

(イ) 給与のための費用

主食、副食および燃料費の経費とする。

(ウ) 炊出し等の方法

炊出しは、避難場所内またはその近くの適当な場所を選んで実施するものとする。その際市町は、各現場に実施責任者を指定する。

(4) 飲料水の供給

知事の救助事務を委任された市町長は、災害のため飲料水が枯渇しまたは汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

ア 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市町長は、知事に事前協議（厚生労働大臣の協議を含む）をしなければならない。

イ 飲料水供給のための費用

水の購入費、給水および浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費および燃料費、薬品費ならびに資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、浄水器による給水、家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

(5) 被服寝具その他生活必需品の給貸与

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を喪失またはき損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を給与または貸与する。

ア 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。

ただし、大地震等により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、事前に厚生労働大臣に協議しなければならない。

イ 給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

(7) 被服、寝具および身の回り品

(イ) 日用品

(ウ) 炊事用具および食器

(エ) 光熱材料

(6) 医療および助産

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の手段を失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。

ア 適用期間

災害発生の日から14日以内とする。

ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、事前に厚生労働大臣に協議しなければならない。

イ 医療のための費用

(7) 医療救護班による場合

使用した薬剤、治療材料および医療器具の修繕費等の実費

(イ) 一般の病院または診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

(ウ) 施術者による場合

協定料金の額以内

ウ 医療の方法

医療救護班は、医療機関の混乱が回復するまでの応急的な医療を実施するものとする。

医療救護班の編成は、県立病院による医療救護班、健康福祉センターによる救護班、独立行政法人国立病院機構による医療救護班、福井大学医学部附属病院による医療救護班、公的医療機関による医療救護班、知事から委託を受けた日赤医療救護班ならびに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会医療救護班とする。

(7) 災害にかかった者の救出

知事の救助事務を委任された市町長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、または救出してその者を保護する。

ア 適用期間

災害発生の日から3日以内とする。

ただし、地震の揺返しが続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になったか判明し難いとき等、この期間を延長する必要がある場合には、市町長は、知事に事前協議（厚生労働大臣の協議を含む）をしなければならない。

イ 救出のための費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費および燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(8) 住宅の応急修理

災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

ア 適用期間

1箇月以内に完成する。

イ 応急修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行う。

ウ 協力要請

県は、市町の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、関係業界団体に対して協力を要請する。

(9) 学用品の給与

学用品の給与は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童および中学生徒（特別支援学校の児童および生徒を含む）に対して行う。

ア 給与する品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

(7) 教科書

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

イ 適用期間

教科書については、1箇月以内、その他の学用品については、15日以内に給与を完了しなければならない。

ウ 給与の実施

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として知事の救助事務を委任された市町長が行うが、教科書については、県が、市町教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講ずることもある。

(10) 遺体の搜索、処理、埋葬

災害により現に行方不明の状態にある者に対して搜索を実施するほか、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその死体の処理が実施できない場合に処理を、また、遺族の資力にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合または死

亡した者の遺族がない場合にその埋葬を実施する。

ア 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。

(11) 障害物の除去

災害のため、住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

ア 適用部分

居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。

イ 適用期間

災害発生の日から10日以内に完了する。

(12) 応急救助のための輸送および賃金職員等の雇上げ

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げを行い、その人員および物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。この場合の賃金職員等の雇上げおよび輸送手段の借上げは市町が実施するが、市町から要請があった場合は、県があっせんする。

ア 輸送および賃金職員等の雇上げを行う救助の範囲および適用期間

イ 輸送および賃金職員等の雇上げのための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上料、燃料費、消耗器材費および修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

第 1 5 節 広域的応援対応計画

第 1 計画の方針

原子力災害時においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの災害応急対策要員の確保が必要になることから、広域的な応援に対応できる体制の整備を図る。

なお、自衛隊の派遣要請については、本章第 1 6 節「自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

第 2 応援要請

(1) 県の応援要請

知事は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとし、また、受入体制についても整備するものとする。

ア 他の市町に対する要請

知事は、関係市町の行う応急対策の円滑かつ的確な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、県内の他市町に対し必要な事項を示し、必要な指示または調整を行うものとする。

イ 他の都道府県に対する要請

知事は、県のみでは十分な応急対策が実施できないと認めるときは、原災法第 2 8 条第 1 項の規定により、読み替えて適用される災害対策基本法第 7 4 条第 1 項の規定に基づき、他都道府県の知事に対して応援を要請するものとする。

ウ 指定行政機関等に対する災害応急措置実施等の要請

知事は、県内における災害応急対策および災害復旧対策が円滑かつ的確に行われるようにするため、必要があると認めるときは、その事項を明らかにして、原災法第 2 8 条第 3 項の規定により、読み替えて適用される災害対策基本法第 2 9 条第 1 項の規定に基づき、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請するものとする。

また、災害対策基本法第 7 0 条第 3 項の規定に基づき、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または本県の他の執行機関、指定公共機関もしくは指定地方公共機関に対し応急対策の実施を要請するものとする。

エ 内閣総理大臣に対する要請

知事は、災害応急対策または災害復旧対策のため、必要があると認めるときは、原災法第 2 8 条第 3 項の規定により、読み替えて適用される災害対策基本法第 3 0

条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣に対して必要な事項を示し指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。

オ 原子力事業者に対する派遣要請

知事は、災害が発生した原子力事業所以外の県内原子力事業者（県外の原子力事業者への要請は経済産業省）に対して緊急時モニタリング要員の派遣要請を行うとともに、モニタリング資機材等、応急対策に係る資機材の提供について要請を行うものとする。

(2) 消防機関に対する応援要請

ア 県内市町に対する広域応援要請

関係市町長は、単独では対処不可能な災害と判断した場合は、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき、他市町長に応援要請を行うものとする。

イ 県外市町村に対する応援要請

隣接する県外の市町村と個別に応援協定を締結している関係市町長は、当該協定に基づき応援要請を行うものとする。

ウ 他都道府県に対する応援要請

(7) 関係市町長は、他都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請するものとする。

- a 救助・救急、火災の状況および応援要請の理由ならびに応援の必要期間
- b 応援要請を行う消防機関の種別および人員
- c 関係市町への進入路および集結（待機場所）

また、知事は、関係市町長の要請によらず当該援助隊の出動要請の必要があると認められる場合においても、上記aからcの事項を明らかにして消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請するものとし、その結果を直ちに応援を行った関係市町長に連絡するものとする。

(4) 他都道府県応援消防機関の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は連絡係等を設け、次の事項に留意し、受入体制を整備するものとする。

- a 応援消防機関の誘導方法
- b 応援消防機関の人員、資機材数、責任者等の確認

エ 広域航空消防応援の要請

(7) 関係消防本部消防長は、広域航空消防応援が必要となったときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）に基づき、関係市町長に報告の上、その指示に従って知事に対して次の事項を明らかにして、広域航空消防応援を要請するものとする。

- a 要請先（応援側）市町
- b 要請者および要請日時
- c 災害の発生日時、場所および時間
- d 必要な応援の概要

(イ) 要請を受けた知事は、消防庁長官へ広域航空消防応援要請を行うものとする。

(ウ) 知事は、消防庁長官から通知のあった広域航空消防応援の決定について、関係消防本部消防長を通じて関係市町長に通知するものとする。

第3 防災活動拠点

県（災害対策本部長）および関係市町（災害対策本部長）は、適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点および救急・救助ならびに消火の活動拠点となる施設を確保するものとする。

第4 応援に係る留意事項

- (1) 「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、関係市町から応援を求められた県内の市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに、必要な応援を行うものとする。
- (2) 関係市町長は、県外市町村に協定に基づく応援要請を行ったときには、知事に対し報告するものとする。
- (3) 応援隊は、受入れを行った災害対策本部の総合的調整のもとで活動するものとする。
また、受入れを行った関係市町（災害対策本部長）は、県（災害対策本部長）と密接な連携を図るものとする。
- (4) 応援に係る都道府県、市町村、民間団体等については、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質または放射線の影響のない地域の活動のみとし、県（災害対策本部長）および関係市町（災害対策本部長）は、応援の要請等に際し、その内容について、応援都道府県、市町村、民間団体等と十分協議するものとする。

なお、防災業務関係者の被ばく管理については、第13節「防災業務関係者防護計画」によるものとする。

第16節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 計画の方針

原子力災害において、住民の生命、身体および財産を保護するために、自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手続き、受入れ等を定める。

第2 派遣要請の実施

知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合または関係市町長から要請があった場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、直ちに自ら派遣を要請し、国の原子力災害対策本部設置後においては、現地原子力防災センターにおける緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ、知事または国の原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請するものとする。

第3 派遣の内容

- (1) モニタリング支援
- (2) 被害状況の把握
- (3) 避難の援助
- (4) 避難者等の捜索救助
- (5) 消防活動
- (6) 応急医療・救護・防疫
- (7) 人員および物資の緊急輸送
- (8) 危険物の保安および除去
- (9) その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

第4 派遣要請の手続き

- (1) 知事が行う派遣要請の手続き

知事は、関係市町長から自衛隊の派遣要請の要求を受け、その要求の事由が適切と認めた場合、または既に得られた被害状況に基づき自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書を下記(4)に掲げる関係部隊に提出するものとする。

ただし、事態が急を要する場合における関係部隊への要請は、電話で下記(3)の事項を連絡し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (2) 関係市町長が行う派遣要請の手続き

ア 関係市町長は、被害の程度により自衛隊の要請が必要と認めた場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができるものとする。

災害派遣要請の要求は、知事に対して文書で要求するものとするが、事態が急を要する場合は、電話でもって下記(3)の事項を連絡することにより要求を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

イ 関係市町長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれないときなど知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができない場合は、直接その旨および災害の状況を下記(4)に掲げる関係部隊に通知することができるものとする。

この場合、関係市町長は、知事に対して、事後速やかに所定の手続きをとるものとする。

ウ 上記イの通知を受けた下記(4)に掲げる関係部隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命または財産の保護のため、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

(3) 口頭で要請する場合の連絡事項

- ア 災害の状況および派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域および活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(4) 派遣要請先

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室（注） （兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号）	0727-82-0001 （内線2259または2351）
海上自衛隊舞鶴地方総監部（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1190）	0773-62-2250 （防災行政無線 7-451）
航空自衛隊第6航空団（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戊267）	0761-22-2101

(注) 陸上自衛隊に災害派遣を要請したときは、陸上自衛隊第14普通科連隊（第3科）（金沢市野田町1-8 TEL076-241-2171（内線238））に連絡するものとする。

第5 自主的派遣

自衛隊は、原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等、原子力災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、その要請を待つことなく部隊等を派遣する場合があるものとする。

ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施するものとする。

第6 派遣部隊の受入れ

(1) 派遣部隊の受入体制

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町長にその旨を通報し、受入体制を整備させるとともに、関係市町その他防災関係機関相互の連絡調整に当たるものとする。

ア 派遣部隊と関係市町との連絡窓口および責任者の決定

イ 作業計画および資機材の準備

ウ 派遣部隊の誘導

エ 宿泊施設、ヘリポート等施設の準備

オ 住民の協力

(2) 他の防災関係機関との競合重複排除

知事および関係市町長は、自衛隊の作業が他の防災関係機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(3) 自衛隊は、部隊を派遣する場合、県または関係市町の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や関係消防本部、県警察との調整・連絡に当たらせるものとする。

第7 派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、または派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう関係市町長、派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請を行うものとする。

第8 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として災害派遣を要求した機関が負担し、その調整は県が行うものとする。

ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(1) 派遣部隊の宿泊等に必要土地、建物等の使用料および借上料

(2) 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等の通信費および入浴料

- (3) 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達費、借上料、その運搬費および修理費
- (4) 有料道路の通行料
- (5) 放射能防護資機材（ポケット線量計、アラームメータ、防護マスク、防護服等）

第9 派遣部隊の被ばく管理

- (1) 派遣部隊の被ばく管理は原則として自衛隊独自で行うが、これが困難な場合は派遣部隊の長等から県（災害対策本部長）に対し派遣部隊の被ばく管理の要請を行うものとする。
- (2) 県（災害対策本部長）は、派遣部隊の被ばく管理を行い、これが困難な場合は、国（安全規制担当省庁（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に対して被ばく管理要員の派遣要請を行うものとする。
- (3) 県（災害対策本部長）は、緊急被ばく医療派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。
- (4) その他の被ばく管理については、本章第13節「防災業務関係者防護計画」によるものとする。

第17節 文教対策計画

第1 計画の方針

原子力災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、身体への影響が無くなった段階で、早急に学校教育施設の除染等を図り、必要であれば代替施設の確保等の応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置するとともに、避難場所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開する。

第2 学校園施設の休校措置

- (1) 県教育委員会は、退避等措置が行われた段階で、学校園施設が休校措置をとるよう関係市町教育委員会等を通じるなどして、各学校・園長へ通告するものとする。
- (2) 学校・園長は、県教育委員会から休校措置の通告があった場合、即時に全校休校とし、児童生徒の安全を確保するものとする。
- (3) 学校・園長は、所定の場所で、市町が派遣する責任者を通じ、保護者へ児童生徒の引渡しを行うものとする。

第3 授業再開対策

県教育委員会は、県の災害対策本部と協議のうえ、身体への安全が確保された段階で授業の再開時期を決定し、また非常時の授業体制について、実施可能な教科や確保可能な授業時数および教室等について検討し、当面の週時程および日課表を立案するなど、早期の授業再開対策について指針を示し、その策定について指導するものとする。

また、私立学校に対しては、これに準じた対策を行うよう指導するものとする。

県教育委員会は、各学校・園長へ通告し、学校・園長は、児童生徒へ授業再開時期や授業内容等を伝達する。県外へ避難した児童生徒には、郵送や電話等により、的確に連絡を取るものとする。

第4 教職員の確保

県教育委員会は、授業再開に必要な教職員を確保するため、教職員の被災状況に応じた代替教員等の補充を行うものとする。

また、退職教職員や教員採用候補者名簿登載者等をもとに、補充教職員を必要とする関係市町への便宜を図るものとする。

第5 通学路の安全確保

県（災害対策本部長）および関係市町（災害対策本部長）は、授業再開に向けて、通

学に必要な道路の安全の確保について、関係機関と連携を取りながら、その確保に努めるものとする。

第6 児童生徒・教職員の精神保健対策

県教育委員会は、カウンセリングが必要な児童生徒や教職員数を把握し、専門的知識を有する精神科医や臨床心理士にボランティア支援を求めるなど、カウンセラー要員の確保に努めるものとする。

第7 その他の対策

(1) 転学手続き

県教育委員会は、児童生徒の中で、転学を希望する児童生徒については、保護者との連絡調整を図り、県内各市町および関係都道府県に速やかな受入れを要請するものとする。

(2) 大学入試手続き

県教育委員会は、被災による受験不可能な生徒数と受験希望大学を把握し、入試期日、出願資格、出願手続き、検査場所、募集人員、入学手続き等の弾力的な対応について、関係大学との連絡調整および関係高校への指示等の措置を講ずるものとする。

(3) 高校入試手続き

県教育委員会は、被災時の高校入試については、入試期日、出願資格、出願手続き、検査場所、募集人員、入学手続き等の弾力的な対応および高校や中学校との連絡調整等の措置を講ずるものとする。

(4) 企業の採用試験、採用手続き等

県教育委員会は、関係機関との連絡調整、関係学校への指示等の措置を講ずるものとする。

第18節 ボランティア受入計画

第1 計画の方針

災害時には、行政や関係機関のみによる防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアにより実施する活動が重要であるが、原子力災害の特殊性に鑑み、ボランティア活動の要請については慎重な対応が必要であるため、活動の制限、開始時期、受入体制および活動体制について定める。

第2 災害時ボランティア活動の制限

県（災害対策本部長）および関係市町（災害対策本部長）は、防護措置をとったときには、防護対策区域内への立入禁止などの活動の制限について、報道機関を通じて情報提供に努めるものとする。

第3 災害時ボランティア活動の開始

ボランティア活動の開始は、原則として、県（災害対策本部長）が防護措置の解除を決定した段階からとする。

なお、県（災害対策本部長）および関係市町（災害対策本部長）は、放射線防護に万全を期するため、活動内容の検討や活動に係る防護資機材の確保等を行うものとする。

第4 災害時ボランティアの受入体制

(1) 県

災害対策本部にボランティア部門を設け、福井県社会福祉協議会等既存のボランティア推進団体が中核となる災害ボランティアセンターと連携を取りながら、ニーズに応じたボランティアの調整・あっせんを行うものとする。

(2) 市町

ボランティア活動への参加希望や避難所等における必要な業務や人数等のボランティアニーズを把握し、県災害対策本部と連携して情報提供を行うものとする。

第5 災害時ボランティアの活動体制

県および市町は、あらかじめ必要なボランティアの活動内容等について情報提供を行い、ボランティアが活動に参加しやすい組織体制づくりを行うものとする。

第 19 節 地震応急対策計画

第 1 計画の方針

地震が発生した場合、原子力事業所の異常の有無にかかわらず、その情報は非常に重要であることから、地震時における的確な情報伝達体制および活動体制について定める。

第 2 地震応急対策

(1) 原子力事業者の措置

原子力事業者は、別表 1 に掲げる規模の地震が発生した場合には、直ちに原子力事業所の施設および設備を点検するとともに、その点検結果について異常の有無に関わらず、県（原子力安全対策課）および関係市町に連絡するものとする。

なお、別表 1 に掲げる規模以外の地震の場合でも、県または関係市町から要請があった場合には、同様の措置をとるものとする。

(2) 県および関係市町の措置

県および関係市町は、上記(1)による連絡を受けた場合、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対し、報道機関の協力を得るなどして迅速に広報するものとする。

また、県は原子力事業者と連携し、万一に備え、緊急時モニタリング活動における警戒配備の準備を行うとともに、環境放射線モニタリング情報を関係市町に連絡するものとする。

別表 1（本節第 2 (1) 関係）

連絡の必要な地震

原子力事業所名	連絡の必要な地震
日本原子力発電(株)敦賀発電所 (独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター (独)日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター 関西電力(株)美浜発電所	敦賀市中央町 または 敦賀市松栄町 もしくは 美浜町郷市に設置している震度計において、震度 5 強 の地震発生を福井地方気象台が発表したとき、また は、発電所にある地震計が震度 5 強相当の地震を観測 したとき
関西電力(株)大飯発電所 関西電力(株)高浜発電所	高浜町宮崎 または おおい町本郷に設置している 震度計において、震度 5 強の地震発生を福井地方気象 台が発表したとき、または、発電所にある地震計が震 度 5 強相当の地震を観測したとき

第4章 災害復旧計画

第4章 災害復旧計画

第1節 基本方針

原子力災害により、放射性物質または放射線に汚染された物質の除去等や各種制限措置の解除の計画を定めるとともに、民心の安定、社会秩序および経済活動の回復を図るため、早期の復旧活動を行う。

第2節 現地事後対策連絡会議への職員派遣

原災法第21条の規定に基づく国の原子力災害対策本部の廃止により、国の原子力災害現地対策本部が廃止された場合において、防災関係機関等の災害復旧対策の体制、役割分担の明確化、講ずべき災害復旧対策の内容の確認等を目的とし、国、関係市町、原子力事業者および国の専門家で構成する現地事後対策連絡会議が現地原子力防災センターで開催される場合、県（災害対策本部長）は、別に定める職員を派遣するものとする。

また、当該連絡会議に派遣された県職員は、関連情報の集約・整理および国が行う事務の協力を行うものとする。

第3節 汚染の除去等計画

県（災害対策本部長）は、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去および除染作業を行うものとする。

第4節 各種制限措置の解除計画

第1 県の措置

県（災害対策本部長）は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国の専門家等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲料水、飲食物の摂取制限、農林畜水産物の採取、出荷制限等、各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第2 関係市町の措置

関係市町長は、県（災害対策本部長）と連携を図り、被災地の状況を勘案し、原子力災害によってなされた各種制限措置の解除の手続きを実施するものとする。

第5節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県（災害対策本部長）は、原子力緊急事態解除宣言後、原子力事業者その他防災関係機関と協力して、環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。

第6節 損害賠償請求計画

第1 災害地域住民の登録

関係市町（災害対策本部長）は、県（災害対策本部長）と協力し、将来の医療措置、損害賠償請求等に資するため、退避等を行った住民等に対し、被災地住民登録票により、災害発生時にその地域に所在した旨の証明、退避等施設において講じた措置等につき、登録を行うものとする。

県（災害対策本部長）は、関係市町（災害対策本部長）と連携し、住民等への医療措置の登録等を行い、損害賠償請求等に万全を期すものとする。

第2 損害調査

県（災害対策本部長）は、関係市町（災害対策本部長）と連携し、損害賠償の請求等に資するため、次に掲げる事項に起因して関係市町において被災者が受けた損害を調査するものとする。

- (1) 退避等措置
- (2) 飲料水、飲食物および農林畜水産物等に対する各種制限措置
- (3) 立入制限措置
- (4) 農耕制限措置
- (5) 漁獲禁止措置
- (6) その他必要と認められるもの

第3 諸記録の作成

県（災害対策本部長）は、関係市町（災害対策本部長）と協力して、汚染状況調査に基づき、被災地全体の汚染状況図、応急対策および復旧対策として措置した諸記録を作成するものとする。

第7節 風評被害等の影響の軽減

県（災害対策本部）は、国および市町と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するために、安全性が確認された後は、農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行うものとする。

第8節 住民相談体制の整備

県（災害対策本部長）は、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、必要な地域に総合的な相談窓口を設置し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努めるものとする。

なお、この総合的な相談窓口は本章第9節に定める被災中小企業、被災農林畜水産業等に対する援助、助成措置に係る相談窓口および本章第10節に定める心身の健康に関する相談窓口と連携を図り、住民に対する的確な対応を行うものとする。

第9節 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援

県（災害対策本部長）は、国および関係市町と連携し、必要に応じ、被災中小企業に対して災害復旧高度化資金貸付、小規模企業者等設備資金貸付、経営安定資金（経営強化）等により、設備復旧資金、運転資金の貸付けを行うとともに、被災農林畜水産業者に対して、経営の維持安定に必要な資金について、円滑な貸付けまた必要枠の確保など適切な措置を講じるものとする。

また、これらの資金貸付け等に関し、関係金融機関に対し、資金の円滑な貸付けおよび既貸付金の償還猶予が図られるよう、被害の実情に即し適切な指導を行うものとする。

なお、被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する援助および助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第10節 心身の健康相談体制の整備

県（災害対策本部長）は、国および関係市町とともに、原子力災害が発生した原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、相談窓口を開設するものとする。

第11節 物価の監視

県（災害対策本部長）は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

福井県原子力防災計画（福井県地域防災計画・原子力防災編）

経緯	昭和44年11月	作成
	昭和47年3月	修正（一部修正）
	昭和54年6月	修正（全面修正）
	昭和56年7月	修正（原子力防災編作成）
	平成元年3月	修正（一部修正）
	平成元年9月	修正（一部修正）
	平成5年3月	修正（一部修正）
	平成11年2月	修正（全面修正）
	平成11年3月	修正（一部修正）
	平成13年6月	修正（全面修正）
	平成14年2月	修正（一部修正）
	平成16年4月	修正（一部修正）
	平成16年8月	修正（一部修正）
	平成17年4月	修正（一部修正）
	平成18年3月	修正（一部修正）
	平成20年9月	修正（一部修正）
	平成21年11月	修正（一部修正）
	平成22年11月	修正（一部修正）

福井県原子力防災計画

（福井県地域防災計画・原子力防災編）

発行 平成23年3月

福井県防災会議事務局

福井県安全環境部危機対策・防災課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

電話 0776-20-0236

福井県地域防災計画

(石油類大量流出災害対策編)

福井県防災会議

福井県地域防災計画

(石油類大量流出災害対策編)

平成11年 3月作成

平成13年 2月修正

平成14年 2月修正

平成15年 5月修正

平成20年 5月修正

平成23年12月修正

福井県防災会議

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の方針	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格	1
第3 計画の構成	2
第4 細部計画および市町地域防災計画の作成	2
第5 計画の習熟	2
第6 計画の修正	2
第7 計画運用上の留意点	3
第2節 福井県の海域の状況	4
第3節 対象災害の特性および想定	9
第1 対象災害の特性	9
第2 対象災害の想定	10
第3 防除活動等のプロセス	10
第4節 ロシアタンカー「ナホトカ号」重油流出事故災害における応急対策	
活動の概要	11
第1 概要	11
第2 県の取組み状況	11
第3 災害対策活動等の状況 [平成9年4月30日現在]	12
第2章 災害予防計画	13
第1節 「覚知」の充実強化	13
第2節 「初期評価」の充実強化	13
第3節 「海洋での防除」の充実強化	14
第4節 「沿岸部での除去」の充実強化	15
第5節 「回収油の輸送・処理」の充実強化	18
第6節 「環境対策」の充実強化	18
第7節 「風評対策」の充実強化	19
第8節 「補償対策」の充実強化	19
第9節 広域的相互応援体制の充実強化対策	20
第10節 その他の充実強化対策	20
第3章 災害応急対策計画	21
第1節 対応の基本的な考え方	21
第1 対応方針に基づく統一的処理	21
第2 自衛隊への応援要請	21

第 3 節	海上災害防止センターの出動	2 1
第 4 節	防除区域の分担	2 1
第 2 節	防災関係機関の処理すべき事務または大綱	2 3
第 3 節	各活動プロセスにおける対応	3 0
第 1 節	覚知	3 0
第 2 節	初期評価	3 1
第 3 節	海洋での防除	4 7
第 4 節	沿岸部での除去	4 9
第 5 節	回収油の輸送・処理	5 6
第 6 節	環境対策	5 7
第 7 節	風評対策	5 9
第 8 節	補償対策	6 0
第 4 節	情報の種類と対応の流れ	6 2
第 4 章	災害復旧計画	6 3
第 1 節	被害回復活動の推進体制の確立	6 3
第 2 節	被災事業者、住民の復旧支援	6 3
第 1 節	相談センターの設置	6 3
第 2 節	金融措置の実施	6 3
第 3 節	被災公共施設等の復旧	6 3
第 4 節	原因船舶の除去	6 3
第 5 節	事後の監視活動	6 4

第1章 総則

第1章 総 則

第1節 計画の方針

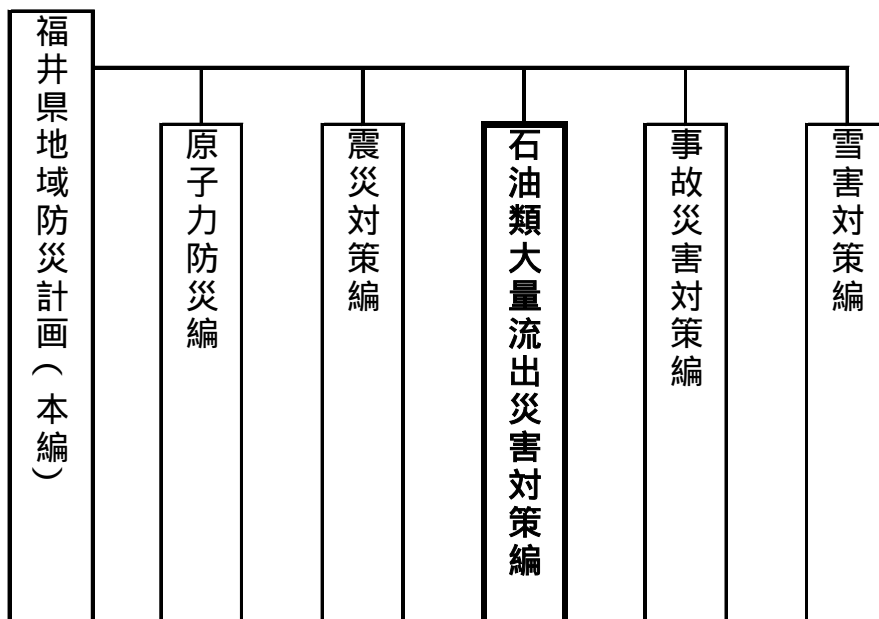
第1 計画の目的

この計画は、本県に重大な被害をもたらしたロシアタンカー「ナホトカ号」の重油流出事故災害（1997年1月発生）の教訓をもとにして、再びこのような災害が発生した場合に迅速かつ的確に対応し被害を最小限に食い止めることができるよう、国の防災基本計画等も踏まえて必要な施策を定めるものである。

第2 計画の性格

この計画は、流出した油により海洋のみならず沿岸においても重大な被害を被る可能性があること、迅速かつ的確な処理にあたっては専門的な知識、技術、資機材が必要であること、災害の規模によっては県、市町、海上保安部をはじめとする防災関係機関や地元住民、外部からのボランティアも加わった総力戦となることから、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき作成された「福井県地域防災計画」の「石油類大量流出災害対策編」として福井県防災会議が作成する計画であり、この計画に定めのない事項については「福井県地域防災計画（本編）」に準拠するものとする。

なお、本計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等防災計画の対象区域を除くものとする。



第3 計画の構成

本計画は以下の4章で構成される。

章 名	主 な 内 容
第1章 総則	計画の方針 福井県の海域の状況 対象災害の特性および想定 ロシアタンカー「ナホトカ号」重油流出事故災害における応急対策活動の概要
第2章 災害予防計画	災害応急対策活動をさらに迅速かつ的確に遂行するために今後取り組む対策
第3章 災害応急対策計画	対応の基本的な考え方 防災関係機関の処理すべき事務 各活動プロセスにおける対応 情報の種類と対応の流れ
第4章 災害復旧計画	被害を被った県民、事業者、施設の復旧に係る対策

第4 細部計画および市町地域防災計画の作成

この計画に基づく諸活動を行う際に必要な細部の活動計画等については、必要に応じ県および防災関係機関においてあらかじめ定め、対策の円滑な推進に努めるものとする。

市町地域防災計画（石油類大量流出対策関係）の作成にあたっては、この計画を基準とし、特に必要な事項については各市町においてさらに具体的な計画を定めるものとする。

第5 計画の習熟

この計画を円滑かつ的確に運用するため、県、市町および防災関係機関は平素から研究、訓練等の方法により計画の習熟に努めるとともに、この計画の内容について県民、民間団体の十分な理解と協力が得られるよう広く普及を図るものとする。

第6 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、国の防災基本計画の修正が行われた場合など、修正する必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

防災関係機関は、修正を必要とする場合は修正事項を福井県防災会議（事務局：危機対策・防災課）に提出する。

第7 計画運用上の留意点

この計画の運用にあたっては、「海洋汚染等および海上災害の防止に関する法律」、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」、海上保安庁が定める排出等油防除計画ならびに防災業務計画と矛盾し、または抵触することのないよう留意するものとする。

第2節 福井県の海域の状況

(1) 概況

当海域は、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県および島根県の1府4県沖合の日本海西部海域で、その海岸線の長さは1,800キロメートルに及ぶ。この海岸線は景観に恵まれ、越前加賀海岸国立公園、若狭湾国立公園、丹後天橋立大江山国立公園、山陰海岸国立公園、大山隠岐国立公園に指定されている。

当海域の沿岸には、主要港（特定港）として福井港、敦賀港（福井県）、宮津港、舞鶴港（京都府）、境港（鳥取県）、浜田港（島根県）の計6港が存在する。

西部地区の境港および東部地区の福井港は、石油配分企業がタンク多数を有し、各地区への石油配分の基地となっており、また、福井港には、国家石油備蓄基地がある。

(2) 油保管施設の状況

当海域の沿岸には、容量500キロリットル以上の油等保管施設で、油濁防止緊急措置手引書備え置き義務施設は104施設（うち本県内に53）、有害液体汚染防止緊急措置手引書備え置き義務施設は15施設（すべて本県内）あり、そのうち48施設が石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に指定されている福井地区にある。

また、福井地区の国家石油備蓄基地では、約342万キロリットルの原油が備蓄されている。

(3) 係留施設の状況

当海域における総トン数150トン以上のタンカーが着積する係留施設で、油濁防止緊急措置手引書備え置き義務施設は54施設（うち本県内に8）、有害液体汚染防止緊急措置手引書備え置き義務施設は3施設（すべて本県内）ある。

(4) 船舶交通の状況

当海域の主要航路は、第九管区の猿山岬、および第八管区の経ヶ岬、隠岐海峡、出雲日御碕ならびに第七管区の川尻岬をそれぞれ結ぶ線の沖合にあり、船舶交通は、経ヶ岬沖および出雲日御碕沖に集中しているが、この2海域は好漁場でもあって、漁船の操業が活発で、船舶交通が輻輳している。

(5) 海難の発生状況

当海域における最近3か年（平成16年～18年）の要救助海難発生隻数は、年間

120隻前後で、これを海難種類別にみると油等の排出を伴うおそれのある衝突、乗揚げおよび転覆が全体の約半数を占めている。

(6) 海洋汚染の発生状況

当海域における最近3か年間の油等による海洋汚染の発生状況は、排出源別にみると船舶に係るものが多く、陸上保管施設に係るものは少ない。また、船舶に係るものを原因別にみるとバルブ操作の誤り等器具類の取扱い不注意によるものおよび故意排出等によるものが多く、全体の約半数以上を占めている。

(7) 気象・海象の状況

気象の状況

ア 気温

年間平均気温を気象表（場所：敦賀、舞鶴、鳥取、境、西郷、浜田）で見ると13～15度である。月平均の最高気温は8月に現われ、敦賀27.0度、西郷で25.7度、その他は26度台である。月平均の最低気温は境、舞鶴および敦賀は1月に現われ、3.0度～4.0度で、浜田、西郷および鳥取では1月と2月は同温で浜田は5.5度、西郷と鳥取は3.7度である。月平均気温の最高と最低の年較差は鳥取、舞鶴および敦賀で約23度、西郷と境で約22度、浜田で約20度である。

イ 風向

冬季は西高東低の気圧配置に伴う北西の季節風が卓越する。3月に入ると季節風がしだいに衰え、4月ともなると南寄りの風がしだいに増加する。夏季は一般に南東～南の風が多いがそれほど強くなく、沿岸において局地風や海陸風の起きる所もある。

隠岐諸島付近では、時として、俗に「おちぎた」という北寄りの強風が吹く。

これは、冬季、上層に寒気が進入したとき、日本海西部に発生した副低気圧（主低気圧の圏内に発生する小低気圧）が東南東へ進んで隠岐諸島付近を通過する際の北寄りの突風で、短時間ではあるが異常に強いことがある。

ウ 風速

日本に強風をもたらすものには低気圧、台風および前線の三つがある。

冬季の強風は、低気圧の通過に伴う北西季節風の影響も加わって非常に強くなることがあり、風速は陸上で15～20メートル/秒、沿岸および海上では30～40メートル/秒に達することもある。この強風は台風に比べて吹く範囲が広いこと、吹き続ける時間が長いこと、急に吹き始めることなどが特徴である。

春季の強風は、北西の強風および太平洋高気圧から日本海を通る低気圧に吹き込む南寄りの強風があり、この風はフェーン現象を起こすことがある。

夏季の強風は、台風および発達した低気圧によるものが殆どである。

秋季の強風は、日本の北方または北日本を東へ進む発達した低気圧から、南西方へ延びる強い寒冷前線が通過することによって起きる。前線の東側では強い南西の風が吹き、西側では強い北西の風が吹いて気温が急に降下する。しかし、冬季の季節風のように長続きせず、半日ぐらいで治まる。

エ 霧

日本海の霧は、日本海の表面を吹走する太平洋高気圧からの暖湿気塊や、オホーツク海高気圧からの冷湿気塊とリマン海流や対馬暖流などの寒・暖流との相互作用によって発生する。霧の発生日数は、冬季は極めて少なく、春季にはやや増加し、夏季になると発生日数は最大となり、秋季になると減少していく。

沿岸や港湾に発生する霧は、対馬暖流や河川水による海面水温の変化、港湾をめぐる地形の影響により、外洋の霧よりも複雑である。管内の霧の多発地域として経ヶ岬～舞鶴湾が有名である。気象表（場所：敦賀、舞鶴、鳥取、境、西郷、浜田）から霧の年間発生日数を見ると、舞鶴（10月と11月が特に多い）が約31日と最も多く、西郷と境が10～13日、浜田、鳥取および敦賀が1～3日と極めて少ない。

オ 降水量

年間降水日数を気象表（場所：浜田、西郷、境、鳥取、舞鶴、敦賀）で見ると、敦賀が最も多く約170日、境、鳥取および舞鶴は約150日、西郷は約140日、浜田が最も少なく約130日である。年間降水量も敦賀が最も多く約2400ミリメートル、境および鳥取は約1900ミリメートル、浜田、西郷および舞鶴で約1700ミリメートルである。四季別の降水日数は西郷、境、鳥取、舞鶴および敦賀では年間降水日数の約50パーセントが冬季に現れている。浜田では大きな特徴は見られない。

海象の状況

ア 潮流

管内の潮汐は満潮と干潮の潮差が小さいため、各港湾の潮流は弱く0.2ノット以下が多く、0.5ノットを超えることは稀である。ただし、境港においては地形の影響により、1ノットを超える東流が見られる。

イ 海流

日本海の流れは、シベリヤ沿岸に沿って南下する寒流系のリマン海流と、対馬海峡を通過して東流する暖流系の対馬暖流とがあり、管内沿岸域の海況は対馬暖流の離接岸や強弱により大きく影響される。

ベクトル平均速度・安定度で流れの方向を見ると、管内の沿岸沿いは四季を通

じて東方の流れが比較的安定しているが、沖合では流れの方向にバラツキがあるため安定度が悪い。流速を見ると、暖流域の勢力が強まる夏季が冬季に比べ流速は強い。

一般に、対馬暖流の流速は夏季は1～2ノット、冬季は1ノット前後の流れがある。

ウ 海水温度

海水の表面水温は気温と同様に日変化および月変化が見られる。日変化はその日の気象条件により大きく左右されるが、最高水温は15時頃、最低水温は6時頃に現われる。

月変化の最高水温は8月頃に、最低水温は2月頃に現われる。水温の最大値は7月と8月に30度台、水温の最小値は1月と2月に5度台である。

エ 波高

日本海における高い波は冬季に発生することが多く、これは低気圧と北西季節風の影響によるもので、この場合の低気圧の移動速度は20～30メートル/秒、風速は20メートル/秒程度で発生する風浪の周期は12秒以下、波高は約8メートルを超えることもある。春と秋には波は低く継続時間も短い、局地的な風によって沿岸部に高い波が発生する。

夏には台風時を除いて一般的に静穏な日が続く。日本海沿岸の平均波高は0.6～1メートルで周期は7秒である。

2メートル以上の波高が続く日数は、台風で約1日、低気圧で約3日程度である。

カ うねり

太平洋側のような大きな「うねり」は認められず、低気圧の通過後に「うねり」が残ることがあるが、消滅は早い。

キ 潮汐

太平洋沿岸や有明海の潮の干満差は1～3メートルと大きい、日本海沿岸の潮の干満差は大潮時で30～40センチメートル、小潮時で10センチメートル前後と小さく、干満差が1メートルを超えることはない。福井県の三国、京都府の舞鶴および島根県の浜田の各月の平均潮位は3ヵ所とも各月の差は小さくほぼ同じぐらいの潮位である。月変化を見ると最高潮位は8月か9月に、最高、最低潮位は3月に現われ、その年較差は約40センチメートルと小さい。舞鶴験潮所における過去の最高潮位はジェーン台風（昭和25年9月3日）の時に海図の基準面上112センチメートルを記録した。一方、最低潮位はシベリヤ高気圧（昭和39年4月8日）の影響で海図の基準面下74センチメートルを記録した。

(8) 漁業の状況

当海域における漁業は、沖合域においては大陸棚が大きく広がり、加えて対馬暖流による冷水性の渦動域の形成や、這い上がり冷水の存在により、あじ、さば、いわし等の好漁場が形成され、大・中型まき網および沖合底びき網漁業が活発である。

一方、沿岸域は、海岸線が複雑に形成されており、天然の良港に恵まれ、あわび、さざえ、いわのりをはじめとする磯根資源が豊富であり、また、天然礁が多数存在し、さし網、小型定置網漁業が盛んである。

(9) 海域の周辺環境

山陰沿岸・若狭湾海域（島根県、鳥取県、兵庫県、京都府、福井県）海岸線は、西部から大山隠岐国立公園、山陰海岸国立公園、若狭湾国定公園および越前加賀国定公園に指定されるなど観光資源に恵まれ、また鳥獣保護区も設定されており、海水浴場については160ヶ所程ある。

また、発電所については、原子力7ヶ所、火力6ヶ所が存在する。

第3節 対象災害の特性および想定

第1 対象災害の特性

海洋に流出した石油類による影響は、発生海域、時間の経過、油種、油量、海象などの多くの要素によって決まるが、その対策のために最も重要な対象災害の特性（油種による対応方法および流出油の経時変化）を整理する。

(1) 原油

原油は、種類によって性状に大きな差異があり、軽質油では一般的にはC12付近までの部分が原油ガスとして早期に蒸発する。このガス成分には引火・有毒性があるため非常に注意しなければならない。

このため、必要に応じ当初は流出源の風下に危険海域を設定し、二次災害の防止に努める。ここには防爆型船舶以外の立入りを禁じる等の措置が必要である。

時間が経過しガスがなくなるとC重油と似た油種となる。

防除資機材としては、風化する前の状態であれば油回収船「あすわ」等の法定のもので効果が期待できる。しかし、風化が進むとC重油と同じ対応となる。

(2) C重油

C重油は、原油からプロパン等のガス、ガソリンおよび灯油等を取り除いた残りの油から更にA重油と呼ばれる軽い成分を取り除いた最後に残った油カスのようなものであって、大型船舶や火力発電所の燃料として使われている。

このC重油は、海に流れて波で攪拌されると、海水と混じり合い、油中水型エマルジョン（油の分子中に海水が入った状態）となり、丁度バターのようなになる。このような状態を風化するかエマルジョンとか呼び、油の容積も大体3倍に膨張することが経験的に判っている。

海上に流出し間もないまだ風化していないC重油と、既に風化している油では対応が異なる。すなわち油の流動点が海水温度に比べ十分に高い場合とそうでない場合によって法定の回収船や資機材では対応できない場合がある。

後者の場合、油は固形状になっていることが予測されるため、液体としての回収はできず、バケットグラブを装備したガット船等による掴み取りの回収が有効である。

(3) ガソリン

海上に流出した場合、ガソリンの引火点は0度以下のため、引火の危険性が高く、過去の事例では爆発により大惨事になったこともある。更に、早期に拡散、蒸発するため、その対応には非常に注意を払わなければならない。

基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対

し避難を勧告するなど二次災害の発生の防止を図る。

やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または消火泡により油面を被覆する等、引火性ガスの大気拡散を抑制する。

(4) ケミカル類

海上に流出した場合の変化は、種類により浮上、沈降、水中浮遊とさまざまである。多くの場合、引火または有毒性の危険があり、更に複数のケミカルが混じり合うと反応し合うこともあり、その都度専門家等による確認を要する。

変化および特性に合わせ、専門家の指示による対応を取る。

第2 対象災害の想定

(1) 発生時期

被害の拡大する地域がもっとも広くなり、また海洋および沿岸とも防除活動が最も困難な時期として、冬季を想定する。

(2) 流出した油の種類

本県に直接影響を及ぼした過去2度にわたる油流出事故の例および日本海を航行するタンカーの実情から、原油もしくはC重油とする。

(3) 被害の範囲

海洋および沿岸それぞれにおいて、防災関係機関が調整を行いながら、連携して防除措置を講じなければならない程度の量とする。

(4) 被害の範囲

流出した油により広範囲にわたり漁業資源、工業プラント、海岸への被害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合を想定する。

第3 防除活動等のプロセス

流出油については、油の流出通報から回収・処分までの防除活動と、被害の現状回復のための対策があり、以下のプロセスに分かれる。

(1) 防除活動

防除活動は、一般的には時間の経過に伴って「覚知、初期評価、海洋での防除、沿岸部での除去、回収油の輸送・処理」の各段階に分かれるが、流出規模が大きくなると海洋・沿岸等の防除（除去）を同時並行で実施する場合は通例となる。

(2) 被害の現状回復

流出油による環境、経済的被害に対する現状回復対策は、「環境対策、風評対策、補償対策」があるが、いずれも防除活動と並行して実施する必要があるが、また、防除活動の終了後も引き続き行う場合は通例である。

第4節 ロシアタンカー「ナホトカ号」重油流出 事故災害における応急対策活動の概要

第1 概要

平成9年1月2日に島根県隠岐島の北北東約106キロメートルの海域で、ロシア船籍のタンカー「ナホトカ号」の船体が折損し、積載していたC重油約19,000キロリットルのうち、推定約6,240キロリットルの重油が折損したタンクから流出した。

折損により、船首部が脱落し推定約2,800キロリットルの重油を積載したまま、1月7日に本県三国町の安島沖に着底した。

流出した油は、冬の北西の季節風等により、1月7日に三国町に、1月21日には河野村に漂着し、県内沿岸12市町村全てに重油が押し寄せ、漁業被害および風評被害等をもたらした。

このため、県においては、1月7日に災害対策本部を設置し、関係市町村および国の関係機関との緊密な協力の下、24時間体制で情報収集や対策に当たるとともに、自衛隊や関係漁協、さらには、大勢のボランティアの方々等の応援を得て応急対策を実施した。

第2 県の取組み状況

- 1月3日 第八管区海上保安本部から流出油についての注意喚起通報受信
- 1月4日 タンカー油流出事故庁内連絡会議の設置
- 1月7日 福井県災害対策本部の設置（三国町安島沖に船首部着底）
- 1月9日 陸上自衛隊へ災害派遣要請
ボランティア窓口の設置
- 1月14日 関係各省庁および政党へ1府5県による共同要望
- 1月15日 （船首部の油抜き取りのための仮設道路建設作業開始）
- 1月16日 環境保全技術対策プロジェクトチームの設置
- 1月20日 緊急特別資金の創設
- 1月27日 油流出事故災害補償対策プロジェクトチームの設置
- 2月2日 重油回収技術対策連絡会の設置
- 2月11日 福井県イメージアップ緊急対策連絡会の設置
- 2月17日 油流出事故災害義援金活用策に関するワーキンググループの設置
- 2月18日 関係各省庁および政党へ1府8県による共同要望
- 2月20日 海岸部漂着油の除去に関する標準的指針の発表
- 2月25日 （船首部の油抜き取り作業終了）
- 3月4日 陸上自衛隊撤収要請
- 3月31日 国際油濁補償基金に一次分の補償請求
ボランティア受付終了

- 4月20日 (船首部の撤去終了)
 4月30日 福井県災害対策本部の廃止
 福井県タンカー油流出事故被害回復推進会議の設置

第3 災害対策活動等の状況 [平成9年4月30日現在]

(1) 県手配の資機材配備状況	オイルフェンス配備延長	21,720メートル
	ドラム缶	70,152本
	ひしゃく	11,404本
	胴長靴	3,442着
(2) 流出油回収作業	油回収人数(ボランティア等)	162,050人
	流出油回収量	17,911.3キリットル
(3) ボランティア活動(受付者のみ)		90,018人
(4) 自衛隊(回収人員のみ)		5,517人
(5) ヘリコプター等による調査		930回
(6) 回収船等の出動		5,567隻
(7) 県への災害義援金	件数	8,011件
	金額	703,221,284円
(8) 県への義援物資	件数	2,294件

第 2 章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

石油類大量流出事故による本県への被害を最小限に食い止めるために、県、市町および関係防災機関が予め備えるべき減災対策としての措置を定める。

第1節 「覚知」の充実強化

油流出発生に関する情報を迅速かつ的確に防災関係機関が共有化するためには、情報伝達について、県および敦賀海上保安部がその手段と系統をあらかじめ定めておくとともに、流出油の経時変化について日頃から防災関係機関との間で意見交換を行い、情勢判断に関する意識統一に努める。

(1) 油流出情報伝達の習熟

油流出情報伝達系統図に位置づけられた防災関係機関は、敦賀海上保安部を起点とする連絡系統を職員に周知するとともに、伝達機器の習熟に努める。

(2) 情報伝達機器の整備

油流出発生情報の伝達においては、原則としてFAXを用いることとしているが、送信を繰り返すうちに読みとりが困難になることが指摘されていることから、各防災関係機関は電子メール等迅速かつ的確な情報伝達機器の検討および整備に努める。

第2節 「初期評価」の充実強化

初期評価を更なる的確に行うためには、流出油災害についての基本的な知識を持つ人材の育成、漂流油の現状を迅速かつ的確に把握するための手段や防災関係機関との連携体制の充実、海域および沿岸の自然環境の事前把握が必要である。そこで、県、敦賀海上保安部、市町およびその他の防災関係機関は、以下の対策を推進する。

(1) 海上災害防止センターが実施する海上防災研修への参加

県、市町および各漁業協同組合は、職員を継続的に（独）海上災害防止センターが実施する海上防災研修に派遣し、人材の育成に努める。

(2) デジタルカメラおよび電送手段の整備ならびに習熟

海洋の流出油の状況を迅速かつ的確に伝達することができるよう、敦賀海上保安部および県は、デジタルカメラ、パソコンおよび携帯電話等による写真の電送手段の整備に努める。また、的確に使用できるよう日常業務での使用および訓練等を通じて習熟を図る。

(3) 流出油の現状把握に関する防災訓練の実施

流出油の現状把握には、敦賀海上保安部を中心に、県、海上自衛隊、航空自衛隊が当たることから、これらの機関相互の連携が的確になされるよう、敦賀海上保安部はこれらの機関と共同で流出油の現状把握に関する防災訓練を実施する。

(4) 流出油海洋防除連絡会議の定期的開催

海洋での防除方針を決定するに当たっては、敦賀海上保安部が流出油海洋防除連絡会議を開いて構成機関相互の意思の統一を図ることから、災害発生時にこれらの機関との意思の疎通が円滑に図られるよう、敦賀海上保安部は流出油海洋防除連絡会議を定期的に行い、連携体制の強化を図る。

(5) 気象庁の行う油漂流予測の活用体制の整備

気象庁では、風向、風速、波、海流等の数値予報を応用した流出油の漂流予測を開始する予定であり、県および敦賀海上保安部は、福井地方気象台によるこの予測を初期評価の充実に積極的に活用できる体制を整えていく。

(6) 海域の自然的・社会的・経済的諸情報の収集・整理

事前に海域の自然的・社会的・経済的諸情報（水質、底質、漁場、養殖場、工業用水等の取水口、海水浴場、鳥類の渡来・繁殖地、海岸植生、史跡名勝天然記念物等に関する情報）が一元的に把握されていることは、初期評価の迅速かつ的確な実施に極めて有効である。そこで、県および敦賀海上保安部は、市町、各漁業協同組合、その他管轄（管理）区域を持つ防災関係機関の協力を得て、これらの情報の収集・整理および一元化に努める。

第3節 「海洋での防除」の充実強化

海洋での防除をさらに的確に行うためには、海洋での油防除に関する基本的な知識を持つ人材の育成、流出油の監視および回収船等の誘導を迅速かつ的確に実施するための手段や防災関係機関相互の連携体制の充実、回収船や防除資機材の調達体制の確立等が必要である。そこで、県、敦賀海上保安部、市町およびその他の防災関係機関は、以下の対策を講じていく。

(1) 海上災害防止センターが実施する海上防災研修への参加

県、市町および各漁業協同組合は、職員を継続的に（独）海上災害防止センターが実施する海上防災研修に派遣し、人材の育成に努める。

(2) デジタルカメラおよび電送手段の整備ならびに習熟

海洋での流出油の状況および防除作業の状況を写真に撮り、それを迅速に電送することができるよう、敦賀海上保安部および県は、デジタルカメラ、パソコンおよび携帯電話等による写真の電送手段の整備に努める。また、的確に使用できるよう日常業務での使用および訓練等を通じて習熟を図る。

(3) 海洋での防除に用いる防除資機材の確保およびデータベース化

海洋での防除に当たっては、油の拡散を防止するための資機材（オイルフェンス、集油ネット等）、油を機械的に回収するための資機材（油回収船、油回収装置等）、油を物理的に回収するための資機材（油吸着材、油ゲル化剤等）、油の分解を促すための資機材（油処理剤）、応急的・補助的に回収するための資機材（ひしゃく、たも、

バケツ等)、回収した油を一時貯留するための資機材(ドラム缶等)、これらの資機材を輸送する船舶・車両、活動を記録するためのカメラ等数多くの資機材が必要となる。

これらを災害発生時に迅速かつ的確に確保するために、敦賀海上保安部、県、市町および漁業協同組合は連携して必要な資機材を備蓄するとともに、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備していく。さらに資機材の保有状況のデータベース化を図っていく。

(4) 海洋での防除に係る訓練の実施ならびに訓練結果の評価を踏まえた体制の充実

海洋での防除活動には、空中から流出油の監視・回収船等の誘導を行う機関(敦賀海上保安部、県、航空自衛隊等)、海洋で油を回収する機関(敦賀海上保安部、(独)海上災害防止センター、漁業協同組合、海上自衛隊等)、作業者の安全・健康の保持を支援する機関(県、県医師会等)、情報伝達を支援する機関(NTT、北陸総合通信局等)等、多数の機関が当たることから、これらの機関相互の連携が的確になされるよう、敦賀海上保安部は海洋での防除に係る防災訓練(図上訓練を含む。)を定期的実施し、県をはじめとする防災関係機関は積極的に参加する。また、訓練結果については、十分な分析・評価を行い、その後の体制の充実に資する。

(5) 油回収処理方法に関する知識の周知

県および敦賀海上保安部は「重油回収にかかる技術対策および技術情報について」に基づき、油の回収技術について職員への周知に努める。また、回収油の分別収集の実施についてその徹底に努める。

(6) 京都府、石川県との事前調整の実施

流出油による影響が隣接する京都府や石川県にも及ぶ場合、他府県防災ヘリコプターへの応援要請、自衛隊への災害派遣要請等において両府県と連携をとる必要が出てくる。そこで、県は両府県と定期的な情報交換等を行い事前の調整を図っていく。

(7) 油処理剤使用に関する漁業関係者との情報・意見交換の実施

油処理剤の使用に当たっては、環境への影響を考慮して慎重を期す必要があり、このため県および敦賀海上保安部は、漁業関係者を中心に油処理剤使用に関する情報交換や意見交換を十分に行う。

(8) 油処理剤等の調査研究

油処理剤やバイオによる流出油の防除は、最も簡単で効果的な場合が多いが、環境に与える影響等が十分に解明されていないことから、県および敦賀海上保安部は油処理剤等についての調査研究に努める。

第4節 「沿岸部での除去」の充実強化

沿岸部での除去を更に的確に行うためには、沿岸部での除去に関する基本的な知識を持つ人材の育成、流出油の除去を迅速かつ的確に実施するための体制の充実、防除

資機材の調達体制の確立等が必要である。そこで、県、市町、漁業協同組合およびその他の管轄（管理）区域を持つ防災関係機関は、以下の対策を講じていく。

(1) 海上災害防止センターが実施する海上防災研修への参加

県、市町および各漁業協同組合は、職員を継続的に（独）海上災害防止センターが実施する海上防災研修に派遣し、人材の育成に努める。

(2) デジタルカメラおよび電送手段の整備ならびに習熟

「沿岸部」の流出油の状況を写真におさめ、それを迅速に電送することができるよう、県、県警察本部および市町はデジタルカメラ、パソコンおよび携帯電話等による写真の電送手段の整備に努める。また、的確に使用できるよう日常業務での使用および訓練等を通じて習熟を図る。

(3) 沿岸部での除去に用いる防除資機材の確保およびデータベース化

沿岸部での除去に当たっては、バキュームカー、クレーン、回収ネット、ブリーツネット、オイルフェンス、油吸着剤、ひしゃく、たも、バケツ等の油回収のための資機材、高圧温水洗浄機、ふるい、カンショ掘取機、ビーチクリーナー等の漂着した油の清掃のための資機材、ドラム缶等の回収した油を一時貯留するための資機材、これらの資機材を輸送する車両、カメラ等活動を記録するための資機材、マスク、作業着、手袋等活動要員をサポートするための資機材等数多くの資機材が必要となる。

これらを災害発生時に迅速かつ的確に確保するためには、県、市町および（社）福井県漁業指導協会は連携して必要な資機材を備蓄するとともに、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備していく。更に資機材の保有状況のデータベース化を図っていく。

(4) 医療救護体制の整備

県は、市町との連携のもと医療従事者、医薬品・医薬材料等の医療資機材の確保体制を整備する。

(5) 沿岸部での除去に係る訓練の実施ならびに訓練結果の評価を踏まえた体制の充実

沿岸部での除去活動には、空中から流出油を監視する機関（県、県警察本部、近畿地方整備局等）、油を監視・除去する機関（市町、消防機関、漁業協同組合、地元住民、陸上自衛隊、警察署、ボランティア、北陸地方整備局や電力事業者などの管轄（管理）区域を持つ機関等）、作業者の安全・健康の保持を支援する機関（県、県医師会等）、情報伝達を支援する機関（NTT等）等、多数の機関があたることから、これらの機関相互の連携が的確になされるよう、県は沿岸部での除去に係る防災訓練（図上訓練を含む。）を定期的実施し、市町をはじめとする防災関係機関はその実施に積極的に参加する。また、訓練結果については、十分な分析・評価を行い、その後の体制の充実に資する。

(6) 沿岸部での除去マップの作成

沿岸部での除去は、市町が消防機関、漁業協同組合等と共同で実施するほか、北陸地方整備局、近畿地方整備局、県または各電力事業者が管轄（管理）している区域については各々の機関が直接行うことから、それぞれの機関の活動エリアを地図（マッ

プ)に落とし、さらに海域の自然的・社会的・経済的諸情報とリンクさせて整理しておくことは、沿岸部での除去方針を決定・更新していく上で有効である。そこで、県は、市町その他の管轄(管理)区域を持つ防災関係機関の協力を得て、県の海岸線全体の沿岸部での除去マップを作成する。さらに、市町は、県の作成する沿岸部での除去マップを踏まえ、海岸へのアクセス道路、回収油の一時集積場所(候補地)等沿岸部での除去に資するきめ細かな情報を加えた市町沿岸部での除去マップを作成する。

(7) 流出油沿岸部除去連絡会議の定期的開催

沿岸部での除去方針を決定するにあたっては、県が流出油沿岸部除去連絡会議を開いて構成機関相互の意思の統一を図るが、災害発生時にこれらの機関との意思の疎通が円滑に図られるよう、県は流出油沿岸部除去連絡会議を定期的を開催し連携体制の強化を図る。

(8) 沿岸部の流出油監視マニュアルの整備および研修の実施

沿岸部での除去方針を的確に決定・更新していくためには、流出油の状況を把握するための監視活動が極めて重要となる。そこで、県は、(独)海上災害防止センター等の協力を得て監視手段、流出油の状況を評価するための基準、報告様式等を含む沿岸の流出油監視マニュアルを作成する。また、市町、消防機関および漁業協同組合は監視活動に携わる職員に対しこのマニュアルの周知徹底を図る。

(9) 資機材・物資の集積拠点候補地の選定

災害発生時には、義援物資を含むさまざまな資機材・物資を集積拠点に集め、そこから市町等に輸送する(市町等が集積拠点に取りに行く場合もある。)ことから、県は、災害発生時に迅速に集積拠点が機能するよう、集積拠点の候補地をあらかじめ定めておく。

(10) 集積拠点を的確に運営するための物資取扱業者との応援協定の締結

集積拠点に集まった多種・大量の物資を迅速かつ的確に処理するためには、物資の取り扱いを専門とする業者の協力を得ることが有効である。そこで、県は、倉庫業者、宅配業者といった物資取扱業者との間の応援協定の締結を図っていく。

(11) ボランティア本部候補地の選定

市町は、ボランティアを的確に受け入れ、またボランティア活動の中心となるボランティア本部が迅速に立ち上がるようその候補地をあらかじめ選定しておく。

(12) 地元住民、ボランティアへの安全・健康指導マニュアル(雛形)の作成

沿岸部での除去活動には専門的な知識や経験のない地元住民やボランティアが多く参加する可能性がある。これらの者が安全かつ健康に活動できるよう災害発生時にはきめ細かな指導が必要であるので、県は県医師会と連携してあらかじめ作業の危険性、着衣の配慮等を含む安全・健康指導マニュアルの雛形を用意しておき、災害発生時には油の種類や季節等に応じて当該災害に適合したマニュアルを迅速に作成できるようにしておく。

(13) 油回収処理技術等に関する知識の周知

県、市町およびその他管轄（管理）区域を持つ関係防災機関は「海岸部漂着油の除去に関する標準的指針」および「重油回収にかかる技術対策および技術情報について」に基づき、油の回収程度や回収技術について職員への周知に努める。なお、回収油については、「油のみ」、「油の付着した砂」および「使えなくなった回収用具」に分けて収集する「分別収集」の実施を、また、沿岸部での除去における重機の使用については、自然環境の破壊を招くことのないよう、また汚染されていない砂に油を混ぜてしまうことのないように十分な配慮に努めることを徹底する。

第5節 「回収油の輸送・処理」の充実強化

回収油の輸送・処理をさらに的確に行うためには、回収された油の輸送体制の充実やリサイクルを念頭に置いた油の回収・処理方法に関する知識の蓄積が必要である。

そこで、県、敦賀海上保安部、市町およびその他の防災関係機関は、以下の対策を講じていく。

(1) 回収油処理施設に関する情報収集等

県は、原因船舶等防除措置義務者による回収油の円滑な処理を図るため、県内の産業廃棄物処理事業者の所在、処理能力等を把握するとともに、災害時の受け入れについて十分な調整を図っておく。

(2) (社)福井県産業廃棄物協会、(社)福井県トラック協会等との応援協定の締結

回収油を一時集積場所に迅速かつ的確に輸送するため、県は(社)福井県産業廃棄物協会、(社)福井県トラック協会等との応援協定の締結を図っていく。

(3) 回収油処理マニュアルの策定および周知

県は、効果的かつ効率的な回収油の処理のため、回収油処理マニュアルを策定し、県、市町、敦賀海上保安部および関係防災機関は同マニュアルの職員への周知に努める。

(4) 回収油のリサイクルに関する情報の収集および防災関係機関間の共有

県は、回収された油ができるだけ再生利用できるよう、回収油の性質（海水のみ混入、砂混じり等）ごとのリサイクルの可能性、適切な油の貯留方法等に関する情報を継続的に収集し、それを防災関係機関に伝達することで情報の共有化を図っていく。

第6節 「環境対策」の充実強化

油流出事故に対する環境影響調査や水鳥救護体制の整備など環境保全対策を迅速かつ的確に実施するためには、平常時の環境状況の把握、環境保全対策に関する知識を持つ人材の育成、活動マニュアルの整備等が必要である。そこで、県、市町およびその他の防災関係機関は、以下の対策を講じていく。

(1) 平常時の環境状況の把握

油流出事故に伴う環境および生態系への影響を科学的に評価するためには、平常時における大気・水質・底質等の環境、海岸植生、水産生物等の状況を把握しておく必要があることから、県は、定期的に調査を実施することにより、現状把握に努める。

(2) 調査体制の整備

県は、市町等の協力を得て、油流出事故に関する環境関連情報の集積に努めるとともに、分析機器の整備等調査体制の整備を図る。

(3) 国等の実施する研修等への参加

県および市町は、職員を環境庁、国土交通省等が実施する環境保全対策に関する研修等に派遣し、人材の育成に努める。

(4) 水鳥救護体制の整備

水鳥の救護が的確に実施できるよう、県は県獣医師会、日本野鳥の会県支部等の関係機関と連携し、油汚染水鳥の保護収容、搬送、洗浄、治療・リハビリテーションおよび放鳥までの救護体制を整備する。

また、油汚染水鳥の救護にかかる人材の確保および技術の修得を目的とする救護マニュアルの作成・配布、技術研修会を開催する。

さらに、緊急時に対応できる施設の整備について検討する。

第7節 「風評対策」の充実強化

風評対策の実施に当たっては、県は風評対策の方針を検討するため、漁業、観光、マスコミ関係者等の協力を得て流出油風評対策連絡会議を開催し、対策の方針の検討等を行うこととしている。災害発生時にこの連絡会議が迅速かつ的確に機能するよう、県は、県内水産物の主要取引市場における取扱数量・価格、各観光地における観光入り込み客数等の情報収集に努め、風評の影響が客観的に判別できる基礎データづくりを行っている。

第8節 「補償対策」の充実強化

災害発生時は油の防除回収作業が優先され補償対策は後回しにされやすいが、災害対策とそれに伴い発生する経費は密接不可分であることから、県は、市町とともに早期に補償対策体制を確立する必要がある。

しかし、補償対策のキーマンで補償関係の一方の当事者である海事鑑定人等は、災害発生初期においては防除活動に専念しており、補償の全体像に関する情報が得られにくいなど混乱も予想される。

したがって、県は、速やかな補償対策のために通常時から、国土交通省海事局内に設置された「油濁保障対策官」と連絡をとるなど最新の情報を絶えず入手する方法を確保

し、知識の集積を図るとともに、種々のケースを想定し、災害の状況に応じた補償対策の立案が可能となるよう習熟しておく。

第9節 広域的相互応援体制の充実強化対策

災害発生時には、一地域の防災機関では対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、県および市町は、県内外の広域相互応援体制を整える。

流出油災害では、同一広域応援協定内で複数の府県が応援を必要とする場合があることを前提とし、とりわけ、流出油の監視等に有効なヘリコプター、流出油被害の防護および流出油回収に活用するオイルフェンス、回収油の一時保管のためのドラム缶等については、応援する側の対応窓口の一本化、資機材分配の調整方法等を検討しておく。

また、それぞれの備蓄物資について、定期的に情報交換を行う。

第10節 その他の充実強化対策

第1節～第9節までで規定したもののほか、県およびその他の防災関係機関は以下の対策に努めていく。

(1) 想定外の事態に関する検討

本計画は、多数の遭難者が発生した場合、流出油に起因する火災や爆発が発生した場合、人体に有毒なガスが発生し沿岸にその影響が及ぶ場合等について想定したものではない。流出油による災害の態様はさまざまであり、上記の事態の発生時に的確に対応できるよう県および敦賀海上保安部は、(独)海上災害防止センターの協力のもと、これらの事態への対応についても今後検討を続けていく。

(2) 油の毒性等についての沿岸住民、事業者および防災関係機関への周知

油の毒性等については一般になじみの薄いところであり、万一の際に的確に対応できない事態も予想される。そこで、県は、(独)海上災害防止センター等の協力を得て、油の毒性等に関するパンフレットを作成し、沿岸住民、事業者および防災関係機関への周知に努めていく。

(3) 総合的な充実強化対策

県、市町および関係防災機関は、本計画の充実を図り、実行を期すため「石油類大量流出事故災害対策連絡会」を設置し、日頃から情報交換に努めるとともに、別に定める「福井県石油コンビナート等総合防災訓練」時に各機関の防災体制、資機材等の整備状況を相互に点検するものとする。

第 3 章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 対応の基本的な考え方

第1 対応方針に基づく統一的処理

想定する事象が発生した場合に対処すべき業務は、油の防除という地震や風水害等の災害よりも限定された範囲であり、一方、その影響範囲は複数の市町の沿岸等広域にわたり、また、地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することから、統一的な処理が有効かつ重要となる。

したがって、流出油防除を効果的に行うために、県、市町、敦賀海上保安部等関係防災機関が一体となった体制を確立の上、敦賀海上保安部および県が主体となって流出油への対応方針を決定し、関係機関が対策を実施していくものとする。

なお、発災時において、国においては、海上保安庁長官を本部長とする警戒本部、国土交通大臣を本部長とする非常災害対策本部（現地には原則国土交通政務次官を本部長とする非常災害現地対策本部）が設置されることとなる。これらいずれの場合でも敦賀海上保安部が本県内における防除活動の拠点となると考えられることから、敦賀海上保安部の活動との連携を中心に規定する。

第2 自衛隊への応援要請

陸上・海上・航空自衛隊への応援要請については、必要に応じて県独自で（市町長の要求による場合を含む。）または敦賀海上保安部が第八管区海上保安本部を通じ行う。

自衛隊については、出動要請があった時点で本計画の位置づけによるものとする。

第3 海上災害防止センターの出動

（独）海上災害防止センターは、事故原因者からの防除委託、または海上保安庁長官からの指示があった時点で本計画の位置づけによるものとする。

第4 防除区域の分担

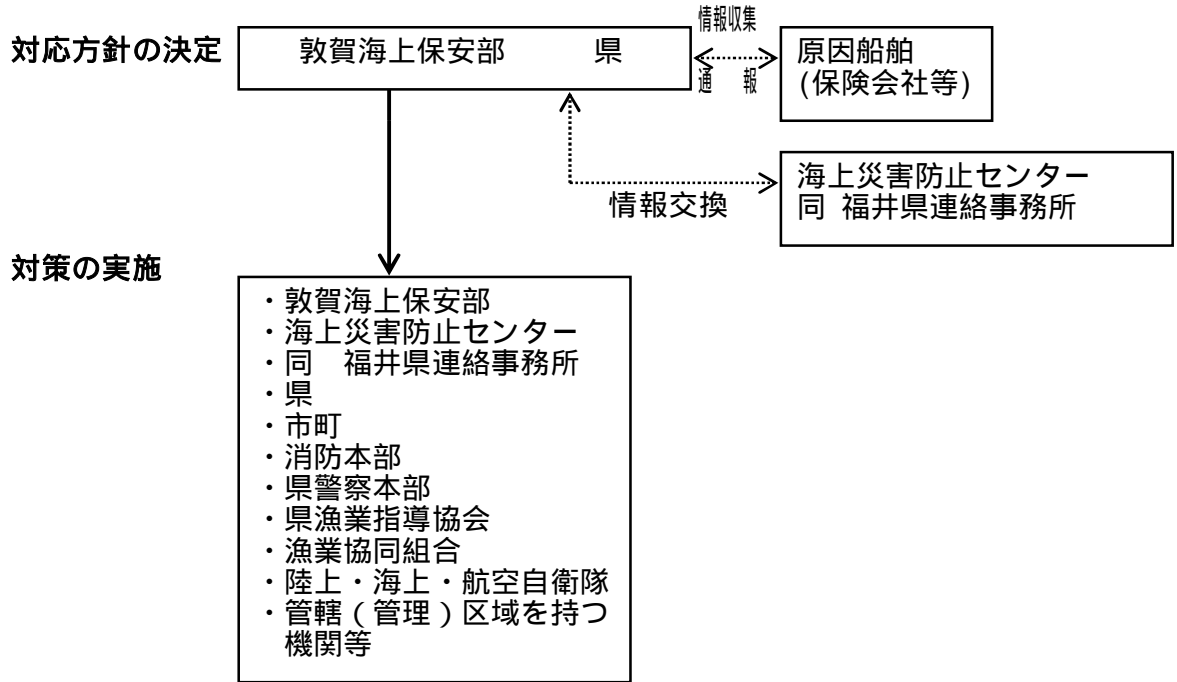
(1) 防除活動を効果的かつ効率的に実施するため、各防災関係機関の流出油回収能力を勘案して海洋と沿岸部において各機関の役割分担を行う。

(2) 海洋での防除は、敦賀海上保安部が中心となり、（独）海上災害防止センター・同福井県連絡事務所、（社）福井県漁業指導協会、漁業協同組合、海上自衛隊および北陸地方整備局と連携して実施する。

(3) 沿岸部での除去は、県が中心となって、（独）海上災害防止センター・同福井県連絡事務所、市町、（社）福井県漁業指導協会、漁業協同組合、陸上・航空自衛隊および管轄（管理）区域を持つ防災機関と連携して実施する。

(4) 県および市町は、海上保安庁長官から沿岸海域での防除要請があった場合は、
 (独)海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所、市町、(社)福井県漁業指導
 協会、漁業協同組合、陸上・航空自衛隊および管轄(管理)区域を持つ防災機関と連
 携して防除活動を実施する。

対応のイメージ



第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務 または業務の大綱

石油類大量流出事故災害に関し、県、市町、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関等の防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱は、福井県地域防災計画第 1 章第 4 節に定める「防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」を基本とし、次のとおりとする。

担 当 機 関	活動プロセス	事 務
(独)海上災害防止センター 同 福井県連絡事務所	初期評価	・ 敦賀海上保安部の初期評価への専門的な助言等
	海洋での防除	・ 保有回収船による海洋での防除活動の実施および敦賀海上保安部との連絡調整
	回収油の輸送・処理	・ 原因船舶への回収油の輸送・処理に関する指導
	沿岸部での除去	・ 沿岸部での除去活動の実施および敦賀海上保安部、県・市町との連絡調整 ・ 沿岸部での除去活動に関する専門的な助言等
敦賀海上保安部	覚知	・ 覚知した油流出に関する情報の県、福井地方气象台、海・空自衛隊への伝達
	初期評価	・ 初期評価（流出油の現状把握および防除方針の決定）の実施 ・ 流出油海洋防除連絡会議の設置・運営 ・ 海洋での防除方針の県、福井地方气象台、海・空自衛隊等への伝達 ・ 海洋での防除方針の報道発表
	海洋での防除	・ 海洋での防除活動の調整 ・ 海洋での防除活動の実施 ・ 海洋での防除活動情報の集約 ・ 回収油の一時集積場所への搬送 ・ 海洋での防除活動実施情報の集約および県、福井地方气象台、海・空自衛隊等への伝達 ・ 海洋での防除活動実施情報の報道発表
	沿岸部での除去	・ 沿岸部での除去に関する県等との連絡調整
県	覚知	・ 敦賀海上保安部から伝達を受けた油流出に関する情報の沿岸市町、沿岸消防本部、消防庁、陸上自衛隊等への伝達
	初期評価	・ 防災ヘリコプター、船艇による流出油の現状把握（敦賀海上保安部への協力） ・ 敦賀海上保安部から伝達を受けた海洋での防除方針の沿岸市町、沿岸消防本部、消防庁、陸上自衛隊等への伝達
	海洋での防除	・ 防災ヘリコプターによる流出油の監視および回収船等の誘導・敦賀海上保安部から伝達を受けた海洋での防除活動実施情報の沿岸市町、沿岸消防本部、消防庁、陸上自衛隊等への伝達
	沿岸部での除去	・ 流出油沿岸部除去連絡会議の設置・運営 ・ 沿岸部での流出油の除去方針の決定 ・ 沿岸部での除去方針の沿岸市町、沿岸消防本部、消防庁、陸上自衛隊等への伝達 ・ 沿岸部での除去方針の報道発表

担 当 機 関	活動プロセス	事 務
県（つづき）	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星車載局等による沿岸部の監視および監視データの市町、管轄（管理）区域を持つ防災関係機関への伝達 ・防除資機材に関するニーズの把握 ・ニーズに対応した防除資機材の確保 ・県で調達可能な防除資機材に関する情報の市町、管轄（管理）区域を持つ防災関係機関への伝達 ・義援物資に関するニーズの把握および募集 ・防除資機材、義援物資の集積地の設定および必要な地点への輸送 ・県災害ボランティア連絡会との連絡調整 ・ボランティア本部への支援 ・ボランティア保険への加入促進および費用負担 ・ボランティア情報の集約および発信 ・的確な医療救護活動の実施のための市町への指導および支援 ・傷病者の発生状況の把握 ・沿岸部での除去活動実施情報の把握および沿岸市町、沿岸消防本部、消防庁、陸上自衛対等への伝達 ・沿岸部での除去活動実施情報の報道発表
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> ・回収油の輸送・処理に関する対応方針の決定 ・回収油の処理施設の調整（廃油処理業者への協力要請等） ・回収油の輸送手段の調整（県産業廃棄物協会、県トラック協会等への協力要請等） ・回収油の輸送・処理に関する情報の収集・伝達 ・原因船舶、海上災害防止センター等への回収油の輸送・処理に関する指導および連絡調整
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境対策チームおよびアドバイザー会議の設置・運営 ・環境対策に関する対応方針の決定 ・環境影響調査の企画、実施 ・文化財への影響調査、除去指導 ・水鳥の救護 ・漁場への影響調査 ・海水浴場への影響調査
	風評対策	<ul style="list-style-type: none"> ・流出油風評対策連絡会議の設置 ・風評被害に関する対応方針の決定 ・風評の実態把握 ・風評による観光、消費への影響調査 ・風評に対応するための客観資料の収集 ・風評による被害を被った漁業者および中小企業に対する緊急融資 ・各種メディアを通じたキャンペーン活動等
	補償対策	<ul style="list-style-type: none"> ・補償制度の把握 ・必要経費の把握 ・経費負担主体の決定 ・予算措置・支払い ・被害の補償請求 ・関係機関との連絡調整

担当機関	活動プロセス	事務
県現地事務所	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・県災害対策本部と市町間の連絡調整 ・市町単位で行う除去活動の支援 ・管轄区域（漁港、港湾等）の除去活動 ・ボランティア活動の支援調整（県災害対策本部とボランティア本部の調整）
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> ・回収油の輸送・処理に関する県災害対策本部と市町の連絡調整
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境対策に関する県災害対策本部と市町との連絡調整
	風評対策	<ul style="list-style-type: none"> ・風評対策に関する県災害対策本部と市町との連絡調整
県警察本部	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・空中からの流出油の監視に関する協力（ヘリコプター） ・警備艇による流出油の監視 ・立入禁止区域の警戒、交通規制、雑踏整備
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> ・回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境対策への協力
市町	海洋での防除	<ul style="list-style-type: none"> ・回収油の一時集積場所の確保
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・市町単位での除去組織（消防機関、ボランティア本部、漁業協同組合、地元住民代表等との連絡調整組織）の設置・運営 ・沿岸部の監視 ・防除資機材（主として消耗品）の確保 ・沿岸部での除去活動の実施 ・回収油の一時集積場所への輸送および貯留 ・沿岸部での除去活動情報の収集および県への伝達 ・ボランティア本部への支援
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> ・回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・県の実施する環境対策への協力
	風評対策	<ul style="list-style-type: none"> ・県の実施する風評対策への協力
	補償対策	<ul style="list-style-type: none"> ・市町単位で実施した除去活動等に伴う補償業務
北陸総合通信局	初期評価	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信機能の確保に関する敦賀海上保安部への支援
	海洋での防除	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信機能の確保に関する敦賀海上保安部への支援
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信機能の確保に関する県への支援
福井労働局	海洋での防除	<ul style="list-style-type: none"> ・防除作業の安全に関する情報の収集および敦賀海上保安部への伝達
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・除去作業の安全に関する情報の収集および県への伝達

担当機関	活動プロセス	事務
北陸農政局	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部の監視 沿岸部での除去活動の実施 回収油の一時集積場所への貯留 沿岸部での除去活動情報の収集および県への伝達
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> 回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 県の実施する環境対策への協力
	風評対策	<ul style="list-style-type: none"> 関係卸売市場の入荷状況の把握等 県の実施する風評対策への協力
北陸地方整備局	海洋での防除	<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣要請に基づく油回収船等による海洋での防除活動の実施
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部の監視 沿岸部での除去活動の実施 回収油の一時集積場所への貯留 沿岸部での除去活動情報の収集および県への伝達
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> 回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 県の実施する環境対策への協力
	風評対策	<ul style="list-style-type: none"> 県の実施する風評対策への協力
近畿地方整備局	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> 空中および沿岸からの流出油の監視に関する協力（ヘリコプター、地上テレビ画像装置） 沿岸部での除去活動の実施および支援 回収油の一時集積場所への貯留 沿岸部での除去活動情報の収集および県への伝達
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> 回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 県の実施する環境対策への協力
	風評対策	<ul style="list-style-type: none"> 県の実施する風評対策への協力
福井地方气象台	初期評価	<ul style="list-style-type: none"> 気象・海象情報の敦賀海上保安部への伝達
	海洋での防除	<ul style="list-style-type: none"> 気象・海象情報の敦賀海上保安部への伝達
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> 気象・海象情報の県への伝達

担当機関	活動プロセス	事務
航空自衛隊	初期評価	・保有航空機、ヘリコプターによる流出油の現状把握（敦賀海上保安部への協力）
	海洋での防除	・保有航空機、ヘリコプターによる流出油の現状把握（敦賀海上保安部への協力）
	沿岸部での除去	・保有航空機、ヘリコプターによる流出油・漂着油の監視および回収船等の誘導
海上自衛隊	初期評価	・保有船艇、航空機、ヘリコプターによる流出油の現状把握（敦賀海上保安部への協力）
	海洋での防除	・保有航空機、ヘリコプターによる流出油の監視および回収船等の誘導 ・海洋での防除活動の実施
陸上自衛隊	沿岸部での除去	・沿岸部での除去活動の実施
西日本電信電話(株) 福井支店	初期評価	・情報通信機能の確保に関する敦賀海上保安部への支援
	海洋での防除	・情報通信機能の確保に関する敦賀海上保安部への支援
	沿岸部での除去	・情報通信機能の確保に関する県への支援
電力事業者（北陸電力(株)福井支店、関西電力(株)原子力事業本部、日本原子力発電(株)敦賀発電所、(独)日本原子力研究開発機構敦賀本部）	沿岸部での除去	・沿岸部の監視 ・沿岸部での除去活動の実施 ・回収油の一時集積場所への貯留 ・沿岸部での除去活動情報の収集および県への伝達
	回収油の輸送・処理	・回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	・県の実施する環境対策への協力
	風評対策	・県の実施する風評対策への協力
	補償対策	・当該機関における補償請求業務
福井県医師会	海洋での防除	・医療救護班の派遣への協力
	沿岸部での除去	・医療救護班の派遣への協力
福井県漁業指導協会 （各漁業協同組合）	海洋での防除	・海洋での防除活動に関わる各漁業協同組合との連絡調整 ・漁船による海洋での防除活動の実施 （独）海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所と連携
	沿岸部での除去	・沿岸部での除去活動に関わる各漁業協同組合との連絡調整 ・沿岸部での除去活動の実施 （独）海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所と連携

担当機関	活動プロセス	事務
福井県漁業指導協会 (各漁業協同組合) (つづき)	回収油の輸送・ 処理	・回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	・県の実施する環境対策への協力
	風評対策	・県の実施する風評対策への協力
	補償対策	・漁業協同組合単位で実施した防除活動等に伴う補償業務 (独)海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所と連携
福井港災害事故防止対 策協議会 敦賀港事故防止連絡協 議会	沿岸部での除去	・沿岸部の監視 ・沿岸部での除去活動の実施 ・回収油の一時集積場所への貯留 ・沿岸部での除去活動情報の収集および県への伝達
	回収油の輸送・ 処理	・回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	・県の実施する環境対策への協力
	風評対策	・県の実施する風評対策への協力
	補償対策	・当該機関における補償請求業務

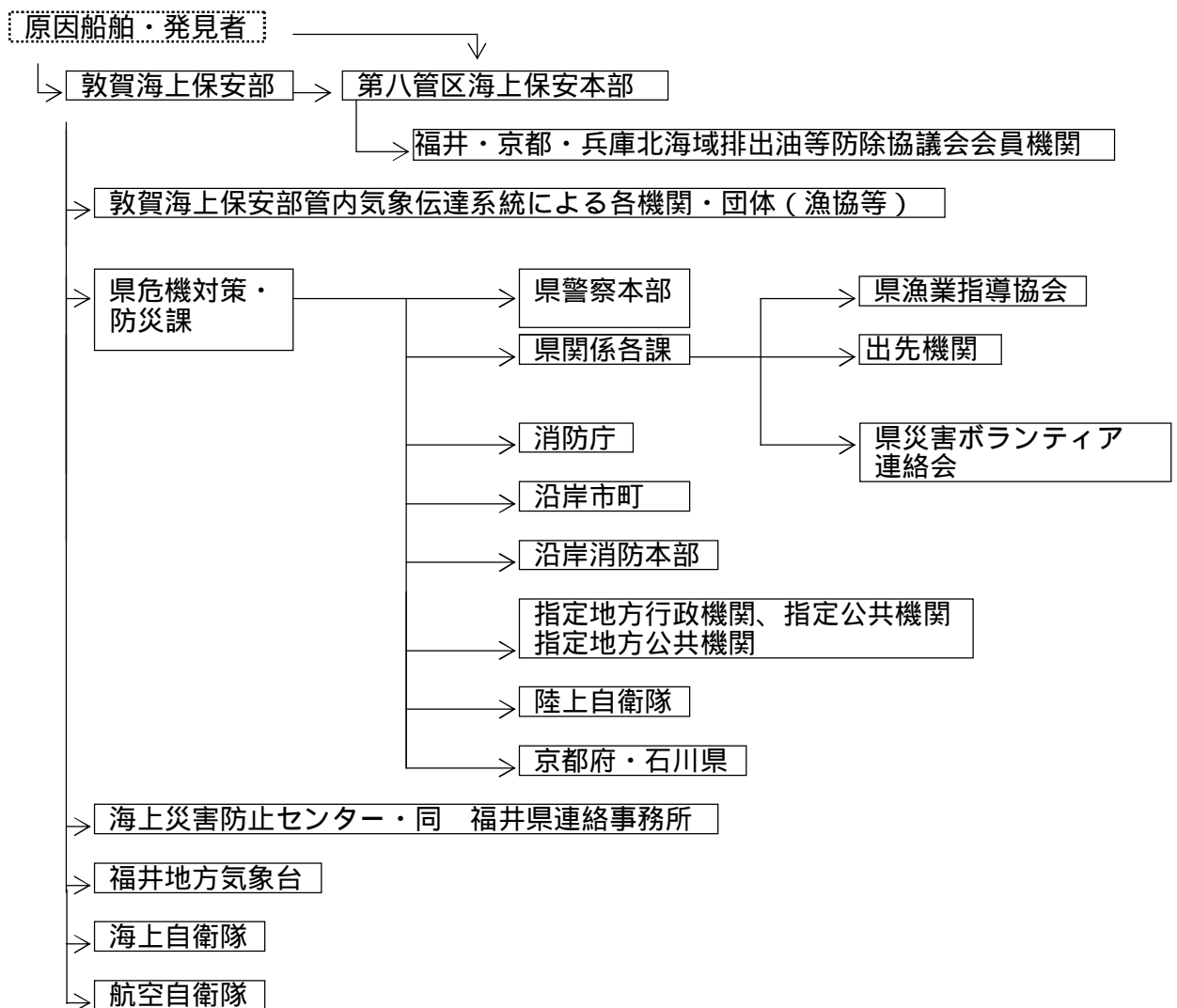
第3節 各活動プロセスにおける対応

第1 覚知

油流出発生に関する情報を迅速に共有化するため、原因船舶または発見者からの通報を受けた敦賀海上保安部は、県と連携して防災関係機関等への迅速かつ的確な伝達を行う（油流出発生伝達系統図）。伝達に当たっては、油流出発生伝達様式によるものとし原則としてFAXで伝達する。

報道発表：敦賀海上保安部

【油流出発生情報伝達系統図】

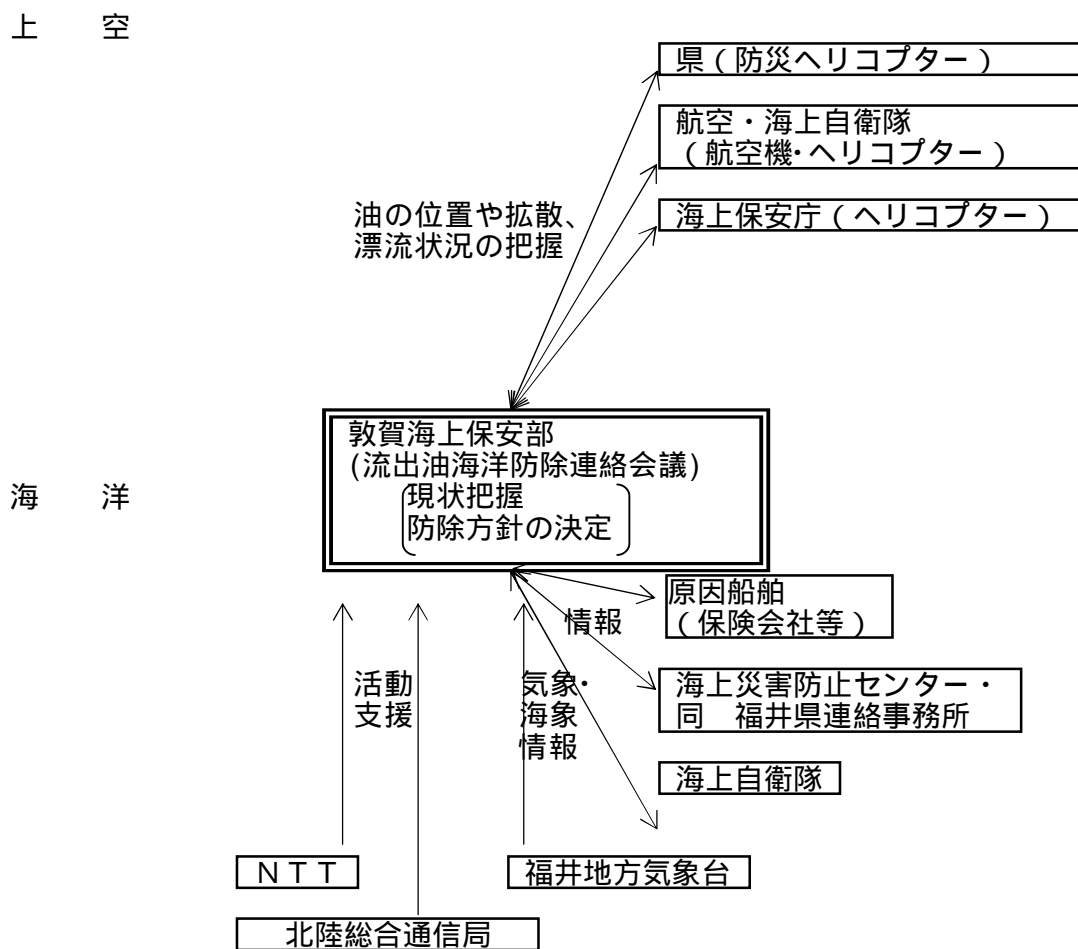


（注） 休日、夜間等の時間外においては、FAXでの伝達と並行してあらかじめ定めた連絡網により担当者に伝達する。
油流出状況により、伝達機関が異なる場合がある。

第2 初期評価

原油やC重油の場合、時間とともに拡散し風化するため、防除作業が遅れると作業海域が広範囲に及ぶだけでなく、回収しなければならない油の量もムース化等により2～3倍に増える。このため、油流出発生後直ちに初期評価（流出油の現状把握、防除方針の決定および伝達）を行い、的確な防除活動を開始する必要がある。そこで、敦賀海上保安部は油流出発生情報を覚知すると同時に、流出油海洋防除連絡会議を開催して初期評価を行い、各防災関係機関はこれを踏まえて所要の活動体制を確立する。

【初期評価活動概念図】



(1) 初期評価の主な項目

流出油の現状把握

ア 流出油の確認

回収しなければならない油について次の事項を把握し検討する。

(ア) 流出した油の種類と性状（引火、有毒、粘度、流動点、比重等）

(イ) 全体の搭載量と流出した油の量

(ウ) 流出油の状況（瞬間流出、一定時間の流出または流出停止）

(エ) 油の風化の程度

イ 流出油の汚染域の範囲および予測（シミュレーションがあれば参考にする。）

ウ 周辺海域の地勢、保護海域

(ア) 回収作業を展開する海域、回収油の陸揚げ港、受け入れ先（スロップタンク、焼却場等）

(イ) 油汚染から優先的に保護される魚貝類の養殖場、漁場、景勝地等の位置

(ウ) 沿岸漂着が発生しているのであれば、その周辺の地勢的特徴

エ 自然条件の評価、海象予報

(ア) 海域の自然条件は、防除作業の難易性を大きく左右する。この難易性を客観的に評価することができれば各作業の実施がどこまで可能であり、行えるかの判断ができる。

(イ) 海象予報の把握。季節、地域により特徴があり、油の漂流、漂着に大きく影響する。

(ウ) 海流、潮流の把握

防除方針の決定

ア 防除方法

防除方法には、例えば以下のものがあるが、状況に応じた最も適切な防除方法を検討し、決定する。

(ア) 排出防除措置

引き続き油の排出を防止するために、ガス抜きパイプの閉鎖、船体への傾斜調整等による措置を行うほか、破損タンク内の油を他船または他の施設へ移送する、いわゆる瀬取りを行うもの。

(イ) 拡散防止措置

排出した油は、風や潮流の影響を受けて、通常急速に拡散し、海洋汚染の範囲が拡大するため、排出源付近の海域にオイルフェンスを展開して排出油を包囲し、拡散を局限するもの。

(ウ) 回収措置

油回収船、油回収装置等を使用して回収する機械的回収、油吸着材もしくは油ゲル化剤等の資機材を使用して回収する物理的回収、その他ガット船、ひしゃく、たも、バケツ等を使用して回収する応急的・補助的な回収。

(I) 化学的処理

油の分解を促す油処理剤を使用した化学的処理（回収措置の実施、気象・海象、周囲の自然環境、漁場または養殖場の分布等の状況を勘案して、回収装置による回収方法のみによることが困難な場合において実施する。）

イ 流出油の空中からの監視および回収船等の誘導方法

ヘリコプターや航空機を用いて流出油の位置や動きを監視し、海洋で防除活動に向かう船舶に油の位置を緯度、経度で知らせる方法を決定する。

ウ 回収船や防除資機材の調達方法

エ 作業の安全確保方法

(2) 初期評価の方法

流出油の現状把握

敦賀海上保安部の調整の下で、県、航空・海上自衛隊等と共同で航空機、ヘリコプター、船艇等を用いた監視、サンプルの採取・分析等を行うとともに、福井地方気象台からの気象情報等を基に、（独）海上災害防止センター等専門機関の情報も踏まえて流出油の現状把握を行う。

防除方針の決定および伝達

現状把握を踏まえ、敦賀海上保安部は関係機関等との間で流出油海洋防除連絡会議を開催し、海洋での流出油の防除方針を定める。防除方針は流出油の状況、回収の状況等を踏まえて適時更新していく。

決定した防除方針は、敦賀海上保安部が県と連携して防災関係機関等への迅速かつ的確な伝達を行う。伝達に当たっては、流出油の現状および防除方針（海洋）伝達様式によるものとし、定期的に（伝達間隔についてはその都度定める。）原則としてFAXで伝達する。 報道発表：敦賀海上保安部

* 伝達系統は、油流出発生伝達系統図と同じ。

【流出油海洋防除連絡会議構成機関】

敦賀海上保安部（主管機関）

県

（独）海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所

保険会社等

航空自衛隊

海上自衛隊

（社）福井県漁業指導協会

その他必要と認める機関

（注）上記の参加機関は、現状把握の結果等を踏まえてその都度決定する。

(3) 県の体制
 配備基準

配備体制ごとの配備基準および職員の参集体制は、次のとおりとする。

配備体制	配備基準	参集体制
注意配備	敦賀海上保安部から油流出発生情報の伝達を受けた場合	危機対策・防災課3名以上
警戒配備	県または近隣の海域で油流出事故が発生し、県域の海岸等に流出油が漂着するおそれがある等嚴重な警戒体制をとる必要が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・危機対策・防災課全員 ・広報課、男女参画・県民活動課、環境政策課、廃棄物対策課、自然保護課、観光振興課、水産課、森づくり課、農村振興課、土木管理課、河川課、砂防防災課、港湾空港課、嶺南振興局および県警察本部地域課のあらかじめ指定された職員
事故対策本部設置	(1) 県または近隣の海域で油流出事故が発生し、県域の海岸等に流出油が漂着し、または大量の流出油が漂着するおそれがある等相当の被害が予想される場合 (2) その他知事が事故対策本部の設置の必要があると認めた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・危機対策・防災課全員 ・広報課、男女参画・県民活動課、環境政策課、廃棄物対策課、自然保護課、観光振興課、水産課、森づくり課、農村振興課、土木管理課、河川課、砂防防災課、港湾空港課、嶺南振興局および県警察本部地域課のあらかじめ指定された職員
災害対策本部設置	(1) 県または近隣の海域で油流出事故が発生し、県域の海岸等に大量の流出油が漂着し、または流出油の漂着が大量となるおそれがある等大規模な被害が予想される場合 (2) その他知事が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合	職員全員

注意配備体制

ア 配備および解除基準

(ア) 配備基準

敦賀海上保安部から油流出発生情報の伝達を受けた場合

(イ) 解除基準

- ・ 災害の発生するおそれなくなった場合
- ・ 警戒配備体制への移行が決定された場合
- ・ 事故対策本部または災害対策本部の設置が決定された場合

イ 職員の指定

危機対策・防災課長は、注意配備体制において対応する危機対策・防災課員をあらかじめ指定する。

ウ 配備体制の伝達

危機対策・防災課長は、勤務時間外または休日等に注意配備体制をとったときは、参集すべき危機対策・防災課員に伝達する。また、被害の状況に応じて関係課の職員に参集することを伝達する。

エ 業務内容

参集した危機対策・防災課員は、情報の収集連絡を行う。

警戒配備体制

ア 配備および解除基準

(ア) 配備基準

県または近隣の海域で油流出事故が発生し、県域の海岸等に流出油が漂着するおそれがある等嚴重な警戒体制をとる必要が生じた場合

(イ) 解除基準

- ・ 災害の発生するおそれなくなった場合
- ・ 事故対策本部または災害対策本部の設置が決定された場合

イ 職員の指定

広報課長、男女参画・県民活動課長、環境政策課長、廃棄物対策課長、自然保護課長、観光振興課長、水産課長、森づくり課長、農村振興課長、土木管理課長、河川課長、砂防防災課長、港湾空港課長、県警察本部地域課長(以下「警戒配備関係課長」という。)および嶺南振興局長は、警戒配備体制において参集する職員をあらかじめ指定する。

ウ 配備体制の伝達

(ア) 勤務時間中における伝達

危機対策・防災課長は、警戒配備体制をとったときは、警戒配備関係課長ならびに嶺南振興局若狭県民サービス室長および二州県民サービス室長に伝達する。

(イ) 勤務時間外または休日等における伝達

- ・ 危機対策・防災課長は、警戒配備体制をとったときは、あらかじめ定める緊急連絡網により危機対策・防災課員に伝達するとともに、あらかじめ定める職員を経由して警戒配備関係課長ならびに嶺南振興局若狭県民サービス室長および二州県民サービス室長に伝達する。
- ・ 伝達を受けた警戒配備関係課長ならびに嶺南振興局若狭県民サービス室および二州県民サービス室長は、あらかじめ定める緊急連絡網により参集すべき所属職員に伝達する。

エ 業務内容

参集した職員は、総合防災センターで情報の収集連絡を行う。

福井県事故対策本部の設置

ア 設置および廃止基準

知事は、次の場合に事故対策本部を設置または廃止する。

(ア) 設置

- ・ 県または近隣の海域で油流出事故が発生し、県域の海岸等に流出油が漂着し、または大量の流出油が漂着するおそれがある等相当の被害が予想される場合
- ・ その他事故対策本部の設置の必要があると認めた場合

(イ) 廃止

- ・ 災害応急対策がおおむね完了した場合
- ・ 災害の発生するおそれがなくなった場合
- ・ 災害対策本部の設置が決定された場合

イ 設置場所

事故対策本部は、県庁10階総合防災センターに設置する。

ウ 組織、事務分掌等

(ア) 事故対策本部の本部長は副知事をもって充て、事故対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

なお、副知事が不在等の場合には、総務部長がその職務を代理する。

(イ) 事故対策本部員は、総務部長、総合政策部長、安全環境部長、健康福祉部長、産業労働部長、農林水産部長および土木部長をもって充てる。

また、事故対策本部には事故対策本部の広報を統括するため、報道主管者を置き、総務部企画幹および安全環境部企画幹をもって充てる。

(ウ) 事故対策本部に次の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てる。

事故対策本部に設置する部

部 名	部 長 名	部 名	部 長 名
総務部	総務部長	産業労働部	産業労働部長
総合政策部	総合政策部長	農林水産部	農林水産部長
安全環境部	安全環境部長	土木部	土木部長
健康福祉部	健康福祉部長		

(イ) 事故対策本部に、本部長、本部員および報道主管者で構成する事故対策本部会議を置く。

(オ) 事故対策本部長は、初動活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ事故対策本部会議を召集する。

事故対策本部会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

- ・ 関係市町の初期活動実施状況
- ・ 県の初期活動実施に関する事項
- ・ 関係各課および現地事務所の調整に関する事項
- ・ 防災関係機関との連絡網確保および連携強化に関する事項
- ・ 国、他都道府県および防災関係機関に対する活動準備要請に関する事項
- ・ 広報に関する事項
- ・ その他重要な初期活動に関する事項

事故対策本部会議を開催するときは、テレビ会議等を利用し、国、現地事務所、関係市町等と迅速な情報の統一を図るものとする。

(カ) 事故対策本部に安全環境部長を長とし、安全環境部危機対策監および安全環境部企画幹を次長とする事務局を置き、危機対策・防災課長および危機対策・防災課員をもって構成する。

(キ) 広報課長、男女参画・県民活動課長、環境政策課長、廃棄物対策課長、自然保護課長、観光振興課長、水産課長、森づくり課長、農村振興課長、土木管理課長、河川課長、砂防防災課長、港湾空港課長、嶺南振興局長、県警察本部地域課長およびその他災害に関係ある課の長は、事故対策本部に参集する職員をあらかじめ指定する。

(ク) 緊急時に初期活動を円滑に実施するため、次の職員を指定する。

- ・ 各部連絡責任者

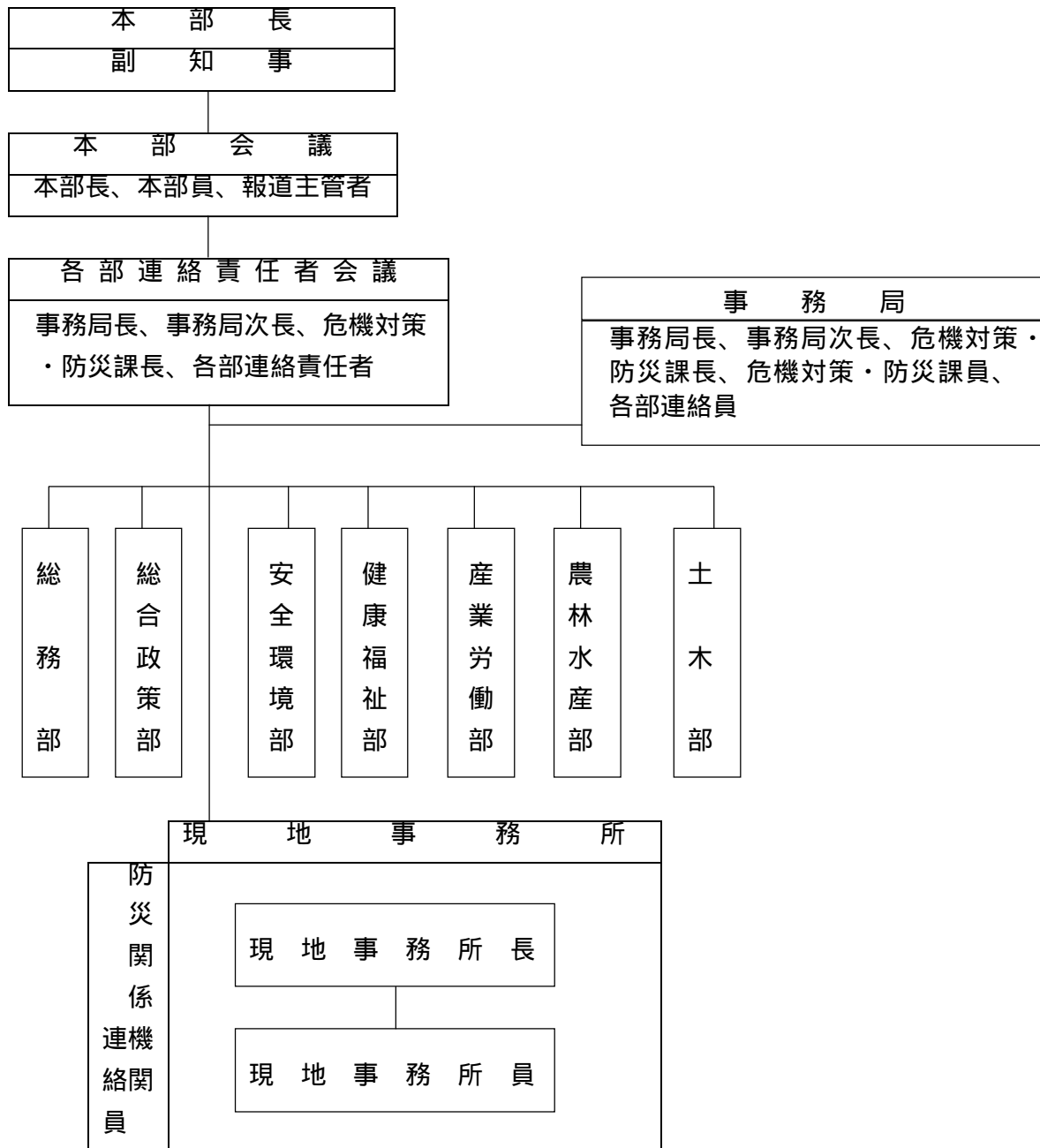
事故対策本部員である部長が所管する各部の企画参事を充て、部内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。

- ・ 各部連絡員

各部局毎に2名を指定するとともに、うち1名については事務局において所属部との連絡に当たるものとする。

(7) 事故対策本部に、事務局長、事務局次長、危機対策・防災課長および各部連絡責任者で構成する各部連絡責任者会議を置き、事故対策本部が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行う。各部連絡責任者会議は、事務局長が召集するものとし、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出るものとする。

(1) 事故対策本部の組織図については、次のとおりとする。



エ 事故対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

事故対策本部を設置した場合、次の機関にその旨を通知または報告するものとする。

- ・ 県内市町
- ・ 県防災会議構成団体
- ・ 総務省消防庁
- ・ 隣接府県（石川県および京都府）

オ 設置の公表

事故対策本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、本部の標識を県庁舎正面玄関前に掲示するものとする。

カ 設置の伝達

(ア) 勤務時間中における伝達

- ・ 安全環境部長は、知事が事故対策本部の設置を決定したときは、安全環境部危機対策監に伝達する。
- ・ 安全環境部危機対策監は、危機対策・防災課長に伝達する。
- ・ 危機対策・防災課長は、副知事、政策幹、安全環境部企画幹、嶺南振興局若狭県民サービス室長および二州県民サービス室長ならびに各部連絡責任者に伝達するとともに、庁内放送を行う。
- ・ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は部局内関係課に伝達する。
- ・ 伝達を受けた嶺南振興局若狭県民サービス室長および二州県民サービス室長は、嶺南振興局長および局内関係部に伝達する。

(イ) 勤務時間外または休日等における伝達

- ・ 安全環境部長は、知事が事故対策本部の設置を決定したときは、安全環境部危機対策幹に伝達する。
- ・ 安全環境部危機対策幹は、危機対策・防災課長に伝達する。
- ・ 危機対策・防災課長は、副知事、政策幹、安全環境部企画幹、嶺南振興局若狭県民サービス室長および二州県民サービス室長ならびに各部連絡責任者に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により危機対策・防災課員に伝達する。
- ・ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は、各部局があらかじめ定める緊急連絡網により部局内関係課に伝達する。また、伝達を受けた関係課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により参集すべき所属職員に伝達する。
- ・ 伝達を受けた嶺南振興局若狭県民サービス室長および二州県民サービス室長は、嶺南振興局長および局内関係部に伝達し、関係部長は、あらかじめ定める緊急連絡網により参集すべき所属職員に伝達する。

キ 現地事務所の設置

(ア) 事故対策本部長が必要と認めるときは、現地事務所を置き災害応急対策を実施する。

(イ) 現地事務所は、災害の状況に応じて各県合同庁舎、土木事務所等に設置する。

(ウ) 現地事務所長は、本部員またはその他の職員のうちから、事故対策本部長が任命する。

ク 国の現地事故対策本部との調整

国の現地事故対策本部が設置された場合には、応急対策活動について連絡調整を行うものとする。

福井県災害対策本部の設置

ア 設置および廃止基準

知事は、次の場合に災害対策本部を設置または廃止する。

(ア) 設置

- ・ 県または近隣の海域で油流出事故が発生し、県域の海岸等に大量の流出油が漂着し、または流出油の漂着が大量となるおそれがある等大規模な被害が予想される場合
- ・ その他災害対策本部の設置の必要があると認めた場合

(イ) 廃止

- ・ 災害応急対策がおおむね完了した場合
- ・ 災害の発生するおそれがなくなった場合

イ 設置場所

災害対策本部は、県庁 10 階総合防災センターに設置する。

ウ 組織、事務分掌等

(ア) 災害対策本部長（知事）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

(イ) 災害対策本部副本部長は副知事をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ウ) 災害対策本部員は、教育長、各部長（行政組織規則（昭和 39 年福井県規則第 21 号）第 202 条第 1 項に定める部長をいう。）、会計管理者、企業局長および警察本部長をもって充てる。

また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てる。

(I) 災害対策本部に次の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てる。

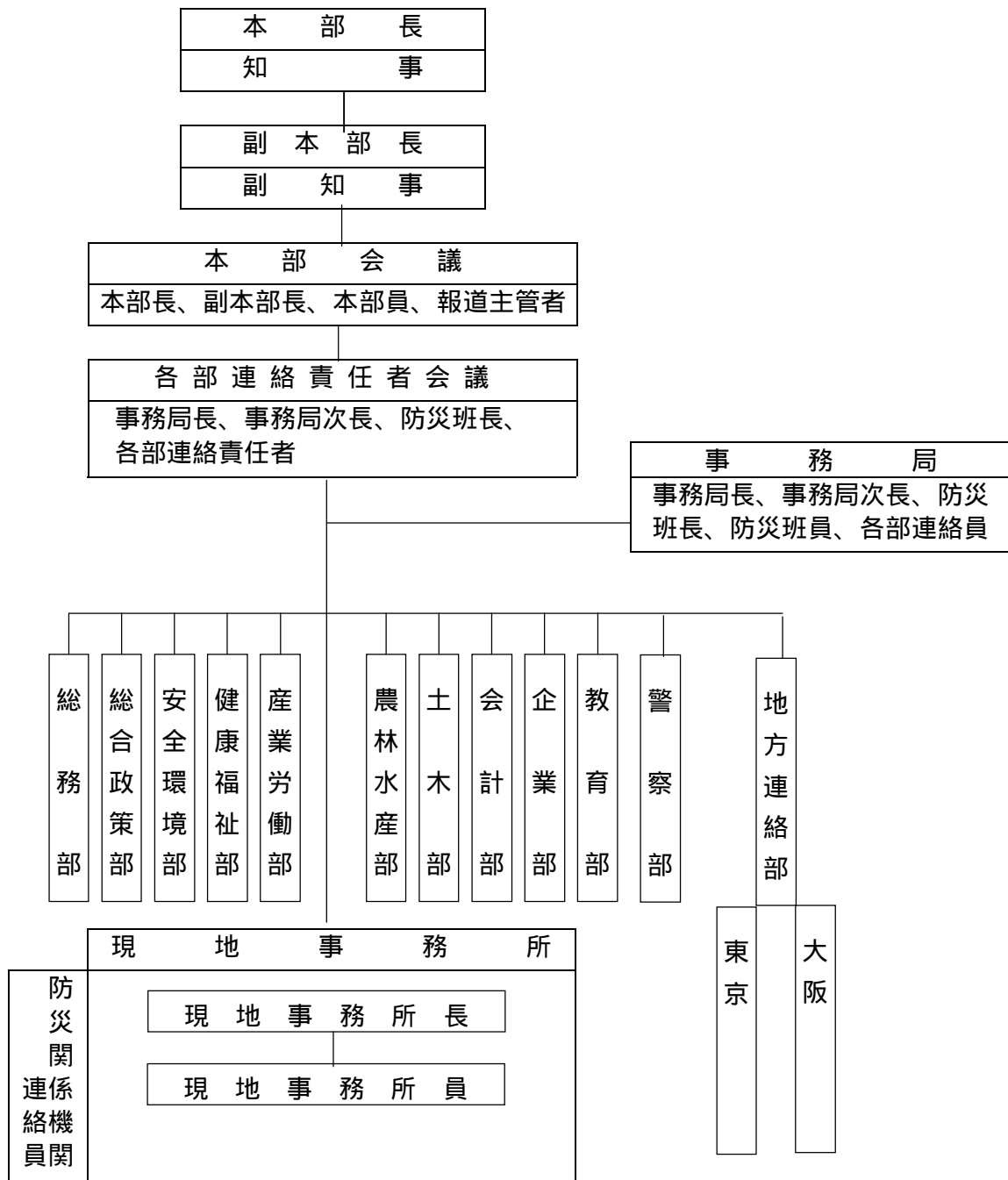
なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県石油類大量流出災害対策本部運営要綱で定める。

災害対策本部に設置する部

災対本部設置時の部名	部長名	災対本部設置時の部名	部長名
総務部	総務部長	土木部	土木部長
総合政策部	総合政策部長	会計部	会計管理者
安全環境部	安全環境部長	企業部	企業局長
健康福祉部	健康福祉部長	教育部	教育長
産業労働部	産業労働部長	警察部	警察本部長
農林水産部	農林水産部長		

- (オ) 災害対策本部に、本部長、副本部長、本部員および報道主管者で構成する災害対策本部会議を置く。
- (カ) 災害対策本部長（知事）は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策本部会議を招集する。
- 災害対策本部会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。
- ・ 市町の被害状況および災害応急対策実施状況
 - ・ 災害対策本部の災害応急対策等の実施に関する事項
 - ・ 災害対策本部内各部および現地事務所相互の調整に関する事項
 - ・ 防災関係機関との連携推進に関する事項
 - ・ 国、他都道府県および防災関係機関に対する応援要請に関する事項
 - ・ その他重要な災害対策に関する事項
- 災害対策本部会議を開催するときは、テレビ会議等を利用し、国、現地事務所、関係市町等と迅速な情報の統一を図るものとする。
- (キ) 災害対策本部に安全環境部長を長とし、安全環境部危機対策監および安全環境部企画幹を次長とする事務局を置き、危機対策・防災課長を長とする防災班（危機対策・防災課員）をもって構成する。
- (ク) 緊急時に初期活動を円滑に実施するため、次の職員を指定する。
- ・ 各部連絡責任者
各部局企画参事、会計局次長補佐および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各班相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。
 - ・ 各部連絡員
各部局毎に2名を指定するとともに、うち1名については事務局において所属部との連絡に当たるものとする。

- (ケ) 災害対策本部に、事務局長、事務局次長、防災班長および各部連絡責任者（必要に応じて議会事務局総務課課長補佐を含む。）で構成する各部連絡責任者会議を置き、災害対策本部が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行う。各部連絡責任者会議は、事務局長が召集するものとし、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出るものとする。
- (ク) 災害対策本部の組織図については、次のとおりとする。



エ 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害対策本部が設置された場合、次の機関にその旨を通知または報告するものとする。

- ・ 県内市町
- ・ 県防災会議構成団体
- ・ 総務省消防庁
- ・ 隣接府県（石川県および京都府）

オ 設置の公表

本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、本部の標識を県庁舎正面玄関に掲示するものとする。

カ 設置の伝達

(ア) 勤務時間中における伝達

- ・ 安全環境部長は、知事が災害対策本部の設置を決定したときは、安全環境部危機対策幹に伝達する。
- ・ 安全環境部危機対策幹は、危機対策・防災課長に伝達する。
- ・ 危機対策・防災課長は、副知事、安全環境部企画幹、嶺南振興局若狭県民サービス室長および二州県民サービス室長ならびに各部連絡責任者に伝達するとともに、庁内放送を行う。
- ・ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は部局内各課に伝達する。また、伝達を受けた各課長は、所管する出先機関に伝達する。
- ・ 伝達を受けた嶺南振興局若狭県民サービス室長および二州県民サービス室長は、嶺南振興局長および局内各部に伝達する。

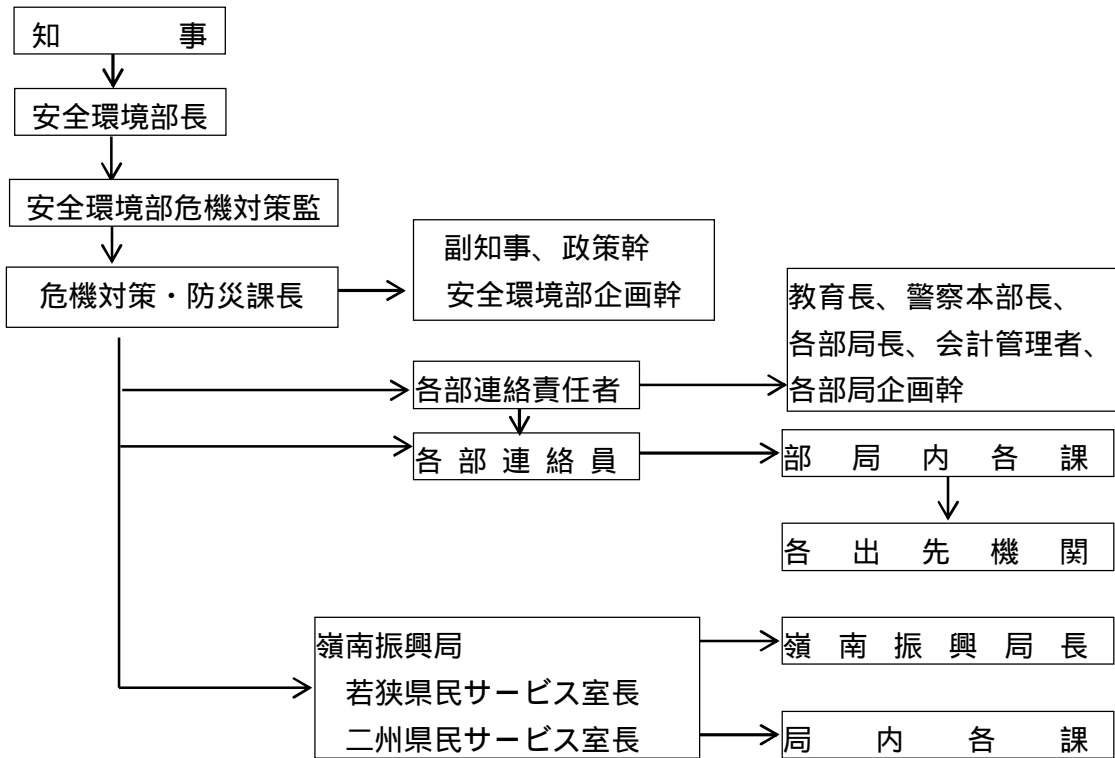
(イ) 勤務時間外または休日等における伝達

- ・ 安全環境部長は、勤務時間外または休日等に知事が災害対策本部の設置を決定したときは、安全環境部危機対策幹に伝達する。
- ・ 安全環境部危機対策幹は、危機対策・防災課長に伝達する。
- ・ 危機対策・防災課長は、副知事、安全環境部企画幹、嶺南振興局若狭県民サービス室長および二州県民サービス室長ならびに各部連絡責任者に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により危機対策・防災課課員に伝達する。また、緊急を要する場合は、職員参集装置により各部連絡責任者および各部連絡員に参集することを伝達する。
- ・ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は、各部局があらかじめ定める緊急連絡網により部局内各課に伝達する。
- ・ 伝達を受けた嶺南振興局若狭県民サービス室長および二州県民サービス室長は、嶺南振興局長および局内各部に伝達し、各部長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達する。

- ・ 伝達を受けた各課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達するとともに、所管する出先機関に伝達する。また、伝達を受けた出先機関の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達する。

(ウ) 伝達系統

災害対策本部の設置に係る伝達系統図は次のとおりとする。



キ 現地事務所の設置

(ア) 災害対策本部長（知事）は、必要と認めるときは、現地事事務所を設置し、災害応急対策を実施する。

(イ) 現地事務所は、災害の状況に応じて各県合同庁舎、土木事務所等に設置する。

(ウ) 現地事務所長は、副本部長、本部員またはその他の職員のうちから、災害対策本部長が任命する。

ク 地方連絡部

災害対策本部と総務省消防庁ほか中央諸官庁との連絡に支障がある場合に備え、石油類大量流出事故災害に関する中央諸官庁との連絡、情報の交換を行うため、東京事務所および大阪事務所にそれぞれ地方連絡部を置く。

地方連絡部長には、各事務所長を充てる。

ケ 派遣専門家との連携

災害対策本部長は、国から派遣される専門家と連携し、必要な対策を講ずるものとする。

コ 関係市町への連絡、指示（助言・指導）および協力体制

知事は、災害対策本部を設置したときは、その旨を関係市町へ連絡するとともに、必要な指示（助言・指導）を行うものとする。

また、関係市町長が災害対策本部を設置したときは、知事は直ちに協力体制を整えるものとする。

サ 国の現地事故対策本部（非常（緊急）災害現地対策本部）との調整

国の現地事故対策本部（非常（緊急）災害現地対策本部）が設置された場合には、応急対策活動について連絡調整を行うものとする。

シ 文書等の取扱い

(ア) 災害対策本部が設置された場合は、直ちに災害対策本部件名簿を作成するものとし、文書の記号は「福災」とする。

(イ) 各部班が災害対策本部長名で発議する場合は、防災班に合議するものとする。

(ウ) 発信文書には、災害対策本部長名とともに必ず班名を併記するものとする。

(エ) 災害対策本部長公印は、総務部特命班（情報公開・法制課）にて保管する。

(オ) 災害対策本部から国、市町、防災関係機関等に対する連絡事項等の伝達および国、市町、防災関係機関等から災害対策本部に対する報告事項、要請事項等の受信については、その内容が軽易な場合を除きすべて記録し、災害情報等の発信および受信の確実を期するものとする。

ス 職務の代理

(ア) 災害発生時において、災害対策本部長（知事）および災害対策副本部長（副知事）がともに不在等の場合には、福井県知事の職務代理者に関する規則（昭和26年3月27日福井県規則第5号）第2条の規定に準じて総務部長がその職務を代理するものとする。

(イ) 災害発生時において、企業局長が不在等の場合には、福井県企業局処務規程（昭和47年11月7日福井県企業庁訓令第1号）の規定に準じて企業局企画幹が、また、企業局企画幹も不在等の場合には企業局長があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。

(ウ) 災害発生時において、教育長が不在等の場合には、福井県教育委員会行政組織規則（昭和46年6月1日福井県教育委員会規則第5号）第27条第4項の規定に準じて教育庁企画幹がその職務を代理するものとする。

(エ) 災害発生時において、県警察本部長が不在等の場合には、福井県警察の処務に関する訓令（昭和41年3月18日福井県警察本部訓令第2号）第7条第1項の規定に準じて所管の部長が、また、県警察本部長および所管の部長がともに不在等の場合には先任の部長がその職務を代理するものとする。

(オ) 災害発生時において、部長が不在等の場合には、福井県事務決裁規程（昭和50年4月1日福井県訓令第3号）第7条の規定に準じてその部の企画幹が、また、企画幹も不在等の場合には部長があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。

(カ) 災害発生時において、会計管理者が不在等の場合には、福井県会計管理者の事務に代理に関する規則（平成19年5月16日福井県規則第52号）第2条の規定に準じて会計局次長が、また、会計局次長も不在等の場合には会計管理者があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。

(4) 関係市町の配備体制

緊急時の場合に関係市町は、市町地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置し、職員の配備体制を整えるものとし、その場合においては、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

(5) 指定地方行政機関等の配備体制

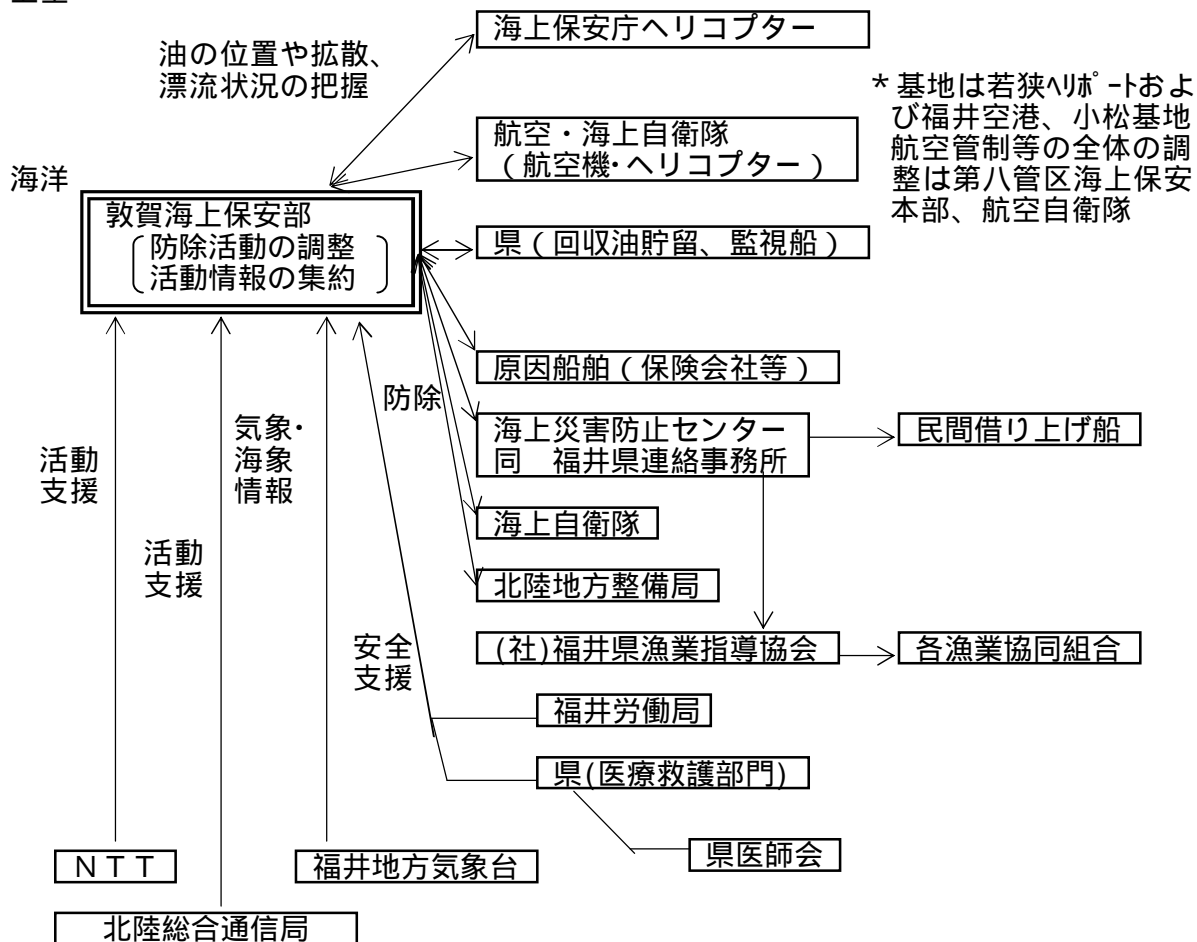
緊急時の場合に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令または防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害対策本部等を設置し、職員の配備体制を整えるものとし、その場合においては、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

第3 海洋での防除

海上に流出した油は、時間の経過とともに広範囲に急速に拡散し、また、気象などの自然条件による影響を受け短期間にエマルジョン化が進行して回収が一層困難となることから、早期にオイルフェンス等による拡散の防止を図り、回収船等により流出油の回収および処理を実施する。敦賀海上保安部を中心とする防災関係機関は、爆発等の二次災害および作業従事者の安全に留意しながら第2で決定した防除方針に基づき、流出油防除資機材等を迅速かつ的確に海上に展開するための協力体制を確保し、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図る。また、敦賀海上保安部は、航空機等の流出油状況に関する情報を基に、各防災関係機関による流出油の回収範囲と分担の調整を図るとともに、その防除作業の進捗状況を勘案した効果的な流出油の処理および回収を実施するものとする。その活動状況は、敦賀海上保安部が海洋での防除活動実施情報報告様式としてとりまとめ、防災関係機関等に伝達する。

報道発表：敦賀海上保安部

【海洋での防除活動概念図】
上空



(1) 二次災害の防止

原油の流出の場合、油種によっては原油ガスによる引火性、有毒性の問題がある。防除活動はガス検知を行い、安全を確認しつつ引火性ガスの影響のない海域で行い、ガスの存在する海域には防爆型の船舶以外の船舶は立ち入りを避ける。

船舶による防除作業は、風浪による船体動揺や油により足場が滑りやすい、ひどい汚れ作業、そして重量物も取り扱うことが多い等作業環境が悪い。こうした環境の中で防除活動に携わる者の健康を保持するため、県、市町に対し、防除活動の拠点となる港における医療救護体制を促すとともに、市町から要請があった場合、または必要があると認めた場合は、同地における負傷者の手当、医師などの確保、救護所の設置ならびに医薬品等の手配・分別等必要な措置を講ずる。

(2) 回収および処理方法

回収

流出油の回収方法としては、油回収船、油回収装置等を使用して回収する機械的回収、油吸着材、油ゲル化剤、高粘度油回収ネット等を使用して回収する物理的回収およびひしゃく、バケツ、半きりドラム缶、ガット船、パキューム車等を使用して回収する応急的・補助的回収があり、流出油の防除作業に当たっては、流出油の種類、性状、経時変化の状況および気象海象の状況に応じて、最も効果的な方法により実施する。

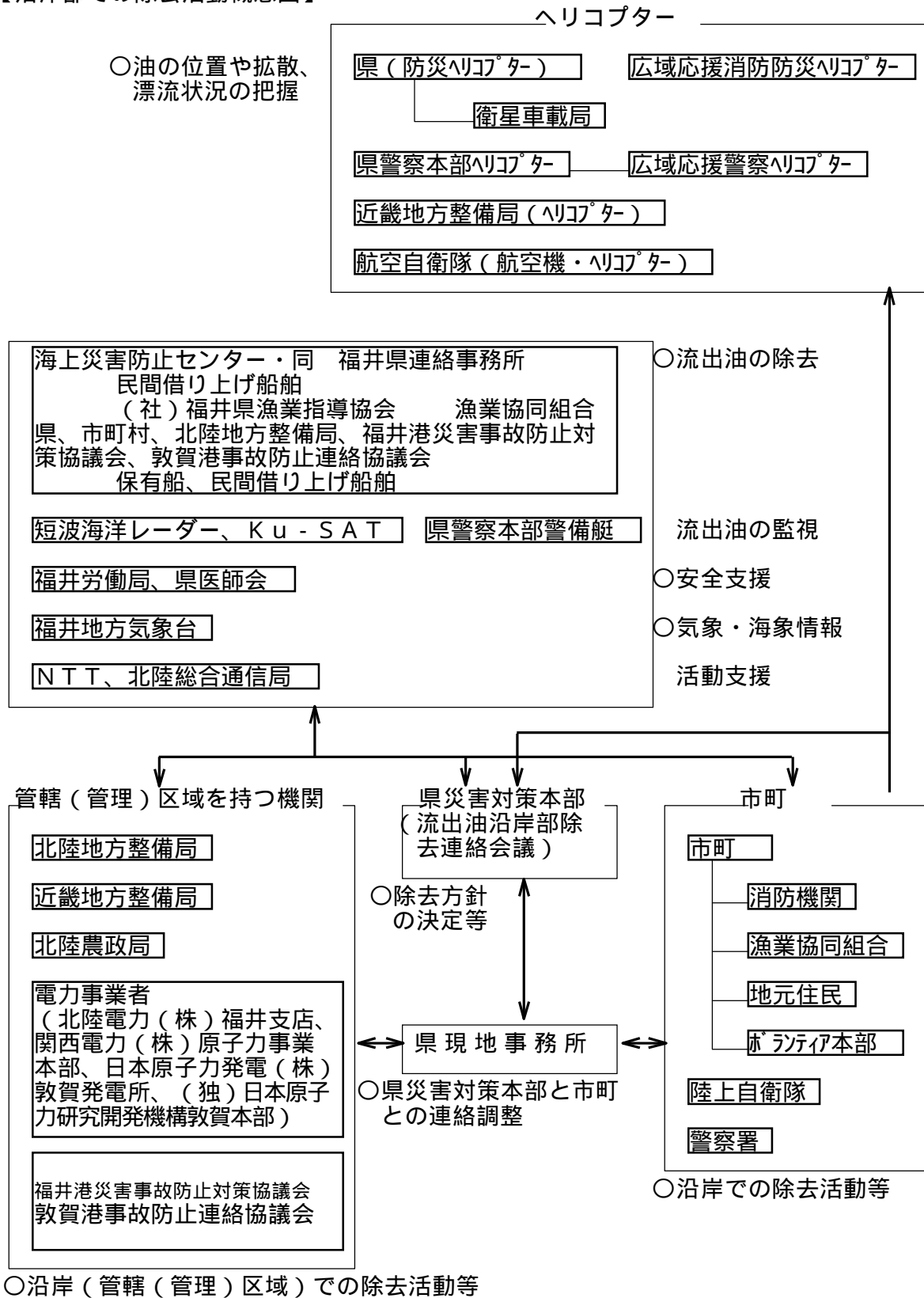
処理

流出油が広範囲に拡散し、油層膜が薄くなる等により上記での回収が困難な場合には、敦賀海上保安部、県および漁業関係者等との事前協議による合意事項に基づき、流出油による災害の発生および拡大の防止のために必要な限度において油処理剤を使用した科学的処理を行う。

第4 沿岸部での除去

流出油が沿岸に漂着しあるいは漂着のおそれがある場合、または、海上保安庁長官から知事もしくは市町長に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2による沿岸海域での防除措置要請があり、必要と認めた場合には、県は流出油沿岸部除去連絡会議を設置し、（独）海上災害防止センターおよび防災関係機関と連携して除去方針を決定する。これを踏まえ、市町単位で防災関係機関と共同で沿岸部での除去を実施する。（沿岸に管轄（管理）区域を持つ機関においては当該区域の除去を実施する。）

【沿岸部での除去活動概念図】



(1) 県の活動

流出油沿岸部除去連絡会議の開催

県は流出油沿岸部除去連絡会議を開催し、(独)海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所との連携をとりながら流出油の除去方針、有効な除去方法、防除資機材や車両の調達等について連絡調整を行う。流出油沿岸部除去連絡会議は、原則として県本庁で開催するが、局地的に大きな被害が発生した場合または発生が予想される場合は、当該現場の県現地事務所において開催する。

【流出油沿岸部除去連絡会議構成機関】

県

県警察本部

敦賀海上保安部

(独)海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所

保険会社等

陸上自衛隊

(社)福井県漁業指導協会

その他必要と認める機関

(注)上記の参加機関は、現状把握の結果等を踏まえてその都度決定する。

沿岸部除去方針の決定

海洋での防除活動実施情報、県防災ヘリコプター等による空中からの監視データ等を踏まえて、県が流出油沿岸部除去連絡会議を開催し、沿岸部での流出油の除去方針を定める。除去方針は流出油の状況、回収の状況等を踏まえ適時更新していく。

決定した除去方針は、県が、敦賀海上保安部と連携して防災関係機関等への迅速かつ的確な伝達を行う。伝達にあたっては、流出油の現状および除去方針(沿岸部)伝達様式によるものとし、定期的に(伝達間隔についてはその都度定める。)

原則としてFAXで伝達する。 報道発表:県

*伝達系統は、油流出発生伝達系統図と同じ。

【沿岸部除去方針の項目】

優先して除去すべき地域

オイルフェンス等を用いた影響の極限方法

油の適切な回収および一時集積場所への貯留(分別方法を含む。)方法

*県重油回収技術対策連絡会(重油回収技術調査部門が総括)が適切な回収方法等について検討する。

県段階で調達可能な回収船、防除資機材情報

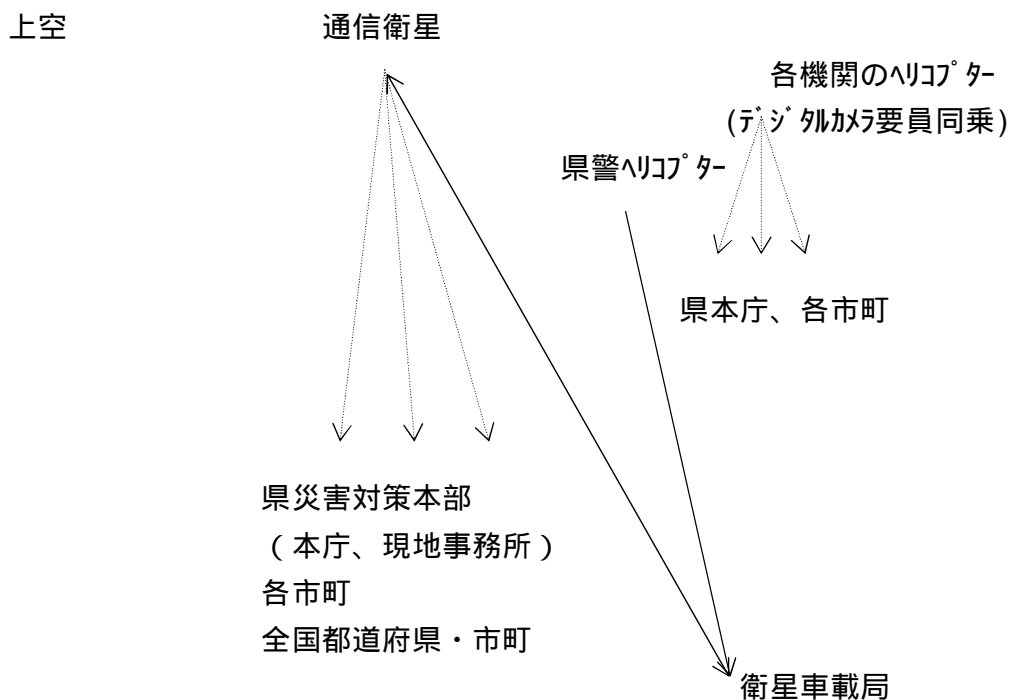
作業の安全を図るための留意事項(流出油の特性や沿岸の地勢等を踏まえて)

医療救護班の派遣および医療救護所の設置方針

衛星車載局等による沿岸部の監視

肉眼では監視が困難な沿岸がある場合、また、重点的かつ継続的な監視を行う必要がある場合、県は、衛星車載局の設置、ヘリコプターによる空中からの監視（防災ヘリコプター、県警察本部ヘリテレシステム（県警察本部へ要請）、他府県消防防災ヘリコプター（各府県へ要請）、近畿地方整備局ヘリコプター（近畿地方整備局へ要請））、地上画像装置（Ku-SAT）の設置（近畿地方整備局へ要請）、短波海洋レーダーの設置（総務省へ要請）等を行い、沿岸を監視しそのデータを市町および管轄（管理）区域を持つ防災関係機関に伝達する。

【衛星車載局等による沿岸部の監視概念図】



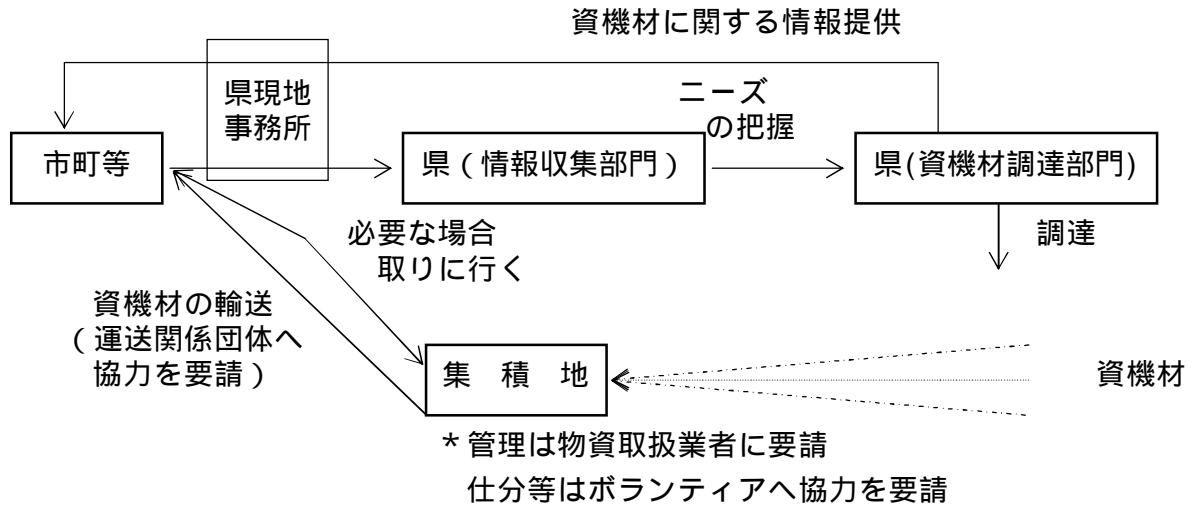
回収船、防除資機材の確保

県は、沿岸部での除去活動情報報告様式により市町および管轄（管理）区域を持つ防災関係機関の回収船、防除資機材に関するニーズを把握するとともに、（独）海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所との連携を取りながら、広域応援協定の活用（オイルフェンス、ドラム缶）、防災関係機関、取扱業者等を通じて迅速かつ的確に確保する。また、義援物資も積極的に活用する。

防除資機材については集積地を定め、運送関係団体の協力を得て必要な地点に輸送する。

県で調達可能な回収船、防除資機材に関する情報は、県が流出油の現状および除去方針（沿岸部）伝達様式により逐次市町および管轄（管理）区域を持つ機関へ提供する。

【回収船、防除資機材の確保概念図】

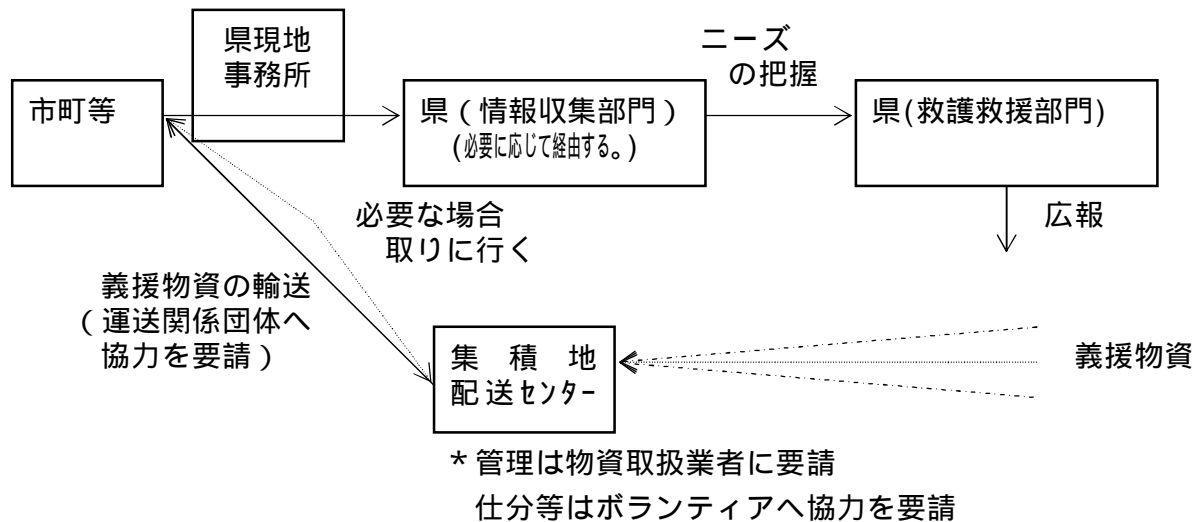


義援物資の募集・集積・輸送・配分

義援物資については、県が市町から報告される沿岸部での除去活動情報等により被災地のニーズ等を集約し、あらかじめ、県および市町で調整した集積地もしくは配送センター等、配送先を示して一般に募集する。義援物資の輸送・配分については、県が市町と調整し、運送関係団体の協力を得て集積地もしくは配送センターから必要な地点に輸送し、活用する。

* 被災市町内からの義援物資については、当該市町が的確に処理する。

【義援物資の活用概念図】

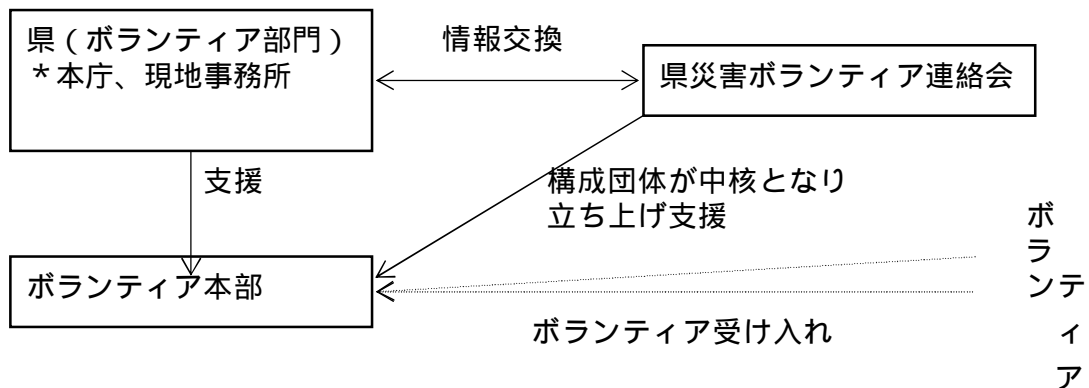


ボランティア活動の支援

県は、油流出発生直後から、県災害ボランティア連絡会と連絡を密にし、ボランティア本部の立ち上げを支援する。

また、県本庁および現地事務所にボランティアとの連絡調整窓口を設け、ボランティア本部の運営の支援等を行う。万一の災害に備えるため、ボランティア本部を通じて活動するボランティアについてはボランティア保険に加入することを促し、その費用は県が負担する。

【一般ボランティアとの連携概念図】



医療救護活動

除去作業者の安全・健康の保持を図るため、県は市町に対し医療救護体制を促すとともに、市町から要請があった場合、または必要があると認めた場合は負傷者の手当、医師等の確保、救護所の設置ならびに医薬品等の手配・分別等必要な措置を講ずる。

また、傷病者の発生状況について情報収集に努めるとともに、関係機関の協力要請の連絡調整を行う。

沿岸部での除去活動情報の収集・伝達

沿岸部での除去活動に関する情報を共有化するため、県は県現地事務所を通じて関係市町および管轄（管理）区域を持つ防災関係機関から沿岸部での除去活動情報報告様式により情報を集約する。

集約した情報は、県が敦賀海上保安部と連携して防災関係機関等へ迅速かつ的確に伝達する。伝達に当たっては、沿岸部での除去活動実施状況伝達様式によるものとし、定期的に（伝達間隔についてはその都度定める。）原則としてFAXで伝達する。

報道発表：県（広報・文書管理部門）

* 伝達系統は、油流出発生伝達系統図と同じ。

(2) 県現地事務所の活動

県現地事務所は、以下の活動を行う。

県本庁と市町間の連絡調整

市町単位で行う除去活動の支援

管轄区域（漁港、港湾等）の除去活動

ボランティア活動の支援調整（県本庁とボランティア本部の調整）

(3) 市町の活動

市町は、沿岸部除去方針を踏まえ、市町が管内の消防機関、警察署、漁業協同組合、地元住民代表、ボランティア本部、自衛隊の災害派遣部隊等と共同で以下の活動を展開する。

沿岸部の監視

沿岸部での除去活動の実施

回収油の一時集積場所への貯留

沿岸部での除去活動情報の収集および県への伝達

各防災関係機関の連絡調整を円滑に進めるため、市町においてもこれらの機関で構成する連絡会議を設置する。

防除資機材については、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は市町の備蓄品または市町内での調達で対応し、不足するものについては沿岸部での除去活動情報報告様式で県へ要請する。

なお、ボランティアの受け入れや活動の調整については、県災害ボランティア連絡会が中核となるボランティア本部を設置することで対応する。ボランティア本部の設備等の整備や車両の借り上げ等の活動に関わる費用については、「福井県災害ボランティア活動基金」を活用する。市町は、ボランティア本部の円滑な運営のための支援を行う。

(4) 管轄（管理）区域を持つ機関の活動

管轄（管理）区域を持つ機関は、沿岸部除去方針を踏まえ、以下の活動を展開する。

沿岸部の監視

沿岸部での除去活動の実施

回収油の一時集積場所への貯留

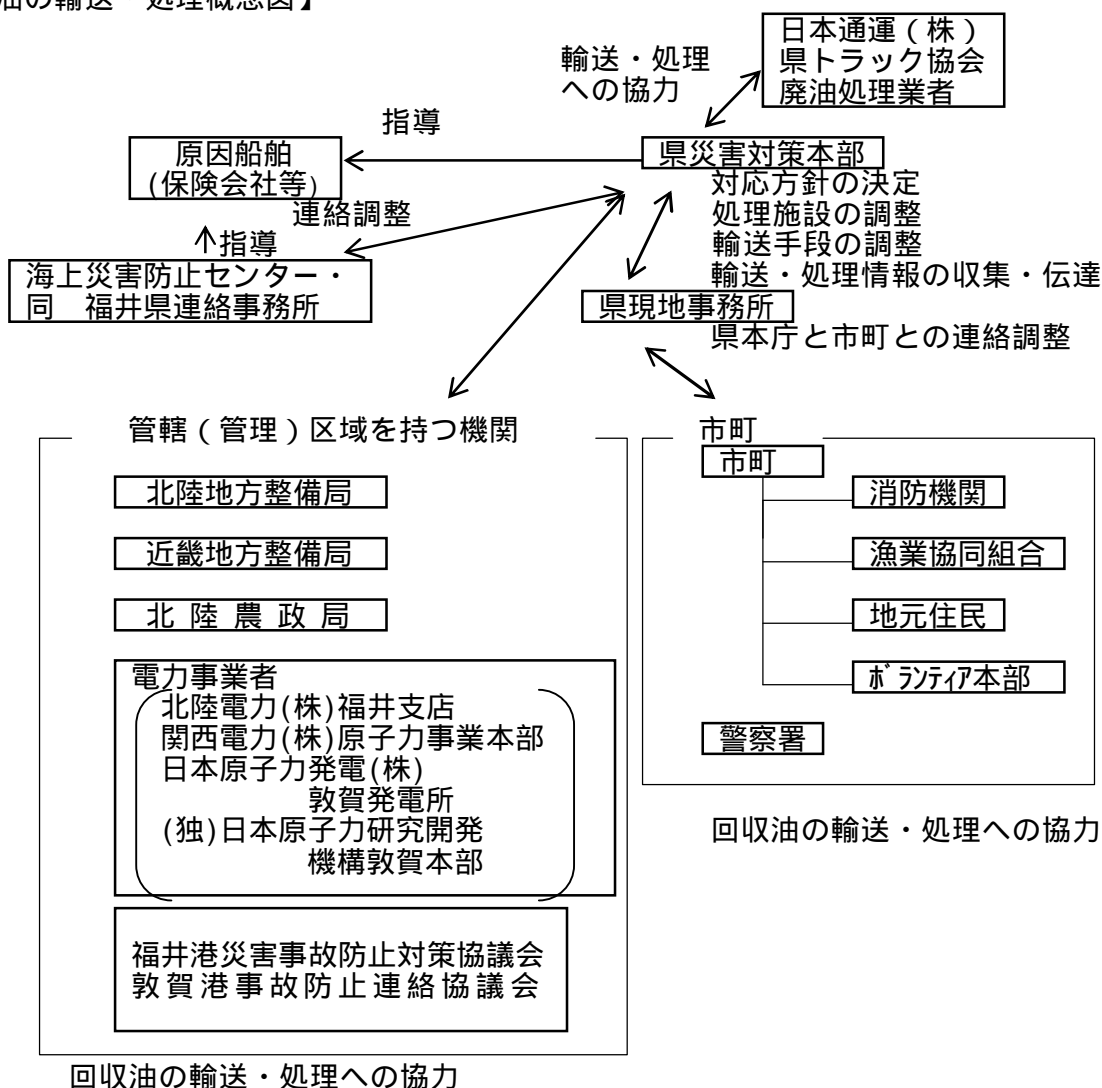
沿岸部での除去活動情報の収集および県への伝達

第5 回収油の輸送・処理

海洋および沿岸部で回収された油については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱う。したがって、当該回収油等の収集運搬および処分にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理基準にしたがい適正に処理しなければならない。

上記を踏まえ、一時集積場所に貯留された回収油の輸送・処理の円滑化を図るため、県は県外の処分場との十分な協力体制を取りながら対応方針を定め、流出油の現状および除去方針（沿岸部）とあわせて防災関係機関に伝達する。対応方針に基づき、防災関係機関が協力して防除措置義務者の行う回収油の輸送・処理の円滑化を図る。

【回収油の輸送・処理概念図】



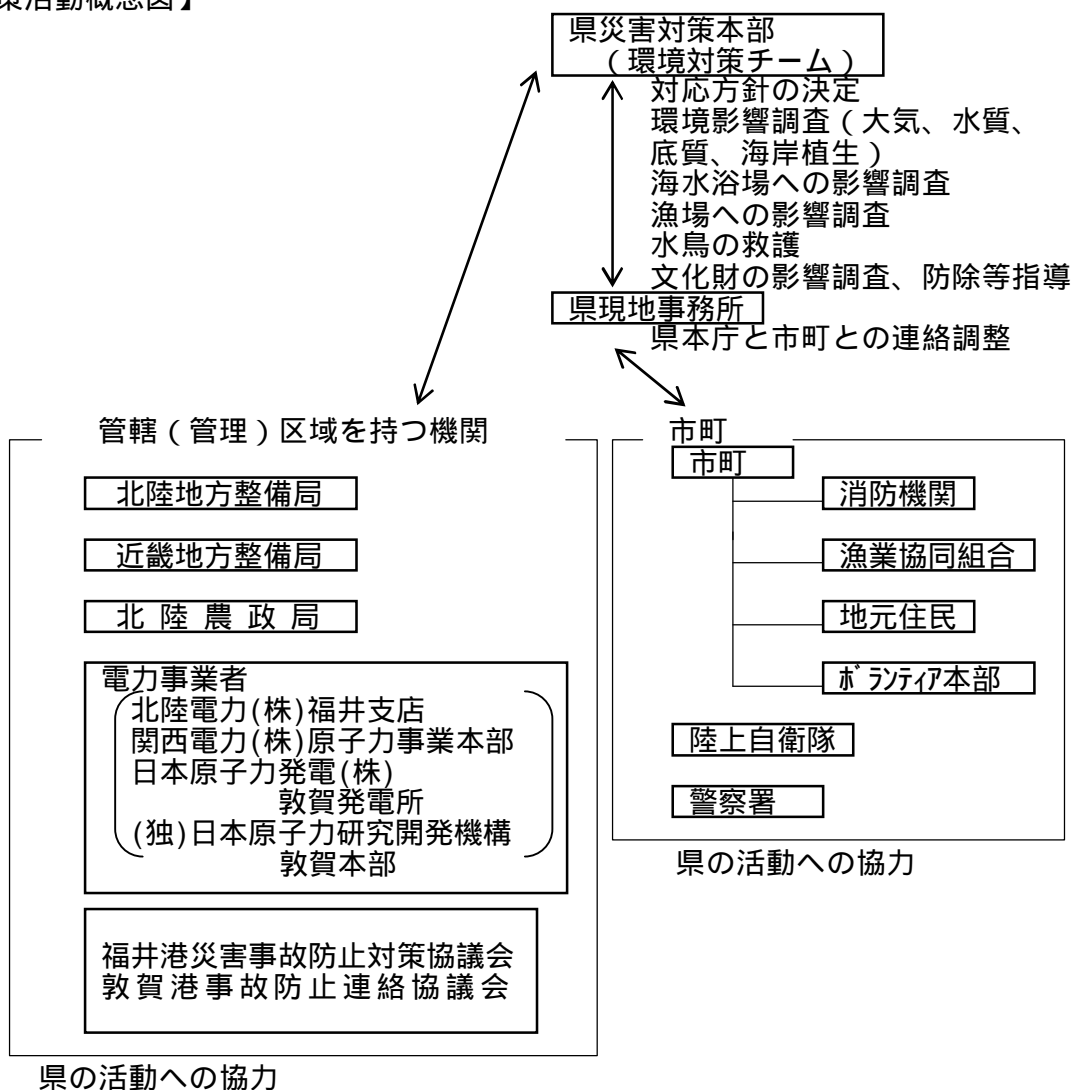
第6 環境対策

流出油による生態系、漁場、海水浴場等への影響が最小限に食い止められるよう、県は初期評価の段階から試験研究機関を含む環境対策チームを編成し、環境に対する対応方針を決定し、この対応方針に基づき防災関係機関が連携して環境対策を実施する。

また、住民、ボランティア等の除去活動従事者に対する健康調査を実施する。

史跡名勝天然記念物については文化財部門が現況調査を実施し、市町等の文化財管理団体に対し防除措置の指導を行う。防除活動のため現状を変更せざるを得ない場合は、速やかに許可手続きを実施する。

【環境対策活動概念図】



(1) 環境影響調査の実施

関係部局間の連携

油流出事故が発生した場合、環境部局、保健部局、水産部局などにおいて環境影響調査について協議し、必要に応じて庁内の関係課・試験研究機関で環境保全対策チームを組織する。関係課・試験研究機関（または環境保全対策チーム）は、油の浮遊海域および漂着海岸周辺において、必要な環境影響調査を迅速に実施する。

なお、調査に当たっては、関係課・試験研究機関間の連携・協力はもとより、関係省庁と調整を図りながら実施する。

【環境保全対策チームの構成課・試験研究機関および主な調査項目】

構成課・試験研究機関		調査項目
健康福祉部 安全環境部	健康増進課 衛生環境研究センター	住民・ボランティアの健康調査
	環境政策課 衛生環境研究センター	大気中の炭化水素、油成分等の調査 水質・底質中の油分、油処理剤等の調査
	廃棄物対策課 衛生環境研究センター	回収油の処理状況
	自然保護課 自然保護センター	海岸植生の被害状況および生育影響調査 海鳥の被害状況
農林水産部	水産課 水産試験場	水産生物の被害状況および生育影響調査

専門家等の助言

環境保全対策チームを組織した場合、必要に応じて海洋環境、植生、水産などの専門家で構成するアドバイザー会議を設置し、助言・指導を得る。

【アドバイザー会議の検討事項】

環境影響調査計画

環境影響調査結果の評価

油処理剤やバイオレメディエーションなどの油防除技術に係わる環境影響

情報の提供

環境関連情報や環境影響調査の結果については、報道機関、インターネットなどを通じて、速やかな公表に努める。

(2) 水鳥の救護

県は、油流出事故発生の初期段階から、水鳥救護マニュアルに基づき、県獣医師会、日本野鳥の会県支部等の関係機関と連携し、油汚染水鳥の保護収容、搬送、洗浄、治療、リハビリテーションおよび放鳥までの救護活動を実施する。

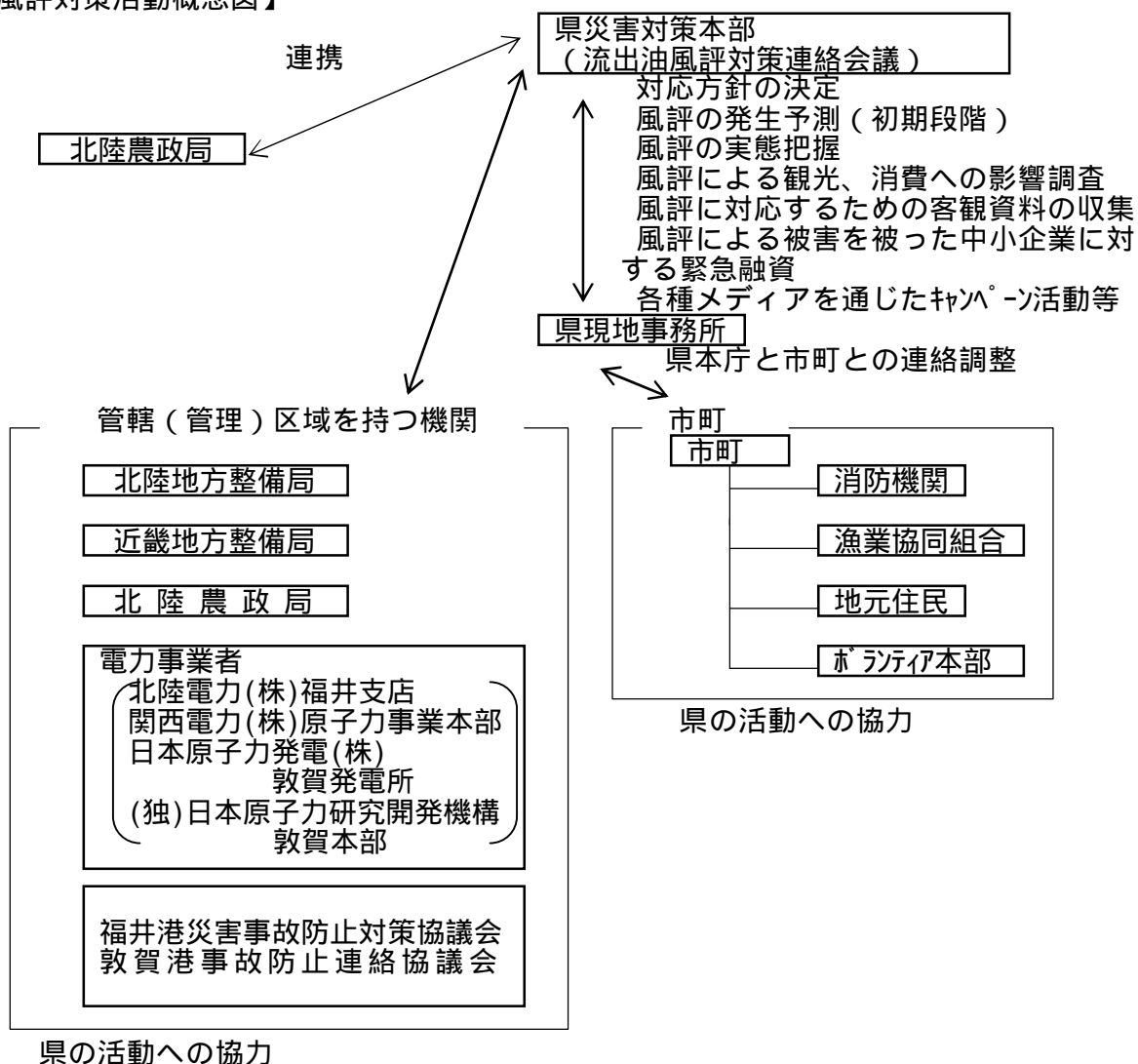
第7 風評対策

油流出に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費者離れ等を防止するため、県は初期評価の段階から漁業、観光、広告関係者等の協力を得て流出油風評対策連絡会議を設置し、対策の方針を決定する。

対応方針に基づき関係機関が協力して迅速かつ的確に風評対策活動を実施する。

- ・風評の発生予測（初期段階）
- ・風評の実態把握
- ・風評による観光、消費への影響調査
- ・風評に対応するための客観資料の収集
- ・風評による被害を被った中小企業に対する緊急融資
- ・各種メディアを通じたキャンペーン活動等

【風評対策活動概念図】



第8 補償対策

県、関係機関は以下により、すみやかに補償対策を講じる。

(1) 県における対応

補償対策体制の部門の設置

補償対策を円滑に進めるため、専任組織（補償対策部門）を設置し、国、自治体、各種団体、海事鑑定人、P & I 保険、国際油濁補償基金代理人等補償関係者からの情報の収集に努めるとともに、主に以下の事項について検討を行う。

ア 補償制度の把握

被害者に対する補償にあたり適用される制度についての把握であり、補償対策上極めて重要である。

イ 油の防除等に係る経費および被害発生状況の把握

災害の規模等災害の全体像の経費面からの把握であるとともに、補償請求および予算措置の前提となるものである。

ウ 経費等の負担主体の決定と経費、被害の分類

補償請求主体を明らかにするとともに、経費の分析を行うものである。

エ 予算措置・支払い方法等の検討

災害対策等に要する経費の財源を確保し支払いの円滑化を図るものである。

オ 経費・被害の補償請求方針の検討

補償請求にあたり具体的行動指針となるものである。

弁護士の委任

補償交渉は示談など法的手続きを前提としており、補償請求の相手方である国際油濁補償基金の代理人は制度に精通した弁護士であることなどから、発生した経費、被害額が多額に上り、また請求内容が多岐にわたるか請求内容に争点が予想される場合など必要と認められる場合には弁護士（海事専門）の選任について検討を行う。

補償に関する情報の収集・交換および関係機関との連絡調整

県および関係機関は補償対策について情報の収集・交換および相互に連絡・連携するとともに、随時以下の会議を開催する。

必要な場合は海事鑑定人、国際油濁補償基金代理人および委任弁護士の同席を求める。

ア 関係府県補償対策会議

- ・ 補償に関する情報の交換
- ・ 補償請求の請求方針等の確認
- ・ 国、基金等関係機関への要望に関する協力体制の確立

イ 市町補償対策会議

- ・ 補償に関する情報の交換
- ・ 経費負担の確認
- ・ 請求方針の確認

- ・請求実務の確認
- ウ 関係団体連絡会議
- ・補償に関する情報の交換
 - ・経費負担についての確認

上記 ~ の活動結果をもとに具体的な作業に着手し、補償請求を行う。
 また状況に応じて国際油濁補償基金等に対し早期の支払い等について要請を行うとともに、国に対して、必要な措置を講じることを要望する。

このほか、県、関係機関は補償交渉の進捗等について随時情報交換を行うとともに、の組織を中心として後日の補償交渉に備える。

(2) 関係機関における対応

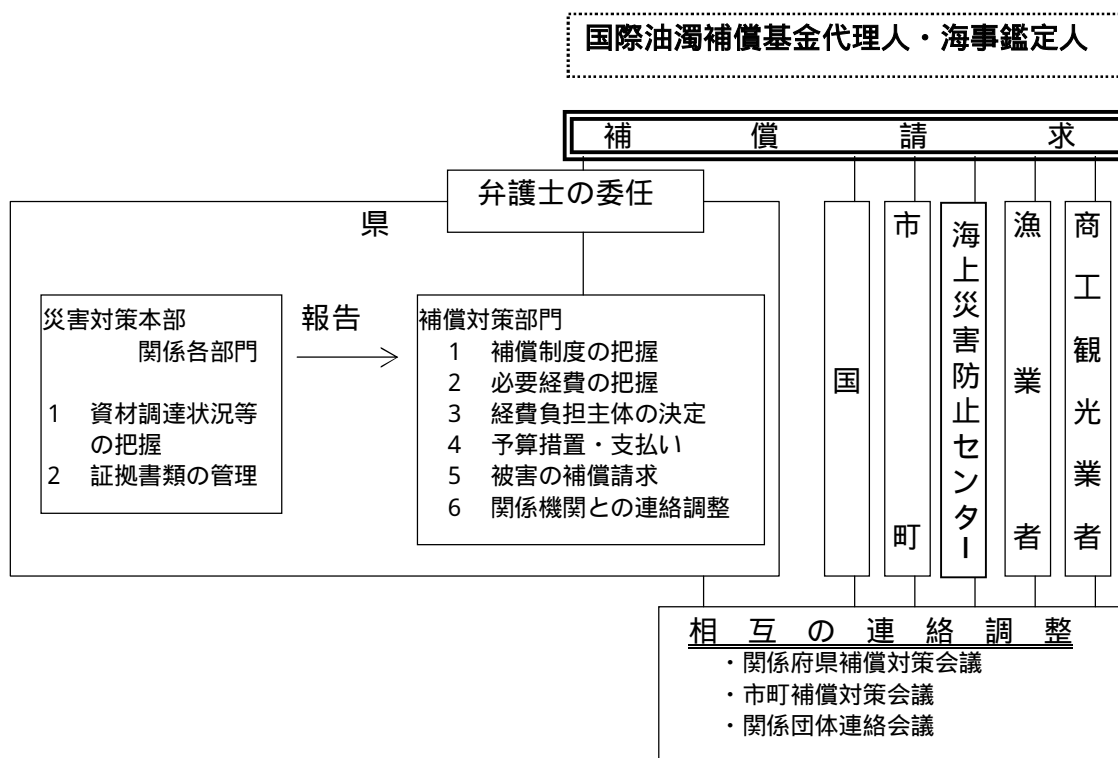
補償に関する情報の収集に努めるとともに、補償請求に備え作業内容や経理の把握、写真等の証拠書類の整備を行う。

原則として経費負担主体および被害の発生主体が補償請求の主体となることから、各関係機関において経費・被害の取りまとめを行い補償請求を行う。

必要な場合には海事鑑定人等に対し説明会の開催等を求める。

また、補償の早期実現のため可能な限り早期の請求に努める。

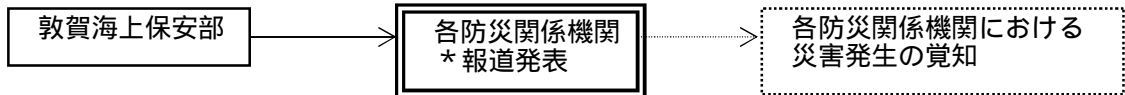
【補償対策関連図】



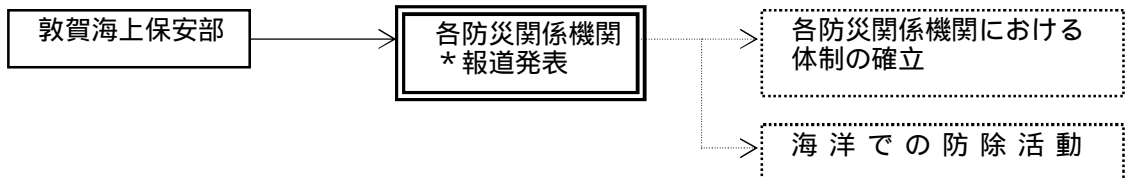
第4節 情報の種類と対応の流れ

「第3節 各活動プロセスにおける対応」を、そこで規定した各種情報を発信する機関、情報を受け取る機関、受け取った情報によってとられる対応の観点から読み替えると次のとおりである。

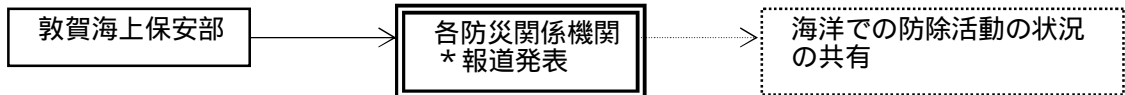
1 油流出発生伝達様式（第3節第1）



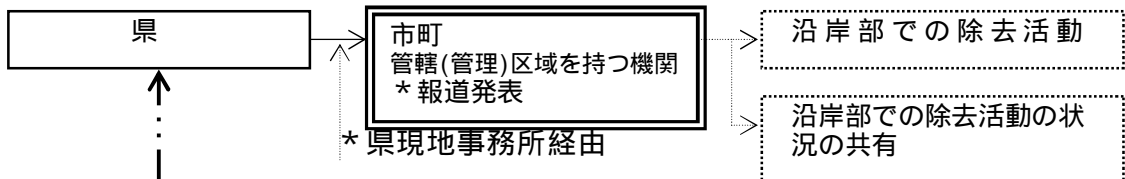
2 流出油の現状及び防除方針（海洋）伝達様式（第3節第2）



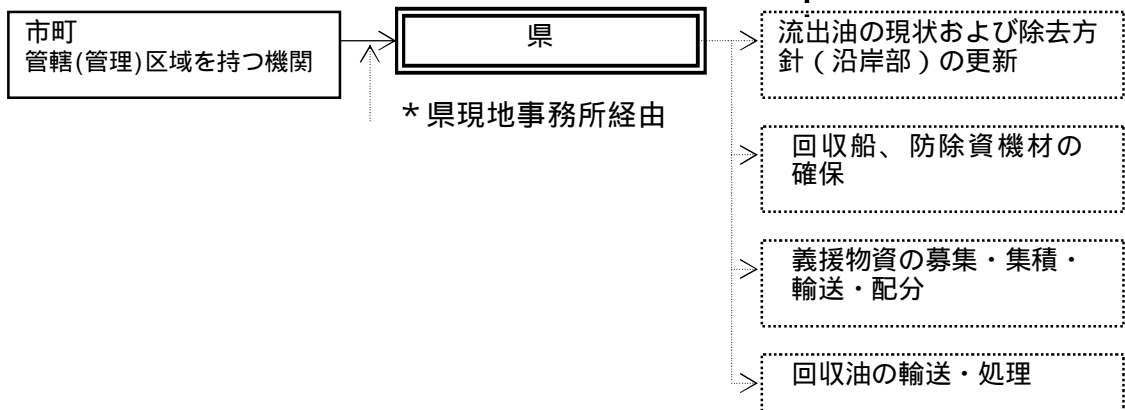
3 海洋での防除活動実施情報報告様式（第3節第3）



4 流出油の現状および除去方針（沿岸部）伝達様式（第3節第4）



5 沿岸部での除去活動情報報告様式（第3節第4）



- (注) 1 : 情報を発信する機関
 2 : 情報を受け取る機関
 3 : 受け取った情報によってとられる対応

第 4 章 災害復旧計画

4章 災害復旧計画

第1節 被害回復活動の推進体制の確立

油流出による各種被害からの回復を推進するため、県は庁内の関係部局で構成される「流出油被害回復推進会議」を設置し、総合的に回復を推進する。市町においても同様の体制を確立し、県等と連携して被害回復を推進する。

第2節 被災事業者、住民の復旧支援

流出油により直接、間接に被害を被った漁業者、水産関係団体、観光業者、住民等の回復を支援するため、県および防災関係機関は以下の対応をとる。

第1 相談センターの設置

被災事業者および住民が回復についての相談を気軽にできるよう、県および関係市町は相談センターを設ける。運営にあたっては、北陸農政局、近畿経済産業局等の防災関係機関が協力する。

第2 金融措置の実施

県は、被災事業者に対して当該災害で適用される資金融資制度（融資条件等）を防災関係機関から把握し、関係団体を通じるなどして被災事業者にきめ細かく情報提供を行う。

また、必要に応じて租税の徴収猶予および減免措置を実施する。

第3節 被災公共施設等の復旧

被災した漁港施設、港湾施設、海岸施設、農地、潮害防備林等については、各々所管する防災関係機関が環境面に十分配慮しながら迅速に復旧するよう努める。

第4節 原因船舶の除去

県および敦賀海上保安部は、原因船舶の防除実施責任者に対して原因船舶の迅速かつ的確な除去等現状の回復措置を指導する。

第5節 事後の監視活動

県および市町は、防災関係機関と連携の上、除去活動終了後も必要な期間、パトロール、環境影響調査等の活動を実施する。特に、流出油による沿岸域の生態系等環境への影響は長期に及ぶ場合があり、水質、底質、水産生物・野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、必要な場合、適切な措置を講じる。

福井県地域防災計画

(事故災害対策編)

福 井 県 防 災 会 議

福井県地域防災計画

(事故災害対策編)

平成 1 3 年 4 月作成

平成 1 4 年 2 月修正

平成 2 0 年 5 月修正

平成 2 3 年 1 2 月修正

福 井 県 防 災 会 議

第 1 部 総 則

目 次

第1部 総則	1
第1章 計画の方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	2
第4節 細部計画および市町地域防災計画の作成	2
第5節 計画の周知徹底	2
第6節 計画の修正	2
第2章 想定する事故災害の態様	3
第3章 防災関係機関の処理すべき事務または業務	4
第2部 航空災害対策	5
第1章 想定する航空災害	5
第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務	6
第3章 災害予防計画	8
第1節 航空交通の安全のための情報の充実	8
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	8
第4章 災害応急対策計画	10
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等	10
第2節 活動体制等の確立	15
第3節 救援活動	16
第4節 広報活動	21
第5章 災害復旧計画	23
第3部 鉄道災害対策	24
第1章 想定する鉄道災害	24
第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務	25
第3章 災害予防計画	28
第1節 鉄軌道交通の安全のための情報の充実	28
第2節 鉄軌道および鉄軌道車両の安全対策の推進	28
第3節 鉄軌道交通環境の整備	29
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策および災害復旧への備え	29
第4章 災害応急対策計画	31
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等	31
第2節 活動体制等の確立	33

第3節	救援活動	34
第4節	広報活動	39
第5章	災害復旧計画	41
第1節	災害復旧の方針	41
第2節	再発防止対策の実施	41
第4部	道路災害対策	42
第1章	想定する道路災害	42
第2章	防災関係機関の処理すべき事務または業務	43
第3章	災害予防計画	45
第1節	道路交通の安全のための情報の充実	45
第2節	道路施設等の安全確保	45
第3節	防災知識の普及	46
第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策および災害復旧への備え	46
第4章	災害応急対策計画	48
第1節	情報の収集・連絡、避難誘導等	48
第2節	活動体制等の確立	51
第3節	救援活動	52
第4節	広報活動	57
第5章	災害復旧計画	59
第1節	災害復旧の方針	59
第2節	再発防止対策の実施	59
第5部	危険物等災害対策	60
第1章	想定する危険物等災害	60
第2章	防災関係機関の処理すべき事務または業務	61
第3章	災害予防計画	63
第1節	危険物保安予防対策の推進	63
第2節	高圧ガス保安対策の推進	64
第3節	火薬類保安対策の推進	64
第4節	毒物および劇物保安対策の推進	65
第5節	危険物等の輸送保安対策の推進	66
第6節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	66
第4章	災害応急対策計画	68
第1節	情報の収集・連絡、避難誘導等	68
第2節	活動体制等の確立	73
第3節	救援活動	74
第4節	広報活動	78

第5章 災害復旧計画	8 1
第1節 災害復旧の方針	8 1
第2節 再発防止対策の実施	8 1
第6部 大規模な火事災害対策	8 2
第1章 想定する大規模な火事災害	8 2
第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務	8 3
第3章 災害予防計画	8 5
第1節 火災に強いまちづくりの推進	8 5
第2節 防災空間の整備	8 5
第3節 出火予防対策の推進	8 6
第4節 延焼予防対策の推進	8 7
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	8 8
第4章 災害応急対策計画	9 0
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等	9 0
第2節 活動体制等の確立	9 2
第3節 救援活動	9 3
第4節 広報活動	9 7
第5章 災害復旧・復興計画	9 9
第7部 林野火災対策	1 0 0
第1章 想定する林野火災	1 0 0
第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務	1 0 1
第3章 災害予防計画	1 0 2
第1節 防火意識の普及啓発	1 0 4
第2節 監視体制の強化	1 0 4
第3節 予防施設および林野火災対策用資機材の整備	1 0 5
第4節 消防体制の整備	1 0 5
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	1 0 6
第4章 災害応急対策計画	1 0 8
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等	1 0 8
第2節 活動体制等の確立	1 1 0
第3節 救援活動	1 1 1
第4節 広報活動	1 1 5
第5章 災害復旧計画	1 1 7

第8部 海上災害対策	1 1 8
第1章 想定する海上災害	1 1 8
第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務	1 1 9
第3章 災害予防計画	1 2 1
第1節 海上交通の安全のための情報の充実	1 2 1
第2節 船舶の安全な運行の確保	1 2 1
第3節 海上防災思想の普及	1 2 1
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	1 2 1
第4章 災害応急対策計画	1 2 3
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等	1 2 3
第2節 活動体制の確立	1 2 5
第3節 救援活動	1 2 6
第4節 広報活動	1 3 1
第5章 災害復旧計画	1 3 3
第1節 災害復旧の方針	1 3 3
第2節 船舶交通の危険防止	1 3 3

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

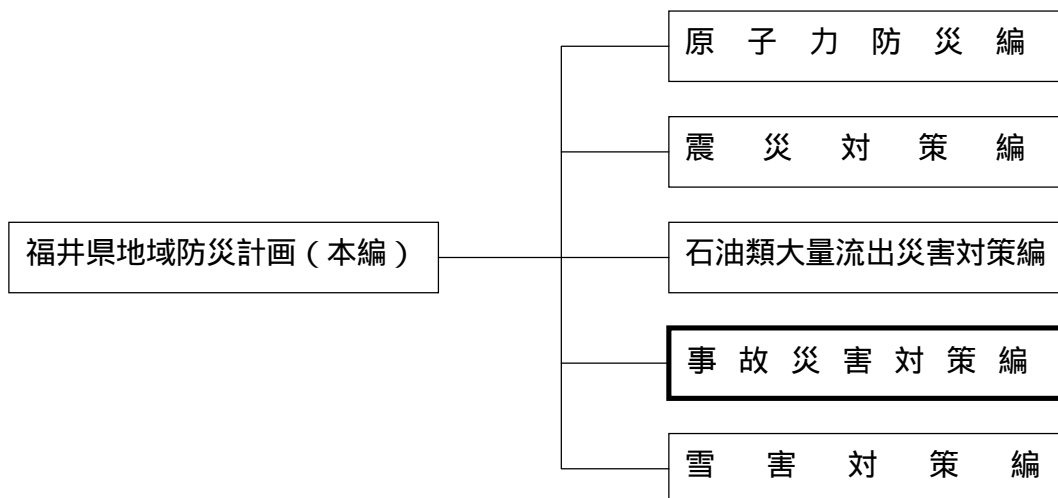
この計画は、次の事故災害の発生を予防し、当該事故災害の拡大を防止するため、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が迅速かつ的確に対応できるよう、国の防災基本計画等を踏まえて必要な措置を定めるものである。

- (1) 航空災害
- (2) 鉄道災害
- (3) 道路災害
- (4) 危険物等災害
- (5) 大規模な火事災害
- (6) 林野火災
- (7) 海上災害

第2節 計画の性格

この計画は、他の災害と区別される固有の対応を明確化するものであり、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき作成された「福井県地域防災計画」の「事故災害対策編」として定める。

この計画に定めのない事項については「福井県地域防災計画(本編)」に準拠するものとする。



第3節 計画の構成

この計画の構成は、次の8部からなる。

- 第1部 総則
- 第2部 航空災害対策
- 第3部 鉄道災害対策
- 第4部 道路災害対策
- 第5部 危険物等災害対策
- 第6部 大規模な火事災害対策
- 第7部 林野火災対策
- 第8部 海上災害対策

第4節 細部計画および市町地域防災計画の作成

この計画に基づく諸活動を行う際に必要な細部の活動計画等については、必要に応じ県および防災関係機関においてあらかじめ定め、対策の円滑な推進に努めるものとする。

市町地域防災計画（事故災害対策関係）の作成に当たっては、この計画を基準とし、特に必要な事項については各市町においてさらに具体的な計画を定めるものとする。

第5節 計画の周知徹底

この計画を円滑かつ的確に運用するため、県、市町および防災関係機関は平素から研究、訓練等の方法により計画の習熟に努めるとともに、この計画の内容について県民および民間団体の十分な理解と協力が得られるよう広く普及を図るものとする。

第6節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、国の防災基本計画の改訂が行われた場合など、修正する必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

防災関係機関は、修正を必要とする場合は修正事項を福井県防災会議に提出するものとする。

第2章 想定する事故災害の態様

対象事故災害の態様を想定するに当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

対象事故災害の発生形態については、単独で発生する場合、地震や風水害等に伴って同時発生する場合および大規模災害への対応に伴って二次災害として発生する場合がある。

例えば、台風の直撃を受けた場合、人家などへの被害に加え、土砂の崩落などにより鉄道災害や道路災害なども同時に発生することがあり得る。同様に、地震によって家屋の倒壊やタンスの下敷きになるなどして多数の死傷者が発生し、併せて危険物等災害や大規模な火事災害などが同時多発する場合もある。

また、特に航空災害について、大規模な地震、風水害または事故災害時には、防災ヘリコプター、自衛隊機、報道機関の航空機等が被害等調査や取材等で被災地上空を航行し、これが二次災害としての航空災害を引き起こし、さらには林野に墜落した場合の林野火災の発生要因となる場合もある。

一地点での単独災害であれば消防、警察、自衛隊等の防災関係機関が集中的に活動できるが、複合災害（地震や風水害等に伴って同時発生した災害）の場合は防災関係機関の調整という特有の課題が生じる。また、交通網や情報システムに支障をきたすといった単独災害では考えにくい防災活動を阻害する事象も起きやすい。

二次災害の場合も、元となった災害への災害対応体制がとられている中での災害発生であり、複合災害と同様の防災関係機関の調整または体制の変更という課題が生じる。

このように、同じ事故災害でも単独災害、複合災害または二次災害では災害対応の形態が異なることから、これらを混合してとらえるよりも区別して対応を検討する方が合理的である。そこで、この計画においては単独災害を想定し、複合災害および二次災害については「福井県地域防災計画（本編）」、「福井県地域防災計画（震災対策編）」等により対応することとする。

被害の規模については、防災基本計画において「多数の死傷者等の発生」というとらえ方をしていることから、この計画においても防災基本計画に準じた取扱いとする。

また、どこまで対応の規模が拡大するかは個々のケースで異なるが、この計画においては、「地元防災関係機関（消防本部、市町、警察署、医療機関等）だけでは対応が困難で、県内外の防災関係機関からの応援が必要な規模の事故災害」を想定する。

なお、個別事故災害で想定する災害の態様については、それぞれの部の第1章に示すとおりである。

第3章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

事故災害に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務または業務は、「福井県地域防災計画（本編）」第1章第4節に定める「防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」を基本とし、事故災害の種類ごとにそれぞれの部の第2章において定める。

第 2 部 航空災害対策

第2部 航空災害対策

第1章 想定する航空災害

- (1) 災害事象
 - 航空機の墜落等
- (2) 災害の発生場所
 - ア 福井空港およびその周辺
 - イ 若狭ヘリポートおよびその周辺
 - ウ その他の地域（発生場所が当初不明な場合を含む。）
- (3) 航空機の種類
 - ア 航空運送事業者の運航する航空機
 - イ 個人または企業等の保有する航空機
 - ウ 行政機関等の保有する航空機（ヘリコプター等）
- (4) 被災者等
 - ア 航空機の乗員および乗客
 - イ 墜落地点周辺の住民等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

機 関 名	事務または業務
福井県	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)福井空港および若狭ヘリポートにおける防災体制の充実 (4)ヘリコプター受援体制の充実強化 (5)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (6)航空災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (7)情報の収集・連絡 (8)活動体制等の確立 (9)緊急輸送活動の支援および調整 (10)捜索活動に係る応援要請等 (11)救助・救急活動に係る応援要請等 (12)医療救護活動の実施、応援要請等 (13)消火活動の実施、応援要請等 (14)広報活動の実施
警察本部 (公安委員会)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡、避難誘導等 (5)活動体制等の確立 (6)緊急輸送のための交通の確保 (7)捜索活動の実施 (8)救助活動の実施 (9)広報活動の実施
市町	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡、避難誘導等 (5)活動体制等の確立 (6)医療救護活動の実施および調整 (7)広報活動の実施
消防本部	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡、避難誘導等 (6)活動体制等の確立 (7)捜索活動の実施 (8)救助・救急活動の実施 (9)消火活動の実施 (10)広報活動の実施

機 関 名		事務または業務
指定 地方 行政 機関	大阪航空局 (小松空港事務所)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)広報活動の実施
	東京管区气象台 (福井地方气象台)	(1)気象情報の充実
	第八管区海上保安 本部 (敦賀海上保安部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)緊急輸送のための交通の確保 (7)捜索活動の実施および支援 (8)救助・救急活動の実施および支援 (9)広報活動の実施
自衛隊		(1)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)部隊の災害派遣
指定 公共 機関 および 指定 地方 公共 機関	日本赤十字社 (福井県支部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣命令等 (8)広報活動の実施
	(社)福井県医師会	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣要請等 (8)広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 航空交通の安全のための情報の充実

第1 気象情報の充実

福井地方気象台は、航空機の安全にかかわる気象、地象および水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況または予・警報等の情報を適時かつ的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・連絡するための体制ならびに施設および設備の充実を図るものとする。

第2 航空運送事業者等の措置

航空運送事業者および航空機を使用する個人、企業、行政機関等（以下「航空運送事業者等」という。）は、航空交通の安全に関する各種情報を活用し、航空事故を未然に防止するために必要な措置を講ずるものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

県、警察本部、市町、消防本部、大阪航空局小松空港事務所、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会（以下第2部において「航空災害防災関係機関」という。）は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(2) 情報の連絡様式の標準化

県、警察本部、市町、消防本部、大阪航空局小松空港事務所および敦賀海上保安部は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡

航空災害防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日分を含む。）および情報の収集・連絡訓練の実施に努めるものとする。

第2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

航空災害防災関係機関は、収集した情報および連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 動員・参集体制の充実

航空災害防災関係機関は、夜間または休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、訓練の実施など動員・参集体制の充実に努めるものとする。

(3) 活動マニュアルおよび活動資料の整備

航空災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、第4章「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料（航空関連施設、医療機関等を示した防災マップ等）の整備に努めるものとする。

第3 福井空港および若狭ヘリポートにおける防災体制の充実

県は、福井空港およびその周辺で航空災害が発生した場合に、空港管理者として迅速かつ的確な防災活動を実施できるよう、管轄消防本部と連携して消火・救急救助用の車両、資機材等の充実に努めるものとする。また、若狭ヘリポートおよびその周辺で航空災害が発生した場合に迅速かつ的確な防災活動を実施できるよう、消火用資機材の整備等防災体制の整備に努めるものとする。

第4 ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努めるものとする。

第5 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県、消防本部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動を適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努めるものとする。

第6 航空災害を想定した総合的な防災訓練の実施等

県は、航空災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図ることができるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。また、その他の防災関係機関は、当該防災訓練に積極的に参加または協力するものとする。

第4章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

航空災害防災関係機関は、適切な災害応急対策を実施するため、航空事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握し、共有する。また、事故現場付近において避難誘導等を適切に行う。

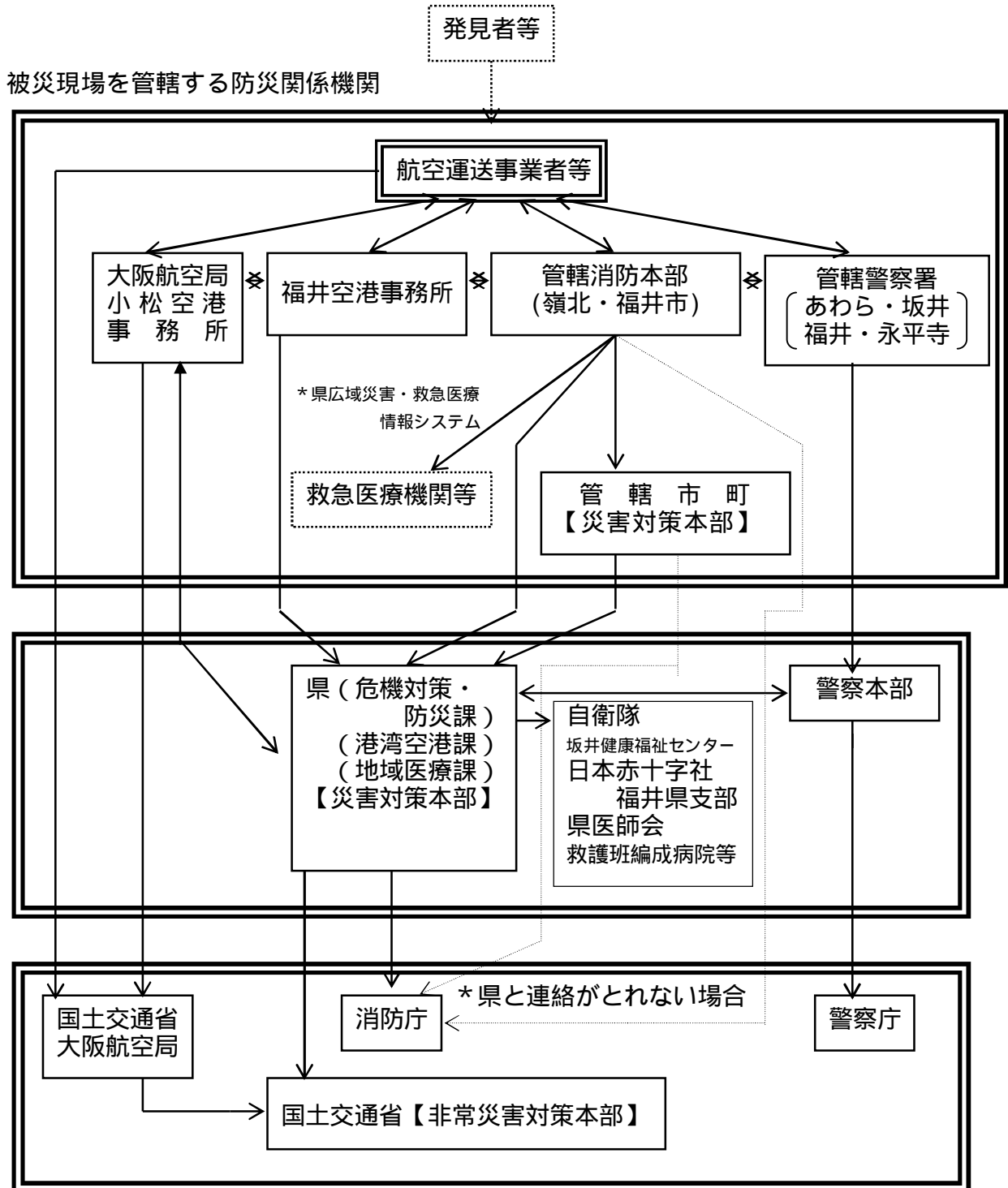
第1 情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は、事故の発生場所に応じて次の(1)～(4)のとおりとする。

(1) 福井空港およびその周辺で発生した場合

福井空港およびその周辺で航空事故が発生した場合の情報の主たる収集・連絡系統は、次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（航空災害）1

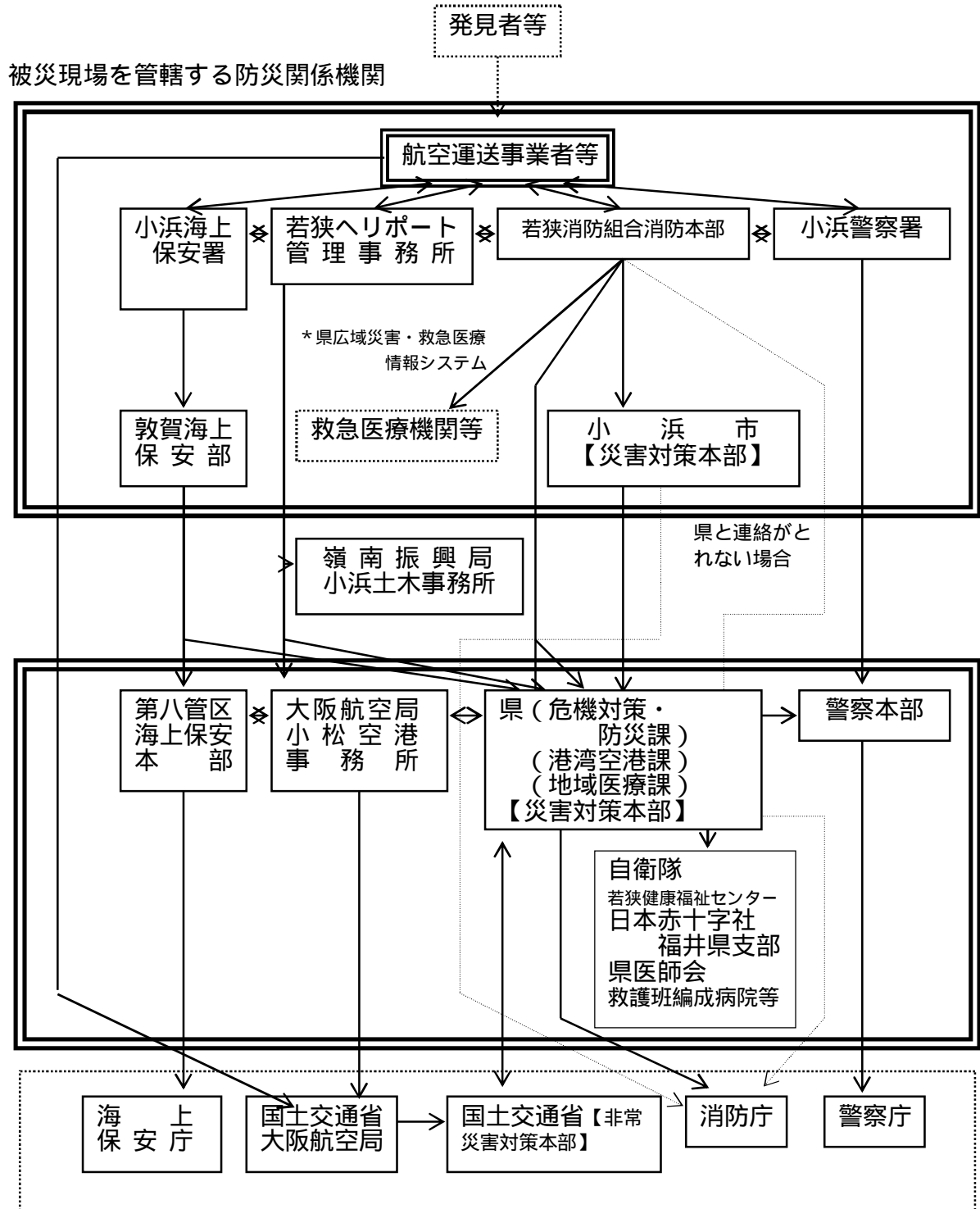


(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

(2) 若狭へりポートおよびその周辺で発生した場合

若狭へりポートおよびその周辺で航空事故が発生した場合の情報の主たる収集・連絡系統は、次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（航空災害）2

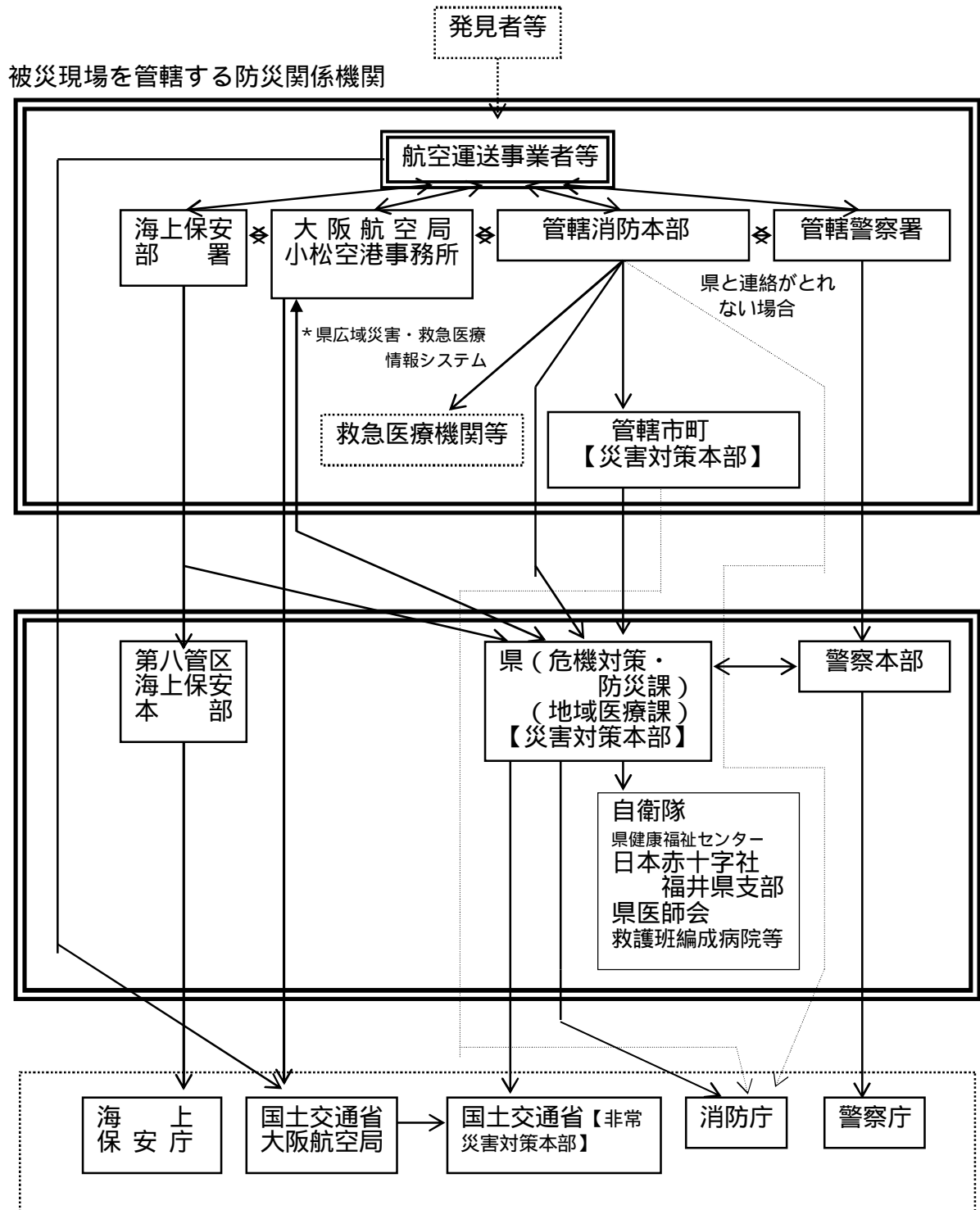


(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

(3) その他の地域で発生した場合

その他の地域で航空事故が発生した場合の情報の主たる収集・連絡系統は、次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（航空災害）3

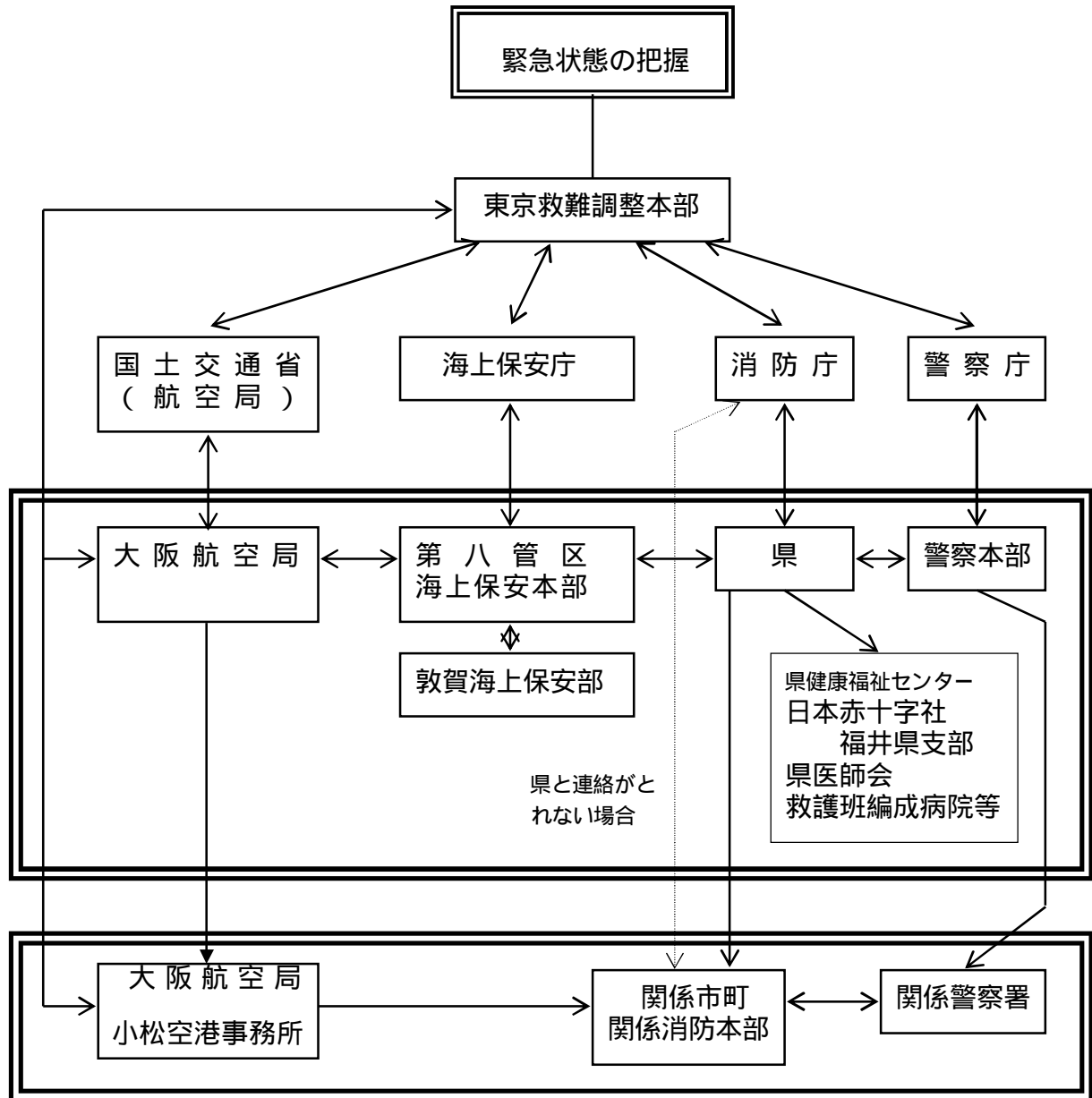


(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

(4) 航空事故発生現場が不明な場合

当初、航空事故の発生現場が不明な場合（遭難）の情報の主たる収集・連絡系統は、次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（航空災害）4



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2 被害情報等の収集・連絡、避難誘導等

航空災害防災関係機関は、被害情報、応急対策活動情報等（以下「被害情報等」という。）を迅速に収集して他の防災関係機関へ連絡し、共有するものとする。

(1) 航空運送事業者等

航空運送事業者等は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次県、消防本部、警察署、国土交通省大阪航空局等に連絡するものとする。

(2) 市町、消防本部、警察署等

市町、消防本部、警察署等は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県、警察本部等へ連絡するものとする。また、必要に応じて乗客、付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(3) 県および警察本部

県および警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集するものとし、その際には、画像情報の積極的な活用を図るものとする。

第2節 活動体制等の確立

航空災害防災関係機関は、航空事故の発生情報、被害情報等に基づき、各々必要な活動体制を速やかに確立する。

第1 活動体制の確立

(1) 県

ア 県は、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第1節に定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。

イ 知事は、大規模な航空災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

ウ 知事は、災害応急対策がおおむね完了した場合、または県の地域において航空災害のおそれが解消し、必要がなくなると認められる場合は、災害対策本部を廃止するものとする。

(2) 管轄市町および管轄消防本部

被災現場を管轄し、または管轄すると推定される市町および消防本部は、市町地域防災計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(3) その他

大阪航空局小松空港事務所、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、必要に応じ、法令および防災業務計画または防災に関する計画に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部および大阪航空局小松空港事務所その他防災関係機関と協議の上、必要に応じて「事故災害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。

第3節 救援活動

航空災害防災関係機関は、航空災害発生による捜索、救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 緊急輸送活動および交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止または制限の措置を講じるものとする。

また、敦賀海上保安部は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、または禁止するものとする。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報するものとする。

第2 捜索活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、航空機の墜落現場または航空機の行方が不明になるなど、捜索活動を行う必要がある場合、東京救難調整本部等と情報交換を緊密にするとともに、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 管轄消防本部

被災現場を管轄すると推定される消防本部は、消防団も動員した搜索活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他消防本部に応援を求めるほか、県に対し防災ヘリコプターの出動、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(2) 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による搜索活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターまたは警備艇（海上での搜索の場合）を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な搜索活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(3) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、海上で搜索活動を行う必要がある場合、巡視船艇、航空機等を出動させ搜索活動を実施し、必要な場合は、防災関係機関の応援を求めるものとする。

県等からの要請に基づき、陸上での搜索活動が必要であると判断した場合は、管轄消防本部および警察本部の搜索活動を支援するものとする。

また、円滑かつ的確な搜索活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(4) 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、搜索活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

ウ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

エ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

オ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第3 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターまたは警備艇（海上での救助の場合）を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、海上で救助活動を行う必要がある場合、巡視船艇、航空機等を出動させ救助活動を実施し、必要な場合は、防災関係機関の応援を求めるものとする。

県等からの要請に基づき、陸上での救助活動で必要であると判断した場合は、管轄消防本部および警察本部の救助活動を支援するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、海上で救急活動を行う必要がある場合、巡視船艇、航空機等を出動させ救急活動を実施し、必要な場合は、防災関係機関の応援を求めるものとする。

また、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ウ) 防災ヘリコプターの出動

(エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(ク) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第4 医療救護活動

県、警察本部、関係市町、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

- (イ) 県健康福祉センターおよび県立病院は、災害時医療に当たるものとする。
- (ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。
- (エ) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、(社)福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- (オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。
- (カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 警察本部(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする(本節第1参照)。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする(本節第1参照)。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班(別表および別図参照)、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置およびトリアージ(傷病者の重症度による分類)を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第5 消火活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(2) 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(3) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(4) 県

県は、管轄市町および管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

なお、福井空港およびその周辺または若狭ヘリポートおよびその周辺で航空災害が発生した場合は、保有する消防力も活用して消火活動に当たるものとする。

第4節 広報活動

航空運送事業者等および航空災害防災関係機関は、社会的混乱の防止および実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について相互に連絡をとりあい、情報交換に努める。

第1 被災者の家族等への情報の提供

航空運送事業者等および航空災害防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 県民への情報の提供

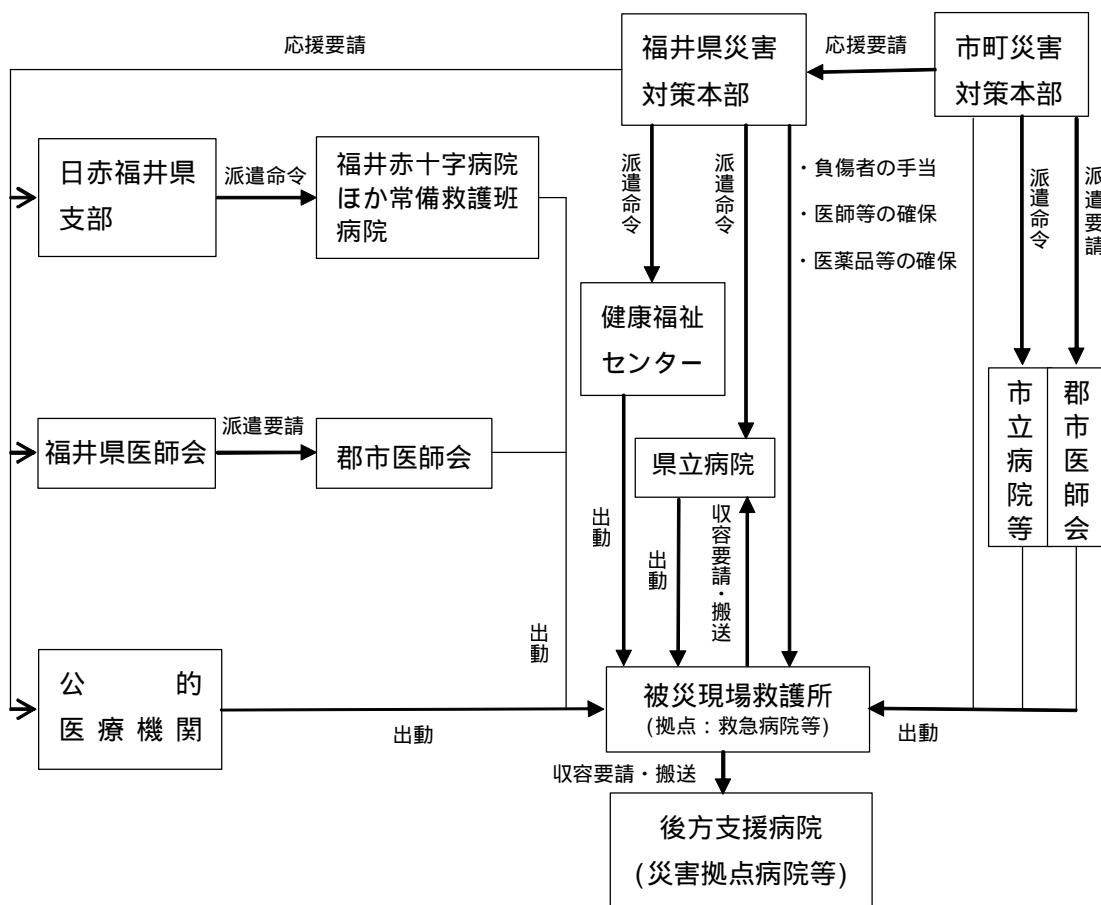
航空運送事業者等および航空災害防災関係機関は、県民に対し、航空災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

別表（本章第3節第4(2)関係） 救護班の編成表（1日編成可能班数；60班）

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター（福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭）	8
	県立病院	5
公的医療機関		16
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	福井赤十字病院	6
	福井社会保険病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	社団法人福井県医師会	33
	合計	62

災害拠点病院

別図（本章第3節第4(2)関係） 医療救護活動体系図



第5章 災害復旧計画

県（空港管理者）は、事故災害に伴う施設の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画および人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設の復旧に努めるものとする。また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第3部 鉄道災害対策

第3部 鉄道災害対策

第1章 想定する鉄道災害

(1) 災害事象

- ア 列車の衝突、脱線、転覆等
- イ 構造物（トンネル、橋りょう等）の被災等による列車への被害
- ウ 列車と自動車の衝突等
- エ 列車火災
- オ 列車からの危険物等の流出等

(2) 災害の発生場所

鉄軌道およびその周辺

(3) 鉄軌道事業者

- ア 西日本旅客鉄道株式会社
- イ えちぜん鉄道株式会社
- ウ 福井鉄道株式会社

(4) 被災者等

- ア 列車の乗員および乗客
- イ 事故地点周辺の住民等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

機 関 名	事務または業務
福井県	(1)鉄軌道交通の安全のための情報の充実(鉄軌道事業者への協力) (2)鉄軌道の安全対策の推進(主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策および海岸保全対策) (3)情報の収集・連絡体制の強化 (4)初動体制の充実 (5)ヘリコプター受援体制の充実強化 (6)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (7)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (8)情報の収集・連絡 (9)活動体制等の確立 (10)緊急輸送活動の支援および調整 (11)救助・救急活動に係る応援要請等 (12)医療救護活動の実施、応援要請等 (13)消火活動に係る応援要請等 (14)広報活動の実施
警察本部 (公安委員会)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡、避難誘導等 (5)活動体制等の確立 (6)緊急輸送のための交通の確保 (7)救助活動の実施 (8)危険物等の防除等 (9)広報活動の実施
市町	(1)鉄軌道交通の安全のための情報の充実(鉄軌道事業者への協力) (2)鉄軌道の安全対策の推進(主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策および海岸保全対策) (3)情報の収集・連絡体制の強化 (4)初動体制の充実 (5)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (6)情報の収集・連絡、避難誘導等 (7)活動体制等の確立 (8)医療救護活動の実施および調整 (9)広報活動の実施
消防本部	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡、避難誘導等

機 関 名		事務または業務
	消防本部	(6)活動体制等の確立 (7)救助・救急活動の実施 (8)消火活動の実施 (9)危険物等の防除等 (10)広報活動の実施
指定 地方 行政 機関	中部運輸局	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)広報活動の実施
	東京管区气象台 (福井地方气象台)	(1)気象情報の充実
	第八管区海上保安 本部 (敦賀海上保安部)	(1)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)緊急輸送のための交通の確保 (3)救助・救急活動の支援
自衛隊		(1)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)部隊の災害派遣
指定 公共 機関 および 指定 地方 公共 機関	日本赤十字社 (福井県支部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣命令等 (8)広報活動の実施
	西日本旅客鉄道(株) (金沢支社) えちぜん鉄道(株) 福井鉄道(株)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)代替交通手段の確保 (7)広報活動の実施
	(社)福井県医師会	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力

機 関 名	事務または業務
	(社)福井県医師会 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣要請等 (8)広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 鉄軌道交通の安全のための情報の充実

第1 気象情報の充実

福井地方気象台は、鉄軌道交通の安全にかかわる気象、地象および水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況または予・警報等の情報を適時かつ的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・連絡するための体制ならびに施設および設備の充実を図るものとする。

第2 鉄軌道事業者の措置

鉄軌道事業者は、次の点に留意して鉄軌道交通の安全のための情報の充実に努めるものとする。

- (1) 気象庁による気象、地象および水象に関する情報の有効活用体制の整備
- (2) 鉄軌道等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を講じるための情報の収集および連絡体制の整備

第3 広報活動の推進

踏切道における自動車との衝突や置石等による列車脱線等の外部要因による事故防止のためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及していく必要があることから、鉄軌道事業者は、全国交通安全運動等の機会をとらえて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等の広報活動を推進するものとする。また、県、市町等の防災関係機関は、ポスターの掲示場所の提供やチラシ類の配布等において可能な限り鉄軌道事業者に協力するものとする。

第2節 鉄軌道および鉄軌道車両の安全対策の推進

第1 鉄軌道事業者における安全対策の推進

鉄軌道事業者は、鉄軌道の安全な運行および鉄軌道車両の安全性を確保するため、次の対策を推進するものとする。

- (1) 事故災害の発生に際して迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害または列車の脱線等による線路または建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施および防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。
- (2) 乗務員および保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるものとする。

- (3) 土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うとともに、列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときは、監視の強化に努めるものとする。
- (4) 鉄軌道車両の安全性の確保を図るため、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。また、鉄軌道車両の故障データおよび検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

第2 県および市町における安全対策の推進

県および市町は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動および県民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を国と連携して重点的に実施するよう努めるものとする。

第3節 鉄軌道交通環境の整備

鉄軌道事業者は、次の対策を通じて鉄軌道交通環境の整備を推進するものとする。

- (1) 軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努めるものとする。
- (2) 列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備および充実に努めるものとする。
- (3) 国、県、市町および道路管理者と連携して、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策および災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

県、警察本部、市町、消防本部、中部運輸局、日本赤十字社福井県支部、鉄軌道事業者および（社）福井県医師会（以下第3部において「鉄道災害防災関係機関」という。）は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(2) 情報の連絡様式の標準化

県、警察本部、市町、消防本部、中部運輸局および鉄軌道事業者は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡

鉄道災害防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日分を含む。）および情報の収集・連絡訓練の実施に努めるものとする。

第2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

鉄道災害防災関係機関は、収集した情報および連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 動員・参集体制の充実

鉄道災害防災関係機関は、夜間または休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、訓練の実施など動員・参集体制の充実に努めるものとする。

(3) 活動マニュアルおよび活動資料の整備

鉄道災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、第4章「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料（路線図、医療機関等を示した防災マップ等）の整備に努めるものとする。

第3 鉄軌道事業者における活動能力の充実

鉄軌道事業者は、事故発生直後における旅客の避難等のための体制および初期消火のための体制の整備に努めるものとする。

また、公安委員会その他の防災関係機関の協力のもとに、応急活動のための必要となる人員または資機材等の輸送のための緊急通行車両の確保に努めるものとする。

第4 ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努めるものとする。

第5 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県、消防本部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努めるものとする。

第6 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練の実施等

県および鉄軌道事業者は、鉄道災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。また、その他の防災関係機関は、当該防災訓練に積極的に参加または協力するものとする。

第7 災害復旧への備え

鉄軌道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、施設および鉄軌道車両の構造図等の資料をあらかじめ整備しておくものとする。

第4章 災害応急対策計画

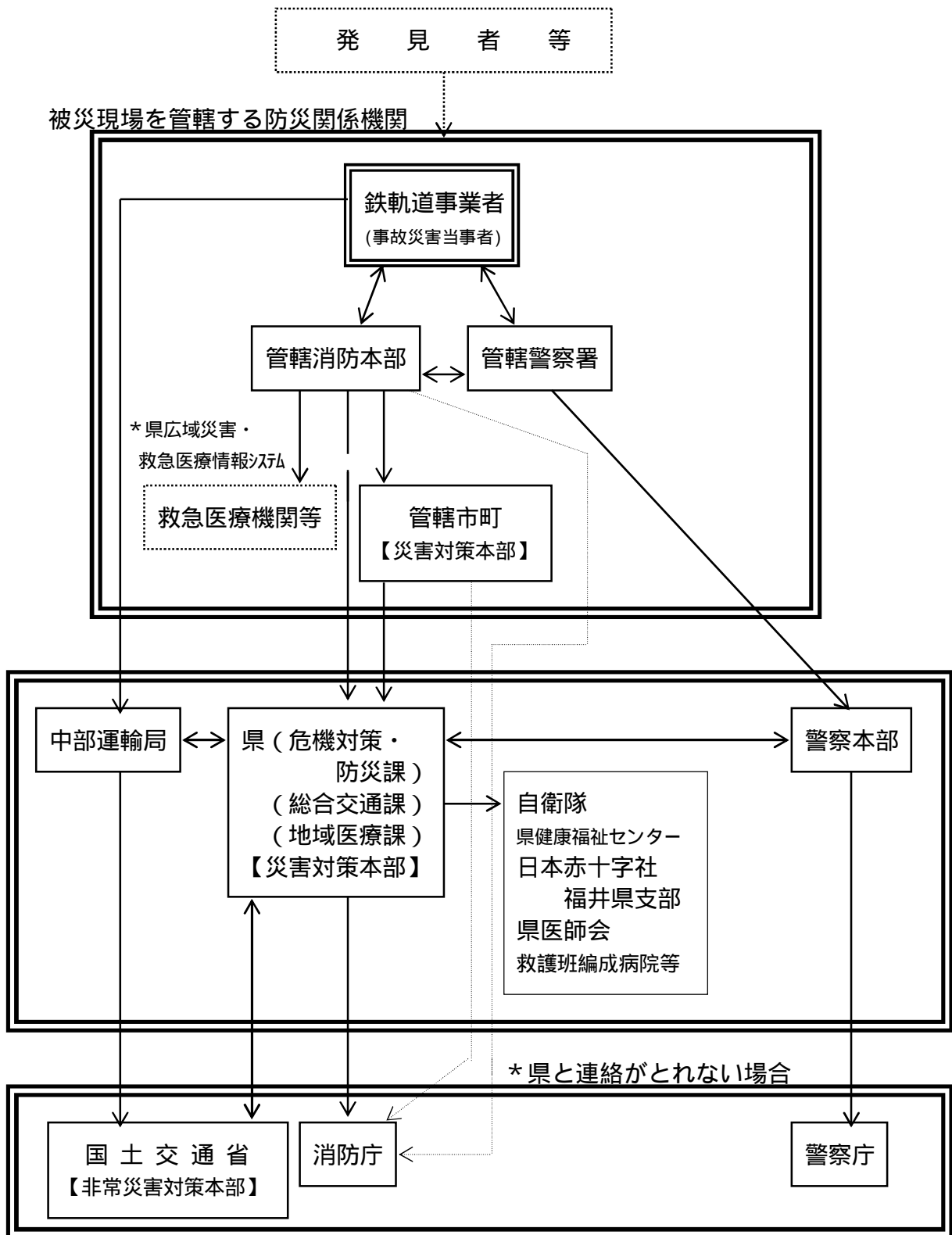
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

鉄道災害防災関係機関は、適切な災害応急対策を実施するため、大規模な鉄道事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握し、共有する。また、事故現場付近において避難誘導等を適切に行う。

第1 情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（鉄道災害）



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2 被害情報等の収集・連絡、避難誘導等

鉄道災害防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関へ連絡し、共有するものとする。

(1) 鉄軌道事業者

鉄軌道事業者は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次消防本部、警察署および中部運輸局に連絡するものとする。また、必要に応じて乗客、付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(2) 市町、消防本部および警察署

市町、消防本部および警察署は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県および警察本部に連絡するものとする。また、必要に応じて乗客、付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(3) 県および警察本部

県および警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集するものとし、その際には、画像情報の積極的な活用を図るものとする。

第2節 活動体制等の確立

鉄道災害防災関係機関は、大規模な鉄道事故の発生情報、被害情報等に基づき、各々必要な活動体制を速やかに確立する。

第1 活動体制の確立

(1) 鉄軌道事業者

鉄軌道事業者は、各自の防災計画等の定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(2) 県

ア 県は、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第1節に定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。

イ 知事は、大規模な鉄道災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

ウ 知事は、災害応急対策がおおむね完了した場合、または県の地域において鉄道災害のおそれが解消し、必要がなくなったと認められる場合は、災害対策本部を廃止するものとする。

(3) 管轄市町および管轄消防本部

被災現場を管轄する市町および消防本部は、市町地域防災計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(4) その他

中部運輸局、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会は、必要に応じ、法令および防災業務計画または防災に関する計画に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部、中部運輸局、鉄軌道事業者その他防災関係機関と協議の上、必要に応じて「事故災害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。

第3節 救援活動

鉄道災害防災関係機関は、鉄道災害発生による救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 緊急輸送活動および交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止または制限の措置を講じるものとする。

また、敦賀海上保安部は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、または禁止するものとする。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報するものとする。

(3) 代替交通手段の確保

鉄軌道事業者は、利用者の交通を確保するため、振替輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない鉄軌道事業者等は、可能な限りこれに協力するものとする。

第2 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部、敦賀海上保安部および鉄軌道事業者は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 鉄軌道事業者

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力するものとする。

イ 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

ウ 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターまたは警備艇（海上での救助の場合）を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、県等からの要請に基づき、陸上での救助活動が必要であると判断した場合は、管轄消防本部、警察本部および鉄軌道事業者の救助活動を支援するものとする。また、円滑かつ的確な救助活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

オ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部、敦賀海上保安部および鉄軌道事業者は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 鉄軌道事業者

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急活動を行うよう努めるとともに、救急活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力するものとする。

イ 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

ウ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

オ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ウ) 防災ヘリコプターの出動

(エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(ク) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第3 医療救護活動

県、警察本部、関係市町、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 県健康福祉センターおよび県立病院は、災害時医療に当たるものとする。

(ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。

(エ) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、（社）福井県医師会その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

(オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。

(カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班（別表および別図参照）、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置およびトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第4 消火活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部、敦賀海上保安部および鉄軌道事業者は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 鉄軌道事業者

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力するものとする。

(2) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(3) 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(4) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（第1参照）。

(5) 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第5 危険物等の防除活動

管轄消防本部および管轄警察署は、鉄軌道事業者から流出の種類、特性等に関する情報を入手することにより、関係機関と連携して危険物等の特性にあった防除活動を実施するとともに、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行うものとする。

第4節 広報活動

鉄道災害防災関係機関は、社会的混乱の防止および実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について相互に連絡をとりあい、情報交換に努める。

第1 被災者の家族等への情報の提供

鉄道災害防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 県民への情報の提供

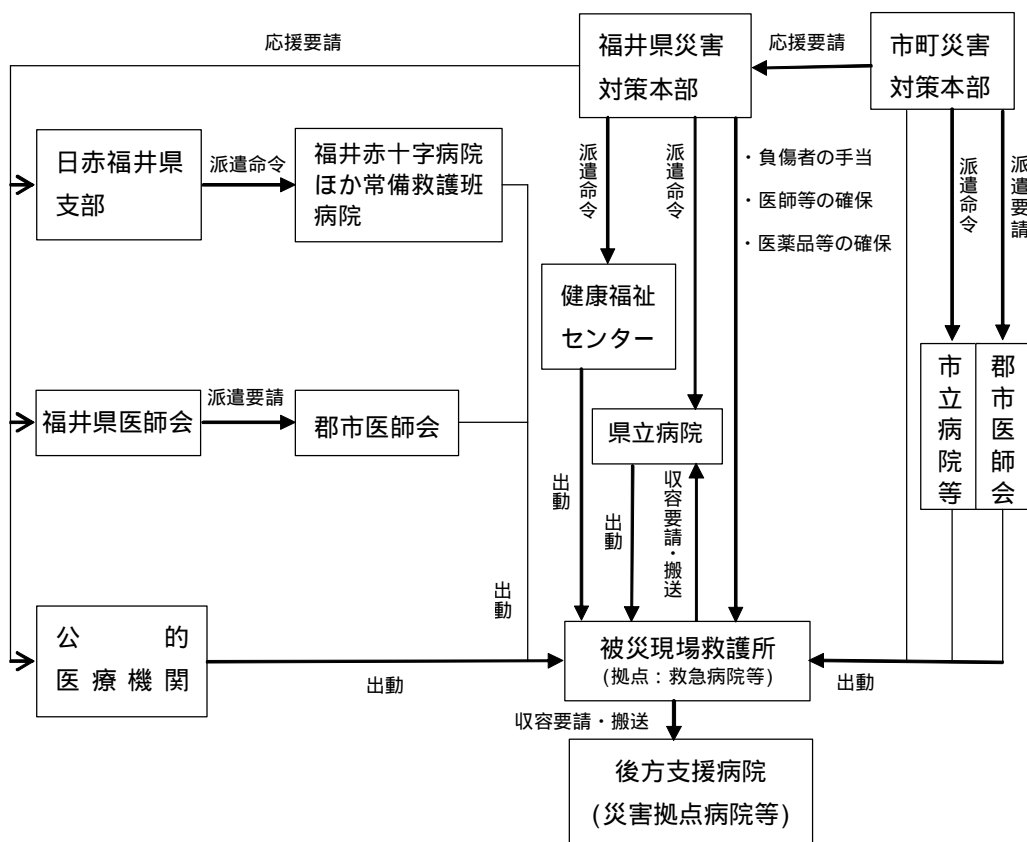
鉄道災害防災関係機関は、県民に対し、鉄道災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

別表（本章第3節第3(2)関係） 救護班の編成表（1日編成可能班数；60班）

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター（福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭）	8
	県立病院	5
公的医療機関		16
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	福井赤十字病院	6
	福井社会保険病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	社団法人福井県医師会	3
	合計	62

災害拠点病院

別図（本章第3節第3(2)関係） 医療救護活動体系図



第5章 災害復旧計画

第1節 災害復旧の方針

鉄軌道事業者は、事故災害に伴う施設および鉄軌道車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画および人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設および鉄軌道車両の復旧に努めるものとする。また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第2節 再発防止対策の実施

第1 緊急点検

鉄軌道事業者は、類似の災害の再発防止のため、必要に応じ鉄軌道の緊急点検を実施するものとする。

第2 原因究明

鉄軌道事業者は、国土交通省と連携し、事故災害発生後その徹底的な原因究明のための事実の整理を、警察本部、消防本部等の協力を得て行うとともに、事故の再発を防止するため、必要に応じ専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。事故災害の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第 4 部 道路災害対策

第4部 道路災害対策

第1章 想定する道路災害

(1) 災害事象

- ア 道路構造物（トンネル、橋りょう等）の被災等による自動車への被害
- イ 道路上での重大事故（交通事故等）
- ウ 自動車の火災
- エ 自動車からの危険物等の流出等

(2) 災害の発生場所

- ア 北陸自動車道または舞鶴若狭自動車道（県内）
- イ 一般国道、県道、市町道等

(3) 被災者等

- ア 自動車の乗客等
- イ 事故地点周辺の住民等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

機 関 名	事務または業務
福井県	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)ヘリコプター受援体制の充実強化 (4)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (5)道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (6)情報の収集・連絡 (7)活動体制等の確立 (8)緊急輸送活動の支援および調整 (9)救助・救急活動に係る応援要請等 (10)医療救護活動の実施、応援要請等 (11)消火活動に係る応援要請等 (12)広報活動の実施
警察本部 (公安委員会)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡、避難誘導等 (5)活動体制等の確立 (6)緊急輸送のための交通の確保 (7)救助活動の実施 (8)危険物等の防除等 (9)交通安全施設の応急復旧 (10)広報活動の実施 (11)再発防止対策の実施
市町	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (4)情報の収集・連絡、避難誘導等 (5)活動体制等の確立 (6)医療救護活動の実施および調整 (7)広報活動の実施
消防本部	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡、避難誘導等 (6)活動体制等の確立 (7)救助・救急活動の実施 (8)消火活動の実施 (9)危険物等の防除等 (10)広報活動の実施

機 関 名		事務または業務
指定 地 方 行 政 機 関	中部地方整備局 (岐阜国道事務所) 近畿地方整備局 (福井河川国道事務 所)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)広報活動の実施
	東京管区气象台 (福井地方气象台)	(1)気象情報の充実
	第八管区海上保安本部 (敦賀海上保安部)	(1)道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)緊急輸送のための交通の確保 (3)救助・救急活動の支援
自衛隊		(1)道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)部隊の災害派遣
指定 公 共 機 関 お よ び 指 定 地 方 公 共 機 関	日本赤十字社 (福井県支部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣命令等 (8)広報活動の実施
	中日本高速道路(株) (福井保全・ サービスセンター) (敦賀保全・ サービスセンター) 西日本高速道路(株) (福知山高速道路 事務所)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)広報活動の実施
	(社)福井県医師会	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣要請等 (8)広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第1 気象情報の充実

福井地方気象台は、道路交通の安全にかかわる気象、地象および水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況または予・警報等の情報を適時かつ的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・連絡するための体制ならびに施設および設備の充実に努めるものとする。

第2 道路管理者の措置

道路管理者は、次の点に留意して道路交通の安全のための情報の充実に努めるものとする。

- (1) 気象庁による気象、地象および水象に関する情報の有効活用体制の整備
- (2) 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を講じるための情報の収集および連絡体制の整備
- (3) 異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合の道路利用者に対する情報の提供体制の整備

第3 警察本部の措置

警察本部は、次の点に留意して道路交通の安全のための情報の充実に努めるものとする。

- (1) 道路交通の安全のための情報の収集および連絡体制の整備
- (2) 異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合の道路利用者に対する情報の提供体制の整備

第2節 道路施設等の安全確保

道路管理者は、次の点に留意して道路施設等の安全確保に努めるものとする。

- (1) 点検を通じた道路施設等の現況の把握
- (2) 道路における災害を予防するための必要な施設の整備
- (3) 道路施設等の安全を確保するための必要な体制等の整備
- (4) 安全性および信頼性の高い道路ネットワークの計画的な整備

県および市町は、主要な道路施設等の被災による広域的な経済活動および県民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を国と連携して重点的に実施するよう努めるものとする。

第3節 防災知識の普及

道路管理者は、相互に連携して道路利用者に対し災害時の対応等の防災知識の普及を推進するものとする。

特に、危険物等の運搬事業者に対しては、福井県高速道路危険物運搬車両事故防止等対策協議会等を通じて運搬車両の安全対策およびイエローカード（化学物質の有毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード）の携行の普及促進等を図るものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策および災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

県、警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社福井県支部、（社）福井県医師会および道路管理者（以下第4部において「道路災害防災関係機関」という。）は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(2) 情報の連絡様式の標準化

県、警察本部、市町、消防本部および道路管理者は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡

道路災害防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日分を含む。）および情報の収集・連絡訓練の実施に努めるものとする。

第2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

道路災害防災関係機関は、収集した情報および連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 動員・参集体制の充実

道路災害防災関係機関は、夜間または休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、訓練の実施など動員・参集体制の充実に努めるものとする。

(3) 活動マニュアルおよび活動資料の整備

道路災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、第4章「災害応急対策画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料（道路施設、医療機関等を示した防災マップ等）の整備に努めるものとする。

第3 ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努めるものとする。

第4 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県、消防本部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努めるものとする。

第5 道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施等

県および道路管理者は、道路災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。また、その他の防災関係機関は、当該防災訓練に積極的に参加または協力するものとする。

第6 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、重要な施設の構造図等の資料をあらかじめ整備しておくとともに、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第4章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

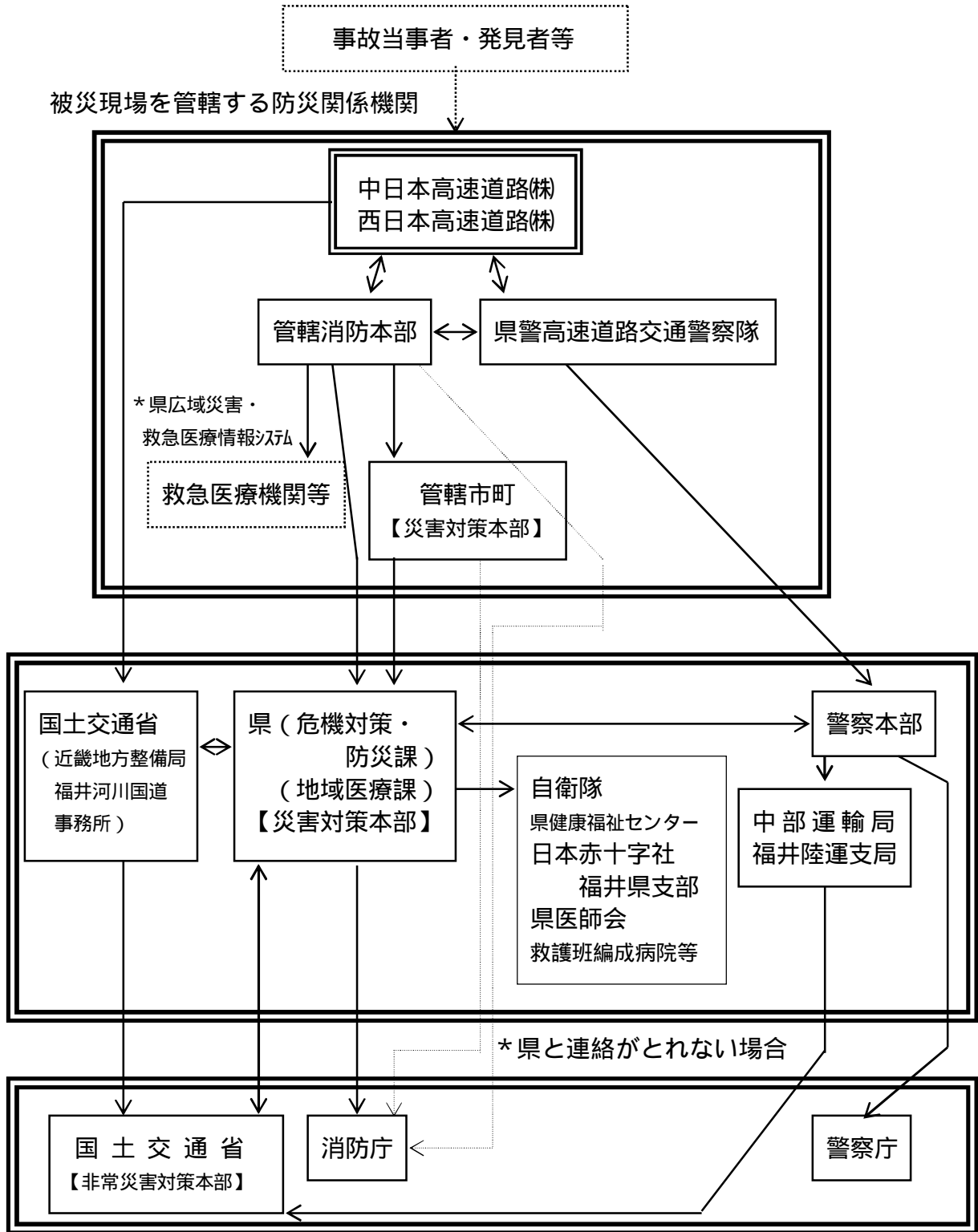
道路災害防災関係機関は、適切な災害応急対策を実施するため、大規模な道路事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握し、共有する。また、事故現場付近において避難誘導等を適切に行う。

第1 情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は次のとおりとする。

(1) 北陸自動車道または舞鶴若狭自動車道で発生した場合

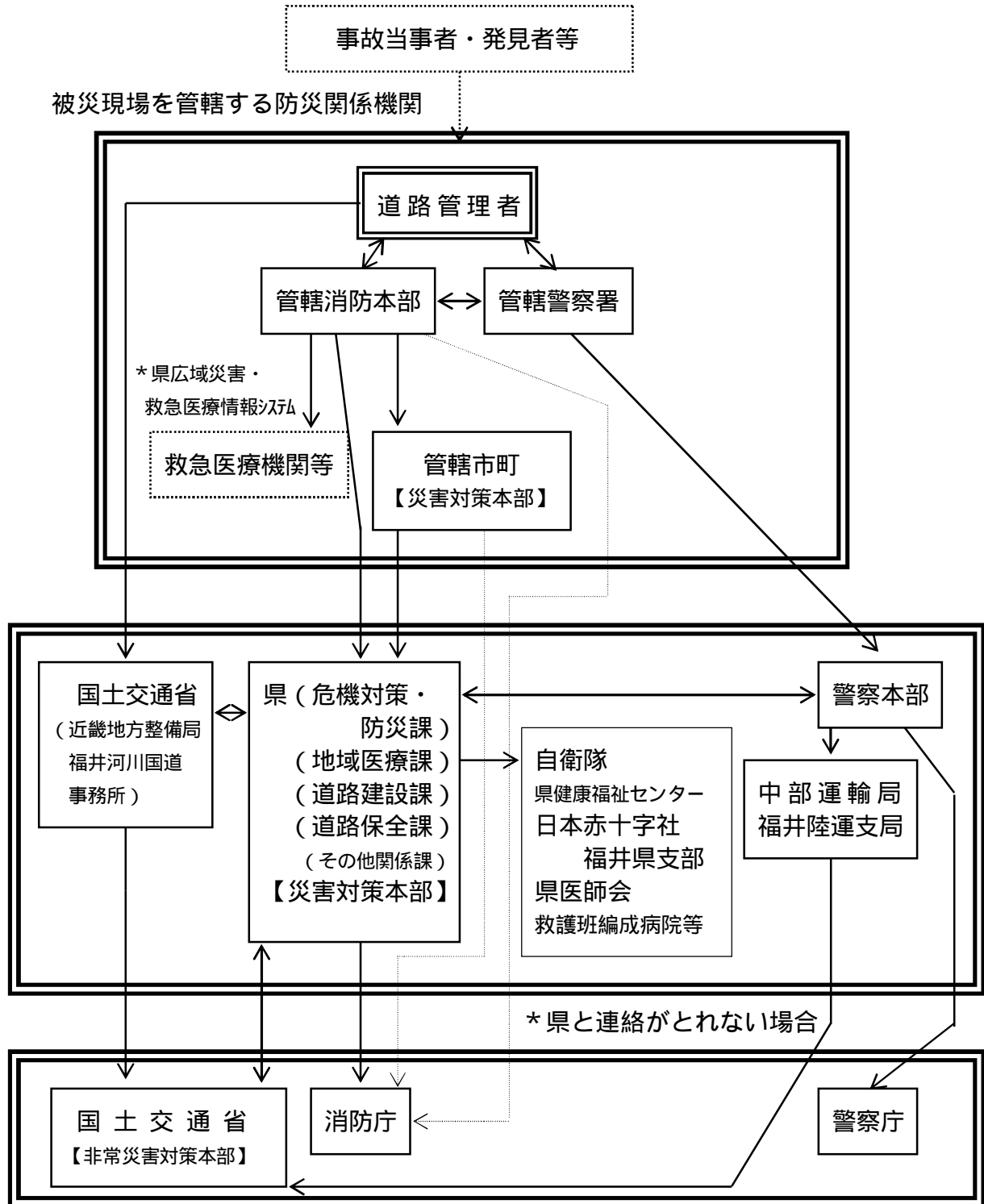
情報収集・連絡系統図（道路災害）1



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

(2) 北陸自動車道または舞鶴若狭自動車道以外の道路で発生した場合

情報収集・連絡系統図（道路災害）2



中部縦貫自動車道の場合は、中部地方整備局岐阜国道事務所

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2 被害情報等の収集・連絡、避難誘導等

道路災害防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関へ連絡し、共有するものとする。

(1) 市町、消防本部、警察署および道路管理者

市町、消防本部および警察署（北陸自動車道または舞鶴若狭自動車道で発生した場合は高速道路交通警察隊）および道路管理者は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県、警察本部等に連絡するものとする。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(2) 県および警察本部

県および警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集するものとし、その際には、画像情報の積極的な活用を図るものとする。

第2節 活動体制等の確立

道路災害防災関係機関は、大規模な道路事故の発生情報、被害情報等に基づき、各々必要な活動体制を速やかに確立する。

第1 活動体制の確立

(1) 道路管理者

道路管理者は、各自の防災計画等の定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(2) 県

ア 県は、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第1節に定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。

イ 知事は、大規模な道路災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

ウ 知事は、災害応急対策がおおむね完了した場合、または県の地域において道路災害のおそれが解消し、必要がなくなると認められる場合は、災害対策本部を廃止するものとする。

(3) 管轄市町および管轄消防本部

被災現場を管轄する市町および消防本部は、市町地域防災計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(4) その他

日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、必要に応じ、法令および防災業務計画または防災に関する計画に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部、道路管理者その他防災関係機関と協議の上、必要に応じて「事故災害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。

第3節 救援活動

道路災害防災関係機関は、道路災害発生による救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 緊急輸送活動および交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止または制限の措置を講じるものとする。

また、敦賀海上保安部は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、または禁止するものとする。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報するものとする。

(3) 通行の禁止・制限等および代替交通路の確保

道路管理者（道路管理員を含む。）および警察官は、道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合等必要な場合は、道路法第46条第1項および第2項ならびに道路交通法第6条第4項の規定に基づき、通行の禁止、制限等の措置をとるものとする。この場合、道路管理者は、交通を確保するために必要な措置をとるものとする。

第2 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部、敦賀海上保安部および道路管理者は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

イ 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

ウ 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターまたは警備艇（海上での救助の場合）を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、県等からの要請に基づき、陸上での救助活動が必要であると判断した場合は、管轄消防本部および警察本部の救助活動を支援するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

オ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ウ) 防災ヘリコプターの出動

(エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(ク) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第3 医療救護活動

県、警察本部、関係市町、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 県健康福祉センターおよび県立病院は、災害時医療に当たるものとする。

(ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。

(エ) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、(社)福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

(オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。

(カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 警察本部(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする(本節第1参照)。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする(本節第1参照)。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班(別表および別図参照)、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置およびトリアージ(傷病者の重症度による分類)を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第4 消火活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部、敦賀海上保安部および道路管理者は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

(2) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(3) 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(4) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(5) 県

県は、管轄市町および管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第5 危険物等の防除活動

管轄警察署、管轄消防本部および道路管理者は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカードまたは運搬車両の所属事務所から流出の種類、特性等に関する情報を入手することにより、関係機関と連携して危険物等の特性に応じた防除活動を実施するとともに、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行うものとする。

第6 道路施設および交通安全施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者

道路管理者は、迅速な障害物の除去、仮設道路の設置等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

(2) 警察本部

警察本部は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

第4節 広報活動

道路災害防災関係機関は、社会的混乱の防止および実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について相互に連絡をとりあい、情報交換に努める。

第1 被災者の家族等への情報の提供

道路災害防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 県民への情報の提供

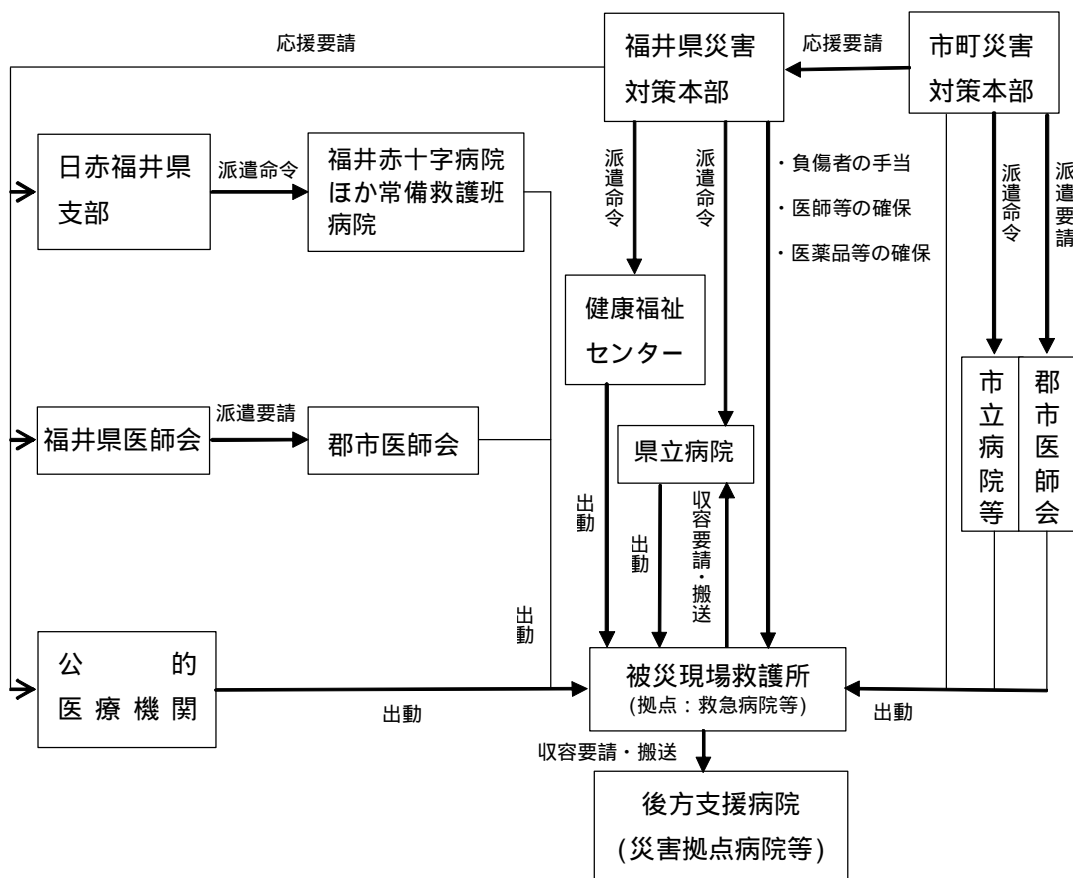
道路災害防災関係機関は、県民に対し、道路災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

別表（本章第3節第3(2)関係） 救護班の編成表（1日編成可能班数；60班）

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター（福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭）	8
	県立病院	5
公的医療機関		16
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	福井赤十字病院	6
	福井社会保険病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	社団法人福井県医師会	3
	合計	62

災害拠点病院

別図（本章第3節第3(2)関係） 医療救護活動体系図



第5章 災害復旧計画

第1節 災害復旧の方針

道路管理者は、事故災害に伴う施設の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画および人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設の復旧に努めるものとする。また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第2節 再発防止対策の実施

第1 緊急点検

道路管理者は、類似の災害の再発防止のため、必要に応じ道路施設の緊急点検を実施するものとする。また、警察本部は、必要に応じ交通安全施設の緊急点検を行うなどの措置を講ずるものとする。

第2 原因究明

道路管理者は、国土交通省と連携して、事故災害発生後その徹底的な原因究明のための事実の整理を、警察本部、消防本部等の協力を得て行うとともに、事故の再発を防止するため、必要に応じ専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。事故災害の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第 5 部 危険物等災害対策

第5部 危険物等災害対策

第1章 想定する危険物等災害

(1) 災害事象

ア 危険物（消防法第2条第1項に規定する危険物をいう。以下同じ。）の漏えい・流出、火災および爆発

イ 高圧ガス（高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガスをいう。以下同じ。）の漏えい・流出、火災および爆発

ウ 火薬類（火薬類取締法第2条に規定する火薬類をいう。以下同じ。）の火災および爆発

エ 毒物（毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物をいう。以下同じ。）および劇物（毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物をいう。以下同じ。）の飛散、漏えい、流出等

(2) 災害の発生場所

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物または劇物（以下「危険物等」という。）を取り扱う事業所およびその周辺

(3) 被災者等

ア 危険物等を取り扱う事業所

イ 事故地点周辺の住民等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

機 関 名	事務または業務
福井県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 危険物保安予防対策の推進 (2) 高圧ガス保安対策の推進 (3) 火薬類保安対策の推進 (4) 毒物および劇物保安対策の推進 (5) 危険物等の輸送保安対策の推進 (6) 情報の収集・連絡体制の強化 (7) 初動体制の充実 (8) ヘリコプター受援体制の充実強化 (9) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (10) 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (11) 情報の収集・連絡 (12) 活動体制等の確立 (13) 災害の拡大防止活動の実施 (14) 緊急輸送活動の支援・調整 (15) 救助・救急活動に係る応援要請等 (16) 医療救護活動の実施、応援要請等 (17) 消火活動に係る応援要請等 (18) 施設および設備の応急復旧 (19) 広報活動の実施 (20) 被災した公共施設の復旧 (21) 再発防止対策の実施
警察本部 (公安委員会)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集・連絡体制の強化 (2) 初動体制の充実 (3) 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4) 情報の収集・連絡、避難誘導等 (5) 活動体制等の確立 (6) 災害の拡大防止活動の実施 (7) 緊急輸送のための交通の確保 (8) 救助活動の実施 (9) 危険物等の防除等 (10) 広報活動の実施
市町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集・連絡体制の強化 (2) 初動体制の充実 (3) 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4) 情報の収集・連絡、避難誘導等 (5) 活動体制等の確立 (6) 災害の拡大防止活動の実施 (7) 医療救護活動の実施および調整 (8) 施設および設備の応急復旧 (9) 広報活動の実施 (10) 被災した公共施設の復旧

機 関 名		事務または業務
	消防本部	(1)危険物保安予防対策の推進 (2)火薬類保安対策の推進 (3)危険物等の輸送保安対策の推進 (4)情報の収集・連絡体制の強化 (5)初動体制の充実 (6)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (7)危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (8)情報の収集・連絡、避難誘導等 (9)活動体制等の確立 (10)災害の拡大防止活動の実施 (11)救助・救急活動の実施 (12)消火活動の実施 (13)危険物等の防除等 (14)広報活動の実施
指定 地 方 行 政 機 関	近畿経済産業局	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実
	原子力 安全・保安 院中部近畿産業保安 監督部近畿支部	(3)危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)広報活動の実施
	第八管区海上保安 本部 (敦賀海上保安部)	(1)危険物等の輸送保安対策の推進 (2)危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (3)緊急輸送のための交通の確保 (4)救助・救急活動の支援 (5)消火活動の実施
	自衛隊	(1)危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)部隊の災害派遣
指定 公 共 機 関 お よ び 指 定 地 方 公 共 機 関	日本赤十字社 (福井県支部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣命令等 (8)広報活動の実施
	(社)福井県医師会	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣要請等 (8)広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 危険物保安予防対策の推進

県および消防本部は、危険物による災害の発生および拡大を防止するため、法令の定めるところにより、保安教育および訓練の徹底、自主保安体制の強化、自衛消防組織の育成ならびに防火意識の普及啓発を図る。また、危険物等の貯蔵または取扱いを行う事業者（以下「事業者」という。）は、法令で定める技術上の基準等を遵守する。

第1 保安教育の実施

県および消防本部は、事業者および危険物取扱者等の有資格者に対し、保安管理能力の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施するものとする。また、事業者は、事業所内において研修会等の保安教育を積極的に実施するとともに、事業所内の危険物取扱者に県が実施する保安講習を積極的に受講させるものとする。

第2 自主保安体制の確立

- (1) 消防本部は、事業者に対し、予防規程の作成および遵守ならびに自衛消防組織等の育成指導を行い、自主保安体制の確立を促進するものとする。
- (2) 事業者は、隣接する事業者との相互応援体制の強化を図るものとする。

第3 保安指導の強化

- (1) 県は、事業者に対し、危険物の製造所、貯蔵所および取扱所（以下「危険物施設」という。）の位置、構造および設備について技術上の基準の維持管理に関する保安検査を定期的実施するものとする。
- (2) 県は、事業者に対し、立入検査を適時実施するものとする。
- (3) 県は、事業者に対し、非常時にとるべき措置に関する指導を行うものとする。
- (4) 県は、事業者に対し、危険物施設に対する地震、津波等の影響を遮断するための安全装置の設置等に関する指導を行うものとする。
- (5) 県は、事業者に対し、危険物取扱者の保安講習の受講の徹底についての指導を行うものとする。

第4 化学消防力の整備

- (1) 消防本部は、化学消防自動車、化学消火薬剤等の整備を図るものとする。
- (2) 事業者は、危険物による災害の拡大を防止するため、必要な資機材、化学消火薬剤等の整備および備蓄を推進するとともに、災害時の体制の整備を図るものとする。

第2節 高圧ガス保安対策の推進

県は、高圧ガスによる災害の発生および拡大を防止するため、法令の定めるところにより、自主保安体制の確立、保安指導の強化および保安意識の高揚を図る。また、事業者は、法令で定める技術上の基準等を遵守する。

第1 自主保安体制の確立

- (1) 県は、事業者に対し、危害予防規程および保安教育計画の作成ならびに実施および事業者が行う定期自主検査の徹底を指導し、自主保安体制の確立を促進するものとする。
- (2) 事業者は、有資格者の製造保安責任者、販売主任者および液化石油ガス設備士を養成し、保安管理組織の整備により事業所内における責任体制の確立を図るものとする。
- (3) 事業者は、福井県高圧ガス地域防災協議会等を通して事故等に対する相互応援体制の強化を図るものとする。

第2 保安指導の強化

- (1) 県は、事業者に対し、技術上の基準の維持管理に関する保安検査を定期的実施するものとする。
- (2) 県は、事業者に対し、立入検査を適時実施するものとする。
- (3) 県は、事業者に対し、非常時にとるべき措置に関する指導を行うものとする。
- (4) 県は、保安係員、業務主任者、液化石油ガス設備士等に対し、高圧ガス保安協会等が実施する講習の受講の徹底について指導を行うものとする。

第3 保安意識の高揚

- (1) 県は、保安係員、業務主任者、液化石油ガス設備士等に対し、高圧ガス保安協会等が実施する講習会を通して関係法令および技術上の基準を周知徹底するものとする。
- (2) 県および事業者は、一般消費者が消火設備の管理、点検等の自主的な保安に取り組むよう指導することにより、保安意識の高揚を促進するものとする。

第3節 火薬類保安対策の推進

県および消防本部は、火薬類による災害の発生および拡大を防止するため、法令の定めるところにより、自主保安体制の確立、保安指導の強化および保安意識の高揚を図る。また、事業者は、法令で定める技術上の基準等を遵守する。

第1 自主保安体制の確立

- (1) 県は、事業者に対し、保安教育計画の作成および実施を指導するものとする。

- (2) 県は、事業者に対し、火薬庫の定期自主検査計画の作成および実施を指導するものとする。
- (3) 事業者は、有資格者の火薬類取扱保安責任者を養成し、保安管理組織の整備により事業所内における責任体制の確立を図るものとする。

第2 保安指導の強化

- (1) 県は、事業者に対し、技術上の基準の維持管理に関する保安検査を定期的実施するものとする。
- (2) 県は、事業者に対し、立入検査を適時実施するものとする。
- (3) 県は、警察本部と緊密に連携し、火薬類の盗難防止を図るものとする。
- (4) 県は、福井県火薬類保安協会と合同で巡回指導を行い、火薬類の事故防止を図るものとする。
- (5) 県は、事業者に対し、非常時にとるべき措置に関する指導を行うものとする。

第3 保安意識の高揚

- (1) 県は、火薬類取扱保安責任者に対し、福井県火薬類保安協会が実施する講習会を通して関係法令および技術上の基準を周知徹底するものとする。
- (2) 県は、(社)日本煙火協会が主催する玩具煙火の安全消費運動等を通して、一般消費者に正しい使用方法を周知徹底するものとする。

第4節 毒物および劇物保安対策の推進

県は、毒物および劇物による災害の発生および拡大を防止するため、法令の定めるところにより、自主保安体制の確立および保安指導の強化を図る。また、事業者は、法令で定める技術上の基準等を遵守する。

第1 自主保安体制の確立

- (1) 県は、事業者に対し、危害防止規程の作成および実施を指導するものとする。
- (2) 県は、事業者に対し、毒物および劇物の管理体制の確立、自主保安体制の確立、事故の際の措置等について指導するものとする。

第2 保安指導の強化

- (1) 県は、事業者に対し、立入検査を適時実施するものとする。
- (2) 県は、立入検査の際に施設および設備の定期自主点検および従業員等に対する定期的な保安教育の実施状況等について確認するとともに、必要な指導を行うものとする。

第5節 危険物等の輸送保安対策の推進

第1 危険物等積載車両等の保安予防

- (1) 県および消防本部は、輸送車両の立入検査を適宜実施するものとする。
- (2) 敦賀海上保安部は、危険物を積載した船舶に対し、巡視船艇による巡視警戒を実施するとともに、特に主要港においては立入検査を実施するものとする。
- (3) 危険物を積載した船舶、航空機、鉄道等の保安防災対策については、各関係法令に基づき災害を防止し、安全確保を図るための措置を講ずるものとする。

第2 事業者の措置

事業者は、あらかじめ次の措置を講じて輸送時における災害発生の防止を図るものとする。

- (1) 積降作業の監視体制および輸送過程における安全装置の整備
- (2) 輸送経路を管轄する消防本部をはじめとする関係機関との連携強化および災害発生時における応急対策計画の作成
- (3) イエローカードの携行の徹底
- (4) 危険物等の輸送に従事する者に対する防災知識の普及および応急対策訓練の実施

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

県、警察本部、市町、消防本部、近畿経済産業局、原子力安全・保安院中部近畿産業保安監督部近畿支部、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会(以下第5部において「危険物等災害防災関係機関」という。)は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(2) 情報の連絡様式の標準化

県、警察本部、市町、消防本部、近畿経済産業局および原子力安全・保安院中部産業保安監督部近畿支部は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡

危険物等災害防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備(夜間・休日分を含む。)および情報の収集・連絡訓練の実施に努める。

第2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

危険物等災害防災関係機関は、収集した情報および連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 動員・参集体制の充実

危険物等災害防災関係機関は、夜間または休日においても迅速・的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、動員・参集訓練の実施など動員・参集体制の充実に努めるものとする。

(3) 活動マニュアルおよび活動資料の整備

危険物等災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、本計画第4章「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料の整備に努めるものとする。

第3 ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努めるものとする。

第4 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県、消防本部、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会は、発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努めるものとする。

第5 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施等

県、消防本部および事業者は、危険物等災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。また、その他の防災関係機関は、当該防災訓練に積極的に参加または協力するものとする。

第4章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

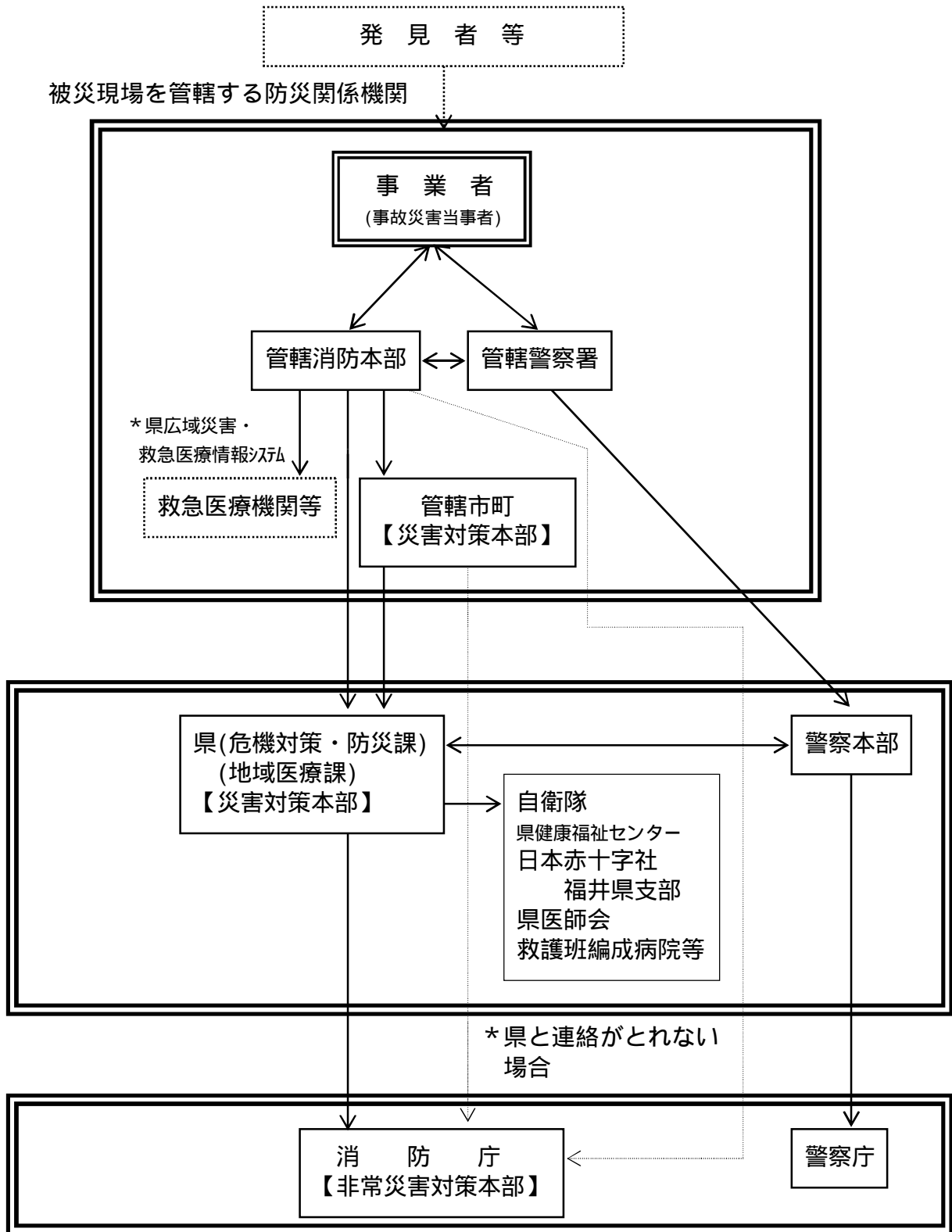
危険物等災害防災関係機関は、適切な災害応急対策を実施するため、大規模な危険物等事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握し、共有する。また、事故現場付近において避難誘導等を適切に行う。

第1 情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は次のとおりとする。

(1) 危険物

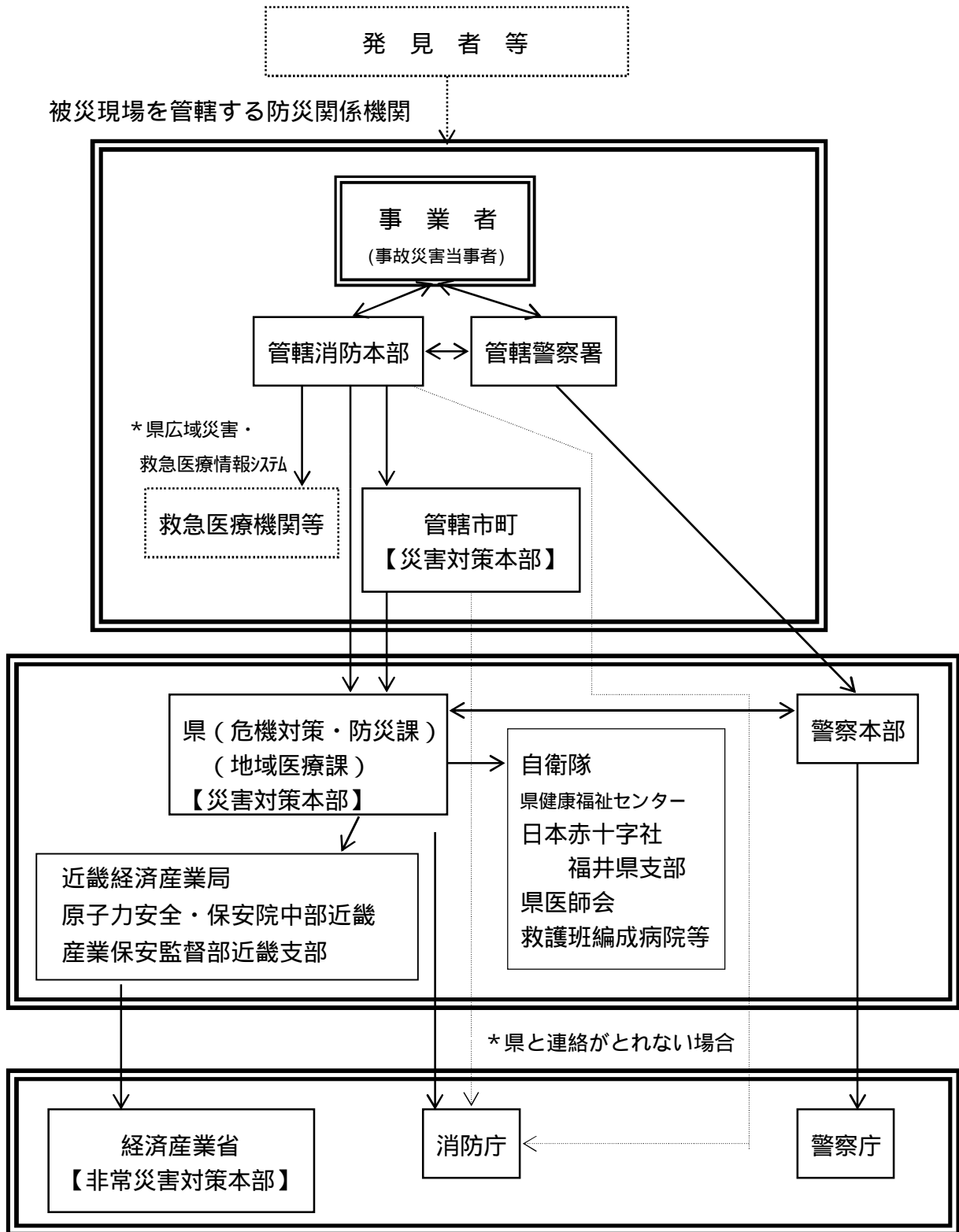
情報収集・連絡系統図（危険物等災害）1



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

(2) 高圧ガス

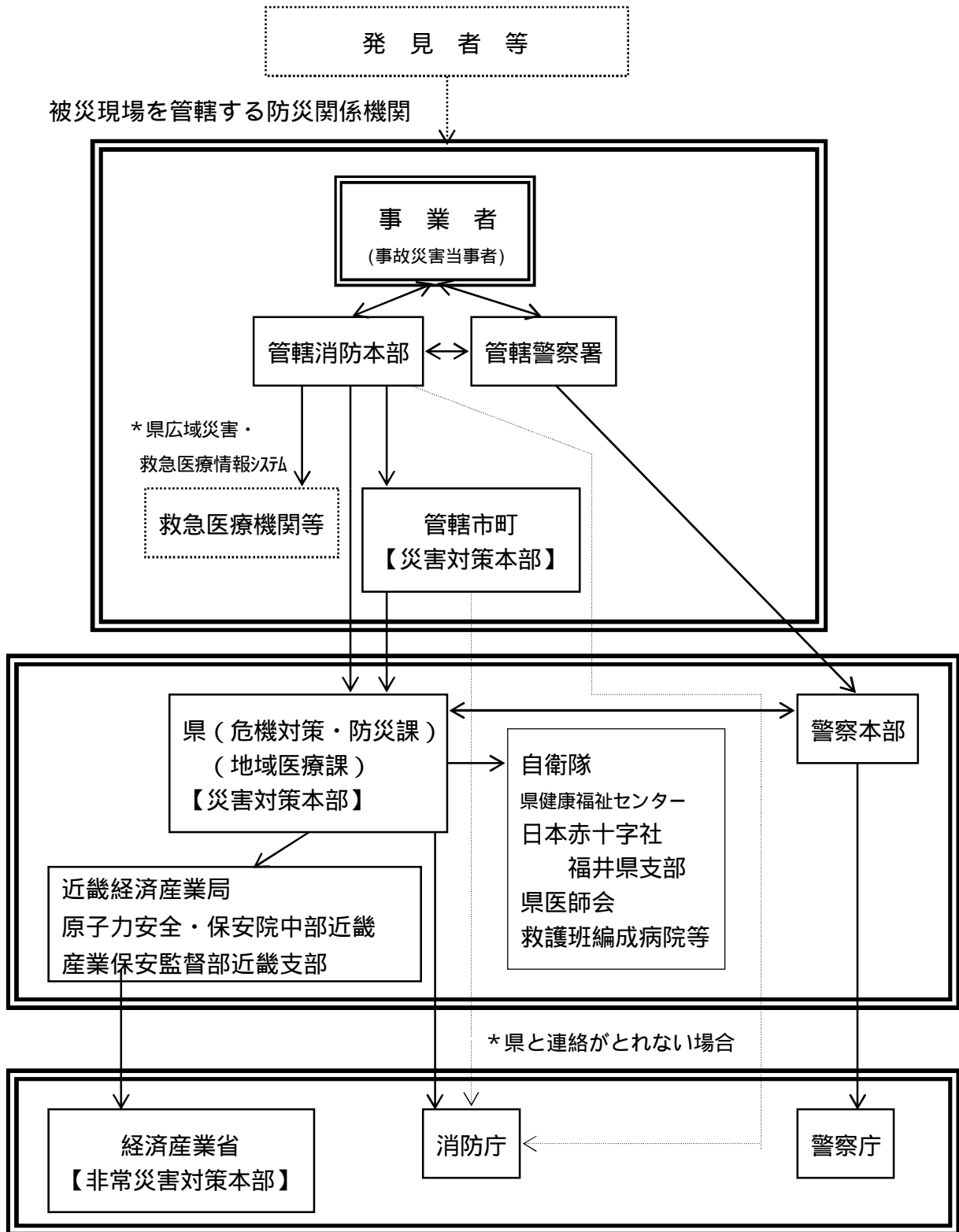
情報収集・連絡系統図（危険物等災害）2



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

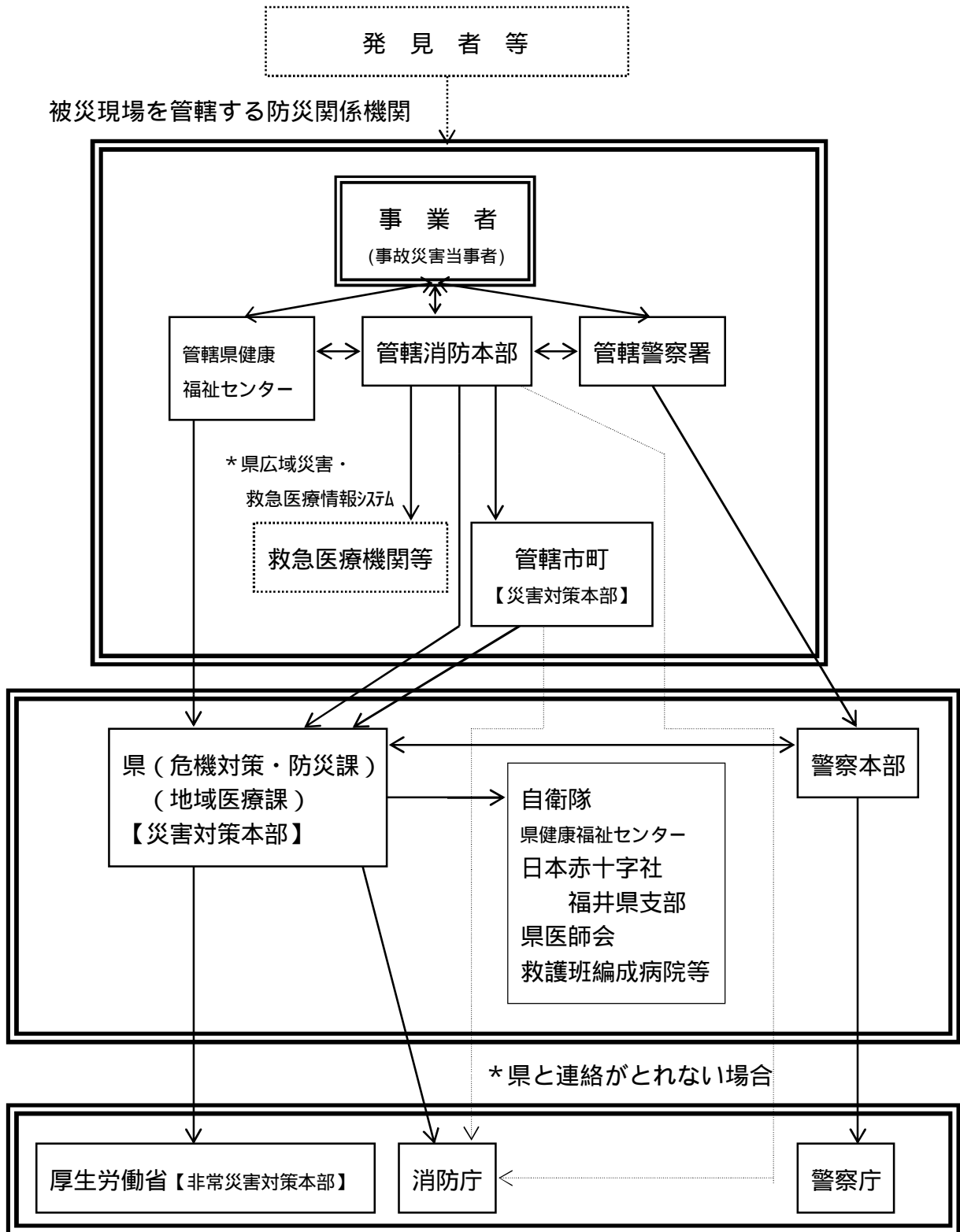
(3) 火薬類

情報収集・連絡系統図（危険物等災害）3



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

(4) 毒物および劇物
 情報収集・連絡系統図（危険物等災害）4



（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2 被害情報等の収集・連絡、避難誘導等

危険物等災害防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関に連絡し、共有するものとする。

(1) 事業者

事業者は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次県、消防本部、警察署等に連絡するものとする。

(2) 市町、消防本部等

市町、消防本部、警察署等は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県および警察本部に連絡するものとする。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(3) 県および警察本部

県および警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集するものとし、その際には、画像情報の積極的な活用を図るものとする。

第2節 活動体制等の確立

危険物等災害防災関係機関は、大規模な危険物等事故の発生情報、被害情報等に基づき、各々必要な活動体制を速やかに確立する。

第1 活動体制の確立

(1) 事業者

事業者は、各自の防災計画等の定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(2) 県

ア 県は、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第1節に定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。

イ 知事は、大規模な危険物等災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

ウ 知事は、災害応急対策がおおむね完了した場合、または県の地域において危険物等災害のおそれが解消し、必要がなくなったと認められる場合は、災害対策本部を廃止するものとする。

(3) 管轄市町および管轄消防本部

被災現場を管轄する市町および消防本部は、市町地域防災計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(4) その他

近畿経済産業局、原子力安全・保安院中部近畿産業保安監督部近畿支部、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会は、必要に応じ、法令および防災業務計画または防災に関する計画に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部その他防災関係機関と協議の上、必要に応じて「事故災害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。

第3節 救援活動

危険物等災害防災関係機関は、危険物等災害発生による救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等災害発生時に的確な応急点検、応急措置等を講じるものとする。

県、警察本部、管轄市町および管轄消防本部は、危険物等災害時に危険物等の流出および拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等適切な応急対策を実施するものとする。

第2 緊急輸送活動および交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止または制限の措置を講じるものとする。

また、敦賀海上保安部は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、または禁止するものとする。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報するものとする。

第3 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターまたは警備艇（海上での救助の場合）を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通管制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第2参照）。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、県等からの要請に基づき、陸上での救助活動で必要であると判断した場合は、管轄消防本部および警察本部の救助活動を支援するものとする。

また、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第2参照）。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第2参照）。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第2参照）。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ウ) 防災ヘリコプターの出動

(エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(ク) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第4 医療救護活動

県、警察本部、関係市町、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

- (イ) 県健康福祉センターおよび県立病院は、災害時医療に当たるものとする。
- (ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。
- (エ) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、(社)福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- (オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。
- (カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 警察本部(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする(本節第2参照)。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする(本節第2参照)。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班(別表および別図参照)、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置およびトリアージ(傷病者の重症度による分類)を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第5 消火活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(2) 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第2参照）。

(3) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、海上で消火活動を行う必要がある場合、巡視船艇、航空機等を出動させ消火活動を実施し、必要な場合は、防災関係機関の応援を求めるものとする。

また、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第2参照）。

(4) 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第6 危険物等の防除活動

管轄警察署および消防本部は、事業者から流出物の種類、特性等に関する情報を入手することにより、関係機関と連携して危険物等の特性に応じた防除活動を実施するとともに、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行うものとする。

第7 施設および設備の応急復旧

県および市町等は、専門技術をもつ人材等を活用して、施設および設備の緊急点検を行うとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第4節 広報活動

事業者および危険物等災害防災関係機関は、社会的混乱の防止および実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について相互に連絡をとりあい、情報交換に努める。

第1 被災者への情報の提供

事業者および危険物等災害防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、安否情報、医療機関の情報応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 県民への情報の提供

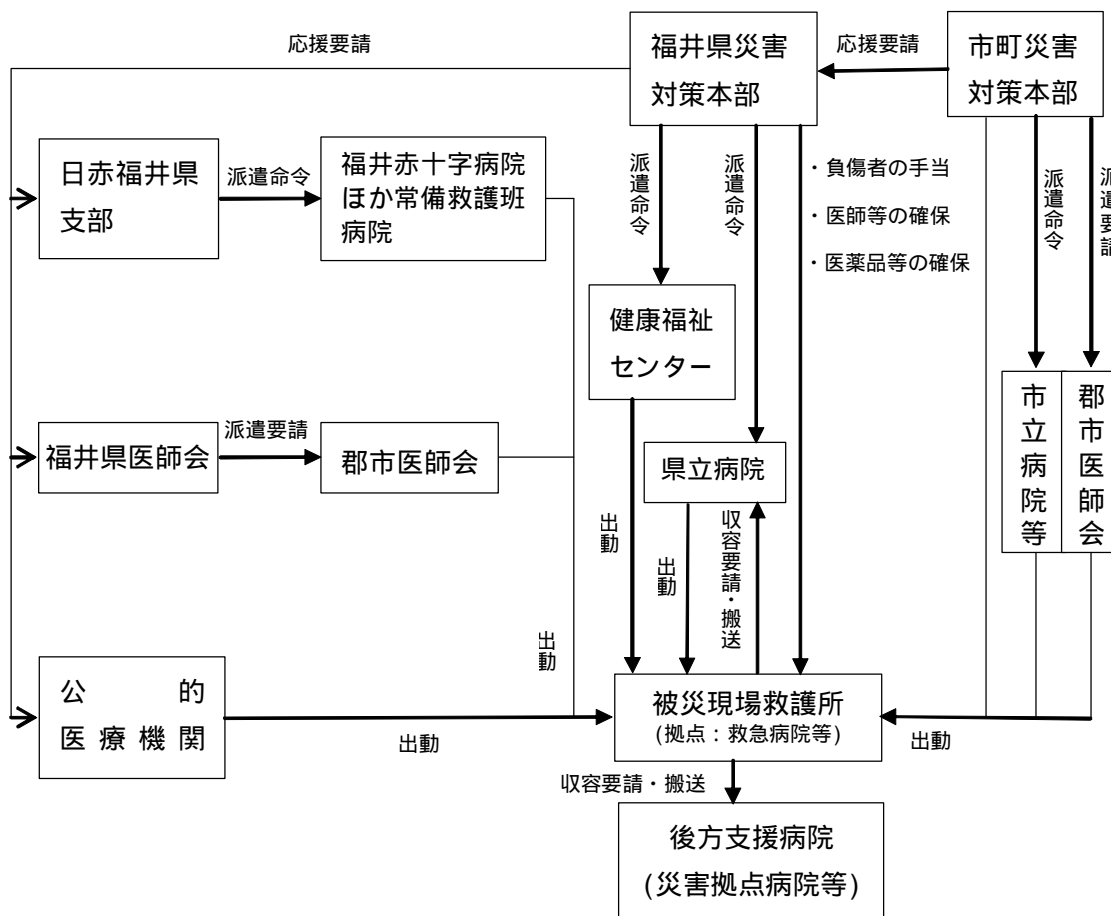
事業者および危険物等災害防災関係機関は、県民に対し、危険物等災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

別表（本章第3節第4(2)関係） 救護班の編成表（1日編成可能班数；60班）

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター（福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭）	8
	県立病院	5
公的医療機関		16
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	福井赤十字病院	6
	福井社会保険病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	社団法人福井県医師会	3
	合計	62

災害拠点病院

別図（本章第3節第4(2)関係） 医療救護活動体系図



第5章 災害復旧計画

第1節 災害復旧の方針

県および市町等は、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画および人材の応援等に関する計画を活用し、環境に配慮しつつ、被災した公共施設の迅速かつ円滑な復旧に努めるものとする。また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第2節 再発防止対策の実施

県および事業者は、指定地方行政機関と連携し、警察本部、消防本部等の協力を得て、事故災害発生後その徹底的な原因究明に努め、その結果を踏まえ、危険物等関係施設の安全性の向上を図ることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第6部 大規模な火事災害対策

第6部 大規模な火事災害対策

第1章 想定する大規模な火事災害

- (1) 災害の発生場所
 - ア 住宅密集地
 - イ 高層建築物
 - ウ 特殊建築物
- (2) 被災者等
 - ア 火災発生場所
 - イ 火災発生場所周辺の住民等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

機 関 名	事務または業務
福井県	(1)火災に強いまちづくりの推進 (2)防災空間の整備 (3)出火予防対策の推進 (4)延焼予防対策の推進 (5)情報の収集・連絡体制の強化 (6)初動体制の充実 (7)ヘリコプター受援体制の充実強化 (7)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (8)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (9)情報の収集・連絡 (10)活動体制等の確立 (11)緊急輸送活動の支援および調整 (12)救助・救急活動に係る応援要請等 (13)医療救護活動の実施、応援要請等 (14)消火活動に係る応援要請等 (15)施設および設備の応急復旧
警察本部 (公安委員会)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡、避難誘導等 (5)活動体制等の確立 (6)緊急輸送のための交通の確保 (7)救助活動の実施 (8)広報活動の実施
市町	(1)火災に強いまちづくりの推進 (2)防災空間の整備 (3)出火予防対策の推進 (4)延焼予防対策の推進 (5)情報の収集・連絡体制の強化 (6)初動体制の充実 (7)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (8)情報の収集・連絡、避難誘導等 (9)活動体制等の確立 (10)医療救護活動の実施および調整 (11)施設および設備の応急復旧 (12)広報活動の実施

機 関 名		事務または業務
	消防本部	(1)出火予防対策の推進 (2)延焼予防対策の推進 (3)情報の収集・連絡体制の強化 (4)初動体制の充実 (5)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (6)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (7)情報の収集・連絡、避難誘導等 (8)活動体制等の確立 (9)救助・救急活動の実施 (10)消火活動の実施 (11)広報活動の実施
指定 地 方 行 政 機 関	東京管区气象台 (福井地方气象台)	(1)火災気象通報の実施
	第八管区海上保安本部 (敦賀海上保安部)	(1)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)緊急輸送のための交通の確保
自衛隊		(1)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)部隊の災害派遣
指定 公 共 機 関 お よ び 指 定 地 方 公 共 機 関	日本赤十字社 (福井県支部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣命令等 (8)広報活動の実施
	(社)福井県医師会	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣要請等 (8)広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 火災に強いまちづくりの推進

県および市町は、市街地再開発事業や地区計画などを活用し、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業の実施により災害に強い安全で快適なまちづくりを推進するものとする。

(1) 市街地再開発の推進

県および市町は、低層の木造住宅が密集した市街地において、細分化された宅地の統合、耐火建築物の建築および公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を総合的に行い、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努めるため、市街地再開発事業を推進するとともに、地区住民に対する指導および助言を積極的に行うものとする。

(2) 土地区画整理事業の推進

県および市町は、幹線街路、区画街路や公園緑地等公共空地の適正な配置および防災に配慮した街区規模による宅地造成など、災害に強いまちづくりのため土地区画整理事業を推進するものとする。

第2節 防災空間の整備

第1 都市公園の整備

県および市町は、災害時に避難場所または防災帯としての機能を有する都市公園の整備を推進するものとする。

第2 都市緑地等の整備

県および市町は、緩衝、避難等の用に供する都市緑地および街路樹の整備を推進するものとする。

第3 道路の整備

- (1) 県および市町は、広域的な防災体制および地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を行うものとする。
- (2) 県および市町は、幹線道路については、災害時における緊急物資輸送ルート、避難ルート等としての機能を考慮し整備するものとする。
- (3) 県および市町は、幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な避難を考慮し整備するものとする。

第4 河川空間の整備

県および市町は、河川敷にヘリポート、緊急用道路、船着場等を整備し、防災空間としての活用を図るものとする。

第5 港湾空間の整備

国、県および市町は、港湾背後市街地内での避難場所と連携して、港湾区域内に避難緑地等を整備し、防災空間としての活用を図るものとする。

第3節 出火予防対策の推進

第1 一般家庭に対する指導

- (1) 県、市町および消防本部は、防火意識の普及啓発に努める。
- (2) 消防本部は、一般家庭に対し、火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、火災の防止と消火の徹底を図る。

第2 立入検査の強化

消防本部は、消防法第4条の規定に基づく立入検査を、消防対象物の用途、地域の特性等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化するものとする。

第3 防火管理者制度の推進

消防本部は、消防法第8条第1項の規定に基づき、多人数を収容する防火対象物の管理者等に対し、防火管理者を定め、消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備等の点検、火気使用の監督、避難用設備等の維持管理および収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせるよう指導するものとする。

第4 消防設備保守体制の充実

- (1) 消防本部は、防火管理者に対し、消防用設備等の適正な整備を指導するものとする。
- (2) 県は、消防設備士講習を定期的に行い、消防設備士に対し、その受講を徹底するものとする。

第5 火災警報の発令および周知徹底

(1) 火災気象通報

福井地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき、その状況を直ちに知事に通報するものとする。通報を受けた知事は、同法同条第2項の規定に基づき県防災行政無線等を通じて直ちにこれを市町長に通報するものとする。

(2) 火災気象通報基準

福井地方気象台長は、全県または嶺北・嶺南を分割して、当日の気象状況が次のいずれかの条件を満たしたとき、知事に対し火災気象通報を行うものとする。

ア 実効湿度が65%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき

イ 平均風速12m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき

(3) 火災警報の発令

市町長は、火災気象通報を受けたときまたは気象の状況を火災の予防上危険であると認めるときには、消防法第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発し、住民等に対する周知等必要な措置を講ずるものとする。

第4節 延焼予防対策の推進

第1 消防力の強化

(1) 消防計画に基づく消防活動体制の整備

消防本部は、初動および活動体制を確保するため、防災活動の拠点となる消防庁舎等の整備ならびに消防機動力、消防緊急情報システムおよび個人装備等の整備を早急に進めるものとする。

(2) 避難場所・避難路周辺等の安全確保

消防本部は、避難場所、避難路等周辺の安全確保および初期消火体制を確保するため、計画的に防火水槽、可搬式動力ポンプ等を配備し、地域住民の安全確保を図るものとする。

(3) 消防団活動体制の整備強化

消防本部は、地域住民に対する地域の消防防災活動の担い手である消防団の加入促進および消防団の活性化を推進するとともに、災害が発生した場合における地域の初動体制の確立のため、消防団の機動力の強化、各種装備品の充実や消防団拠点施設の整備を図るものとする。

(4) 防火水槽等消防水利の整備

ア 消防本部は、消防水利の不足地域および消防活動が比較的困難な地域を重点に、消防水利を整備し、消防活動体制の整備強化を図るものとする。

イ 消防本部は、消防水利の整備に当たっては、消火栓のみに偏ることなく、多様な水利施設の整備を図るものとする。

ウ 消防本部は、地下水（融雪用地下水等）、河川、池、水路等の自然水利の効果な利用方法について、各施設管理者と調整を行い、効果的な消防水利の整備確保を図るものとする。

(5) 消防応援体制の整備

消防本部および市町は、単独では対処不可能な火災が発生した場合に備えて、「福井県広域消防相互応援協定」および「大規模災害消防応援実施計画」に基づく応援体制および受入体制の整備を図るものとする。

第2 建築物の不燃化

(1) 防火地域、準防火地域等の指定

県および市町は、容積率 400%以上の商業地域において防火地域の指定を推進するとともに、建ぺい率の上限が80%の商業地域および近隣商業地域において準防火地域の指定を推進し、市街地の延焼防止を図るものとする。

(2) 公営住宅の不燃化推進

県および市町は、既存の公営住宅の不燃化を、建て替えにより推進するものとする。併せて、団地内に公園、緑地、通路等を確保することにより、火災に強い公営住宅づくりを推進するものとする。

(3) 建築基準法の遵守

ア 県および市町は、木造の建築物について、屋根の不燃措置、外壁の延焼防止措置等建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

イ 県および市町は、不特定多数の人の用に供する火災荷重の大きい建築物、火災発生危険度の大きい建築物および危険物の貯蔵または処理の用に供する建築物について耐火建築物または準耐火建築物とするなど、建築物の不燃および耐火化について、建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

ウ 県および市町は、不特定多数の人の用に供する特殊建築物、3階以上の建築物、延べ面積が1000m²を越える建築物、無窓建築物、火気使用室等は、その壁および天井の仕上げについて、不燃材料等を使用するよう建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

県、警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会(以下第6部において「火事災害防災関係機関」という。)は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(2) 情報の連絡様式の標準化

県、警察本部、市町および消防本部は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡

火事災害防災関係機関は、情報が確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備(夜間・休日分を含む。)および情報の収集・連絡訓練の実施に努めるものとする。

第2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

火事災害防災関係機関は、収集した情報および連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 動員・参集体制の充実

火事災害防災関係機関は、夜間または休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、動員・参集訓練の実施など動員・参集体制の充実に努めるものとする。

(3) 活動マニュアルおよび活動資料の整備

火事災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、第4章「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料の整備に努めるものとする。

第3 ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努めるものとする。

第4 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県、消防本部、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会は、発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努めるものとする。

第5 大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練の実施等

県、市町および消防本部は、大規模な火事災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。また、その他の防災関係機関は、当該防災訓練に積極的に参加または協力するものとする。

第4章 災害応急対策計画

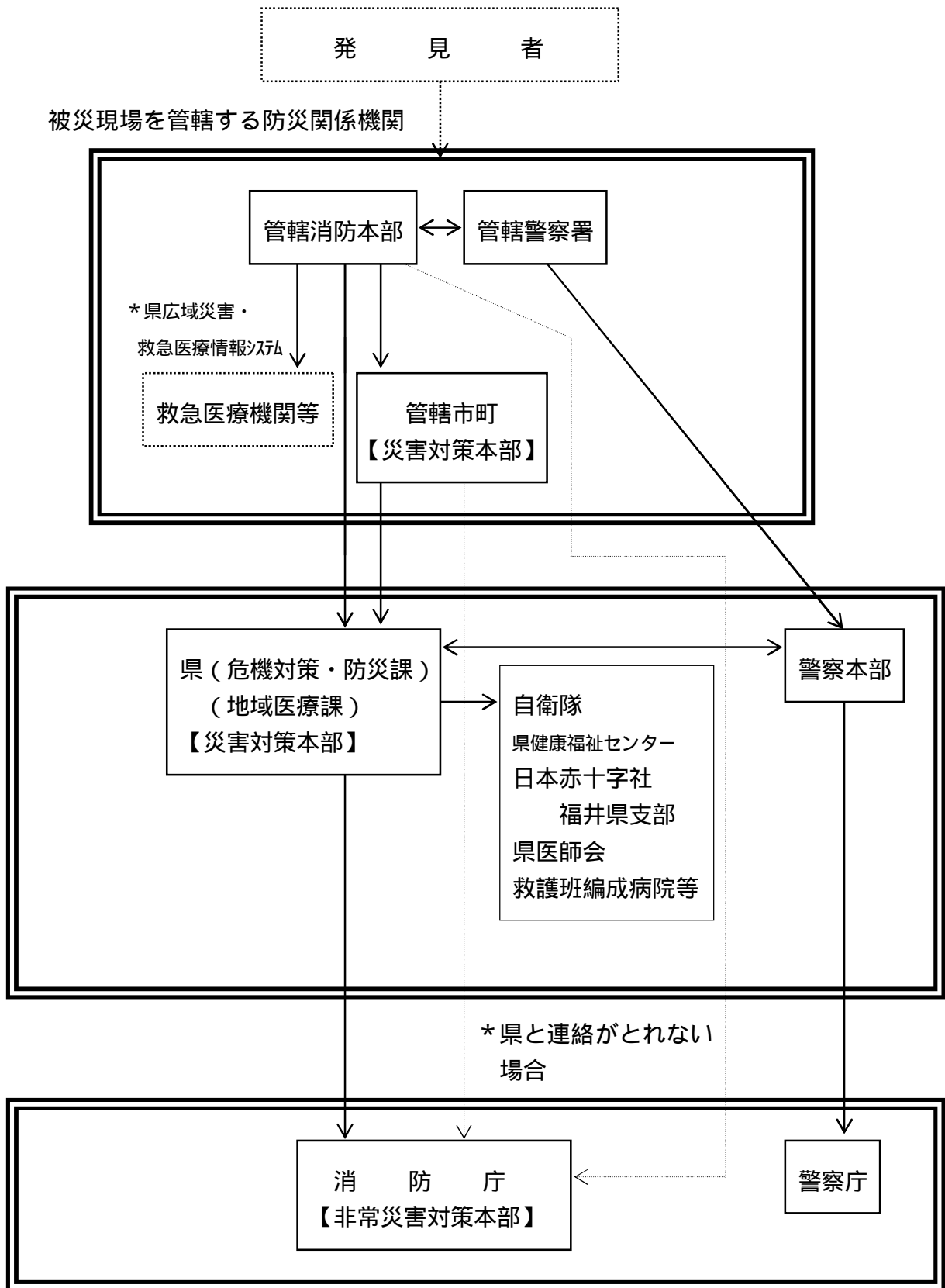
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

火事災害防災関係機関は、適切な災害応急対策を実施するため、大規模な火事災害の発生情報、被害情報等を迅速に把握し、共有する。また、火災現場付近において避難誘導等を適切に行う。

第1 情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（大規模な火事災害）



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2 被害情報等の収集・連絡、避難誘導等

火事災害防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関に連絡し、共有するものとする。

(1) 消防本部

消防本部は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次市町、警察署および県に連絡するものとする。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導、警戒区域の設定等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(2) 市町および警察署

市町および警察署は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県および警察本部に連絡するものとする。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導、警戒区域の設定等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(3) 県および警察本部

県および警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集するものとし、その際には、画像情報の積極的な活用を図るものとする。

第2節 活動体制等の確立

火事災害防災関係機関は、大規模な火事災害の発生情報、被害情報等に基づき、各々必要な活動体制を速やかに確立する。

第1 活動体制の確立

(1) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防計画等の定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(2) 県

ア 県は、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第1節に定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。

イ 知事は、火事災害により大規模な被害が発生し、または発生のおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

ウ 知事は、災害応急対策がおおむね完了した場合、または県の地域において大規模な被害の発生のおそれが解消し、必要がなくなったと認められる場合には、災害対策本部を廃止するものとする。

(3) 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、市町地域防災計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(4) その他

日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会は、必要に応じ、法令および防災業務計画または防災に関する計画に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部その他防災関係機関と協議の上、必要に応じて「事故災害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。

第3節 救援活動

火事災害防災関係機関は、大規模な火事災害発生による救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 緊急輸送活動および交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、公安委員会は、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止または制限の措置を講じるものとする。

また、敦賀海上保安部は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、または禁止するものとする。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報するものとする。

第2 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターまたは警備艇（海上での救助の場合）を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な救助活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に救急活動を実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ウ) 防災ヘリコプターの出動

(エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(ク) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第3 医療救護活動

県、警察本部、関係市町、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 県健康福祉センターおよび県立病院は、災害時医療に当たるものとする。

(ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。

(I) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、(社)福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

(オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。

(カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 警察本部(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする(本節第1参照)。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする(本節第1参照)。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班(別表および別図参照)、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置およびトリアージ(傷病者の重症度による分類)を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第4 消火活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、相互に連携して迅速かつ的確に消火活動を実施するものとする。

(1) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(2) 警察本部(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする(本節第1参照)。

(3) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（第1参照）。

(4) 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第5 施設および設備の応急復旧

県、市町等は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設および設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフラインおよび公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第4節 広報活動

火事災害防災関係機関は、社会的混乱の防止および実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について相互に連絡をとりあい、情報交換に努めるものとする。

第1 被災者の家族等への情報の提供

火事災害防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 県民への情報の提供

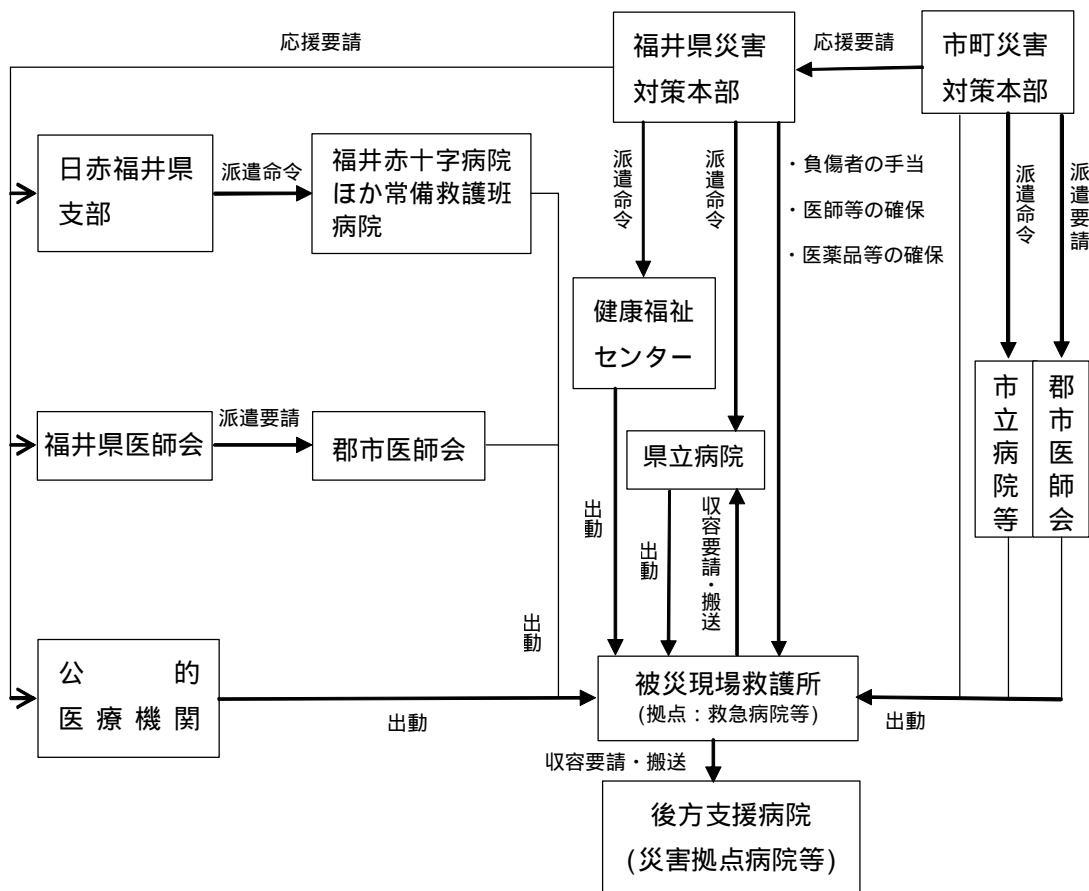
火事災害防災関係機関は、県民に対し、大規模な火事災害の状況、安否情報などニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

別表（本章第3節第3(2)関係） 救護班の編成表（1日編成可能班数；60班）

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター（福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭）	8
	県立病院	5
公的医療機関		16
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	福井赤十字病院	6
	福井社会保険病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	社団法人福井県医師会	3
	合計	62

災害拠点病院

別図（本章第3節第3(2)関係） 医療救護活動体系図



第5章 災害復旧・復興計画

大規模な火事災害後の復旧および復興については、「福井県地域防災計画（本編）」第4章に準拠するものとする。

第7部 林野火災対策

第7部 林野火災対策

第1章 想定する林野火災

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災

第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

機 関 名	事務および業務
福井県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防火思想の普及 (2) 監視体制の強化 (3) 予防施設および林野火災対策用資機材の整備 (4) 情報の収集・連絡体制の強化 (5) 初動体制の充実 (6) ヘリコプター受援体制の充実強化 (7) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (8) 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施 (9) 情報の収集・連絡 (10) 活動体制等の確立 (11) 緊急輸送活動の支援および調整 (12) 救助・救急活動に係る応援要請等 (13) 医療救護活動の実施、応援要請等 (14) 消火活動に係る応援要請等 (15) 二次災害の防止 (16) 広報活動の実施 (17) 被災施設の復旧等
警察本部 (公安委員会)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集・連絡体制の強化 (2) 初動体制の充実 (3) 林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4) 情報の収集・連絡、避難誘導等 (5) 活動体制等の確立 (6) 緊急輸送のための交通の確保 (7) 救助活動の実施 (8) 広報活動の実施
市町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防火思想の普及 (2) 監視体制の強化 (3) 予防施設および林野火災対策用資機材の整備 (4) 消防体制の整備 (5) 情報の収集・連絡体制の強化 (6) 初動体制の充実 (7) 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施 (8) 情報の収集・連絡、避難誘導等 (9) 活動体制等の確立 (10) 医療救護活動の実施および調整 (11) 二次災害の防止 (12) 広報活動の実施 (13) 被災施設の復旧等

機 関 名		事務および業務
	消防本部	(1)防火思想の普及 (2)監視体制の強化 (3)予防施設および林野火災対策用資機材の整備 (4)消防体制の整備 (5)情報の収集・連絡体制の強化 (6)初動体制の充実 (7)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (8)林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施 (9)情報の収集・連絡、避難誘導等 (10)活動体制等の確立 (11)救助・救急活動の実施 (12)消火活動の実施 (13)広報活動の実施
指定 地 方 行 政 機 関	近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	(1)防火思想の普及 (2)監視体制の強化 (3)予防施設および林野火災対策用資機材の整備 (4)情報の収集・連絡体制の強化 (5)初動体制の充実 (6)林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施 (7)情報の収集・連絡、避難誘導 (8)活動体制等の確立 (9)二次災害の防止 (10)広報活動の実施 (11)被災施設の復旧等
	東京管区气象台 (福井地方气象台)	(1)火災気象通報の実施
自衛隊		(1)林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)部隊の災害派遣

機 関 名		事務および業務
指定 公 共 機 関 お よ び 指 定 地 方 公 共 機 関	日本赤十字社 (福井県支部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣命令等 (8)広報活動の実施
	(社)福井県医師 会	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣要請等 (8)広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 防火意識の普及啓発

県、市町、消防本部および福井森林管理署は、森林組合等の協力を得て、火災多発期に、地域住民、森林労務従事者、林野工事従事者その他の入山者等（以下「入山者等」という。）に対し、パンフレットの配布、ポスターおよび標識の掲示等により、林野火災予防意識の普及啓発を図るものとする。

また、県および林野火災の発生または拡大の危険性の高い地域内の市町は、当該地域において、地域の特性に配慮しつつ、当該市町による林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

第2節 監視体制の強化

県、市町、消防本部および福井森林管理署は、乾燥注意報、強風注意報等が発表された時など林野火災の発生のおそれがあるときは、巡視および監視を強化し、入山者等に対し、一層の防火意識を喚起し、火気取扱い上の指導を行って火災の発生を防止するものとする。

(1) 火災警報の発令および周知徹底

ア 火災気象通報

福井地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき、その状況を直ちに知事に通報するものとする。通報を受けた知事は、同法同条第2項の規定に基づき県防災行政無線等を通じて直ちにこれを市町長に通報するものとする。

イ 火災気象通報基準

福井地方気象台長は、全県または嶺北・嶺南を分割して、当日の気象状況が次のいずれかの条件を満たしたとき、知事に対し火災気象通報を行うものとする。

(ア) 実効湿度が65%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき

(イ) 平均風速12m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき

ウ 火災警報の発令

市町長は、火災気象通報を受けたときまたは気象の状況を火災の予防上危険であると認めるときには、火災警報を発し、入山者等に対する周知等必要な措置を講ずるものとする。

(2) 火入れの協議

市町長は、火入れによる出火を防止するため、森林法第21条第1項の規定に基づく許可に当たっては、時期、許可条件等について、事前に消防本部と十分調整するものとする。また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合には、当該市町に通知するものとする。

(3) たき火等の制限

市町長は、気象状況によっては、入山者等に火を使用しないように指導するものとする。また、火災の警戒上特に必要と認めるときは、消防法第23条の規定に基づき、期間を限って一定区域内におけるたき火または喫煙を制限するものとする。

第3節 予防施設および林野火災対策用資機材の整備

県、市町、消防本部および福井森林管理署は、火災対策用施設はもとより、火気取扱場所およびこれに関する設備を整備するとともに、防護資機材の整備と備蓄を推進するものとする。

(1) 予防施設

林野火災の危険度の高い市町は、防火水槽、自然水利利用施設等を増強するとともに、効果的な消防活動等に必要なヘリポートの整備に努めるものとする。

(2) 林野火災対策用資機材

県、市町、消防本部および福井森林管理署は、空中消火資機材、可搬式ポンプ、送水装置、ジェットシューター、チェーンソー等の消火作業用機器および消火薬剤を整備ならびに備蓄するものとする。

第4節 消防体制の整備

市町および消防本部は、県、福井森林管理署、自衛隊、警察署等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立するとともに、消防本部は、空中消火資機材等の取扱いに習熟するものとする。また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図るものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

県、警察本部、市町、消防本部、福井森林管理署、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会(以下第7部において「林野火災防災関係機関」という。)は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(2) 情報の連絡様式の標準化

県、警察本部、市町、消防本部および福井森林管理署は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。なお、林野火災マップについては、相互に共有しておき、発災場所の連絡等が円滑に図れるようにしておくものとする。

(3) 情報の収集・連絡

林野火災防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備(夜間・休日分を含む。)および情報の収集・連絡訓練の実施に努めるものとする。

第2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

林野火災防災関係機関は、収集した情報および連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 動員・参集体制の充実

林野火災防災関係機関は、夜間または休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、動員・参集訓練の実施など動員・参集体制の充実に努めるものとする。

(3) 活動マニュアルおよび活動資料の整備

林野火災防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、第4章「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料の整備に努めるものとする。

第3 ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努めるものとする。

第4 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県、消防本部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努めるものとする。

第5 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施等

県、市町、消防本部および福井森林管理署は、大規模な火事災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。また、その他の防災関係機関は、当該防災訓練に積極的に参加または協力するものとする。

第4章 災害応急対策計画

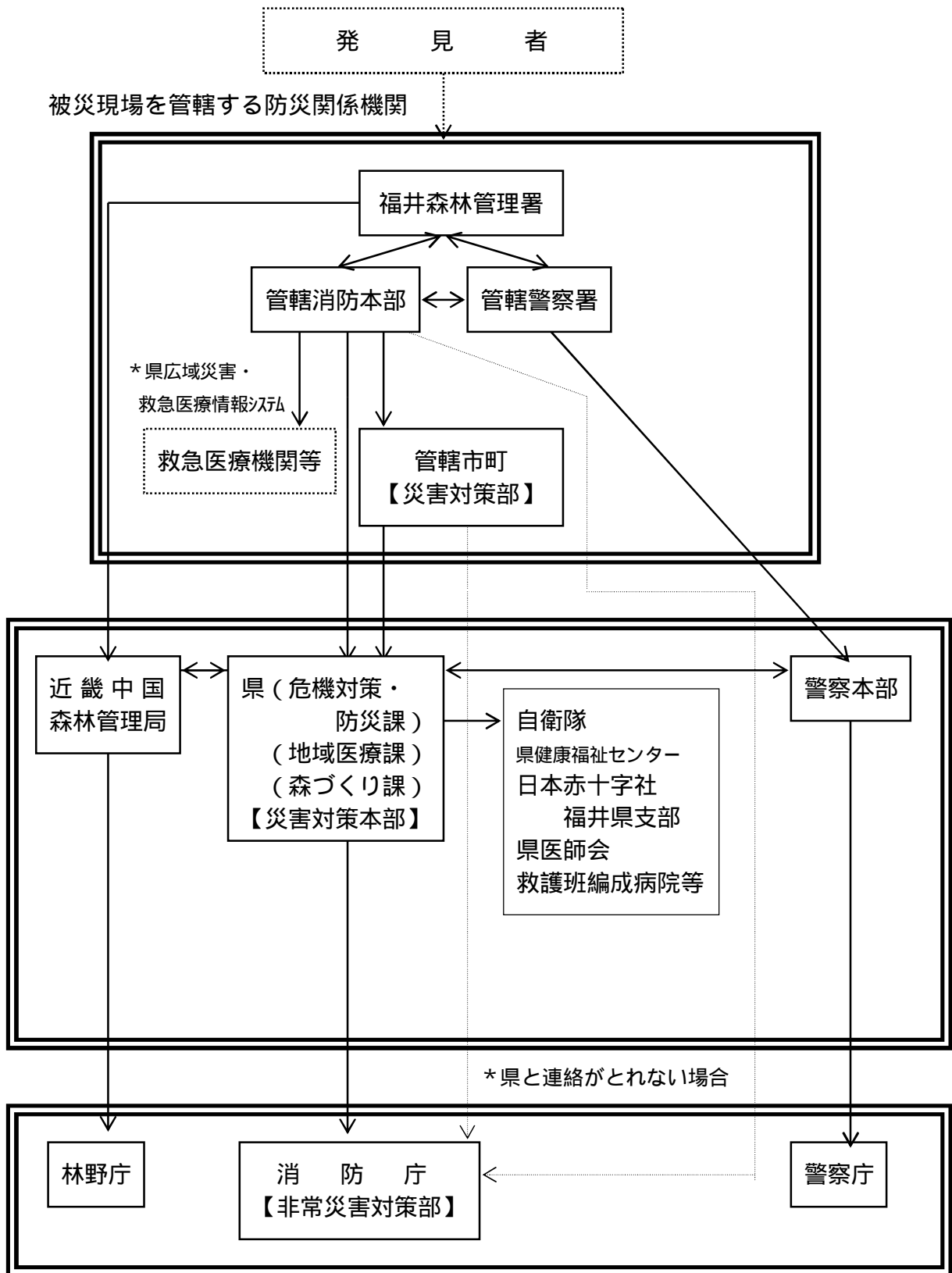
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

林野火災防災関係機関は、適切な災害応急対策を実施するため、林野火災の発生情報、被害情報等を迅速に把握し、共有する。また、火災現場付近において避難誘導等を適切に行う。

第1 情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（林野火災）



（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2 被害情報等の収集・連絡、避難誘導等

林野火災防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関に連絡し、共有するものとする。

(1) 消防本部

消防本部は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次市町、警察署、県および福井森林管理署に連絡するものとする。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導、警戒区域の設定等を行い、被害の拡大防止に努めるものとする。

(2) 市町および警察署

市町および警察署は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を県および警察本部に連絡するものとする。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(3) 県および警察本部

県および警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集するものとし、その際、画像情報の積極的な活用を図るものとする。

第2節 活動体制等の確立

林野火災防災関係機関は、林野火災の発生情報および被害情報等に基づき、各々必要な活動体制を速やかに確立する。

第1 活動体制の確立

(1) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(2) 県

ア 県は、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第1節に定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。

イ 知事は、林野火災により大規模な被害が発生し、または発生のおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

ウ 知事は、災害応急対策がおおむね完了した場合、または県の地域において大規模な被害の発生のおそれが解消し、必要がなくなったと認められる場合は、災害対策本部を廃止するものとする。

(3) 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、市町地域防災計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(4) その他

福井森林管理署、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、必要に応じ、法令および防災業務計画または防災に関する計画に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部その他防災関係機関と協議の上、必要に応じて「事故災害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。

第3節 救援活動

林野火災防災関係機関は、林野火災発生による救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 緊急輸送活動および交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて通行の禁止または制限の措置を講じるものとする。

当該措置を講じた場合、その旨を速やかに広報するものとする。

第2 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、警察本部、関係市町および関係消防本部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターを出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

ウ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、警察本部、関係市町および関係消防本部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

ウ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ウ) 防災ヘリコプターの出動

(エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(ク) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第3 医療救護活動

県、警察本部、関係市町、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 県健康福祉センターおよび県立病院は、災害時医療に当たるものとする。

(ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。

(エ) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、(社)福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

(オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。

(カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班（別表および別図参照）、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置およびトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第4 消火活動

県、警察本部、関係市町および関係消防本部は、相互に連携して消火活動を実施するものとする。

(1) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(2) 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(3) 県

県は、管轄市町および管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

- ア 防災ヘリコプターの出動
- イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請
- エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第5 二次災害の防止活動

県、市町および福井森林管理署は、林野火災により河川の流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意して二次災害の防止に努めるものとする。また、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。その際、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第4節 広報活動

林野火災防災関係機関は、社会的混乱の防止および実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について相互に連絡をとりあい、情報交換に努める。

第1 被災者への情報の提供

林野火災防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、林野火災の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 県民への情報の提供

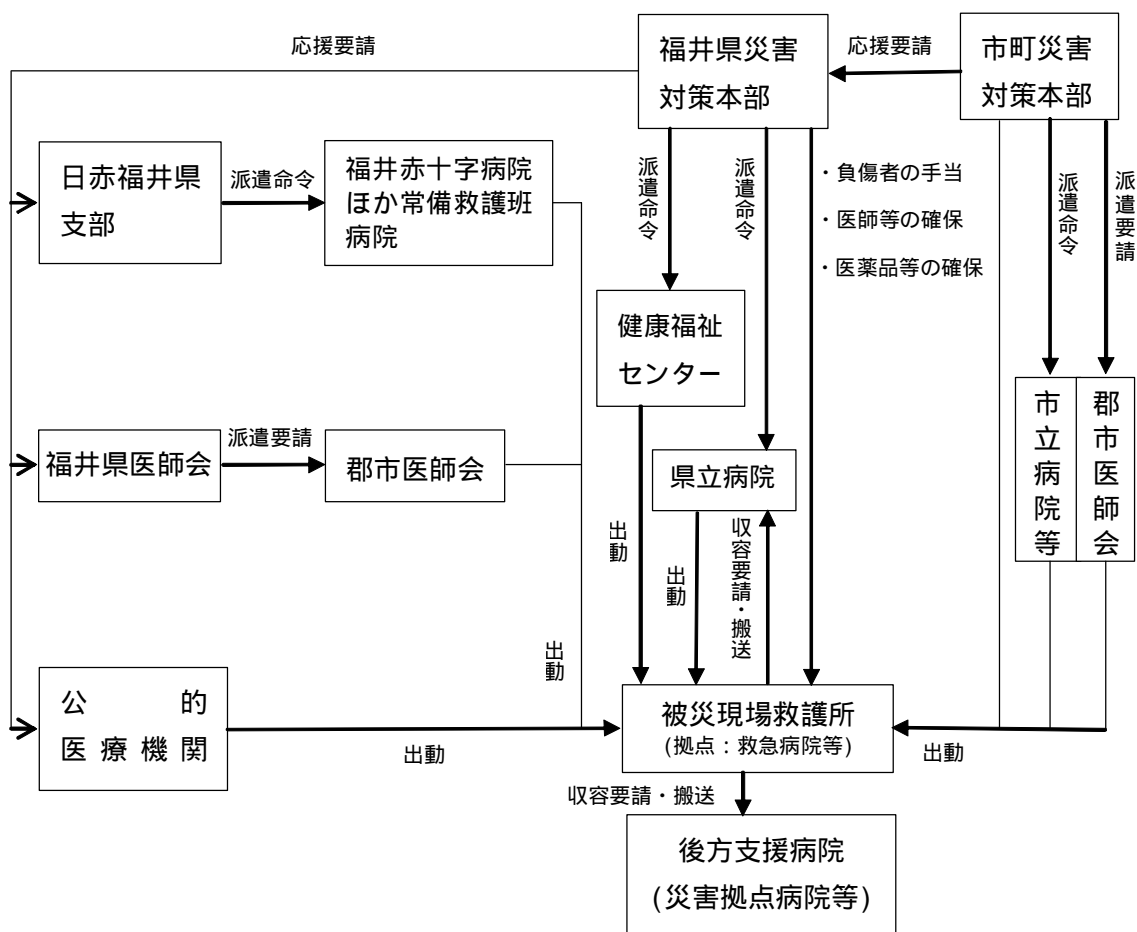
林野火災防災関係機関は、県民に対し、林野火災の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

別表（本章第3節第3(2)関係） 救護班の編成表（1日編成可能班数；60班）

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター（福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭）	8
	県立病院	5
公的医療機関		16
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	福井赤十字病院	6
	福井社会保険病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	社団法人福井県医師会	33
	合計	62

災害拠点病院

別図（本章第3節第3(2)関係） 医療救護活動体系図



第5章 災害復旧計画

県および防災関係機関は、あらかじめ定めた物資および資材の調達計画ならびに人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、または支援するものとする。また、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行うものとする。

第 8 部 海上災害対策

第 8 部 海上災害対策

第 1 章 想定する海上災害

- (1) 災害事象
船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難
- (2) 災害の発生場所
福井県の沿岸水域
- (3) 被災者等
船舶の乗員、乗客等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

機 関 名	事務または業務
福井県	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)ヘリコプター受援体制の充実強化 (4)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (5)海上災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (6)情報の収集・連絡 (7)活動体制等の確立 (8)緊急輸送活動の支援および調整 (9)捜索活動に係る応援要請等 (10)救助・救急活動に係る応援要請等 (11)医療救護活動の実施、応援要請等 (12)消火活動に係る応援要請等 (13)広報活動の実施 (14)被災した公共施設の復旧
警察本部 (公安委員会)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡、避難誘導等 (5)活動体制等の確立 (6)緊急輸送のための交通の確保 (7)捜索活動の実施 (8)救助活動の実施 (9)広報活動の実施
市町	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)医療救護活動の実施および調整 (7)広報活動の実施 (8)被災した公共施設の復旧
消防本部	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡、避難誘導等 (6)活動体制等の確立 (7)捜索活動の実施 (8)救助・救急活動の実施 (9)消火活動の実施 (10)広報活動の実施

機 関 名		事務または業務
指定 地方 行政 機関	東京管区気象台 (福井地方気象台)	(1)気象情報の充実
	第八管区海上保安本部 (敦賀海上保安部)	(1)海上交通の安全のための情報の充実 (2)船舶の安全な運行の確保 (3)海上防災思想の普及 (4)情報の収集・連絡体制の強化 (5)初動体制の充実 (6)海上災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (7)情報の収集・連絡 (8)活動体制等の確立 (9)緊急輸送のための交通の確保 (10)捜索活動の実施 (11)救助・救急活動の実施 (12)消火活動の実施 (13)二次災害の防止 (14)広報活動の実施 (15)船舶交通の危険防止
自衛隊		(1)海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)部隊の災害派遣
指定 公共 機関 および 指定 地方 公共 機関	日本赤十字社 (福井県支部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣命令等 (8)広報活動の実施
	(社)福井県医師会	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣要請等 (8)広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 海上交通の安全のための情報の充実

第1 気象情報の充実

福井地方気象台は、船舶など海上交通の安全に資するため、海上風、海霧等気象の状況、波浪、海面水温等水象の状況および地震、津波等の状況を観測し、これらに関する実況または予・警報等の情報を適時かつ的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・連絡するための体制ならびに施設および設備の充実に努めるものとする。

第2 水路図誌および情報提供体制の整備

敦賀海上保安部は、海図、水路書誌等水路図誌および水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図り、海上交通の安全のための情報の充実に努めるものとする。

第2節 船舶の安全な運行の確保

敦賀海上保安部は、船舶の安全な運行を確保するため、港内等船舶のふくそうする海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図るものとする。

第3節 海上防災思想の普及

敦賀海上保安部は、海難防止および海上災害防止に係る講習会の開催、訪船指導等により、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

県、警察本部、市町、消防本部、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会（以下第8部において「海上災害防災関係機関」という。）は、的確な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(2) 情報の連絡様式の標準化

県、警察本部、市町、消防本部および敦賀海上保安部は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡

海上災害防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日分を含む。）および情報の収集・連絡訓練の実施に努めるものとする。

第2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

海上災害防災関係機関は、収集した情報および連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 動員・参集体制の充実

海上災害防災関係機関は、夜間または休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、訓練の実施など動員・参集体制の充実に努めるものとする。

(3) 活動マニュアルおよび活動資料の整備

海上災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、第4章「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料の整備に努めるものとする。

第3 ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努めるものとする。

第4 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県、消防本部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努めるものとする。

第5 海上災害を想定した総合的な防災訓練の実施等

敦賀海上保安部および県は、海上災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。また、その他の防災関係機関は、当該防災訓練に積極的に参加または協力するものとする。

第4章 災害応急対策計画

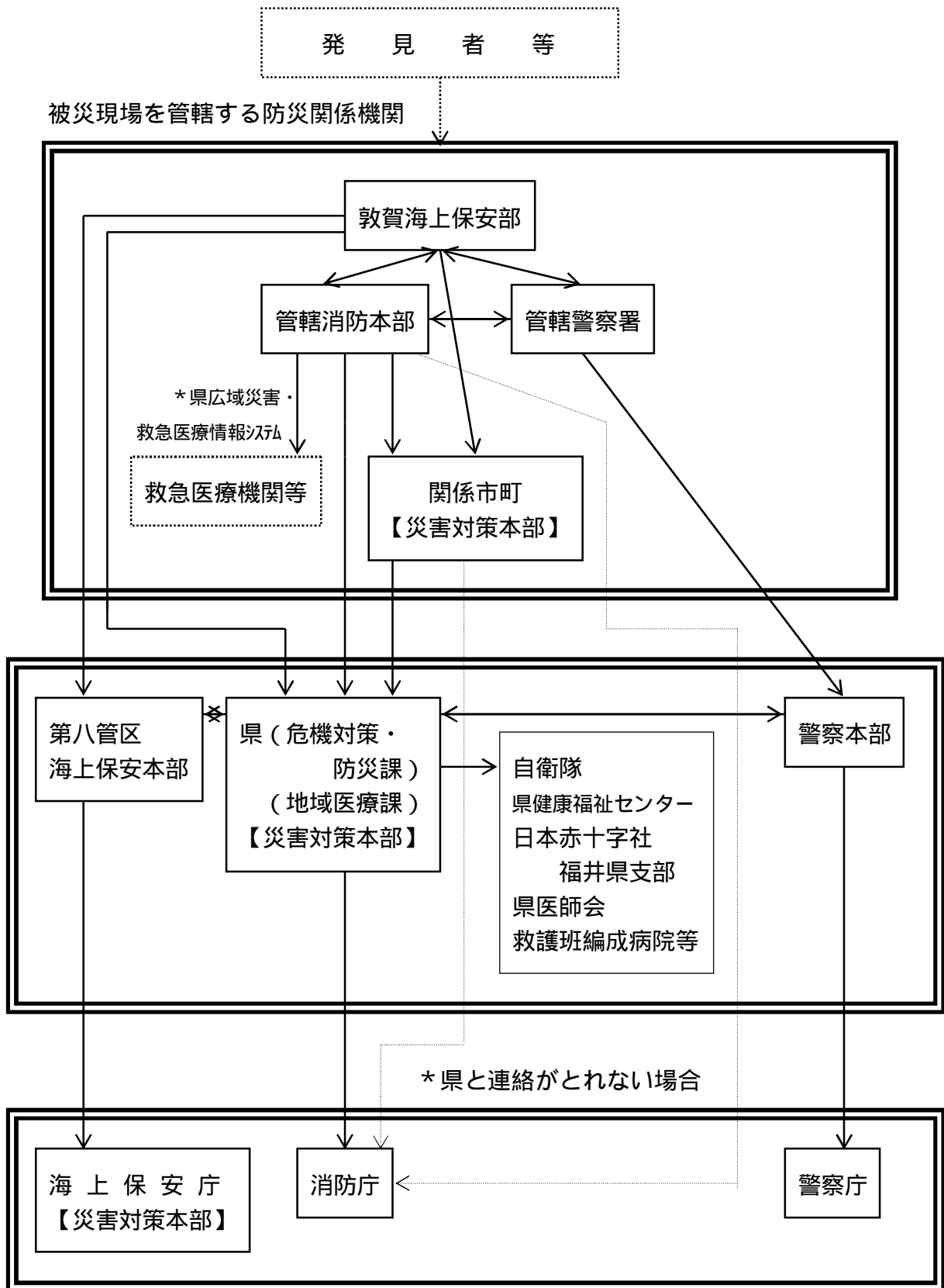
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

海上災害防災関係機関は、適切な災害応急対策を実施するため、大規模な海上事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握し、共有する。

第1 情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（海上災害）



（注）第一報については、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2 被害情報等の収集・連絡、避難誘導等

海上災害防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関に連絡し、共有するものとする。

(1) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次市町、消防本部、警察署、県および第八管区海上保安本部に連絡するものとする。

(2) 市町、消防本部および警察署

市町、消防本部および警察署は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県および警察本部に連絡するものとする。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(3) 県および警察本部

県および警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら情報を収集するものとする。その際には、画像情報の積極的な活用を図るものとする。

第2節 活動体制の確立

海上災害防災関係機関は、大規模な海上災害の発生情報、被害情報等に基づき、各々必要な活動体制を速やかに確立する。

第1 県

(1) 県は、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第1節に定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。

(2) 知事は、大規模な海上災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

(3) 知事は、災害応急対策がおおむね完了した場合、または県の地域において海上災害のおそれが解消し、必要がなくなったと認められる場合は、災害対策本部を廃止するものとする。

第2 管轄市町および管轄消防本部

被災現場を管轄する市町および消防本部は、市町地域防災計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

第3 その他

敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、必要に応じ、法令および防災業務計画または防災に関する計画に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

第3節 救援活動

海上災害防災関係機関は、海上災害発生による搜索、救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 緊急輸送活動および交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

敦賀海上保安部は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて船舶交通の禁止または制限の措置を講じるものとする。

また、公安委員会は、道路において交通を確保する必要がある場合は、一般車両の交通を制限し、または禁止するものとする。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報するものとする。

第2 搜索活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、巡視船艇、航空機等を出動させ搜索活動を実施するとともに、必要に応じて付近の航行船舶についてもできる限り協力を求めるものとする。

また、円滑かつ的確な搜索活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(2) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団を動員し、沿岸部の搜索活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(3) 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による搜索活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターおよび警備艇を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動、広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な搜索活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(4) 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第3 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、巡視船艇、航空機等を出動させ救助活動を実施するとともに、必要に応じて民間救助組織等と連携するものとする。

また、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする(本節第1参照)。

イ 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

ウ 警察本部(公安委員会)

警察本部は、警備部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターおよび警備艇を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする(本節第1参照)。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

- (I) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
 - (オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
 - (カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示
- (2) 救急活動
- 県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。
- ア 敦賀海上保安部
- 敦賀海上保安部は、巡視船艇、航空機等を出動させ救急活動を実施するとともに、必要に応じて民間救助組織等と連携するものとする。
- また、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。
- イ 管轄消防本部
- 被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。
- なお、搬送に当たっては適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。
- ウ 警察本部（公安委員会）
- 公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。
- エ 県
- 県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。
- (ア) 救護班の派遣命令・要請
 - (イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用
 - (ウ) 防災ヘリコプターの出動
 - (エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
 - (オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請
 - (カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
 - (キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
 - (ク) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第4 医療救護活動

県、警察本部、関係市町、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 県健康福祉センターおよび県立病院は、災害時医療に当たるものとする。

(ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。

(エ) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、（社）福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

(オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。

(カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班（別表および別図参照）、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置およびトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第5 消火活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、巡視船艇、航空機等を出動させ消火活動を実施し、必要な場合は、防災関係機関の応援を求めるものとする。

また、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(2) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団を動員し、沿岸部での消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(3) 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(4) 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

- (イ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- (カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第6 二次災害の防止活動

敦賀海上保安部は、海上災害により船舶交通に危険が生じまたは生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて船舶交通の整理または指導を行うものとする。また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を構すべきことを命じ、または勧告するものとする。

第4節 広報活動

災害の原因者である船舶の所有者等および海上災害防災関係機関は、社会的混乱の防止および実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について相互に連絡をとりあい、情報交換に努める。

第1 被災者の家族等への情報の提供

災害の原因者である船舶の所有者等および海上災害防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、海上災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 県民への情報の提供

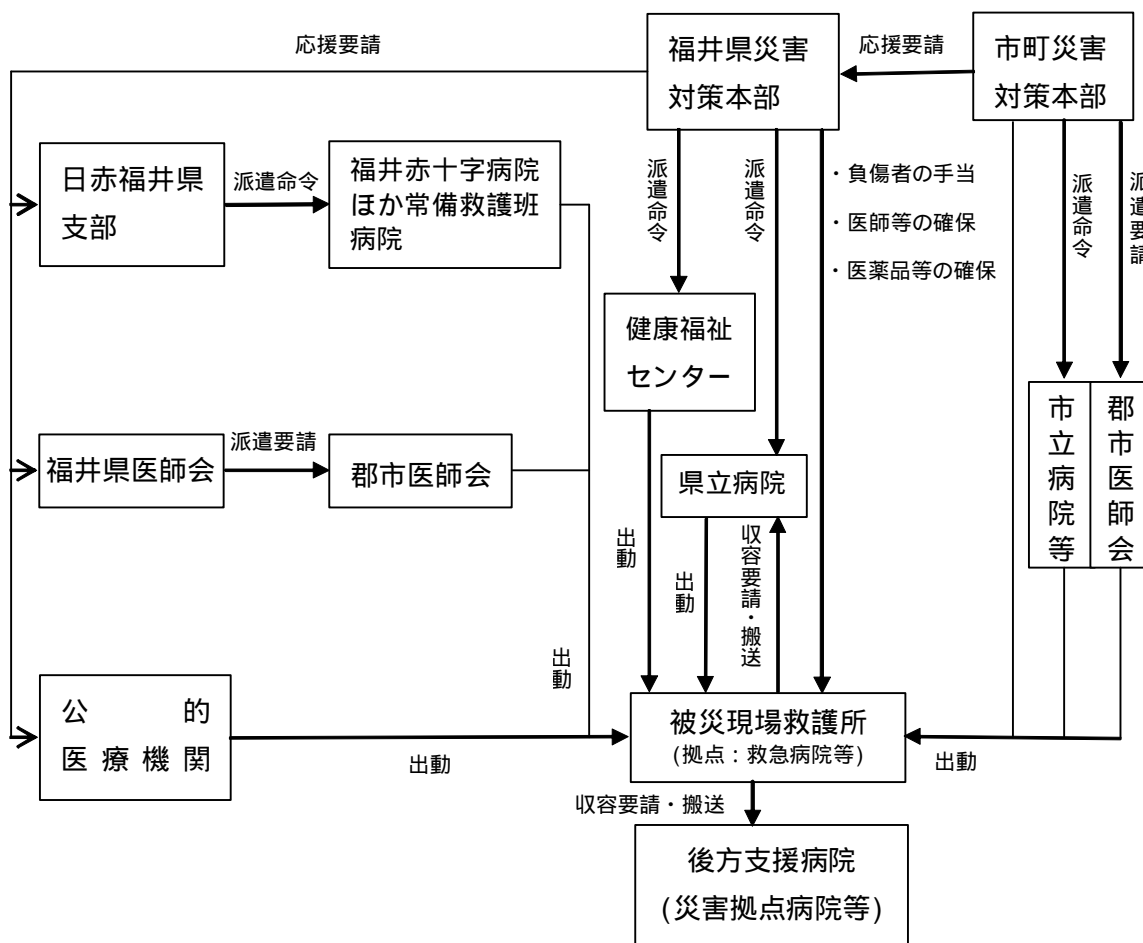
災害の原因者である船舶の所有者等および海上災害防災関係機関は、県民に対し、海上災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

別表（本章第3節第4(2)関係） 救護班の編成表（1日編成可能班数；60班）

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター（福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭）	8
	県立病院	5
公的医療機関		16
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	福井赤十字病院	6
	福井社会保険病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	社団法人福井県医師会	33
	合計	62

災害拠点病院

別図（本章第3節第4(2)関係） 医療救護活動体系図



第5章 災害復旧計画

第1節 災害復旧の方針

県および市町は、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画および人材の応援等に関する計画を活用しつつ、被災した公共施設の迅速かつ円滑な復旧に努めるものとする。また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第2節 船舶交通の危険防止

敦賀海上保安部は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を構うべきことを命じ、または勧告するものとする。

福井県地域防災計画

(事故災害対策編)

福 井 県 防 災 会 議

福井県地域防災計画

(事故災害対策編)

平成 1 3 年 4 月作成

平成 1 4 年 2 月修正

平成 2 0 年 5 月修正

平成 2 3 年 1 2 月修正

福 井 県 防 災 会 議

第 1 部 総 則

目 次

第1部 総則	1
第1章 計画の方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	2
第4節 細部計画および市町地域防災計画の作成	2
第5節 計画の周知徹底	2
第6節 計画の修正	2
第2章 想定する事故災害の態様	3
第3章 防災関係機関の処理すべき事務または業務	4
第2部 航空災害対策	5
第1章 想定する航空災害	5
第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務	6
第3章 災害予防計画	8
第1節 航空交通の安全のための情報の充実	8
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	8
第4章 災害応急対策計画	10
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等	10
第2節 活動体制等の確立	15
第3節 救援活動	16
第4節 広報活動	21
第5章 災害復旧計画	23
第3部 鉄道災害対策	24
第1章 想定する鉄道災害	24
第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務	25
第3章 災害予防計画	28
第1節 鉄軌道交通の安全のための情報の充実	28
第2節 鉄軌道および鉄軌道車両の安全対策の推進	28
第3節 鉄軌道交通環境の整備	29
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策および災害復旧への備え	29
第4章 災害応急対策計画	31
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等	31
第2節 活動体制等の確立	33

第3節	救援活動	34
第4節	広報活動	39
第5章	災害復旧計画	41
第1節	災害復旧の方針	41
第2節	再発防止対策の実施	41
第4部	道路災害対策	42
第1章	想定する道路災害	42
第2章	防災関係機関の処理すべき事務または業務	43
第3章	災害予防計画	45
第1節	道路交通の安全のための情報の充実	45
第2節	道路施設等の安全確保	45
第3節	防災知識の普及	46
第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策および災害復旧への備え	46
第4章	災害応急対策計画	48
第1節	情報の収集・連絡、避難誘導等	48
第2節	活動体制等の確立	51
第3節	救援活動	52
第4節	広報活動	57
第5章	災害復旧計画	59
第1節	災害復旧の方針	59
第2節	再発防止対策の実施	59
第5部	危険物等災害対策	60
第1章	想定する危険物等災害	60
第2章	防災関係機関の処理すべき事務または業務	61
第3章	災害予防計画	63
第1節	危険物保安予防対策の推進	63
第2節	高圧ガス保安対策の推進	64
第3節	火薬類保安対策の推進	64
第4節	毒物および劇物保安対策の推進	65
第5節	危険物等の輸送保安対策の推進	66
第6節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	66
第4章	災害応急対策計画	68
第1節	情報の収集・連絡、避難誘導等	68
第2節	活動体制等の確立	73
第3節	救援活動	74
第4節	広報活動	78

第5章 災害復旧計画	8 1
第1節 災害復旧の方針	8 1
第2節 再発防止対策の実施	8 1
第6部 大規模な火事災害対策	8 2
第1章 想定する大規模な火事災害	8 2
第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務	8 3
第3章 災害予防計画	8 5
第1節 火災に強いまちづくりの推進	8 5
第2節 防災空間の整備	8 5
第3節 出火予防対策の推進	8 6
第4節 延焼予防対策の推進	8 7
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	8 8
第4章 災害応急対策計画	9 0
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等	9 0
第2節 活動体制等の確立	9 2
第3節 救援活動	9 3
第4節 広報活動	9 7
第5章 災害復旧・復興計画	9 9
第7部 林野火災対策	1 0 0
第1章 想定する林野火災	1 0 0
第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務	1 0 1
第3章 災害予防計画	1 0 2
第1節 防火意識の普及啓発	1 0 4
第2節 監視体制の強化	1 0 4
第3節 予防施設および林野火災対策用資機材の整備	1 0 5
第4節 消防体制の整備	1 0 5
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	1 0 6
第4章 災害応急対策計画	1 0 8
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等	1 0 8
第2節 活動体制等の確立	1 1 0
第3節 救援活動	1 1 1
第4節 広報活動	1 1 5
第5章 災害復旧計画	1 1 7

第8部 海上災害対策	1 1 8
第1章 想定する海上災害	1 1 8
第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務	1 1 9
第3章 災害予防計画	1 2 1
第1節 海上交通の安全のための情報の充実	1 2 1
第2節 船舶の安全な運行の確保	1 2 1
第3節 海上防災思想の普及	1 2 1
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	1 2 1
第4章 災害応急対策計画	1 2 3
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等	1 2 3
第2節 活動体制の確立	1 2 5
第3節 救援活動	1 2 6
第4節 広報活動	1 3 1
第5章 災害復旧計画	1 3 3
第1節 災害復旧の方針	1 3 3
第2節 船舶交通の危険防止	1 3 3

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

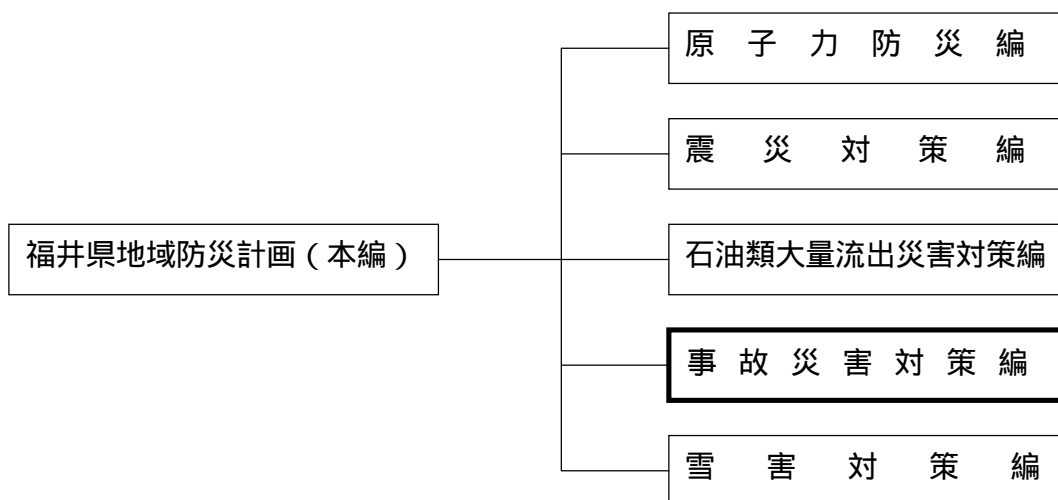
この計画は、次の事故災害の発生を予防し、当該事故災害の拡大を防止するため、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が迅速かつ的確に対応できるよう、国の防災基本計画等を踏まえて必要な措置を定めるものである。

- (1) 航空災害
- (2) 鉄道災害
- (3) 道路災害
- (4) 危険物等災害
- (5) 大規模な火事災害
- (6) 林野火災
- (7) 海上災害

第2節 計画の性格

この計画は、他の災害と区別される固有の対応を明確化するものであり、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき作成された「福井県地域防災計画」の「事故災害対策編」として定める。

この計画に定めのない事項については「福井県地域防災計画(本編)」に準拠するものとする。



第3節 計画の構成

この計画の構成は、次の8部からなる。

- 第1部 総則
- 第2部 航空災害対策
- 第3部 鉄道災害対策
- 第4部 道路災害対策
- 第5部 危険物等災害対策
- 第6部 大規模な火事災害対策
- 第7部 林野火災対策
- 第8部 海上災害対策

第4節 細部計画および市町地域防災計画の作成

この計画に基づく諸活動を行う際に必要な細部の活動計画等については、必要に応じ県および防災関係機関においてあらかじめ定め、対策の円滑な推進に努めるものとする。

市町地域防災計画（事故災害対策関係）の作成に当たっては、この計画を基準とし、特に必要な事項については各市町においてさらに具体的な計画を定めるものとする。

第5節 計画の周知徹底

この計画を円滑かつ的確に運用するため、県、市町および防災関係機関は平素から研究、訓練等の方法により計画の習熟に努めるとともに、この計画の内容について県民および民間団体の十分な理解と協力が得られるよう広く普及を図るものとする。

第6節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、国の防災基本計画の改訂が行われた場合など、修正する必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

防災関係機関は、修正を必要とする場合は修正事項を福井県防災会議に提出するものとする。

第2章 想定する事故災害の態様

対象事故災害の態様を想定するに当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

対象事故災害の発生形態については、単独で発生する場合、地震や風水害等に伴って同時発生する場合および大規模災害への対応に伴って二次災害として発生する場合がある。

例えば、台風の直撃を受けた場合、人家などへの被害に加え、土砂の崩落などにより鉄道災害や道路災害なども同時に発生することがあり得る。同様に、地震によって家屋の倒壊やタンスの下敷きになるなどして多数の死傷者が発生し、併せて危険物等災害や大規模な火事災害などが同時多発する場合もある。

また、特に航空災害について、大規模な地震、風水害または事故災害時には、防災ヘリコプター、自衛隊機、報道機関の航空機等が被害等調査や取材等で被災地上空を航行し、これが二次災害としての航空災害を引き起こし、さらには林野に墜落した場合の林野火災の発生要因となる場合もある。

一地点での単独災害であれば消防、警察、自衛隊等の防災関係機関が集中的に活動できるが、複合災害（地震や風水害等に伴って同時発生した災害）の場合は防災関係機関の調整という特有の課題が生じる。また、交通網や情報システムに支障をきたすといった単独災害では考えにくい防災活動を阻害する事象も起きやすい。

二次災害の場合も、元となった災害への災害対応体制がとられている中での災害発生であり、複合災害と同様の防災関係機関の調整または体制の変更という課題が生じる。

このように、同じ事故災害でも単独災害、複合災害または二次災害では災害対応の形態が異なることから、これらを混合してとらえるよりも区別して対応を検討する方が合理的である。そこで、この計画においては単独災害を想定し、複合災害および二次災害については「福井県地域防災計画（本編）」、「福井県地域防災計画（震災対策編）」等により対応することとする。

被害の規模については、防災基本計画において「多数の死傷者等の発生」というとらえ方をしていることから、この計画においても防災基本計画に準じた取扱いとする。

また、どこまで対応の規模が拡大するかは個々のケースで異なるが、この計画においては、「地元防災関係機関（消防本部、市町、警察署、医療機関等）だけでは対応が困難で、県内外の防災関係機関からの応援が必要な規模の事故災害」を想定する。

なお、個別事故災害で想定する災害の態様については、それぞれの部の第1章に示すとおりである。

第3章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

事故災害に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務または業務は、「福井県地域防災計画（本編）」第1章第4節に定める「防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」を基本とし、事故災害の種類ごとにそれぞれの部の第2章において定める。

第 2 部 航空災害対策

第2部 航空災害対策

第1章 想定する航空災害

- (1) 災害事象
 - 航空機の墜落等
- (2) 災害の発生場所
 - ア 福井空港およびその周辺
 - イ 若狭ヘリポートおよびその周辺
 - ウ その他の地域（発生場所が当初不明な場合を含む。）
- (3) 航空機の種類
 - ア 航空運送事業者の運航する航空機
 - イ 個人または企業等の保有する航空機
 - ウ 行政機関等の保有する航空機（ヘリコプター等）
- (4) 被災者等
 - ア 航空機の乗員および乗客
 - イ 墜落地点周辺の住民等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

機 関 名	事務または業務
福井県	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)福井空港および若狭ヘリポートにおける防災体制の充実 (4)ヘリコプター受援体制の充実強化 (5)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (6)航空災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (7)情報の収集・連絡 (8)活動体制等の確立 (9)緊急輸送活動の支援および調整 (10)捜索活動に係る応援要請等 (11)救助・救急活動に係る応援要請等 (12)医療救護活動の実施、応援要請等 (13)消火活動の実施、応援要請等 (14)広報活動の実施
警察本部 (公安委員会)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡、避難誘導等 (5)活動体制等の確立 (6)緊急輸送のための交通の確保 (7)捜索活動の実施 (8)救助活動の実施 (9)広報活動の実施
市町	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡、避難誘導等 (5)活動体制等の確立 (6)医療救護活動の実施および調整 (7)広報活動の実施
消防本部	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡、避難誘導等 (6)活動体制等の確立 (7)捜索活動の実施 (8)救助・救急活動の実施 (9)消火活動の実施 (10)広報活動の実施

機 関 名		事務または業務
指定 地方 行政 機関	大阪航空局 (小松空港事務所)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)広報活動の実施
	東京管区气象台 (福井地方气象台)	(1)気象情報の充実
	第八管区海上保安 本部 (敦賀海上保安部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)緊急輸送のための交通の確保 (7)捜索活動の実施および支援 (8)救助・救急活動の実施および支援 (9)広報活動の実施
自衛隊		(1)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)部隊の災害派遣
指定 公共 機関 および 指定 地方 公共 機関	日本赤十字社 (福井県支部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣命令等 (8)広報活動の実施
	(社)福井県医師会	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣要請等 (8)広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 航空交通の安全のための情報の充実

第1 気象情報の充実

福井地方気象台は、航空機の安全にかかわる気象、地象および水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況または予・警報等の情報を適時かつ的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・連絡するための体制ならびに施設および設備の充実を図るものとする。

第2 航空運送事業者等の措置

航空運送事業者および航空機を使用する個人、企業、行政機関等（以下「航空運送事業者等」という。）は、航空交通の安全に関する各種情報を活用し、航空事故を未然に防止するために必要な措置を講ずるものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

県、警察本部、市町、消防本部、大阪航空局小松空港事務所、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会（以下第2部において「航空災害防災関係機関」という。）は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(2) 情報の連絡様式の標準化

県、警察本部、市町、消防本部、大阪航空局小松空港事務所および敦賀海上保安部は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡

航空災害防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日分を含む。）および情報の収集・連絡訓練の実施に努めるものとする。

第2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

航空災害防災関係機関は、収集した情報および連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 動員・参集体制の充実

航空災害防災関係機関は、夜間または休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、訓練の実施など動員・参集体制の充実に努めるものとする。

(3) 活動マニュアルおよび活動資料の整備

航空災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、第4章「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料（航空関連施設、医療機関等を示した防災マップ等）の整備に努めるものとする。

第3 福井空港および若狭ヘリポートにおける防災体制の充実

県は、福井空港およびその周辺で航空災害が発生した場合に、空港管理者として迅速かつ的確な防災活動を実施できるよう、管轄消防本部と連携して消火・救急救助用の車両、資機材等の充実に努めるものとする。また、若狭ヘリポートおよびその周辺で航空災害が発生した場合に迅速かつ的確な防災活動を実施できるよう、消火用資機材の整備等防災体制の整備に努めるものとする。

第4 ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努めるものとする。

第5 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県、消防本部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動を適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努めるものとする。

第6 航空災害を想定した総合的な防災訓練の実施等

県は、航空災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図ることができるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。また、その他の防災関係機関は、当該防災訓練に積極的に参加または協力するものとする。

第4章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

航空災害防災関係機関は、適切な災害応急対策を実施するため、航空事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握し、共有する。また、事故現場付近において避難誘導等を適切に行う。

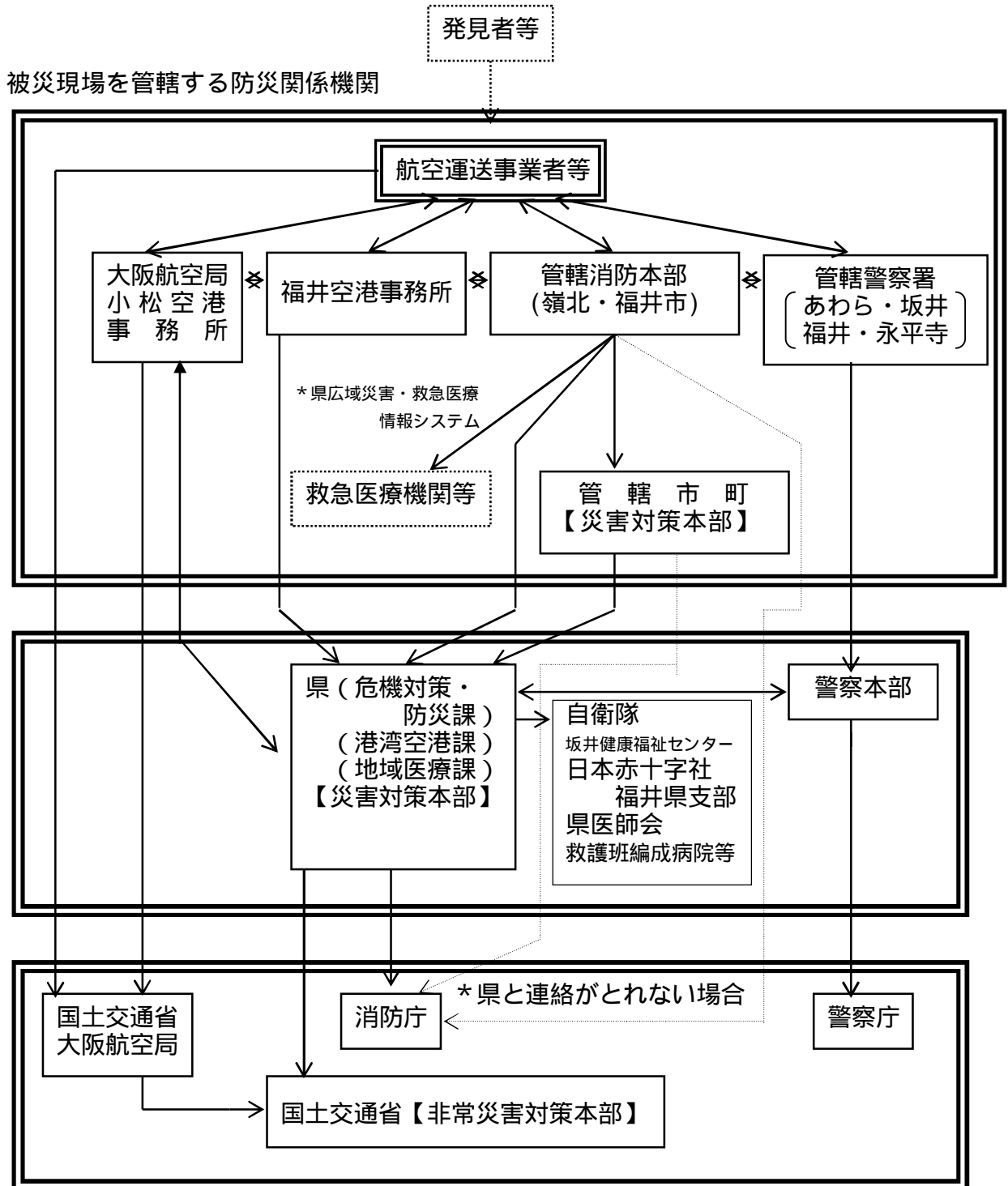
第1 情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は、事故の発生場所に応じて次の(1)～(4)のとおりとする。

(1) 福井空港およびその周辺で発生した場合

福井空港およびその周辺で航空事故が発生した場合の情報の主たる収集・連絡系統は、次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（航空災害）1

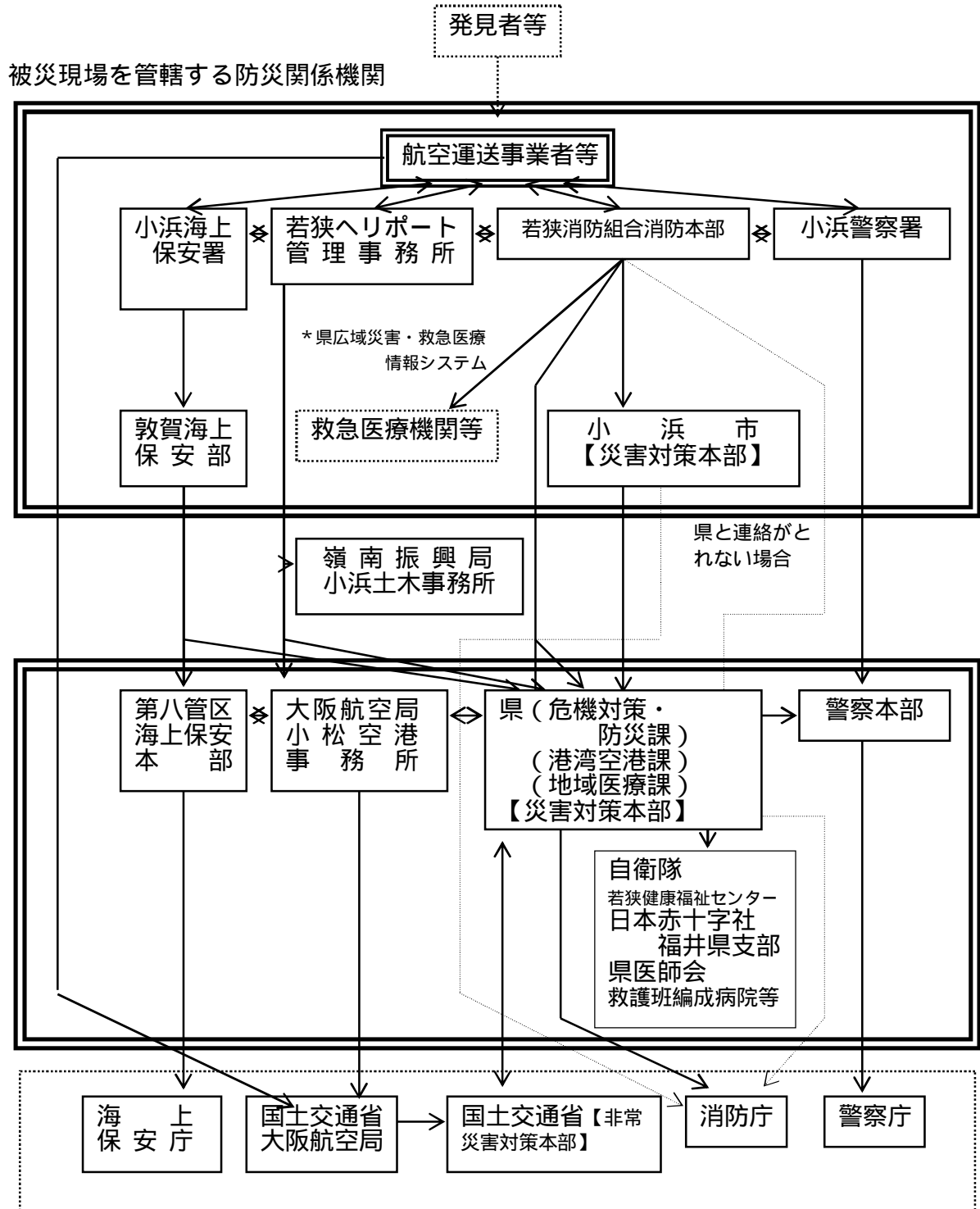


(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

(2) 若狭へりポートおよびその周辺で発生した場合

若狭へりポートおよびその周辺で航空事故が発生した場合の情報の主たる収集・連絡系統は、次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（航空災害）2

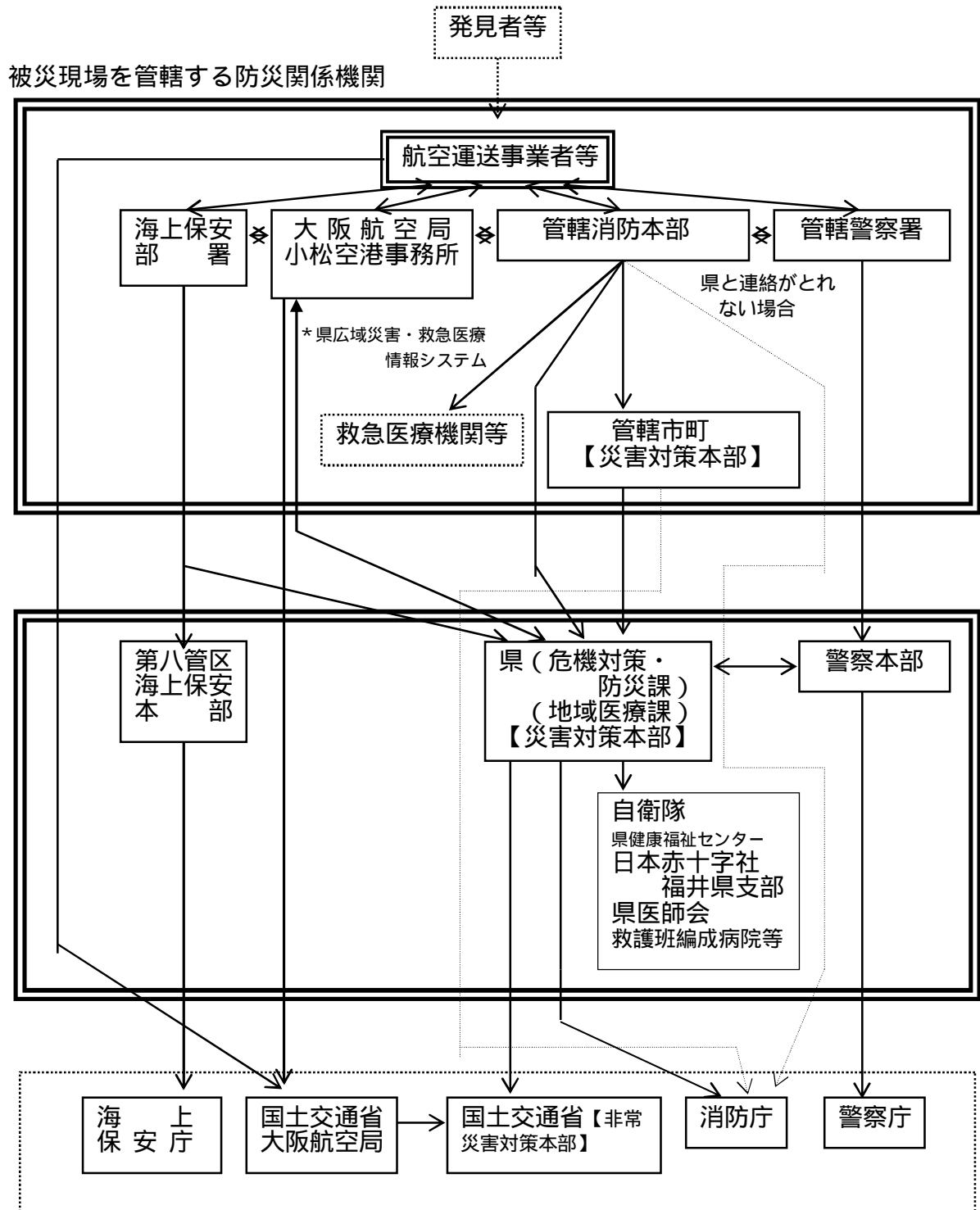


(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

(3) その他の地域で発生した場合

その他の地域で航空事故が発生した場合の情報の主たる収集・連絡系統は、次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（航空災害）3

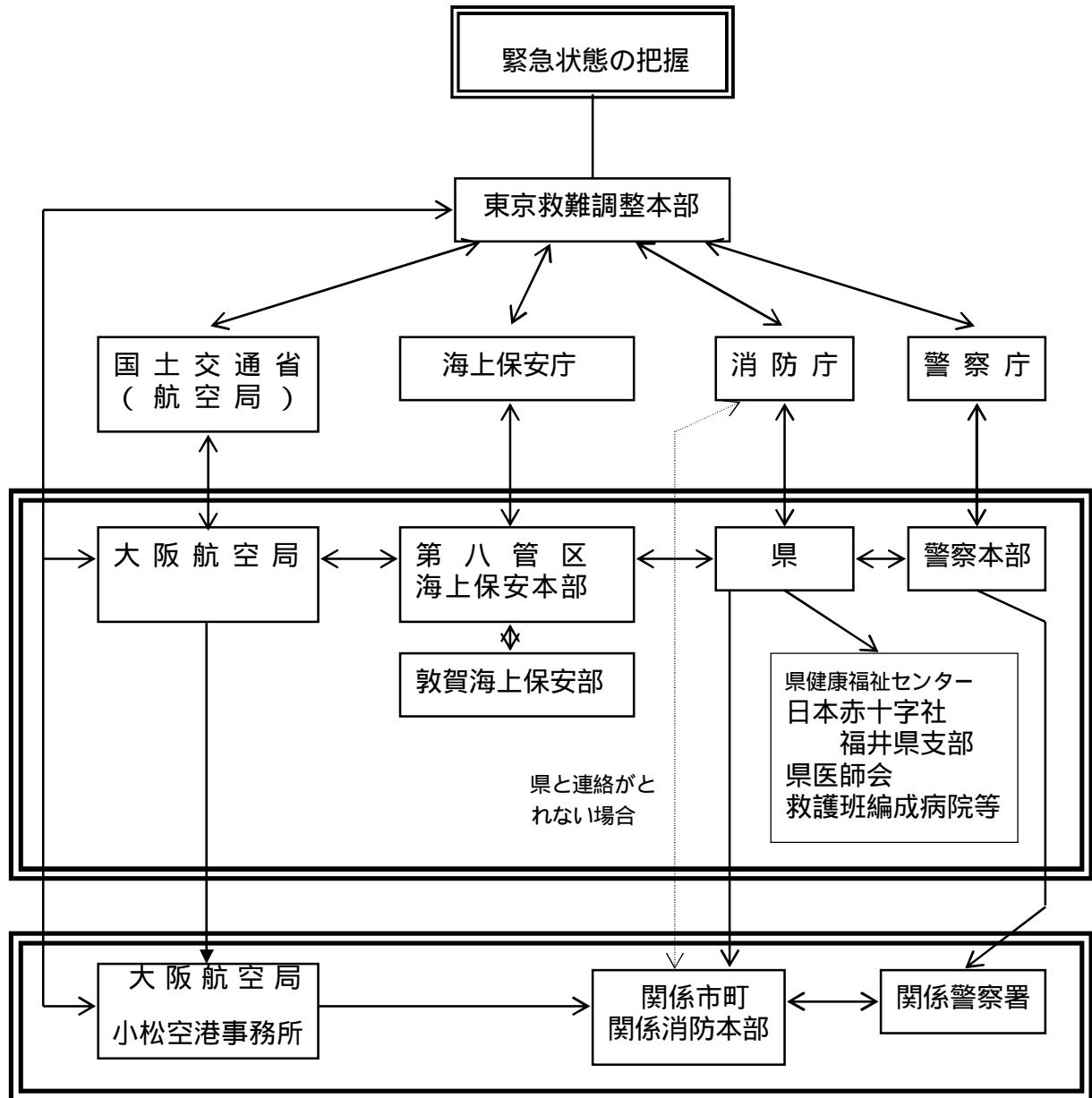


(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

(4) 航空事故発生現場が不明な場合

当初、航空事故の発生現場が不明な場合（遭難）の情報の主たる収集・連絡系統は、次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（航空災害）4



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2 被害情報等の収集・連絡、避難誘導等

航空災害防災関係機関は、被害情報、応急対策活動情報等（以下「被害情報等」という。）を迅速に収集して他の防災関係機関へ連絡し、共有するものとする。

(1) 航空運送事業者等

航空運送事業者等は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次県、消防本部、警察署、国土交通省大阪航空局等に連絡するものとする。

(2) 市町、消防本部、警察署等

市町、消防本部、警察署等は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県、警察本部等へ連絡するものとする。また、必要に応じて乗客、付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(3) 県および警察本部

県および警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集するものとし、その際には、画像情報の積極的な活用を図るものとする。

第2節 活動体制等の確立

航空災害防災関係機関は、航空事故の発生情報、被害情報等に基づき、各々必要な活動体制を速やかに確立する。

第1 活動体制の確立

(1) 県

ア 県は、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第1節に定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。

イ 知事は、大規模な航空災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

ウ 知事は、災害応急対策がおおむね完了した場合、または県の地域において航空災害のおそれが解消し、必要がなくなると認められる場合は、災害対策本部を廃止するものとする。

(2) 管轄市町および管轄消防本部

被災現場を管轄し、または管轄すると推定される市町および消防本部は、市町地域防災計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(3) その他

大阪航空局小松空港事務所、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、必要に応じ、法令および防災業務計画または防災に関する計画に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部および大阪航空局小松空港事務所その他防災関係機関と協議の上、必要に応じて「事故災害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。

第3節 救援活動

航空災害防災関係機関は、航空災害発生による捜索、救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 緊急輸送活動および交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止または制限の措置を講じるものとする。

また、敦賀海上保安部は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、または禁止するものとする。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報するものとする。

第2 捜索活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、航空機の墜落現場または航空機の行方が不明になるなど、捜索活動を行う必要がある場合、東京救難調整本部等と情報交換を緊密にするとともに、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 管轄消防本部

被災現場を管轄すると推定される消防本部は、消防団も動員した搜索活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他消防本部に応援を求めるほか、県に対し防災ヘリコプターの出動、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(2) 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による搜索活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターまたは警備艇（海上での搜索の場合）を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な搜索活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(3) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、海上で搜索活動を行う必要がある場合、巡視船艇、航空機等を出動させ搜索活動を実施し、必要な場合は、防災関係機関の応援を求めるものとする。

県等からの要請に基づき、陸上での搜索活動が必要であると判断した場合は、管轄消防本部および警察本部の搜索活動を支援するものとする。

また、円滑かつ的確な搜索活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(4) 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、搜索活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

ウ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

エ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

オ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第3 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターまたは警備艇（海上での救助の場合）を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、海上で救助活動を行う必要がある場合、巡視船艇、航空機等を出動させ救助活動を実施し、必要な場合は、防災関係機関の応援を求めるものとする。

県等からの要請に基づき、陸上での救助活動で必要であると判断した場合は、管轄消防本部および警察本部の救助活動を支援するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、海上で救急活動を行う必要がある場合、巡視船艇、航空機等を出動させ救急活動を実施し、必要な場合は、防災関係機関の応援を求めるものとする。

また、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ウ) 防災ヘリコプターの出動

(エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(ク) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第4 医療救護活動

県、警察本部、関係市町、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

- (イ) 県健康福祉センターおよび県立病院は、災害時医療に当たるものとする。
- (ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。
- (エ) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、(社)福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- (オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。
- (カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 警察本部(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする(本節第1参照)。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする(本節第1参照)。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班(別表および別図参照)、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置およびトリアージ(傷病者の重症度による分類)を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第5 消火活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(2) 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(3) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(4) 県

県は、管轄市町および管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

なお、福井空港およびその周辺または若狭ヘリポートおよびその周辺で航空災害が発生した場合は、保有する消防力も活用して消火活動に当たるものとする。

第4節 広報活動

航空運送事業者等および航空災害防災関係機関は、社会的混乱の防止および実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について相互に連絡をとりあい、情報交換に努める。

第1 被災者の家族等への情報の提供

航空運送事業者等および航空災害防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 県民への情報の提供

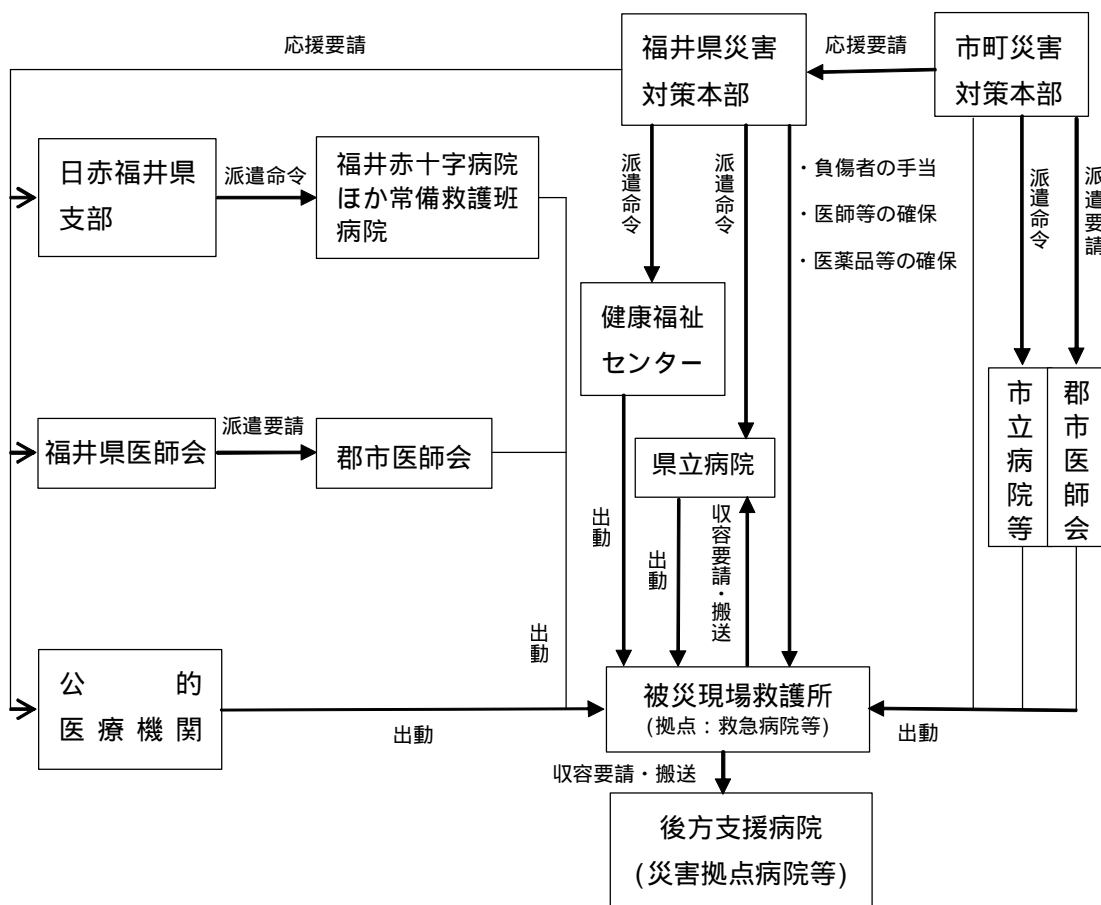
航空運送事業者等および航空災害防災関係機関は、県民に対し、航空災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

別表（本章第3節第4(2)関係） 救護班の編成表（1日編成可能班数；60班）

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター（福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭）	8
	県立病院	5
公的医療機関		16
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	福井赤十字病院	6
	福井社会保険病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	社団法人福井県医師会	3
	合計	62

災害拠点病院

別図（本章第3節第4(2)関係） 医療救護活動体系図



第5章 災害復旧計画

県（空港管理者）は、事故災害に伴う施設の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画および人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設の復旧に努めるものとする。また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第3部 鉄道災害対策

第3部 鉄道災害対策

第1章 想定する鉄道災害

(1) 災害事象

- ア 列車の衝突、脱線、転覆等
- イ 構造物（トンネル、橋りょう等）の被災等による列車への被害
- ウ 列車と自動車の衝突等
- エ 列車火災
- オ 列車からの危険物等の流出等

(2) 災害の発生場所

鉄軌道およびその周辺

(3) 鉄軌道事業者

- ア 西日本旅客鉄道株式会社
- イ えちぜん鉄道株式会社
- ウ 福井鉄道株式会社

(4) 被災者等

- ア 列車の乗員および乗客
- イ 事故地点周辺の住民等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

機 関 名	事務または業務
福井県	(1)鉄軌道交通の安全のための情報の充実(鉄軌道事業者への協力) (2)鉄軌道の安全対策の推進(主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策および海岸保全対策) (3)情報の収集・連絡体制の強化 (4)初動体制の充実 (5)ヘリコプター受援体制の充実強化 (6)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (7)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (8)情報の収集・連絡 (9)活動体制等の確立 (10)緊急輸送活動の支援および調整 (11)救助・救急活動に係る応援要請等 (12)医療救護活動の実施、応援要請等 (13)消火活動に係る応援要請等 (14)広報活動の実施
警察本部 (公安委員会)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡、避難誘導等 (5)活動体制等の確立 (6)緊急輸送のための交通の確保 (7)救助活動の実施 (8)危険物等の防除等 (9)広報活動の実施
市町	(1)鉄軌道交通の安全のための情報の充実(鉄軌道事業者への協力) (2)鉄軌道の安全対策の推進(主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策および海岸保全対策) (3)情報の収集・連絡体制の強化 (4)初動体制の充実 (5)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (6)情報の収集・連絡、避難誘導等 (7)活動体制等の確立 (8)医療救護活動の実施および調整 (9)広報活動の実施
消防本部	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡、避難誘導等

機 関 名		事務または業務
	消防本部	(6)活動体制等の確立 (7)救助・救急活動の実施 (8)消火活動の実施 (9)危険物等の防除等 (10)広報活動の実施
指定 地方 行政 機関	中部運輸局	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)広報活動の実施
	東京管区气象台 (福井地方气象台)	(1)気象情報の充実
	第八管区海上保安 本部 (敦賀海上保安部)	(1)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)緊急輸送のための交通の確保 (3)救助・救急活動の支援
自衛隊		(1)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)部隊の災害派遣
指定 公共 機関 および 指定 地方 公共 機関	日本赤十字社 (福井県支部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣命令等 (8)広報活動の実施
	西日本旅客鉄道(株) (金沢支社) えちぜん鉄道(株) 福井鉄道(株)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)代替交通手段の確保 (7)広報活動の実施
	(社)福井県医師会	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力

機 関 名	事務または業務
	(社)福井県医師会 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣要請等 (8)広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 鉄軌道交通の安全のための情報の充実

第1 気象情報の充実

福井地方気象台は、鉄軌道交通の安全にかかわる気象、地象および水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況または予・警報等の情報を適時かつ的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・連絡するための体制ならびに施設および設備の充実を図るものとする。

第2 鉄軌道事業者の措置

鉄軌道事業者は、次の点に留意して鉄軌道交通の安全のための情報の充実に努めるものとする。

- (1) 気象庁による気象、地象および水象に関する情報の有効活用体制の整備
- (2) 鉄軌道等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を講じるための情報の収集および連絡体制の整備

第3 広報活動の推進

踏切道における自動車との衝突や置石等による列車脱線等の外部要因による事故防止のためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及していく必要があることから、鉄軌道事業者は、全国交通安全運動等の機会をとらえて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等の広報活動を推進するものとする。また、県、市町等の防災関係機関は、ポスターの掲示場所の提供やチラシ類の配布等において可能な限り鉄軌道事業者に協力するものとする。

第2節 鉄軌道および鉄軌道車両の安全対策の推進

第1 鉄軌道事業者における安全対策の推進

鉄軌道事業者は、鉄軌道の安全な運行および鉄軌道車両の安全性を確保するため、次の対策を推進するものとする。

- (1) 事故災害の発生に際して迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害または列車の脱線等による線路または建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施および防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。
- (2) 乗務員および保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるものとする。

- (3) 土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うとともに、列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときは、監視の強化に努めるものとする。
- (4) 鉄軌道車両の安全性の確保を図るため、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。また、鉄軌道車両の故障データおよび検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

第2 県および市町における安全対策の推進

県および市町は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動および県民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を国と連携して重点的に実施するよう努めるものとする。

第3節 鉄軌道交通環境の整備

鉄軌道事業者は、次の対策を通じて鉄軌道交通環境の整備を推進するものとする。

- (1) 軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努めるものとする。
- (2) 列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備および充実に努めるものとする。
- (3) 国、県、市町および道路管理者と連携して、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策および災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

県、警察本部、市町、消防本部、中部運輸局、日本赤十字社福井県支部、鉄軌道事業者および（社）福井県医師会（以下第3部において「鉄道災害防災関係機関」という。）は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(2) 情報の連絡様式の標準化

県、警察本部、市町、消防本部、中部運輸局および鉄軌道事業者は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡

鉄道災害防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日分を含む。）および情報の収集・連絡訓練の実施に努めるものとする。

第2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

鉄道災害防災関係機関は、収集した情報および連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 動員・参集体制の充実

鉄道災害防災関係機関は、夜間または休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、訓練の実施など動員・参集体制の充実に努めるものとする。

(3) 活動マニュアルおよび活動資料の整備

鉄道災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、第4章「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料（路線図、医療機関等を示した防災マップ等）の整備に努めるものとする。

第3 鉄軌道事業者における活動能力の充実

鉄軌道事業者は、事故発生直後における旅客の避難等のための体制および初期消火のための体制の整備に努めるものとする。

また、公安委員会その他の防災関係機関の協力のもとに、応急活動のための必要となる人員または資機材等の輸送のための緊急通行車両の確保に努めるものとする。

第4 ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努めるものとする。

第5 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県、消防本部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努めるものとする。

第6 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練の実施等

県および鉄軌道事業者は、鉄道災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。また、その他の防災関係機関は、当該防災訓練に積極的に参加または協力するものとする。

第7 災害復旧への備え

鉄軌道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、施設および鉄軌道車両の構造図等の資料をあらかじめ整備しておくものとする。

第4章 災害応急対策計画

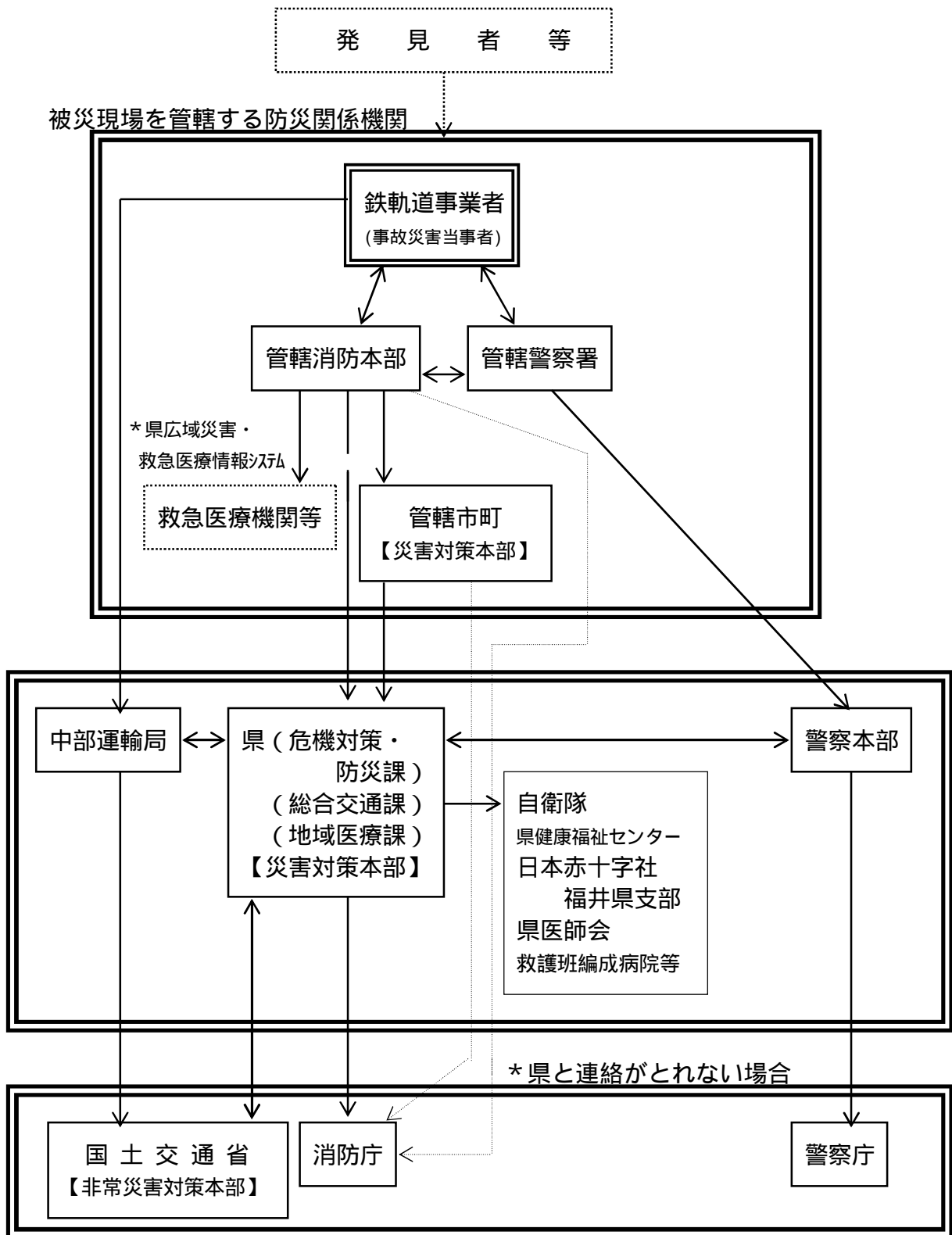
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

鉄道災害防災関係機関は、適切な災害応急対策を実施するため、大規模な鉄道事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握し、共有する。また、事故現場付近において避難誘導等を適切に行う。

第1 情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（鉄道災害）



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2 被害情報等の収集・連絡、避難誘導等

鉄道災害防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関へ連絡し、共有するものとする。

(1) 鉄軌道事業者

鉄軌道事業者は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次消防本部、警察署および中部運輸局に連絡するものとする。また、必要に応じて乗客、付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(2) 市町、消防本部および警察署

市町、消防本部および警察署は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県および警察本部に連絡するものとする。また、必要に応じて乗客、付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(3) 県および警察本部

県および警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集するものとし、その際には、画像情報の積極的な活用を図るものとする。

第2節 活動体制等の確立

鉄道災害防災関係機関は、大規模な鉄道事故の発生情報、被害情報等に基づき、各々必要な活動体制を速やかに確立する。

第1 活動体制の確立

(1) 鉄軌道事業者

鉄軌道事業者は、各自の防災計画等の定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(2) 県

ア 県は、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第1節に定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。

イ 知事は、大規模な鉄道災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

ウ 知事は、災害応急対策がおおむね完了した場合、または県の地域において鉄道災害のおそれが解消し、必要がなくなったと認められる場合は、災害対策本部を廃止するものとする。

(3) 管轄市町および管轄消防本部

被災現場を管轄する市町および消防本部は、市町地域防災計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(4) その他

中部運輸局、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会は、必要に応じ、法令および防災業務計画または防災に関する計画に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部、中部運輸局、鉄軌道事業者その他防災関係機関と協議の上、必要に応じて「事故災害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。

第3節 救援活動

鉄道災害防災関係機関は、鉄道災害発生による救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 緊急輸送活動および交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止または制限の措置を講じるものとする。

また、敦賀海上保安部は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、または禁止するものとする。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報するものとする。

(3) 代替交通手段の確保

鉄軌道事業者は、利用者の交通を確保するため、振替輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない鉄軌道事業者等は、可能な限りこれに協力するものとする。

第2 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部、敦賀海上保安部および鉄軌道事業者は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 鉄軌道事業者

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力するものとする。

イ 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

ウ 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターまたは警備艇（海上での救助の場合）を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、県等からの要請に基づき、陸上での救助活動が必要であると判断した場合は、管轄消防本部、警察本部および鉄軌道事業者の救助活動を支援するものとする。また、円滑かつ的確な救助活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

オ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ロ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(ハ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(ニ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(ホ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部、敦賀海上保安部および鉄軌道事業者は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 鉄軌道事業者

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急活動を行うよう努めるとともに、救急活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力するものとする。

イ 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

ウ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

オ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ウ) 防災ヘリコプターの出動

(エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(ク) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第3 医療救護活動

県、警察本部、関係市町、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 県健康福祉センターおよび県立病院は、災害時医療に当たるものとする。

(ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。

(エ) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、（社）福井県医師会その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

(オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。

(カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班（別表および別図参照）、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置およびトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第4 消火活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部、敦賀海上保安部および鉄軌道事業者は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 鉄軌道事業者

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力するものとする。

(2) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(3) 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(4) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（第1参照）。

(5) 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第5 危険物等の防除活動

管轄消防本部および管轄警察署は、鉄軌道事業者から流出の種類、特性等に関する情報を入手することにより、関係機関と連携して危険物等の特性にあった防除活動を実施するとともに、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行うものとする。

第4節 広報活動

鉄道災害防災関係機関は、社会的混乱の防止および実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について相互に連絡をとりあい、情報交換に努める。

第1 被災者の家族等への情報の提供

鉄道災害防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを充分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 県民への情報の提供

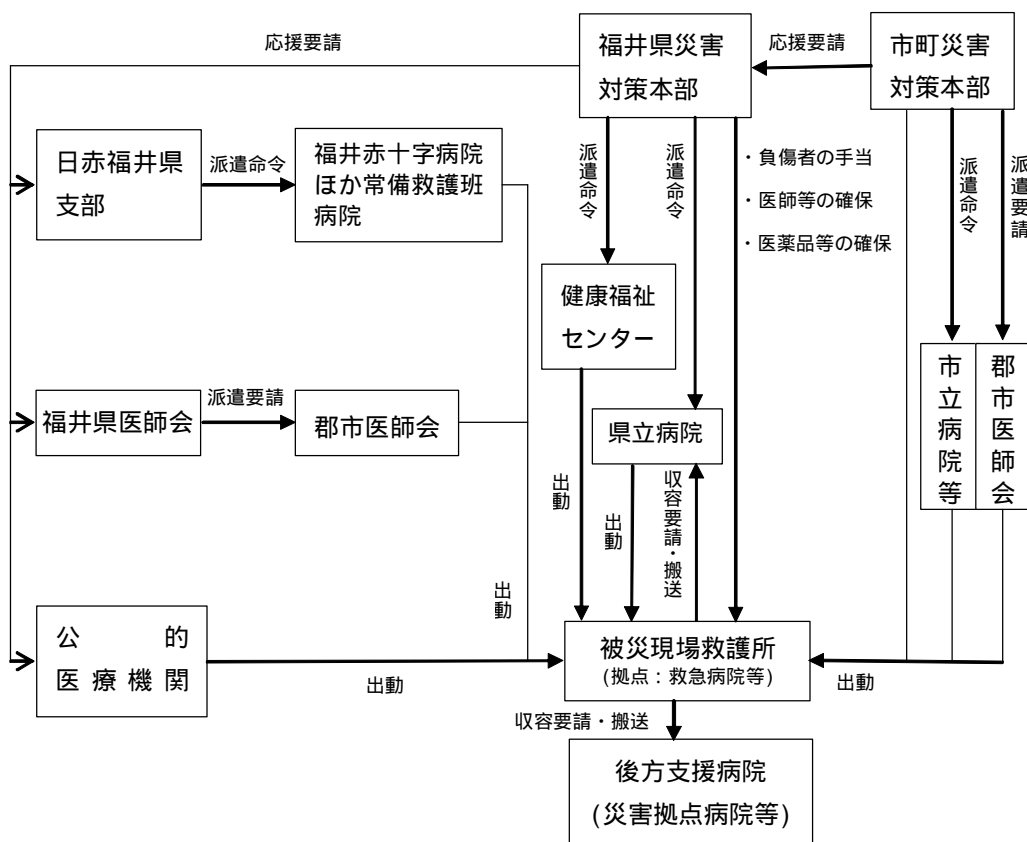
鉄道災害防災関係機関は、県民に対し、鉄道災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

別表（本章第3節第3(2)関係） 救護班の編成表（1日編成可能班数；60班）

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター（福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭）	8
	県立病院	5
公的医療機関		16
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	福井赤十字病院	6
	福井社会保険病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	社団法人福井県医師会	3
	合計	62

災害拠点病院

別図（本章第3節第3(2)関係） 医療救護活動体系図



第5章 災害復旧計画

第1節 災害復旧の方針

鉄軌道事業者は、事故災害に伴う施設および鉄軌道車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画および人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設および鉄軌道車両の復旧に努めるものとする。また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第2節 再発防止対策の実施

第1 緊急点検

鉄軌道事業者は、類似の災害の再発防止のため、必要に応じ鉄軌道の緊急点検を実施するものとする。

第2 原因究明

鉄軌道事業者は、国土交通省と連携し、事故災害発生後その徹底的な原因究明のための事実の整理を、警察本部、消防本部等の協力を得て行うとともに、事故の再発を防止するため、必要に応じ専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。事故災害の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第 4 部 道路災害対策

第4部 道路災害対策

第1章 想定する道路災害

(1) 災害事象

- ア 道路構造物（トンネル、橋りょう等）の被災等による自動車への被害
- イ 道路上での重大事故（交通事故等）
- ウ 自動車の火災
- エ 自動車からの危険物等の流出等

(2) 災害の発生場所

- ア 北陸自動車道または舞鶴若狭自動車道（県内）
- イ 一般国道、県道、市町道等

(3) 被災者等

- ア 自動車の乗客等
- イ 事故地点周辺の住民等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

機 関 名	事務または業務
福井県	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)ヘリコプター受援体制の充実強化 (4)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (5)道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (6)情報の収集・連絡 (7)活動体制等の確立 (8)緊急輸送活動の支援および調整 (9)救助・救急活動に係る応援要請等 (10)医療救護活動の実施、応援要請等 (11)消火活動に係る応援要請等 (12)広報活動の実施
警察本部 (公安委員会)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡、避難誘導等 (5)活動体制等の確立 (6)緊急輸送のための交通の確保 (7)救助活動の実施 (8)危険物等の防除等 (9)交通安全施設の応急復旧 (10)広報活動の実施 (11)再発防止対策の実施
市町	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (4)情報の収集・連絡、避難誘導等 (5)活動体制等の確立 (6)医療救護活動の実施および調整 (7)広報活動の実施
消防本部	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡、避難誘導等 (6)活動体制等の確立 (7)救助・救急活動の実施 (8)消火活動の実施 (9)危険物等の防除等 (10)広報活動の実施

機 関 名		事務または業務
指定 地 方 行 政 機 関	中部地方整備局 (岐阜国道事務所) 近畿地方整備局 (福井河川国道事務 所)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)広報活動の実施
	東京管区气象台 (福井地方气象台)	(1)気象情報の充実
	第八管区海上保安本部 (敦賀海上保安部)	(1)道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)緊急輸送のための交通の確保 (3)救助・救急活動の支援
自衛隊		(1)道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)部隊の災害派遣
指定 公 共 機 関 お よ び 指 定 地 方 公 共 機 関	日本赤十字社 (福井県支部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣命令等 (8)広報活動の実施
	中日本高速道路(株) (福井保全・ サービスセンター) (敦賀保全・ サービスセンター) 西日本高速道路(株) (福知山高速道路 事務所)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)広報活動の実施
	(社)福井県医師会	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣要請等 (8)広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第1 気象情報の充実

福井地方気象台は、道路交通の安全にかかわる気象、地象および水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況または予・警報等の情報を適時かつ的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・連絡するための体制ならびに施設および設備の充実に努めるものとする。

第2 道路管理者の措置

道路管理者は、次の点に留意して道路交通の安全のための情報の充実に努めるものとする。

- (1) 気象庁による気象、地象および水象に関する情報の有効活用体制の整備
- (2) 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を講じるための情報の収集および連絡体制の整備
- (3) 異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合の道路利用者に対する情報の提供体制の整備

第3 警察本部の措置

警察本部は、次の点に留意して道路交通の安全のための情報の充実に努めるものとする。

- (1) 道路交通の安全のための情報の収集および連絡体制の整備
- (2) 異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合の道路利用者に対する情報の提供体制の整備

第2節 道路施設等の安全確保

道路管理者は、次の点に留意して道路施設等の安全確保に努めるものとする。

- (1) 点検を通じた道路施設等の現況の把握
- (2) 道路における災害を予防するための必要な施設の整備
- (3) 道路施設等の安全を確保するための必要な体制等の整備
- (4) 安全性および信頼性の高い道路ネットワークの計画的な整備

県および市町は、主要な道路施設等の被災による広域的な経済活動および県民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を国と連携して重点的に実施するよう努めるものとする。

第3節 防災知識の普及

道路管理者は、相互に連携して道路利用者に対し災害時の対応等の防災知識の普及を推進するものとする。

特に、危険物等の運搬事業者に対しては、福井県高速道路危険物運搬車両事故防止等対策協議会等を通じて運搬車両の安全対策およびイエローカード（化学物質の有毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード）の携行の普及促進等を図るものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策および災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

県、警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社福井県支部、（社）福井県医師会および道路管理者（以下第4部において「道路災害防災関係機関」という。）は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(2) 情報の連絡様式の標準化

県、警察本部、市町、消防本部および道路管理者は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡

道路災害防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日分を含む。）および情報の収集・連絡訓練の実施に努めるものとする。

第2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

道路災害防災関係機関は、収集した情報および連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 動員・参集体制の充実

道路災害防災関係機関は、夜間または休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、訓練の実施など動員・参集体制の充実に努めるものとする。

(3) 活動マニュアルおよび活動資料の整備

道路災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、第4章「災害応急対策画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料（道路施設、医療機関等を示した防災マップ等）の整備に努めるものとする。

第3 ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努めるものとする。

第4 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県、消防本部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努めるものとする。

第5 道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施等

県および道路管理者は、道路災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。また、その他の防災関係機関は、当該防災訓練に積極的に参加または協力するものとする。

第6 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、重要な施設の構造図等の資料をあらかじめ整備しておくとともに、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第4章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

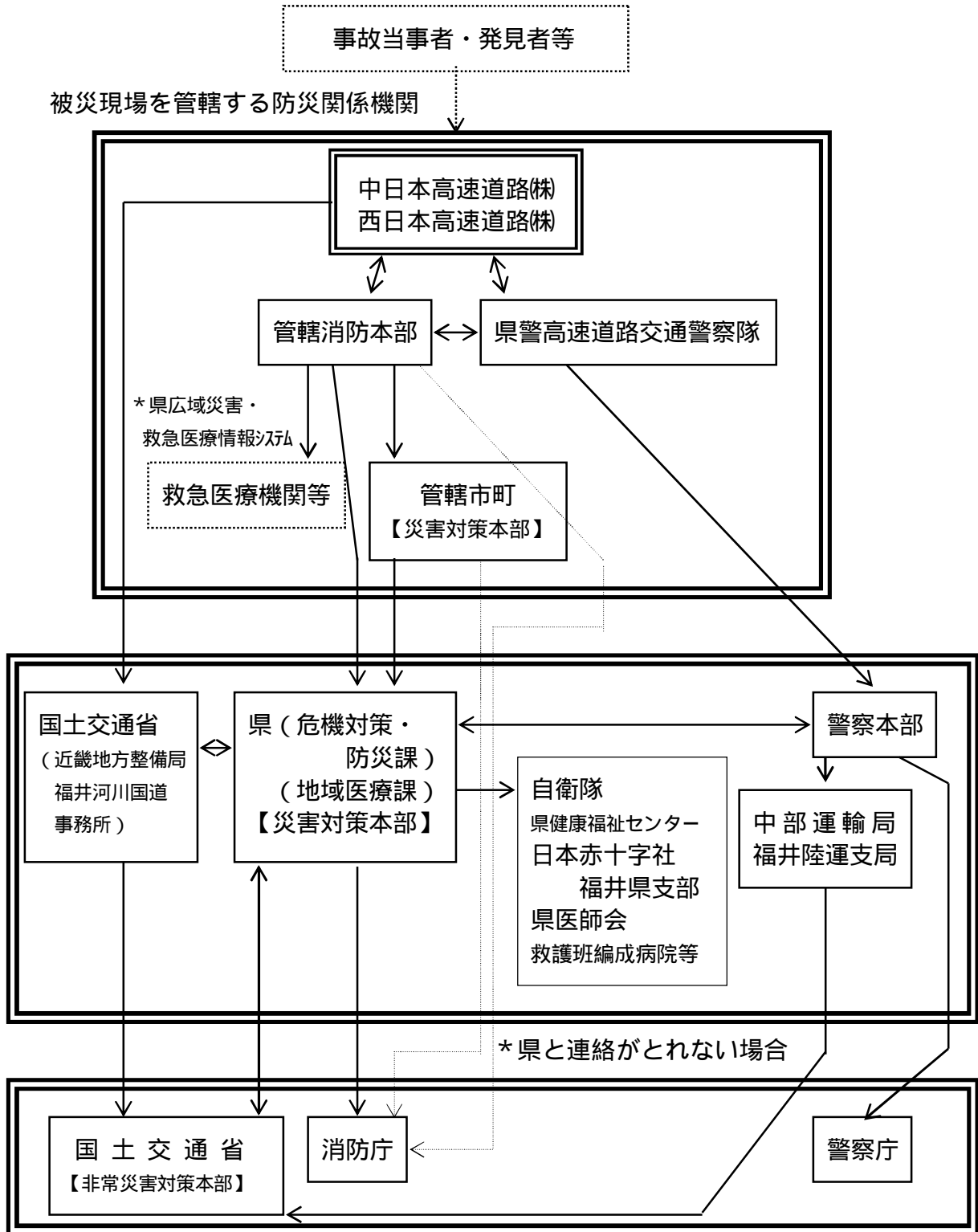
道路災害防災関係機関は、適切な災害応急対策を実施するため、大規模な道路事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握し、共有する。また、事故現場付近において避難誘導等を適切に行う。

第1 情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は次のとおりとする。

(1) 北陸自動車道または舞鶴若狭自動車道で発生した場合

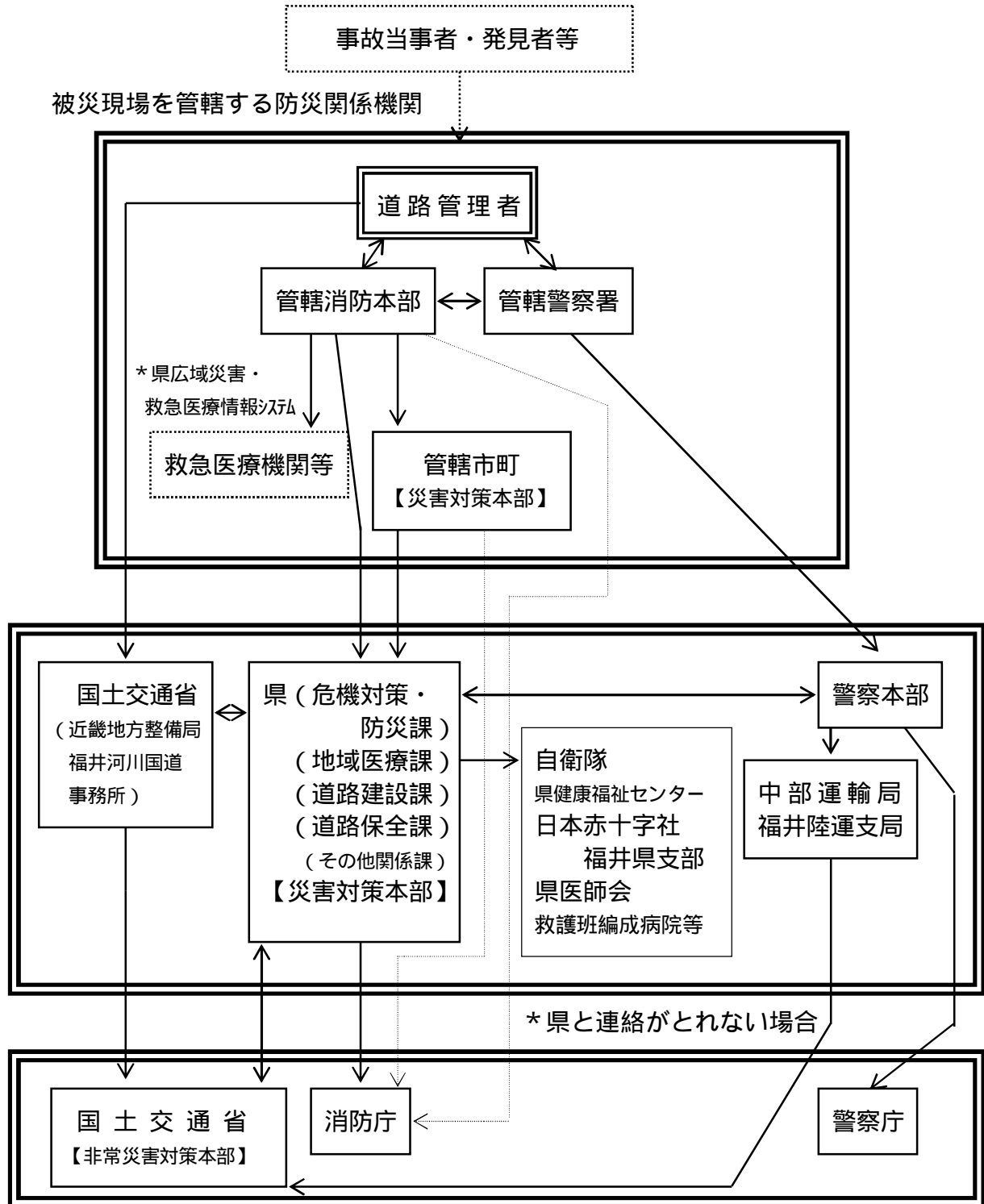
情報収集・連絡系統図（道路災害）1



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

(2) 北陸自動車道または舞鶴若狭自動車道以外の道路で発生した場合

情報収集・連絡系統図（道路災害）2



中部縦貫自動車道の場合は、中部地方整備局岐阜国道事務所

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2 被害情報等の収集・連絡、避難誘導等

道路災害防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関へ連絡し、共有するものとする。

(1) 市町、消防本部、警察署および道路管理者

市町、消防本部および警察署（北陸自動車道または舞鶴若狭自動車道で発生した場合は高速道路交通警察隊）および道路管理者は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県、警察本部等に連絡するものとする。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(2) 県および警察本部

県および警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集するものとし、その際には、画像情報の積極的な活用を図るものとする。

第2節 活動体制等の確立

道路災害防災関係機関は、大規模な道路事故の発生情報、被害情報等に基づき、各々必要な活動体制を速やかに確立する。

第1 活動体制の確立

(1) 道路管理者

道路管理者は、各自の防災計画等の定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(2) 県

ア 県は、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第1節に定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。

イ 知事は、大規模な道路災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

ウ 知事は、災害応急対策がおおむね完了した場合、または県の地域において道路災害のおそれが解消し、必要がなくなると認められる場合は、災害対策本部を廃止するものとする。

(3) 管轄市町および管轄消防本部

被災現場を管轄する市町および消防本部は、市町地域防災計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(4) その他

日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、必要に応じ、法令および防災業務計画または防災に関する計画に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部、道路管理者その他防災関係機関と協議の上、必要に応じて「事故災害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。

第3節 救援活動

道路災害防災関係機関は、道路災害発生による救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 緊急輸送活動および交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止または制限の措置を講じるものとする。

また、敦賀海上保安部は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、または禁止するものとする。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報するものとする。

(3) 通行の禁止・制限等および代替交通路の確保

道路管理者（道路管理員を含む。）および警察官は、道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合等必要な場合は、道路法第46条第1項および第2項ならびに道路交通法第6条第4項の規定に基づき、通行の禁止、制限等の措置をとるものとする。この場合、道路管理者は、交通を確保するために必要な措置をとるものとする。

第2 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部、敦賀海上保安部および道路管理者は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

イ 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

ウ 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターまたは警備艇（海上での救助の場合）を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、県等からの要請に基づき、陸上での救助活動で必要であると判断した場合は、管轄消防本部および警察本部の救助活動を支援するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

オ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ウ) 防災ヘリコプターの出動

(エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(ク) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第3 医療救護活動

県、警察本部、関係市町、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 県健康福祉センターおよび県立病院は、災害時医療に当たるものとする。

(ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。

(エ) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、(社)福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

(オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。

(カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 警察本部(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする(本節第1参照)。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする(本節第1参照)。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班(別表および別図参照)、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置およびトリアージ(傷病者の重症度による分類)を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第4 消火活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部、敦賀海上保安部および道路管理者は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

(2) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(3) 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(4) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(5) 県

県は、管轄市町および管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第5 危険物等の防除活動

管轄警察署、管轄消防本部および道路管理者は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカードまたは運搬車両の所属事務所から流出の種類、特性等に関する情報を入手することにより、関係機関と連携して危険物等の特性に応じた防除活動を実施するとともに、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行うものとする。

第6 道路施設および交通安全施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者

道路管理者は、迅速な障害物の除去、仮設道路の設置等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

(2) 警察本部

警察本部は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

第4節 広報活動

道路災害防災関係機関は、社会的混乱の防止および実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について相互に連絡をとりあい、情報交換に努める。

第1 被災者の家族等への情報の提供

道路災害防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 県民への情報の提供

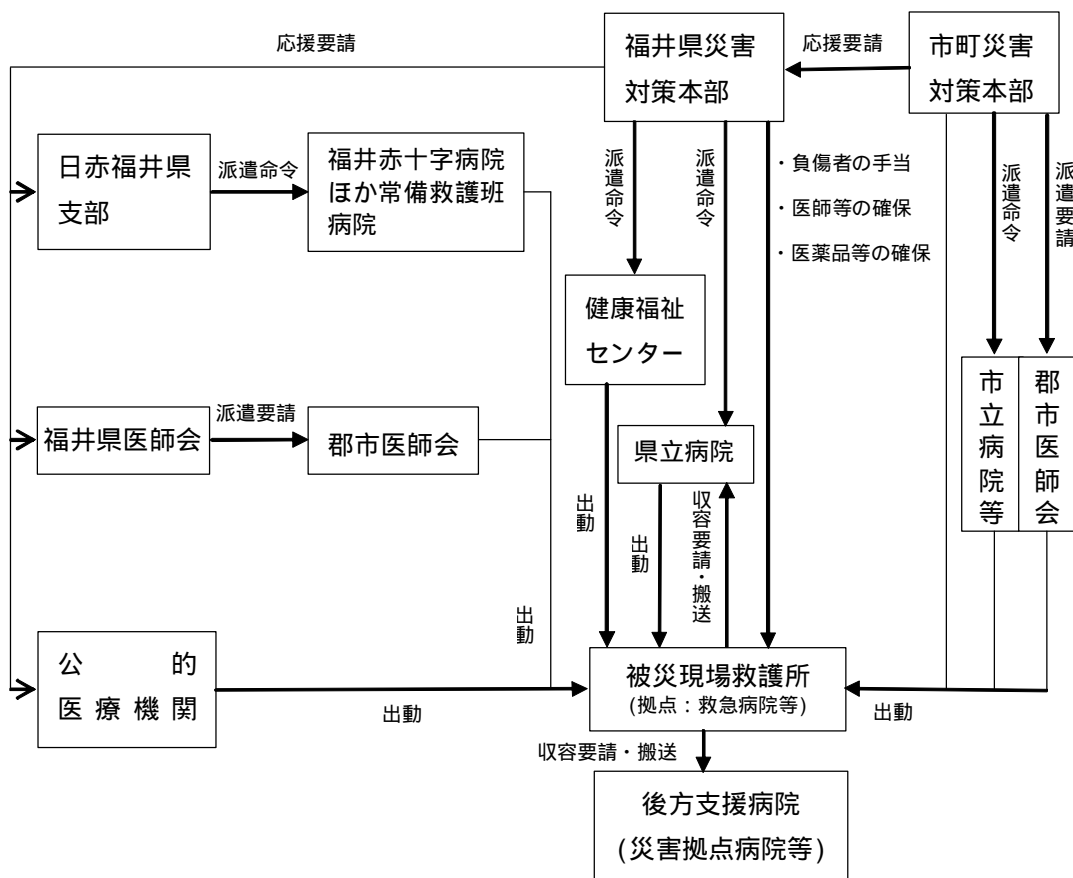
道路災害防災関係機関は、県民に対し、道路災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

別表（本章第3節第3(2)関係） 救護班の編成表（1日編成可能班数；60班）

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター（福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭）	8
	県立病院	5
公的医療機関		16
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	福井赤十字病院	6
	福井社会保険病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	社団法人福井県医師会	3
	合計	62

災害拠点病院

別図（本章第3節第3(2)関係） 医療救護活動体系図



第5章 災害復旧計画

第1節 災害復旧の方針

道路管理者は、事故災害に伴う施設の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画および人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設の復旧に努めるものとする。また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第2節 再発防止対策の実施

第1 緊急点検

道路管理者は、類似の災害の再発防止のため、必要に応じ道路施設の緊急点検を実施するものとする。また、警察本部は、必要に応じ交通安全施設の緊急点検を行うなどの措置を講ずるものとする。

第2 原因究明

道路管理者は、国土交通省と連携して、事故災害発生後その徹底的な原因究明のための事実の整理を、警察本部、消防本部等の協力を得て行うとともに、事故の再発を防止するため、必要に応じ専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。事故災害の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第 5 部 危険物等災害対策

第5部 危険物等災害対策

第1章 想定する危険物等災害

(1) 災害事象

ア 危険物（消防法第2条第1項に規定する危険物をいう。以下同じ。）の漏えい・流出、火災および爆発

イ 高圧ガス（高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガスをいう。以下同じ。）の漏えい・流出、火災および爆発

ウ 火薬類（火薬類取締法第2条に規定する火薬類をいう。以下同じ。）の火災および爆発

エ 毒物（毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物をいう。以下同じ。）および劇物（毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物をいう。以下同じ。）の飛散、漏えい、流出等

(2) 災害の発生場所

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物または劇物（以下「危険物等」という。）を取り扱う事業所およびその周辺

(3) 被災者等

ア 危険物等を取り扱う事業所

イ 事故地点周辺の住民等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

機 関 名	事務または業務
福井県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 危険物保安予防対策の推進 (2) 高圧ガス保安対策の推進 (3) 火薬類保安対策の推進 (4) 毒物および劇物保安対策の推進 (5) 危険物等の輸送保安対策の推進 (6) 情報の収集・連絡体制の強化 (7) 初動体制の充実 (8) ヘリコプター受援体制の充実強化 (9) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (10) 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (11) 情報の収集・連絡 (12) 活動体制等の確立 (13) 災害の拡大防止活動の実施 (14) 緊急輸送活動の支援・調整 (15) 救助・救急活動に係る応援要請等 (16) 医療救護活動の実施、応援要請等 (17) 消火活動に係る応援要請等 (18) 施設および設備の応急復旧 (19) 広報活動の実施 (20) 被災した公共施設の復旧 (21) 再発防止対策の実施
警察本部 (公安委員会)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集・連絡体制の強化 (2) 初動体制の充実 (3) 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4) 情報の収集・連絡、避難誘導等 (5) 活動体制等の確立 (6) 災害の拡大防止活動の実施 (7) 緊急輸送のための交通の確保 (8) 救助活動の実施 (9) 危険物等の防除等 (10) 広報活動の実施
市町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集・連絡体制の強化 (2) 初動体制の充実 (3) 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4) 情報の収集・連絡、避難誘導等 (5) 活動体制等の確立 (6) 災害の拡大防止活動の実施 (7) 医療救護活動の実施および調整 (8) 施設および設備の応急復旧 (9) 広報活動の実施 (10) 被災した公共施設の復旧

機 関 名		事務または業務
	消防本部	(1)危険物保安予防対策の推進 (2)火薬類保安対策の推進 (3)危険物等の輸送保安対策の推進 (4)情報の収集・連絡体制の強化 (5)初動体制の充実 (6)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (7)危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (8)情報の収集・連絡、避難誘導等 (9)活動体制等の確立 (10)災害の拡大防止活動の実施 (11)救助・救急活動の実施 (12)消火活動の実施 (13)危険物等の防除等 (14)広報活動の実施
指定 地 方 行 政 機 関	近畿経済産業局	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実
	原子力 安全・保安 院中部近畿産業保安 監督部近畿支部	(3)危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)広報活動の実施
	第八管区海上保安 本部 (敦賀海上保安部)	(1)危険物等の輸送保安対策の推進 (2)危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (3)緊急輸送のための交通の確保 (4)救助・救急活動の支援 (5)消火活動の実施
	自衛隊	(1)危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)部隊の災害派遣
指定 公 共 機 関 お よ び 指 定 地 方 公 共 機 関	日本赤十字社 (福井県支部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣命令等 (8)広報活動の実施
	(社)福井県医師会	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣要請等 (8)広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 危険物保安予防対策の推進

県および消防本部は、危険物による災害の発生および拡大を防止するため、法令の定めるところにより、保安教育および訓練の徹底、自主保安体制の強化、自衛消防組織の育成ならびに防火意識の普及啓発を図る。また、危険物等の貯蔵または取扱いを行う事業者（以下「事業者」という。）は、法令で定める技術上の基準等を遵守する。

第1 保安教育の実施

県および消防本部は、事業者および危険物取扱者等の有資格者に対し、保安管理能力の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施するものとする。また、事業者は、事業所内において研修会等の保安教育を積極的に実施するとともに、事業所内の危険物取扱者に県が実施する保安講習を積極的に受講させるものとする。

第2 自主保安体制の確立

- (1) 消防本部は、事業者に対し、予防規程の作成および遵守ならびに自衛消防組織等の育成指導を行い、自主保安体制の確立を促進するものとする。
- (2) 事業者は、隣接する事業者との相互応援体制の強化を図るものとする。

第3 保安指導の強化

- (1) 県は、事業者に対し、危険物の製造所、貯蔵所および取扱所（以下「危険物施設」という。）の位置、構造および設備について技術上の基準の維持管理に関する保安検査を定期的実施するものとする。
- (2) 県は、事業者に対し、立入検査を適時実施するものとする。
- (3) 県は、事業者に対し、非常時にとるべき措置に関する指導を行うものとする。
- (4) 県は、事業者に対し、危険物施設に対する地震、津波等の影響を遮断するための安全装置の設置等に関する指導を行うものとする。
- (5) 県は、事業者に対し、危険物取扱者の保安講習の受講の徹底についての指導を行うものとする。

第4 化学消防力の整備

- (1) 消防本部は、化学消防自動車、化学消火薬剤等の整備を図るものとする。
- (2) 事業者は、危険物による災害の拡大を防止するため、必要な資機材、化学消火薬剤等の整備および備蓄を推進するとともに、災害時の体制の整備を図るものとする。

第2節 高圧ガス保安対策の推進

県は、高圧ガスによる災害の発生および拡大を防止するため、法令の定めるところにより、自主保安体制の確立、保安指導の強化および保安意識の高揚を図る。また、事業者は、法令で定める技術上の基準等を遵守する。

第1 自主保安体制の確立

- (1) 県は、事業者に対し、危害予防規程および保安教育計画の作成ならびに実施および事業者が行う定期自主検査の徹底を指導し、自主保安体制の確立を促進するものとする。
- (2) 事業者は、有資格者の製造保安責任者、販売主任者および液化石油ガス設備士を養成し、保安管理組織の整備により事業所内における責任体制の確立を図るものとする。
- (3) 事業者は、福井県高圧ガス地域防災協議会等を通して事故等に対する相互応援体制の強化を図るものとする。

第2 保安指導の強化

- (1) 県は、事業者に対し、技術上の基準の維持管理に関する保安検査を定期的実施するものとする。
- (2) 県は、事業者に対し、立入検査を適時実施するものとする。
- (3) 県は、事業者に対し、非常時にとるべき措置に関する指導を行うものとする。
- (4) 県は、保安係員、業務主任者、液化石油ガス設備士等に対し、高圧ガス保安協会等が実施する講習の受講の徹底について指導を行うものとする。

第3 保安意識の高揚

- (1) 県は、保安係員、業務主任者、液化石油ガス設備士等に対し、高圧ガス保安協会等が実施する講習会を通して関係法令および技術上の基準を周知徹底するものとする。
- (2) 県および事業者は、一般消費者が消火設備の管理、点検等の自主的な保安に取り組むよう指導することにより、保安意識の高揚を促進するものとする。

第3節 火薬類保安対策の推進

県および消防本部は、火薬類による災害の発生および拡大を防止するため、法令の定めるところにより、自主保安体制の確立、保安指導の強化および保安意識の高揚を図る。また、事業者は、法令で定める技術上の基準等を遵守する。

第1 自主保安体制の確立

- (1) 県は、事業者に対し、保安教育計画の作成および実施を指導するものとする。

- (2) 県は、事業者に対し、火薬庫の定期自主検査計画の作成および実施を指導するものとする。
- (3) 事業者は、有資格者の火薬類取扱保安責任者を養成し、保安管理組織の整備により事業所内における責任体制の確立を図るものとする。

第2 保安指導の強化

- (1) 県は、事業者に対し、技術上の基準の維持管理に関する保安検査を定期的実施するものとする。
- (2) 県は、事業者に対し、立入検査を適時実施するものとする。
- (3) 県は、警察本部と緊密に連携し、火薬類の盗難防止を図るものとする。
- (4) 県は、福井県火薬類保安協会と合同で巡回指導を行い、火薬類の事故防止を図るものとする。
- (5) 県は、事業者に対し、非常時にとるべき措置に関する指導を行うものとする。

第3 保安意識の高揚

- (1) 県は、火薬類取扱保安責任者に対し、福井県火薬類保安協会が実施する講習会を通して関係法令および技術上の基準を周知徹底するものとする。
- (2) 県は、(社)日本煙火協会が主催する玩具煙火の安全消費運動等を通して、一般消費者に正しい使用方法を周知徹底するものとする。

第4節 毒物および劇物保安対策の推進

県は、毒物および劇物による災害の発生および拡大を防止するため、法令の定めるところにより、自主保安体制の確立および保安指導の強化を図る。また、事業者は、法令で定める技術上の基準等を遵守する。

第1 自主保安体制の確立

- (1) 県は、事業者に対し、危害防止規程の作成および実施を指導するものとする。
- (2) 県は、事業者に対し、毒物および劇物の管理体制の確立、自主保安体制の確立、事故の際の措置等について指導するものとする。

第2 保安指導の強化

- (1) 県は、事業者に対し、立入検査を適時実施するものとする。
- (2) 県は、立入検査の際に施設および設備の定期自主点検および従業員等に対する定期的な保安教育の実施状況等について確認するとともに、必要な指導を行うものとする。

第5節 危険物等の輸送保安対策の推進

第1 危険物等積載車両等の保安予防

- (1) 県および消防本部は、輸送車両の立入検査を適宜実施するものとする。
- (2) 敦賀海上保安部は、危険物を積載した船舶に対し、巡視船艇による巡視警戒を実施するとともに、特に主要港においては立入検査を実施するものとする。
- (3) 危険物を積載した船舶、航空機、鉄道等の保安防災対策については、各関係法令に基づき災害を防止し、安全確保を図るための措置を講ずるものとする。

第2 事業者の措置

事業者は、あらかじめ次の措置を講じて輸送時における災害発生の防止を図るものとする。

- (1) 積降作業の監視体制および輸送過程における安全装置の整備
- (2) 輸送経路を管轄する消防本部をはじめとする関係機関との連携強化および災害発生時における応急対策計画の作成
- (3) イエローカードの携行の徹底
- (4) 危険物等の輸送に従事する者に対する防災知識の普及および応急対策訓練の実施

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

県、警察本部、市町、消防本部、近畿経済産業局、原子力安全・保安院中部近畿産業保安監督部近畿支部、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会(以下第5部において「危険物等災害防災関係機関」という。)は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(2) 情報の連絡様式の標準化

県、警察本部、市町、消防本部、近畿経済産業局および原子力安全・保安院中部産業保安監督部近畿支部は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡

危険物等災害防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備(夜間・休日分を含む。)および情報の収集・連絡訓練の実施に努める。

第2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

危険物等災害防災関係機関は、収集した情報および連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 動員・参集体制の充実

危険物等災害防災関係機関は、夜間または休日においても迅速・的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、動員・参集訓練の実施など動員・参集体制の充実に努めるものとする。

(3) 活動マニュアルおよび活動資料の整備

危険物等災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、本計画第4章「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料の整備に努めるものとする。

第3 ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努めるものとする。

第4 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県、消防本部、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会は、発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努めるものとする。

第5 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施等

県、消防本部および事業者は、危険物等災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。また、その他の防災関係機関は、当該防災訓練に積極的に参加または協力するものとする。

第4章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

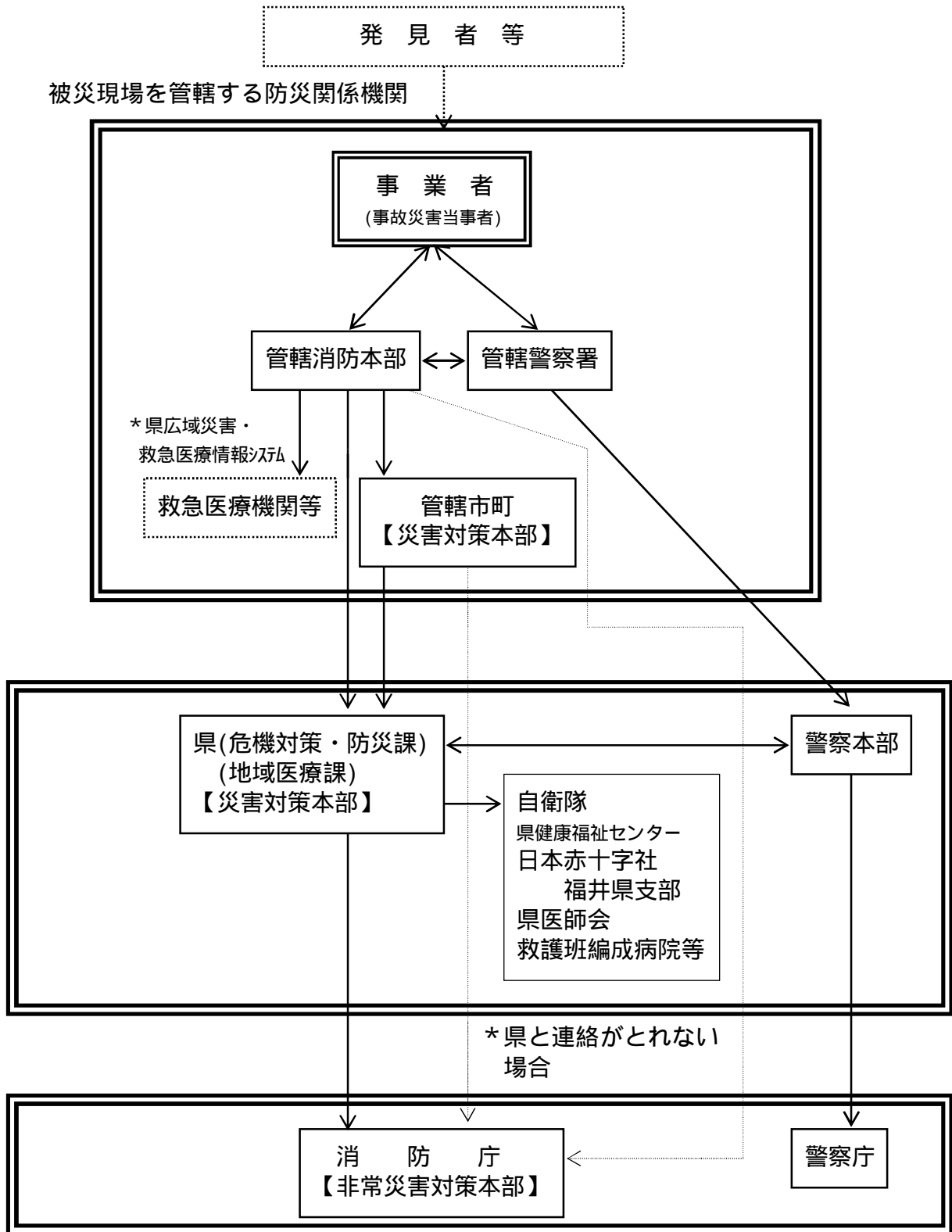
危険物等災害防災関係機関は、適切な災害応急対策を実施するため、大規模な危険物等事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握し、共有する。また、事故現場付近において避難誘導等を適切に行う。

第1 情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は次のとおりとする。

(1) 危険物

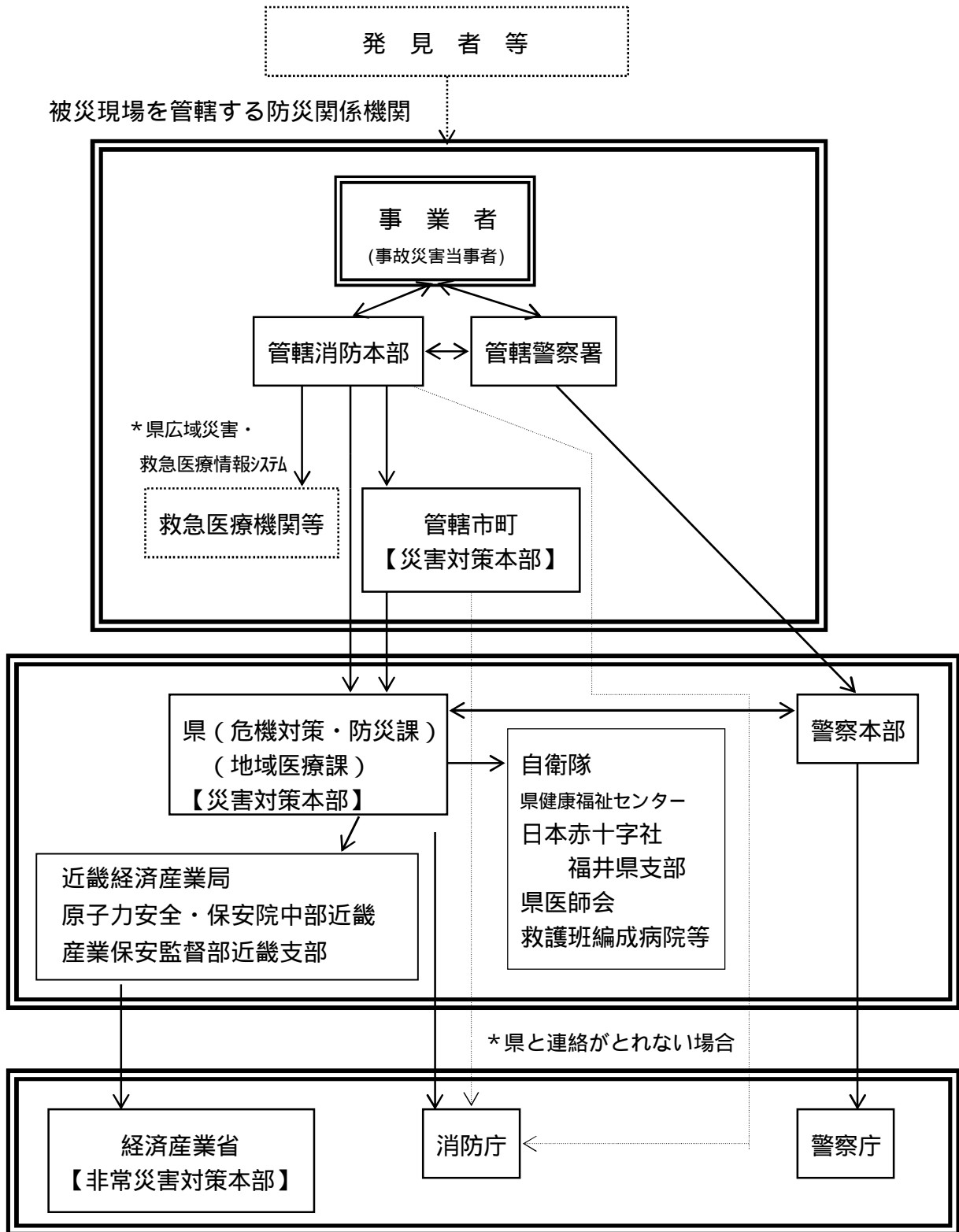
情報収集・連絡系統図（危険物等災害）1



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

(2) 高圧ガス

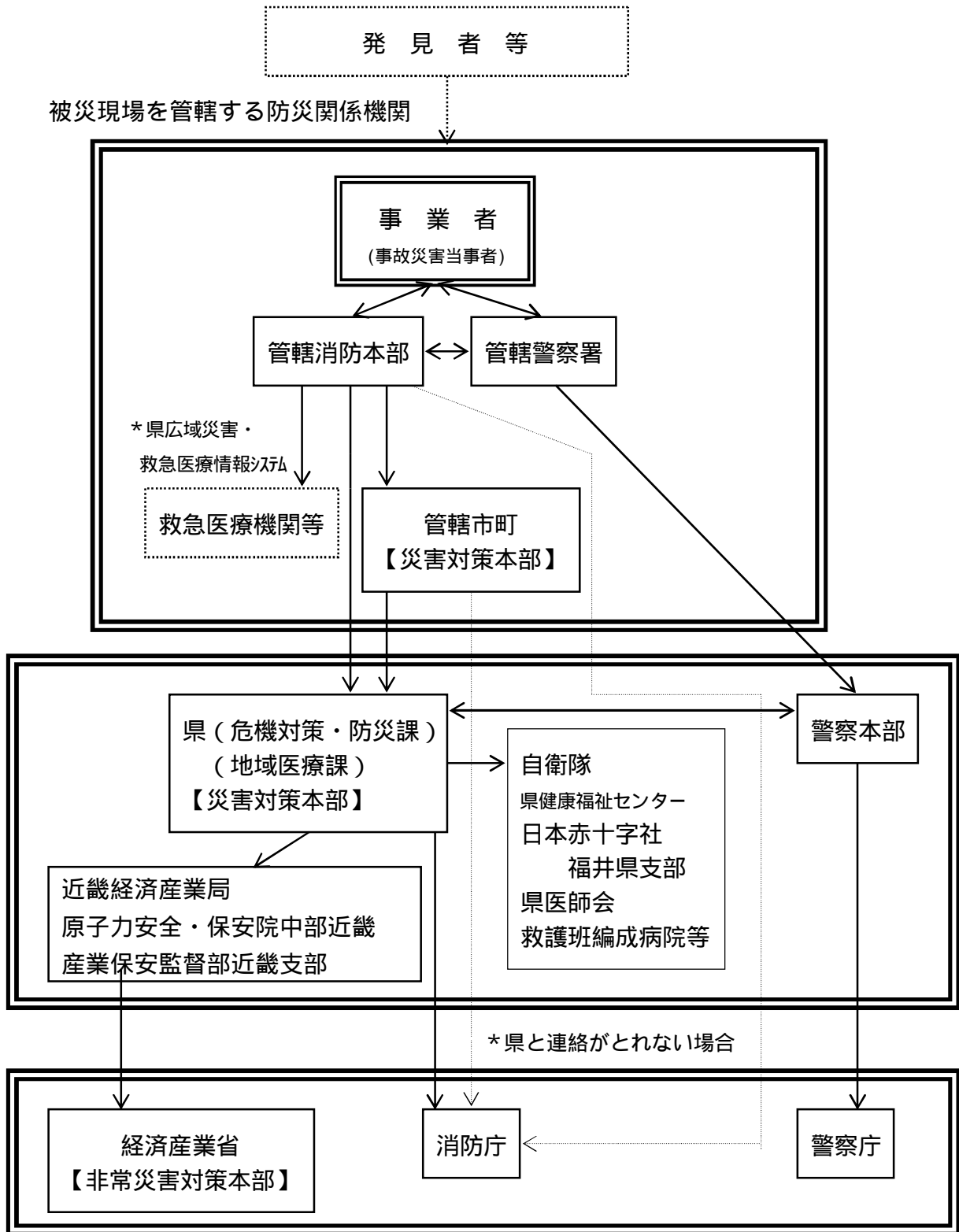
情報収集・連絡系統図（危険物等災害）2



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

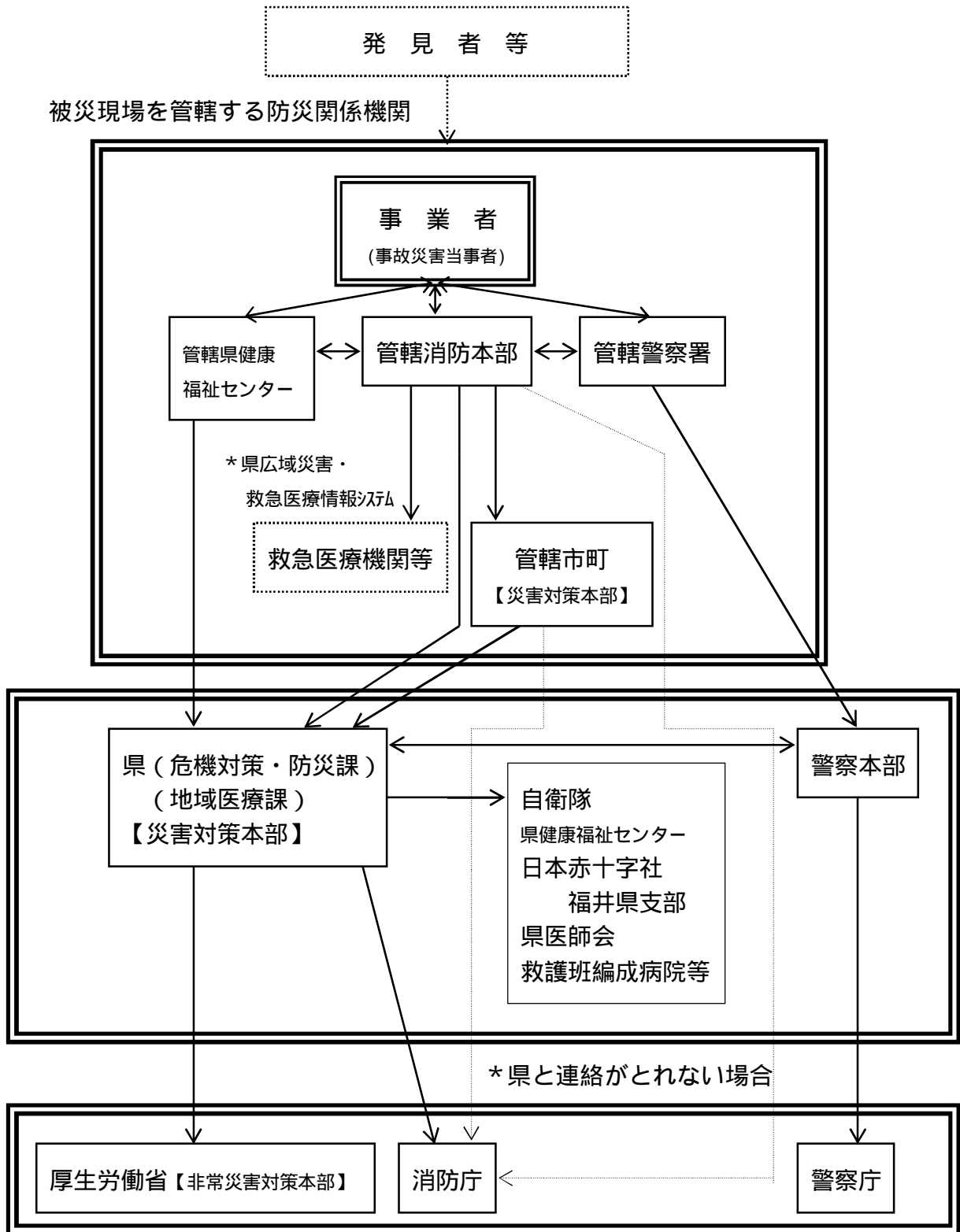
(3) 火薬類

情報収集・連絡系統図（危険物等災害）3



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

(4) 毒物および劇物
 情報収集・連絡系統図（危険物等災害）4



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2 被害情報等の収集・連絡、避難誘導等

危険物等災害防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関に連絡し、共有するものとする。

(1) 事業者

事業者は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次県、消防本部、警察署等に連絡するものとする。

(2) 市町、消防本部等

市町、消防本部、警察署等は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県および警察本部に連絡するものとする。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(3) 県および警察本部

県および警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集するものとし、その際には、画像情報の積極的な活用を図るものとする。

第2節 活動体制等の確立

危険物等災害防災関係機関は、大規模な危険物等事故の発生情報、被害情報等に基づき、各々必要な活動体制を速やかに確立する。

第1 活動体制の確立

(1) 事業者

事業者は、各自の防災計画等の定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(2) 県

ア 県は、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第1節に定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。

イ 知事は、大規模な危険物等災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

ウ 知事は、災害応急対策がおおむね完了した場合、または県の地域において危険物等災害のおそれが解消し、必要がなくなったと認められる場合は、災害対策本部を廃止するものとする。

(3) 管轄市町および管轄消防本部

被災現場を管轄する市町および消防本部は、市町地域防災計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(4) その他

近畿経済産業局、原子力安全・保安院中部近畿産業保安監督部近畿支部、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会は、必要に応じ、法令および防災業務計画または防災に関する計画に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部その他防災関係機関と協議の上、必要に応じて「事故災害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。

第3節 救援活動

危険物等災害防災関係機関は、危険物等災害発生による救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等災害発生時に的確な応急点検、応急措置等を講じるものとする。

県、警察本部、管轄市町および管轄消防本部は、危険物等災害時に危険物等の流出および拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等適切な応急対策を実施するものとする。

第2 緊急輸送活動および交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止または制限の措置を講じるものとする。

また、敦賀海上保安部は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、または禁止するものとする。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報するものとする。

第3 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターまたは警備艇（海上での救助の場合）を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通管制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第2参照）。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、県等からの要請に基づき、陸上での救助活動で必要であると判断した場合は、管轄消防本部および警察本部の救助活動を支援するものとする。

また、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第2参照）。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第2参照）。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第2参照）。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ウ) 防災ヘリコプターの出動

(エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(ク) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第4 医療救護活動

県、警察本部、関係市町、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

- (イ) 県健康福祉センターおよび県立病院は、災害時医療に当たるものとする。
- (ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。
- (エ) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、(社)福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- (オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。
- (カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 警察本部(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする(本節第2参照)。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする(本節第2参照)。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班(別表および別図参照)、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置およびトリアージ(傷病者の重症度による分類)を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第5 消火活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(2) 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第2参照）。

(3) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、海上で消火活動を行う必要がある場合、巡視船艇、航空機等を出動させ消火活動を実施し、必要な場合は、防災関係機関の応援を求めるものとする。

また、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第2参照）。

(4) 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第6 危険物等の防除活動

管轄警察署および消防本部は、事業者から流出物の種類、特性等に関する情報を入手することにより、関係機関と連携して危険物等の特性に応じた防除活動を実施するとともに、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行うものとする。

第7 施設および設備の応急復旧

県および市町等は、専門技術をもつ人材等を活用して、施設および設備の緊急点検を行うとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第4節 広報活動

事業者および危険物等災害防災関係機関は、社会的混乱の防止および実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について相互に連絡をとりあい、情報交換に努める。

第1 被災者への情報の提供

事業者および危険物等災害防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、安否情報、医療機関の情報応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 県民への情報の提供

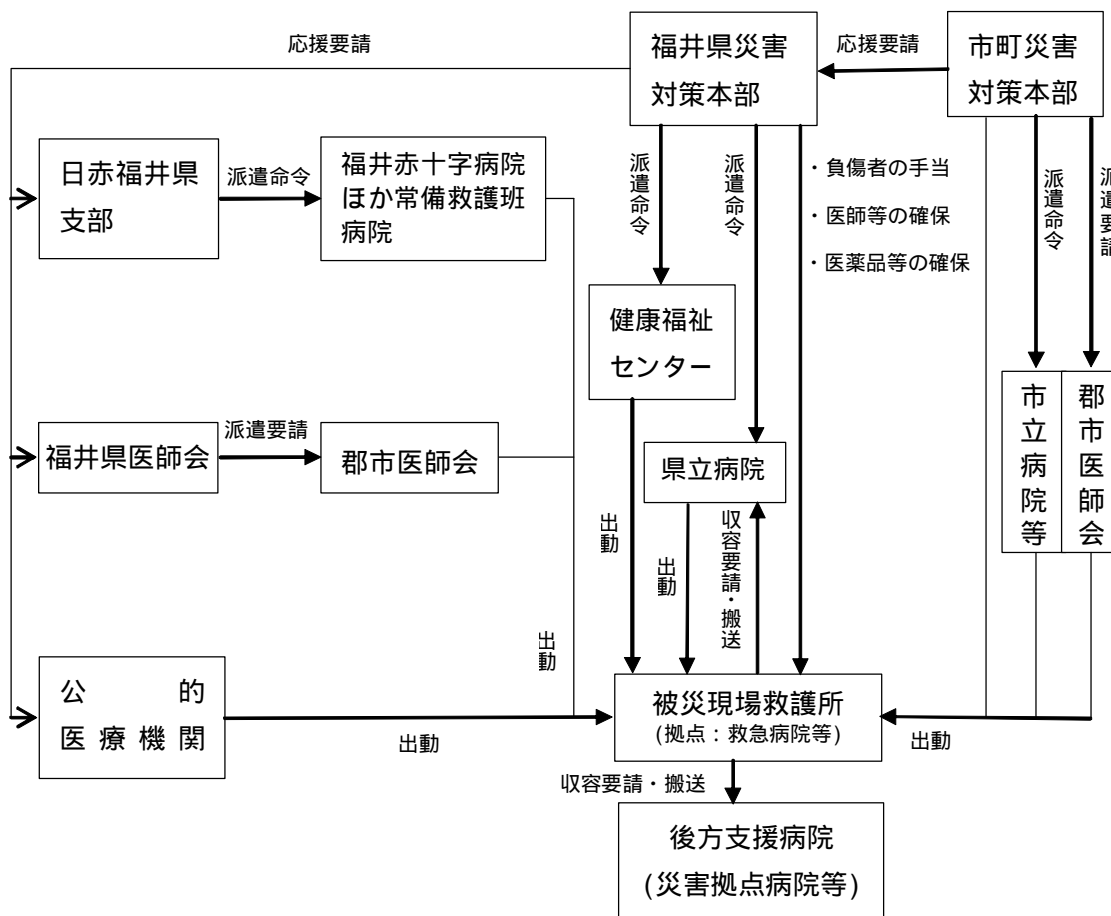
事業者および危険物等災害防災関係機関は、県民に対し、危険物等災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

別表（本章第3節第4(2)関係） 救護班の編成表（1日編成可能班数；60班）

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター（福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭）	8
	県立病院	5
公的医療機関		16
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	福井赤十字病院	6
	福井社会保険病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	社団法人福井県医師会	33
	合計	62

災害拠点病院

別図（本章第3節第4(2)関係） 医療救護活動体系図



第5章 災害復旧計画

第1節 災害復旧の方針

県および市町等は、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画および人材の応援等に関する計画を活用し、環境に配慮しつつ、被災した公共施設の迅速かつ円滑な復旧に努めるものとする。また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第2節 再発防止対策の実施

県および事業者は、指定地方行政機関と連携し、警察本部、消防本部等の協力を得て、事故災害発生後その徹底的な原因究明に努め、その結果を踏まえ、危険物等関係施設の安全性の向上を図ることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第6部 大規模な火事災害対策

第6部 大規模な火事災害対策

第1章 想定する大規模な火事災害

- (1) 災害の発生場所
 - ア 住宅密集地
 - イ 高層建築物
 - ウ 特殊建築物
- (2) 被災者等
 - ア 火災発生場所
 - イ 火災発生場所周辺の住民等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

機 関 名	事務または業務
福井県	(1)火災に強いまちづくりの推進 (2)防災空間の整備 (3)出火予防対策の推進 (4)延焼予防対策の推進 (5)情報の収集・連絡体制の強化 (6)初動体制の充実 (7)ヘリコプター受援体制の充実強化 (7)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (8)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (9)情報の収集・連絡 (10)活動体制等の確立 (11)緊急輸送活動の支援および調整 (12)救助・救急活動に係る応援要請等 (13)医療救護活動の実施、応援要請等 (14)消火活動に係る応援要請等 (15)施設および設備の応急復旧
警察本部 (公安委員会)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡、避難誘導等 (5)活動体制等の確立 (6)緊急輸送のための交通の確保 (7)救助活動の実施 (8)広報活動の実施
市町	(1)火災に強いまちづくりの推進 (2)防災空間の整備 (3)出火予防対策の推進 (4)延焼予防対策の推進 (5)情報の収集・連絡体制の強化 (6)初動体制の充実 (7)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (8)情報の収集・連絡、避難誘導等 (9)活動体制等の確立 (10)医療救護活動の実施および調整 (11)施設および設備の応急復旧 (12)広報活動の実施

機 関 名		事務または業務
	消防本部	(1)出火予防対策の推進 (2)延焼予防対策の推進 (3)情報の収集・連絡体制の強化 (4)初動体制の充実 (5)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (6)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (7)情報の収集・連絡、避難誘導等 (8)活動体制等の確立 (9)救助・救急活動の実施 (10)消火活動の実施 (11)広報活動の実施
指定 地 方 行 政 機 関	東京管区气象台 (福井地方气象台)	(1)火災気象通報の実施
	第八管区海上保安本部 (敦賀海上保安部)	(1)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)緊急輸送のための交通の確保
自衛隊		(1)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)部隊の災害派遣
指定 公 共 機 関 お よ び 指 定 地 方 公 共 機 関	日本赤十字社 (福井県支部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣命令等 (8)広報活動の実施
	(社)福井県医師会	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣要請等 (8)広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 火災に強いまちづくりの推進

県および市町は、市街地再開発事業や地区計画などを活用し、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業の実施により災害に強い安全で快適なまちづくりを推進するものとする。

(1) 市街地再開発の推進

県および市町は、低層の木造住宅が密集した市街地において、細分化された宅地の統合、耐火建築物の建築および公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を総合的に行い、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努めるため、市街地再開発事業を推進するとともに、地区住民に対する指導および助言を積極的に行うものとする。

(2) 土地区画整理事業の推進

県および市町は、幹線街路、区画街路や公園緑地等公共空地の適正な配置および防災に配慮した街区規模による宅地造成など、災害に強いまちづくりのため土地区画整理事業を推進するものとする。

第2節 防災空間の整備

第1 都市公園の整備

県および市町は、災害時に避難場所または防災帯としての機能を有する都市公園の整備を推進するものとする。

第2 都市緑地等の整備

県および市町は、緩衝、避難等の用に供する都市緑地および街路樹の整備を推進するものとする。

第3 道路の整備

- (1) 県および市町は、広域的な防災体制および地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を行うものとする。
- (2) 県および市町は、幹線道路については、災害時における緊急物資輸送ルート、避難ルート等としての機能を考慮し整備するものとする。
- (3) 県および市町は、幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な避難を考慮し整備するものとする。

第4 河川空間の整備

県および市町は、河川敷にヘリポート、緊急用道路、船着場等を整備し、防災空間としての活用を図るものとする。

第5 港湾空間の整備

国、県および市町は、港湾背後市街地内での避難場所と連携して、港湾区域内に避難緑地等を整備し、防災空間としての活用を図るものとする。

第3節 出火予防対策の推進

第1 一般家庭に対する指導

- (1) 県、市町および消防本部は、防火意識の普及啓発に努める。
- (2) 消防本部は、一般家庭に対し、火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、火災の防止と消火の徹底を図る。

第2 立入検査の強化

消防本部は、消防法第4条の規定に基づく立入検査を、消防対象物の用途、地域の特性等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化するものとする。

第3 防火管理者制度の推進

消防本部は、消防法第8条第1項の規定に基づき、多人数を収容する防火対象物の管理者等に対し、防火管理者を定め、消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備等の点検、火気使用の監督、避難用設備等の維持管理および収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせるよう指導するものとする。

第4 消防設備保守体制の充実

- (1) 消防本部は、防火管理者に対し、消防用設備等の適正な整備を指導するものとする。
- (2) 県は、消防設備士講習を定期的に行い、消防設備士に対し、その受講を徹底するものとする。

第5 火災警報の発令および周知徹底

(1) 火災気象通報

福井地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき、その状況を直ちに知事に通報するものとする。通報を受けた知事は、同法同条第2項の規定に基づき県防災行政無線等を通じて直ちにこれを市町長に通報するものとする。

(2) 火災気象通報基準

福井地方気象台長は、全県または嶺北・嶺南を分割して、当日の気象状況が次のいずれかの条件を満たしたとき、知事に対し火災気象通報を行うものとする。

ア 実効湿度が65%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき

イ 平均風速12m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき

(3) 火災警報の発令

市町長は、火災気象通報を受けたときまたは気象の状況を火災の予防上危険であると認めるときには、消防法第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発し、住民等に対する周知等必要な措置を講ずるものとする。

第4節 延焼予防対策の推進

第1 消防力の強化

(1) 消防計画に基づく消防活動体制の整備

消防本部は、初動および活動体制を確保するため、防災活動の拠点となる消防庁舎等の整備ならびに消防機動力、消防緊急情報システムおよび個人装備等の整備を早急に進めるものとする。

(2) 避難場所・避難路周辺等の安全確保

消防本部は、避難場所、避難路等周辺の安全確保および初期消火体制を確保するため、計画的に防火水槽、可搬式動力ポンプ等を配備し、地域住民の安全確保を図るものとする。

(3) 消防団活動体制の整備強化

消防本部は、地域住民に対する地域の消防防災活動の担い手である消防団の加入促進および消防団の活性化を推進するとともに、災害が発生した場合における地域の初動体制の確立のため、消防団の機動力の強化、各種装備品の充実や消防団拠点施設の整備を図るものとする。

(4) 防火水槽等消防水利の整備

ア 消防本部は、消防水利の不足地域および消防活動が比較的困難な地域を重点に、消防水利を整備し、消防活動体制の整備強化を図るものとする。

イ 消防本部は、消防水利の整備に当たっては、消火栓のみに偏ることなく、多様な水利施設の整備を図るものとする。

ウ 消防本部は、地下水（融雪用地下水等）、河川、池、水路等の自然水利の効果な利用方法について、各施設管理者と調整を行い、効果的な消防水利の整備確保を図るものとする。

(5) 消防応援体制の整備

消防本部および市町は、単独では対処不可能な火災が発生した場合に備えて、「福井県広域消防相互応援協定」および「大規模災害消防応援実施計画」に基づく応援体制および受入体制の整備を図るものとする。

第2 建築物の不燃化

(1) 防火地域、準防火地域等の指定

県および市町は、容積率 400%以上の商業地域において防火地域の指定を推進するとともに、建ぺい率の上限が80%の商業地域および近隣商業地域において準防火地域の指定を推進し、市街地の延焼防止を図るものとする。

(2) 公営住宅の不燃化推進

県および市町は、既存の公営住宅の不燃化を、建て替えにより推進するものとする。併せて、団地内に公園、緑地、通路等を確保することにより、火災に強い公営住宅づくりを推進するものとする。

(3) 建築基準法の遵守

ア 県および市町は、木造の建築物について、屋根の不燃措置、外壁の延焼防止措置等建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

イ 県および市町は、不特定多数の人の用に供する火災荷重の大きい建築物、火災発生危険度の大きい建築物および危険物の貯蔵または処理の用に供する建築物について耐火建築物または準耐火建築物とするなど、建築物の不燃および耐火化について、建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

ウ 県および市町は、不特定多数の人の用に供する特殊建築物、3階以上の建築物、延べ面積が1000m²を越える建築物、無窓建築物、火気使用室等は、その壁および天井の仕上げについて、不燃材料等を使用するよう建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

県、警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会(以下第6部において「火事災害防災関係機関」という。)は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(2) 情報の連絡様式の標準化

県、警察本部、市町および消防本部は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡

火事災害防災関係機関は、情報が確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備(夜間・休日分を含む。)および情報の収集・連絡訓練の実施に努めるものとする。

第2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

火事災害防災関係機関は、収集した情報および連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 動員・参集体制の充実

火事災害防災関係機関は、夜間または休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、動員・参集訓練の実施など動員・参集体制の充実に努めるものとする。

(3) 活動マニュアルおよび活動資料の整備

火事災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、第4章「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料の整備に努めるものとする。

第3 ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努めるものとする。

第4 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県、消防本部、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会は、発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努めるものとする。

第5 大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練の実施等

県、市町および消防本部は、大規模な火事災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。また、その他の防災関係機関は、当該防災訓練に積極的に参加または協力するものとする。

第4章 災害応急対策計画

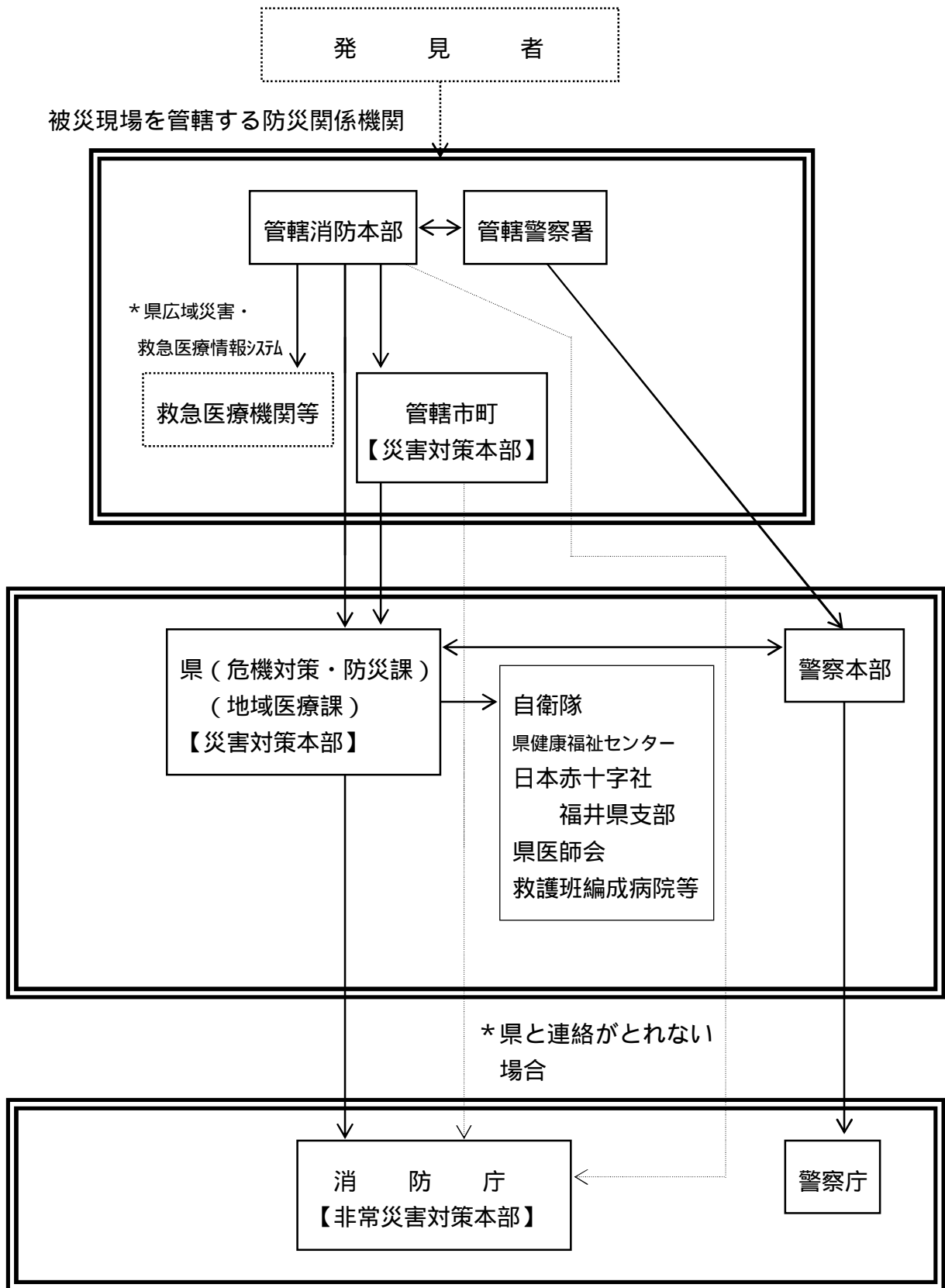
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

火事災害防災関係機関は、適切な災害応急対策を実施するため、大規模な火事災害の発生情報、被害情報等を迅速に把握し、共有する。また、火災現場付近において避難誘導等を適切に行う。

第1 情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（大規模な火事災害）



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2 被害情報等の収集・連絡、避難誘導等

火事災害防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関に連絡し、共有するものとする。

(1) 消防本部

消防本部は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次市町、警察署および県に連絡するものとする。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導、警戒区域の設定等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(2) 市町および警察署

市町および警察署は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県および警察本部に連絡するものとする。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導、警戒区域の設定等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(3) 県および警察本部

県および警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集するものとし、その際には、画像情報の積極的な活用を図るものとする。

第2節 活動体制等の確立

火事災害防災関係機関は、大規模な火事災害の発生情報、被害情報等に基づき、各々必要な活動体制を速やかに確立する。

第1 活動体制の確立

(1) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防計画等の定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(2) 県

ア 県は、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第1節に定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。

イ 知事は、火事災害により大規模な被害が発生し、または発生のおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

ウ 知事は、災害応急対策がおおむね完了した場合、または県の地域において大規模な被害の発生のおそれが解消し、必要がなくなったと認められる場合には、災害対策本部を廃止するものとする。

(3) 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、市町地域防災計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(4) その他

日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会は、必要に応じ、法令および防災業務計画または防災に関する計画に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部その他防災関係機関と協議の上、必要に応じて「事故災害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。

第3節 救援活動

火事災害防災関係機関は、大規模な火事災害発生による救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 緊急輸送活動および交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、公安委員会は、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止または制限の措置を講じるものとする。

また、敦賀海上保安部は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、または禁止するものとする。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報するものとする。

第2 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターまたは警備艇（海上での救助の場合）を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な救助活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に救急活動を実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ウ) 防災ヘリコプターの出動

(エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(ク) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第3 医療救護活動

県、警察本部、関係市町、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 県健康福祉センターおよび県立病院は、災害時医療に当たるものとする。

(ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。

(I) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、(社)福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

(オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。

(カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 警察本部(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする(本節第1参照)。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする(本節第1参照)。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班(別表および別図参照)、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置およびトリアージ(傷病者の重症度による分類)を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第4 消火活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、相互に連携して迅速かつ的確に消火活動を実施するものとする。

(1) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(2) 警察本部(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする(本節第1参照)。

(3) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（第1参照）。

(4) 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第5 施設および設備の応急復旧

県、市町等は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設および設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフラインおよび公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第4節 広報活動

火事災害防災関係機関は、社会的混乱の防止および実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について相互に連絡をとりあい、情報交換に努めるものとする。

第1 被災者の家族等への情報の提供

火事災害防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 県民への情報の提供

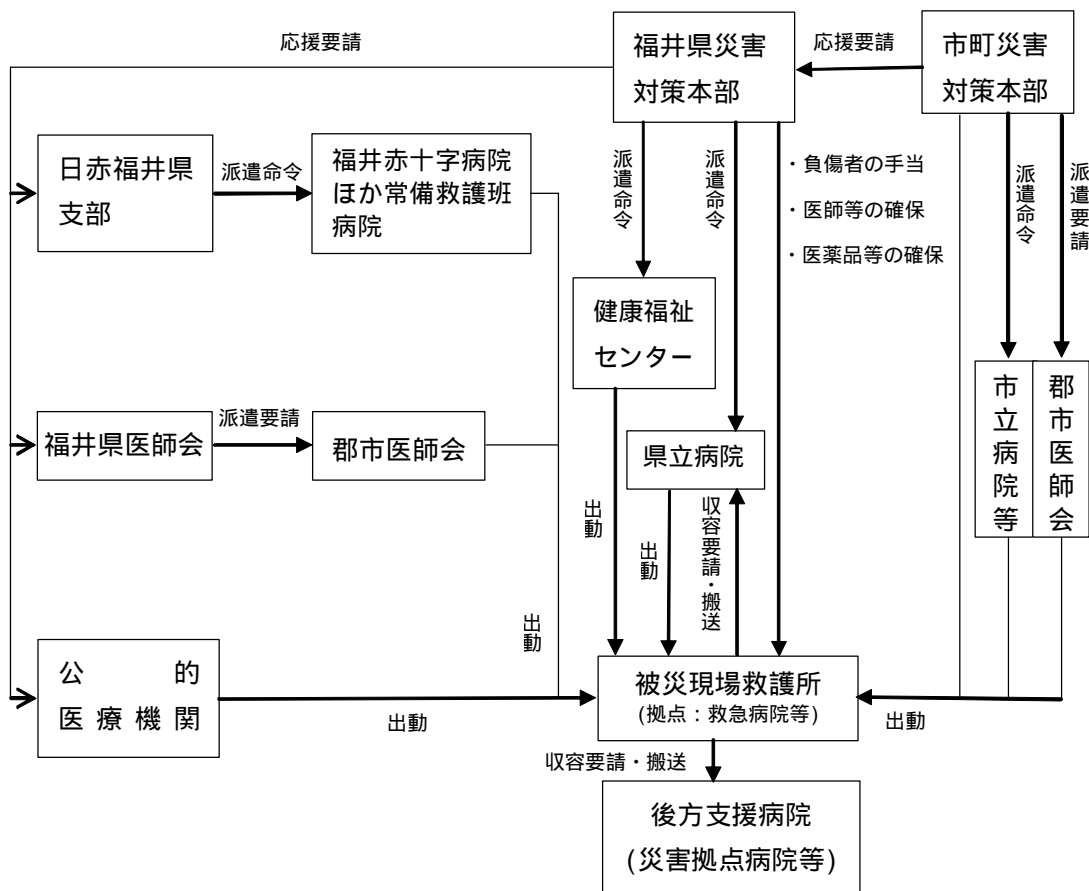
火事災害防災関係機関は、県民に対し、大規模な火事災害の状況、安否情報などニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

別表（本章第3節第3(2)関係） 救護班の編成表（1日編成可能班数；60班）

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター（福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭）	8
	県立病院	5
公的医療機関		16
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	福井赤十字病院	6
	福井社会保険病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	社団法人福井県医師会	3
	合計	62

災害拠点病院

別図（本章第3節第3(2)関係） 医療救護活動体系図



第5章 災害復旧・復興計画

大規模な火事災害後の復旧および復興については、「福井県地域防災計画（本編）」第4章に準拠するものとする。

第7部 林野火災対策

第7部 林野火災対策

第1章 想定する林野火災

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災

第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

機 関 名	事務および業務
福井県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防火思想の普及 (2) 監視体制の強化 (3) 予防施設および林野火災対策用資機材の整備 (4) 情報の収集・連絡体制の強化 (5) 初動体制の充実 (6) ヘリコプター受援体制の充実強化 (7) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (8) 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施 (9) 情報の収集・連絡 (10) 活動体制等の確立 (11) 緊急輸送活動の支援および調整 (12) 救助・救急活動に係る応援要請等 (13) 医療救護活動の実施、応援要請等 (14) 消火活動に係る応援要請等 (15) 二次災害の防止 (16) 広報活動の実施 (17) 被災施設の復旧等
警察本部 (公安委員会)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集・連絡体制の強化 (2) 初動体制の充実 (3) 林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4) 情報の収集・連絡、避難誘導等 (5) 活動体制等の確立 (6) 緊急輸送のための交通の確保 (7) 救助活動の実施 (8) 広報活動の実施
市町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防火思想の普及 (2) 監視体制の強化 (3) 予防施設および林野火災対策用資機材の整備 (4) 消防体制の整備 (5) 情報の収集・連絡体制の強化 (6) 初動体制の充実 (7) 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施 (8) 情報の収集・連絡、避難誘導等 (9) 活動体制等の確立 (10) 医療救護活動の実施および調整 (11) 二次災害の防止 (12) 広報活動の実施 (13) 被災施設の復旧等

機 関 名		事務および業務
	消防本部	(1)防火思想の普及 (2)監視体制の強化 (3)予防施設および林野火災対策用資機材の整備 (4)消防体制の整備 (5)情報の収集・連絡体制の強化 (6)初動体制の充実 (7)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (8)林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施 (9)情報の収集・連絡、避難誘導等 (10)活動体制等の確立 (11)救助・救急活動の実施 (12)消火活動の実施 (13)広報活動の実施
指定 地 方 行 政 機 関	近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	(1)防火思想の普及 (2)監視体制の強化 (3)予防施設および林野火災対策用資機材の整備 (4)情報の収集・連絡体制の強化 (5)初動体制の充実 (6)林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施 (7)情報の収集・連絡、避難誘導 (8)活動体制等の確立 (9)二次災害の防止 (10)広報活動の実施 (11)被災施設の復旧等
	東京管区气象台 (福井地方气象台)	(1)火災気象通報の実施
自衛隊		(1)林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)部隊の災害派遣

機 関 名		事務および業務
指定 公 共 機 関 お よ び 指 定 地 方 公 共 機 関	日本赤十字社 (福井県支部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣命令等 (8)広報活動の実施
	(社)福井県医師 会	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣要請等 (8)広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 防火意識の普及啓発

県、市町、消防本部および福井森林管理署は、森林組合等の協力を得て、火災多発期に、地域住民、森林労務従事者、林野工事従事者その他の入山者等（以下「入山者等」という。）に対し、パンフレットの配布、ポスターおよび標識の掲示等により、林野火災予防意識の普及啓発を図るものとする。

また、県および林野火災の発生または拡大の危険性の高い地域内の市町は、当該地域において、地域の特性に配慮しつつ、当該市町による林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

第2節 監視体制の強化

県、市町、消防本部および福井森林管理署は、乾燥注意報、強風注意報等が発表された時など林野火災の発生のおそれがあるときは、巡視および監視を強化し、入山者等に対し、一層の防火意識を喚起し、火気取扱い上の指導を行って火災の発生を防止するものとする。

(1) 火災警報の発令および周知徹底

ア 火災気象通報

福井地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき、その状況を直ちに知事に通報するものとする。通報を受けた知事は、同法同条第2項の規定に基づき県防災行政無線等を通じて直ちにこれを市町長に通報するものとする。

イ 火災気象通報基準

福井地方気象台長は、全県または嶺北・嶺南を分割して、当日の気象状況が次のいずれかの条件を満たしたとき、知事に対し火災気象通報を行うものとする。

(ア) 実効湿度が65%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき

(イ) 平均風速12m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき

ウ 火災警報の発令

市町長は、火災気象通報を受けたときまたは気象の状況を火災の予防上危険であると認めるときには、火災警報を発し、入山者等に対する周知等必要な措置を講ずるものとする。

(2) 火入れの協議

市町長は、火入れによる出火を防止するため、森林法第21条第1項の規定に基づく許可に当たっては、時期、許可条件等について、事前に消防本部と十分調整するものとする。また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合には、当該市町に通知するものとする。

(3) たき火等の制限

市町長は、気象状況によっては、入山者等に火を使用しないように指導するものとする。また、火災の警戒上特に必要と認めるときは、消防法第23条の規定に基づき、期間を限って一定区域内におけるたき火または喫煙を制限するものとする。

第3節 予防施設および林野火災対策用資機材の整備

県、市町、消防本部および福井森林管理署は、火災対策用施設はもとより、火気取扱場所およびこれに関する設備を整備するとともに、防護資機材の整備と備蓄を推進するものとする。

(1) 予防施設

林野火災の危険度の高い市町は、防火水槽、自然水利利用施設等を増強するとともに、効果的な消防活動等に必要なヘリポートの整備に努めるものとする。

(2) 林野火災対策用資機材

県、市町、消防本部および福井森林管理署は、空中消火資機材、可搬式ポンプ、送水装置、ジェットシューター、チェーンソー等の消火作業用機器および消火薬剤を整備ならびに備蓄するものとする。

第4節 消防体制の整備

市町および消防本部は、県、福井森林管理署、自衛隊、警察署等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立するとともに、消防本部は、空中消火資機材等の取扱いに習熟するものとする。また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図るものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

県、警察本部、市町、消防本部、福井森林管理署、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会(以下第7部において「林野火災防災関係機関」という。)は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(2) 情報の連絡様式の標準化

県、警察本部、市町、消防本部および福井森林管理署は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。なお、林野火災マップについては、相互に共有しておき、発災場所の連絡等が円滑に図れるようにしておくものとする。

(3) 情報の収集・連絡

林野火災防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備(夜間・休日分を含む。)および情報の収集・連絡訓練の実施に努めるものとする。

第2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

林野火災防災関係機関は、収集した情報および連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 動員・参集体制の充実

林野火災防災関係機関は、夜間または休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、動員・参集訓練の実施など動員・参集体制の充実に努めるものとする。

(3) 活動マニュアルおよび活動資料の整備

林野火災防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、第4章「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料の整備に努めるものとする。

第3 ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努めるものとする。

第4 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県、消防本部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努めるものとする。

第5 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施等

県、市町、消防本部および福井森林管理署は、大規模な火事災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。また、その他の防災関係機関は、当該防災訓練に積極的に参加または協力するものとする。

第4章 災害応急対策計画

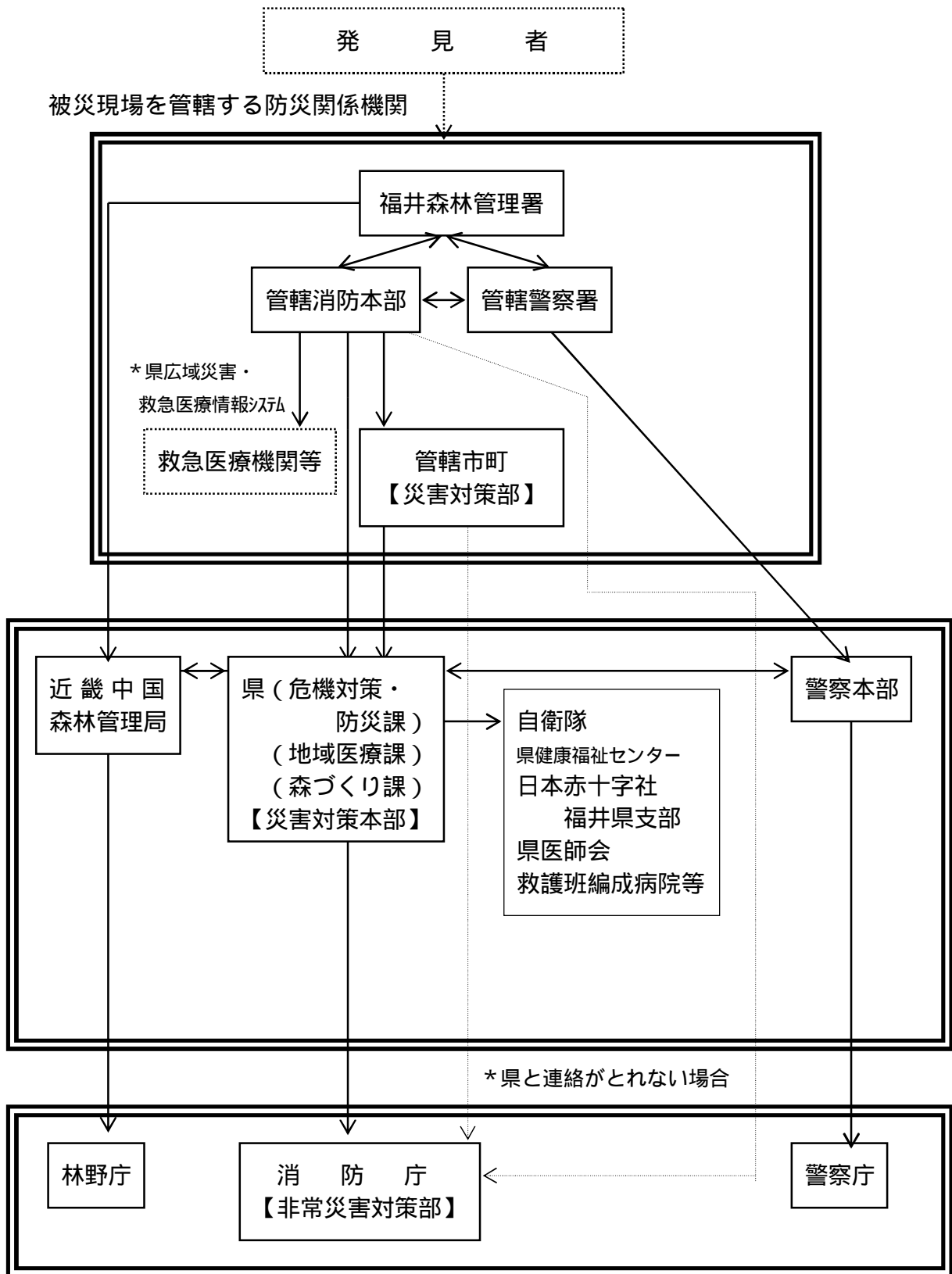
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

林野火災防災関係機関は、適切な災害応急対策を実施するため、林野火災の発生情報、被害情報等を迅速に把握し、共有する。また、火災現場付近において避難誘導等を適切に行う。

第1 情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（林野火災）



（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2 被害情報等の収集・連絡、避難誘導等

林野火災防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関に連絡し、共有するものとする。

(1) 消防本部

消防本部は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次市町、警察署、県および福井森林管理署に連絡するものとする。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導、警戒区域の設定等を行い、被害の拡大防止に努めるものとする。

(2) 市町および警察署

市町および警察署は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を県および警察本部に連絡するものとする。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(3) 県および警察本部

県および警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集するものとし、その際、画像情報の積極的な活用を図るものとする。

第2節 活動体制等の確立

林野火災防災関係機関は、林野火災の発生情報および被害情報等に基づき、各々必要な活動体制を速やかに確立する。

第1 活動体制の確立

(1) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(2) 県

ア 県は、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第1節に定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。

イ 知事は、林野火災により大規模な被害が発生し、または発生のおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

ウ 知事は、災害応急対策がおおむね完了した場合、または県の地域において大規模な被害の発生のおそれが解消し、必要がなくなったと認められる場合は、災害対策本部を廃止するものとする。

(3) 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、市町地域防災計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(4) その他

福井森林管理署、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、必要に応じ、法令および防災業務計画または防災に関する計画に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部その他防災関係機関と協議の上、必要に応じて「事故災害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。

第3節 救援活動

林野火災防災関係機関は、林野火災発生による救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 緊急輸送活動および交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて通行の禁止または制限の措置を講じるものとする。

当該措置を講じた場合、その旨を速やかに広報するものとする。

第2 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、警察本部、関係市町および関係消防本部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターを出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

ウ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、警察本部、関係市町および関係消防本部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

ウ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ウ) 防災ヘリコプターの出動

(エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(ク) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第3 医療救護活動

県、警察本部、関係市町、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 県健康福祉センターおよび県立病院は、災害時医療に当たるものとする。

(ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。

(エ) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、(社)福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

(オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。

(カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班（別表および別図参照）、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置およびトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第4 消火活動

県、警察本部、関係市町および関係消防本部は、相互に連携して消火活動を実施するものとする。

(1) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(2) 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(3) 県

県は、管轄市町および管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

- ア 防災ヘリコプターの出動
- イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請
- エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第5 二次災害の防止活動

県、市町および福井森林管理署は、林野火災により河川の流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意して二次災害の防止に努めるものとする。また、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。その際、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第4節 広報活動

林野火災防災関係機関は、社会的混乱の防止および実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について相互に連絡をとりあい、情報交換に努める。

第1 被災者への情報の提供

林野火災防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、林野火災の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 県民への情報の提供

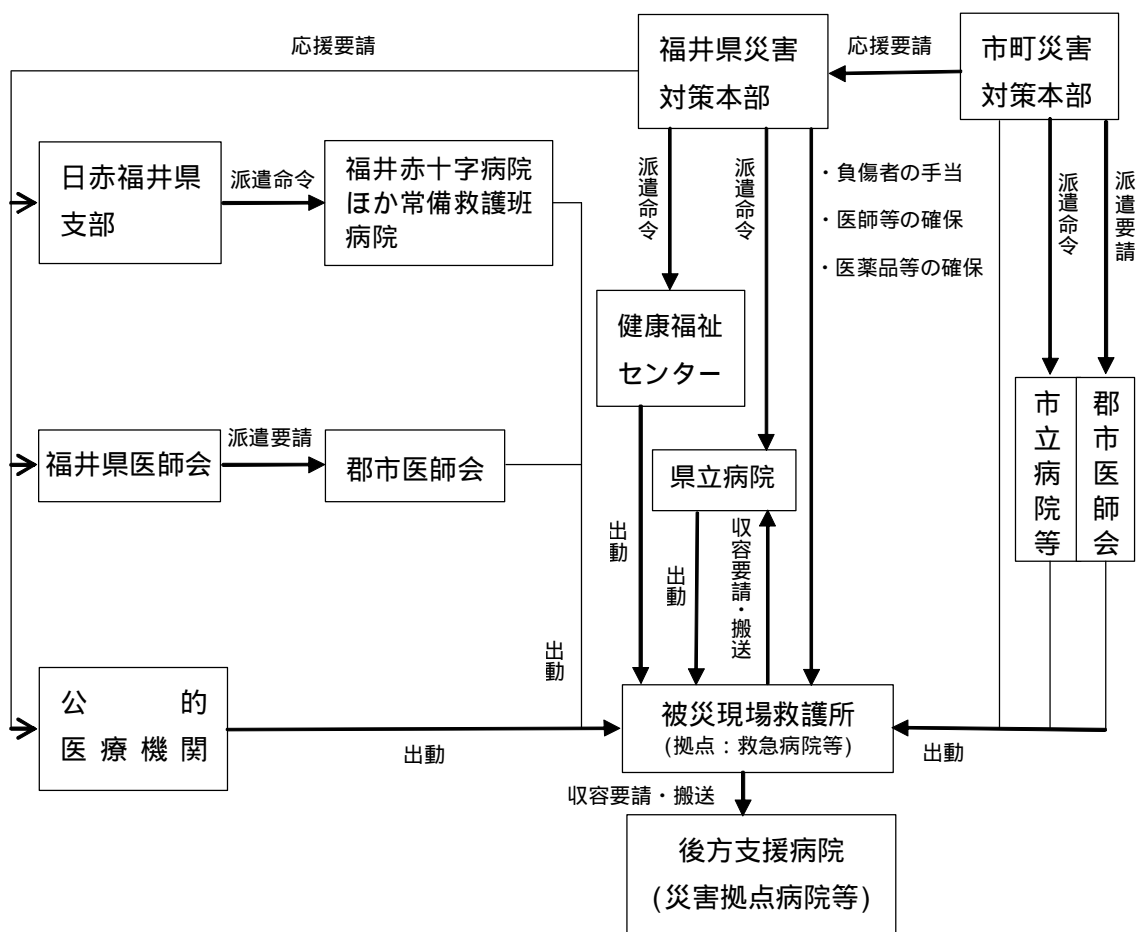
林野火災防災関係機関は、県民に対し、林野火災の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

別表（本章第3節第3(2)関係） 救護班の編成表（1日編成可能班数；60班）

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター（福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭）	8
	県立病院	5
公的医療機関		16
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	福井赤十字病院	6
	福井社会保険病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	社団法人福井県医師会	3
	合計	62

災害拠点病院

別図（本章第3節第3(2)関係） 医療救護活動体系図



第5章 災害復旧計画

県および防災関係機関は、あらかじめ定めた物資および資材の調達計画ならびに人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、または支援するものとする。また、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行うものとする。

第 8 部 海上災害対策

第8部 海上災害対策

第1章 想定する海上災害

- (1) 災害事象
船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難
- (2) 災害の発生場所
福井県の沿岸水域
- (3) 被災者等
船舶の乗員、乗客等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

機 関 名	事務または業務
福井県	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)ヘリコプター受援体制の充実強化 (4)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (5)海上災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (6)情報の収集・連絡 (7)活動体制等の確立 (8)緊急輸送活動の支援および調整 (9)捜索活動に係る応援要請等 (10)救助・救急活動に係る応援要請等 (11)医療救護活動の実施、応援要請等 (12)消火活動に係る応援要請等 (13)広報活動の実施 (14)被災した公共施設の復旧
警察本部 (公安委員会)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡、避難誘導等 (5)活動体制等の確立 (6)緊急輸送のための交通の確保 (7)捜索活動の実施 (8)救助活動の実施 (9)広報活動の実施
市町	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)医療救護活動の実施および調整 (7)広報活動の実施 (8)被災した公共施設の復旧
消防本部	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡、避難誘導等 (6)活動体制等の確立 (7)捜索活動の実施 (8)救助・救急活動の実施 (9)消火活動の実施 (10)広報活動の実施

機 関 名		事務または業務
指定 地方 行政 機関	東京管区気象台 (福井地方気象台)	(1)気象情報の充実
	第八管区海上保安本部 (敦賀海上保安部)	(1)海上交通の安全のための情報の充実 (2)船舶の安全な運行の確保 (3)海上防災思想の普及 (4)情報の収集・連絡体制の強化 (5)初動体制の充実 (6)海上災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (7)情報の収集・連絡 (8)活動体制等の確立 (9)緊急輸送のための交通の確保 (10)捜索活動の実施 (11)救助・救急活動の実施 (12)消火活動の実施 (13)二次災害の防止 (14)広報活動の実施 (15)船舶交通の危険防止
自衛隊		(1)海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)部隊の災害派遣
指定 公共 機関 および 指定 地方 公共 機関	日本赤十字社 (福井県支部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣命令等 (8)広報活動の実施
	(社)福井県医師会	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣要請等 (8)広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 海上交通の安全のための情報の充実

第1 気象情報の充実

福井地方気象台は、船舶など海上交通の安全に資するため、海上風、海霧等気象の状況、波浪、海面水温等水象の状況および地震、津波等の状況を観測し、これらに関する実況または予・警報等の情報を適時かつ的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・連絡するための体制ならびに施設および設備の充実に努めるものとする。

第2 水路図誌および情報提供体制の整備

敦賀海上保安部は、海図、水路書誌等水路図誌および水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図り、海上交通の安全のための情報の充実に努めるものとする。

第2節 船舶の安全な運行の確保

敦賀海上保安部は、船舶の安全な運行を確保するため、港内等船舶のふくそうする海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図るものとする。

第3節 海上防災思想の普及

敦賀海上保安部は、海難防止および海上災害防止に係る講習会の開催、訪船指導等により、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

県、警察本部、市町、消防本部、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会（以下第8部において「海上災害防災関係機関」という。）は、的確な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(2) 情報の連絡様式の標準化

県、警察本部、市町、消防本部および敦賀海上保安部は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡

海上災害防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日分を含む。）および情報の収集・連絡訓練の実施に努めるものとする。

第2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

海上災害防災関係機関は、収集した情報および連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 動員・参集体制の充実

海上災害防災関係機関は、夜間または休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、訓練の実施など動員・参集体制の充実に努めるものとする。

(3) 活動マニュアルおよび活動資料の整備

海上災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、第4章「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料の整備に努めるものとする。

第3 ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努めるものとする。

第4 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県、消防本部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努めるものとする。

第5 海上災害を想定した総合的な防災訓練の実施等

敦賀海上保安部および県は、海上災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。また、その他の防災関係機関は、当該防災訓練に積極的に参加または協力するものとする。

第4章 災害応急対策計画

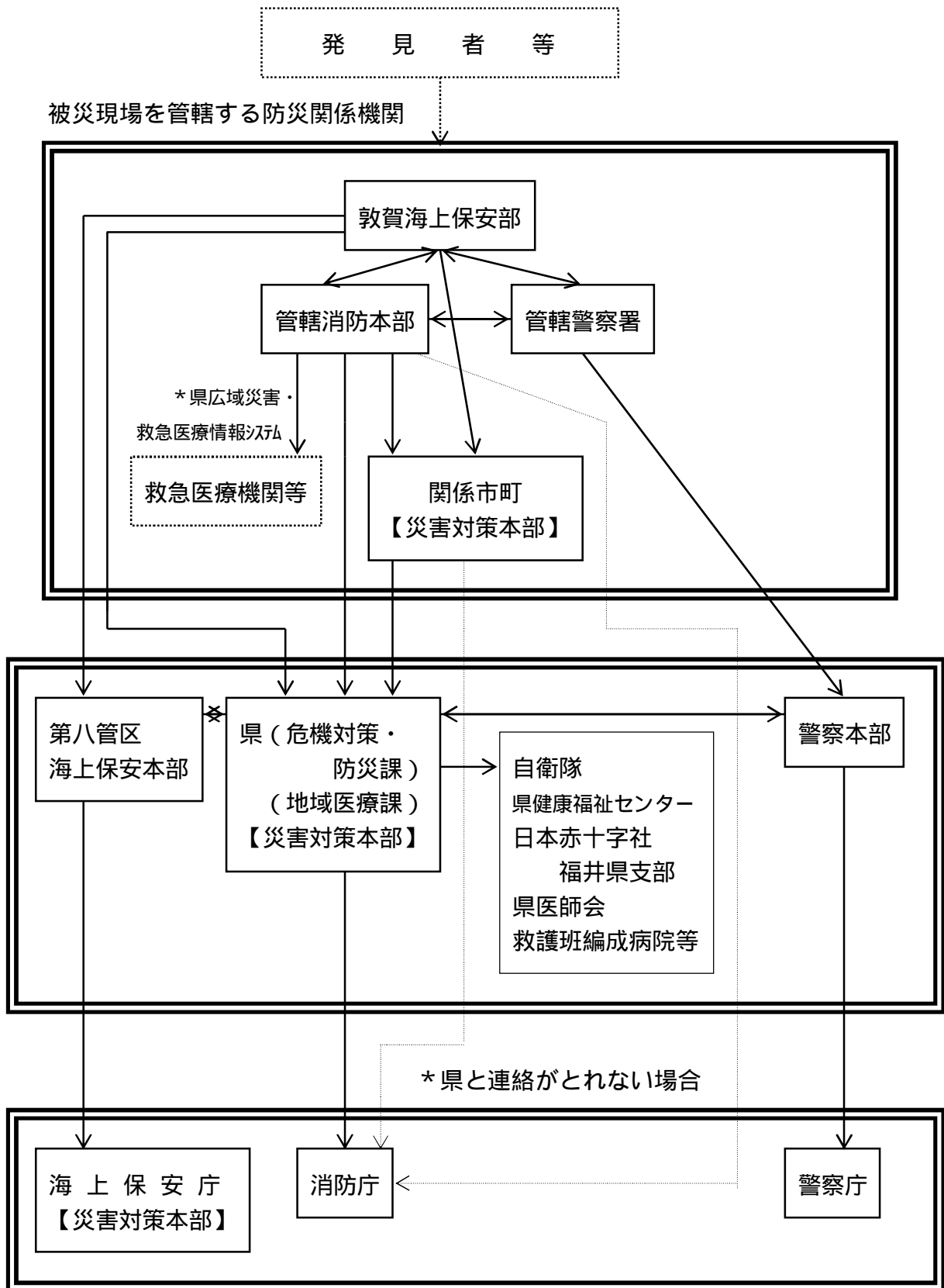
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

海上災害防災関係機関は、適切な災害応急対策を実施するため、大規模な海上事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握し、共有する。

第1 情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（海上災害）



（注）第一報については、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2 被害情報等の収集・連絡、避難誘導等

海上災害防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関に連絡し、共有するものとする。

(1) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次市町、消防本部、警察署、県および第八管区海上保安本部に連絡するものとする。

(2) 市町、消防本部および警察署

市町、消防本部および警察署は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県および警察本部に連絡するものとする。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(3) 県および警察本部

県および警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら情報を収集するものとする。その際には、画像情報の積極的な活用を図るものとする。

第2節 活動体制の確立

海上災害防災関係機関は、大規模な海上災害の発生情報、被害情報等に基づき、各々必要な活動体制を速やかに確立する。

第1 県

(1) 県は、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第1節に定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。

(2) 知事は、大規模な海上災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

(3) 知事は、災害応急対策がおおむね完了した場合、または県の地域において海上災害のおそれが解消し、必要がなくなったと認められる場合は、災害対策本部を廃止するものとする。

第2 管轄市町および管轄消防本部

被災現場を管轄する市町および消防本部は、市町地域防災計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

第3 その他

敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、必要に応じ、法令および防災業務計画または防災に関する計画に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

第3節 救援活動

海上災害防災関係機関は、海上災害発生による捜索、救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 緊急輸送活動および交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

敦賀海上保安部は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて船舶交通の禁止または制限の措置を講じるものとする。

また、公安委員会は、道路において交通を確保する必要がある場合は、一般車両の交通を制限し、または禁止するものとする。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報するものとする。

第2 捜索活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、巡視船艇、航空機等を出動させ捜索活動を実施するとともに、必要に応じて付近の航行船舶についてもできる限り協力を求めるものとする。

また、円滑かつ的確な捜索活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(2) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団を動員し、沿岸部の捜索活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(3) 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による捜索活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターおよび警備艇を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動、広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な捜索活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(4) 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第3 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、巡視船艇、航空機等を出動させ救助活動を実施するとともに、必要に応じて民間救助組織等と連携するものとする。

また、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする(本節第1参照)。

イ 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

ウ 警察本部(公安委員会)

警察本部は、警備部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターおよび警備艇を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする(本節第1参照)。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

- (I) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
 - (オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
 - (カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示
- (2) 救急活動
- 県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。
- ア 敦賀海上保安部
- 敦賀海上保安部は、巡視船艇、航空機等を出動させ救急活動を実施するとともに、必要に応じて民間救助組織等と連携するものとする。
- また、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。
- イ 管轄消防本部
- 被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。
- なお、搬送に当たっては適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。
- ウ 警察本部（公安委員会）
- 公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。
- エ 県
- 県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。
- (ア) 救護班の派遣命令・要請
 - (イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用
 - (ウ) 防災ヘリコプターの出動
 - (エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
 - (オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請
 - (カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
 - (キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
 - (ク) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第4 医療救護活動

県、警察本部、関係市町、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 県健康福祉センターおよび県立病院は、災害時医療に当たるものとする。

(ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。

(エ) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、（社）福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

(オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。

(カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班（別表および別図参照）、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置およびトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第5 消火活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、巡視船艇、航空機等を出動させ消火活動を実施し、必要な場合は、防災関係機関の応援を求めるものとする。

また、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(2) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団を動員し、沿岸部での消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(3) 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(4) 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

- (イ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- (カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第6 二次災害の防止活動

敦賀海上保安部は、海上災害により船舶交通に危険が生じまたは生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて船舶交通の整理または指導を行うものとする。また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を構すべきことを命じ、または勧告するものとする。

第4節 広報活動

災害の原因者である船舶の所有者等および海上災害防災関係機関は、社会的混乱の防止および実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について相互に連絡をとりあい、情報交換に努める。

第1 被災者の家族等への情報の提供

災害の原因者である船舶の所有者等および海上災害防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、海上災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 県民への情報の提供

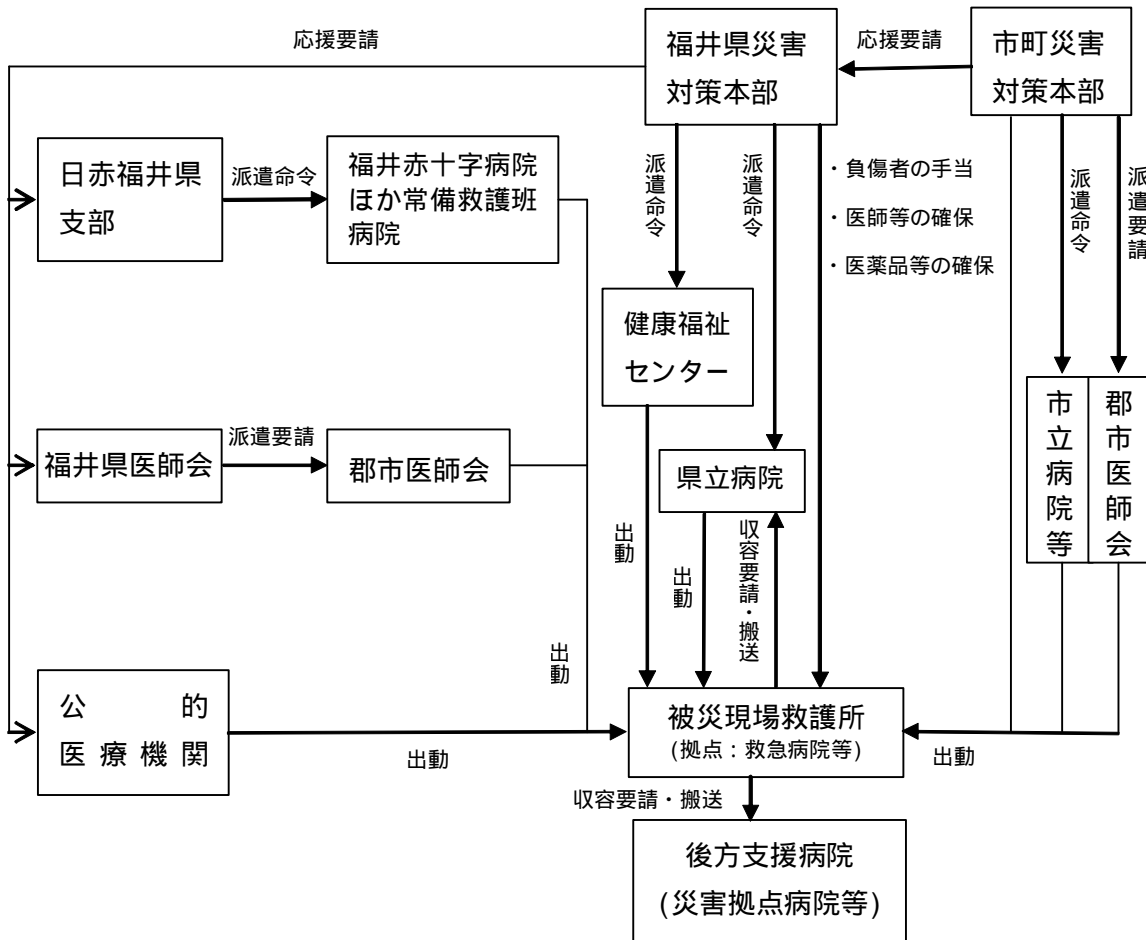
災害の原因者である船舶の所有者等および海上災害防災関係機関は、県民に対し、海上災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

別表（本章第3節第4(2)関係） 救護班の編成表（1日編成可能班数；60班）

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター（福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭）	8
	県立病院	5
公的医療機関		16
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	福井赤十字病院	6
	福井社会保険病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	社団法人福井県医師会	33
合計		62

災害拠点病院

別図（本章第3節第4(2)関係） 医療救護活動体系図



第5章 災害復旧計画

第1節 災害復旧の方針

県および市町は、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画および人材の応援等に関する計画を活用しつつ、被災した公共施設の迅速かつ円滑な復旧に努めるものとする。また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第2節 船舶交通の危険防止

敦賀海上保安部は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を構うべきことを命じ、または勧告するものとする。

福井県地域防災計画

(雪害対策編)

福 井 県 防 災 会 議

平成14年4月 作成

平成19年5月 修正

平成22年5月 修正

平成23年12月 修正

目 次

第1章 総則	
第1節 計画の方針	1
第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務	2
第3節 福井県の降積雪の状況および雪害	5
第2章 災害予防計画	
第1節 雪に強いまちづくり計画	9
第2節 建築物雪害予防計画	11
第3節 なだれ災害等予防計画	12
第4節 交通対策計画	13
第5節 ライフライン施設雪害予防計画	15
第6節 農林水産業雪害予防計画	16
第7節 地域ぐるみ予防推進計画	17
第8節 「福井県雪害予防対策実施計画」の作成	18
第3章 雪害応急対策計画	
第1節 緊急活動体制計画	19
第2節 防災気象情報伝達計画	27
第3節 なだれ災害応急対策計画	30
第4節 孤立地区応急対策計画	32
第5節 交通確保計画	33
第6節 教育環境確保計画	40
第7節 ライフライン施設雪害応急対策計画	41
第8節 地域ぐるみ除排雪計画	42
第9節 災害時要援護者応急対策計画	43
第4章 雪害復旧計画	44

第 1 章 総 則

第1節 計画の方針

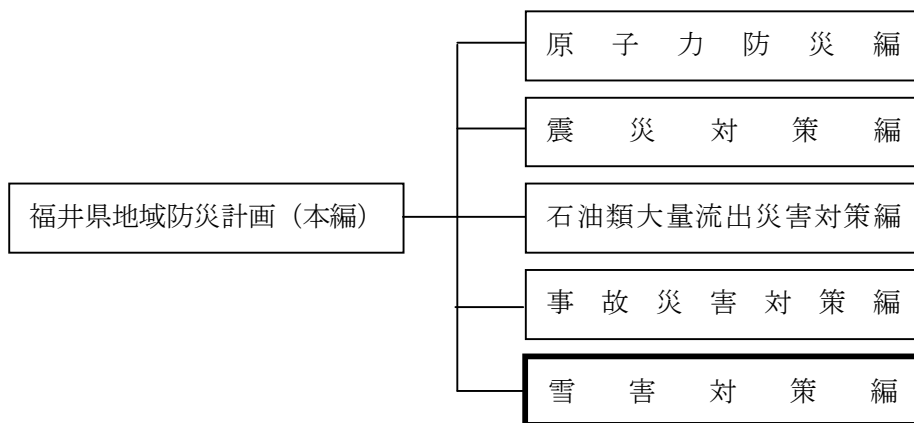
第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、雪害の発生を予防し、雪害の拡大を防止するため、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が迅速かつ的確に対応できるよう、国の防災基本計画等を踏まえて必要な措置を定めるものである。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき作成された「福井県地域防災計画」の「雪害対策編」として定める。

この計画に定めのない事項については「福井県地域防災計画（本編）」に準拠するものとする。



第3 計画の構成

この計画の構成は、次の4章からなる。

- 第1章 総則
- 第2章 雪害予防計画
- 第3章 雪害応急対策計画
- 第4章 雪害復旧計画

第4 計画の習熟および周知

この計画を円滑かつ的確に運用するため、県、市町および防災関係機関は平素からこの計画について理解を深めるとともに、内容について県民、民間団体等の十分な理解と協力が得られるよう広く周知するものとする。

第5 細部計画および市町地域防災計画の作成

この計画に基づく諸活動を行う際に必要な細部の活動計画等については、必要に応じ県および防災関係機関においてあらかじめ定め、対策の円滑な推進に努めるものとする。市町地域防災計画（雪害対策関係）の作成に当たっては、この計画を基準とし、特に必要な事項については各市町においてさらに具体的な計画を定めるものとする。

第6 計画の修正

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、国の防災基本計画の改訂が行われた場合など、修正する必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

防災関係機関は、修正を必要とする場合は修正事項を福井県防災会議に提出するものとする。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務

雪害に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務または業務は、福井県地域防災計画（本編）第1章第4節に定める「防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」を基本とし、次のとおりとする。

機 関 名	事務または業務
第1 福 井 県	(1) 雪に強い住宅地づくり (2) 避難路の確保 (3) 孤立するおそれのある地区に対する事前措置 (4) 雪に関する調査研究 (5) 公共建築物および一般建築物の耐雪性の向上 (6) なだれ危険箇所の把握 (7) なだれ災害等防止施設の整備等 (8) 道路のなだれ事故防止対策 (9) 冬期交通の安全確保および円滑化に係る広報の実施 (10) 雪に強い道路、除雪用施設等の整備 (11) 道路除雪計画の作成等 (12) 住民の協力体制づくりの推進 (13) 情報連絡体制の充実強化等 (14) 農林水産業の雪害予防 (15) 災害時要援護者に配慮した施策の推進 (16) 「福井県雪害予防対策実施計画」の周知 (17) 防災気象情報の伝達 (18) なだれ災害に係る被害情報等の収集・連絡 (19) 救助救急活動 (20) 孤立地区に対する応急対策の実施 (21) 道路交通の確保 (22) 道路情報等の提供 (23) 教育環境の確保 (24) 雪害時における担当業務の習熟・検証
第2 福井県警察本部	(1) 冬期交通の安全確保および円滑化に係る広報の実施 (2) 交通安全施設の整備等 (3) 情報連絡体制の充実強化等 (4) なだれ災害に係る被害情報等の収集・連絡 (5) 救助救急活動 (6) 交通規制、路上駐車車両の指導取締り等 (7) 交通情報等の提供 (8) 雪害時における担当業務の習熟・検証

機 関 名	事務または業務
第3 市 町	(1) 雪に強い住宅地づくり (2) 避難場所、避難路の確保等 (3) 孤立するおそれのある地区に対する調査および事前措置 (4) 公共建築物および一般建築物の耐雪性の向上 (5) なだれ危険箇所の把握 (6) なだれ災害等防止施設の整備等 (7) なだれ災害に係る警戒・避難体制の整備 (8) 道路のなだれ事故防止対策 (9) 冬期交通の安全確保および円滑化に係る広報の実施 (10) 雪に強い道路、除雪用施設等の整備 (11) 道路除雪計画の作成等 (12) 住民の協力体制づくりの推進 (13) 情報連絡体制の充実強化等 (14) 上下水道施設の耐雪化等 (15) 農林水産業の雪害予防 (16) 地域ぐるみ除排雪計画の策定等 (17) 災害時要援護者に配慮した施策の推進 (18) 防災気象情報の伝達 (19) なだれ災害に係る被害情報等の収集・連絡 (20) 避難の勧告または指示 (21) 避難所の開設 (22) 救助救急活動 (23) 孤立地区に対する応急対策の実施 (24) 道路交通の確保 (25) 道路情報等の提供 (26) 教育環境の確保 (27) 上下水道施設の応急復旧 (28) 地域ぐるみ除排雪の計画的、効率的な実施 (29) 災害時要援護者の生活支援および避難 (30) 雪害時における担当業務の習熟・検証
第4 消防本部	(1) 消防活動体制の強化 (2) なだれ災害に係る被害情報等の収集・連絡 (3) 救助救急活動 (4) 雪害時における担当業務の習熟・検証
第5 指定地方行政機関	
1 北陸総合通信局	(1) 雪害時における非常通信の確保
2 福井労働局	(1) 鉄道除雪労務者の確保
3 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所)	(1) なだれ災害等防止施設の整備等 (2) 道路のなだれ事故防止対策 (3) 冬期交通の安全確保および円滑化に係る広報の実施 (4) 雪に強い道路、除雪用施設等の整備 (5) 道路除雪計画の作成等 (6) 情報連絡体制の充実強化等 (7) 道路交通の確保 (8) 道路情報等の提供 (9) 雪害時における担当業務の習熟・検証
4 第八管区海上保安本部 (敦賀海上保安部)	(1) 防災気象情報の伝達
5 東京管区気象台 (福井地方気象台)	(1) 雪に関する調査研究 (2) 防災気象情報の発表等

機 関 名	事務または業務
第6 自衛隊	(1)部隊の災害派遣
第7 指定公共機関および 指定地方公共機関	
1 電気通信関係機関 ・西日本電信電話(株) (福井支店) ・(株)エヌ・ティ・ティ・ドコ モ北陸 ・KDD I (株) (北陸総支社)	(1)電気通信施設の耐雪化等 (2)情報連絡体制の充実強化 (3)電気通信施設の応急復旧 (4)雪害時における担当業務の習熟・検証
2 電力関係機関 ・北陸電力(株) (福井支店) ・関西電力(株) (原子力事業本部) (京都支店小浜営業所)	(1)発電設備等の耐雪化等 (2)情報連絡体制の充実強化 (3)電気施設の応急復旧 (4)雪害時における担当業務の習熟・検証
3 公共交通機関 ・西日本旅客鉄道(株) (金沢支社) ・えちぜん鉄道(株) ・福井鉄道(株) ・京福バス(株)	(1)鉄軌道のなだれ事故防止対策 (2)冬期交通の安全確保および円滑化に係る広報の実施 (3)除排雪体制の整備等 (4)情報連絡体制の充実強化 (5)鉄軌道交通およびバス運行の確保 (6)運行情報等の提供 (7)雪害時における担当業務の習熟・検証
4 中日本高速道路(株) (金沢支社) 西日本高速道路(株) (関西支社)	(1)道路のなだれ事故防止対策 (2)冬期交通の安全確保および円滑化に係る広報の実施 (3)雪に強い道路、除雪用施設等の整備 (4)道路除雪計画の作成等 (5)情報連絡体制の充実強化 (6)道路交通の確保 (7)道路情報等の提供 (8)雪害時における担当業務の習熟・検証
5 報道機関 ・日本放送協会(福井放送局) ・福井放送(株) ・福井テレビジョン放送(株) ・福井エフエム放送(株) ・(株)福井新聞社 ・(株)日刊県民福井	(1)県民に対する交通状況等の周知
第8 その他公共的団体等	
1 学校法人	(1)教育環境の確保
2 ガス事業者	(1)施設の耐雪化、安定供給の確保等 (2)情報連絡体制の充実強化 (3)ガス施設の応急復旧 (4)雪害時における担当業務の習熟・検証

第3節 福井県の降積雪の状況および雪害

第1 降積雪の状況

福井地方気象台と敦賀測候所（現：敦賀特別地域気象観測所）の昭和28年以降の最深積雪および降雪量の状況は、次のとおりである。

（※）降雪の観測を開始したのは、共に昭和28年である。

（1）福井

	最深積雪	降雪合計
S28	23	168
29	53	148
30	43	216
31	90	406
32	54	320
33	66	227
34	123	277
35	30	102
36	93	330
37	76	273
38	213	596
39	28	98
40	44	173
41	67	302
42	97	378
43	112	553
44	74	258

	最深積雪	降雪合計
S45	53	300
46	78	355
47	39	113
48	35	106
49	55	351
50	63	257
51	65	191
52	147	598
53	80	250
54	31	112
55	82	303
56	196	622
57	29	171
58	47	221
59	95	460
60	83	337
61	127	622

	最深積雪	降雪合計
S62	56	202
63	32	189
H1	26	65
2	53	96
3	60	188
4	20	92
5	20	93
6	66	220
7	54	189
8	48	190
9	23	107
10	27	96
11	56	157
12	43	233
13	93	276
14	22	117
15	36	148

（単位：cm）

	最深積雪	降雪合計
H16	55	214
17	54	256
18	95	324
19	14	51
20	35	157
21	32	143
22	49	143
23	119	397

※H23は3月までのデータ

（2）敦賀

	最深積雪	降雪合計
S28	68	246
29	41	74
30	76	227
31	42	229
32	52	221
33	50	212
34	58	147
35	56	123
36	42	213
37	57	196
38	154	481
39	26	64
40	57	202
41	74	319
42	84	428
43	124	449
44	39	213

	最深積雪	降雪合計
S45	60	302
46	81	355
47	7	21
48	52	110
49	35	279
50	94	299
51	90	196
52	138	613
53	88	279
54	11	43
55	71	264
56	196	561
57	43	163
58	41	177
59	113	460
60	86	287
61	90	512

	最深積雪	降雪合計
S62	72	188
63	38	147
H1	10	23
2	43	81
3	58	122
4	23	51
5	17	57
6	28	97
7	41	132
8	92	252
9	17	84
10	14	48
11	54	169
12	29	150
13	96	217
14	31	107
15	14	58

（単位：cm）

	最深積雪	降雪合計
H16	19	117
17	39	197
18	73	226
19	3	9
20	27	91
21	20	84
22	26	127
23	78	180

※H23は3月までのデータ

第2 過去の主な雪害

(1) 昭和38年1月豪雪

ア 気象の状況

1月初旬から日本海の低気圧が異常に発達し、日本に冷たい空気が流れ込みやすい状況となった。

1月中旬には低気圧が日本海に停滞し、嶺北山間部で100～150cmの積雪深となった。

1月下旬は一時小康状態を保ったが、その後さらに降り続き、1月31日には福井213cm、大野287cm、敦賀140cmの積雪深を記録し、福井地方気象台観測以来の大雪となった。

イ 降積雪の状況

(単位：cm)

観測所 区分	三国	福井	勝山	敦賀	大野	今庄	小浜
日最大降雪量	50	57	95	70	70	69	25
最深積雪	128	213	325	154	288	315	32

ウ 被害の状況

人的	死者	25人
	負傷者	48人

建物	全壊	623棟
	半壊 (一部破損を含む)	69,653棟
	床上浸水	323棟
	床下浸水	2,665棟

エ 対応状況

(ア) 「福井県雪害対策本部」を設置 (昭和38年1月17日)

(イ) 自衛隊の災害派遣を要請 (昭和38年1月24日)

(ウ) 大野市、勝山市、美山村、川西町および今立町に災害救助法を適用 (昭和38年1月24日～2月6日)

(2) 56豪雪

ア 気象の状況

12月27日から1月中旬にかけて数日間の強い降雪が3回にわたって繰り返えされ、特に12月27日から28日および1月4日から5日は、短時間に集中した非常に強い降雪となった。

これらの降雪により、各地の積雪は記録的な量となり、特に敦賀では38豪雪をはるかに超える深い積雪で、1月15日に測候所開設以来の最深積雪196cmを観測した。

イ 降積雪の状況

(単位：cm)

観測所 区分	三国	福井	勝山	敦賀	大野	今庄	小浜
総降雪量	223	622	1,110	561	-	-	-
日最大降雪量	32	73	100	48	-	-	-
最深積雪	56	196	270	196	258	231	48

ウ 被害の状況

人的	死者	15人
	負傷者	134人

家屋	住家	全壊	37棟
		半壊	40棟
		一部損壊	2,750棟
		床上浸水	72棟
		床下浸水	860棟
	非住家	全壊	347棟
		半壊	126棟
		一部損壊	2,188棟
		床上浸水	10棟
		床下浸水	59棟

エ 対応状況

- (ア) 「福井県雪害対策本部」を設置（昭和55年12月29日）
- (イ) 自衛隊の災害派遣を要請（昭和56年1月7日）
- (ウ) 大野市に災害救助法を適用（昭和56年1月14日）

(3) 59豪雪

ア 気象の状況

12月中旬から3月末まで異常低温が持続し、これに断続的な強い降雪が加わって大雪となった。特に嶺南地方の降雪が多く、小浜の最深積雪は133cmを記録した。

イ 降積雪の状況

(単位：cm)

観測所	三国	福井	勝山	敦賀	大野	今庄	小浜
総降雪量	276	460	807	460	-	-	-
日最大降雪量	22	26	40	42	-	-	-
最深積雪	74	95	165	111	173	229	133

ウ 被害の状況

人的	死者	3人
	負傷者	96人

家屋	住家	全壊	5棟
		半壊	4棟
		一部損壊	99棟
		床上浸水	1棟
		床下浸水	25棟
	非住家	261棟	

エ 対応状況

「福井県雪害対策本部」を設置（昭和59年2月10日）

(4) 平成18年豪雪

ア 気象の状況

12月上旬から1月上旬にかけて非常に強い寒気が日本付近に南下し、強い冬型の気圧配置が断続的に現れたため、県内では記録的な大雪と低温となった。

その後天候は平年並みに経過したが、12月に積もった雪により山沿いを中心に積雪期間が例年になく長くなった。大野市九頭竜、南越前町今庄、越前市武生で12月や1月の積雪が最も多くなり大雪の記録となった。

イ 降積雪の状況

(単位：cm)

観測所	福井	大野	九頭竜	武生	今庄	敦賀	小浜
総降雪量	324	803	1,401	621	842	226	241
日最大降雪量	33	52	75	35	56	27	29
最深積雪	95	162	241	92	174	73	43

ウ 被害の状況

人的	死者	14人
	負傷者	162人

家屋等	住家	全壊	1棟
		半壊	2棟
		一部損壊	46棟
		床下浸水	2棟
	非住家	全壊	38棟
		半壊	14棟
	一部損壊	50棟	

(5) 平成23年大雪

ア 気象の状況

1月29日から31日にかけて冬型の気圧配置となり、上空の強い寒気が30日夜遅くにかけて北陸地方に入り込んだ。このため、福井県では越前市、南越前町、大野市などを中心に記録的な大雪となり、国道8号、北陸自動車道、JR北陸本線で長時間の交通障害が発生した。

31日の越前市では、日最深積雪116cm、南越前町今庄でも同日に日最深積雪244cmを観測し、統計開始以来の極値となった。(統計開始年：越前市武生1989年、南越前町今庄1980年)。

また、大野市九頭竜の30日の最深積雪251cmは、統計開始(1983年)以来1月としての極値となった。

イ 降積雪の状況

観測所 区分	福井	大野	九頭竜	武生	今庄	敦賀	小浜
総降雪量	397	553	584	393	535	180	242
日最大降雪量	27	49	43	33	66	42	31
最深積雪	119	187	251	116	244	78	65

ウ 被害の状況

人的	死者	7人
	負傷者	60人

家屋等	住家	全壊	2棟
		半壊	2棟
		一部損壊	39棟
		家屋浸水	床上1棟、床下6棟
	非住家	全壊	32棟
		半壊	25棟
一部損壊		-棟	

エ 災害対応状況

(ア) 「福井県災害対策連絡室」を設置(平成23年1月31日)

(イ) 自衛隊の災害派遣を要請(平成23年1月31日)

第2章 雪害予防計画

第1節 雪に強いまちづくり計画

第1 計画の方針

雪害の軽減を図り、安定した日常生活および社会経済活動を確保するためには、雪に強いまちづくりが重要であることから、雪に強い住宅地づくり、避難場所、避難路等の確保等の対策を推進する。

第2 雪に強い住宅地づくり

県および市町は、屋根雪荷重による家屋の倒壊等を防止するため、雪に強い住宅地づくりを推進するものとする。

(1) 屋根雪下ろし

屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、早期の屋根雪下ろしについて啓発するものとする。

(2) 克雪住宅の普及促進

雪に強い家づくりを積極的に推進し、克雪住宅の普及を図るものとする。

(3) 雪に強い住環境整備

地域の特性に応じた集団的で一体的な住宅の克雪化、隣接地を考慮した建物の配置、共同雪処理施設の整備等を推進し、雪に強い住環境整備を図るものとする。

第3 避難場所および避難路の確保等

県および市町は、雪害等が発生した場合に住民が円滑に避難することができるよう、避難場所および避難路の確保等を図るものとする。

(1) 避難場所の確保

市町は、地域の人口および地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定するものとする。

(2) 避難路の確保

県および市町は、地震、なだれ等が発生した場合に備え、住民が円滑に避難場所等に避難することができるよう、次の対策を講ずるものとする。

ア 積雪および堆雪に配慮した体系的街路の整備

イ 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

ウ 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等の整備

(3) 避難誘導標識の設置

市町は、住民が安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置するものとする。

第4 消防活動体制の強化

(1) 冬期活動体制の強化

消防本部は、降積雪期の消防活動に備え、出動人員の配備計画を作成するとともに、なだれ等の被災状況に応じた救助活動マニュアルの作成および点検に努めるものとする。また、消防車両の整備に際しては、四輪駆動および積雪寒冷地仕様の導入等の降積雪時における対応装備に努め、除雪用資機材についても併せて増強を図るものとする。

(2) 消防水利の確保

消防本部は、消防水利の所在を明示する標識を設置するとともに、降積雪時には消火栓、防火水槽等の除排雪に努めるものとする。

また、積雪量に応じた消防水利確保計画を作成するものとする。

(3) 関係機関との連絡体制

消防本部は、降積雪時の迅速な消火活動または救急・救助活動を実施するため、道路管理者との道路情報の収集連絡体制を強化するとともに、地域住民に対し除雪等について協力を要請するものとする。

第5 孤立予防対策

(1) 実態の調査

市町は、積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数、越冬用食糧の保有状況等実態の調査を行うものとする。

(2) 事前の措置

県、市町等は、積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食糧備蓄の奨励等万全の事前措置を実施するものとする。

第6 雪に関する調査研究

県は、本県の雪の特性に合わせた克雪技術の総合的な調査研究の一層の充実に努めるとともに、その実用化を促進するものとする。

第2節 建築物雪害予防計画

第1 計画の方針

雪害による建築物の被害の発生を防止するためには、建築物の安全性を確保することが重要であることから、公共建築物および一般建築物の耐雪性の向上を図る。

第2 公共建築物

学校、社会福祉施設、医療施設、県、市町等の庁舎等多数の者が利用し、かつ防災活動の拠点となる施設について、施設設置者または管理者は、当該施設の耐雪性の確保を図るものとする。

(1) 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者または管理者は、新築または増改築に当たっては、余裕ある耐雪構造の確保を図るとともに、応急計画の作成等十分な雪害対策を講ずるものとする。

(2) 老朽施設の点検および補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修または補強を行うとともに、予測される雪害に対し、除雪計画および応急計画の作成等事前に十分な雪害対策を講ずるものとする。

第3 一般建築物

(1) 耐雪性の向上

県および市町は、一般建築物の耐雪性の向上のため、建築物の用途、規模、敷地の状況等に応じた建築物の耐雪構造化、消融雪施設の設置、自然落雪方式による雪おろしの省力化等の指導を積極的に推進するものとする。

(2) 雪に強い家づくりの推進

県は、克雪住宅に関する情報の提供、その新築に対する助成等、雪に強い家づくりの普及促進を図るものとする。また、既存住宅の克雪化を図るため、屋根融雪装置の設置を支援するものとする。

第3節 なだれ災害等予防計画

第1 計画の方針

なだれ災害ならびに融雪等による水害および土砂災害を未然に防止し、なだれ等が発生した場合に被害の軽減を図るため、あらかじめなだれ発生のおそれのある箇所を把握し、必要な防止施設および十分な警戒・避難体制の整備を図る。

第2 なだれ危険箇所の把握

県および市町は、道路、人家等に影響を及ぼすおそれのあるなだれ危険箇所を把握するよう努めるものとする。

第3 なだれ災害等防止施設の整備等

(1) なだれ防止施設の整備

県および市町は、なだれ災害を防止するため、なだれ危険箇所において、なだれ予防工や防護工の整備・管理およびなだれ防止林の造成を図るものとする。

(2) 河川事業等の推進

国、県および市町は、融雪等による水害および土砂災害を防止するための河川事業、ダム事業、砂防事業、治山事業、なだれ対策事業等を推進するものとする。

第4 警戒・避難体制の整備

(1) 危険箇所の周知

市町は、市町地域防災計画になだれ危険箇所を掲載し、関係住民に周知を図り、注意を喚起するものとする。

(2) 警戒・避難基準の設定

市町は、地域の特性を考慮し、警戒または避難を行うべき基準をあらかじめ設定するよう努めるものとする。

第5 道路および鉄軌道のなだれ事故防止対策

道路および鉄軌道のなだれ事故防止対策は、第4節第3によるほか、次に掲げる対策を講ずるものとする。

(1) なだれの早期発見

道路管理者および鉄軌道事業者は、なだれの早期発見に努めるため、適時巡視警戒を行うものとする。

(2) 標識の整備

道路管理者は、なだれ危険箇所を周知するため、標識を整備するものとする。

(3) 事故防止措置

警察本部は、なだれ発生による事故防止を図るため、交通規制等の必要な事故防止措置を講ずるものとする。

第4節 交通対策計画

第1 計画の方針

住民の日常生活および社会経済活動の安定を確保するためには、雪による交通障害を排除することが極めて重要であることから、各関係機関は、必要な施設、体制等の整備を推進し、降積雪期における交通の確保を図る。

第2 冬期交通の安全確保および円滑化対策

(1) 冬期交通の安全確保

県、市町および関係機関は、冬期の交通事故および交通渋滞の発生を防止するため、スノータイヤまたはチェーンの装着、路上駐車禁止等交通の安全確保について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等を利用し啓発を図るものとする。

(2) マイカーの使用自粛および公共交通機関の利用促進

県、市町および関係機関は、冬期交通の円滑化を図るため、マイカーの使用自粛および公共交通機関の利用促進について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等を利用し啓発を図るとともに、事業所等に対し協力を呼びかけるものとする。

(3) 倒木対策の推進

道路管理者および鉄道事業者等は、倒木を原因とする道路交通等への障害を生じさせないため、平時から倒木のおそれがある立木伐採等を行うものとする。

第3 道路交通対策

(1) 雪に強い道路の整備

冬期間の安全かつ円滑な道路交通の確保および除排雪作業の効率化のため、除雪余裕幅等を備えた道路および消融雪施設の整備を進めるとともに、山間地道路においてなだれ防止柵、スノーシェッド等のなだれ防止施設の整備を図り、雪に強い道路交通ネットワークを確立するものとする。

ア 堆雪帯の整備

除雪による道路幅の狭小化を防止し、通行に十分な道路幅を確保するため、堆雪帯を備えた大幅員道路の整備を推進するものとする。

イ 消融雪施設および流雪溝の整備

機械除雪の困難な市街地等の道路において、必要に応じて消雪パイプ等を設置するとともに、市街地において道路や屋根雪等の処理が必要で、かつ地域の住民が管理運営を行うことができる箇所については、流雪溝の整備を推進するものとする。

ウ なだれ対策施設の整備

山間地における交通の確保を図るため、なだれ危険箇所になだれ防止柵、スノーシェッド等の設置を推進するものとする。

(2) 除雪用施設および資機材の整備

道路管理者は、各路線や地域の実情に応じ除雪用施設および資機材の整備を図るものとする。

ア 除雪機械の整備

除雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除雪作業の円滑化を図るため、民間における除雪機械の保有状況を把握し、協力体制を確立するものとする。

イ 雪捨場の確保

除排雪作業の効率化を図るため、運搬排雪に利用しやすい雪捨場の確保および整備を図るものとする。

ウ 融雪剤の配備

勾配の急な区間等における車両スリップ防止のため、融雪剤を配備するとともに、沿道に砂箱を設置するものとする。

(3) 道路除雪計画の作成等

ア 道路除雪計画

道路管理者は、毎年道路除雪計画を作成するものとする。

作成に当たっては、適切な冬期道路網が確保されるよう、他の道路管理者と十分連携するとともに、鉄軌道事業者等の関係機関とも協議し、調整を図るものとする。

イ 道路情報連絡体制の充実強化等

道路管理者は、利用者、関係機関等に対し道路交通情報、除雪情報、災害情報、気象に関する

情報等道路に関する各種情報を迅速かつ的確に提供するよう、情報連絡体制および報道機関との連携体制の充実強化を図るとともに、道路情報板、気象観測設備等の整備を図るものとする。

(4) 交通安全施設の整備等

ア 交通安全施設の整備強化

警察本部は、冬期間における信号機、標識等の交通安全施設を適正に維持するため、雪に強い交通安全施設の整備強化を図るものとする。

イ 道路交通情報連絡体制の充実強化等

警察本部は、交通管制センターおよび日本道路交通情報センターの体制を充実強化するとともに、道路管理者との連携を図るものとする。

なお、利用者に対する交通情報を迅速に提供するため、各種情報を迅速に把握し、電話による照会に対する回答をはじめ、関係機関に対する情報提供を積極的に行うものとする。

(5) 住民等の協力体制づくりの推進

県および市町は、降積雪時における交通確保および除排雪が効果的に行われるよう、路上駐車や道路への雪の投げ捨てをしないこと等について住民の協力体制づくりを推進するとともに、事業所等に対しても協力を呼びかけるものとする。

第4 鉄軌道交通対策

(1) 除雪車両等の整備点検等

鉄軌道事業者は、降積雪時における列車の運行を確保するため、除雪車両および除雪機械を整備点検し、鉄道除雪の機械化による効率的な実施を推進するとともに、流雪溝、消融雪装置、防雪柵等の整備充実を図るものとする。

(2) 除排雪体制の強化

鉄軌道事業者は、積雪量等の状況に応じた効果的な除雪作業を行うことができる体制を強化するものとする。また、踏切除雪については、道路除雪と連携して行うことが踏切道の円滑な交通を確保する上で重要であることから、その実施に当たっては道路管理者と事前調整を十分行うものとする。

(3) 情報連絡体制の充実強化

鉄軌道事業者は、全線の運行状況を把握し、利用者等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう、情報連絡体制および報道機関との連携体制の充実強化を図るものとする。

第5 バス交通対策

バス事業者は、道路管理者と事前に協議し、除雪協力体制を確立するとともに、全線の運行状況を把握し、利用者等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう、情報連絡体制および報道機関との連携体制の充実強化を図るものとする。

第6 情報連絡体制の充実強化

県および市町は、各関係機関との連携強化を図り、道路状況、列車等の運行状況等を収集し、住民等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう、情報連絡体制の充実強化を図るものとする。特に市町は、CATV、有線放送、防災行政無線等を通じて住民等に対して情報提供を行うものとする。

また、県、県警察本部、近畿地方整備局福井河川国道事務所、福井地方気象台および中日本高速道路株式会社は、大雪警報が発表された場合等に、県の判断により「福井県道路情報連絡室」を設置するものとし、北陸自動車道や一般国道8号など主要幹線道路の状況を県民等に情報提供するものとする。

第5節 ライフライン施設雪害予防計画

第1 計画の方針

電気通信、電力、ガスおよび上下水道の施設は、住民の日常生活および社会経済活動上欠くことのできないものであることから、電気通信事業者、電気事業者、ガス事業者および水道事業者（以下「ライフライン事業者」という。）は、降積雪時においてもその機能を確保できるよう施設の耐雪化等を図るとともに、被害の状況、応急対策の実施状況等の情報の連絡体制を強化する。

第2 電気通信施設

(1) 電気通信施設の耐雪化

電気通信事業者は、雪害時における情報通信の重要性に鑑み、雪害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の雪害に対する安全性の確保、停電対策、主要な中継交換機の分散設置、主要な伝送路の多ルート構成（ループ構成）、通信ケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策等による防災対策の推進を図るものとする。

(2) 災害対策用機器の配備

電気通信事業者は、災害発生時において通信サービスを確保し、または被害を迅速に復旧するため、災害対策用機器を配備するものとする。

第3 電力施設

電気事業者は、雪害による停電等を防止するため、なだれ防止柵の取り付け、ヒーターの取り付け等発電、送電および配電設備の耐雪化を図るとともに、通常時より巡視および点検を実施し、各設備の機能維持に努めるものとする。

第4 ガス施設

(1) 施設の耐雪化等

ガス事業者は、施設の耐雪化を図るとともに、LPガス設備にあっては冬期におけるガスボンベの交換およびメーター検針の際に設備の異常の有無について十分な点検を行うものとする。また、利用者に対して、屋根雪の落下、除排雪による設備埋没等に伴う事故の防止、設備に異常が発生した場合におけるガス事業者への速やかな連絡等、適切な対応について周知徹底するものとする。

(2) 安定供給の確保

ガス事業者は、道路の通行止め等により輸送ができない場合に備え、ガス原料の備蓄の増強に努めるとともに、ガス原料の代替供給元を確保するものとする。

第5 上下水道施設

水道事業者は、積雪時の水道の供給を確保するため、水道施設の耐雪化に努めるとともに、除排雪による二次的な被害の防止等に努めるものとする。

(1) 施設の耐雪化

積雪またはなだれによる施設の破損、凍結による空気弁、給水栓等屋外施設の破損、停電による機能停止等の被害が予想されるため、設計施行時に積雪荷重および凍結防止設備、予備電源等の耐雪化について十分な検討を行い、適切な運転管理を行うことができる構造とするものとする。

(2) 除排雪による被害の防止等

上水道については、水源池、消火栓等の施設が除排雪による影響を受けないよう標識、柵等で注意を喚起するものとする。また、積雪時の水道水の融雪利用により水道水の供給に影響が出ないように、利用者に対し節水についての協力を要請するものとする。

第6 情報連絡体制の充実強化

ライフライン事業者は、被害の状況、応急対策の実施状況等の情報を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう情報連絡体制および報道機関との連携体制の充実強化を図るものとする。

第6節 農林水産業雪害予防計画

第1 計画の方針

県および市町は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、または被害を最小限に食い止めるため、農業団体等と連携を密にし、施設の耐雪化、除融雪体制の整備等を促進するとともに、被害防止に関する指導を徹底する。

第2 農業

県および市町は、農業者に対し、耐雪性品種の適期播種、融雪期の排水対策等を指導するとともに、施設園芸用施設、畜舎等の耐雪化を促進するものとする。

第3 林業

県および市町は、林業者等に対し、雪に強い健全な森林を育成するため、適切な間伐、枝打ち等の施業技術指導を行うとともに、生産施設、加工施設等の耐雪化を促進するものとする。

第4 水産業

県および市町は、漁業協同組合等に対し、流通施設、燃料補給施設等の耐雪化を促進するものとするとともに、漁業者に対し、係留漁船の早期除雪を指導するものとする。

第7節 地域ぐるみ予防推進計画

第1 計画の方針

雪害に対しては、防災関係機関の的確な対応に合わせ、県民、事業所等の迅速かつ持続的な活動が不可欠であることから、地域の防災力の向上を図り、地域ぐるみの雪害予防対策を推進する。

第2 住民協力体制の確立

(1) 住民に対する啓発活動の推進

積雪時における安全の確保および雪害予防活動の推進のためには住民、事業所等の自主的な取組が不可欠であることから、県および市町は、路上駐車禁止、マイカー通勤の自粛、歩道等の除雪協力等について普及啓発および広報に努めるものとする。併せて屋根雪下ろし中の転落事故、屋根雪の落下等による事故、小型除雪機械による事故等の防止や除雪作業の際の健康管理について周知の徹底に努めるものとする。

(2) 地域ぐるみ除排雪計画の策定等

円滑な除排雪を実施するためには、県民一人ひとりの協力はもとより一斉屋根雪下ろし、一斉除排雪等地域が一体となった協力が不可欠であることから、県および市町は、広報等による啓発活動、町内会等を通じた協力の要請等に努めるものとする。また、市町は、自主防災組織等の活用等住民の協力体制の整備を図るとともに、一斉除排雪の方法、共同除排雪対象施設、自力で除排雪が行えない高齢者等世帯への支援措置等を内容とする地域ぐるみ除排雪計画を策定するよう努めるものとする。

第3 災害時要援護者対策

積雪時には高齢者、障害者等（以下「災害時要援護者」という。）は特に大きな影響を受けることから、県および市町は、災害時要援護者が利用する施設の優先的除雪や、自力で除雪が困難な災害時要援護者に対する除雪ボランティアを企業や学校等を通じて確保するなど災害時要援護者に配慮した施策の推進を図るとともに、在宅の要援護者等に対する定期的訪問および巡回健康相談、防災上必要な知識の普及啓発等の地域ぐるみの支援体制づくりに努めるものとする。

また、市町は、平時から避難支援プランの整備などを通じて、災害時要援護者に対する除雪支援体制を確立するよう努めるほか、災害時要援護者のニーズに応じた除雪支援制度の整備や、広報に努めるものとする。

第8節 「福井県雪害予防対策実施計画」の作成

福井県雪害予防対策協議会は、この雪害予防計画を具体化するため毎年、降積雪期の前に「福井県雪害予防対策実施計画」を作成し、各関係機関が連携した具体的かつ計画的な雪害予防対策の実施を推進するものとする。

また、県は、当該計画の内容について県民、民間団体等の十分な理解と協力が得られるよう周知するものとする。

第 3 章 雪害応急対策計画

第1節 緊急活動体制計画

第1 計画の方針

雪害に際し、県をはじめとする防災関係機関が応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、雪害の規模、程度等に応じた組織の配備、運営等について体制を確立する。

第2 県の配備体制

配備体制ごとの配備基準および職員の参集体制は、別表1によるものとする。

別表1 (本節第2(1)関係)

配備体制等

配備体制	配備基準	参集体制
注意配備	大雪注意報が県下に発表され、危機対策・防災課長が必要と認めた場合	・危機対策・防災課3名
警戒配備	(1) 大雪警報または暴風雪警報が県下に発表された場合 (2) 小規模の雪害が発生した場合 (3) 雪害の発生するおそれがある場合	・危機対策・防災課5名以上 ・道路保全課およびその他関係課のあらかじめ指定された職員
災害対策連絡室設置	(1) 大規模な雪害が発生し、または発生するおそれがある場合 (2) 広範囲にわたる雪害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他知事が災害対策連絡室の設置の必要があると認めた場合	・危機対策・防災課全員 ・各部連絡員 ・道路保全課およびその他関係課のあらかじめ指定された職員
災害対策本部設置	(1) 大規模かつ広範囲にわたる雪害が発生し、または発生するおそれがある場合 (2) その他知事が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合	・職員全員

第3 注意配備体制

(1) 配備および解除基準

ア 配備基準

大雪注意報が県下に発表され、危機対策・防災課長が必要と認めた場合

イ 解除基準

(ア) 大雪注意報が解除された場合

(イ) 警戒配備体制への移行が決定された場合

(ウ) 災害対策連絡室または災害対策本部の設置が決定された場合

(2) 職員の指定

危機対策・防災課長は、注意配備体制において対応する危機対策・防災課員をあらかじめ指定するものとする。

(3) 配備体制の伝達

危機対策・防災課長は、勤務時間外または休日等に注意配備体制をとったときは、参集すべき危機対策・防災課員に伝達するものとする。

(4) 業務内容

参集した危機対策・防災課員は、情報の収集連絡を行うものとする。

第4 警戒配備体制

(1) 配備および解除基準

危機対策・防災課長は、道路保全課長および必要に応じてその他関係課長と協議の上、警戒配備体制をとるものとし、その配備および解除基準は次のとおりとする。

ア 配備基準

- (ア) 大雪警報または暴風雪警報が県下に発表された場合
- (イ) 小規模の雪害が発生した場合
- (ウ) 雪害の発生するおそれがある場合

イ 解除基準

- (ア) 大雪警報および暴風雪警報が解除された場合
- (イ) 雪害応急対策がおおむね完了した場合
- (ウ) 雪害の発生するおそれがなくなった場合
- (エ) 災害対策連絡室または災害対策本部の設置が決定された場合

(2) 職員の指定

危機対策・防災課長、道路保全課長およびその他関係課長は、警戒配備体制において参集する所属職員をあらかじめ指定するものとする。

(3) 配備体制の伝達

ア 勤務時間中における伝達

危機対策・防災課長は、警戒配備体制をとったときは、道路保全課長および必要に応じてその他関係課長に伝達するものとする。

イ 勤務時間外または休日等における伝達

- (ア) 危機対策・防災課長は、警戒配備体制をとったときは、あらかじめ定める緊急連絡網により危機対策・防災課員に伝達するとともに、あらかじめ定める職員を経由して道路保全課長および必要に応じてその他関係課長に伝達するものとする。
- (イ) 伝達を受けた道路保全課長およびその他関係課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により参集すべき所属職員に伝達するものとする。

(4) 業務内容

参集した職員は、総合防災センターで被害情報、雪害応急対策に関する情報等の収集連絡を行うものとする。

第5 福井県災害対策連絡室の設置

(1) 設置および廃止基準

安全環境部長は、土木部長と協議の上、知事の命を受け災害対策連絡室を設置するものとし、その設置および廃止基準は次のとおりとする。

ア 設置基準

- (ア) 大規模な雪害が発生し、または発生するおそれがある場合
- (イ) 広範囲にわたる雪害が発生し、または発生するおそれがある場合
- (ウ) その他知事が災害対策連絡室の設置の必要があると認めた場合

イ 廃止基準

- (ア) 雪害応急対策がおおむね完了した場合
- (イ) 雪害の発生するおそれがなくなった場合
- (ウ) 災害対策本部の設置が決定された場合

(2) 設置場所

災害対策連絡室は、県庁10階総合防災センターに設置するものとする。

(3) 組織および業務内容

ア 災害対策連絡室の室長は、安全環境部長をもって充て、災害対策連絡室の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。

イ 災害対策連絡室の室次長は、安全環境部危機対策監および安全環境部企画幹をもって充て、室長に事故あるときは、安全環境部危機対策監の職にある室次長、安全環境部企画幹の職にある室次長の順序で、その職務を代理するものとする。

ウ 災害対策連絡室員は、危機対策・防災課長、各部連絡責任者（議会事務局総務課課長補佐を含む。）、道路保全課長および必要に応じてその他関係課長をもって充てるものとする。

エ 室長は、情報の収集連絡等に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策連絡室会議を招集するものとする。

災害対策連絡室会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

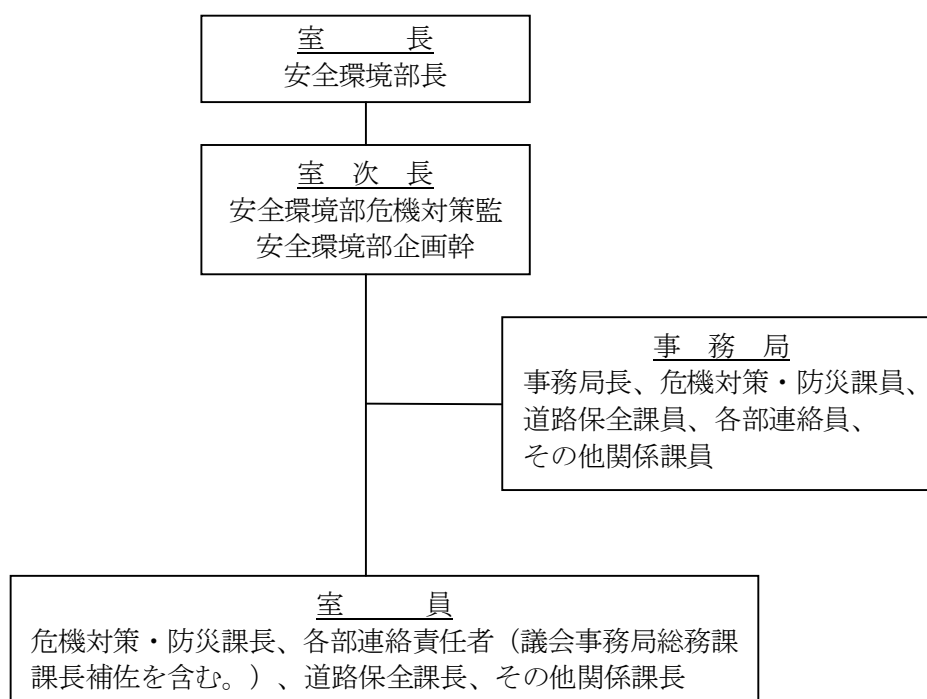
- (ア) 市町の被害状況および雪害応急対策実施状況
- (イ) 関係課の雪害応急対策等の実施に関する事項
- (ウ) 関係課相互の調整に関する事項
- (エ) 防災関係機関との連携推進に関する事項
- (オ) 国、他都道府県および防災関係機関に対する応援要請に関する事項
- (カ) その他情報の収集連絡等に関する事項

オ 災害対策連絡室に危機対策・防災課長を長とする事務局を置き、危機対策・防災課員、道路保全課員、各部連絡員および必要に応じてその他関係課員をもって構成する。

カ 災害対策連絡室の組織図については、別図1のとおりとする。

別図1 (本節第5(3)カ関係)

福井県災害対策連絡室組織(概略)図



(4) 職員の指定

道路保全課長およびその他関係課長は、災害対策連絡室に参集する所属職員をあらかじめ指定するものとする。

(5) 設置の伝達等

ア 勤務時間中における伝達

(ア) 安全環境部長は、災害対策連絡室の設置が決定されたときは、危機対策・防災課長に伝達するものとする。

(イ) 危機対策・防災課長は、副知事、政策幹、安全環境部危機対策監、安全環境部企画幹、各部連絡責任者（議会議務局総務課課長補佐を含む。）、道路保全課長およびその他関係課長に伝達するとともに、庁内放送を行うものとする。

イ 勤務時間外または休日等における伝達

(ア) 安全環境部長は、災害対策連絡室の設置が決定されたときは、危機対策・防災課長に伝達するものとする。

(イ) 危機対策・防災課長は、副知事、政策幹、安全環境部危機対策監、安全環境部企画幹、各部連絡責任者（議会議務局総務課課長補佐を含む。）、道路保全課長およびその他関係課長に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により危機対策・防災課員に伝達するものとする。

- (ウ) 伝達を受けた各部連絡責任者（議会議務局総務課課長補佐を含む。）は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達するものとする。
- (エ) 伝達を受けた道路保全課長およびその他関係課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により参集すべき所属職員に伝達するものとする。

ウ 職員の参集

- (ア) 災害対策連絡室設置の伝達を受けた室員および事務局員は、直ちに総合防災センターに参集するものとする。
- (イ) 室員および事務局員は、大規模または広範囲にわたる災害が発生し、もしくは発生するおそれがあることを覚知したときは、災害対策連絡室設置前であっても直ちに参集するものとする。

(6) その他

この計画に定めるもののほか、災害対策連絡室に関し必要な事項は、福井県災害対策連絡室運営要綱で定める。

第6 福井県災害対策本部の設置

(1) 設置および廃止基準

知事は、次の場合に災害対策本部を設置または廃止するものとする。

ア 設置

- (ア) 大規模かつ広範囲にわたる雪害が発生し、または発生するおそれがある場合
- (イ) その他災害対策本部の設置の必要があると認めた場合

イ 廃止

- (ア) 雪害応急対策がおおむね完了した場合
- (イ) 雪害の発生するおそれがなくなった場合

(2) 道路雪害対策本部の廃止

災害対策本部を設置した場合は、道路雪対策基本計画に基づく福井県道路雪害対策本部は廃止し、その事務および業務は、災害対策本部において処理するものとする。

(3) 設置場所

災害対策本部は、県庁10階総合防災センターに設置するものとする。

(4) 組織、事務分掌等

- ア 災害対策本部長（知事）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。
- イ 災害対策本部副本部長は副知事をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。
- ウ 災害対策本部員は、政策幹、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、会計管理者、企業局長および警察本部長をもって充てるものとする。

また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道管理者を置き、総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てるものとする。

- エ 災害対策本部に別表2の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。

なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県災害対策本部運営要綱で定めるものとする。

別表2（本節第6(4)エ関係）

災害対策本部に設置する部

災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名
総務部	総務部長	農林水産部	農林水産部長
総合政策部	総合政策部長	土木部	土木部長
安全環境部	安全環境部長	会計部	会計管理者
健康福祉部	健康福祉部長	教育部	教育長
産業労働部	産業労働部長	警察部	警察本部長
観光営業部	観光営業部長		

オ 災害対策本部に、本部長、副本部長、本部員および報道主管者で構成する災害対策本部会議を置くものとする。

カ 災害対策本部長（知事）は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策本部会議を招集するものとする。

災害対策本部会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

- (ア) 市町の被害状況および雪害応急対策実施状況
- (イ) 災害対策本部の雪害応急対策等の実施に関する事項
- (ウ) 災害対策本部内各部および現地災害対策本部相互の調整に関する事項
- (エ) 防災関係機関との連携推進に関する事項
- (オ) 国、他都道府県および防災関係機関に対する応援要請に関する事項
- (カ) その他重要な雪害対策に関する事項

災害対策本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、国、現地災害対策本部、関係市町等との情報の共有を図るものとする。

キ 災害対策本部に、安全環境部長を長とし、安全環境部危機対策監および安全環境部企画幹を次長とする事務局を置き、危機対策・防災課長を長とする防災班（危機対策・防災課員）および防災班長が事務局長と協議して指定した班員をもって構成する。

ク 災害対策本部に、事務局長、事務局次長、防災班長および各部連絡責任者（必要に応じて議事事務局総務課課長補佐を含む。）で構成する各部連絡責任者会議を置き、災害対策本部会議が決定する雪害対策に関する必要な事項の調整を行うものとする。各部連絡責任者会議は、事務局長が招集するものとし、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出るものとする。

ケ 災害対策本部の組織図については、別図2のとおりとする。

(5) 設置の伝達

ア 勤務時間中における伝達

(ア) 安全環境部長は、知事が災害対策本部の設置を決定したときは、危機対策・防災課長に伝達するものとする。

(イ) 危機対策・防災課長は、副知事、政策幹、安全環境部危機対策監、安全環境部企画幹および各部連絡責任者に伝達するとともに、庁内放送を行うものとする。

(ウ) 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は部局内各課に伝達するものとする。また、伝達を受けた各課長は、所管する出先機関に伝達するものとする。

イ 勤務時間外または休日等における伝達

(ア) 安全環境部長は、知事が災害対策本部の設置を決定したときは、危機対策・防災課長に伝達するものとする。

(イ) 危機対策・防災課長は、副知事、政策幹、安全環境部危機対策監、安全環境部企画幹および各部連絡責任者に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により危機対策・防災課員に伝達するものとする。また、緊急を要する場合は、あらかじめ定める方法により各部連絡責任者および各部連絡員に参集することを伝達する。

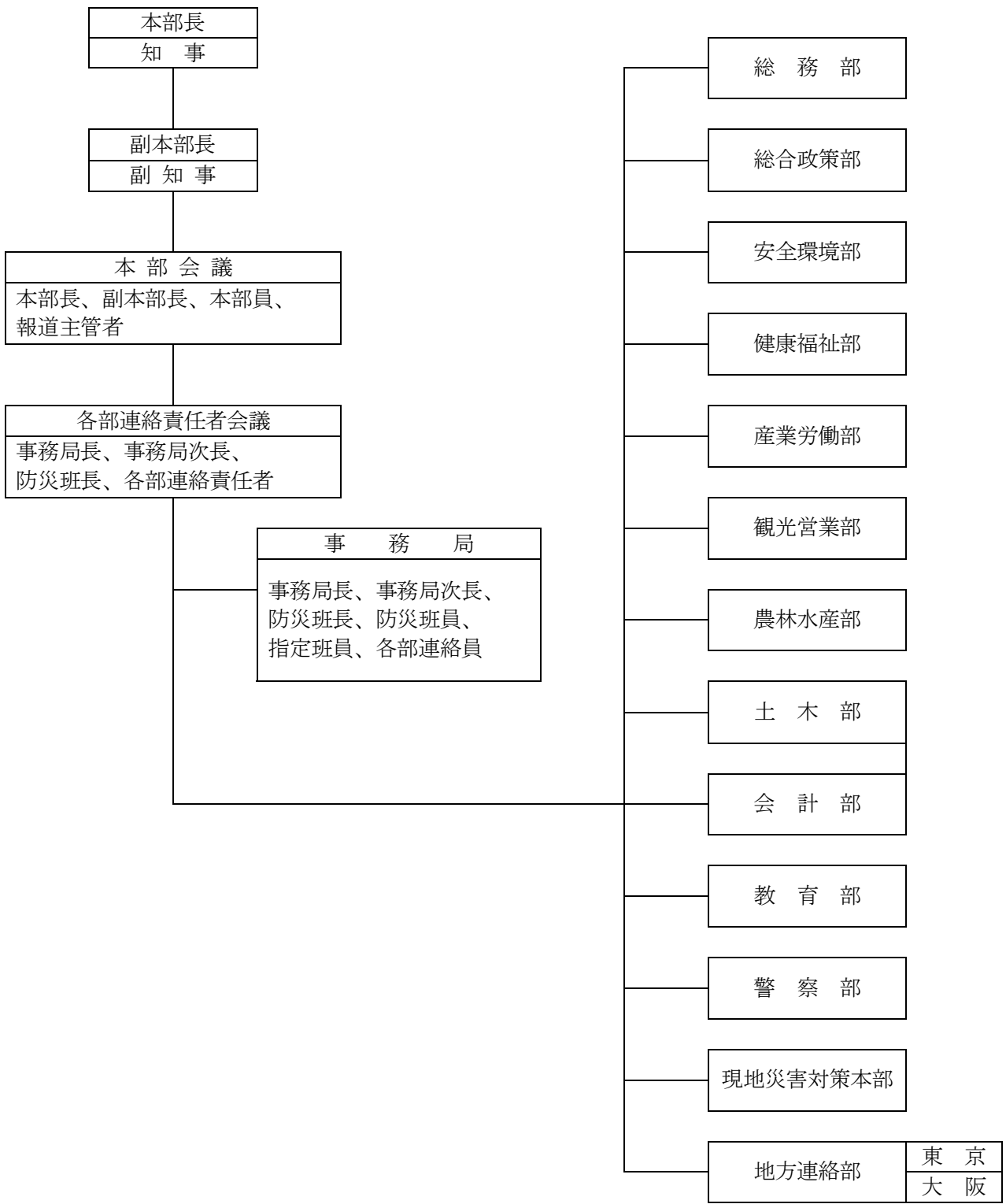
(ウ) 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は、各部局があらかじめ定める緊急連絡網により各部局内各課に伝達するものとする。

(エ) 伝達を受けた各課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達するとともに、所管する出先機関に伝達するものとする。また、伝達を受けた出先機関の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達するものとする。

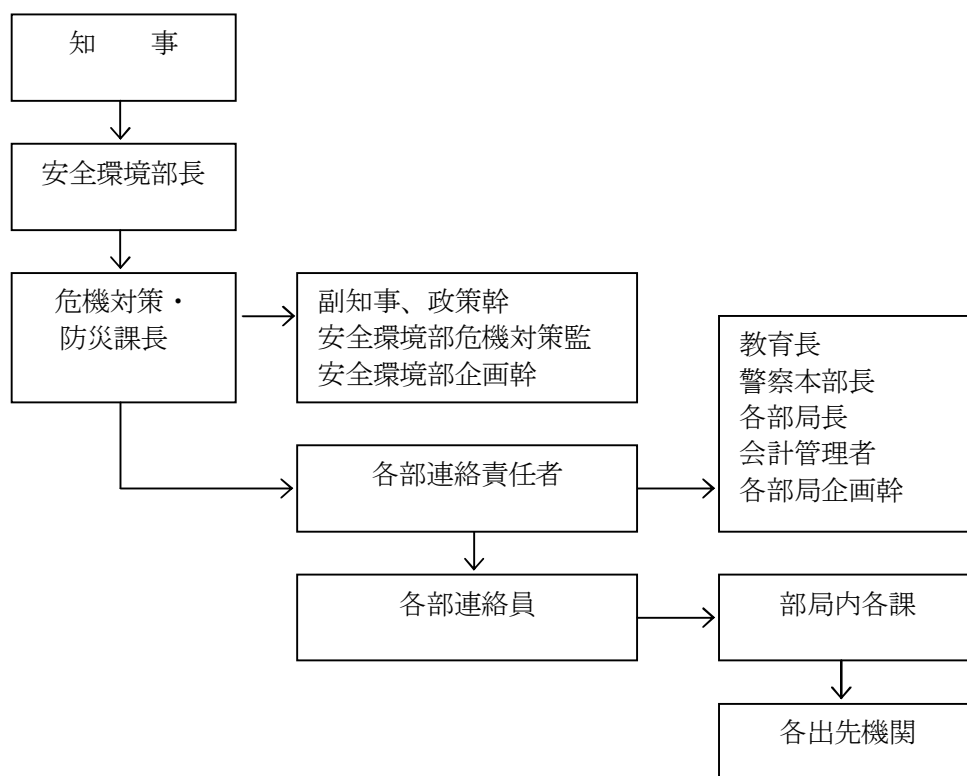
ウ 伝達系統

災害対策本部の設置に係る伝達系統図は別図3のとおりとする。

別図2（本節第6（4）ケ関係）
 福井県災害対策本部組織（概略）図



別図3（本節第6（5）アおよびイ関係）
伝達系統の概略図



(6) 職員の参集

全職員は、大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがあることを覚知したときもしくは災害対策本部設置の伝達があったときは直ちに参集するものとする。

(7) 現地災害対策本部の設置

ア 災害対策本部長（知事）は、必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置し、雪害応急対策を実施するものとする。

イ 現地災害対策本部は、雪害の状況に応じて各県合同庁舎、土木事務所等に設置するものとする。

ウ 現地災害対策本部長は、副本部長、本部員またはその他の職員のうちから災害対策本部長が任命する。

エ 現地災害対策本部に班を置き、その主な事務分掌は福井県災害対策本部運営要綱で定めるものとする。

オ 現地災害対策本部が設置されたときは、当該地域を管轄する県出先機関は、その指揮下に入るものとする。

(8) 地方連絡部

災害対策本部と総務省消防庁ほか中央省庁等との連絡に支障がある場合に備え雪害に関する中央省庁等との連絡、情報の交換を行うため、東京事務所および大阪事務所にそれぞれ地方連絡部を置くものとする。

地方連絡部長には、各事務所長をもって充てるものとする。

第7 市町の配備体制

市町は、市町地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置し、職員の配備体制を整えるものとし、その場合においては、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

第8 指定地方行政機関等の配備体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令または防災業務計画、防災に関する計画に基づき、災害対策本部等を設置し、職員の配備体制を整えるものとし、その場合においては、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

第9 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部、近畿地方整備局福井河川国道事務所、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、公共交通機関等と協議の上、必要に応じて「雪害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。

第10 被害状況等の収集および連絡

雪害時における被害状況等の収集および連絡については、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第5節に準拠するものとする。

なお、総務省消防庁への被害状況等の報告先は、別表3のとおりである。

別表3（本節第10関係）

総務省消防庁への被害状況等の報告先

区 分	電 話	F A X
平日（9:30～18:30）	03-5253-7527（応急対策室）	03-5253-7537（応急対策室）
上記以外	03-5253-7777（宿直室）	03-5253-7553（宿直室）

第2節 防災気象情報伝達計画

第1 計画の方針

各防災関係機関は、福井地方気象台からの大雪等に関する気象注意報、気象警報および気象情報（以下「防災気象情報」という。）の伝達により、雪害を防止し、または被害を軽減する。

第2 防災気象情報の発表

(1) 雪に関する気象警報および注意報の発表

福井地方気象台は、別表4の「市町」を指定して、別表5（大雪警報・注意報基準は別添の一覧表を参照）の基準に従い、気象警報・注意報を発表する。なお、報道機関の一部では「市町をまとめた地域」で報道することがある。

別表4（本節第2(1)関係）
防災気象情報の地域細分区域

府県予報区	地域細分区域		
	一次細分区域	市町をまとめた地域	該当市町
福井県	嶺北	嶺北北部	福井市 あわら市 坂井市 永平寺町 越前町
		嶺北南部	鯖江市 越前市 池田町 南越前町
		奥越	大野市 勝山市
	嶺南	嶺南東部	敦賀市 美浜町 若狭町
		嶺南西部	小浜市 高浜町 おおい町

別表5（本節第2(1)関係）
雪に関連する気象警報・注意報の種類および発表基準

種類		発表基準
気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
	大雪注意報	大雪によって災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、別添の大雪警報・注意報基準一覧表のとおり。
	なだれ注意報	なだれによって災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、降雪の深さが50cm以上、または積雪が100cm以上であって、最高気温が10℃以上になると予想される場合。
	着氷(雪)注意報	着氷・着雪によって災害のおそれがある場合。 具体的には、着氷・着雪が著しく通信線や送電線等に被害が起こるおそれがあると予想される場合。
	融雪注意報	融雪によって災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、積雪地域の日平均気温が12℃以上と予想される場合または積雪地域の日平均気温が10℃以上かつ日雨量が20mm以上と予想される場合。
気象警報	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
	大雪警報	大雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、別添の大雪警報・注意報基準一覧表のとおり。

大雪警報・注意報基準一覧表

発表地域の名称				大雪警報基準 1 2時間の降雪量 (cm)		大雪注意報基準 1 2時間の降雪量 (cm)	
府 県 予 報 区	一次 細分区	市町をまと めた地域	二次 細分区	平地	山地	平地	山地
				福 井 県	嶺北	嶺北北部	福井市
あわら市							
坂井市							
永平寺町							
嶺北南部	越前町	3 0	4 0			1 5	2 0
	鯖江市						
	越前市						
	池田町						
奥越	南越前町	—	4 5		—	2 5	
	大野市						
嶺南	嶺南東部	勝山市	3 0		3 5	1 5	2 0
		敦賀市					
		美浜町					
	嶺南西部	若狭町	3 0		3 5	1 5	2 0
		小浜市					
		高浜町					
おい町							

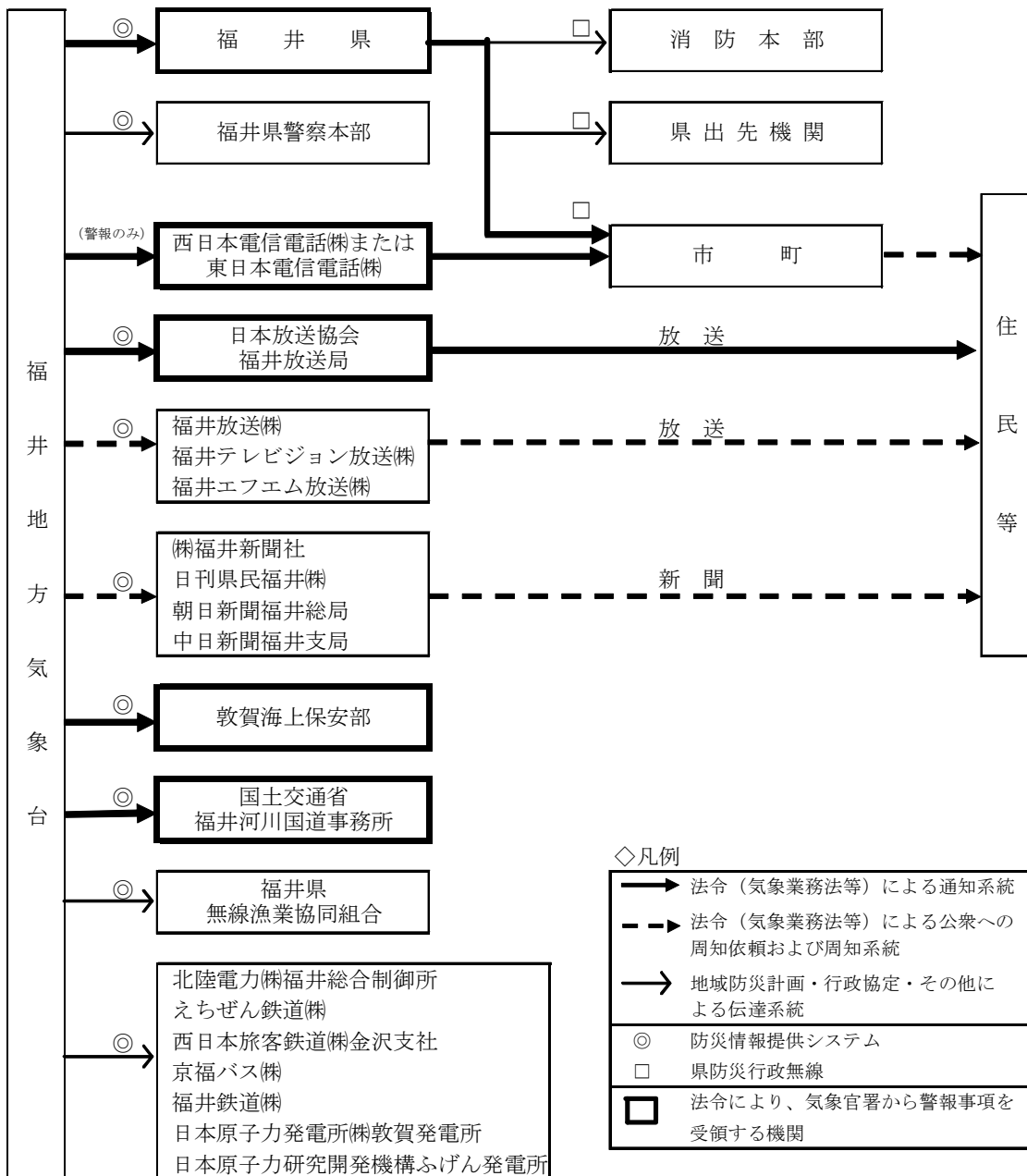
(2) 気象情報

福井地方気象台は、気象注意報および気象警報の本文中で説明しきれない事項やその後の変化等を補足し、または気象注意報および気象警報の発表前に予め注意を喚起するための気象情報を、必要に応じて直ちに発表する。

第3 防災気象情報の伝達

- (1) 福井地方気象台は、防災気象情報を発表し、または解除したときには、専用通信設備等を用いて別図4に掲げる関係機関に対して直ちに伝達する。
- (2) 県は、伝達された事項を防災行政無線等により直ちに県出先機関、市町および消防本部に伝達する。
- (3) 市町は、県から伝達された事項をCATV、有線放送、防災行政無線等を通じて直ちに住民等へ周知する。
- (4) 敦賀海上保安部は、伝達された事項（海域および船舶交通に影響を与える気象警報に限る。）を航行中および入港中の船舶、海事関係機関等に周知する。
- (5) 西日本電信電話株式会社または東日本電信電話株式会社は、伝達された事項（気象警報に限る。）を一般の通話および電報に優先して市町に伝達する。
- (6) 放送機関は、伝達された事項（気象警報に限る。）を直ちに放送し、住民等に周知する。
- (7) その他の機関にあつては、伝達された事項をそれぞれの防災業務に応じて関係機関等に周知する。

別図4（本節第3(1)関係）
防災気象情報の伝達先および伝達系統



第3節 なだれ災害応急対策計画

第1 計画の方針

なだれ災害が発生し、または発生するおそれがある場合、防災関係機関は、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第2 被害情報等の収集・連絡

(1) なだれ災害が発生した場合

県、市町その他防災関係機関は、緊密な連携のもとに被害情報、気象情報等を迅速に収集し、相互に連絡し、情報の共有化を図るものとする。

(2) なだれ災害が発生するおそれがある場合

県、市町その他防災関係機関は、パトロール等により前兆現象の把握や注意報・気象情報等により、なだれ災害が発生するおそれがあると認める場合は、直ちに住民等に周知するとともに、関係機関に連絡するものとする。

第3 体制の確立

(1) 活動体制

県、市町その他防災関係機関は、なだれ災害が発生した場合は、直ちに迅速かつ的確な避難活動、救助活動を推進するための体制を確立するものとする。

(2) 警戒体制

県、市町その他防災関係機関は、なだれ災害が発生するおそれがある場合は、直ちに必要な避難活動を講ずるための警戒体制を確立するものとする。

第4 避難活動

(1) 避難の勧告または指示

ア 市町長

市町長は、なだれ災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その他災害の拡大防止のため必要があると認めるときは、速やかに危険地域の住民等に対し、避難のための立退きを勧告または指示するものとする。また、その旨を速やかに知事に報告するものとする。

イ 警察官

警察官は、市町長による避難の指示ができないと認めるとき、または市町長からの要求があったときは、危険地域の住民等に対し避難のための立退きを指示するものとする。また、その旨を速やかに市町長に通知するものとする。

(2) 避難所の開設

ア 避難所は危険地域ごとに安全な場所を選定し、開設するものとする。

イ 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を県に報告するものとする。

(ア) 災害発生場所および危険地域名

(イ) 避難所開設の日時および場所

(ウ) 避難状況および避難人員

(エ) 開設期間の見込み

(3) 指示事項等の伝達

避難の勧告または指示を行う場合は、危険地域の住民等に対し、避難場所、避難経路、避難時の注意事項等について明確に伝達するものとする。

(4) 避難者の誘導

市町長は、地元警察署および消防機関等と緊密な連携をとり、避難経路の安全を確認し、避難場所に誘導するものとする。

第5 救助活動

県、警察本部、市町および消防本部は、救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 消防本部

消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」等に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊

急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(2) 警察本部

警察本部は、警備部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターを出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通を確保するものとする。

(3) 県

県は、市町または消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

なお、緊急消防援助隊および自衛隊の派遣要請先は、別表6のとおりである。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

別表6 (本節第5(3)および第6(3)関係)

緊急消防援助隊および自衛隊の派遣要請先

区分	派遣要請先	電話番号
緊急消防援助隊	消防庁長官（連絡窓口：応急対策室） （東京都千代田区霞が関2丁目1-2）	03-5253-7527 03-5253-7777（時間外）
自衛隊	陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） （石川県金沢市野田町1-8）	076-241-2171
	海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1190）	0773-62-2250
	航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戎267）	0761-22-2101

第6 救急活動

県、警察本部、市町および消防本部は、救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 消防本部

消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」等に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(2) 警察本部

警察本部は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通を確保するものとする。

(3) 県

県は、市町または消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

なお、緊急消防援助隊および自衛隊の派遣要請先は、別表6のとおりである。

ア 救護班の派遣命令・要請

イ 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

ウ 防災ヘリコプターの出動

エ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

オ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

カ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

キ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

ク 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第4節 孤立地区応急対策計画

第1 計画の方針

積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり孤立した地区（以下「孤立地区」という。）の住民の人命および財産を保護するため、防災関係機関は、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第2 応急対策

(1) 状況の調査等

市町は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名を知事に報告するとともに、連絡隊の派遣等により病人の発生の有無、食糧保有の状況等を調査するものとする。

(2) 救援隊の派遣

市町は、救急患者が発生した場合等緊急の際は直ちに地元警察署および消防機関、隣接地区住民等による救援隊を編成し、当該地区に派遣して救援に当たるものとする。

(3) 医師の派遣等

県および市町は、ヘリコプター等による医師、保健師等の派遣および医薬品、食糧、生活必需品等の輸送、地区住民全員の避難救助等必要な対策を講ずるものとする。

(4) 交通の確保

道路管理者および鉄軌道事業者は、孤立地区に通じる道路および線路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図るものとする。

第5節 交通確保計画

第1 計画の方針

雪害時において、道路、鉄道等の除排雪等を実施し、交通を確保することにより、住民の日常生活および社会経済活動の安定ならびに防災関係機関の実施する応急対策の円滑な遂行を図る。

第2 道路交通の確保

(1) 県

県は、毎年11月に福井県除雪対策本部を設置するとともに、「道路雪対策基本計画」に基づき一般国道県管理区間および県道の除雪を強化し、雪害時における道路交通の確保を図るものとする。

ア 除雪目標

除雪に際しての路線の区分は、交通量を基準とし路線の性格を勘案して別表7のとおり第1種、第2種および第3種とするとともに、最重点除雪路線を設定し除雪を実施するものとする。

別表7 (本節第2(1)関係)
路線の区分

最重点 除雪路線	区分の 目安	県内外のアクセス路線として、北陸自動車道の各I.Cと国道8号、舞鶴若狭自動車道の各I.Cと国道27号を結ぶ路線を指定する。 県内通過交通を対象とした路線として、日交通量15,000台以上の路線を基本に、南北に連なる路線を指定、さらにこれらの路線を結ぶ主要東西路線を指定し、梯子状の道路網を形成する。 病院群輪番制参加病院および周産期母子医療センター等にアクセスする幹線道路および市町道路を指定する。※以下の10病院 (福井県立病院、福井済生会病院、福井赤十字病院、福井大学医学部附属病院、福井愛育病院、福井総合病院、福井社会保険病院、公立丹南病院、市立敦賀病院、杉田玄白記念公立小浜病院) 原子力発電所と国道27号を結ぶ幹線道路を指定する。※以下の5施設 (高速増殖炉もんじゅ、敦賀原子力発電所、美浜原子力発電所、大飯原子力発電所、高浜原子力発電所)	
	除雪 目標	異常降雪時においても2車線以上の幅員を確保し、常時交通を確保する。	
区 分	区分の目安 (日交通量)	除 雪 目 標	
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時には、降雪後約5日以内に2車線確保を図る。	
第2種	500~999台/日	2車線確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には約10日以内に2車線または1車線の確保を図る。	
第3種	500台/日未満	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては一時交通不能になってもやむを得ない。	

注) 異常降雪時とは、38豪雪・56豪雪・18豪雪のような状況をさす。

イ 警戒体制

雪害時において、別表8に掲げる指定雪量観測点の2分の1以上がおおむね警戒積雪深に達した場合を目安として、降雪状況その他を勘案し、知事と近畿地方整備局長が協議の上、警戒体制をとるものとする。警戒体制をとった場合は、知事を本部長とする福井県道路雪害対策本部を設置し、除排雪作業を強化するとともに、福井県災害対策連絡室等との緊密な連携の下、情報連絡を強化するものとする。

なお、災害対策本部を設置した場合は、当該道路雪害対策本部は廃止し、その事務および業務は、災害対策本部において処理するものとする。

別表 8 (本節第 2 (1) および (2) 関係)

指定雪量観測点等

観測点名	観測地点	警戒準備積雪深	警戒積雪深
福井	福井市豊島 2 丁目	7 0 cm	9 0 cm
武生	越前市村国	7 0 cm	9 0 cm
大野	大野市蛇塚	1 1 0 cm	1 5 0 cm
敦賀	敦賀市松栄町	7 0 cm	8 0 cm
小浜	小浜市遠敷	5 0 cm	5 0 cm

ウ 緊急体制

雪害時において、別表 8 に掲げる指定雪量観測点の大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ主要路線における除雪状況、積雪強度その他から緊急事態におちいるおそれがあると判断される場合は、知事と近畿地方整備局長が協議の上、警戒体制から緊急体制に移行するものとする。

エ 緊急体制時確保路線

緊急体制時においては、路線の重要性、追加動員可能な除雪機械台数等を考慮し、基本的には第 1 種および第 2 種路線を緊急確保路線として優先的に除排雪するものとするが、特に最重点除雪路線に指定されている路線については、最優先で除排雪するものとする。この場合、他の道路管理者との相互連絡を緊密にし、連携のとれた道路網の除排雪作業を行うとともに、一斉除雪に努めるものとする。

オ 警戒体制時および緊急体制時の措置

警戒体制時および緊急体制時においては、次の措置を講じ道路交通の確保を図るものとする。

(ア) 情報連絡の強化

(イ) 除雪機械およびオペレーター、その他必要な機械等の確保

(ウ) 除排雪作業の強化

(2) 近畿地方整備局福井河川国道事務所

近畿地方整備局福井河川国道事務所は、「雪害対策計画」に基づき、一般国道直轄指定区間の除雪を強化し、雪害時における道路交通の確保を図るものとする。

ア 除雪目標

除雪幅員は全車線確保を原則とし、異常降雪以外は常時交通を確保するものとする。

ただし、一般国道 1 6 1 号については、幅員、勾配、線形等の道路状況により、降雪状況によっては 1 車線の除雪幅員とすることができるものとする。

イ 警戒体制

雪害時において、別表 8 に掲げる指定雪量観測点の 2 分の 1 以上がおおむね警戒積雪深に達した場合を目安として、降雪状況その他を勘案し、近畿地方整備局長と知事が協議の上、警戒体制をとるものとする。

ウ 緊急体制

雪害時において、別表 8 に掲げる指定雪量観測点の大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ主要路線における除雪状況、積雪強度その他から緊急事態におちいるおそれがあると判断される場合は、近畿地方整備局長と知事が協議の上、警戒体制から緊急体制に移行するものとする。

エ 警戒体制時および緊急体制時の措置

警戒体制時および緊急体制時においては、次の措置を講じ道路交通の確保を図るものとする。

(ア) 情報連絡の強化

(イ) 除雪機械およびオペレーター、その他必要な機械等の確保

(ウ) 除排雪作業の強化

(エ) 応援要請

オ 一時通行止め

日降雪量が 3 0 cm 程度に達し、交通安全の確保および除雪作業が困難となるおそれがある場合は、あらかじめ定めた区間を一時通行止めとして除雪等の作業を行うものとする。

(3) 中部地方整備局岐阜国道事務所

中部地方整備局岐阜国道事務所は、「雪害対策支部運営要領」に基づき、一般国道 1 5 8 号油坂峠道路の除雪を実施し、雪害時における道路交通の確保を図るものとする。

- ア 除雪目標
除雪幅員は全車線確保を原則とする。
- イ 警戒体制
大雪、暴風雪警報が発表され、管内において積雪、凍結等により交通障害の発生する恐れのある場合または発生した場合。
油坂峠道路全線を通行止するとき。
- ウ 非常体制
管内において豪雪等により災害または交通障害が発生した場合。

(4) 中日本高速道路株式会社

中日本高速道路株式会社は、「雪氷対策作業要領」に基づき、高速自動車国道北陸自動車道の除雪を強化し、雪害時における道路交通の確保を図るものとする。

- ア 除雪目標
道路路面に積雪が始まった場合は、速やかに除雪作業を行うものとする。
- イ 非常体制
降雪、吹雪等のため交通の確保が困難または危険になり、交通閉鎖した場合、降雪等のため長時間にわたり通行車両が本線上に滞留したまま交通閉鎖を生じた場合、大規模ななだれが発生した場合等には、非常体制をとるものとする。なお、交通閉鎖の要件は次のとおりとする。
 - (ア) チェーン等装着によっても交通の確保が困難となった場合
 - (イ) 著しく視界が悪化し、交通障害が発生した場合
 - (ウ) なだれ等により交通障害が発生する危険性が認められる場合
 - (エ) 交通事故が発生し、さらに事故を誘発するおそれがある場合
 - (オ) 本線上に渋滞車両が発生し、さらに通行車が増えるとますます状況が悪化し、交通が麻ひするおそれがある場合
- ウ 登坂不能車対策
登坂不能車が発生するおそれがある場合は、直ちに排除ができる体制を確保するものとする。

(5) 西日本高速道路株式会社

西日本高速道路株式会社は、「雪氷対策作業要領」に基づき、高速自動車国道舞鶴若狭道の除雪を強化し、雪害時における道路交通の確保を図るものとする。

- ア 除雪目標
道路路面に積雪が始まった場合は、速やかに除雪作業を行うものとする。
- イ 非常体制
降雪が厳しく雪氷対策作業が難航し、長時間にわたり道路閉鎖が続きまたは、そのおそれがあり通行車両の救済等も含め関係機関等との連絡、調整および出動要請等特別な対策が必要となる場合は、非常体制をとるものとする。なお、交通閉鎖の要件は次のとおりとする。
 - (ア) 除雪等雪氷対策作業の能力を超える交通障害となり、黒路面の確保が困難となった場合
 - (イ) タイヤ指導によっても交通の安全確保が困難となった場合

(6) 市町

市町は、それぞれの道路除雪計画に基づき、市町道の除雪を強化し、雪害時における道路交通の確保を図るものとする。

- ア 除雪に際しての県との連携
県管理道路と接続し、道路ネットワークを形成する市町道の除雪については、県の出動基準に合わせて同時に除雪するなど緊密な連携を図るものとする。
- イ 生活道路の確保
住民等と緊密に連携して効果的、効率的な除排雪を実施し、生活道路の確保を図るものとする。

(7) 緊急交通規制等

- ア 警察本部
 - (ア) 交通規制等
警察本部は、雪害時には交通が渋滞し、または混雑して危険が生じることから、主要道路を中心に一方通行、駐車禁止、車種別規制、交通情報板等による迂回誘導等の措置を講ずるもの

とする。

(イ) 指導取締り等の強化

警察本部は、主要道路交差点、混雑場所等に警察官を重点配置して、指導取締り、誘導等の活動を強化するとともに、交通および除排雪の障害となる路上駐車車両の指導取締体制を強化するものとする。

イ 道路管理者

道路管理者は、気象状況、なだれの発生等交通の危険状況に応じて、関係警察署と緊密な連携の下、交通規制を実施するものとする。

(8) 情報提供

道路管理者は、住民、道路利用者等に対し、道路表示板での表示、報道機関を通じた広報等により、気象状況、道路状況、除雪状況等の情報を適時適切に提供するものとする。また、警察本部は、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路の混雑状況、交通規制の状況、迂回路等の情報を適時適切に提供するものとする。

第3 鉄軌道交通の確保

(1) 除排雪体制等の強化

鉄軌道事業者は、雪害時において、雪害対策本部等を設置し、除排雪および輸送体制を強化するものとする。

なお、除排雪については、排雪車両による機械除雪を原則とし、降積雪および側雪の状況に応じて時期を失せず行うものとする。また、踏切除雪については、道路除雪と連携して行うことが踏切道の円滑な交通を確保する上で重要であることから、道路管理者と事前調整を十分図った上で行うものとする。

(2) 旅客の安全確保

鉄軌道事業者は、降積雪、なだれ等により列車が運転途中で緊急停車した場合には、旅客の安全確保を第一義として、運転の早期回復を図るものとする。また、必要に応じ、給食および医療の手配、傷病者等の救出等の対策を実施するとともに、状況によっては救援列車を出動させて最寄の駅等に移動する等の救援措置を講ずるものとする。

(3) 代替交通手段の確保

鉄軌道事業者は、雪害時の利用者の交通を確保するため、代替交通手段の確保に努めるものとする。

(4) 情報提供

鉄軌道事業者は、常に運行状況を把握し、運休、大幅な遅延等が発生した場合は案内放送等により速やかに乗客等に周知するとともに、県、関係市町、報道機関等に連絡し、広報するものとする。

第4 バス運行の確保

バス事業者は、雪害時においても通勤通学に必要な路線については、道路管理者と連携し、運行を確保するよう努めるものとする。また、常に運行状況を把握し、運休、大幅な遅延等が発生した場合は、速やかに主要停留所での掲示等により乗客等に周知するとともに、県、関係市町、報道機関等に連絡し、広報するものとする。

第5 情報提供の確保

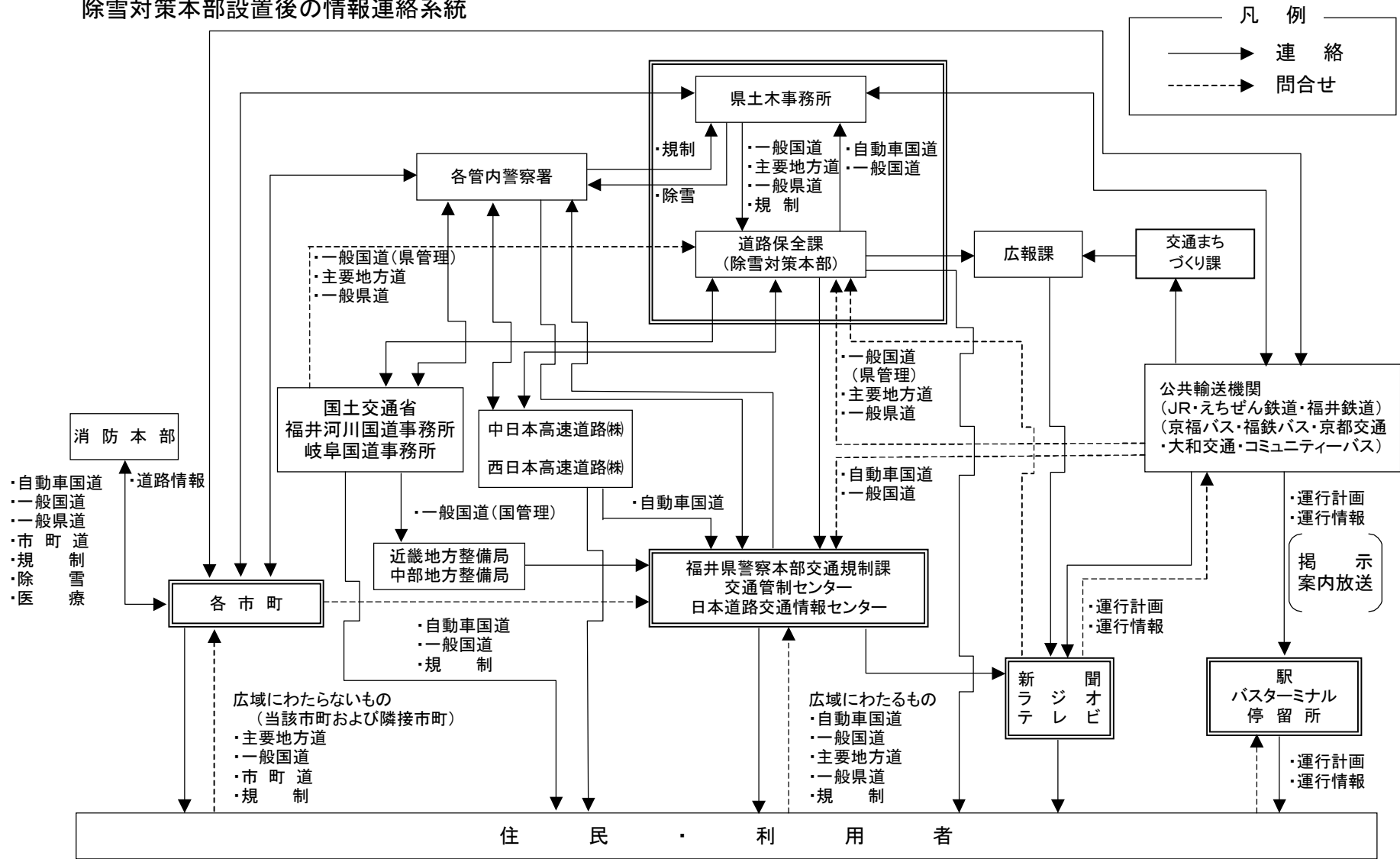
雪害時においては、道路状況、列車の運行状況等の情報は、住民等が交通手段を確保する上で極めて重要であることから、道路管理者、鉄軌道事業者およびバス事業者は、福井県雪害予防対策実施計画に定める情報の収集、連絡および提供の手法等を最大限に活用し、住民等に対する確かな情報提供を行うとともに、県、市町、関係機関等に対する連絡を徹底するものとする。

第6 県および市町の情報提供

県および市町は、各関係機関から道路状況、列車等の運行状況等を収集し、報道機関の積極的な協力を得て住民等に対し、迅速かつ確に情報提供を行うものとする。

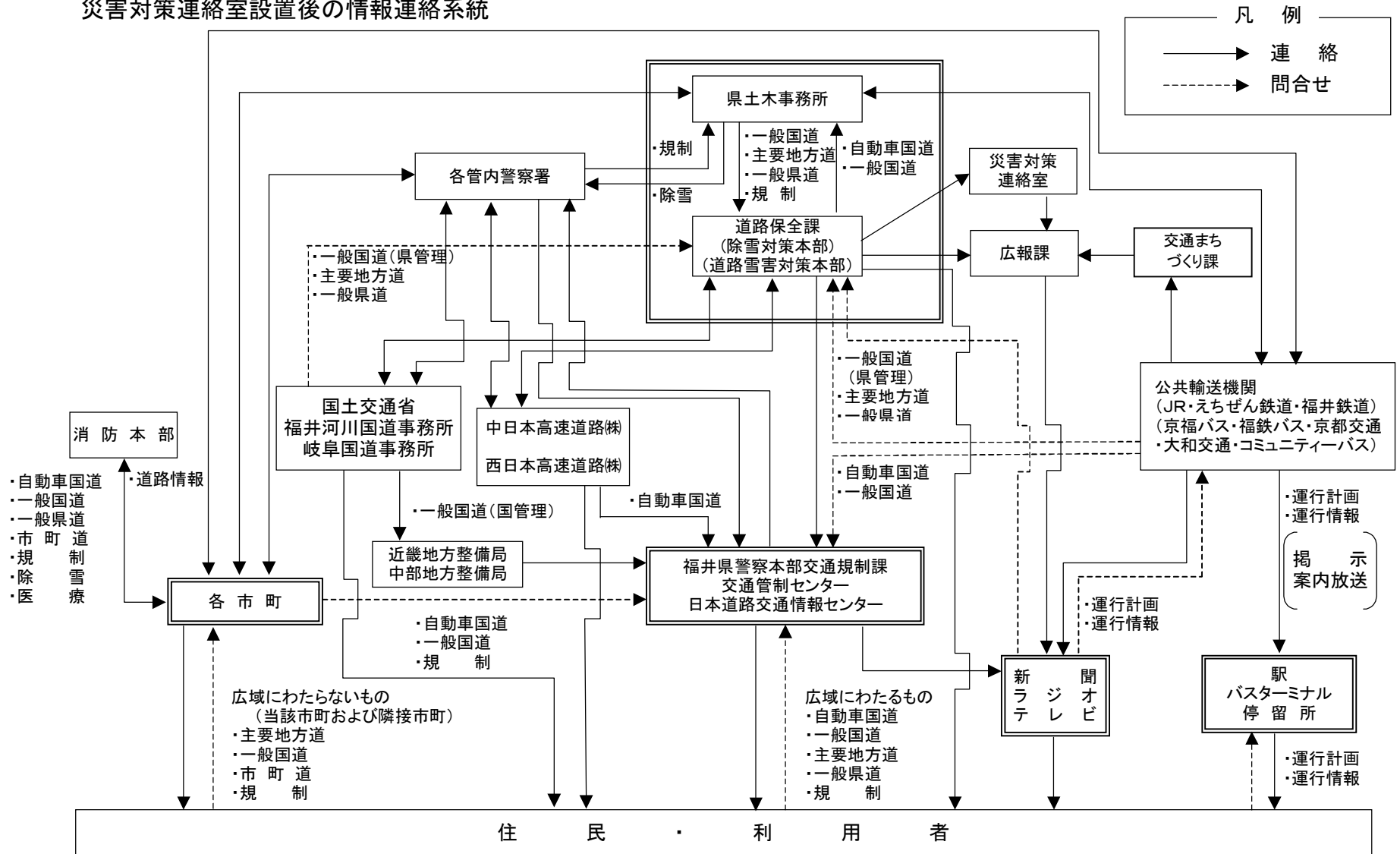
なお、県の除雪対策本部、災害対策連絡室または災害対策本部設置後の情報連絡系統は別図5、別図6および別図7のとおりとする。

別図5(本節第6関係)
除雪対策本部設置後の情報連絡系統



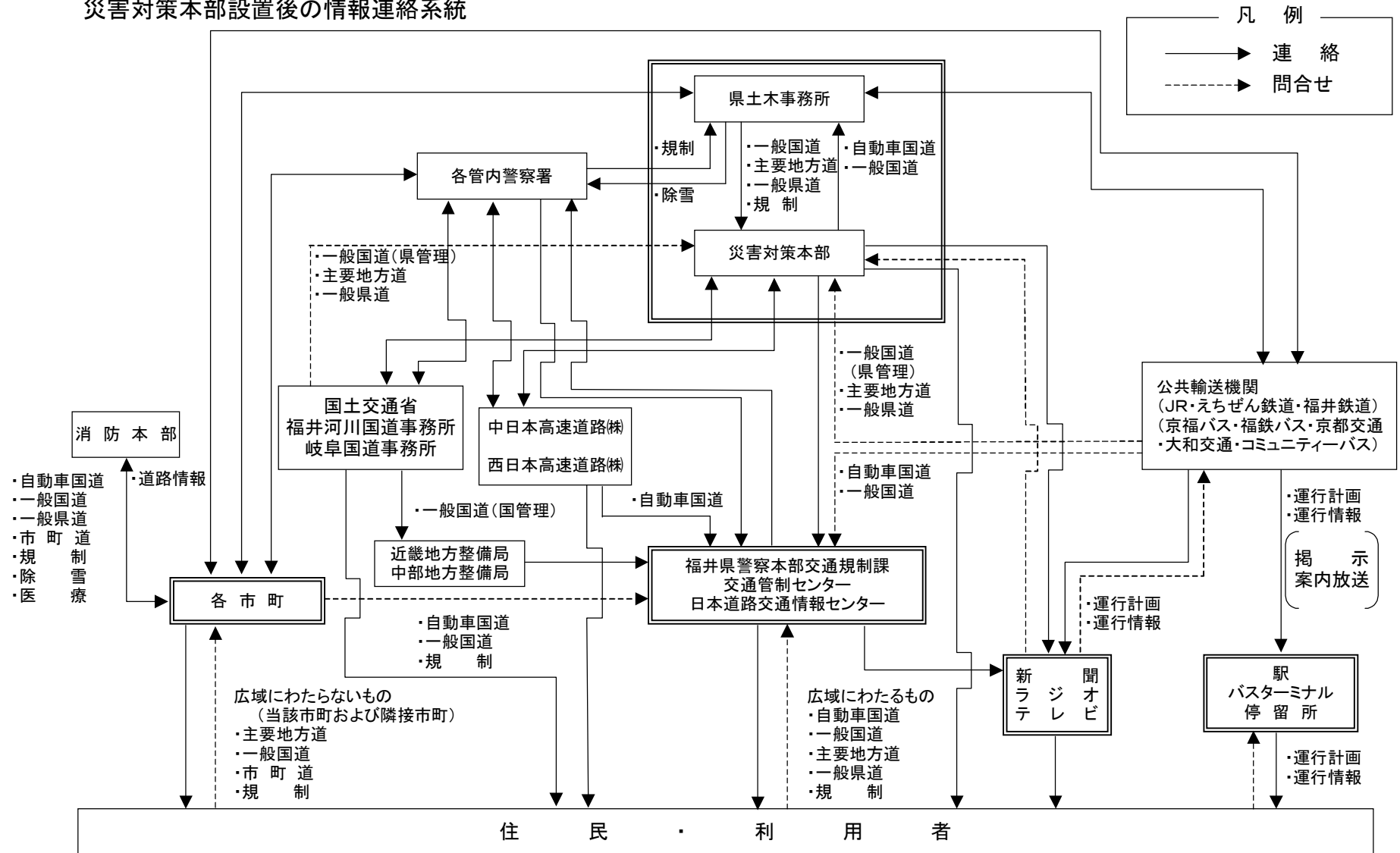
(注)各関係機関は、この情報連絡システムに基づかない場合でも報道機関の取材活動には積極的に協力を行う。

別図6(本節第6関係)
災害対策連絡室設置後の情報連絡系統



(注)各関係機関は、この情報連絡システムに基づかない場合でも報道機関の取材活動には積極的に協力を行う。

別図7(本節第6関係)
災害対策本部設置後の情報連絡系統



(注)各関係機関は、この情報連絡システムに基づかない場合でも報道機関の取材活動には積極的に協力を行う。

第6節 教育環境確保計画

第1 計画の方針

雪害時においては、児童生徒等の生命および身体の安全確保を第一義とするとともに、学校教育の確保に万全を期するものとする。

第2 異常気象時の措置

学校長および園長は、行政機関等と連絡を密にし、通学路等の状況を把握した上で、臨時休校、授業の打ち切り等適切な措置を講ずるとともに、速やかに関係機関、保護者等へ連絡するものとする。

第3 児童生徒等の安全確保

(1) 通学路等の確保

学校長および園長は、行政機関をはじめとする地域の関係機関、PTA等と緊密な連携をとり、一体となって通学路およびその周辺ならびに危険箇所の除排雪を実施するとともに、敷地内の通学路および非常時における避難経路の除排雪を実施するものとする。また、降積雪の状況等によっては、集団登下校およびその引率、保護者等による誘導の依頼等を行うものとする。

(2) なだれおよび落雪危険箇所に関する措置

学校長および園長は、関係機関からの情報収集によりなだれおよび落雪のおそれのある箇所を把握し、当該箇所の通行等を禁止する等児童生徒等に対する安全指導に万全を期するものとする。

第4 校舎等の保全対策

学校長および園長は、積雪に伴う敷地内の危険箇所の点検実施を強化する等、事故防止に万全を期するものとする。特に校舎等の建物については、平常の学校教育が安全に実施できるよう計画的な屋根雪下ろし、危険校舎等の使用禁止等の措置を講ずるものとする。

第7節 ライフライン施設雪害応急対策計画

第1 計画の方針

雪害時における電気通信、電力、ガスおよび上下水道施設の被災によるサービスの供給低下等は、住民の生活および産業活動の維持に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、ライフライン事業者は、雪害時における活動体制を確立し、被害の拡大防止を図るとともに、速やかな応急復旧対策を実施する。

第2 電気通信施設

(1) 活動体制の確立

電気通信事業者は、雪害が発生した場合には直ちに対策本部等を設置し、速やかに被害状況等を把握して迅速な応急復旧対策を講ずるものとする。

(2) 電話回線の輻輳（ふくそう）の早期解消

電気通信事業者は、交通状況等の問い合わせ等が殺到し、電話交換機の処理能力を超える異常な輻輳（ふくそう）となり、電話がかかりにくくなった場合には、利用者への広報、トーキの挿入、回線規制等を実施し、異常輻輳（ふくそう）の早期解消を図るものとする。

(3) 広報活動

電気通信事業者は、利用者に対して、断線等の被害状況、復旧状況、屋根雪下ろし時における断線防止等について、広報車、テレビ、ラジオ等を通じて広報するものとする。

第3 電力施設

(1) 活動体制の確立

電気事業者は、広範囲にわたる停電事故の発生等非常事態の場合には直ちに緊急出動体制をとり、速やかに被害状況等を把握して対策を講じ、迅速な応急復旧を図るものとする。

(2) ヘリコプターの活用

電気事業者は、山間部の送電線等に被害が発生した場合は、ヘリコプターを活用して被害情報の収集ならびに人員および資機材の輸送を行い、早期復旧を図るものとする。

(3) 広報活動

電気事業者は、利用者に対して、断線等の被害状況、復旧状況、屋根雪下ろし時における断線防止、感電等の二次災害防止等について、広報車、テレビ、ラジオ等を通じて広報するものとする。

第4 ガス施設

(1) 施設の点検および除排雪

ガス事業者は、施設の被害防止および軽減を図るため常時、施設、設備等の点検および除排雪に努めるとともに、被害が発生した場合は速やかに被害状況等を把握し、迅速な応急復旧対策を講ずるものとする。

(2) 緊急時対応

ガス事業者は、緊急時における連絡および出動体制をより一層強化し、利用者等からガス漏れ等の通報があった場合には、通報者に対し電話による的確な指示を行い、直ちに現場へ出動し応急措置を行う等必要な措置を講ずるものとする。

(3) 広報活動

県およびガス事業者は、事故が発生した場合においては、警察本部、消防本部等の協力を得て原因究明に努め、その結果等を踏まえ、利用者等に対して再発防止について広報するものとする。

第5 上下水道施設

水道事業者は、水道施設の被害防止および軽減を図るため常時、機器設備等の点検および除排雪に努めるとともに、被害が発生した場合は速やかに被害状況等を把握し、迅速な応急復旧対策を講ずるものとする。また、利用者等に対し、被害状況、復旧状況、給水管の保護、被害発生時の措置等について広報するものとする。

第8節 地域ぐるみ除排雪計画

第1 計画の方針

市町等が行う雪害時の応急対策活動が円滑に実施されるよう、自主防災組織等の活用等を通じた地域ぐるみの除排雪を推進する。

第2 地域ぐるみ除排雪の計画的、効率的な実施

(1) 計画的な実施

市町は、降積雪状況、地域の実情等に応じて次の事項を明らかにした計画を作成するとともに、住民に対してその内容の周知徹底を図り、地域が一体となった一斉屋根雪下ろし・除排雪を実施するものとする。

ア 一斉屋根雪下ろしおよび地域内における一斉除排雪の実施日時

イ 地域ぐるみ除排雪に合わせて市町が実施する道路除排雪の日時および区域

ウ 自力で除排雪が行えない高齢者等世帯を対象として市町が実施する屋根雪下ろしおよび除排雪の実施内容

エ 排雪場所および運搬経路

オ 自家用車の仮駐車場の場所

(2) 効率的な実施

市町は、排雪場所、除排雪機械等を確保するため、地域の関係機関等に対し、その提供について積極的な協力を求めるものとする。

第9節 災害時要援護者応急対策計画

第1 計画の方針

災害時要援護者は、雪害時において自力による日常生活の確保、避難行動等に困難を伴うことが多いことから、県および市町は、これらの状況を十分考慮し、応急対策を実施する。

第2 災害時要援護者の生活支援

(1) 実態の把握

市町は、居宅または避難所において被災した災害時要援護者の実態を速やかに把握するものとする。

(2) サービスの提供等

市町は、保健、医療、福祉等の関係機関との緊密な連携、ボランティアの活用等により、自力で除排雪が行えない高齢者宅等の除雪、移動介助等必要なサービスの提供や生活に必要な物資の確保など、災害時要援護者の生活を支援するものとする。

(3) 巡回相談等

市町は、居宅および避難所へ相談員等を巡回させ、災害時要援護者の生活状況を確認するとともに、健康相談、生活相談等を実施するものとする。

(4) 県の支援

県は、市町の要請や必要に応じ、被災していない市町、近隣府県、関係団体等に対する応援要請、県健康福祉センターを拠点とした巡回健康相談の実施等により市町の応急対策の実施を支援するものとする。

第3 迅速な避難

(1) 地域ぐるみの避難

市町は、雪害により住民避難が必要となった場合、地域住民、自主防災組織等の支援を得て地域ぐるみで災害時要援護者の迅速かつ円滑な避難を行うものとする。また、社会福祉施設の管理者等は、地域住民、自主防災組織等の協力を得て入所者の迅速かつ円滑な避難を行うものとする。

(2) 県の情報提供

県は、他の市町および社会福祉施設の避難受入に関する情報等を収集して被災市町に情報提供し、災害時要援護者の迅速かつ円滑な避難を支援するものとする。

第4章 雪害復旧計画

第4章 雪害復旧計画

雪害後の復旧計画については、「福井県地域防災計画（本編）」第4章に準拠するものとする。